

17

VOL.17 2016

静岡文化芸術大学
研究紀要

SHIZUOKA UNIVERSITY OF ART AND CULTURE
BULLETIN 2016

17

静岡文化芸術大学研究紀要

Shizuoka University of Art and Culture Bulletin

VOL.17 2016

静岡文化芸術大学研究紀要 2016
第17巻

2017年3月31日

編集：静岡文化芸術大学 研究推進委員会

発行：公立大学法人静岡文化芸術大学

〒430-8533 静岡県浜松市中区中央 2-1-1

Tel 053-457-6111

Fax 053-457-6123

Shizuoka University of Art and Culture
Bulletin VOL.17 2016

March 31, 2017

2-1-1 Chuo, Naka-ku

Hamamatsu City

430-8533 Japan

Tel +81-53-457-6111 Fax +81-53-457-6123

<http://www.suac.ac.jp/>

目次

原著論文

ホロコースト、隠れユダヤ教徒、隠れ切支丹 ——ソール・ベローと遠藤周作の文学——	鈴木 元子	1
15世紀末から16世紀までのフランスにおける治安行政 ——Police の用語法から——	永井 敦子	15
外国語学習者の「逆向転移」に対する評価と認識 ——インタビュー調査の結果を踏まえて	羅 沢宇	23
価格—価格競争の完全均衡：経路、テリトリー制、料金制	鈴木 浩孝	31
老舗企業研究の変遷にかんする準備的研究—家訓、家憲を中心に—	曾根 秀一	39
ドイツの新たな送電線整備法制と計画手法 —連邦個別計画を素材として—	山本 紗知	47
戦前の日本における大正琴の輸出とそのインドネシアへの伝播	梅田 英春	57
長野県における消防ラッパの普及と変容	奥中 康人	65
リストのマスタークラスにおける編曲の役割	上山 典子	87
ノルマンディ・グリュシーにおけるJ.F.ミレー	立入 正之	99
劇場における象徴領域と演劇研究の理論と実践の方法論 —「芸術作品」をリードする劇場とは何か？	永井 聡子	107
21世紀東京における記念建造物の可能性——塔と都市	天内 大樹	117
構造デザインを学ぶ学生に対して普遍的な工学原理を教える方法に関する考察	岩崎 敏之	123
自治体文化財団に関する研究 ～日本におけるアーツカウンシル的組織の現状と課題～	太下 義之	133

研究報告

「実践演習」の効果の検討（1） 実践演習履修と学生の機会活用スキルの変化	高木 邦子	151	
夏季英語語学研修の効果と効率性： 日記とアンケートによる学生自己評価を通して	ジャック・ライアン アントニ・マーシャル	161	
英語・中国語教育センター3年間の活動報告書	高瀬 奈美 アントニ マーシャル 横田 秀樹 Edward サリツ	マール スプリンガー 羅 沢宇 ジャック ライアン	171
アイトラッキング技術を用いた地域実践的研究の報告	小杉 大輔	177	
デジタルファブリケーションの活用によるデザイン教育	伊豆 裕一	183	
文化芸術による地域資源発信事業の研究 その1～その3	磯村 克郎 日比谷 憲彦	谷川 真美	189
点眼容器の人間工学的研究 —容器の硬さとユーザの主観との関係について—	迫 秀樹	宮田 昌二	197
静岡文化芸術大学生協の設立、その経緯と成果の報告	佐々木 哲也 下澤 嶽	205	

Contents

Original Articles

Holocaust, Crypto-Jews, and Japan's Hidden Christians — Saul Bellow and Shusaku Endo's Literary Crossroads—	Motoko SUZUKI	1
Usage of the Word 'Police' in the Ordinances in France ca. 1480-1580	Atsuko NAGAI	15
Foreigner language learners' evaluation and perception on "backward transfer" — Based on the outcome of an interview survey	LUO Zeyu	23
Subgame Perfect Equilibrium of Price-Price Competition: Route, Exclusive Territories, and Fee.	Hirota SUZUKI	31
A preliminary study on historical transition about researches on long established companies: focusing on family rules and family traditions	Hidekazu SONE	39
Germany's New Planning Process for Grid Expansion	Sachi YAMAMOTO	47
The Export of <i>Taisho-goto</i> from pre-World War 2 Japan and its Spread to Indonesia	Hideharu UMEDA	57
Study of Bugle Culture in Nagano Prefecture	Yasuto OKUNAKA	65
The Role of Transcriptions in Liszt's Masterclasses	Noriko KAMIYAMA	87
Gruchy for Jean-François MILLET	Masayuki TACHIIRI	99
Study for the symbolic field and the performance in the theatre and research for the science on the drama — What is the theater leading the production to an Art?	Satoko NAGAI	107
The Possibilities of A Monument in 21st century Tokyo: Towers and the City	Daiki AMANAI	117
A consideration of the teaching of general engineering principles to structural design students	Toshiyuki IWASAKI	123
Cultural Foundations of Local Governments: Current Status and Issues of Organizations Like Arts Councils in Japan	Yoshiyuki OSHITA	133

Research Report

Measuring the effectiveness of "Service Learning": Developing career skills by registering for "Service learning in the community" and "Theme-based research project" courses.	Kuniko TAKAGI	151	
Evaluating the Benefits of Short-term Study Abroad Experiences: Students' Journals & Questionnaires	Jack RYAN	Anthony MARSHALL	161
English Chinese Language Education Center Three Year Activity Report	Nami TAKASE Anthony MARSHALL Hideki YOKOTA Edward SARICH	Marcus SPRINGER LUO Zeyu Jack RYAN	171
A short report on practical research in the region using Eye Tracking	Daisuke KOSUGI	177	
Design Education Utilizing Digital Fabrication	Yuichi IZU	183	
Research of the transfer works of the native projects by art and culture Vol.1~Vol.3	Katsuro ISOMURA Norihiko HIBIYA	Mami TANIGAWA	189
A Research on the Ergonomics of Eye Drop Containers: The Relationship Between User Opinions and the Hardness of Containers	Hideki SAKO	Shoji MIYATA	197
A report on details and outcomes of the SUAC CO-OP establishment	Tetsuya SASAKI	Takashi SHIMOSAWA	205

ホロコースト、隠れユダヤ教徒、隠れ切支丹 ——ソール・ベローと遠藤周作の文学——

Holocaust, Crypto-Jews, and Japan's Hidden Christians —— Saul Bellow and Shusaku Endo's Literary Crossroads ——

鈴木 元子

文化政策学部 国際文化学科

Motoko SUZUKI

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

ユダヤ系アメリカ作家ソール・ベローのホロコースト体験者を主人公とした2つの小説『サムラー氏の惑星』及び『ベラローザ・コネクション』と、日本の作家遠藤周作の『沈黙』とその周辺のエッセイを中心に、比較文学文化研究をおこなった。1章の序論では共通するアイデンティティの葛藤について、2章では両作家の宗教的背景・大病との闘い・シュタイナーの影響について、3章ではホロコーストとクリスチアン弾圧、及びその作風について、4章では同化が隠れかについて、アルメイダとフェレイラのマラーノ出自説からの読み直し、そして最後に、両作家のオウム／九官鳥という動物表象を論じて結びとした。

In this paper, Canadian-(Jewish)-American writer Saul Bellow's two novels, *Mr. Sammler's Planet* and *The Bellarosa Connection*, whose protagonists are Holocaust survivors, and Japanese Catholic writer Shusaku Endo's masterpiece, *Silence*, along with some related essays are examined by the analytical methods of comparative literature and culture. In Chapter 1, their common identity-troubles are described; Chapter 2, both writers' religious backgrounds, the wars against serious diseases in their entire life, and the influence of Steiner are discussed; Chapter 3, regarding Holocaust and the fearful persecution of the small Christian community in Japan; Chapter 4, the assimilation vs. crypto way of life, or a double life are analyzed in detail; and finally, through the animal symbols of Bellow's parrots and Endo's myna bird, the discussions are led to the conclusion.

1. はじめに

ユダヤ系アメリカ人のソール・ベロー (Saul Bellow) は1915年にカナダのケベック州ラシーヌ (現モントリオール) に生まれ、2005年にボストンで逝去した (満89歳)。日本人の遠藤周作 (Shusaku Endo) は1923年に東京に生まれ、1996年9月29日に東京で亡くなった (満73歳)。

ソール・ベローの第1作『宙ぶらりんの男』(*Dangling Man*) が出版されたのは1944年、遠藤周作の最初の小説は三田文学に発表された『アデンまで』と言われているが、それは1954年のことだった。ふたり共、人生最後まで書き続けていたので、ほぼ10年間の開きはあるものの、おおよそ同世代の作家とすることができそう。

ベローは好きな日本人作家と尋ねられて、谷崎潤一郎と答えているので、一見したところ、ふたりは全く違うタイプの作家に見える。ところが、ふたりには大きな共通点があった。それを、アイデンティティにおける葛藤とでも言うておこうか。ベローはユダヤ人でありながら、アメリカ市民であるという現状に悩み、また遠藤は「日本人でありながらキリスト教徒である矛盾」を抱え込んでいた。このようなふたりの文学について比較考察するのは、これから冒険に出かけるようなものだ。

本稿の着想は、日本にも「ホロコースト」のようなものはあったのだろうか？ もし、あったとしたら、それは何だろうか？と自問したことに始まる。ホロコーストの犠牲者は、約600万人にのぼると言われている。ホロコーストに関するアメリカ文学側からの反応は、まず1953年のライオネル・トリリング (Lionel Trilling, 1905-1975) の言葉「ホロコーストは沈黙しか喚起できない」——つまり「精神活動は伝達不可能な苦悩の前では機能しえない」

に見出すことができる (マタソン、125)。けれども、『アンネの日記』(1952) や、アイヒマン裁判のテレビ放映がきっかけとなって、ホロコーストについての沈黙は終焉を迎えることになる (Kaplan, 38-39)。また、1960年代以降になると、ホロコーストがもたらした心理的・歴史的影響を検証する小説、詩、戯曲、証言が現れてきた。「ナチ体制によるヨーロッパ・ユダヤ人絶滅計画は、1930年代のドイツでのユダヤ人襲撃に始まり、1945年までに強制収容所内の組織的な大量殺人でピークを迎えた」(マタソン、125) の定義からは、ユダヤ人迫害は何世紀にもわたって存在してきたが、ホロコーストとなると、この1930年から45年の約15年間を指していることがわかる。

ロシア出身のユダヤ人移民の三男として、シカゴに育ったソール・ベローは、アメリカという大国のなかで、それも中央の作家になるためにかなりのエネルギーを投入しなければならなかった。それで、ホロコーストをモチーフとした作品に着手できるようになるのは、だいぶ後になってからである。ホロコースト体験者の主人公が現れるのは、1970年出版の『サムラー氏の惑星』(*Mr. Sammler's Planet*) と、その約20年後の『ベラローザ・コネクション』(*The Bellarosa Connection*, 1989) の2作品である。ベローの小説に登場するホロコーストを奇跡的に逃れてアメリカに亡命したユダヤ人たちは、一般市民になっても、ある意味、本人が意識するしないにかかわらず、表面上は同化の波にのまれつつも、実質的には隠れユダヤ教徒のような面を併せ持つことになるのではないだろうか。

もし、ホロコースト (大量虐殺) に類似した事件が日本に存したとすると、それに近いのは隠れキリシタンの弾圧と迫害、拷問、刑の執行ではなかるうか。かくして本論

においては、ソール・ベローのこれら2作品と遠藤周作の小説『沈黙』（1966）を中心に比較考察して、ホロコースト、隠れユダヤ教徒、隠れキリシタンについて論考していくことにしたい。

2. 作家について——宗教・^{やまい}病・シュタイナー

(1) 宗教的背景

ソール・ベローは正統的なユダヤ教徒の両親のもとに生まれた。父のアブラム・ベロ（Abram Belo）は1912年にロシアのサンクト・ペテルブルクから脱出し、翌年妻と3人の子どもたちと合流すると、一緒に姉の住むカナダに移住した。苗字をベロー（Bellow）に変える。姉とふたりの兄がいる中、1915年に末っ子としてカナダで生まれたのが、三男のソールである。父アブラムは青年時代にラビ養成校で勉強していたこともあった。また、ソールの母（Lescha Gordin）の父はラビ（ユダヤ教の聖職者）であった。つまり、祖父はラビだったのである（Atlas 7）。子どもの頃は病気がちで、ほかの兄弟たちよりも母にかわいがられた。ラビの服装をした祖父の写真が、幼かったソールの心に不思議な影響を与えたのは事実である。近所のシュタイン先生（Shikka Stein）のもとにヘブライ語とモーセ五書を勉強に行かされたので、ソール・ベローは4歳で『創世記』をイディッシュ語とヘブライ語の両方で暗唱することができたという。こうして、家は貧しかったが、それでも重厚な文化の中で育ったことになる。両親は家の中ではロシア語やイディッシュ語で会話をし、子どもたちは家で英語やイディッシュ語で話したが、一旦外に出ると、モンリオールの街ではフランス語、学校では英語であった。すなわち、イディッシュ語とヘブライ語と英語とフランス語の使い分けをしていたことになる。ベローは「これらが、異なる言語とは知らなかった」とさえ書いている（Atlas 14）。母はユダヤ教の儀式をつつがなく遵守する人だったので、家庭内ではしっかりと安息日が守られていた。ベローは高校生の頃、共産主義にかぶれたことがあったが、じきに離党。グッゲンハイム奨学金で、1948年からの2年間、パリで暮らした。作家業を第一としたために毎週シナゴークに通うことはしなかったが、ユダヤ人としてのアイデンティティを高く保持し、最後は葬儀をユダヤ教式で執り行うようにと、ずいぶん前から周りの者に

依頼していた。

一方、遠藤周作は幼少時代を満州で過ごしたが、両親が離婚したので、母に連れられて帰国した。兵庫県神戸市の伯母の家に同居した。その伯母の影響で、西宮市にあるカトリック教会聖テレジア大聖堂に一家で通い始めるが、やがて教会の近くに転居する。12歳の時に、カトリックの洗礼を受けた。進学した大学もカトリック系の上智大学予科であった。在学中に、同人雑誌『上智』第1号に「形而上的の神、宗教的神」という評論を発表したが、1942年に退学。この頃、肺を病み、咯血している。第二次世界大戦中は、川崎の勤労働員の工場などで働いたこともある。1945年4月に慶應義塾大学文学部仏文科に入学し、徴兵入隊直前に終戦を迎えた。大学に戻ると、フランスのカトリック文学にのめり込んでいったという。評論を多数執筆していたが、卒業後は1950年にフランスに留学して、リヨン大学に入学した。肺結核により、博士論文の作成は断念しなければならず、1953年に帰国。翌年から作家としての活動を始めた。

(2) 病気との闘い、生死を彷徨う体験

ベローは子どもの頃から呼吸器系が弱かった。『ソール・ベロー書簡集』（末邦訳）の年譜によると、1923年、ベローが8歳の時に腹膜炎と肺炎を併発して、モンリオールのロイヤル・ヴィクトリア病院に半年入院したことがある。小児病棟に入院していた時に、読書のくせがついたそうである。対談で、次のように答えている。

No; it never occurred to me that reality could be anything but what I was being offered. Not then.

When did that notion strike you?

Well, I had a great shock at about eight. I was hospitalized for a half year or so. A missionary lady came and gave me a New Testament for children. I read that. I was very moved by the life of Jesus, and I recognized him as a fellow Jew. I think the hospital drove a lot of that home to me. Because I'd never been away from my



(写真1ab：ブラトルバロ地区のシナゴーク、Congregation Shir Heharim)

parents before.

But had you felt the fragility of life? Did you then?

Oh, yes. Death was something very familiar from an early age. During the great flu epidemic, my brother Sam and I used to sit in the front window, watching the procession of funerals.

(…) I had to struggle with the charge against the Jews that they had been responsible for the crucifixion. (*It All Adds Up*, 288)

プロテスタント系の病院で、はじめて新約聖書を読まされ、ユダヤ人である自分のアイデンティティについて、8歳の子どもながらに葛藤したことが、この引用に見出せる。

加えて、ほかの子どもたちが他界していく中、自分が命を取り留めたことについて、特別の意味を感じないわけにはいかなかったのである。

Anyone who's faced death at that age is likely to remember something of what I felt—that it was a triumph, that I had gotten away with it. Not only was I ahead of the game. I was privileged. And there was some kind of bookkeeping going on. I did my own mental bookkeeping. I thought I owed something to some entity for the privilege of surviving.

So there was a debt as well? A debt that had to be paid off?

A duty that came with survival. Those are the primitive facts.

(*It All Adds Up*, 289)

死に打ち勝ったという勝利感だけに終わらず、わが心の簿記(“mental bookkeeping”)をつけるという習慣が身についた。そして、彼は生き延びたという特権を“some entity”に何か負っていると、何らかの義務を負っているというふうに感じとったのである。幼少時代のそんな希少な経験とあいまって、成人して作家になってからは書くことを天命と信じ、一生涯精進した。病氣回復後は自分の健康維持法を見つけ、特に体調管理には気をつけた。

ところが、80歳を過ぎてから、休暇で行ったカリブ海の島で魚の毒にあたり、数週間も意識不明に陥る。この事件は最後の長篇小説『ラヴェルスタイン』(*Ravelstein*, 2000)に、語り手チックのエピソードとして挿入され、しかもこの生死を彷徨う経験は臨死体験に近いものとして描かれている。小説では、この事件には伏線が用意されていて、ふたりで死後の世界について知りたいなあとお話しているうちに、先に親友のラヴェルスタイン(モデルはAllan Bloom [1930-1992])が没してしまうものだから、彼の回想記を書くためには、生と死の国境を越えて行かなければならないという状況に至るわけである。

ソール・ベローは、2005年4月5日にボストンのブルッ

クラインで亡くなった。伝統的なユダヤ教式で葬儀は行われ、バーモント州の「プラトルバロ・セメトリー(墓地)」に埋葬された。



(写真2: ソール・ベローの墓石)

他方、遠藤周作は37歳の頃、1960年(昭和35)4月のことだが、肺結核を再発して、東京大学伝染病研究所病院を経て、年末には慶應義塾大学病院に転院し、翌年には3度にわたる肺の手術をした。その3度目の手術の前日に、ある見舞客が持ってきた紙製の「踏み絵」を眼にしたと言われている。いつかは危篤状態に陥ったそうであるが、奇跡的に回復することができて、1962年5月に退院した。「そして、三度の手術を乗り越えた昭和39年の春、長崎を訪れた遠藤は、大浦で一枚の踏絵と出会う。その木枠には、黒い足指の痕が残っていた」(『第8回企画展図録』、11)。この後1966年に『沈黙』が出版されることを考えると、何やら不可思議なことが起きたわけだ。

1993年5月に腹膜透析の手術を受けた時も、いつかは危篤状態にまで至ったそうであるが、「ヨブ記の評論を書く」と決心してからは泣き言もいわなくなって、奇跡的に回復したという。1996年9月に亡くなり、葬儀は麴町の聖イグナチオ教会で行われたが、生前の本人の遺志で、『沈黙』と『深い河』だけが棺の中に入れられたという。



(写真3: 遠藤周作文学館)

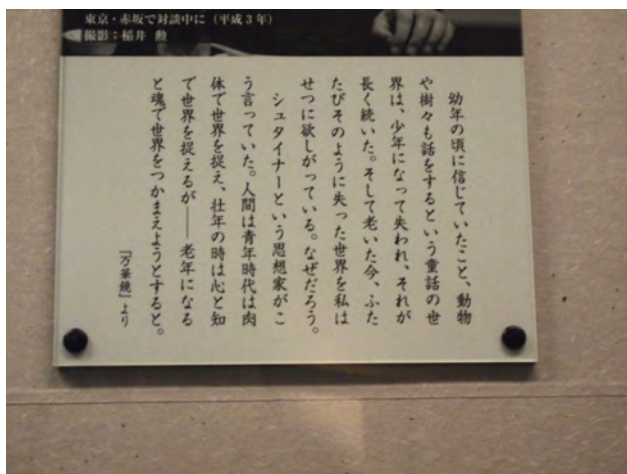
「沈黙の碑」のある遠藤周作文学館は長崎市の外海地区に建てられたが、それは遠藤周作が長崎を第二のふるさととして愛おしんでいたからである。先に(1987年)建てられていたその碑には、「人間がこんなに哀しいのに主よ 海があまりに碧いのです」(Humanity is so sad, Lord, and the ocean so blue)と刻まれている。

(3) シュタイナーの影響

ソール・ベローが、神秘思想家で人智学を創唱したルドルフ・シュタイナー(Rudolf Steiner, 1861-1925)の本を何冊も読んでいたことは、アトラスの伝記に記されている通りである。さらにベローの長男グレッグ・ベロー(Greg Bellow)も最近出版した著書 *Saul Bellow's Heart: A Son's Memoir* の中で、ベローがシュタイナーの本を何年間も勉強していたと証言している——“In private, Saul put Steiner's meditative techniques into regular practice for years. Steiner's books were all over his apartment, left open and upside down, as if he had just paused after reading a passage.”(145)。

1975年の長篇小説『フンボルトの贈り物』(*Humboldt's Gift*)の結末近くで、シュタイナーのことが次のように言及されている。

I devoted long hours to Steiner meditation and did my best to draw close to the dead. I had very strong feelings about this and could no longer neglect the possibility of communication with them. Ordinary spiritualism I dismissed. My postulate was that there was a core of the eternal in every human being. (….) For there were passages in Steiner that set my teeth on edge. I said to myself, this is lunacy. Then I said, this is poetry, a great vision. But I went on with it, laying out all that he told us of the life of the soul after death. (438-39)



(写真4: 遠藤周作文学館内の展示)

ほかに、ベローはこの小説のユダヤ系主人公に、スイスのシュタイナー・センターに行きたいと言わせている——「キャスリンは、サクスターの無事がわかり、いまよりもおだやかで、落ち着いた生活ができるようになったら、どうするつもりなのかなどと、根ほり葉ほりわたしにきいた。わたしはバーゼル近郊のドルナッハにあるスイス・シュタイナー・センター、ゲーテアーナムで一ヵ月ばかり過ごすことになるかもしれない、と答えておいた」(大井浩二訳、下277)。

一方の遠藤周作も、驚いたことに、シュタイナーを読んでいた。その情報を筆者に提供してくれたのが、長崎の遠藤周作文学館の展示であった。

『朝日新聞』の日曜家庭欄に、遠藤は1991年11月3日から翌年10月25日まで連載をしていた。その随筆を1冊の本にまとめたのが、『万華鏡』である。そこに収録されている「命のめぐもり」という随筆の最後を、遠藤はシュタイナーの言葉で結んでいる——「シュタイナーという思想家がこう言っていた。人間は青年時代は肉体で世界を捉え、壮年の時は心と知で世界を捉えるが——老年になると魂で世界をつかまえようとする。そして私もその三番目の魂の年齢になったからだ」(『万華鏡』、97; 写真4)。

3. ホロコーストとキリシタン弾圧

(1) ホロコースト体験とアウシュヴィッツの話

ベローの『サムラー氏の惑星』の主人公サムラーはポーランド(クラカウ)生まれのユダヤ人である。子どもの頃からイギリスにあこがれ、イギリス暮らしが長かったが、義父の遺産の用件でポーランドに行った時に戦争にまきこまれ、ホロコーストの犠牲者となってしまう。今では映画『ザ・サウンド・オブ・ミュージック』の舞台として知られるザルツブルクの難民収容所に埋もれていた彼を、イディッシュ語新聞の避難民リストで、米国の遠縁がみつけてくれた。現在はその医者のおかげで、ニューヨークに移住し、ドイツからの補償金や彼からの援助で慎ましく暮らしている。その姿はイスラエル人の義理の息子(画家)には「地下墓地から掘り出されたキューピー人形」と象徴的に描かれる。それは、こんな経験をサムラーが経ていたからである。

When Antonina was murdered. When he himself underwent murder beside her. When he and sixty or seventy others, all stripped naked and having dug their own grave, were fired upon and fell in. Bodies upon his own body. Crushing. His dead wife nearby somewhere. Struggling out much later from the weight of corpses, crawling out of the loose soil. Scraping on his belly. Hiding in a shed. Finding a rag to wear. Lying in the woods many days. (Mr. Sammler's Planet, 92)

アントニーナが殺害された時に。彼自身も殺されそうになった時に。彼とほかの六、七〇人の者たちがすっぱだかにされて、自分たちの墓穴を掘ら

されたあとで、銃火を浴びせられて倒れこんだ時に。あの時には押しひしがれそうだった。彼の細君の屍体もどこか近くにあるはずだった。ずっとあとになって、幾つもの屍体の重圧の下からもがき出て、しまりのない土から這い出した。腹ばいになって逃げた。小舎に身をひそめた。ぼろぎれを見つけて身につけた。何日も森の中に横たわっていた。(橋本福夫訳、76)

凄惨な光景だが、このペローのフィクションの描写が日本に、類似した事件としてないわけではないということが最近わかった。この夏、筆者が訪れた長崎県五島市で聞いた話である。明治元年(1868)に、浦上でキリシタン迫害が始まると、五島各地でも激しい弾圧と迫害が起こった。久賀島では、6坪ほどの牢屋(民家)に、信者200名を8カ月のあいだ押し込み、連日悲惨な拷問を行ったという。その結果、死者39名、出牢後に死んだ者3名という凄惨な弾圧であった。立て看によると、「その状況は外国使節団の知るところとなり、明治新政府の外交問題に発展し、ついに太政官布告によって明治6年キリシタン禁制の高札が下ろされ、信者達は信仰の自由を勝ち取った」(「牢屋の窄殉教記念聖堂」)というのだが。



(写真5:「牢屋の窄殉教記念聖堂」立て看)

五島のごとは、遠藤周作の『沈黙』でも触れられている。「私[ロドリゴ]たちはまた彼等から驚くような報告を受けました。彼等の部落オオドマリでは村民全部が役人たちの眼をのがれて今も基督教を信じているのです。そしてオオドマリだけではなく、その附近のミヤハラやドウザギやエガミとよぶ部落や村々にも表面、仏教徒を装いながら、しかし信徒である者があまたかくれているとのことでした。(中略)私は五日ほどの間、五島の信徒たちと接触することに決めました」(60-61)。

五島については、1566年にアルメイダとロレンソによってキリスト教の布教が始まったとされている。第19代宇久純堯の洗礼で五島キリシタンの全盛期を迎えた。徳川幕府の約250年にわたる弾圧の中で、信仰を守った潜伏キリシタンの実物資料は、五島観光歴史資料館の3階展示室に保存されている。

では次に、極東の日本人作家、遠藤周作はホロコーストについては知っていたのだろうか。実は、彼は1976年12月にポーランドに行っていた。そのときワルシャワで、フランスのアラン・ビルウという経済学者と遠藤周作は、国際賞を受賞したのである。賞金は国外に持ち出せぬと聞いて、賞金と印税のすべてをワルシャワ大学の日本科に寄附したという。1976年といえば、12月にストックホルムでソール・ペローがノーベル文学賞を受賞した年月であり、まさに奇遇と言わざるを得ない。

しかも、遠藤周作はフランクルの『夜と霧』、ロベール・メルルの『死はわが職業』、ペータ・ヴァイスの『追究』を読んでいた。随筆の「アウシュヴィッツ収容所を見て」が発表されたのは、翌春の『新潮』(1977年3月号)においてであった。ほかにもその時の印象を記した随筆を書いており、『万華鏡』に収録された「人形の話(二)」がそれである。遠藤はこのとき、収容所の建物の地下にある窒息室と飢餓室に案内されていた。

「壁にはあまたの疵があったが、これは囚人が苦しさのあまり、かきむしった疵と私には思われた。二つの部屋の扉には、小さな硝子をはめこんだ穴があった。その穴から囚人の苦しみ、弱る様子を看守が覗いたのである。今でもあの壁のあまたの疵と共に、その小さな覗き穴を鮮明に憶えている。その穴に眼をあてて弱っていく囚人を見ていた男が当時、いたことを考えると、私は人間の心のびきみさを思わずにはいられない。」(『万華鏡』、110)

なぜ、遠藤がアウシュヴィッツに行ったのか、日本人の作家がなぜホロコーストに関心を持ったのかについては、次の引用から概要がわかる。彼は一カトリック教徒として、1930年にポーランドから来日して宣教活動をしていたコルベ神父のことを知り、その神父がアウシュヴィッツで1941年に殉教したことを突き止め、そこを訪れたのである。

私は天主堂前の坂路の、多くの観光客の気づかない一角を凝視していた。小さなその場所はかつて第二次大戦中、コルベという神父が貧しい生活をして布教用の印刷物を作るため仲間と働いていた所である。

その後、彼は日本の孤児たちを養うため資金集めに故国のポーランドに戻ったところを、独逸のナチに捕らえられた。そしてあのアウシュヴィッツ収容所に送られた。

老人や女、子供が毎日、収容所のガス室で殺され、残った囚人は苛酷な強制労働で次々と死んでいった。当然、脱走者も出た。

一人でも脱走者が出ると、見せしめのため何人かの囚人が処刑される。ある日、朝早い点呼の時、整列した囚人たちに看守はまた脱走者の出たことを告げ、罰として何人かが死なねばならぬと宣言した。そしてその何人かを任意に指名した。

指名された一人の男が泣き始めた。無実の罪を

背負った彼は今から死んでいかねばならぬからだ。だった。

その時、丸い眼鏡をかけた痩せた男が列の前に一人背を曲げて進み出て看守に言った。

「私は神父です。だから妻も子もいません。あの人のかわりに私を処刑してくれませんか」

看守はなぜか、この痩せこけた神父の申し出を許した。神父は他の指名された数名の者たちと共に足をひきすりながら拷問や処刑の行われる赤煉瓦の建物に向かった。

彼等が入れられたのは飢餓室という十畳ほどの地下の部屋である。飢餓室は文字通り死ぬまで食べるものは勿論水一杯も与えられぬ部屋である。扉にだけ小さい穴があって、看守はその穴から囚人の衰弱していく姿を観察する。

コルベ神父たちはこの部屋で飢えと苦しみの日、一日を送った。苦しみはやがて苦悶となり、一人、一人、餓死した。神父だけなぜか生き続け、看守は医師をよんで石炭酸を神父の腕に注射して殺した。

(中略)

私は「奇蹟」とは不治の悩みを治したり、石を金に変えることとは思っていない。「奇蹟」とは我々が出来ぬことを行うことである。コルベ神父は凄惨きわまる地獄のようなナチ収容所で、我々のできぬ愛の行為を実行した。これこそ私は奇蹟とよぶ。

(『万華鏡』、105-107)

片や、ソール・ベローがアウシュヴィッツを訪れたのは、遠藤周作より17年も前のことであった。講演ツアーでポーランドとユーゴスラビアに行ったときのことである。人間の毛髪でできたソファーや、人間の皮膚でできたランプシェードを見て、“a feeling of terror” (Atlas, 289) におそわれた。その後、コヴィチ (Covici) に宛てた手紙の中で、“It's too deep. As deep as death, and more familiar than I can admit at the top of my mind. It's family history.” (Atlas, 289) と書いている。さらに、1960年3月17日に、マーシャル・ベスト (Marshall Best) に宛てた手紙では、たった一行であるが、“All jokes aside, what I saw between Auschwitz and Jerusalem made a change in me.” (Letters, 193) とだけ記している。

(2) 隠れキリシタンに対する弾圧、迫害、拷問、処刑

ホロコーストの犠牲者数が約600万人であることは第1章で触れたが、日本におけるキリシタンの犠牲者数は結局どのくらいになるのだろうか。「……しかし私の滞在しました澳門は勿論、エウロパにも、この国にまいりました宣教師たちの働きは手に取るごとく、わかっていました。多くの領主たちが布教をお許しになった時には日本の信徒は三十万を数えたと聞きましたが……」(『沈黙』、171-72)。遠藤は30万と書いているが、これはどの書物においても見かける数字である。この30万人を、国の政策によって、0人に(いないことに)、表面上はしたの

である。

また、ホロコーストのように、1930年から45年の15年間という短いものではなかった。秀吉は天正15年(1587)に「切支丹禁令」を出して宣教師の追放を命じた。けれども、ポルトガル人を主体とするイエズス会では秀吉を刺激しない形で布教を続けており、日本全土に約30万人の信徒がいたと伝えられている。ところがその約10年後、1596年、秀吉は京都と大阪にいる宣教師と信者との処刑命令を出した。そして、1597年西坂の刑場で、26人は十字架に縛られ、脇腹をやりで突かれ、やがて火をつけられて殉教した。



(写真6：日本二十六聖人殉教地)

慶長19年(1614)、徳川家康は秀吉と同様、「禁教令」を布告すると同時に、元大名をも含む「追放令」を宣した。10にのぼる長崎の教会も次々と破壊されていった。長崎キリシタンは5万人。これが迫害の始まりだった。長崎西坂公園付近だけでも、600人以上の信徒が殺されていった。徳川幕府が開かれ、キリシタン大名の有馬晴信が失脚すると、島原半島の華やかなキリシタン史は暗転して、人々は棄教を迫られ、拷問や弾圧に苦しむようになった。1622年に長崎の西坂で56人が殉教(元和の大殉教)。1627年には、雲仙地獄での拷問が始まる。1637年に起きた島原・天草の乱では、約3万7千人のキリシタンを中心にした人々が原城に立てこもり、3か月にわたる戦いが続いたが、結局参加した領民の多くは殺害されて終わった。1639年に、ポルトガル船の来航は禁止された。

そして「潜伏」の時代が始まるが、遠藤周作によると、「慶長二年の二十六聖人以後、寛文十一年の七十五年に渡って、ほとんど毎年、ここでは火刑や斬首が行われた。その最も多かったのは明暦四年(1658)の日本人一〇九名だ……」(「一枚の踏絵から」『全集13』、115)。

潜伏時代のキリシタン崩れについては、宮崎賢太郎の文献(『カクレキリシタン』、31-33)を参考に、時系列に並べてみると次のようになる。

- ・1657年「郡崩れ」——大村藩郡村の潜伏キリシタン608名の検挙(斬罪411名、牢内病死78名、永牢20名、赦免90名)。

- ・1660年～1682年「豊後崩れ」——豊後国大分郡、玖珠郡で220名の逮捕（死罪57名、牢死者59名、在牢36名、赦免65名、江戸送り3名）。
- ・1661年「尾濃崩れ」——美濃国加^か児^こ郡で24名の検挙、1665年には207名、1667年には756名、1669年には33名が斬首。
- ・1790年に「浦上一番崩れ」、1842（39）年に「浦上二番崩れ」、1856年に「浦上三番崩れ」が発生。（※1853年にペリーが浦賀に来航。1858年に「絵踏み」の廃止。）
- ・1805年に肥後国天草に「天草崩れ」が発生し、潜伏キリシタン5202名の摘発。（※1865年大浦天主堂で、隠れキリシタンの一女性がプチジャン神父と再会。）
- ・1867年に最後の弾圧「浦上四番崩れ」が勃発。1868年に浦上の114名が流罪、1869年に残り3300名流罪。
- ・1868年に「五島崩れ」が起き、久賀島や奥浦等でキリシタンが迫害され、190名が入牢。（※1873年に明治政府はキリシタン禁制の高札を撤去したが、その間の殉教者は664名。）

これで全部であるはずがない。ただ言えることは、この日本で、このように数多くの信者たちが断罪されていったということである。それも日本人が日本人に対して、これほどまでに残虐行為を重ねたという事実^{じじつ}に首を傾げざるを得ない。

（3）作風——相違点と共通点

遠藤周作の『沈黙』にはユーモアは皆無で、色調は白と黒にグレーが少し、プロットはひたすら「死」に向かっている。そこには、孤独と絶望しかない。何種類かの「笑い」という言葉はあるものの、それらは「卑屈」、「狡い」、「狡猾」などと結びついている。作中人物たちの階層や階級は明確に区分されている。神の沈黙を主題にしつつ、ロドリゴが慕い、毎日想いを寄せ、その姿をイメージして慰められるのは、父なる神ではなく、御子キリストである。歴史的な人物をモデルにした登場人物に比べ、作家が想像力をいっぱい広げて描いたのは、名も無きキチジローである——「人間には生れながらに二種類ある。強い者と弱い者と。聖者と平凡な人間と。英雄とそれに畏怖する者と。そして強者はこのような迫害の時代にも信仰のために炎に焼かれ、海に沈められることに耐えるだろう。だが弱者はこのキチジローのように山の中を放浪している」（『沈黙』、121）。

ソール・ベローの『ペラローザ・コネクション』の主人公も、名も無きひとりの青年である。このノベラ（中篇小説）は、近所に住む友人の家にディナーに招かれたとき、食事の後にその主が語ってくれた同僚の話に着想を得たものである。

遠藤周作の『沈黙』の着想は、「偶然みた踏絵だった」（『全集13』、106）。1971年1月、人文書院刊の『切支丹の里』に書き下ろされた「一枚の踏絵から」（『全集13』、105-26）に、その辺りの事情は詳述されている。偶然、踏絵に出くわした遠藤は、素朴な疑問をもつ——「第一に、あ

の黒い足指の痕を踏絵を囲む板に残した人たちはどういう人たちなのかということ。第二にこれらの人はその足で自分の信ずるものの顔を踏んだ時、どういう心情だったのかということだった。この二つの疑問はそれをその後、噛みしめているうちに次第に私には切実なものになりはじめた。なぜならば、それは強者と弱者、——つまりいかなる拷問や死の恐怖をもはねかえして踏絵を決して踏まなかった強い人と、肉体の弱さに負けてそれを踏んでしまった弱虫とを対比することだったからである」（前掲書、108）。「いずれにしろはじめて西坂の公園にのぼったあの雨の日、私はその丘にたつて強い者と弱い者とのそれぞれを思った。そしてそれは私にとって、やがて書くであろう小説の視点——カメラアイズをきめる問題に発展していった」（前掲書、111）。

ほかの人物については大方、史実に基づいていて、ロドリゴ改め岡田三右衛門はジュゼッペ・キャラ改め岡本三右衛門である。ただ、少し操作したのは年代に関してである。それにしても、「ふと外からまぎれこんできた異邦人の眼と意識を中心として長篇小説を書き上げるというのは、かなり危険な文学的冒険であり、賭けに違いなかった」（佐伯、309）とは、まさしくアメリカ文学者、かつ文芸評論家の佐伯彰一（1922-2016）の言葉である。

遠藤が『沈黙』の構想を持ち始めたとき、長崎を訪れては雲仙の地獄谷に足を向けた。そして、「もし切支丹時代に自分が生きていたなら……どうしたろうか」と自問自答したという。拷問を受けて殉教した、たとえばポルトガルのアルブフェーラ出身のカルヴァリオ・ヴィンセント神父のように、到底なれそうにない。「私はそして『転び者』といわれる者——つまり肉体や精神の弱さに負けた転び者のなかに自分の主人公を選ぼうと考えた」（『ぼるとがる紀行』『全集12』、402）。

キリシタン時代の殉教した知識人については文献が豊富でも、棄教した人物については教会側の黙殺、および幕府側の闇に葬るといった姿勢から、生涯は明らかにされていない。遠藤の言を借りれば、「要するに転び者、弱者たちは今日の切支丹文献では沈黙の灰のなかに埋められていたのである」（『『沈黙』踏絵が育てた想像』『全集12』、389）ということになる。迫害者側の文献でも、弱者は無視されていたのだから。

相違点として、遠藤周作は日本国（おかみ）の立場からの発言を、何箇所かにおいて書き残している——「いったいにパードレたちの中にはこの盲目の勇気にとりつかれて、日本国に迷惑かけることを忘れる者が多い」（138）、「今更、われらに入用なるものとは一向に思いませなんだ」（139）、「我々が切支丹を禁制にしたのは重々、勘考の結果、その教えが今の日本国には無益と思うたからである」（170）、「切支丹とよぶ樹は異国においては、葉も茂り花も咲こうが、我が日本国では葉は萎え、つぼみ一つけまい。土の違い、水の違いをパードレは考えたことはあるまい」（171）、「エスパニヤ、ホルトガル、オランダ、エグレスとそれぞれ名のる女たちが、日本と申す男の耳に、夜^よ伽^がのたび、たがいの悪口を吹きこみ申してな」（190）。

ここには、遠藤が「小説家は、自分のなかのいろいろな人格をそれぞれ独立させて、それを作中人物として描いていく。『沈黙』について言えば、フェレイラもキチジロー

もロドリゴも私であり、井上筑後守も私なのである」（『沈黙の声』、『第8回企画展図録』、12）と書いている通りに、加害者の言い分がわずかながらも示されているのが見て取れる。それに対して、ソール・ベローのホロコーストを扱った小説では、ホロコーストの首謀者の声はいっさい入られていない。これが大きな相違である。

「主はなんのために、これらみじめな百姓たちに、この日本人たちに迫害や拷問という試練をお与えになるのか。いいえ、キチジローが言いたいのはもっと別の怖ろしいことだったので。それは神の沈黙ということ」（83）に類似した表現は、ほかにも93頁、104頁、152頁に寄せては返す波のように繰り返されている。『沈黙』の主題である「神の沈黙」は、遠藤自身が第二次世界大戦中に宗教的差別を、またフランス留学中には人種差別を、そして、青年期・壮年期と肺結核という病からの身体的苦しみを、ヨブの心境になぞらえて経験したところに起因する、と一般的には言われている。傷口から真珠が生まれるように、小説においては、ロドリゴが踏絵を見たとき、イエスが沈黙を破るシーンとしてカラストロフィを迎える。

もうひとつ指摘すべきは、この『沈黙』で炙り出されるのが、日本という土壌の特質である。神の栄光に満ちた殉教を期待して牢につながれたロドリゴに夜半、フェレイラが語りかける。その説得を拒絶するロドリゴは、彼を悩ませていた遠くから響く躰（いびき）のような音を止めてくれと叫ぶ。その言葉に驚いたフェレイラは、その声が躰々ではなく、拷問されている信者の声であること、その信者たちはすでに棄教を誓っているのに、ロドリゴが棄教しない限り許されないことを告げる。自分の信仰を守るべきなのか、それとも自らの棄教という犠牲によって、イエスの教えに従い苦しむ人々を救うべきなのか。究極のジレンマを突きつけられたロドリゴは、フェレイラが棄教したのも同じ理由であったことを知り、とうとう踏絵を踏むことを受け入れる。ここに日本における、個人より集団を重んじてきた思考および社会システムを見逃すわけにはいかない。さて、英文版 *Silence* を読む（映画を見る）欧米人読者（観客）にはどう映るのだろうか。

4. 同化か隠れか

(1) 文化相対主義

「文化相対主義（cultural relativism）の概念は、ヘロドトスの『歴史（*The Histories*）』の第三巻に最初に記されているが、彼は「われわれはみな自分が生まれた社会の習慣に従っているのです。そのような習慣は全て尊重されるべきである」と述べている（シム、261）。けれども、その後の二千年間というもの、その原則は無視され、西洋文化が優位とされてきたことは周知の事実である。この文化相対主義は20世紀初頭の近代的な文化人類学の勃興をもって、理論として発展していく。大学および大学院で文化人類学を専攻したソール・ベローは、この「何が正しくて何が間違っているのかは各々の文化の中で決定され、二つの異なる文化／道徳の体系が評価される客観的立場などない」という文化相対主義を若い頃から受容していた。『ラヴェルスタイン』にも、「初期の時代のピューリタニズムはもう消失していた。文化相対主義によって、サン・ドミンゴで正しいことが、パゴ・パゴではあやまりで、ゆえに

道徳の規準として絶対的なものはないと考えられるようになった」（“The Puritanism of an earlier time was gone. Relativism held that what was right in San Domingo was wrong in Pago Pago and that moral standards were therefore anything but absolute.” 15）とある通りである。ソール・ベローは自身のそのような立場から、道徳や神学に関して絶対的なものを押しつけるような書き方はせず、ゆるやかな筆致で時代風潮を描出していった作家であった。

(2) 同化か隠れか

ユダヤ系移民二世代のアメリカ人として、半自伝的な小説が多いことを鑑みると、ベローの文学作品の舞台は彼の生きた当時のアメリカ社会ということになる。彼が若い頃は周りの大人たちは移民一世であっただろうが、彼が壮年・老年期になれば、周囲の者はみな二世代ということになる。彼等は大学を出、それなりの社会的地位に就き、アメリカ人として暮らしていた。『ペラローザ・コネクション』においても、主人公の周囲の人間として、ハイマン・スウェルドローについてわずかながら言及されている。職業は投資顧問で、ウォール・ストリートで経験を積んでから、スタイリッシュなニュージャージー州に移ってきた。物静かで、品が良く、一流の背広を着ていたから、ユダヤ教からキリスト教に改宗せずとも社会に同化できたのだ（“One could assimilate now without converting. You didn't have to choose between Jehovah and Jesus.” 81）移民一世の彼の父とは大した違いだった。その老人から、彼はユダヤ人特有の色浅黒く、彫りが深い顔立ちを受け継いでいた。ところが、ユダヤ人らしさを排除するテクニックをみつけて、完璧に信頼できる男性という印象を醸し出せるようになった（“Hyman had discovered a way to drain the Jewish charge from it. What replaced it was a look of perfect dependability” 81）。子どもたちはそれぞれ生化学者と分子生物学者になり、妻は今や水彩画に熱中することができたのだ。

かくして、作品中の小さな描写からも、同世代のユダヤ系アメリカ人たちが、普通のアメリカ人風を装って暮らしていることが察せられる。しかし、それは“replace”の語からわかるように、長年のユダヤらしさ（“Jewishness”）を失って、その代わりに得たものだったことを忘れてはならない。疎遠になっていた親戚に電話をかけ、「わたしが認識したのは、フォNSTAYN家同様、スウェルドロー夫妻もずっと孤立してきたということだった」のだ。現在のユダヤ系アメリカ人にとって、ユダヤの歴史を抱えていくか否かは、その人次第の事柄になっていた。アメリカの社会からある程度の益を得るためには、元来の「群れ」で暮らす生き方を薄めて、つまり「群れ」から遠ざかって大衆にまぎれ、目立たないように暮らす必要があった。これこそ表現の仕方を変えれば、「隠れ」（クリプト）ということにならないか。フォNSTAYNの居場所を探してかけた電話であったのに、ついスウェルドローに対して、義や誉れ、プラトン哲学や、ユダヤ民族の遺産といった話をしてしまう語り手「わたし」であった。が、相手は一向にのりてこず、そそくさと電話を切りたげだった。同世代のユダヤ系

アメリカ人でありながら、心底話し合いたいと思う事柄に関してはまったく対話にならない、いや対話が拒絶されていることこそ、「隠れ」に陥ってしまっていることの証左ではなからうか。

映画監督のマーティン・スコセッシ (Martin Scorsese, 1942-) は、『沈黙』の英語版ペーパーバック *Silence* にまえがきを寄せている。その中で、“Endo himself had great difficulty reconciling his Catholic faith with Japanese culture.” (vii) と理解を示している。これは、ベローの小説にもしばしば見受けられるアイデンティティの葛藤である。ユダヤ教徒がアメリカ文化と折り合いをつけながら生きていかなければならないからである。これは、彼の短編小説 “Him with His Foot in His Mouth” においては、“full American” に対する “half American” という言葉で表現されている。

スコセッシはこの小文で、ほかの文化に適応するには、キリストを裏切った弟子のユダにならなければならないときもあるのだと主張する。ユダになるとは、ユダの役割を担うという意味である。『沈黙』の英訳は、1969年のウィリアム・ジョンストン (William Johnston) の訳に、スコセッシがまえがきを付けて、2015年にイギリスのピカドールから出版された。

For me, it is the story of one who begins on the path of Christ and who ends replaying the role of Christianity's greatest villain, Judas. He almost literally follows in his footsteps. In so doing, he comes to understand the role of Judas. This is one of the most painful dilemmas in all of Christianity. What was Judas' role? What was expected of him by Christ? What is expected of him by us today? With the discovery of the Gospel of Judas these questions have become even more pressing. Endo looks at the problem of Judas more directly than any other artist I know. He understood that, in order for Christianity to live, to adapt itself to other cultures and historical moments, it needs not just the figure of Christ but the figure of Judas as well. (*Silence*, ix)

この引用にある『ユダの福音書』(2006)の復元作業に日本企業は資金協力しているが、ローマ・カトリック教会がボイコット運動を展開した映画『ダ・ヴィンチ・コード』(2006)を配給したのはソニー・ピクチャーズである。マーティン・スコセッシは、転ぶこと、棄教することをユダと表象して、日本の隠れキリシタンの問題を普遍化させようとしているのである。

(3) 隠れユダヤ教徒(マラーノ)と隠れキリシタン

日本では戦国時代であった1543年、ポルトガルは種子島に鉄砲を伝えた。その6年後の1549年に、カトリックの「イエズス会」創設者のひとり、フランシスコ・ザ

ビエルは鹿児島に上陸してキリスト教を伝えた。それから約300年間、隠れキリシタン迫害と弾圧の時を経て、1865年3月17日に世界宗教上の奇蹟と言われている「信徒発見」の出来事が起きた。2月19日の大浦天主堂の献堂式には誰ひとり日本人は来ていなかったが、3月17日の午後12時半頃、ある日本人の女性がプティジャン神父のすぐそばに来て、「私共は、全部あなた様と同じ心でございます」と言った。そして「サンタ・マリアの御像はどこ？」と。こうして、日本にキリシタンの子孫が残っていたことが発見されたのである。

これに類似したユダヤ教徒発見の出来事が、実はヨーロッパで起きた。キリスト教に改宗を強制されたユダヤ人の子孫が、1917年にポルトガル北部の小さな山間の町で見つかったのである。「リスボンのユダヤ人共同体の一員で、ポーランド出身の鉱山技師サムエル・シュヴァルツは、当時、驚くべきことにベルモンテ近郊で、ユダヤ人とのつながりをすべて失いながらも、ユダヤ教のしきたりを今なおしっかり守り続けている農民や日雇い労働者たちを発見したのだ」(『死か洗礼か』、5)。

「マラーノ」とは、スペインにおける集団洗礼の1391年から、スペインからのユダヤ人追放の1497年に至るまでの歳月に、キリスト教への改宗を強制されたスペインやポルトガルにいたユダヤ人の子孫のことである。数百年間もキリスト教徒として生きてきた「隠れユダヤ教徒」の人々のことである。

さらに、フリッツ・ハイマン (Fritz Heymann、44歳の若さでアウシュヴィッツで殺害される) が『死か洗礼か』で述べているのは、マラーノの歴史において、宗教的要因は実は副次的なもので、真の要因となったのは政治的・経済的・社会的な要因だということである。つまり、宗教問題は隠れ蓑であると。異端審問所で、金と財産と社会的地位のある中産上層階級のマラーノが有罪にされたのは、没収した財産を異端審問所と王室とで分け合う仕組みになっていたからだという。

説明はこのくらいにして、ザビエルの鹿児島上陸ののち、五島にはロレンソとアルメイダが時の領主宇久純定の招きにより、城中でキリストの教えを説き、多数の者を洗礼に導いたと歴史書にはある。その五島の人々とキリスト教との出会いを記念するために、現在では、アルメイダの宣教



(写真7：アルメイダの宣教碑)

碑「出会いの日」がたてられている。

遠藤周作も「長崎で伝道をはじめたのはルイス・アルメイダ修士であり」（「一枚の踏絵から」、111）と随筆に書いている。その彼の出自に関してであるが、小岸昭によれば、「日本二十六聖人記念館」の館長パチェコ・ディエゴ（日本名、結城了吾）が1989年にマカオ文化学会から刊行した『ルイス・デ・アルメイダ（1525-1583）——光を燈す医師』の冒頭において、「最も正確だと認められる説によれば、ルイス・デ・アルメイダは1525年にリスボンで生まれた新教徒（*crístãos novos*）であったということです。即ち、リスボンのユダヤ系の家族に生まれたのでした」と書き記している（『隠れユダヤ教徒と隠れキリシタン』、46-47）。すなわち、小岸は、アルメイダの人生の生き方のうちに新教徒であるマラーノ的な二重性を見ようとしている。そして、この論を推し進めていくと、おのずと、棄教者沢野忠庵ことフェレイラにもマラーノ性が見えてしまうことになる。

今一度、遠藤に戻るが、遠藤は小説家としてこの頃の代表的な弱者として、ファビアン不干斎、荒木トマス、フェレイラ（沢野忠庵）、ジョゼフ・キャラ（岡本三右衛門）の4人を選んだ。そして、ほかの3人は資料が乏しく、深掘りすることができなかつたところ、クリストヴァン・フェレイラ（Christovão Ferreira, 1580-1650）のみが浮びあがってきたというのである。本稿で問題にしたいのは、小岸昭の説である。小岸は、フェレイラはいわゆる「マラーノ」（隠れユダヤ教徒）ではなかつたかと問う。ポルトガルに生まれ、16歳でコインブラのイエズス会に入会、翌年からカンボリーの修練院で修練を受ける。23歳のとき、東洋のマカオの神学生だった証明書だけは残っている。1603年にゴアからマカオに着いたフェレイラはここで5年間、倫理学の神学生として過ごした。1609年（慶長14）日本に向かう。1614年の追放令にもかかわらず、37名の宣教師が日本を出発せずに「潜伏」した。その中のひとりに、フェレイラがいる。日本滞在が23年に及んでいたフェレイラも長崎に潜伏していた折、1633年について逮捕されてしまう。拷問5時間後、フェレイラ神父は棄教する。このときの拷問は、宗門奉行の井上筑後守が最後の手段としてとった穴吊りであった。「汚物を入れた穴の中に、体を縛って逆さに入れる。血が頭に逆流して、その苦痛は始めはゆるやかに、徐々に度をまし最後は言語に絶するものとなる」（「一枚の踏絵から」、121）。その後フェレイラは、日本人死刑囚、沢野某の名とその妻子を押しつけられ、長崎と江戸を往復しながら、幕府の通詞として囚人たちに棄教をすすめた。それと同時に、彼は天文学と医学とを教えて、日本に貢献した。それゆえかフェレイラの子孫は代々、医師であった。

汚物による拷問には、栄光に満ちた殉教をさせないよう、人間の尊厳を徹底的に破壊して喪失させる辱めの最たるものという意味合いがあるだろう。ペローの『サムラー氏の惑星』にも、サムラーの親戚のひとり、ウォルター・ブルッフが同様のシーンを見ていた。強制収容所で体験した次の出来事は彼のトラウマと化したので、その後の人生において人に繰り返す話さすにはおれなかつた。

It led, soon, to Bruch's Buchenwald reminiscences. All that dreadful, comical, inconsequent senseless stuff. How, suddenly, in 1937, saucepans were offered to the prisoners for sale. Hundreds of thousands, new, from the factory. Why? Bruch bought as many pans as he could. What for? Prisoners tried to sell saucepans to one another. And then a man fell into the latrine trench. No one was allowed to help him, and he was drowned there while the other prisoners were squatting helpless on the planks. Yes, suffocated in the feces! (58)

すぐにブルッフのブッヘンヴォルトの想い出話につながってゆきもした。（中略）そのうちに一人が便所用の塹壕の中に落込んだ。救い出してやろうにもそれは許されなかつたので、ほかの者たちがどうしようもなく板の上にしゃがんで用便しているあいだに、その男は溺れ死んだ。そうなのだ、排泄物の中で窒息したのだ！（橋本福夫訳、47）

さて、『沈黙』に戻るが、布教の長い年月に比べればあつけなく転んでしまったフェレイラであるが、小岸昭は次のようにフェレイラのマラーノ出自説を展開するのである。

……あるいは大嶋仁氏が言うように、「フェレイラという苗字がマラーノに多い」としても、クリストヴァン・フェレイラのマラーノ出自説はあくまでも推測の域を出ない。だが、たとえ推測に過ぎないとしても、我々はそのような観点に立つことによって、クリストヴァン・フェレイラの屈折した人生と思想の謎を読み解く手掛かりが得られそうに思うのである。というのも、一四九七年のポルトガルにおいて大量のマラーノが発生していたので、クリストヴァン・フェレイラは故郷の村でもコインブラでもマラーノを数多く知っていたはずだからである。実際、フェレイラが生まれた異端審問時代のポルトガルにおいて、宗教的意識の二重性の中に生きるマラーノ現象はごく一般的なことだった。つまり、棄教の後ユダヤ教を信じていることが密告などによって告発されたならば、火炙りの刑に処せられるというカトリック恐怖政治のもとでは、棄教は「人間的弱さ」の現れではなく、生き続ける行為そのものであり、近代的世俗主義の積極的な肯定であった。フェレイラがコインブラで、しかもマラーノの子弟が大勢いたこの由緒ある大学町で宗教的な自由の空気を呼吸していたであろうことは、十分考えられる。神の栄光よりも現世肯定を選ぶ一七世紀のマラーノの一般的傾向を考えれば、フェレイラの転びも一種の「マラーノの棄教」だったのではないかと言えそうである。（『隠れユダヤ教徒と隠れキリシタン』、161-62）

遠藤周作は、ある日、自分がどこかで教えていた大学生の中に「先生。私はフェレイラの子孫なのです」という女子学生がいたことを、驚きとともに、随筆に書き残している（『全集12』、390）。あの時、転んでいたからこそ、この現代日本に存在する子孫ではないか。

一転、ペローの『フンボルトの贈り物』には、ユダヤ系主人公の口を通して、ユダヤ人同胞がかつて住んでいたスペインについて触れている箇所がある。

I didn't feel foreign among Spaniards. They resembled my parents and my immigrant aunts and cousins. We were parted when the Jews were expelled in 1492. Unless you were very stingy with time, that wasn't really so long ago. (421)

スペイン人といるとき、わたしは自分が外国人のような気がしない。連中がわたしの両親や移民としてやってきた叔母やいとこたちに似ているからだ。わたしたちが四散してしまったのは、一四九二年にユダヤ人が追放されたときのことだ。時間に対してあまりしみつた態度をとらないなら、それほどに遠い昔のことではないのだ。（大井浩二訳、下210-11）

1492年スペインで、カトリック教会にユダヤ人は迫害されて追放された。追放されたくなかった者は隠れユダヤ教徒（マラーノ）になった。その国のカトリック教会のイエズス会士たちは、1549年に日本に布教に来た。そして、日本で、日本人に迫害を受けて追放された。殉教の途を選ばなかった日本人農民信者は隠れキリシタンとなって、生き延びた。ヨーロッパにディアスポラ（離散）していて、ホロコーストにあったユダヤ人たちは、アメリカとイスラエルに逃げた。アメリカでは同化して、アメリカ人のようにならなければならなかったが、これも「隠れ」の一種と言えるかもしれない。このようにまとめることができよう。

（4）オウムと九官鳥の話

最後に、ふたりの文学作品内の動物描写から、ユダヤ系アメリカ人作家と日本人作家を少々比較してみたい。ペローは最後の長篇小説『ラヴェルスタイン』に、ユダヤ系アメリカ人の主人公と語り手が偶然オウムの群れに出くわすというエピソードを挿入している。政治哲学が専門のラヴェルスタイン教授は、いまエイズという死の病に冒されていた。大食漢のオウムは、元気な頃のラヴェルスタインを彷彿とさせ、普段なら自然界に無頓着なはずの彼をして、オウムがユダヤ人の容貌に似ていると言わせる。群れで、ピークパーチクと喋っているのがやかましいと強調されている。ペットとして飼われていた一対のオウムがカゴから逃げ出し、巢を作り、それがいつのまにか、ものすごい数に増えた。何やら、アダムとイヴの話のようではないか。この動物シンボルは、「群れ」で行動し、鳴き声が大ききことから、ラヴェルスタインばかりか、ユダヤ民族の表象と捉えることが可能なのである。

そんなペローのオウムの描写に対して、図らずも、発表

の時期からするとこちらの方が古いのだが、遠藤周作にも「九官鳥の話」（『新潮』1962年1月号）という随筆がある。近く大手術を控えた遠藤は、病室のベランダで九官鳥を飼い始める。最初は「おはよう」や「こんにちば」を教えたつもりなのに、その九官鳥の口からもれるのは、「ああ、ああ……」という声のみである。思い当たるのは、もう4年も隣の病室でベッドから動けないでいる老人の溜息である。少し抜粋してみよう。

この病棟には重症が多いので、私は昼はともかく日がくるとほとんど誰とも話をしたことがない。しかし無言の毎夜があまり長く続くと、部屋のなかにいる九官鳥に話しかけてみる。灯を消した真暗な病室で、私は彼の眼だけが光って見えることさえある。

「おい、おい」

しかし彼はじっと黙っているわけだ。

「おい、おい、本当に神さまはいるのですかね」

九官鳥はつめたく凍った夜のように沈黙を守りつづける。それから私がなにも問いもしないのに突然、

「ああ、ああ……」

あの溜息のような声をだすのだ。

（『遠藤周作文学全集12』、277）

この引用箇所からは、病人の孤独、言葉を教えたのに溜息しかつかない九官鳥、神がいるのかいないのか、自分は助かるのかどうかの不安、怖れ……と、ペローのオウム描写のような明るさ、アクション、貪欲、繁殖といったポジティブさは見えない。とは言いながらも、このときのラヴェルスタインの病は末期症状で、亡くなるのは彼の方である。同胞（ユダヤ人）がアメリカで本当にこれから先もうまくやっていけるのかどうか、心配でたまらない。両者とも神の沈黙に対峙していたのは同じである。

5. おわりに

ホロコーストという世界的な大事件から、日本という一国の、ローカルな「隠れキリシタン」へと思考が跳んだことから、本論文の着想が生まれた。結びの言葉としては、小岸昭がうまくまとめてくれている——「両者〔隠れユダヤ教徒と隠れキリシタン〕とも、国民全体を恐怖政治によって一つの宗教に一体化しようとした権力者の絶対主義的な社会構造の『内』に生きながら、『外の思考』を生きて来たということ、そしてカタストロフィーの状況を、『隠れ』のテクニクを駆使しながら人間としてまだ生き続けてゆくことができるような状況に変えていったということである」（『隠れユダヤ教徒と隠れキリシタン』、280）。

ユダヤ系アメリカ人作家と、日本人のカトリック作家であるから、大きな差異があるのは当然のことである。にもかかわらず、共通点や、思いもかけない接点をいくつか指摘することができたのは収穫であった。ソール・ペローの半自伝的小説を書くという手法と、遠藤周作の歴史を追体験しながら書くという手法には相通するところがある。換言すると、創作（フィクション）と現実（リアル）が交差する場が、両作家の文学世界なのである。そして、ふたり

とも精神世界を大切に作る作家であったことが諒解できた。

2015年はソール・ペローの生誕100年の記念すべき年であった。そして、2016年は『沈黙』の出版50年記念、および遠藤周作没後20年の年である。シチリア系アメリカ人で『タクシードライバー』の監督として有名なマーティン・スコセッシ監督の最新映画 *Silence* (『沈黙——サイレンス』) が、2016年12月にはアメリカで公開を待つばかりである(日本では2017年1月公開)。奇しくも、そのようなときに、この小論をまとめることができ、光栄である。但し、本稿は比較文学的な研究である。佐藤優が「グローバル化に対する目に見えない抵抗力が日本ではなぜ強いのかを知るためにも、本書は必読だ」と書いているように、「グローバル、グローバル」との叫びがあちこちで上がっている昨今だからこそ、日本にとって現代的なテーマなのである。

参考文献

- Atlas, James. *Bellow: A Biography*. New York: Random, 2000. Print.
- Bellow, Greg. *Saul Bellow's Heart: A Son's Memoir*. New York: Bloomsbury, 2013. Print.
- Bellow, Janis. "Preface." Saul Bellow. *Saul Bellow: Collected Stories*. New York: Viking, 2001. Print.
- Bellow, Saul. *Mr. Sammler's Planet*. New York: Viking, 1970. Print.
- . *Him with His Foot in His Mouth and Other Stories*. New York: Harper, 1984. Print.
- . *The Bellarosa Connection*. New York: Viking Penguin, 1989. Print.
- . *It All Adds Up: From the Dim Past to the Uncertain Future*. New York: Viking, 1994. Print.
- . *Ravelstein*. New York: Viking, 2000. Print.
- . *Saul Bellow: Letters*. Ed. Benjamin Taylor. New York: Viking, 2010. Print.
- Berger, Alan. "Remembering and Forgetting: The Holocaust and Jewish-American Culture in Saul Bellow's *The Bellarosa Connection*." *Small Planets: Saul Bellow and the Art of Short Fiction*. Ed. Gerhard Bach, and Gloria L. Cronin. East Lansing: Michigan State UP, 2000. 315-28. Print.
- Berger, L. Alan, and Gloria L. Cronin, ed. *Jewish American and Holocaust Literature: Representation in the Postmodern World*. Albany, New York: State Univ. of New York P., 2004. Print.
- Chametzky, Jules. "The Assimilation of the American Jewish Writer: Abraham Cahan to Saul Bellow." *Our Decentralized Literature: Cultural Mediations in Selected Jewish and Southern Writers*. Amherst: U of Massachusetts P, 1986. 46-57. Print.
- Endo, Shusaku. *Silence*. Translated from the Japanese by William Johnston (1969). With an introduction by Martin Scorsese. London: Picador, 2015. Print.
- Kaplan, Dana Evan. *Contemporary American Judaism: Transformation and Renewal*. New York: Columbia UP, 2009. Print.
- Michaels, Leonard. "On Ravelstein." *The Threepenny Review*. No. 86 (Summer 2001) : 11-13. Web. 30 Aug. 2014.
- イーグルストン、ロバート『ホロコーストとポストモダン——歴史・文学・哲学はどう応答したか』田尻芳樹・太田晋訳、みすず書房、2013年。
- 石岡史子・岡裕人『「ホロコーストの記憶」を歩く——過去をみつめ未来へ向かう旅ガイド』子どもの未来社、2016年。
- 遠藤周作「エルサレム巡礼」「九官鳥の話」「ユダと小説」「キリシタン時

- 代の知識人」「日記(フェレイラの影を求めて)」「沈黙——踏絵が育てた想像」「ぼるとがる紀行」『遠藤周作文学全集 第12巻 評論・エッセイⅠ』新潮社、2000年。
- 遠藤周作「ドストエフスキと私」『横瀬浦、島原、口之津』「一枚の踏絵から」「ユダを迎えた闇」「アウシュヴィッツ収容所を見て」「二重生活者として」「踏絵の衝動」『遠藤周作文学全集 第13巻 評論・エッセイⅡ』新潮社、2000年。
- 遠藤周作『沈黙』(新潮文庫) 新潮社、(1966年)、1981年。
- 遠藤周作『切支丹の里』人文書院、1971年。
- 遠藤周作『最後の殉教者』講談社、1974年。
- 遠藤周作『走馬燈』毎日新聞社、1977年。
- 遠藤周作『かくれキリシタン』角川書店、1980年。
- 遠藤周作『万華鏡』朝日新聞社、1993年。
- 遠藤周作 芸術新潮編集部編『遠藤周作と歩く「長崎巡礼」』新潮社、2006年。
- 大石一久『天正遣欧使節 千々石ミゲル——鬼の子と呼ばれた男』長崎文献社、2015年。
- 大橋幸泰『潜伏キリシタン——江戸時代の禁教政策と民衆』講談社、2014年。
- カッセル、ロドルフ他編『原典 ユダの福音書』日経ナショナル・ジオグラフィック社、2006年。
- 小岸昭『隠れユダヤ教徒と隠れキリシタン』人文書院、2002年。
- 小岸昭『スペインを追われたユダヤ人——マラーノの足跡を訪ねて』人文書院、1992年。
- 佐伯彰一「解説」、遠藤周作『沈黙』新潮社、1981年。
- 佐藤唯行『アメリカのユダヤ人迫害史』集英社、2000年。
- 佐藤優「佐藤優が説く! 日本人がキリスト教を『拒絶』した本当の理由」『週間現代』(2016年8月27日号)、講談社、2016年。
- シム、スチュアート『ポストモダン事典』杉野健太郎・下楠昌哉監訳、松柏社、2001年。
- 鈴木元子『ソール・ペローと「階級」』彩流社、2014年。
- スピノザ『エチカ(上) 倫理学』畠中尚志訳、岩波書店、1951年。
- スピノザ『エチカ(下) 倫理学』畠中尚志訳、岩波書店、1951年。
- 長崎文献社編集『旅する長崎学2——キリシタン文化Ⅱ、長崎発ローマ行き、天正の旅』長崎文献社、2006年。
- ハイマン、フィリッツ『マラーノ文学・歴史叢書2 死か洗礼か——異端審問時代におけるスペイン・ポルトガルからのユダヤ人追放』小岸昭・梅津真訳、行路社、2013年。
- バジェス、レオン『日本切支丹宗門史』岩波書店、1938年~40年。
- 福井憲一郎「徳川以来、この国の政府がキリスト教を公式に『解禁』した事実はない」『週間現代』(2016年10月1日号) 講談社、2016年。
- フロイス、ルイス『完訳フロイス日本史⑨ 島原・五島・天草・長崎布教の苦難』松田毅一・川崎桃太訳、中央公論新社、2000年。
- フロイス、ルイス『完訳フロイス日本史⑩ キリシタン弾圧と信仰の決意——大村純忠・有馬晴信篇Ⅳ』松田毅一・川崎桃太訳、中央公論社、2000年。
- ペロー、ソール『フンボルトの贈り物 上下』大井浩二訳、講談社、1977年。
- ペロー、ソール『サムラー氏の惑星』橋本福夫訳、新潮社、1974年。
- マイヤー、マービン他編著『ビジュアル保存版 ユダの福音書』日経ナショナル・ジオグラフィック社、2006年。
- マタソン、スティーヴン『アメリカ文学必須用語辞典』村山淳彦・福士久夫監訳、松柏社、2010年。
- 南島原市企画『南島原歴史遺産——原城跡、日野江城跡、吉利支丹墓碑を中心にキリシタン史跡をたずねて』長崎文献社、2009年。
- 宮崎賢太郎『カクレキリシタン: オラショ——魂の通奏低音』長崎新聞社、2001年、2012年。
- 宮崎賢太郎『カクレキリシタンの実像——日本人のキリスト教理解と受容』吉川弘文館、2014年。
- 結城了悟『ザビエルからはじまった日本の教会の歴史』女子パウロ会、2008年。
- 「不朽のキリスト教文学。遠藤周作の『沈黙』が映画化されるまで」*P+D MAGAZINE*. Web. 4 Oct. 2016.

〈図録〉

- 北村沙緒里編『第8回企画展——遠藤周作と歴史小説「沈黙」から「王の挽歌」まで』長崎市遠藤周作文学館、2014年。

〈小冊子〉

カトリック長崎大司教区監修、長崎の教会群インフォメーションセンター
執筆「大浦天主堂物語」。

〈写真〉

写真1a:「プラトルバロ地区シナゴーク、Congregation Shir
Heharim」(2014年、筆者撮影)

写真2:「ソール・ペローの墓石」(2014年、筆者撮影)

写真3:「遠藤周作文学館」(2015年、筆者撮影)

写真4:「遠藤周作文学館内の展示」(2015年、筆者撮影)

写真5:「『牢屋の窄殉教記念聖堂』立て看」(2016年、筆者撮影)

写真6:「日本二十六聖人殉教地」(2016年、筆者撮影)

写真7:「アルメイダの宣教碑」(2016年、筆者撮影)

* 平成27年度静岡文化芸術大学文化政策学部長特別研究の助成を受けました。ここに謝意を表します。とくに、根本敏行(故)元学部長・副学長に深く感謝申し上げます。

15世紀末から16世紀までのフランスにおける治安行政 ——Police の用語法から——

Usage of the Word 'Police' in the Ordinances in France ca. 1480-1580

永井 敦子

文化政策学部 国際文化学科

Atsuko NAGAI

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

本稿では15世紀末から1570年代までの王令における、ポリスの語の用いられ方と、意味内容の変化を検討する。15世紀末の王令では同業組合や都市の特権を認める際にポリスの語が用いられ、その意味内容は漠然とした秩序維持の場合が多い。しかしフォンタノンが収集した16世紀半ば以降の王令では、ポリスの語が、街路整備、価格規制、犯罪抑止などの具体的な内容をもった秩序維持の意味で用いられるようになる。また「ポリスの事柄」「ポリスについての王令」の範囲が限定され、都市における規則違反に関する情報の掌握と処罰といった、「ポリス役人」の職務内容が明確化する。16世紀におけるポリスは実効力を欠くが、ポリスの内容がこのように具体化したことで、王国の秩序形成手段としてのポリス（治安行政）につながるのではないだろうか。

The word 'police' in the late Middle Ages and Early Modern era had a wide range of meanings from regulation of a craft guild to good administration of the kingdom, and from job of mayors and royal officers to that of the king. Its usage in royal edicts and ordinances should have been shifted from the end of the fifteenth century to the mid sixteenth century. Charles VIII and Louis XII mentioned 'police' in their ordinances most often to regulate craft guilds and second to confirm privilege of towns. They showed their aim to keep good order and police, but rarely noted what was 'good police' and how to keep order. In the ordinances from around 1540 to 1570s collected by Antoine Fontanon, the kings mentioned the same word with more detailed depiction of what should be controlled and how crimes and disobediences be detected and judged. This practical concept of the police may become essential to public order in the sixteenth century.

はじめに

フランスにおいて「ポリス police」の語に規範形成機能から規範を適用する機関までの意味を持たせる用語法は、中世史家のリゴーディエールによれば14世紀には確立していたと言われる¹。しかしリゴーディエールが認めているように、ポリスの語は15世紀までは、必ずしも頻出語でないうえ、「司法とポリス」「ポリスと統治」「秩序とポリス」のように他の語と併置された言い回しが多くみられ、「ポリス」の意味内容は漠然としている²。これに対して1580年に法令集を編纂・出版したフォンタノン Antoine FONTANON は、その「第1巻第5部」で「フランスのポリス、および職人と手工業の規則の全般と個別例を扱う」として、王令・命令を選び出し、それらを「王国全般のポリス」・「パリのポリス」・「穀物の売買と輸送」といった項目ごとにまとめた。その内容は、同業組合への規制や価格統制から、街路清掃と美化、市壁の修築、救貧、ペスト対策、夜警、犯罪防止、徒弟や奉公人の監督、奢侈の規制、度量衡、都市役人による市内の情報収集体制の構築にまで至る³。フォンタノンの収集は一例にすぎないが、「ポリス」が王国行政の限られた分野を指す語となっていた可能性を示唆する。しかもフォンタノン法令集に収録された16世紀半ば以降の王令では、取り締まりを担う人物の範囲・権限が詳細かつ明確になってくる。

本稿ではこのように刊行史料としての王令集⁴とフォンタノン法令集によりながら、15世紀末からフォンタノンの時代までにおける、ポリスの語の意味内容の変化を検討し、それを当時の君主が意図した秩序維持体制のあり方につなげていきたい⁵。

同業組合同規約と経済秩序

——15世紀末、王令集から——

王令集に本文が収録されているシャルル8世（在位1483～1498）とルイ12世（在位1498～1515）の王令の中で、文中にポリスの語が見られるものは89件に上る。これには名詞の「ポリス police; pollice; policia」だけでなく、動詞「ポリスする policer」と分詞形「ポリスされた policé」と形容詞「ポリスの politic」を含む。そのうち王令の対象となる都市と商工業の職種が特定でき、内容的に同業組合同規約に当たるものは50件を数える。ただしポリスが職業的秩序をさすとは限らない。例えば1484年9月に出されたパリの鍋工の規約の、「彼らの職業と商品が今後よりよくポリスされるように」という箇所でのポリスは職業的秩序と解釈できるが⁶、1485年8月に出されたパリの小問物商と聖ルイ信心会の規約で、「当該都市のすべてのポリスの統治を担う余のプレヴォ」という箇所に使われているポリスの語は、より広範囲の秩序を意味すると解釈できる⁷。

上の王令89件のうち20件は特定の都市を対象とした都市特権に関わるもので、市長・助役といった都市当局の構成員と選出方法や権限を定めたもの、公設市場や市庁舎に関するものを含む。これらの王令では、ポリスの内容が都市の商工業の秩序と解釈できるものと、都市の全般的な秩序と解釈できるもの、どちらも特定しにくいものが出てくる。例えば1497年にパリの公設市場の秩序を定めた王令では、「パリのポリス」に続けて「食料に関しても商業に関しても」と補っており、商工業の秩序と解釈できる⁸。1484年4月の、トゥールーズに近いアザの特権

を規定した王令では、「司法の事柄およびその他の大市・市場とポリスに関するすべての特権・自由・慣習・規約および命令」を承認すると述べられている⁹。同様の併置は1496年5月の、同じラングドック地方のラヴォールの住民に対する特権規定においても見られ¹⁰、これらのポリスの語は商業秩序と解釈できる。

ポリスの語で都市の全般的な秩序をさす例として、1483年1月付でエダンの都市特権を確認する王令では、1447年7月付のブルゴーニュ公フィリップの命令を引用した後、当該都市に「エダン市の規定と当局の事柄、および都市の善と利益とポリスの維持のための規約・王令・命令」が与えられるとしている¹¹。1484年12月付のアンジェの特権に関する王令では、「当該都市を良き秩序とポリスのうちによりよく保つため」、市長・助役その他の都市役人からなる都市当局に「都市当局、その体制、ポリスおよび統治の維持」に当たらせるとしている¹²。また1492年5月にサントの都市特権を確認する王令では、市長と助役などが「当該都市の司法とポリスを担い、市内および郊外のすべての住民に通じている」べきだと規定している¹³。

具体的な秩序維持の内容が示されている例として、1498年1月付のブルージュの都市特権を確認する王令で引用されている、1491年1月にシャルル8世が同市に与えた王令がある。引用文の中で、王が市長と助役に「当該都市の状況・秩序とポリスに関して、都市と郊外における権限」を認める際に、その職務を「都市の橋・門・街路の修理、管理、清掃、新たに都市の公共の道路を侵しかねない建物の規制、防火のための井戸や貯水槽といった水の用意、その他都市で起こり得る問題として、粉屋の計量と製粉に関する過失や不正、パン屋が売るパンの重さ、肉屋と魚屋が売る肉や魚、それらの転売を含めて食料を扱う小売商や食料品商、その他の必需品として木材・炭・薪・荷車・瓦・砂・石灰・木ずり・舗石その他の都市の建設工事とポリスに関すること、さらにまた法と慣習にしたがって夜警や市門の物見などをすべき人々にさせること」と列挙した¹⁴。王令集を見る限り、15世紀末に都市当局による秩序維持の内容をこのように示した例は稀である。

残る19件の王令は都市より広い範囲を対象としており、その中にはまず特定の地域について規定したものがある。1483年10月9日の王令ではオルレアン公にイル＝ド＝フランスとシャンパーニュなどの地方総督を委ねるにあたり、その権限を「戦争、司法、食料供給、ポリス、また商業その他の事柄」としており¹⁵、ここでのポリスの語は地域の商工業の秩序と解釈できる。これに対して1483年12月5日の王令は、フランドル諸都市の法官の権限を認める際に、「商業における善と流通、当該諸都市の維持とポリスのため」とうたっており¹⁶、このポリスは地域の全般的な秩序をさすと解釈できる。1490年12月28日付の王令では、ラングドック地方の「司法とポリスに関して」地方三部会から出された要望に基づき、トゥールーズ高等法院の権限を確認するとしており、王の意向として当該地方が「良き司法とポリス、安寧のもとに置かれ、統治される」べきだとの言い方がされている¹⁷。1493年12月9日付の、モンパンシエ伯を地方総督に任命する王令では、管轄地方における国王総代官でもある総督の職務として、「当該地

域および都市の住民を良き秩序とポリスのもとに置く」と規定している¹⁸。さらに対象地域を王国全体に広げたものとして、1483年9月12日の王令は王の務めを「王国および領地を王の権限と権威と威光において良き秩序とポリスに保ち、教会の自由を保障し、人民をあらゆる攻撃と暴力から保護する」と述べている¹⁹。

地域的には王国全体を対象としつつ集団を限定した王令もある。1486年10月6日の王令は「傭兵の秩序・ポリス・統治・生活様式」について、彼らに窃盗などの悪事をやめさせ、「王国内を往来するにも良き秩序とポリスをもって生活させる」としている²⁰。1489年10月9日付の王令では王領地の「良き秩序とポリス」に言及し、王国財務官の権限を確認した²¹。1498年3月のプロワの王令は、国王が「王国と臣民を、良き確実な司法とポリスをもって統治するために」、プロワに主だった聖職者と主要な高等法院の代表、大法官らを集めて起草したとしており、内容的には高等法院官僚・国王代官（バイイ・セネシャル）から書記・警吏に至るまで、国王役人の職務に関する規則がまとめられている²²。さらに1498年6月4日には「貨幣の事柄について良き秩序とポリスをもたらす」として、造幣局の職務に関する王令が出され²³、同年6月24日にも「王国のすべての役人を良き秩序とポリスに保つ」とうたって、パリ会計法院官僚の職務に関する王令が出された²⁴。

王国全体の商工業の秩序に関しては1498年3月11日付とされる王令がある²⁵。この王令では、旅行者に必要な宿泊や食料・衣類等の価格が不当に高いとして、その責を「過去および現在にわたって余の諸都市および諸地方の司法とポリスについての任務と執行に当たる、余の役人そのほかの人々の怠慢」、つまり彼らが「それぞれの場所で、上述の物事の合理的な公定価格とポリスを与え、設定することに、過去および現在にわたって注意も配慮も熱意も払っていない」ことに負わせた²⁶。そして王は、「余の臣民への全体への配慮・支配および君主としての統治だけでなく、余の司法と良きポリスを信頼して余の王国・諸地方・諸領を訪れ、往来するあらゆる外国人、商人、そのほかの人々への保護を引き受ける余が、上述の食料・商品の質と公定価格について、悪弊や無秩序を避け、良き秩序と全体のポリスを余の諸領・諸州・諸地方に設定したいと望んで²⁷」、宿屋で提供される食事、着替えの衣類、馬用の秣、その他のサービスの公定価格を定め、それを宿屋に守らせるよう国王役人に命じた。この王令では、ポリスの語で諸地方の役人が担う商工業の秩序をさすと解釈できる箇所と、王が担う王国の全般的な秩序をさすと解釈できる箇所がある。

この当時ポリスの担い手とされたのは、王と国王役人、および自治都市の市長と助役までであるようだ。パリではシャトレ裁判所の検査官がパリの「公共の事柄の安寧とポリスを保つ」役割を自認していたことが、1505年5月の王令に引用されている請願書からわかる²⁸。地区長についての記述として、1484年1月の王令で国王はパリの「良きポリス」のために地区長に免税特権を認める。しかし地区長の職務を「プレヴォおよび助役の下で、都市を監督し、あらゆる知らせを聞き、地区の貴族・ブルジョワおよび住民の集会を開き、必要とあれば昼も夜もそれらの事柄に秩序をもたらす、また地区の常住の人々と余所者の数を知っ

ている」とする説明の中では、ポリスの語が使われていない²⁹。またパリの弩隊の特権を確認する1483年10月付の王令の中でも、弩隊の役割ではなく王の意志として、「パリ市が防衛において良きポリスと秩序に置かれる」べきだと表明されている³⁰。

以上、15世紀末から16世紀初頭にかけての王令におけるポリスの語の用法を見てきた。その指示範囲は漠然とした秩序維持であり、具体的内容や担い手が限定される場合とされない場合がある。この中から、1498年1月のブルジュの都市特権を確認する王令に見られるような都市の秩序維持、同年3月付とされる王令に見られる公定価格を含む商工業の秩序維持、また同業組合的な職業ごとの秩序維持は、16世紀にも継承される。

都市の治安

——16世紀半ば以降、フォンタノン法令集——

フォンタノンが「フランスのポリス」に関する法令として収集した16世紀半ば以降の例を見ると、都市行政に関するポリスの内容が具体的かつ限定的になってくる。1539年1月28日付の王令で、「良き都市パリに対して余が出したポリスに関する王令の維持と遵守」を望む王は、具体的には街路の清掃と舗装、ゴミ処理、荷車や馬車での通行上の注意、街路に店の設備や商品を置くことの禁止などを規定した³¹。この王令はまた、街路の舗装をそこに面した家の家主の責任とする一方、市内と郊外の地区長・十人長・五十人長とブルジョワおよび商人が不正を司法に訴え、パリのプレヴォまたはその刑事代理官が処罰を引き受けるよう命じている。さらに1541年のパリ高等法院判決は、「現在のポリスに関する無秩序」を具体的に「不正・犯罪・暴動・瀆聖・盗み・略奪・殺人その他限らない悪事」と列挙し、その責を「まずポリスを監督し知っているべき役人の一部の力不足と怠慢のため」としている。つまりポリスは担当役人が監督すべき事柄で、しかも「ポリスに関する王と高等法院の幾つかの命令・判決を探し出して見る」ことができる程度に範囲を限定された³²。担当の役人としてはパリ市内16区と郊外に配置されたシャトレ裁判所の委任官32人が、プレヴォと刑事代理官の指揮下で、殺人などの流血事件についての情報掌握、瀆聖や武器携行・賭博の禁止、十人長らによる住民調査と浮浪者の追放、街路清掃とゴミ処理などに当たるよう命じられる³³。続く各条項で、具体的にシャトレの委任官は殺人や暴力行為などの流血事件をプレヴォに報告すべきとされ、プレヴォまたはその代理官は瀆聖禁止令を読み上げて瀆聖者を処罰すべきとされる。また市内と郊外において武器携行を許可されていない者への武器携行禁止、手工業者と奉公人などの夜間外出を禁止し、警吏と夜警が違反者を取り締まること、浮浪者対策として地区長らが住民調査をおこなって地区ごとにシャトレの委任官に名簿を提出すること、犯罪についての情報把握のため、外科医や床屋などに怪我をした患者の名を書き留めさせ、刑事代理官が担当地区の委任官に提出させること、カードやサイコロ賭博の禁止、街路清掃とゴミ処理についての王令の確認などが盛り込まれた³⁴。

1547年には救貧対策を命じる王令が出された。それ以前から教区ごとに名簿を作って救貧会計官による施物の

分配がおこなわれていたが、浮浪者が増えて混乱し、またペストなどの危険が増したので、「貧民の対策とポリスを担う国王役人」から対策の提案がなされたためとされる³⁵。その対策は、働ける貧民にはプレヴォが仕事を与え、働けなくて家もない貧民は施療院に収容し、働けないがパリ市内または郊外に家のある貧民は教区ごとに名簿を作って施しの対象とする一方、みだりに施しを求めるとを禁止し、違反者を追放または漕役刑にするといったものである。また1567年2月4日の国王顧問会での決定では宿屋や居酒屋に「大道芸人や役者その他の悪事の機会を招きそうな性質の人々」を宿泊させることが禁止された³⁶。1577年の宿屋と居酒屋の営業規制に関する王令でも、店主は店内で若者にサイコロやカードの賭博をさせない、役人は宿屋での不法な集会や瀆聖行為を放置しない、店主は宿泊者の名と居住地を把握し、さらに武器や馬の状況を書いて都市防衛の責任者に知らせるほか、盗賊や犯罪者を宿泊させないように用心し、そうした人物に気づいたら通報するなどの規定がなされた³⁷。

公定価格など商工業の秩序に関して、1551年7月14日にパリ高等法院がシャトレ裁判所の検査官の職務を確認した判決は、「ポリスに関する現在の混乱、およびパン屋・宿屋・秣商人・左官・肉屋・荷車引きと、許可なくナイフや剣その他の武器を持っている浮浪者によって日々なされている、悪弊・不正・犯罪・盗み・略奪・殺人・瀆聖その他限らない悪事」を問題としている³⁸。対策の手順も詳細になり、シャトレの検査官16人はそれぞれの担当地区で、下役の警吏から毎日報告を受けて、それを上役であるシャトレの委任官に知らせ、また警吏あるいは検査官自らが、街路を歩いたりパン屋や宿屋などに立ち入り検査をおこなって情報を集めるべきとしている。また先に挙げた1567年2月4日の国王顧問会の決定は、「食料・商品・手工業品・仕事その他同類のことといった、ポリスのことに属するすべての事柄について10年来しかも日々増している無秩序と無規則」を問題とし³⁹、穀物・パンなどの食品から荷車引き・宿屋、鉄・皮革・布類などの手工業製品、建築業者の監督について、国王役人の権限および役人が遵守すべき規定をまとめたものになっている。例えば穀物取引において、「ポリス役人」は穀物倉庫を開設できるとされ、穀物の売買や輸送を行いたい商人は、「その土地の国王役人」の許可が必要だが、国王役人は許可を与える際にその商人に王令を遵守する誓いを立てさせて記録をつけるといった規定である⁴⁰。このように様々な業種の監督方法が書かれたあとに、同業組合幹事の一般的な役割が規定され、街路の清掃と舗装についての規定が続く。最後の部分で、王国内の国王役人と都市当局または領主が、「官職または領主権のために、あるいは特に任命されてポリスのことを指導すべき」として、この内容を遵守させるように命じられる⁴¹。パリではシャトレの委任官がそれぞれの地区を担当すべきであり、商人プレヴォと助役もまた警吏か長弓隊員を連れて担当の場所に立ち入る一方、同業組合に対しては幹事を呼んで不正を正させ、また市場や公共の場所にポリスに関する主要な条項を、度量衡の規定とともに書かせるといった方法も定めている。ここでパリのポリスを担う人物として、シャトレの役人のほかにパリ市当局を代表する商人プレヴォと助役が加えられた⁴²。

1563年10月22日付の王令でも、「パリがより良くポリスされ、その結果、食料と商品がより良く供給されるように」との目的をうたって、パリの商人プレヴォと助役、およびその代理官に、セヌ川の水運と商業に関すること、および関税と間接税についての裁判の方法を定めた⁴³。

さらに1572年1月にアンボワーズで出された王令は、「ポリスのことについての良き王令が無用で執行されないままであるのは、特にその責務を負う人物が、それらを遵守させ維持することをなおざりにしているという過失のためである」として、これらの王令を遵守させる体制を強化するものであった。新しい体制では、パリ高等法院の代表と商人プレヴォ、ブルジョワの代表、シャトレの検察官と市庁舎の検察官などで構成される担当者が週2回集会を開く。この集会は、食料その他の必需品や衣類および日雇い賃金などの公定価格を定め、それが守られているかどうかをシャトレの委任官およびその他のポリス役人に報告させ、軽微な違反であれば上訴なしに処罰できるとされる⁴⁴。またパリだけではなく、王国内の高等法院所在都市で同様の体制がとられ、その他の国王裁判所の所在地でも「ポリスのことと規制のため」の担当者が選ばれ、集会が開かれるよう命じられた⁴⁵。この王令は、同年7月の補足的な王令で「王国のポリスの規則のための良き秩序を定めた」ものとされた⁴⁶。補足されたのは、高等法院の所在地以外の都市では1月の王令によって定められた集会が、通常の裁判がおこなわれる場所で開かれ、そこに従来ポリスを担ってきた王の裁判官が参加でき、しかもポリスの実務は弁護士も代訴人もなしに略式に即決でおこなわれるといった規定である⁴⁷。

1577年11月に改めて国王顧問会の決定として「王国の一般的ポリス」に関する王令が出された。その中で国王は「週に1回の集会和、その期間特にポリスに携わる役人を設定して、ポリスに関したり属したりする事柄について、すべての役人その他の人々からなされる日々の報告を放置せず、その集会で裁判官によって直ちに最初の審問がなされる」よう、また「ポリス役人の意見が分かるときは、月に1回ポリス役人と地区または教区ごとに選ばれたブルジョワが集会を開いて、双方の報告と協議を聞き、ポリスを同じ措置と方法で一致させ」、「その日には同業組合幹事と手工業者・商人・ブルジョワが出席して、悪弊や行き過ぎを正し、値上げや変化を避け、物事を同じ状態に保つため、またポリスのことと執行に役立つあらゆる事柄についての助言をし」、さらに「3か月または6か月に1回、司法役人が集会して食料の公定価格を決め、特に宿屋に守らせる」よう命じている⁴⁸。

これらの規定によって、国王役人または王に権限を認められた人々の職務として、ポリス（警察による取り締まり、または治安行政）の領域が立ち上がってくる。だが王国統治のなかで、ポリスに関する命令とポリスに携わる役人による秩序維持は、実際には進まない。一つには16世紀においてポリスの内容が具体化したとは言え、犯罪防止、街路整備から商工業の秩序維持までをゆるく含んでいて、王令によって主目的が異なるからである。もう一つには王令が出されても文言通りに実行されないからである。地方都市の例をあげれば、ルーアンでは1572年のアンボワーズ王令が高等法院で登録された後、同年3月4日と18日に

都市参事会で「ポリスに立ち会うべき都市参事会員1人と、市内4地区から1人ずつの商業に携わっていないブルジョワ名士」を選ぶなど、王令に沿った対応をした⁴⁹。しかしその後の集会の状況については記録がなく、その一方で浮浪者対策や同業組合などへの規制は、王令がなくても都市参事会和高等法院の判断で行われている。ポリスの実務に関する記録の少なさは、ポリスの実効性の解明を困難にしているが、記録の作成と保存に注意が払われなかった証左でもあろう。

おわりに

王令集で「ポリス」の語が用いられている15世紀末頃の王令と、フォンタノンが「フランスのポリス」に関する法令として収集している16世紀の法令を見くらべて、明らかに指摘できる変化はポリスの内容の具体化である。フォンタノン法令集の「第1巻第5部」では都市特権に関するものとして、市長の権限や都市当局の体制を定めるものが除かれ、同業組合同約と大市を設定する王令、および街路整備、価格規制、犯罪抑止などの具体的な秩序維持に関するものだけが収録された。16世紀半ば以降の王令などに見られる「ポリスの事柄」「ポリスについての王令」「ポリス役人」といった言い回しは、このような内容の具体化を前提としたものであろう。

秩序維持の実務における変化としては、名簿などの書かれた記録の重視と、指揮命令系統ないし情報収集体制の明文化があげられる。15世紀末には、サントの市長と助役などが「市内および郊外のすべての住民に通じている」べきだとされ⁵⁰、ブルジュの市長と助役は「夜警や市門の物見などをすべき人々にさせる」よう求められている⁵¹。これらの王令では書き残すことについての言及はない。しかしパリでは1495年の夜警に関する王令で、夜警の担当者について記録する書記の存在が読み取れる⁵²。さらに1541年のパリ高等法院判決で、住民調査とシャトレの委任官への名簿提出が求められ⁵³、その後も市内各地区とシャトレ裁判所との情報伝達の強化が命じられた。近世にポリスが王国の秩序形成の基盤に位置づけられるのは、このような内容の具体化と情報掌握の体系化が見込まれたからではないだろうか。

註

¹ Albert RIGAUDIERE, «Les ordonnances de police en France à la fin du Moyen Age», in: Michael STOLLEIS (hg.), *Policey im Europa der Frühen Neuzeit*, Frankfurt am Main, Vittorio Klostermann, 1996, pp. 97-161.

² A. RIGAUDIERE, op. cit., p. 100. 本論で王令などを翻訳する場合に、なるべく同じ原語には同じ訳語、例えば *ordre* には「秩序」、*reglement* には「規則」、*justice* には「司法」をあてる。*police* は「ポリス」とする。ポリスと比べると「共通善 *bien commun*」・「公共の事柄 *chose publique*」に類する語句は頻繁に使われている。「共通善」についての比較的新しい論考としては Elodie LECUPPRE-DESJARDIN et al. (ed.), *De Bono Communi. The Discourse and Practice of the Common Good in the European City (13th-16th c.)*, Turnhout, Brepols, 2010 に所収されている諸論文。

³ Antoine FONTANON, *Les Edicts et ordonnances des roys de France depuis S. Loys jusques à présent avec les vérifications, modifications et déclarations sur icelles*, Paris chez Nicolas Chesneav, 1580, «Livre cinquiesme et dernier dv premier

- to me de la iustice, traitant generally & particulièrement de la Police de France, & du règlement des artisans & arts mechaniques», pp. 559-827. 以後 Fontanon と略記する。編者フォンタノン「パリ高等法院の弁護士」の肩書きを付けられている。
- ⁴ 王令集は *Ordonnances des rois de France de la troisième race, recueillies par ordre chronologique*, 21 vols., Paris, l'Imprimerie royale/nationale, 1723-1849, 以後 *Ordonnances* と略記する。この一部はフランス国立図書館 Bibliothèque nationale の資料提供サイト Gallica からダウンロードできる。筆者が参照した第19巻と第21巻は Gallica 提供のもの、第20巻はリプリント版 (republished in 1968 by Gregg Press Limited)。
- ⁵ 拙著『十六世紀ルーアンにおける祝祭と治安行政』(論創社、2011年)では、この点の掘り下げが足りなかった。なおパリ警察代官を始めとする「警察 police」組織が形成されるのは、1660年代を待たなければならぬ。Bernard DURAND, «La Notion de Police en France du XVIe au XVIIIe siècle», in: Michael STOLLEIS (hg.), *Policey in Europa (op. cit.)*, pp. 163-211; 高澤紀恵「パリのポリス改革 1666-1667」, 『思想』959号、2004年3月、62~87頁。
- ⁶ «Statuts de Chaudronniers de Paris (à Paris, au mois de Septembre, l'an de grace 1484)», *Ordonnances*, tome XIX, pp. 428-435. 引用部分は «afin que d'ores en avant leur dit mestier et marchandise soit mieulx policé», p. 435.
- ⁷ «Statuts des Merciers et Maîtres de la Confrérie de Saint-Louis à Paris (à Paris, au mois d'Aoust, l'an de grace 1485)», *Ordonnances*, tome XIX, pp. 578-579. 引用部分は «par nostre prevost de Paris comme ayant le gouvernement de toute la police de ladite ville», p. 578.
- ⁸ «Edit portant injonction, sous peine d'amende, relativement aux halles de Paris (à Saint-Just-lez-Lyon, 3 mai 1497)», *Ordonnances*, tome XX, pp. 583-586. 関連部分は «à ce que la police de nostre ville de Paris, tant pour les vivres que pour les marchandises, soit tousjours de mieulx en mieulx continuée et observée», p. 585.
- ⁹ «Confirmation des Privilèges des Habitans d'Azas en la sénéchaussée de Toulouse (à Corbeil, au mois d'Avril, l'an de grace 1484)», *Ordonnances*, tome XIX, p. 336. 引用部分は «nous avons confirmé, ratifié et approuvé, confermons, ratifions et approuvons, de grace especialle, plaine puissance et auctorité royale, par ces presentes, tous et chacuns les privileiges, libertez, franchises, us, coustumes et statuz, ordonnances tant en fait de justice que autrement, foires, marchiez et polices».
- ¹⁰ «Confirmation des privilèges des habitants de Lavar en la province de Languedoc (à Lyon-sur-le-Rosne, au mois de may, l'an de grace 1496)», *Ordonnances*, tome XX, p. 537. 関連部分は «plusieurs privileiges, franchises, libertez, us, coustumes. statuz, ordonnances, tant en fait de justice civile que criminelle, foires, marchez et polices»
- ¹¹ «Ratification des Coutumes, Libertés, Franchises, & c., dont avoit joui la ville d'Hesdin sous le Gouvernement précédent (au Plessis du Parc, au mois de Janvier, l'an de grace 1483)», *Ordonnances*, tome XIX, pp. 240-252. 引用部分は «tant pour le fait de l'estappe et eschevinnage dudit Hesdin, que plusieurs statuz, ediz et ordonnances pour le bien, prouffit et utilité et entretenement de la pollice de ladite ville», p. 251. なおこの王令に引用されているブルゴーニュ公フィリップの文書の中では、複数箇所に police の語があり、やはり都市の全般的な秩序維持の意味で用いられていると解釈できる。例えば «nommer, eslire et creer treize personnes, dont l'un d'iceulx est mayeur, pour exercer la justice et gouverner la pollice d'icelle ville», p. 241.
- ¹² «Privilèges de la Mairie d'Angers (à Montargis, au mois de Decembre, l'an de grace 1484)», *Ordonnances*, tome XIX, pp. 453-458. 引用部分は «afin que ladite ville feust tousiours mieulx gardée et tenue en bon ordre et police, eust créé, estably et ordonné en icelle ville ung maire et certain nombre d'eschevins avecques autres officiers appartenans à mairie, ausquelz, pour l'entretienement de ladite mairie, regime, police et gouvernement de ladite ville», p. 453.
- ¹³ «Confirmation des privilèges de la ville de Saintes (à Saint-Germain en Laye, au mois de mai, l'an de grace 1492)»,

Ordonnances, tome XX, pp. 325-332. 関連部分は «ilz peussent par chacun en eslire vng maire avec certains jurez et eschevins en ladite ville de Xainctes et aux faulxbourgs d'icelle qui avoient la charge de la justice et police de ladite ville, et congnoissance sur tous les habitans et demourans en icelle ville et faulxbourgs», p. 326.

- ¹⁴ «Lettres qui conferment les privilèges de la ville de Bourges (à Nantes, au mois de janvier, l'an de grace 1498)», *Ordonnances*, tome XXI, pp. 153-157. 関連部分は «Item et lesquelz maires et eschevins ainsi esleuz et instituez après le serement fait ès mains de mondit sieur le bailliy ou son lieutenant, auront par prevencion, auctorité, puissance, juridiction et contrainte en ladite ville et faulxbourgs, touchant le fait, estat et police de ladite ville. C'est assavoir touchant la reparation des ponts, portes, chaussées, curement et nectoyement de ladite ville, sur la forme des edifices qui se feront de nouvel en ladite ville par surprinse des rues publiques, faire contraindre à faire puys, scyternes, amas et provisions d'eaues et autres choses pour obvier aux inconveniens de feu ou autres inconveniens qui pourroient survenir en ladite ville, sur les fautes et abuz de mesures et moultures des meusniers, sur le fait du poix du pain des boulangiers, et sur les chairs et poissons des bouchers et poissoniers regatiers et revendeurs de vivres, et sur toutes choses concernans victuailles en ladite ville, sur le boys, charbon, fagots, tumbereaux, tieulle, sable, chaux, lacte, carreau, ou sur toutes autres matieres concernant le fait de la reediffication de ladite ville et police d'icelle, et aussi de contraindre à faire guect, porte eschauguetes et arriereguet tous ceulx qui de droit et ancienne usance y seront tenez, toutesfoiz et quantes que par le Roy nostre souverain seigneur ou ses officiers leur sera ordonné. (par Charles VIII, donné à Paris, au mois d'avril, l'an de grace 1491)», p. 155.
- ¹⁵ «Lettres portant nomination du Duc d'Orléans à la Lieutenance du Royaume pour l'Île-de-France, la Champagne, le Beauvoisis, le Vermandois et quelques autres pays (à Amboise, le 9e jour d'Octobre, l'an de grace 1483)», *Ordonnances*, tome XIX, pp. 152-154. 引用部分は «De faire ou donner promptes provisions ès matieres où il sera requis, et icelles faire promptement executer si les cas et matieres requierent celerité, soit en fait de guerre, de justice, de vivres, de police, pour le fait de la marchandise ou autrement», p. 153.
- ¹⁶ «Sur les Appellations des Jugemens rendus par les Justices de Flandre (à Clery, le 5e jour de Decembre, l'an de grace 1483)», *Ordonnances*, tome XIX, pp. 215-217. 関連部分は «tant au fait de la police d'icelle que de la justice qui se fait et administre entre les inhabitans et les marchands qui y hantent et conversent, par les gens de loi desdites villes qui ont cognoissance de tous cas civils et criminels de leurs bourgeois et inhabitans, et d'autres dont ils ont accoustumé cognoistre, et que de toute ancienneté ils ayent pretendu et maintenu que, pour le bien et cours de la marchandise, l'estre et entretenement desdites villes et de leur police, ils n'estoient appellables ne refformables en cas civils ne en cas criminels», p. 215.
- ¹⁷ «Ordonnance sur le fait de la justice du pays de Languedoc (à Molins, le 28e jour de decembre, l'an de grace 1490)», *Ordonnances*, tome XX, pp. 258-280. 関連部分は «Comme les gens de trois estats de nostre pays de Languedoc nous ayent très-instamment requis qu'en procedant à l'extension de la commission à vous adressée, touchant le fait de la justice et police dudit pays», p. 258; «desirans nostredit pays de Languedoc et nos sujets habitans en iceluy estre traitez, regis et gouvernez en toute bonne justice, police et soulagement», p. 280.
- ¹⁸ «Pouvoirs de gouverneur et lieutenant général pour l'Isle de France et la Brie, donnés au comte de Montpensier (à Amboise, le 9e jour de decembre, l'an de grace 1493)», *Ordonnances*, tome XX, pp. 426-428. 関連部分は «luy avons donné et donnons par ces presentes plein pouvoir, autorité

et mandement special de vaquer, entendre et s'employer de par nous et en nostre nom en ladite charge, de faire vivre et entretenir en bon ordre et police tous les sujets desdites villes et pays, tant nos gens de guerre que autres», pp. 426-427.

¹⁹ «Confirmation du Parlement de Paris (à Amboise, le 12e jour de Septembre, l'an de grace 1483)», *Ordonnances*, tome XIX, pp. 125-129. 引用部分は「Comme entre les vertuz cardinalles justice tiengne le premier lieu, par laquelle les Rois regnent en terre, les royaumes, principaultez et monarchies sont entretenus en leurs auctoritez, dignitez et prerogatives et en bonne police et ordre, l'Eglise conservée en sa liberté, et le peuple preservé et defendu de toutes oppressions et violences», p. 125.

²⁰ «Lettres portant Règlement pour les Gens de guerre (à Compiengne, le 6e jour d'Octobre, l'an de grace 1486)», *Ordonnances*, tome XIX, pp. 672-677. 引用部分は「touchant l'ordre, pollice, gouvernement et maniere de vivre des gens de guerre»; «pour garder et abatre les pilleries que font lesdictes gens de guerre, et afin de les faire vivre en bon ordre et pollice en chevauchant, allant et venant par nostredit royaume», p. 673. なおこれに先立って「Lettres portant Règlement sur la police des Gens de guerre, et principalement sur les pilleries et les vexations dont ils pouvoient se rendre coupables (à Bourges, Octobre 1485)», *Ordonnances*, tome XIX, pp. 601-603 も出されている。

²¹ «Confirmation des droits et pouvoirs octroyés aux trésoriers de France (aux Montilz-lez-Tours, le 9e jour d'octobre, l'an de grace 1489)», *Ordonnances*, tome XX, pp. 200-201. 関連部分は「desirans de tout nostre cœur l'accroissement et augmentation d'iceluy nostre domaine, et bon ordre et police y estre mise», p. 201.

²² «Ordonnance rendue, en conséquence d'une assemblée de notables, sur la justice et la police du royaume (à Blois, au mois de mars, l'an de grace 1498)», *Ordonnances*, tome XXI, pp. 177-207. 引用部分は「nous qui desirons sur toutes les choses mortelles que de nostre temps et regne nosdits royaume et subjectz soient bien regis et gouvernez par bonne et deue justice et police», p. 177.

²³ «Confirmation des offices des généraux des monnaies (à Compiengne, le 8e jour de juing, l'an de grace 1498)», *Ordonnances*, tome XXI, pp. 34-36. 引用部分は「faire et donner bon ordre et pollice ou fait de nosdites monnoyes», pp. 34-35.

²⁴ «Lettres portant confirmation des officiers de la Chambre des comptes de Paris (à Pontoise, le 24e jour de juin, l'an de grace 1498)», *Ordonnances*, tome XXI, pp. 37-39. 引用部分は「donner, faire, garder et entretenir si bon ordre et police à tous les officiers de nostredit royaume», p. 38.

²⁵ «Déclaration portant règlement pour la taxe des vivres, denrées et marchandises (à Blois, 11 mars 1498)», *Ordonnances*, tome XXI, pp. 166-172; «Du taux des vivres et hosteleries & cabarets, & du prix des denrees & marchandises, Loys 12», Fontanon, pp. 664-668. 両者はほぼ同文だが、表題のtaxe と taux のように綴りに若干の相違がある。条項立てについても、王令集の第8条と第9条がフォンタノン法令集では第8条にまとめられているため、以下1か条ずつ番号がずれ、王令集では第13条まで、フォンタノンでは第12条までである。また王令集ではこれを「ブロー、1498年3月11日」と特定しているが、いずれも本文中に日付や発布地の記載はない。

²⁶ «lequel grand desordre et cherté de vivres et denrées est principalement advenu, comme sommes advertis, par la negligence de nos officiers et autres qui ont eu et ont la charge et gouvernement de la justice et police de nos villes et pays, lesquels n'ont eu et n'ont le soin, cure et diligence de pourveoir et mettre taxe et police raisonnable auxdites choses, chacun en son endroit», *Ordonnances*, tome XXI, p. 167.

²⁷ «Savoir faisons que nous, à qui appartient la cure totale, regime et gouvernement principal de tous nos sujets, aussi la protection, bon traitement en nostre royaume de tous estrangiers, marchans et autres, qui sous la confidence de

nostre justice et bonne police viennent et frequentent en nosdits royaume, pays, et seigneuries, desirans obvier auxdits grands abus et desordre, et mettre bon ordre et police generale par toutes nos seigneuries, provinces et pays sur le fait et taux desdites vivres, denrées et marchandises; pour ces causes, eu sur ce advis et deliberation avec les princes et seigneurs de nostre sang et lignage, et gens de nostre grand conseil, gens de nos parlemens et autres que avons pour ce assemblez; Avons statué et ordonné, et par ces presentes, de nostre certaine science, pleine puissance et autorité royale, statuons et ordonnons, par edit et ordonnance royale et perpetuelle, ce qui s'ensuit», *ibid.*, p. 167.

²⁸ «Déclaration portant règlement pour la police des examinateurs du Châtelet de Paris (à Bloys, ou mois de may, l'an de grace 1505)», *Ordonnances*, tome XXI, pp. 324-328. 関連部分は「nous avoir receu l'humble supplication de nos chers et bien aimez les seize examinateurs de nostre Chastellet de nostre bonne ville et cité de Paris, contenant que, pour le bien et entretenement de nostre justice ordinaire de nostredict ville de Paris, qui est l'imperaille de nostre royaume, commodité et police de la chose publicque d'icelle ville, et obvier à toutes voyes de fait, excez et monopoles, tenir le peuple, dont il y a grand affluence, en crainte souz l'auctorité de nostre prevost de Paris, expedition des causes et procès pendans en nostredit Chastelet, et pour plusieurs autres bonnes causes furent despieçà iceux supplians creez, ordonnez et establis, par nos predecesseurs Roys de France, et par nous confirmez esdicts offices», pp. 324-325.

²⁹ «Exemption d'impôts en faveur des seize Quartiniers de la ville de Paris (à Montargis, au mois de Janvier, l'an de grace 1484)», *Ordonnances*, tome XIX, pp. 464-466. 関連部分は「lesdits supplians ont acoustumé commectre ung notable bourgeois et habitant de ladite ville, lesquelz sont en nombre seize et nommez quarteniers, ayans charge expresse, chacun en son quartier, souz lesdits prevost et eschevins, de regarder au fait de ladite ville, oyr toutes nouvelles, faire assembler les nobles, bourgeois, manans et habitans d'icelle ville, chacun en son quartier, toutes et quantes fois que besoing en est et en quelque temps que ce soit, de jour et de nuyt, pour donner ordre et provision aux affaires dessusdites et savoir quel nombre de gens y a en chacun desdits quartiers, tant habitans et residens ordinairement illec que autres extrangiers», pp. 464-465; «nous, ces choses considerées, desirans sur toutes choses notredite ville de Paris, qui a tousiours esté et est le chief et la principale ville de notre royaume, estre entretenue en si bonne police», p. 465.

³⁰ «Confirmation des Privilèges accordés aux Arbalétriers de Paris (à Baugency, au mois de Novembre, l'an de grace 1483)», *Ordonnances*, tome XIX, pp. 182-183. 引用部分は「voulans et desiderans de tout nostre cueur le bien, honneur et prouffit de nostredict ville de Paris et des frequentans et habitans en icelle, et icelle estre de bien en mieulx ordonné et gardée en police et ordre deffensible», p. 183.

³¹ «Ampliation & declaration sur l'ordonnance precedente pour tenir la ville de Paris nette & bien pauee (à la Fere sur Oise, le 28e iour de lanuier, l'an 1539)», Fontanon, pp. 631-632. 引用部分は「nous desirans l'entretenement & conseruation de noz ordonnances faites sur la police de nostre bonne ville & cité de Paris», p. 631. なおゴミ処理に関する1493年3月の王令にはポリスの語がない。「Injonction touchant les maladies contagieuses et les immondices (à Paris, 25 mars 1493)», *Ordonnances*, tome XX, pp. 436-437.

³² «Reiglement sur le fait de la police, contenant le deuoir des Commissaires du Chastelet de Paris, des Sergens à verge, des quarteniers, dixeniers & cinquanteniers (fait en parlement le 22. iour de Decembre, 1541)», Fontanon, pp. 638-640. 引用部分は「du desordre qui est de present au fait de la police, & des abus, fautes, insolences, rebellions, blasphemes, larrecins, voleries, meurtres, & autres maux infinis, qui de iour à autre se commettent en cestedite ville, fauxbourgs, & es

environs d'icelle par le peu de pouuoir & negligence d'aucuns Officiers, ayans la premiere intendance & cognoissance du fait de la police, & apres auoir par ladite cour, par le commandement expres du Roy, fait recercher & voir plusieurs ordonnances & arrests d'icelle cour concernans ladite police», p. 638.

³³ この王令の第1条には市内と郊外に及び管轄地域の区分ごとに委任官の名が記載されている。続けて「2 A tous lesquels lesdits Commissaires dudit Chastelet, qui ne sont de present residens esdits quartiers à eux cy dessus distribuez enioint ladite cour d'y aller, eux tenir, & resider actuellement dedans le iour de Pasques prochainement venant, pour tous delais. Autrement à faute de ce auoir fait dedans le temps, & iceluy passé, a ladite cour dès à present déclaré & declare leursdits officies vacans & impetrables. 3 Et au surplus leur a ladite cour & à chacun d'eux defendu & defend, de partir de ceste ville, à sçauoir des quartiers esquels y en a quatre, plus de deux fois à la fois: & ceux esquels y en a deux plus d'un à la fois: & es quartiers esquels n'y a qu'un Commissaire, il ne partira de cestedite ville pour aller aux champs sans commettre sa charge au prochain Commissaire de sondit quartier, dont auant leurdit departement seront tenus lesdits Commissaires en aduertir le Lieutenant criminel de la Preuosté de Paris, qui en fera faire registre. Et ce sur peine quant ausdits Commissaires, de suspension de leurs offices à tel temps que sera par ladite cour arbitré.», p. 638.

³⁴ 15世紀末の瀆聖を禁じた王令「Edit contre les blasphemateurs (à Rouen, le 3e jour de décembre 1487)», *Ordonnances*, tome XX, pp. 46-47 と、パリの夜警制度を定めた王令「Règlement pour le guet de la ville de Paris (à Saint-Martin de Candé, avril 1491; enregistrée le 23 juillet 1495)», *Ordonnances*, tome XX, pp. 314-316 の本文にはポリスの語がない。

³⁵ «Reiglement sur la nourriture & entretenement des pauvres de la ville & fauxbourgs de Paris, à fin qu'ils n'aillent mandiens par la ville (à saint Germain en Laye le 9e iour de luillet, l'an de grace 1547)», Fontanon, pp. 662-663. 引用部分は「noz Officiers ayans la charge & police desdits pauvres». p. 662. なお1553年の王令で「余の良き都市パリの貧民のポリスについて」という言い回しが使われる。「Permission aux Maistres de mestiers d'auoir deux apprentifs (à Paris le 12e iour de Feurier, l'an de grace 1553)», *ibid.*, pp. 640-641. 引用部分は「sur le fait de la police des pauvres de nostre bonne ville & cité de Paris», p. 640.

³⁶ « (Arresté au conseil du Roy à Paris le 4e iour de Feurier, l'an 1567)», Fontanon, pp. 559-576. «Seront faites defenses aux hosteliers & cabaretiers de venir ou introduire à leurs hostes, iongleurs, farceurs, & autres qualitez de gens qui apportent occasion de malfaire, sur peine d'amende arbitraire comme dessus.», p. 568.

³⁷ «Edict du Roy sur le fait des hostelleries, cabarets, & tauernes ordinaires de ce Royaume: & de les tenir par lettres & permission dudit Seigneur: avec les exemptions franchises & reglemens de ceux qui y seront pourueuz (à Bloys au mois de Mars, l'an de grace 1577)», Fontanon, pp. 686-688. 関連部分は「Defendons tresexpressément ausdits hosteliers, cabaretiers, & tauerniers, de tenir ou permettre en leurs maisons barlans de ieuz de detz, cartes, & autres desbauchemens pour la ieunesse, ny enfans mineurs & autres gens desbauchez, mesmes leur faire pour cest effect nul credit sur peine de perdition de leur debte, & sans qu'il leur soit permis ny loysible d'en faire aucune poursuite contre eux. Defendons à tous noz lusticiers & Officiers d'auoir aucun esgard aux promesses, cedules ou obligations qui pourroyent pour telle occasion à l'aduenir estre faites, ains des apresent les auons declarees nulles & de nulle valeur: souffir assemblees illicites contre noz ordonnances, ny aucuns blasphemés & iuremens execrables, contre lesquels actes, venans à leur cognoissance, ils feront deuoir de gens de bien: & où ils continueroyent, donneront ordre que la justice en puisse estre aduertie, pour la punition desdits crimes. Seront tenus lesdits hosteliers, cabaretiers,

& tauerniers establis es villes, chasteaux & places fortes, s'enquerir curieusement des noms & demeurances de tous ceux qui arriueront en leurs logis, de la description de leurs armes & cheuaux, pour à l'instant en aduertir les gouverneurs ou Lieutenans desdites villes, chasteaux & places fortes. Et au regard de ceux des bourgs & bourgades, & plat pays, prendront soygneusement garde, que en leurs logis ne soyent receuz les voleurs ne autres personnes maluiuans: & où ils s'apperceuroyent qu'ils fussent tels, leur enioignons expressement en aduertir incontinent le Sieur du lieu ou ses Officiers, à fin de pouuoir aux surprinses & voleries qui en pourroyent aduenir.», p. 687. フォンタノンには宿屋・居酒屋規制令として、1498年の公定価格に関する王令(前出註25)を含み、1567年の国王顧問会の決定を除く15件をまとめて扱っている。その多くは価格と食事・サービスの内容の規制で、宿泊者の選別を命じているのはこの1件だけである。*ibid.*, pp. 664-689.

³⁸ «Des examinateurs du Chastelet de Paris, leur jurisdiction & deuoir sur le fait de la police (fait en Parlement le 14e iour de luillet, l'an 1551)», Fontanon, p. 637. 引用部分は「pour raison du desordre qui est de present au fait de la police, & des abus, fautes, larrecins, pilleries, exactions, meurtres, blasphemés & autres maux infinis qui sont commis de iour en iour, tant par les boulangers, hosteliers marchans de foin & feurres, plâtriers, bouchers, charretiers qu'autres gens oisifs & vagabons, portâs poignars, espees & autres bastons, sans aueu», p. 637. シャトレの検査官に関する王令については前出註28. ここでも検査官は16人とされている。

³⁹ 前出註36. 関連部分は冒頭「Le Roy en son conseil deuement aduertit du desordre & du desreglement adueni depuis dix ans, & augmentant de iour à autre en toutes choses qui dependent du fait de la police: comme viures, marchandises, œures, ourrages, & autres semblables», p. 559.

⁴⁰ «Et neantmoins en cas de necessité sera permis aux officiers de la police des lieux faire ouuir les greniers en tout temps quand seboing sera.», p. 559; «5 Que ceux qui voudront faire traffique ou marchandise pour les pouuoir acheter, vendre & reuendre en ce Royaume, seront tenus de demander permission de ce faire au Officiers dudit Seigneur sur les lieux, lesquels octroyeront icelle permission gratuitement & sans rien prendre, à personnes bien famees & renommees, & receuant de ceux qui la demanderont le serment de bien & fidelement soy y conduire & garder les ordonnances, & à la charge de faire par eux enregistrer aux greffes leurs noms, surnoms & demeurances, ensemble leurditte permission.», p. 560.

⁴¹ «Ledit Seigneur veut & ordonne, que les Officiers du Roy, & des corps communautez & Seigneurs de ce royaume, ausquels compete & appartient la direction du fait de la police, soit à cause de leurs offices ou seigneurie, soit par attribution speciale, ayent à vacquer diligemment & soigneusement toutes autre choses laissez à l'obseruance, entretenement & execution du contenu cy dessus, sur peine de priuation de leurs offices, s'ils sont Officiers dudit Seigneur: & quant aux Seigneurs & communautez, sur peine de priuation de leurs droits de iustice et police.», p. 575.

⁴² «6 Que le semblable sera fait par les Preuosts des marchans, & Escheuins de la ville, pour les lieux & endroits esquels ils ont attribution ou iouyssance de police: ausquels est enioint aux mesmes fins que dessus, despartir l'un d'eux par sepmaine, avec leur Sergens & archers, pour le fait & execution de ladite police.», p. 576.

⁴³ «Il est enioinct aux Preuost des Marchans & Escheuins de la ville de Paris, de cognoistre & decider sommairement & sur le champ de toutes les causes & defferens dont la cognoissance leur appartient, sans appointer aucunement les parties à produire ou mettre deuers eux (à Paris le 22e iour d'Octobre, l'an de grace 1563)», Fontanon, pp. 594-595. 引用部分は「Pourquoy nous desirans l'aduancement de iustice, par le moyen de laquelle nostredite ville sera mieux policee, & consequemment mieux fournie & pourueue de viures &

marchandise», p. 594.

⁴⁴ «Ordonnance du Roy sur le fait & reiglement de la police, pour estre tenue les iours de mardy & vendredy, par les Officiers & personnes deputez de sa Maiesté, tant en ceste ville de Paris, en la salle de la chancellerie, qu'és autres villes & lieux de ce Royaume: ensemble sur le transport des marchandises de ce pays, & apport ou entree des estrangers en iceluy (à Amboise au mois de lanuier, l'an de grace 1572)», Fontanon, pp. 651-653. 関連部分は「5 Et d'autant que par experience nous auons cognu, que noz predecesseurs & nous, ayans cy deuant fait de tresbelles ordonnances sur le fait de la police, elles sont neantmoins demeurees inutiles & sans execution, par faute de personnes qui specialement ayent eu ceste charge de vacquer à icelles faire obseruer & entretenir: & pour les continuelles & diuerses plaintes que nous auons de tous endroicts de nostre Royaume de l'excessiuité du prix de toutes sortes de viures, & autres denrees necessaires pour la vie & vsage des hommes, auons à ceste cause aduisé, qu'en certaines villes de nostre Royaume y aura d'oresnauant certains bons & notables personnages qui seront commis & deputez specialement pour cest effect. 6 Et premierement, pour le regard de nostre bonne ville de Paris, auons ordonné & ordonnons qu'un des Presidens, & un Conseiller de nostre cour de Parlement, un Maistre des requestes, le Lieutenant ciuil ou criminel, & en leur absence le particulier, le Preuost des Marchans ou l'un des Escheuins, quatre notables bourgeois de ladite ville non exerceans fait de marchandise, noz Procureurs au Chastelet, & en l'hostel de la ville, s'assembleront au Palais, en la salle de la chancellerie, deux fois la semaine, le mardi & vendredi, depuis une heure apres midi iusques à 5. sans que durant ledit temps ils puissent vaquer à autre affaire. Et à laquelle assemblee pourront interuenir noz Aduocats & Procureurs general en nostredite cour, quand bon leur semblera, & qu'ils verront que la necessité des affaires le requerra. Et ce en la mesme qualité & pouuoir que lesdits Commissaires & deputez, & non pour y requerir ne faire office de noz Aduocats & Procureurs: ausquels deputez auons donné & donnons, priuatiuement à tous noz autres Officiers, puissance & autorité de mettre taux aux viures, comme chairs, poissons, bleds, vins, huyles, chandelles, & autres menues denrees, & aussi les foins, pailles, bois & cuirs: pareillement mettre prix sur toutes sortes de façons d'habillemens: & aux estoffes applicables, sur iceux, comme aussi ils taxeront autant qu'ils verront estre les iournees des manouuiers & autres artisans, receuront & iugeront: les rapports par les Commissaires du Chastelet & autres Officiers de la police. Ausquels pour cest effect enioignons de se trouuer par deuant lesdits deputez aux iours susdits: voulons & nous plaist, que lesdits deputez facent soigneusement entretenir & garder les ordonnances tant de nous que de nos predecesseurs: & celles qui pourront estre faites cy apres sur le fait de la police, & que les iugemens & sentences qui seront donnez par eux contre les delinquans soyent executees nonobstant l'appel, & sans preiudice d'iceluy, iusques à quarante liures parisis, & diffinitiuement, & sans appel, iusqu'à cent sols parisis & au dessus. Et où il escherroit, outre lesdites amendes, peine & punition corporelle, les delinquans seront renuoyez par deuant les iuges ordinaires, ausquels la cognoissance desdits delicts en appartiendra.», pp. 652-653.

⁴⁵ «8 Et pour le regard des villes de nostre Royaume où il y a Parlement, voulons que le mesme & susdit ordre soit suyui & gardé au plus pres qu'il sera possible. 9 Et quant

aux autre villes où il y a siege Royal, nous auons ordonné qu'il sera commis six personnages notables, dont les deux seront Officiers, & les quatre bourgeois, lesquels seront choisis aux assemblees des villes de six mois en six mois pour s'assembler aux iours susdits & vaquer actuellement au fait & reiglement de la police, comme dessus est declaré pour la ville de Paris. Lequel reiglement aura lieu & sera gardé par tout le ressort dudit siege. Voulons & entendons que ce que par lesdits deputez sera condamné & iugé, soit executé nonobstant l'appel, & sans preiudice d'iceluy, iusqu'à la somme de vingt liures parisis, & diffinitiuement sans appel iusqu'à quarante sols parisis.», p. 653.

⁴⁶ «Ampliation faite par le Roy de son ordonnance sur le fait de la police: avec reiglement d'entre les iuges ordinaires des lieux, & les iuges politiques: & de l'execution & exercice d'icelle (à Paris le 28e iour de luyillet, l'an de grace 1562)», Fontanon, p. 577. 引用部分は「Nous auons par edict du mois de lanuier dernier passé estably un bon certain ordre pour le reiglement de la police de nostre royaume.»,

⁴⁷ «Et voulons en outre que ladite administration de police soit faite & exercee sans ministere d'Aduocat ne de Procureur, mais sommairement, & iugee sur le champ».

⁴⁸ «Ordonnance du Roy sur le fait de la police generale de son royaume, contenant les articles & reiglemens que sa Maiesté veut estre inuiolablement gardez, suyuis & obseruez, tant en la ville de Paris, qu'en toutes les autres de sondit royaume (Arresté au conseil priuè du Roy tenu à Paris le 21e iour de Novembre 1577)», Fontanon, pp. 577-593. 引用部分は「Nonobstant l'establissement special d'un iour en la sepmaine, & departement particulier d'aucuns Officiers durant icelle, pour seruir à la police, ne laisseront neantmoins estre faits chacun iour rapports, par tous Officiers & personnes qui se presenteront, de ce qui touchera & appartiendra à la police: à quoy seront donnees par les iuges les premieres & plus promptes audiences. Es lieux où y aura diuersité d'Officiers de police, sera estably certain lieu, & ordonné certain iour le mois, pour s'assembler avec les bourgeois esleuz par les quartiers ou parroisses, & illec rapporter ou conferer ce qui aura esté fait d'une part & d'autre, & le conformer ensemblement à mesme train & façon de police, sans entrer en aucune diuersité ou contrariété. A ce iour seront par eux appelez les maistres iurez & gardes des mestiers, ouuriers, artisans, marchans bourgeois, & autres qu'il appartiendra, pour aduiser les moyens de corriger les abus & excez, tenir les choses en mesme point & estat, sans souffrir aucune hausse ou inuouation: & generalement pouruoir à toutes choses qui s'offriront pour le fait & execution de la police. De trois mois en trois mois, ou de six mois en six mois, lesdits Officiers de la iustice s'assembleront pour donner taux aux viures & denrees, & pouruoir aux hostellers selon que particulierement a esté cy dessus ordonné.», p. 593.

⁴⁹ Archives Communales de Rouen, série A: Registres du Conseil de la ville de Rouen, tome 19 (ACR A19), fo 224 ro, 4 mars 1572; fos 224 vo-225 ro, 18 mars 1572. 引用部分は「on eust a elyre vng des escheuyns de lad' ville et 4 notables bourg' vng de ch'un quartier non exerçant le fait de la marchandise pour assister a lad' pollice», fo 224 ro. ルーアンの都市当局は、バイイと都市参事会員 conseiller/échevin 6人の体制である。

⁵⁰ 前出註13.

⁵¹ 前出註14.

⁵² 前出註34.

⁵³ 前出註32.

外国語学習者の「逆向転移」に対する評価と認識 ——インタビュー調査の結果を踏まえて

Foreigner language learners' evaluation and perception on "backward transfer" —— Based on the outcome of an interview survey

羅 沢宇

英語・中国語教育センター

LUO Zeyu

The English and Chinese Language Education Center

本稿は羅 (2015) と羅 (2016) の続編として、筆者が行ったインタビュー調査の結果を中心に展開している。特に「逆向転移」に対する客観的な評価や「逆向転移」の問題が意識にのぼるか否かという「気づき」の問題などに注目し、分析を行った。その結果を書物などに見られる魯迅や江崎玲於奈の言語観とも突き合わせて、その背後にある共通性について言及する。

Ra (2015) and Ra (2016) discussed some aspects of the "backward transfer" phenomenon. This paper did a further discussion on this topic by surveying the outcome of an interview, which surveys foreigner language learners' evaluation and perception on "backward transfer". The analysis part focuses on language attitude and awareness. In addition, Xun Lu and Leo Esaki's views of language are also surveyed in order to find the features in common.

キーワード：

逆向転移 言語意識 干渉 マルチコンピテンス

1. はじめに

本稿は羅 (2015) と羅 (2016) の続編として、引き続き外国語学習者に見られる学習する外国語(目標言語)が母語に与える影響、いわゆる「逆向転移/backward transfer」について議論する。

羅 (2015) では、中国語を母語とする日本語学習者に見られる中国語の不自然さに焦点を当て、そのうち「逆向転移」の影響によるものと思われる用例を挙げながら、具体的にどこが不自然なのか、なぜ日本語の影響と考えるのかを記述し、書記法、語彙、文法、文章構成という4つのカテゴリーにおいて、それぞれが占める割合も合わせて示した。

羅 (2016) では、羅 (2015) で触れなかった「逆向転移」の度合いと個々人の社会的属性(性別、年齢、日本語レベルなど)との関係を、中国人の日本語習得者を対象に行った非文判断のアンケート調査(本稿では「調査A」と呼ぶ)の結果に基づいて考察した。主な結論として、1) 女性は男性より「逆向転移」を受けやすい、2) 日本語レベルが初級～中級の学習者が最も「逆向転移」を受けやすいといったことが判明した。

本稿は、調査Aの直後に行われた言語意識に関するインタビュー調査(本稿では「調査B」と呼ぶ)の結果を中心に展開する。社会的属性が異なる13名の被調査者がそれぞれ「逆向転移」現象に対するどう思っているのかを調査し、特に「逆向転移」に対する客観的な評価や「逆向転移」の問題が意識にのぼるか否かという「気づき」の問題などに注目し、分析を行う。その結果をさらに書物などに見られる魯迅や江崎玲於奈の言語観と突き合わせて、その背後にある共通性についても言及する。

2. 先行研究

まず、本稿が論じる「逆向転移」という用語の定義、概念、理論的背景などに関しては、すでに羅 (2015、2016) などで論じたことがあり、本稿では紙幅の関係で、繰り返さないことにする。詳しくは、羅 (2015、2016)、それから、本格的な研究の嚆矢とされるCook (2003) と最新の研究展望である村端・村端 (2016) を参照していただきたい。簡単にこの用語について説明すると、外国語の学習者に見られる「学習する外国語(目標言語)が母語に与える影響」、「学習する外国語から母語への転移」というようなものと考えて差し支えない。

「逆向転移」(あるいはCook (1991) の提唱する「マルチコンピテンス/Multi-competence¹」) に関する研究はここ十数年間、少しずつ増えてきたとはいえ、まだまだ十分に検討されていない部分も多く、村端・村端 (2016: ix) では「質・量、両面からみれば、その研究はまだ萌芽期にあるといってもよい」と評した。

特に本稿の扱う言語に対する評価と言語意識の面に関しては、まだまだ少ないと言わざるを得ない。ここでは、本稿と関連のある2本を中心に紹介したいと思う。

2.1. Jarvis (2003)

Jarvis (2003) は、フィンランド語の母語を持つ、英語上級学習者Ainoさん(女性)を対象に行ったケーススタディーである。

第二言語が第一言語に与える影響(Jarvis 2003では「L2 effects」と呼んでいる)を調べるため、まずAinoの日常生活から「自然会話資料²(natural-use data)」を収集し、収集したデータから母語話者の協力を得て「L2 effects」と思われる誤用例15例を抽出した。

次に、抽出した15例の誤用をもう一度引き出すた

め、映画の内容を母語で説明してもらうタスクを行い、そこからいわゆる「臨床誘発データ (clinical elicitation data)」を収集しようとしたが、1例も出現しなかったという。

それから、最初に抽出した15例をもう一度「文法性調査 (metalingual judgements)」でAino自身に判断してもらい、その後「自己レポート (self-report data)」してもらった。

本稿の調査を実施する際、特にこの「自己レポート」の部分がヒントになったため、ここでその実施方法について、もう少し詳しく紹介する。

「自己レポート」は文法性調査の後に行われ、各用例に対し、下記の3点を問うた。(Jarvis 2003: 98)

- (a) whether she thought it was acceptable to Finns living in Finland
(フィンランドに住む母語話者にも通用すると彼女は思うか)
- (b) whether it sounded okay to her despite what Finns in Finland might think
(フィンランドに住む母語話者に通用するかどうかは別として、彼女自身は問題ないと思うか)
- (c) whether she would ever use that structure herself
(彼女自身はこういう言語表現を使うのか)

結果として、Ainoは15例のうち、12例は母語話者に通用しないと判断しつつ、7例は彼女自身は文法性に問題がないと判断した。このことから、Jarvisは、つまり、Ainoのフィンランド語に対する明示的知識 (explicit knowledge) と暗黙的知識 (implicit knowledge) は時々矛盾する (often at odds) と指摘する。(Jarvis 2003: 99)

また、全体の結論部分では、タスクの違いによって結果が変わるという事実も指摘している。(Jarvis 2003: 99-101)

羅 (2016) や本稿の調査をデザインする際、筆者は調査の進め方に関してJarvis (2003) から多くのヒントを得た。

ただし、Jarvis (2003: 82) の関心事 (L2 effects の現れる場所など) は本稿の趣旨とかなり異なっている。「自己レポート」こそ行ったものの、結局文法性とそれに関する内省の問題しか取り上げておらず、本稿が関心を持つ使用している言語に対する評価と認識の面に関してはほとんど言及していない。

2.2. 尹 (2016)

2.2.1. 概要

韓国語には、日本語の授受動詞「もらう」に対応する動詞「batda」があるが、日本語の「～てもらう」のような補助動詞としての使い方は韓国語にはない。そのため形態上対応する「a/eo batda」という表現は一般的に誤用とされているが、日本に滞在する韓国語学習者は「a/eo batda」を使用することがあるという。(尹2014: 49-50、尹2016: 1-2, 6-26)

尹 (2016) は、この「～てもらう (a/eo batda)」表現を取り上げ、5つの調査を通して第二言語から第一言語への言語転移現象³の実態を解明しようとしたものであ

る。

時系列上、本稿の調査を実施する際、尹 (2016) を参考できなかったが、数少ない韓国語—日本語の報告であり、調査方法や考察も示唆に富むものが多かったため、本稿を執筆する際、大変参考になった。特に、この分野の研究は方法論自体定まっていないという不足を補うために、複数の調査を行い、様々な側面からのアプローチすることによって、説得力が増している。全編計5つの調査が行われたが、本稿では、本稿と関係のある言語意識を調べる最初の調査を紹介する。

この意識調査において尹氏は、韓国人日本語学習者88名を対象に、アンケートによる意識調査を行い、①逆転移 (原文どおり) について学習者自身がどのように認識しているのか、②逆転移に対する認識の度合いは日本語の学習環境によって異なるのか、③韓国人日本語学習者が認識している逆転移の例はどのようなものなのか、という3つのクエスチョンに対し、それぞれ仮説を立て、調査した。

調査用アンケートは二者択一式27問と自由記述式1問によって構成され、「日本語を学習し、韓国語の発音が良くなった」、「日本語を学習し、韓国語の単語が思い浮かばなくなった」といった指示文を提示し、被調査者に該当するかどうかを判断してもらう形をとっている。(尹2016: 41-43)

結論として、「韓国人日本語学習者は、逆転移に対して、全体的には肯定的な影響、個々のレベルに関しては、否定的な影響として捉えていることが分かった。また、学習環境により影響の度合いが異なることが分かり、比較的日本語への接触頻度が高いと思われるJSL環境の韓国人日本語学習者は、逆転移に対しより敏感であるということが明らかになった。さらに、自由記述式調査を通して、様々なレベルにおける逆転移の実例も確認できた」と述べた。(尹2016: 53)

2.2.2. 検討と批判

この意識調査の目的に関して、尹 (2016: 37) では「多重言語能力が肯定的か否定的かに対する判断は、多重言語能力を持っていると考えられる第二言語学習者自身が認識するものであり、実際に第二言語学習者が逆転移についてどのように思っているのかについて調べる必要があると思われる。管見の限り、逆転移についての認識に関する調査を行った研究は見当たらない」と述べている。

意識調査は、「逆向転移」の仕組みを解明する上で無論必要であるが、尹 (2016) のいう「認識に関する調査」は少し違うものであった。アンケートの調査項目から見れば、尹 (2016) はどうも学習者が「逆向転移」を肯定的に捉えているのか、それとも否定的に捉えているのかにしか関心がないようである。

その一端として、先行研究について、尹氏は「多重言語能力を理論的基盤として行ったPavlenko (2000) 研究で、逆転移から見られた5つの特徴の中に、第一言語の喪失が含まれているということである。喪失という概念は否定的に捉えるべきであり、逆転移を肯定的に捉えている多重言語能力の概念とは矛盾しているのではないと思われる。さらに、借用転移、融合、転換、再構造化転移という他の特徴においても、本来の言語体系や文法、意味などから逸脱している場合は、否定的に捉えるべきであると思わ

れる」(尹2016: 37) と述べているが、それはあくまで先行研究の視点の違いによるものではないだろうか。

また、考察のところでは、「全体的には学習環境に関わらず、悪い影響よりは良い影響として逆転移を捉えており、逆転移に関する総体的な認識に関しては、Cook (2003) やPavlenko (2000, 2004) などの主張を支持するものとなった。Cook (2003) が提唱した多重言語能力の概念を取り入れると、韓国人日本語学習者は、韓国語の言語能力に日本語の言語能力が足され、韓国語母語話者や日本語母語話者とは異なる新たな言語体系を持っていると言える」(尹2016: 52) と結論付けた。良い影響として捉えれば、Cook (2003) が支持され、悪い影響として捉えれば、Cook (2003) を却下するという結論もやはり肯定的か否定的かという二律背反にこだわりすぎた結果であると思われる。それに対し、本来考察すべき評価の背後にある要因や評価が物語る「逆向転移」のメカニズムなどは脱落している。

さらに、アンケート設問のデザインにも問題がある。例えば、

- ・日本語の学習により、日本語と韓国語を比較することが(ママ)できるようになった
- ・日本語を学習し、韓国語に存在する漢字語に対する理解度が高くなった
- ・日本語を学習し、韓国語に存在していない概念(日本語特有のニュアンス)も理解できるようになった

といった設問(尹2016: 42-43より抜粋)があるが、実際の言語意識と異なり、外国語を学習しても、外国語と母語を比較することができない、外国語特有のニュアンスを理解できないという回答は、極初期の学習者以外からはおそらく得られないと推測できよう。つまりこういった設問は結果的に、調査結果を大きく「肯定的影響」のほうに誘導していると思われる。最終的にこの結果は、「全体的には肯定的な影響」という結論にも繋がったと思われる。

このような誘導尋問になる可能性をできるだけ回避するため、筆者は次章で紹介する調査を行う際、「設問」や「誘導」を最小限にし、被調査者自らの語りを中心に収集した。分析する際も肯定的か否定的かという評価の以外の面にも注目し考察を行った。

3. 調査Bからわかったこと

現時点で、「逆向転移」に関する本格的な意識調査がほぼ展開されていないため、本稿では、尹(2016)や羅(2016)の成果と問題点を踏まえ、筆者が2011年に行った調査(調査B)の結果と、書物に記された著名人の言語観らしきものとも突き合わせて、分析を行い、「逆向転移」の全体像の解明を試みる。

3.1. 実施概要

実施期間：2011年9月～2013年3月、調査Aの実施期間中

実施地：上海、アモイ、大連

対象：羅(2016)で取り上げた[关于汉语使用情况的调查]

a、b(調査A)の被調査者の一部

人数：13人(うち女性8人、男性5人)

3.2. 調査方法

調査Aの回答用紙を回収する際、ランダムに調査Aの被

調査者に声をかけ、調査Bに協力するよう求める。最終的に13人のインフォーマントを確保した。

協力を承諾してくれたインフォーマントに、

- 1、アンケート調査(調査A)の感想を聞く
- 2、中国語の「乱れ」や日本語の影響などに自ら気づいているかを見る「逆向転移」と関係のある発言があれば記録する
- 3、アンケートにある代表的な「逆向転移」例文を自然な中国語に訂正してもらい、(できなかった場合は、調査実施者が訂正し)さらに意見を求める
- 4、「逆向転移」と関連のある発言が一切ない場合のみ)日本語の影響の可能性を指摘し、意見を求めるという流れで自由に意見を述べてもらう。ただし、答えによって質問の順番が変わることもあった。

そして、日本語未習得者(初級以下)のインフォーマントに対して、

- 1、アンケート調査(調査A)の感想を聞く
- 2、アンケートにある代表的な「逆向転移」例文を自然な中国語に訂正してもらい、その後日本語の影響の可能性を指摘する
- 3、再度意見を求める

という流れで日本語知識の有無にも配慮して実施した。

また、日本語と接触のある被調査者は全員言語獲得の敏感期(sensitive period/critical period)以降日本語と接触をはじめたものに限定した。調査対象となる学習者全員はJFL(Japanese as a Foreign Language)環境で外国語を習得し、JSL(Japanese as a Second Language)環境の被調査者がいなかった。

実際の調査例は下記のようなものである。(調査は中国語で行われ、質問と回答の訳は筆者による。なお紙幅の関係で質問文の原文を省略する)

回答例1

Q：アンケートに対してなにか感想はありますか。

A：这些应该都是学了日语的人说的吧。

(日本語を習った人たちの言っている文章でしょうね。)

Q：そうですね。可能性はありますね。どのような人だと思いませんか。

A：我觉得理科生比较多。

(理系の学生に多いと思いますね。)

Q：なぜですか。

A：因为我觉得他们讲话不动脑子。学文的可能对语言比较敏感。

(彼らは喋るとき、全然頭を使おうとしないからだと思います。文系の学生でしたら、もっとことばに敏感なはずです。)

Q：なんでこの文(アンケートの例文)を自然と判断しましたか。

A：你要这么说这句话确实有点怪怪的。不过读的时候觉得没问题。

(そういえば確かにちょっと変ですね。でも読むときはまったく気づかなかったのです。)

属性：女性、26-30歳⁴、上級

3.3. 調査結果

13人のインフォーマントのうち、それぞれ、(性別ご

と) 男性5人、女性8人、(レベルごと) 日本語未習得者が4人、初級～中級学習者が5人、上級4人を占める。詳しくは表1のとおりである。

表1 インフォーマント構成

性別	未習得	初級～中級	上級
男	2	2	1
女	2	3	3

なお、日本語レベルの分け方に関しては、「逆向転移」は初級～中級の学習者に最も顕著に出るという羅(2016)の結果を踏まえてのものである。

3.3.1. 言語意識

尹(2016)が関心を示した「逆向転移」に対する肯定的か否定的かの評価に関して、本稿において、全体的に2人が中立的な評価を下した以外、13人中11人が「全部怪しい」、「頭を使おうとしないからだ」、「上品な中国語を反映していない」といった何らかの否定的表現を用いた。

特に日本語未習得者と上級者の評価が厳しかった。上級者のコメントとして上記の回答例1、未習得者のコメントとして下記の回答例2が最も代表的である。(読みやすくするため、質問文の訳文を可能な限りを短くまとめ、キープフレーズに下線をつけた。)

回答例2

(アンケート全体に関して) 样卷的设计不能体现汉语的典型特征, 设计者不仅是留日学者, 同时也应是中国语言文化的传播者, 作为学术论文, 所设计汉语应突出汉语特征, 雅俗共赏。

(このアンケートは中国語の典型的な特徴を反映していません。調査者は在日学者という立場だけでなく、中国の言語と文化を広めるものでもあるべきです。だから、学術論文として、その調査文の中国語は、通俗的でありながらも上品な中国語の典型的な特徴を反映しなければなりません。)

(なんでそう思いますか。) 我觉得现在的学生都去学外语, 不好好学自己的语言所以会说出这样的句子。

(最近の学生はみんな外国語ばかり勉強して、母語をまじめに勉強しようとしなからこのような文を使ってしまうのです。)

属性：女性、36-40歳、未習得

13人中11人が否定的表現を用いて評価するという結果は尹(2016:44)の調査結果「学習環境の違いに関わらず、半分以上が日本語学習は韓国語に良い影響を与えた」と大きな開きがあり、どちらかという尹(2016)の立てた仮説を支持することになった。

その理由について二点考えられる。

- 1、先行研究ですでに言及したように、尹(2016)の行った意識調査の調査文に「肯定的な影響」に誘導するような文言が散見される。それによって、調査結果は大きく「肯定的」のほうに傾いたのであろう。
- 2、本稿のように、全体的によい感情を抱くかどうかを調べる場合と尹(2016)のような小項目を分けて調査する場合、なんらかの差があっても不思議ではない。ただ、結論が相反するほどの影響があるかどうかは不明である。

明である。

ちなみに、中立的なコメントをした2人は、「初級～中級レベル」に属す。実際のやりとりは下記の通りである。(回答例3、回答例4)

回答例3

(日本語の影響等に関する発言なし。例として「発表」の使い方を指摘すると) 这个时候不是说“发表”吗? 那应该说什么呢?

(この場合「発表」と言わないのですか。じゃ、なんと言うのですか。)

(添削例として“发言”と“做报告”などを示されると) 好像是这样说比较好。

(なるほど。確かにそのほうがいいかもしれませんね。)

属性：女性、21-25歳、初級～中級レベル

回答例4

(アンケート全体に関して) 我觉得就像小学生的作文, 如果仔细改每一句都有问题, 但是那不叫真的话都能说得通。

(小学生の作文のように、真面目に直そうとしたら必ずどこか直すところがあるのですが、そこまでしなくてもだいたい通じますよ。)

属性：男性、36-40歳、初級～中級レベル

3.3.2. 気づき

全体的に、最初の質問の段階で日本語による「逆向転移」らしきものを自ら言及した割合は9人(未習得者除き)中6人で、約67%を占める。

それから、添削例を示される前に、不自然なところを自ら見つけたり、あるいは適切な言葉で補ったりする確率は、9人中5人で、過半数を占める。

また、実際のやり取りの中、調査文を添削したうえで、さらに自分の実体験を交えて説明する被調査者も2人いた(2人と上級)。例えば、下記のような回答例があった。

回答例5

(文章の不自然なところを自ら指摘して) 最近中文的语法都说着说着说成日语语法了。动词放最后了。刚才还问别人：“你工作现在有没有？”

(僕も最近中国語を日本語の文法で文を立てているような気がします。動詞は最後に置いてしまうとか。さっきも人に「你工作现在有没有？」⁵と聞いてしまいました。)

属性：男性、21-25歳、上級

回答例5の場合、インフォーマントは、自分の母語の不自然さに気づいているだけでなく、それは日本語によるもので、語順に影響が出るなどをすべて把握しており、極めて高いメタ言語能力を示している。個体差、あるいは言語適性の差は排除できないものの、偶然にもこのメタ認知能力は上級レベルのインフォーマントに見られるのが興味深い点であろう。

一方、回答例3では、インフォーマントが文法性判断の能力を失い、もちろん添削もできないままになっている。この点において、上級レベルの学習者と決定的な違いがみられる。また、羅(2016)の調査結果「日本語レベルが初級～中級の学習者が最も『逆向転移』を受けやすい」とも一致している。

回答例3(再掲)

(日本語の影響等に関する発言なし。例として「発表」

の使い方を指摘すると) 这个时候不是说“发表”吗? 那应该说什么呢?

(この場合「发表」と言わないのですか。じゃ、なんと言うのですか。)

(添削例として“发言”と“做报告”などを示されると) 好像是这样说比较好。

(なるほど。確かにそのほうがいいかもしれませんね。)

属性：女性，21-25歳，初級～中級レベル

ただし、その後のやりとりでもわかるように、その能力が永久的に失われたのではなく、調査者の指摘によって簡単に取り戻される。したがって、回答例3のインフォーマントは、母語の知識自体がなくなったのではなく、自然にアクセスすることに失敗したと考えられよう。

4. 書物から読み取れる学習者の言語観

最後に、本章において、一外国語学習者でもある江崎玲於奈と魯迅の言語観を取り上げ、前出の上級レベルの学習者の語りと対照しつつ、分析を行う。

4.1. 江崎氏の日本語に対する考え

江崎氏は『創造性への対話：江崎玲於奈対談集』（1974、東京：中央公論社：22-24）において、日本語に対して、西洋史家堀米庸三氏との対談から下記のような意見を述べている。(下線は筆者による。)

たとえば言葉にしても、わたくしがこのあいだ経験したことですが、ノーベル賞受賞記念講演のためわたくしが英文で書いた原稿を日本のある雑誌が載せたいというので、それを日本語に翻訳したのです。わたくしは日本人ですから日本語なら簡単だと思っていたのですが、とんでもないことでした。新しく作文するのなら簡単でしょうが、ノーベル賞委員会に著作権がある以上、いい加減な訳をするわけにはいかない。忠実に、しかもわたくしのもっている英語のニュアンスも入れようと思うと、科学的な論文なものですから正確に日本語で叙述することはたいへんむずかしい。日本語には関係代名詞がないでしょう。つまり日本にはいままでそういう科学的なものを表現する必要がなかったのだと思います。(中略) それから複数や単数の区別がぜんぜんないですね。また性別もあいまいだ。「あなた」といったら彼でも彼女でもあまり大きな違いはない。(中略) こうした島国に住む同一民族だから、あまり複雑なことを考える必要がなかったんじゃないですか。

母語である日本語に対して、「科学的なものを表現する必要がなかった」と指摘したうえ、性や数の問題なども取り上げての、批判的な意見である。もちろんノーベル賞受賞記念講演や科学的論文は、日常会話と違って、緻密性を求め、日本語に定着していない英語由来の専門用語などを使用する確率が必然的に上がる。ただし、面白いことに、最後の一言から見れば、江崎氏はこの体験を科学分野特有の問題に限定せず、日常生活、ないし文化（「島国」や「同一民族」）の問題にまで拡大して解釈している。つまり、それこそが江崎氏の日本語に対する言語観と言えよう。

4.2. 魯迅の中国語に対する考え

一方、魯迅は『二心集：“硬译”与“文学的阶级性”』（1930

年3月／『魯迅全集（第四卷）』2005、北京：人民文学出版社：379-398）において、下記のように述べた。(訳と下線は筆者による。)

中国的文或话，法子实在太不精密了。(中略) 讲话的时候，也时时要辞不达意。这就是话不够用。

(中略) 这语法的不精密，就在证明思路的不精密，换一句话说，就是脑筋有些糊涂。(中略) 要医这病，最好陆续吃一些苦，装进异样的句法去，古的，外省外国的、外国的，后来便可以据为己有。这并不是空想的事情。(魯迅2005：391-392)

(中国の文章あるいは言葉は、その法則があまりにも不精密です。(中略) 話すとき、しばしば伝わらないことがあります。(中略) この文法の不精密ということは、思考方法の不精密ということを証明しています。言葉を変えて言えば、頭がボヤけているということです。(中略) この病気を治すためには、私は次々と苦いものを食べ、異様な句法を詰め込んでいくしかない、古いものでも、方言でも、外国のものでも仕方がないと思います。いつかそれが自分自身のものになるのです。遠い例としては、たとえば日本ですが、彼らの文章には欧化した文法が極めてあたりまえのものになっています。これは決して空想ではありません。)

その他、「日本語の欧化現象」に対して、同書において、下記のように述べた。(1930年3月／『魯迅全集（第四卷）』2005、北京：人民文学出版社：203-204)

如日本，他们的文章里，欧化的语法是极平常的了，和梁后超做《和文汉读法》时代，大不相同。

(例えば日本では、すでに欧米化した文法がきわめて普通になりました。(今の日本語は) 梁啓超が『和文漢読法』を書いた時代の文章とまったく違います。)

さらに遡れば、実は下記のようなことも述べたことがある。(1922年5月／『魯迅全集（第十卷）』2005、北京：人民文学出版社：232)

日本語实在比中国語更优婉。

(日本語は実に中国語より優婉です。)

日本語と比較しつつ、中国語の文法と語彙は不精密であると指摘した上、日本語に倣って外来のものを取り入れる必要性を指摘している。

4.3. 考察

4.3.1. 母語批判 v s 外国語批判

両氏が言っている具体的な内容こそ異なっているが、共通しているのは、母語への批判、特に（習得したもうひとつの言語と比べた上での）母語の弱点や非合理的なところへの批判である。この批判は外国語の習得によって形成されているという点を考えると、「逆向転移」による言語意識の変化と捉えてもよからう。

また、この種の批判に関しては、回答例5を分析する際でも考察したように、かなり高度なメタ言語能力を要すると思われる。両氏の実際の言語レベルを考えると、やはり回答例5と類似しているところが多いと思われる。

ただし、上級学習者の態度は、母語への批判のみならず、ときには学習する外国語への批判にもつながる。去年世間を騒がせた施光恒著『英語化は愚民化 日本の国力が地に

落ちる』(2015、集英社)はまさにその好例である。著者の施氏は英国シェフィールド大学大学院政治学研究所の出身であり、間違いなく英語の上級者であると思われる。しかし、著書のタイトルからでもわかるように、同じ英語上級者の江崎氏とは意見が真逆である。施(2015:6)は冒頭から「英語化は日本を壊すのである」と述べ、専門の政治学の視点から日本における英語教育の現状を批判している。

施(2015)の論点は言語政策の面に集中しているが、英語を学習することによって、日本語がだめになってしまうのではないかという憂慮も至るところで読み取れる。この意見に近いものは、上記で紹介した回答例2であろう。つまり、外国語の上級者と未習得者は外国語の学習に対する認識に共通しているところがあると言えよう。

尹(2016)が収集したデータにおいても上記に似たような語りが多くあり、「比較的日本語への接触頻度が高いと思われるJSL環境の韓国人日本語学習者は、逆転移に対しより敏感である」(尹2016:53)という事実も指摘されたが、評価が肯定的か否定的かにこだわったあまり、もっと重要な事実を見落としている。本稿では、母語批判にせよ、外国語批判にせよ、この2つの批判は外国語の上達によるメタ言語能力の発達によってもたらされたものの、つまり背後に同じメカニズムが働いていると考えている。

そして、回答例1で見られた理系か文系かによって「逆転移」の使用状況が異なるといった指摘も、ただの偶然かもしれないが、江崎氏と施氏の学術背景を考えると合致する面がある。

4.3.2. 意識的 v s 無意識的

本稿は、インタビューで収集した外国語学習者の語りを中心に展開してきたが、学習者が持っている明示的知識と暗黙的知識は時々矛盾しており、よって、その語りは真実のすべてを物語っているとは限らないという事実は、先行研究のJarvis(2003)が指摘している。

例えば、魯迅の文章に見られる翻訳調的な表現に関する研究の多くは、本稿4.2節で取り上げた魯迅の発言のみを頼りに、すべて魯迅が意識的に使用していると判断している(例えば、徐2012、張2006、朱2006など)が、羅(2015)では、魯迅作品に登場する「匹」という助数詞を例に、魯迅が意識的に運用している面と無意識的に使用してしまった面が両方あると指摘し、魯迅研究にも「逆転移」の視点を取り入れるべきだと主張する。

胡(2005)では、魯迅の作品に見られる「的」と「地」の使い分けについて、作品の刊行順を追って調査しているが、終章において興味深い指摘をしている。(胡2005:97)

魯迅において、“的”“地”の使い分けについて、その最初の作品では混在していたのに対して、1924年以後、魯迅は区別して使用している。1925年から1930年までその使い分けがほぼ定着しているように見えたが、しかし、1931年10月以後また最初の未分化の状態に戻っている。1924年までの混在、1925年から1930年における使い分け、1931年以後の逆戻りがある。このどちらも意図的と見ることができかね

うか、これが第一の問題である。このような経過について、第二に、なぜ魯迅はいったん“的”の使い方を1925年から1929年にわたって綺麗に分けたのか、そうしたのにもかわらず、1931年からなぜ再び元に戻っていたのだろうかという問題が生じる。更に広汎に見ると、彼と同時代の現代文学先駆者たちもみな同じくこのような経過をたどっていたのだろうか。もし異なるのであれば、それは何故だろうか。また、1930年の魯迅作品に目立つ“底”の用法をどう理解したらいいか。それと“的”の用法とに関連性があるのだろうか。これらの問題について、これから追求していきたい。

胡(2005)が課題にしている逆戻りの問題に関しては、もしかしたら、羅(2016)で明らかになった「逆転移」の度合いと外国語習得レベルの波状上昇や金沢(2002:47)が論じた異文化接触の時間的变化(同じく一直線ではなく波状変化)がヒントになるかもしれない。

5. おわりに

本稿では、調査Bの結果と魯迅や江崎玲於奈の言語観を突き合わせて、言語意識の面で「逆転移」現象を考察した。

第3章において、ほとんどの被調査者は「逆転移」に対して否定的な感情を抱いており、特に日本語未習得者と上級者の評価が厳しかったという事実が判明され、尹(2016)の結論が覆されたと言った指摘した。

また、上級者の回答例からは高いメタ言語能力が見いだされ、初級～中級の学習者の例からは母語知識がなくなったのではなく、自然にアクセスできなくなっているという事実を発見した。

第4章では、江崎玲於奈と魯迅の言語観を取り上げ、母語に批判的であるという事実を確認し、同時に上級外国語学習者からは外国語に批判的な言論もよく見受けられるなどの事実から、互いに矛盾しているのではなく、ともに高いメタ言語能力によってもたらされたものであるという同じメカニズムの存在を指摘した。最後に、Jarvis(2003)の指摘を援用し、意識調査の結果は事実をすべて物語っているわけではなく、意識にのぼらない部分もあり、それに関しては、羅(2016)や金沢(2002)などによる解釈の可能性を指摘した。

ただし、「逆転移」に関する意識調査は、まだ十分展開されていないこともあり、本稿にも議論しきれっていない部分と課題が多々あると思う。この分野における今後の研究に期待しつつ、筆者も引き続き「逆転移」の解明に務めていきたいと考えている。

参考文献

- (日本語)
 Bialystok, E., Hakuta, K. (2000). 外国語はなぜなかなか身につかないか: 第二言語学習の謎を解く. (重野純, 訳). 東京: 新曜社.
 Lightbown, P. M., Spada, N. (2014). 言語はどのように学ばれるか: 外国語学習・教育に生かす第二言語習得論. (白井恭弘 & 岡田雅子, 訳). 東京: 岩波書店.
 東照二. (2000). バイリンガリズム: 二言語併用はいかに可能か. 東京: 講談社.
 東照二. (2009). 社会言語学入門<改訂版> 生きた言葉のおもしろさに迫

- る(改訂版). 東京: 研究社.
- 池田佳子. (2010). 言語接触とアイデンティティ(特集 言語接触の世界) - (言語接触のなかに生きる人々). 日本語学, 29 (14), 196-206.
- 江崎玲於奈. (1974). 創造性への対話: 江崎玲於奈対談集. 東京: 中央公論社.
- 金沢吉展. (2002). 日本文化への適応と援助: 異文化接触の心理学. In 海保博之, 柏崎秀子(編.), 日本語教育のための心理学 (pp. 43-57). 東京: 新曜社.
- 近藤安月子, 小森和子(編.). (2012). 研究社日本語教育事典. 東京: 研究社.
- 胡蓉. (2005). 鲁迅における欧化の文法:"的""地"の使い分けを手がかりに. 多元文化, 5, 85-100.
- 真田信治(編.). (2006). 社会言語学の展望. 東京: くろしお出版.
- 真田信治, 渋谷勝己, 陣内正敬, 杉戸清樹. (1992). 社会言語学. 東京: おうふう.
- 真田信治, 庄司博史(編.). (2005). 事典日本の多言語社会. 東京: 岩波書店.
- 芝田稔. (1987). 日本中国ことばの往来. 東京: 白帝社.
- 渋谷勝己. (2013). 多言語・多変種能力のモデル化試論. In 片岡邦好, 池田佳子(編.), コミュニケーション能力の諸相: 変移・共創・身体化 (pp. 29-51). 東京: ひつじ書房.
- 沈国威. (2008). 近代日中語彙交流史: 新漢語の生成と受容(改訂新版). 東京: 笠間書院.
- 鈴木孝明, 白畑知彦. (2012). ことばの習得: 母語獲得と第二言語習得. 東京: くろしお出版.
- 施光恒. (2015). 英語化は愚民化 日本の国力が地に落ちる. 東京: 集英社
- 高木千恵. (2006). 関西若年層の話しことばにみる言語変化の諸相. 阪大日本語研究.
- 日本語教育学会. (2005). 日本語教育事典(新版). 東京: 大修館書店.
- 野田尚史, 迫田久美子, 渋谷勝己, 小林典子. (2001). 日本語学習者の文法習得. 東京: 大修館書店.
- 宮島達夫, 江川清, 真田信治, 野村雅昭, 中野洋, 佐竹秀雄. (1982). 図説日本語. 東京: 角川書店.
- 村端五郎, 村端佳子. (2016). 第2言語ユーザーのことばと心: マルチコンピテンスからの提言. 東京: 開拓社.
- 尹テレサ. (2014). 韓国人日本語学習者における第二言語から第一言語への転移現象: 授受表現「てもらう [a/eo batda]」形に焦点を当てて (<特集>多言語社会日本の言語接触に関する実証研究). 社会言語科学, 17 (1), 49-60.
- 尹テレサ. (2016). 第二言語から第一言語への言語転移現象に関する実証的研究: 韓国人日本語学習者の「てもらう [a/eo batda]」表現に注目して(博士論文). 東京学芸大学.
- 羅沢宇. (2015). 目標言語から母語への逆向転移の実例: 日本語から中国語へ. 静岡文化芸術大学研究紀要, 15, 89-96.
- 羅沢宇. (2016). 逆向干渉の度合いと被調査者の社会的属性について: 調査の結果から. 静岡文化芸術大学研究紀要, 16, 55-62. (英語)
- Cook, V. (1991). The poverty-of-the-stimulus argument and multicompetence. *Second Language Research*, 7 (2), 103-117.
- Cook, V. (Ed.). (2003). *Effects of the Second Language on the First*. Clevedon ; Buffalo : Multilingual Matters.
- Cook, V., & Singleton, D. (2014). *Key Topics in Second Language Acquisition*. Bristol : Multilingual Matters.
- Jarvis, S. (2003). Probing the Effects of the L2 on the L1 : A Case Study. *Effects of the Second Language on the First*, 81-102.
- Trudgill, P. (2001). *Sociolinguistics : An Introduction to Language and Society* (Fourth Edition). London ; New York : Penguin Books. (中国語)
- 陳力衛. (2011). 試論近代汉语文体中の日语影响. 東アジア文化交渉研究別冊, 7, 43-53.
- 达维. (1995). 鲁迅作品中的"匹". 咬文嚼字, (4), 30-31.
- 黄琼英. (2007). 鲁迅作品语言历时研究(博士論文). 华东师范大学.
- 鲁迅. (2005). 鲁迅全集(第四卷). 北京: 人民文学出版社.
- 鲁迅. (2005). 鲁迅全集(第十卷). 北京: 人民文学出版社.
- 罗泽宇. (2015). 量词"匹"特殊义项的生成与消亡: 从日语对汉语影响的角度. 日本学研究, 24, 1-9
- 沈国威. (2010). 近代中日词汇交流研究: 汉字新词的创制、容受与共享. 北京: 中华书局.
- 沈国威. (2011). 现代汉语"欧化语法现象"中的日语因素问题. 東アジア文化交渉研究別冊, 7, 141-150.
- 徐桂梅. (2012). 鲁迅小说语言中的"日语元素"解析. 鲁迅研究月刊, (2), 45-51.
- 曾元沅. (2006). 手上阡陌. 上海: 学林出版社.
- 张景华. (2006). 从"硬译"透视鲁迅对中国文化转型的探索. 四川外语学院学报, 22 (2), 66-71.
- 朱凌燕. (2006). 论鲁迅翻译中的"信而不顺". 绍兴文理学院学报: 哲学社会科学版, 26 (1), 26-30.
- 朱一凡. (2011). 翻译与现代汉语的变迁(1905-1936). 北京: 外语教学与研究出版社.

¹ 初出はCook (1999) より。村端・村端 (2016: 2) では「複合的言語能力」と訳す。本来L1とL2を一つの体系にまとめる包括的な考え方であるが、母語から目標言語への影響に関しては、すでに「母語干渉」という第二言語習得 (SLA) の研究分野が確立されているため、結果として「マルチコンピテンス/複合的言語能力」の研究領域は本稿の扱う「逆向転移」のテーマに近いものになっている。

² 訳は筆者による。以下同様。

³ 尹 (2016) は「逆転移」と呼んでいる。

⁴ 年齢は調査当時のものである。

⁵ 語順は「あなたS 仕事O あるかV」になっており、中国語のSVO構造から逸脱している。

価格—価格競争の完全均衡：経路，テリトリー制，料金制

Subgame Perfect Equilibrium of Price-Price Competition: Route, Exclusive Territories, and Fee.

鈴木 浩孝

文化政策学部 文化政策学科

Hirota SUZUKI

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

本稿では、生産者と小売業者からなる複占チャンネル間で価格—価格競争が行われる状況を想定し、その下での生産者による垂直的構造選択と、垂直的分離時の小売業者数選択、および料金制選択（線形料金制または二部料金制）について検討する。主要な結論は、完全均衡においては双方が垂直的分離の下で1人の小売業者を設定し二部料金を徴収する対称均衡と、一方が垂直的分離の下で複数の小売業者を設定し他方が垂直的統合を選択する非対称均衡の2つの状態が生じること、およびこれらのうち対称均衡の方は弱い意味での支配戦略均衡となるということである。本稿のモデルをもとに、垂直的構造や料金制の選択に関する分析のみならず、テリトリー制や経路選択に関する分析まで含む価格—価格競争の様々な先行研究の相互の関連付けが可能となる。

This paper assumes the situation where price-price competition is done between duopolistic channels, and examines the manufacturer's selection of vertical structure, number of retailer, and fee structure (linear pricing or two-part tariff). The main result is as follows. As subgame perfect equilibrium, there exist the symmetric equilibrium in which both manufacturers select vertical separation, single retailer, and charge two-part tariff, and the asymmetric equilibrium in which one manufacturer selects vertical separation and multiple retailer, and the other selects vertical integration. Among these, the symmetric equilibrium consists of weakly dominant strategies. Using this model, we can associate various previous studies of price-price competition about the selection of exclusive territories or route as well as the selection of vertical structure or fee structure.

キーワード：価格—価格競争，シュタッケルベルク均衡，二重マージン，二部料金

1. はじめに

本稿では、生産者間および小売業者間のいずれの段階においても価格競争が行われる状況（以下では「価格—価格競争」と略す）を想定し、その下での生産者による垂直的構造選択（垂直的統合または垂直的分離の選択）と、垂直的分離時における料金制選択、および小売業者数選択について検討する。

価格—価格競争下での垂直的構造選択に関する先行研究としては、まずBonanno and Vickers (1988) が挙げられる。彼らは、生産者が小売業者に対して（出荷価格とフランチャイズ料からなる）二部料金を設定する状況では、両生産者が垂直的分離を選択する状態が支配戦略均衡であり、またそれによりチャンネル間の競争は緩和されると論じている。これに対してCyrenne (1994) は、生産者が小売業者に対して（出荷価格のみからなる）線形料金を設定する場合には、財がある程度差別化されていれば両生産者が統合を選択する状態が唯一の均衡であるが、財がある程度同質的ならば両生産者が分離を選択する状態も均衡に加わるという結果を導いている¹。さらに成生 (1994)

は上記の結果にBonanno and Vickers (1988) のケースも含める形で、生産者が「統合」、「分離の下での二部料金制」、「分離の下での線形料金制」の3つの選択肢を持つゲームを分析し、その際にはいずれの生産者にとっても「分離の下での二部料金制」の選択が支配戦略であることを導いている。

価格—価格競争下での経路選択について丸山 (1991, 1992) は、生産者が小売業者に対して線形料金を設定する場合には、財が十分に同質的であれば、閉鎖経路を選択することが支配戦略となると主張している。これに対して成生 (1994) は、生産者が小売業者に対して線形価格を設定する状況では、財が十分に差別化されていれば両生産者は開放経路を選択するが、二部料金を設定する状況では、閉鎖経路を選択することが支配戦略となると述べている。さらに成生 (2015) は、「閉鎖経路の下での線形料金制」、「閉鎖経路の下での二部料金制」、および「開放経路」という3つの選択肢を持つゲームを分析し²、その際にはいずれの生産者にとっても「閉鎖経路の下での二部料金制」の選択が支配戦略であることを導いている。

価格—価格競争下でのテリトリー制導入選択に関して

¹ 2段階取引を想定したこれらの先行研究に対し、鈴木 (2015, 2016) は3段階取引を想定した分析を行い、その場合には対称均衡のみならず非対称均衡も生じること示している。

² 後述するが、開放経路下での小売価格は同質財ベルトラン競争を通じて出荷価格に一致するため、仮に二部料金制が選択された場合でも、固定料金の部分は必然的にゼロとなる。ゆえに開放経路下では2つの料金制を区別して考える必要はない。

Rey and Stiglitz (1995) は、生産者が小売業者に対して二部料金を設定する場合には、ブランド内競争を緩和するためにテリトリー制が導入されると述べている。また Mycielski et.al (2000) は、生産者が小売業者に対して線形料金を設定する場合には、財がある程度同質的であれば、テリトリー制を導入することが支配戦略となるが、財が十分に差別化されていれば、両生産者はテリトリー制を導入しないと述べている。さらに鈴木・成生 (2015) は、「テリトリー制の下での線形料金制」と「テリトリー制の下での二部料金制」、および「テリトリー制を導入しない」という3つの選択肢を持つゲームを分析し³、その際にはいずれの生産者にとっても「テリトリー制の下での二部料金制」の選択が支配戦略であることを導いている。

では、上記の先行研究の要素をすべて考慮した場合の均衡解はどのようなものになるであろうか。そこで本稿では以上の先行研究を総括する形で、生産者による垂直的構造の選択（統合または分離の選択）と、垂直的分離時の小売業者数選択（1または複数の選択）、および料金制選択（線形料金制または二部料金制の選択）のすべてを考慮した分析を行う。それにより、双方が垂直的分離の下で1人の小売業者を設定し二部料金を徴収する「対称均衡」と、一方が垂直的分離の下で複数の小売業者を設定し他方が垂直的統合を選択する「非対称均衡」の両方が財の同質性の程度にかかわらず生じること、およびこれらのうち対称均衡の方は弱い意味での支配戦略均衡となることが示される。

以下の構成は次の通りである。2節では価格－価格競争における経路選択とテリトリー制導入選択との比較から、本来は別個のモデルであるそれらが小売業者数選択という観点で一括して扱われ得ることを示した上で、先行研究の間の相互の関連付けを行う。3節ではそれを踏まえたモデルを提示する。4節では垂直的構造、小売業者数、料金制の組み合わせを所与とした場合の部分ゲーム均衡解を求め、5節では部分ゲーム完全均衡解を求める。6節では要約を

述べる。

2. 価格－価格競争における経路選択とテリトリー制

図1の左端は、両生産者が閉鎖経路またはテリトリー制を選択している状況を表している。この状況では、1小売業者が取引する生産者数は1であり、かつ1生産者が取引する小売業者数も1である。この状態から左側の生産者のみが閉鎖経路から開放経路に変更した場合を表しているのが、図1の中央である。この状況では、右側の小売業者が取引する生産者数は2となり、左側の生産者が取引する小売業者数も2となる。これに対し、図1の左端の状況から左側の生産者のみがテリトリー制を行わなくなった場合を表しているのが、図1の右端である。この状況では、1小売業者が取引する生産者数は1に保たれたまま、左側の生産者が取引する小売業者数のみが2となる。経路選択とテリトリー制導入選択とは、形の上でこのような違いがある。ただし図1の中央と右端のいずれの場合においても、左端の状態からの変更を行った左側の生産者の財の小売価格は等しくなる。なぜなら、いずれの場合もその財を販売する小売業者数が2になったことで、均衡での小売価格は市場での同質財ベルトラン競争を通じて自身が小売業者に対して設定した出荷価格に一致するからである。またそれにより、右側の生産者の財の小売価格についても、図1の中央と右端とで等しいと言える。なぜなら、右側の生産者の財の価格は、小売段階での（左側の生産者の財と右側の生産者の財との）差別化された財同士のベルトラン競争を通じて決まるため、図1の中央と右端とで左側の生産者の財の価格が等しい以上、右側の生産者の財の価格も必然的に等しくなるからである。

つまり「閉鎖経路」または「テリトリー制を導入する」という選択は、生産者が自身と取引する1市場あたりの小売業者数を1とすることに相当し、「開放経路」または「テ

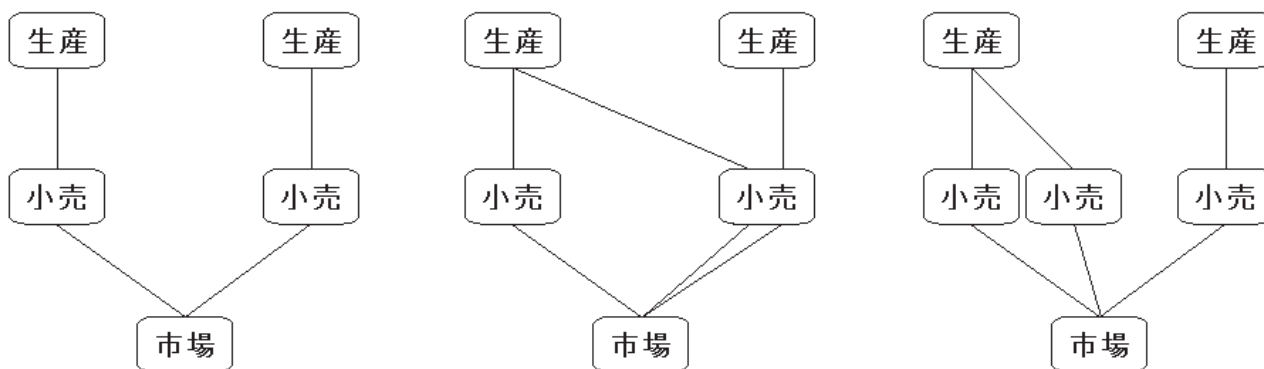


図1：経路選択とテリトリー制

右側の生産者は3つの図のいずれにおいても「閉鎖経路（またはテリトリー制）」を選択している。

左側の生産者は、左の図から順に、「閉鎖経路（またはテリトリー制）」、「開放経路」、「テリトリー制を導入しない」を選択している。

³ テリトリー制を導入しない場合において2つの料金制を区別する必要がない理由は、経路選択における開放経路の場合と同様である。

表1 価格—価格競争に関する先行研究の整理

① Bonanno and Vickers (1988)

			統合	分離		
				1小売		2小売
				線形	二部	
統合						
分離	1小売	線形				
		二部			◎	
分離		2小売				

④ 丸山 (1991, 1992), 成生 (1994), Mycielski, Riyanto, and Wuyts (2000)

			統合	分離		
				1小売		2小売
				線形	二部	
統合						
分離	1小売	線形		△		
		二部				
分離		2小売			△	

② Cyrenne (1994)

			統合	分離		
				1小売		2小売
				線形	二部	
統合			○			
分離	1小売	線形		△		
		二部				
分離		2小売				

⑤ 成生 (1994), Rey and Stiglitz (1995)

			統合	分離		
				1小売		2小売
				線形	二部	
統合						
分離	1小売	線形				
		二部			◎	
分離		2小売				

③ 成生 (1994)

			統合	分離		
				1小売		2小売
				線形	二部	
統合						
分離	1小売	線形				
		二部			◎	
分離		2小売				

⑥ 成生 (2015), 鈴木・成生 (2015)

			統合	分離		
				1小売		2小売
				線形	二部	
統合						
分離	1小売	線形				
		二部			◎	
分離		2小売				

⑦ 本稿

			統合	分離		
				1小売		2小売
				線形	二部	
統合					○	
分離	1小売	線形				
		二部			○	
分離		2小売	○			

各先行研究が対象としているのは、表中の16個の欄のうち色を付けた部分である。その中の○印は全域における均衡を表し、△印は一部の領域における均衡を表す。さらに◎印は、全域における強い意味での支配戦略均衡を表す。

リトリー制を導入しない」という選択は、それを複数とすることに相当する。実際、前節で挙げた先行研究の結果は表1のようにまとめられ、それによりモデル間の相互の関連が明らかとなる。このように考えることで、経路選択またはテリトリー制導入選択に関する各モデルは、分離時における小売業者数選択を扱ったモデルという観点で一括して扱うことが可能となるのである⁴。

3. モデル

代表的な消費者の効用関数を

$$u(q_1, q_2) = \alpha(q_1 + q_2) - \frac{\beta}{2}(q_1^2 + q_2^2) - \gamma q_1 q_2$$

とする。ここで、 q_i は第*i*財 ($i=1,2$) の消費量、 $\alpha (> 0)$ および $\beta (> 0)$ および $\gamma (\in [0, \beta])$ はパラメータである。彼は、市場での各財の価格 p_i ($i=1,2$) を所与として、自らの余剰CSを最大にするように購入量を設定する。この意思決定問題は

$$\max_{q_1, q_2} CS = u(q_1, q_2) - \sum_i p_i q_i$$

と定式化される。この極大化条件

$$\frac{\partial CS}{\partial q_i} = \alpha - \beta q_i - \gamma q_h - p_i = 0, \\ (i=1,2, h=1,2, i \neq h)$$

を q_i ($i=1,2$) について解けば、市場での第*i*財に対する需要関数

$$q_i = \frac{(\beta - \gamma)\alpha - \beta p_i + \gamma p_h}{\beta^2 - \gamma^2},$$

が導かれる（逆需要関数は $p_i = \alpha - \beta q_i - \gamma q_h$ である）。

各生産者は限界 (=平均) 費用 $c (< a)$ で財を生産し、生産者 i によって生産された第*i*財はその系列下にある2人以内の小売業者 ij ($j=1,2$) を介して市場に供給されるものとする⁵。

本稿では次のような3段階ゲームについて検討する。まず第1段階において各生産者は、チャンネルの垂直的構造（小売部門についての統合または分離）の選択と、分離

を選択した場合における小売業者数（1または2）の選択⁶、および小売業者に対する料金制（線形料金制または二部料金制）の選択を行う。次に第2段階において生産者 i は、ライバル生産者 h が設定する出荷価格 w_h （およびフランチャイズ料 F_h ）を所与として、自らの利潤 π_i を最大にするように自らの出荷価格 w_i （およびフランチャイズ料 F_i ）を設定する。これを受けて第3段階では、小売業者 ij （統合の場合には生産者 i ）が、自分以外的小売業者（または生産者 h ）が設定する小売価格を所与として、自らの利潤 y_{ij} （統合の場合には π_i ）を最大にするように小売価格 p_{ij} （統合の場合には p_i ）を設定する。以下では、この3段階ゲームの部分ゲーム完全均衡を、後方帰納法によって求める。

4. 部分ゲーム完全均衡

第1段階での生産者による選択肢は、垂直的構造については統合と分離の2通り、そのうちの分離のもとでの小売業者数は1または2の2通り、さらに小売業者数が1のもとでの料金制は線形料金制または二部料金制の2通りである。ゆえに合計4通りとなる。以下ではそれらを表す記号として、VI（垂直的統合；表1での「統合」）、VSSL（垂直的分離の下で小売業者数1かつ線形料金制；表1での「線形」）、VSST（垂直的分離の下で小売業者数1かつ二部料金制；表1での「二部」）、VSD（垂直的分離の下で小売業者数2；表1での「2小売」）を用いる。

第1段階における自身と相手との戦略の組み合わせは $4 \times 4 = 16$ 通りがあり得るが、それらのうち立場を入れ替えることで同じになる対称な2通りを1通りとみなせば、実際の分析対象は $4^2 - 4C_2 = 10$ 通りとなる。本来ならばこの10通りの戦略の組ごとに第2段階以降の部分ゲーム均衡解を求めるべきであるが、先行研究で既に明らかにされている部分については省略が可能である。例えば表1の③と⑥より、相手のVSSLまたはVSSTに対する自身の最適反応戦略がVSSTであることは明らかである（ゆえに完全均衡においては互いにVSSTを選ぶ状況がナッシュ均衡として生じることも既に明らかである）。また③より、VIに対する最適反応戦略となり得るのはVSSTまたはVSDのいずれかであり、さらに⑥より、VSDに対する最適反応戦略となり得るのはVIまたはVSSTのいずれかである。以下ではこれらの部分の最適反応戦略⁷のみを求めた上で表1の③と⑥を合わせて考慮するという形で、部分ゲーム完全均衡を導くこととする。

4-1. 相手がVIを選択する場合

この項では生産者 h が第1段階でVIを選ぶ場合を想定し、それに対する生産者 i の2通りの選択（VSSTまたはVSD）について検討する。以下では、各場合の段階ごとの意思決

⁴ ただし小売段階で数量競争が行われる「価格-数量競争」のもとでは、「開放経路」と「テリトリー制を導入しない」は異なる結果をもたらす。価格-数量競争の下での経路選択については成生・鈴木（2015）を、テリトリー制選択については成生・鈴木・南里（2015）を、それぞれ参照のこと。

⁵ 小売業者数に関わるこれ以降の表記は、経路選択ではなくテリトリー制導入選択の方に基づいて行う。

⁶ 生産者が2以上的小売業者数を選択すれば、ブランド内競争（同質財価格競争）により自身の財に関する小売業者の価格支配力はなくなる。ゆえに小売業者数選択に関しては、1または2の2通りのみを考えればよい。

⁷ VI, VSST, VSDの中でVIに対しVSDが最適反応戦略であることは、成生（2015）P.188の注釈において既に述べられている。

定問題とそこから導出される部分ゲーム均衡解を示す。なお、均衡解を表す記号の上付き文字のうち、コンマの左側は第1段階での自身の選択を表し、右側は相手の選択を表している。iとhに関して対称な式については、一方のみを示す。

4-1-1. (VSST,VI) ; iがVSST, hがVIの場合

生産者iより市場を与えられる小売業者をi1とすれば、この小売業者i1が設定する価格 p_{i1} が市場での第i財の価格 p_i となり、また生産者hが設定する価格 p_h が市場での第h財の価格となる。このときの各段階での意思決定問題と、そこから導出される部分ゲーム均衡解は以下の通りである。

第3段階：

$$\max_{p_i} y_{i1} = (p_i - w_i) \frac{(\beta - \gamma)\alpha - \beta p_i + \gamma w_i}{\beta^2 - \gamma^2} - F_i$$

$$\max_{p_h} \pi_h = (p_h - c) \frac{(\beta - \gamma)\alpha - \beta p_h + \gamma w_i}{\beta^2 - \gamma^2}$$

$$p_i(w_i) = \frac{(\beta - \gamma)(2\beta + \gamma)\alpha + 2\beta^2 w_i + \beta \gamma c}{4\beta^2 - \gamma^2}$$

$$p_h(w_i) = \frac{(\beta - \gamma)(2\beta + \gamma)\alpha + 2\beta^2 c + \beta \gamma w_i}{4\beta^2 - \gamma^2}$$

第2段階：

$$\max_{w_i, F_i} \pi_i = (w_i - c) \frac{(\beta - \gamma)\alpha - \beta p_i(w_i) + \gamma w_i}{\beta^2 - \gamma^2} + F_i,$$

$$\text{s.t. } F_i \leq y_{i1}$$

$$w_i^{VSST,VI} = c + \frac{\gamma^2(\beta - \gamma)(2\beta + \gamma)(\alpha - c)}{4\beta^2(2\beta^2 - \gamma^2)}$$

$$F_i^{VSST,VI} = \frac{(\beta - \gamma)(2\beta + \gamma)^2(\alpha - c)^2}{16\beta^3(\beta + \gamma)}$$

$$p_i^{VSST,VI} = c + \frac{(\beta - \gamma)(2\beta + \gamma)(\alpha - c)}{2(2\beta^2 - \gamma^2)}$$

$$p_h^{VI,VSST} = c + \frac{(\beta - \gamma)(4\beta^2 + 2\beta\gamma - \gamma^2)(\alpha - c)}{4\beta(2\beta^2 - \gamma^2)}$$

$$\pi_i^{VSST,VI} = \frac{(\beta - \gamma)(2\beta + \gamma)^2(\alpha - c)^2}{8\beta(\beta + \gamma)(2\beta^2 - \gamma^2)}$$

$$\pi_h^{VI,VSST} = \frac{(\beta - \gamma)(4\beta^2 + 2\beta\gamma - \gamma^2)^2(\alpha - c)^2}{16\beta(\beta + \gamma)(2\beta^2 - \gamma^2)^2}$$

4-1-2. (VSD,VI) ; iがVSD, hがVIの場合

生産者iより市場を与えられる小売業者をi1, i2とすれば、これらの小売業者が設定する価格 p_{i1} と p_{i2} のうちより低い方が市場での第i財の価格 p_i となる。ゆえに同質財ベルトラン競争の結果、

$$p_{i1} = p_{i2} = p_i = w_i$$

となり、これにより $F_i = 0$ となる。また生産者hが設定する価格 p_h が市場での第h財の価格となる。このときの各段階での意思決定問題と、そこから導出される部分ゲーム均衡解は以下の通りである。

第3段階：

$$\max_{p_h} \pi_h = (p_h - c) \frac{(\beta - \gamma)\alpha - \beta p_h + \gamma w_i}{\beta^2 - \gamma^2}$$

$$p_h(w_i) = \frac{(\beta - \gamma)\alpha + \beta c + \gamma w_i}{2\beta}$$

第2段階：

$$\max_{w_i} \pi_i = (w_i - c) \frac{(\beta - \gamma)\alpha - \beta w_i + \gamma p_h(w_i)}{\beta^2 - \gamma^2},$$

$$w_i^{VSD,VI} = p_i^{VSD,VI}$$

$$= c + \frac{(\beta - \gamma)(2\beta + \gamma)(\alpha - c)}{2(2\beta^2 - \gamma^2)}$$

$$p_h^{VI,VSD} = c + \frac{(\beta - \gamma)(4\beta^2 + 2\beta\gamma - \gamma^2)(\alpha - c)}{4\beta(2\beta^2 - \gamma^2)}$$

$$\pi_i^{VSD,VI} = \frac{(\beta - \gamma)(2\beta + \gamma)^2(\alpha - c)^2}{8\beta(\beta + \gamma)(2\beta^2 - \gamma^2)}$$

$$\pi_h^{VI,VSD} = \frac{(\beta - \gamma)(4\beta^2 + 2\beta\gamma - \gamma^2)^2(\alpha - c)^2}{16\beta(\beta + \gamma)(2\beta^2 - \gamma^2)^2}$$

4-1-3. VIに対する最適反応戦略

以上の分析結果より、生産者利潤 π_i に関して以下の関係が成り立つ。

$$\pi_i^{VSST,VI} = \pi_i^{VSD,VI}$$

これと表1の③および⑥より、以下の補題が導かれる。

補題1：

相手がVIを選択している場合、自身にとってVI, VSST, VSDの中での最適反応戦略はVSSTまたはVSDである。またVSSTは弱支配戦略である。

4-2. 相手がVSDを選択する場合

この項では生産者hが第1段階でVSDを選ぶ場合を想定し、それに対する生産者iの2通りの選択(VIまたはVSST)について検討する。

4-2-1. (VI,VSD) ; iがVI, hがVSDの場合

これは4-1-2でのiとhの立場を入れ替えたものに過ぎないので、結果は4-1-2より明らかである。部分ゲーム均衡における生産者利潤のみを記せば以下の通りとなる。

$$\pi_i^{VI,VSD} = \frac{(\beta - \gamma)(4\beta^2 + 2\beta\gamma - \gamma^2)^2(\alpha - c)^2}{16\beta(\beta + \gamma)(2\beta^2 - \gamma^2)^2}$$

$$\pi_h^{VSD,VI} = \frac{(\beta - \gamma)(2\beta + \gamma)^2(\alpha - c)^2}{8\beta(\beta + \gamma)(2\beta^2 - \gamma^2)}$$

4-2-2. (VSST,VSD) : i がVSST, h がVSDの場合

生産者 i より市場を与えられる小売業者を $i1$ とすれば、この小売業者 $i1$ が設定する価格 p_{i1} が市場での第 i 財の価格 p_i となる。また生産者 h より市場を与えられる小売業者を $h1, h2$ とすれば、これらの小売業者が設定する価格 p_{h1} と p_{h2} のうちより低い方が市場での第 h 財の価格 p_h となる。ゆえに同質財ベルトラン競争の結果、

$$p_{h1} = p_{h2} = p_h = w_h$$

となり、これにより $F_h = 0$ となる。このときの各段階での意思決定問題と、そこから導出される部分ゲーム均衡解は以下の通りである。

第3段階：

$$\max_{p_i} y_{i1} = (p_i - w_i) \frac{(\beta - \gamma)\alpha - \beta p_i + \gamma w_h}{\beta^2 - \gamma^2},$$

$$p_i(w_i, w_h) = \frac{(\beta - \gamma)\alpha + \beta w_i + \gamma w_h}{2\beta}$$

第2段階：

$$\max_{w_i, F_i} \pi_i = (w_i - c) \frac{(\beta - \gamma)\alpha - \beta p_i(w_i, w_h) + \gamma w_h}{\beta^2 - \gamma^2} + F_i,$$

$$\text{s.t. } F_i \leq y_{i1}$$

$$\max_{w_h} \pi_h = (w_h - c) \frac{(\beta - \gamma)\alpha - \beta w_h + \gamma p_i(w_i, w_h)}{\beta^2 - \gamma^2},$$

$$w_i^{VSST,VSD} = c$$

$$w_h^{VSD,VSST} = p_h^{VSD,VSST}$$

$$= c + \frac{(\beta - \gamma)(2\beta + \gamma)(\alpha - c)}{2(2\beta^2 - \gamma^2)}$$

$$p_i^{VSST,VSD} = c + \frac{(\beta - \gamma)(4\beta^2 + 2\beta\gamma - \gamma^2)(\alpha - c)}{4\beta(2\beta^2 - \gamma^2)}$$

$$\pi_i^{VSST,VSD} = \frac{(\beta - \gamma)(4\beta^2 + 2\beta\gamma - \gamma^2)^2(\alpha - c)^2}{16\beta(\beta + \gamma)(2\beta^2 - \gamma^2)^2}$$

$$\pi_h^{VSD,VSST} = \frac{(\beta - \gamma)(2\beta + \gamma)^2(\alpha - c)^2}{8\beta(\beta + \gamma)(2\beta^2 - \gamma^2)}$$

4-2-3. VSDに対する最適反応戦略

以上の分析結果より、生産者利潤 π_i に関して以下の関係が成り立つ。

$$\pi_i^{VI,VSD} = \pi_i^{VSST,VSD}$$

これと表1の③および⑥より、以下の補題が導かれる。

補題2：

相手がVSDを選択している場合、自身にとってVI, VSST, VSDの中での最適反応戦略はVIまたはVSSTである。またVSSTは弱支配戦略である。

5. 部分ゲーム完全均衡

前節で導かれた補題1,2より、以下の命題が導かれる。

命題：

生産者による垂直的構造選択、小売業者数選択（つまり経路選択またはテリトリー制導入選択）、および料金制選択まで考慮した価格-価格競争の完全均衡においては、双方の生産者が垂直的分離の下で1人の小売業者を設定し二部料金を徴収する（つまりVSSTを選択する）「対称均衡」と、一方の生産者が垂直的分離の下で複数の小売業者を設定し（つまりVSDを選択し）他方の生産者が垂直的統合を選択する（つまりVIを選択する）「非対称均衡」の2つの解が生じる。これらのうち対称均衡の方は弱い意味での支配戦略均衡となる。

垂直的構造選択と小売業者数選択を同時に考慮することにより非対称均衡が生じるようになる理由は、ベルトラン競争におけるシュタッケルベルク均衡の考え方に基づくものである。鈴木（2016）でも示した通り、生産者による垂直的構造選択は効果の上では水平的な価格競争における手番選択に等しいため、生産者はチャンネル間競争における逐次手番化を意図した垂直的構造選択を行う誘因を持つ⁸。本稿の分析結果はそれに加えて、生産者が逐次手番化を意図した小売業者数選択（としての経路選択やテリトリー制導入選択）を行う誘因も持つことを示している。

さらにシュタッケルベルク均衡に基づく非対称均衡が生じるような状況においても、VSSTが弱い意味とは言え依然として支配戦略にとどまり得る理由は、出荷価格を操作可能なことからの構造上の柔軟性によるものと言うことができる。例えば本稿の4-1-2 (VSD, VI) の結果は前者を先手、後者を後手とする通常のシュタッケルベルク均衡に相当するものであるが、それと同じ均衡小売価格（ひいては生産者利潤）が、4-1-1 (VSST, VI) から導かれてい

⁸ 実際、本稿の4-1-1 (VSST, VI) と鈴木（2016）の3-1-2 (1/2, VI)、3-1-3 (2/3, VI) とは実質的に同じものである。これらはいずれも、前者を先手、後者を後手とするベルトラン均衡に相当する。

る。これは、仮に逐次手番化を図ろうとしても先手にはなり得ない構造のVIに対して、VSSTが（出荷価格を限界生産費用水準よりも高い適切な水準に設定することにより）実質的にはVSDと同じ立場、つまり先手となることを表している。ゆえにVIに対する最適反応戦略は、VSDまたはVSSTとなる。同様に、本稿の4-2-2（VSST,VSD）の場合は、仮に逐次手番化を図ろうとしても後手にはなり得ない構造のVSDに対して、VSSTが（出荷価格を限界生産費用水準に設定することにより）実質的にはVIと同じ立場、つまり後手の立場となることを示している。ゆえにVIに対する最適反応戦略は、VSDまたはVSSTとなる。さらに同じ構造のVSST同士の場合は、鈴木（2016）で示したように、2段階構造同士のままで同時手番競争を行う場合の方が、（一方が出荷価格を限界生産費用水準に設定するなどの形で）1段階構造同士での逐次手番の状況に変換した上での競争を行う場合よりも、双方の利潤は大きい。ゆえにVSSTに対する最適反応戦略はVSSTのみとなる。以上のような理由から、VSSTは弱い意味での支配戦略となるのである。

6. おわりに

本稿では、まず生産者と小売業者からなる複占チャンネル間で価格—価格競争が行われる状況を想定し、その中での経路選択モデルとテリトリー制導入選択モデルとの比較を行った。「閉鎖経路」または「テリトリー制を導入する」という選択は、生産者が自身と取引する1市場あたりの小売業者数を1とすることに相当し、「開放経路」または「テリトリー制を導入しない」という選択は、それを複数とすることに相当する。このような考え方にに基づき、これらのモデルが小売業者数選択という観点で一括して扱われ得ることを示し、先行研究の間の相互の関連を明らかにした。

その上で、価格—価格競争の下での生産者による垂直的構造選択と、垂直的分離時における小売業者数選択、および料金制選択について検討した。これらの中で料金制選択のみを考慮した価格—価格競争においては、生産者にとってVSST（垂直的分離の下で1人の小売業者に対し二部料金制を設定）の選択は強い意味での支配戦略となる。またそ

れは垂直的構造選択または小売業者数選択のいずれか一方まで追加的に考慮した場合でも依然成立する（表1③,⑥）。ただしそれらの双方を追加的に考慮する場合には、VI（垂直的統合）の選択と、VSD（垂直的分離の下での複数の小売業者数設定）の選択の組み合わせが、それぞれ小売価格決定に関する後手・先手の効果を持つこと、およびVSSTがVIに対してはVSDとして機能し、VSDに対してはVIとして機能することから、VSSTは弱い意味での支配戦略に変わる。その結果、完全均衡解としてはそれら弱支配戦略の組み合わせによる対称型に加え、シュタッケルベルク均衡に基づく非対称型も生じる。

参考文献

- Bonanno, G. and J. Vickers (1988), "Vertical Separation", *Journal of Industrial Economics*, Vol.36, No. 3, 1988, pp.257-265.
- Cyrenne, P. (1994), "Vertical Integration Versus Vertical Separation: An Equilibrium Model", *Review of Industrial Organization* 9, pp.311-322.
- Mycielski, J. and Y.E.Riyanto, and F.Wuyts (2000), "Inter-and Intra-brand Competition and the Manufacturer-Retailer Relationship", *Journal of Institutional and Theoretical Economics*, Vol. 156, pp. 599-624
- Rey, P. and J. Stiglitz (1995), "The Role of Exclusive Territories in Producers' Competition", *Rand Journal of Economics*, 26, pp.431-451.
- 鈴木浩孝 (2015) 「垂直的分離・統合と6次産業化」, 熊倉功夫監修『農の6次産業化と地域振興』, 春風社.
- 鈴木浩孝 (2016) 「価格競争下での垂直的構造選択とシュタッケルベルク均衡」『静岡文化芸術大学研究紀要』 vol.16, 2015, pp.63-69.
- 鈴木浩孝・成生達彦 (2015) 「チャンネル間における価格—価格競争のもとでのテリトリー制」『静岡文化芸術大学研究紀要』 vol.15, 2014.
- 成生達彦・鈴木浩孝 (2015) 「チャンネル間における価格—数量競争のもとでの経路選択」『経済論叢』第188巻第4号, pp.1-18.
- 成生達彦・鈴木浩孝・南里晃徳 (2015) 「チャンネル間における価格—数量競争のもとでのテリトリー制」『経済学雑誌』116 (1), pp.39-57.
- 成生達彦 (1994) 『流通の経済理論』, 名古屋大学出版会.
- 成生達彦 (2015) 『チャンネル間競争の経済分析』, 名古屋大学出版会.
- 丸山雅祥 (1991) 「流通チャンネルとブランド間競争」『国民経済雑誌』第164巻第6号, pp.79-96.
- 丸山雅祥 (1992) 『日本市場の競争構造』, 創文社.

老舗企業研究の変遷にかんする準備的研究—家訓、家憲を中心に—¹

A preliminary study on historical transition about researches on long established companies: focusing on family rules and family traditions

曾根 秀一

文化政策学部 文化政策学科

Hidekazu SONE

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

本論文の目的は、商家、職家を中心とした家訓の起源や特徴について、歴史的な変遷も交えながら論じていくものである。その上で、先行研究も踏まえながら、老舗企業にかんする研究史の整理を行っていく。また、家訓や家憲の研究の影響を受け、老舗企業研究は、2つに大別できる。1つは、歴史研究アプローチであり、もう1つは定量研究アプローチである。とくに本論文では、歴史研究アプローチから老舗企業を論じている研究に着目した。存続要因を家訓中心に着目している点、また、老舗企業を取り上げる業界や地域に偏りがみられるもとの、企業の存続が議論されていることを指摘し、同時にその背後にある経緯や理由を指摘する。その上で、奈良最古の和菓子屋である本家菊屋の菊岡家（創業1585年）、わが国最古の宮大工の金剛家（創業578年）に残る家訓を調査し、内容を紹介するとともに、その特徴について分析した。

The purpose of this paper is to discuss the origin and characteristics of family precepts including historical transitions. Then, based on previous studies, the histories of studies on long-established companies are organized. Also, influenced by the studies on family precepts, the studies on long-established companies are classified into 2 major categories. One is a historical study approach, and the other one is a quantitative study approach. This paper particularly focused on the studies which discussed long-established companies by the historical study approach. This paper points out that they focused on the family precepts as the survival factors and that they discussed the survivals of the companies with the examples of the long-established companies in biased industries and locations, then at the same time points out the processes and causes which lie behind them. Then, the family precepts which remain in a few long-established companies were investigated, the contents were introduced, and their characteristics were analyzed.

はじめに

わが国では、古くから家訓が存在し、この家訓をもとにその後、店則、家憲などが作成されてきた。しかしながら、その時代的な変遷や家訓の収集、翻刻、家訓のもつ意味合いなどについての考察は十分に行われてはいない。そこで、本論文では、家訓の始まりから、武家、そして庶民身分へと伝播していったことについて触れつつ、老舗企業の研究にも大きな影響を与えたことを示していく。また、本論文では、実際に未翻刻の家訓も紹介することで、家訓研究、老舗研究に一定の貢献が出来ることを考える。

そもそも家訓とは、家中の教訓、つまり家の教えを意味し、家の掟（家法）を細かく説いて、教えとしたものである（桑田、1944）。ただ、家訓の内容は、家の掟、店則、奉公人規則、相続規則、財産配分、当主の地位を定めたもの、遺言など内容だけでなく、その職業も多岐に渡っている。

こうした家訓を遺す背景には、子孫に残すべき家の財産が出来て、これをいかに残し、また家（家業）を存続させていくかということがその目標とされた。そのため、家訓を遺している家は、一定の上層の家々であるともいえる。

しかしながら、家訓をつぶさに観察しても職業の内容やその規模、時代によって差異がみられることも指摘できる。そこで、公家、武家、商家、農家、職家²などとそれぞれの立場の家訓を見ることにより、わが国の家訓の発展や変遷、さらには、書かれた当時の思想や考え方を学ぶことができる³。家訓にかんして研究が行われてきた家族社会学の分野では、家訓を系図や家紋、位牌らと並んで、継承財と呼び、「家の統合」、「永続の象徴」「永続を補助する伝統」「連続性の象徴」とした。

1. わが国の家訓の起源と萌芽

わが国における家訓は、590年頃中国の南北朝時代に顔之推によって全7巻で記された『顔氏家訓』⁴の家族道德、訓戒の影響を受け、奈良時代末期の宝亀年間(770-780)⁵に、吉備真備がこれに倣って記された『私教類聚』が、最古とされる。この『私教類聚』は、現存せず、逸文のみが伝わっているが、これによると、官人としての戒めを中心に子孫にあて記されている。内容的には、儒教や仏教を尊び、さらには医術、算術といった官人として必要な知識を

¹ 本章の内容は、平成26～28年度科学研究費・若手研究（B）（課題番号26780227）、平成26年度～28年度 挑戦的萌芽研究（課題番号26590059）の研究助成の成果の一部である。本家菊屋・菊岡家26代目菊岡洋之氏、金剛組・金剛家故39代目金剛利隆氏、40代目金剛正和氏をはじめ、関係者の皆様へのインタビュー調査及び史料調査等において、多大の便宜を得た。ここに記して深く感謝の意を表したい。

² 本論文では、大工職人の家を取り上げる。

³ 曾根（2013）では、時代によって家訓の内容を書き換えることについて論じている。

⁴ 『顔氏家訓』は、自らの経験に基づき、子孫に対して学問の重要性を説いている。6世紀の中国社会の実情が記され、貴重なものとなっている。中国を代表する「家訓」として非常に有名であり、江戸時代のわが国においても公刊され、人々の教訓として用いられた。とくに、子女の幼児期からの教育方法、子に対する愛情のかけ方など、日常面に即していることから人々は身近に感じたとも言えよう。

⁵ 作成年は諸説あるが、法制史研究の滝川政次郎は、吉備真備晩年の宝亀年間としている。

重んじる一方で、道教や予言を排し、博奕などを禁じる内容でもあった。『顔氏家訓』だけでなく、『論語』、『礼記』、『史記』などからの引用がみられる。

平安時代では、897(寛平9)年に宇多天皇が幼少の醍醐天皇に与えられた「寛平御遺誡」、公家の家訓では、947(天曆元)年以降に、藤原師輔によって記されたとされる「九条殿遺誡」(「九条右丞相遺戒」)が古いことで知られる。ここには、毎日の起床後に行うべき事や入浴などの日常生活全般の所作、宮廷への出仕する際の心得や作法などの訓戒が示されている。

2. 武家の家訓

武家の家訓にかんする研究は古くからあり、それによると、武家最古の家訓は、鎌倉時代に記された北条重時の家訓とされ、「六波羅殿御家訓」と「極楽寺殿御消息」の2つがあるとされる。この重時は、2代目執権北条義時の三男にあたり、重時の息子、長時(後の6代目執権)への教訓として記されたものと考えられる。「六波羅殿御家訓」は43箇条からなり、1247(宝治元)年頃、子の長時が六波羅探題の地位に就任する際、あるいは、長時が元服する際に書かれたとする説がある。

もう一つの「極楽寺殿御消息」は、重時が出家した後の極楽寺谷の山荘において、没年間近の1261(文応2、弘長元)年頃に記された。子々孫々や寿命についても書かれているように、子や孫たちに書き残した訓戒の一つとされる。条文は、100箇条と長文でまとめられているため、当時の日常生活、風俗も垣間見ることができ、多くの家訓に登場する神仏への祈念(1条、48条)、家の存続、武家としての考えや心構え(2条、19条、89条、97条など)、人としてのあり方(14条、22条、23条、38条、78条、83条、98条、100条など)、親への接し方(4条、24条など)、日常の所作、振る舞い(7条、15条、40条、99条など)など、現代人にも共通することが多く論じられている。また、その後の武家の家訓にはあまり出てこない、女性に対する戒め(49条、50条)も記され、子々孫々への想いが含まれていることが鑑みられる。さらには、生活面の細かい所作や心の修養などについても論じられているところが非常に興味深い⁶。

南北朝時代になると、勤王の家であった菊池家の家訓が記され、菊池家13代目当主の武重の家訓やその弟、武茂の家訓が存在する。そのほかにも足利尊氏の遺訓である「等持院殿御遺書」、新田義貞の教訓「新田左中将義貞教訓書」、斯波義将の「竹馬抄」などもあるが、これは、後人によって記されたとされる(岩崎, 1937; 桑田, 2003)。

その後、多くの武家において、家法が作成されていったが、その多くは応仁の乱以降の戦国時代に各地の大名や豪族が、独自の法度、掟、置目などを定めた。江戸期に入るとその家訓は変容していく。江戸初期では、戦国期の家訓に散見された戦乱の世を生き残るための術として実力主義や能力主義をもととした考えが残っている⁷。こうした時代背景と、家法とが相俟って、実効的な効果をおさめるのに役立ったのが、家訓であった。しかし、江戸中期になると時代が安定し、いかに家督を差し障りなく相続し、御家を維持していくかについて考えが移行していく。

こうしてみると、中世の武家の家訓は、倫理的、教訓的性格が強く、「家」の運営にかんした具体的な規定は含まれない(米村, 1999)。

3. 商家の家訓

商家の家訓や家法が出来るのは、こうした、武士の家訓を範としながら、近世になってからのことである(宮本, 1941; 吉田, 1973)。商人が作成した最も古い家訓の部類は、博多の豪商であり、神屋宗湛・大賀宗九と並び「博多の三傑」と呼ばれた島井宗室⁸が、慶長15(1610)年に養嗣子の島井信吉に対して送った17箇条の訓戒『島井宗室遺書』とされる(田中, 1961; 吉田, 1973)。

その後、他の商人らも同様に、財を蓄え次世代にこれを残そうとし、家訓を遺すことが一般的になっていった。とくに身分社会が固定した後の享保年間(1716~1736)以後に先祖あるいは中興の祖、家業を発展させた功績者によって作成されたものが比較的多い(宮本, 1942)。

家訓の目的は、家名を永久に継承させたい、子孫の繁栄と安全を期したいという願望であるとし、その対象は、家族や家門一統に限られたものであった。ようするに、当時の家長が、家名、家業の永久相続と子孫の繁栄、繁昌を望んで、自己の多年の経験や過去の労苦から得た信念を、子孫に対して具体的に実現する方法として、紋章や絵によって示し訓戒及び遺戒したのである。

また、宮本(1941)は、家訓及び店則には商人意識の消極面と積極面に別けられるとしている。消極面を現すものとして、奉公・体面・分限の三意識をあげ、一方、積極面を始末・算用・才覚をあげている。「家訓には『上を敬み、下を憐れむ』が根本の精神に流れてをり、秩序・長幼の意識と相交錯しつつ、商家一切の關係がこの主従關係に準じさへした」(宮本, 1941, 75頁)と論じているように、当時では報恩・忠節・奉公が社会道徳として最も強いものであったため、こうした消極的面の家訓は他家においても多くみられる。たとえば近江商人の正野家の1708(宝永5)年に記された11箇条の家訓がある(本村, 2003)。

⁶ 100箇条を大別すると、以下のようになる。ただ、重複するところもあるが、筆者の考えのもと分類をした。ここからわかることは、武家としての心構えよりもむしろ、日常の所作や振る舞い、身分に関係なく人としてのあり方、重要なことを多く述べられている事は興味深い。多くの家訓に登場する神仏への祈念(1条、48条)、武家としての考えや心構え(2条、19条、20条、21条、26条、31条、32条、36条、41条、55条、56条、62条、75条、76条、88条、89条、97条)、人としてのあり方(14条、22条、23条、25条、27条、30条、33条、34条、35条、37条、38条、39条、42条、46条、51条、57条、58条、59条、63条、64条、67条、77条、78条、83条、86条、98条、100条)、親への接し方(4条、24条)、日常の所作、振る舞い(7条、8条、9条、10条、11条、12条、15条、17条、18条、28条、29条、40条、43条、44条、45条、47条、52条、53条、54条、60条、61条、65条、66条、68条、69条、70条、71条、72条、73条、74条、79条、80条、81条、82条、84条、85条、87条、90条、91条、92条、93条、94条、95条、96条、99条)などが詳細に論じられている。

⁷ 例えば、『井伊直孝家訓』など。

⁸ 島井宗室(1539~1615)は、安土桃山~江戸時代初期にかけて、活躍した博多の豪商である。島井家は代々酒屋や金融業を営み、父、茂久から受け継いだ宗室は、対明・対朝鮮貿易で一代で巨万の富をたくわえた。さらに、九州諸大名に金銀を貸付け巨額の富を築いたことでも知られる。

そこには、製菓業に対する精勤、また、相場取引、大名貸しの自粛といったことが子孫に向け論じられていた⁹。

3-1 事例：本家菊屋・菊岡家の家禁（家訓）

さらに本論文では、400年以上にわたって奈良で和菓子屋を営む本家菊屋の菊岡家に着目し、その資料の調査を行った。ここで簡単に本家菊屋について若干の説明をしておこう。現在は株式会社として奈良県内に10店舗ほどの店を構え、運営されているが、その創業は1585（天正13）年までさかのぼる。本家菊屋の初代である菊屋治兵衛が、豊臣秀吉の弟である大和郡山城の城主として着任した豊臣秀長につき従って、この地に来たことに由来する。秀吉をもてなすために、茶会に献上したのが、現在も本家菊屋の代表する菓子であり、粒餡を餅でくるみ、きな粉をまぶした一口サイズの「御城之口餅（おしろのくちもち）」である。秀吉は大変気に召し、これを「鶯餅」と銘したという。また、いつの頃からか、城の大門を出て1軒目に店を構えたことから「お城の入り口で売っている餅」として、「お城の口餅」と通称が付けられ今日に至っている。また、この菓子は、わらべ歌に歌い継がれ、奈良名物としても知られる。現在の当主、菊岡洋之氏は26代目に当たるといふ。

この本家菊屋の本店には、一幅の掛け軸があり、そこには、初代菊屋治兵衛の肖像画と家禁（家訓）が記されている。これまで、長年、一部の内容が不明とされてきたが、本論文では、この奈良で最も古い菓子屋といわれる本家菊屋に残る家訓を翻刻することで、家訓研究に貢献することができると考える。

3-2 史料1 菊岡家史料「家禁」より

御公儀之御掟を堅く相守り、正直を元とし、驕りを禁じ、倭吝を分ち、家業出精いたし候義勿論之事、不義不実等之義、屹度停止たるべき事并家督相続いたし可申事

とある。冒頭にも家禁と記されているように、消極面である、奉公・体面・分限の三意識が全面に押し出されたものになっている。これらを細かくみていくと、この家禁は、7箇条あることがわかる。第1条に、御公儀の掟を堅く守ること（幕府の法令は守ること）、第2条に、正直を基本・根幹とする。第3条、贅沢を禁止し、第4条、欲深さを絶ち、第5条、家業に精を出すことは勿論のこと、第6条、道に外れたり、誠実でない行い等は必ずやめること、第7条、家督相続はしなければいけない、と内容は、多岐に渡っていることがわかる。

こうした消極的な側面を多く持つ家訓は、他家でも散見されるが、ここまで多くみられるものは珍しいかもしれない

い¹⁰。

そこには、地域内において、他の老舗企業よりも古いだけでなく、先に商いに成功したがゆえに、守るべき家産が出来、守成の精神が働いたと指摘できよう。

4. 職家（職人）¹¹ の家訓に着目した研究

職人の家に伝わる家訓は、他の武家や商家と比べると、格段に少ない。それは、帳面としてきちんと残さなかっただけでなく、口伝として残されてきた背景がある。曾根（2013）の研究では、明治維新以前から存続する約30の大工を生業とする企業の史資料調査を行っているが、そのうち文面として家訓が存在しているものは、大阪四天王寺お抱え大工である金剛家のみであった。また、鑄造業においても同様のことがいえ、口伝が残されているのみであった¹²。

上記であげたように、なぜ家訓研究は、その対象とする業種そのものに偏りが見られるのか。

その背景の一つとして、明治維新以後、主要産業として発展してきた呉服太物商に着目することは、社会に与えるインパクトが大きかったことがあげられる。さらに歴史的にも史資料が数多く残存し、研究者にとっても研究を行いやすい条件が背景にあったのである。

しかしながら、近年、こうした研究対象に偏りがみられる家訓研究に対して、その問題点を指摘するとともに、これまで論じられてこなかった分野に着目した研究もあらわれるようになった（曾根, 2015; 曾根・吉村, 2004; 2008; 吉村・曾根, 2005; 上村・曾根, 2008など）。彼らは、四天王寺のお抱え大工を務める金剛家の家訓に着目し、その中でも、1802（享和2）年の再建の際に正大工として務めた、第32代金剛八郎喜定が亡くなる間際に残した「遺言書」に着目している¹³。この喜定は、「金剛氏系図」によれば「長病ニテ死去ス」とあり、長病の床にあったことから金剛家の行く末を案じて、このような「遺言書」を認めたようである。この史料にある「一番大切なことは、家名が安泰で相続することである」という文言は、代々続いてきた宮大工の金剛家の長期存続を強く望んだものとなっている。

4-1 事例：金剛家の家訓

なかでも、「遺言書」の中にある「職家心得之事」は、その後の事業の継続において多大な影響を与えたものであると伝えられ、全部で16箇条から成る。特に第1条は、曲尺を使い職学の習得と同時に神社仏閣から民家に至るまで儒仏神三教の考えをよくわきまえることが大事であり、これが職家第一の誇りであるとし、いかにも宮大工の家らしい内容となっている。また、第14条においても「入

⁹ 他にも近江、伊勢、大阪、京都、江戸など多くの商人の家訓を取りあげた研究が存在するが、紙幅の関係上、ここでは割愛する。はっきりした作成年代はわからないが、江戸末期と思われる。

¹⁰ 本業である菓子に関する具体的な内容はとくにみられなかった。

¹¹ 本論文は特に大工の家に着目した。

¹² 数百年存続する、とある鑄造を生業とする家では、「鑄物は魔物である」という口伝が伝わっている。ようするに、鑄物は、家業を支え、大きな仕事があれば儲けることが出来るが、その一方で、作成過程で失敗をすると、大損失を被る恐れがあるということを意味しているという。

¹³ 全部で16ヶ条から成る。特に第1条は、曲尺を使い職学の習得と同時に神社仏閣から民家に至るまで儒仏神三教の考えをよくわきまえることが大事であり、これが職家第一の誇りであるとしている。商家における多くの家訓の第一条には、「御公儀御法度の儀、堅く相守り申すべく……」といった公儀尊重や法令遵守の言葉が掲げられているのに対し、いかにも宮大工の家らしい部分でもある。また、第十四条においても見積もり入札における注意事項が書かれており、宮大工家の特色が出ている。すべての内容についてはここでは曾根・吉村（2004）に詳しく、割愛する。

札等之儀申来り候ハ、得と其先相糺差障り無之」などと、見積もり入札における注意事項が記されている。

以下の史料2は、「遺言書」の中にある16箇条から成る「職家心得之事」である。以下では、「職家心得之事」に大意を付す。大意は、原著者の意図を正しく伝えることに主眼をおいたため、逐語訳をはずれた部分もある。また、原文には見出しはないが、理解を助け、のちの叙述と整合性を図るために便宜的に訳者が付したものである。

4-2 史料2 金剛家史料「職家心得之事」より¹⁴

■第1条 儒仏神三教の考えをよく考えよ

一曲尺遣イ職学稽古并乾坤具足考五行之定様之故実、神社仏閣俗家二いたる迄、儒仏神三教之考能々考弁可有之候、是職家第一之得意也

(大意)

一曲尺を遣い職学の稽古ならびにあらゆるものが備わる五行の定様と神社仏閣から民家に至るまで儒仏神三教の考えをよくよく考えわきまえなさい。これが職家第一の心得とすることである。

■第2条 主人の意向に従え

一御殿并二御武家之事者、深く考ルニ不及、其主人之好二可随候事

(大意)

一御殿並びに武家について深く考える必要はない。その主人の意向に従いなさい。

■第3条 修行に励んで分をわきまえよ

一読書十露盤専稽古可被致候事
右者職家第一之入用二候間、唯無余念一心二励三修行可致候事

右之外芸道者其任器量二身分相応之事者相学可申候、不依何事不相応之場席江者、立寄候事も不被致候様相心得可申候事

(大意)

一読書、そろばんをもっぱら稽古しなさい。
このことは、職人の家では第一に必要な事であり、ひたすら他の考えを持たず、一心にして修行しなさい。
右のほか芸事はその能力にまかせ、身分相応の事は身につけておきなさい。なにごとにもよらず身分不相応なところへ立ち寄るようなことはしないように心得なさい。

■第4条 出すぎたことをするな

一世間之御衆中江交りいたし候とも、必差出過候事なきよふ相心得可申候事

(大意)

一世間の人達と交流しても必ず出すぎたことをしないように心得なさい。

■第5条 大酒は慎め

一大酒いたし不申候様相心得可申、若心得違いたし候而、

附合二事ヲ寄セ大酒杯致候而者、不被計も無調法出来身分立チかたく相成り、増長して者命ヲ失ふ、能々見聞いたし相慎可申候事

(大意)

一大酒はつつしむよう心得なさい。付き合いという理由で、大酒などをしては、自分で思っていないくても、不調法が出来、さらに増長して、命を失うようなことをよくよく見聞して、そのようなことは慎むようにしなさい。

■第6条 身分に過ぎたことはするな

一身分過たる花美成衣帯致シ間敷候事

(大意)

一身分に過ぎた贅沢で華やかな装いをしてはいけない。

■第7条 人を敬い、言葉に気をつけよ

一為人ヲ上敬詞柔和ニして、多言無之様相心得可申候事 (大意)

一上位にある人を敬い、言葉は丁寧にし、多言しないよう心得なさい。

■第8条 憐れみの心をかけろ

一内人弟子二至迄目下之人者、厚憐愍之心持詞柔和して、召遣イ可申候事

(大意)

一内人、弟子に至る迄目下の者に憐れみの心をかけ、丁寧に話し、召使いなさい。

■第9条 争ってはならない

一不依何事、人とあらそふ事なかれ

(大意)

一どんなことがあっても人と争ってはいけない。

■第10条 人を軽んじて威張ってはならない

一仮初ニも人ヲ軽大言雑言申間敷候事

(大意)

一仮にも人を軽んじて大きなことや悪口を言ってはならない。

■第11条 誰にでも丁寧に接しなさい

一何れ之人ヲあしらふとも慇懃者よし

(大意)

一どんな人に対しても丁寧にしなさい。

■第12条 身分の差別をせず丁寧に対応せよ

一世間之勤メ高下差別有共叮嚀者よし

(大意)

一世間の勤めとして身分の高下があったとしても、どんな身分の人にも丁寧に対応しなさい。

■第13条 私心なく正直に対応せよ

一不依何二諸事万端取引致被呉候御衆中へ者、無私正直二面談可致候事

¹⁴ 詳しくは、曾根・吉村 (2004)、吉村・曾根 (2005) 参照。

(大意)

一どんなことであっても、すべてにおいて取引していた
だいている皆様(お客様)には、私心なく正直に對しなさい。

■第14条 入札は一番廉価で正直な見積書を提出せよ

一家職相勤り候様二相成り候而、不依何れ積り物入札等
之儀申来り候ハ、得と其先相糺差障り無之候ハ、承、時
節之直段聞合候而、莫太高下之積り必致間敷、廉直積り書
付差出シ可申候事

(大意)

一家業が勤まるようになって見積もり入札をせよと言っ
てきたら、しっかり相手先などをよく調べ、差し障りがな
ければ、承知するようにしなさい。時の相場にも留意して、
過大見積りなどがないように、廉価で正直な見積書を書い
て出しなさい。

■第15条 家名を大切に相続し、仏神に祈る信心を持て

一不依何事、自身二不相分候儀者、親類打寄相談之上万
事取計可致候事

右者我平生多病候故、職家心得之要用荒増書置候、畢竟
者忠孝者不及申家名大切二相続シ、時節見合妻女求子孫残
シ、不養生成事者慎、常二保養ヲ加、長寿保、仏神祈信心
啓(ママ)固にして早ク仏心発起シ、大善知識奉逢弥陀
之本願授り得仏果罪業離、勇心之思ひ二而、束二後世たの
しみ候事専要候者也

(大意)

一どんなことがあっても自分で判断出来ない時は、親類
に相談して万事決めなさい。右は私が普段から病気がちで
あるため、職家の心得の必要なことを荒増し書き置く。つ
まり忠孝者は言うまでもなく家名を大切に相続し妻を求め、
子孫を残して子供の養育をきちんとし、常に保護しなさい。
そして、長寿を保ち仏神に祈る心を持って、早く仏の心を
起こして大善知識を持って一つになり、弥陀の本願を授かり、
悟りを得て罪業は離れ、勇気の心を思い、今から後世
を楽しむことが肝心なことである。

■第16条 先祖の命日は怠るな

一先祖之靈年廻忌日命日二者、懈怠なく捧香華仏事供養
之営ヲして、時節身分相応之施シ可致候様相心得可申候、
謹言

(大意)

一先祖の靈年廻忌の命日には、怠ることなく焼香を捧げ、
仏事を執り行って、その時々々の身分に応じたやり方を心得
なさい。 謹言

上記の内容からも、金剛家が仕えていた四天王寺との関
係をもとに記されたものと考えられる。長期存続を望んで
子孫にあて具体的にしたためられていることがここからも
垣間見ることができよう。

5. 農家の家訓に着目した研究

農家の家訓や家法を扱った研究も商家と比較するとか

なり遅れていることが指摘できる。入江(1977)も述べ
ているように、農家の研究分野については、農業経営史や
技術史といった個別研究の中で副次的にとりあげられてい
るにすぎず、積極的に扱われることが少なかった。史料の
発掘ならびに体系的な研究も遅れをとってきた。そうした中
でも1980年代以降、近世史研究の進展の中で生活史に
対する関心が高まり、地方自治体によって、県、市町村史
が編集され、農家の家訓の発掘を通じて、研究の発展、蓄
積が序々になされていった(市川, 1997)。その成果の
一つでもあるが、農家における家訓の成立は、地域によっ
て異なることが明らかになってきた。農家の家訓類として、
最も古い部類に、1615(慶長20年)年に、都賀郡鍋山
村の小曾戸家の大雅楽助から息子、小三九郎にあてた7箇
条の遺言状がある(入江, 1977)。

また、信州では18世紀の後半、特に天明期の前後に家
訓が集中しているという(市川, 1997)。その理由として、
家訓などが成立する背景に、家や村が変動期を迎え、家
の自立がより必要となるからであった(佐々木, 1992)。
たとえば、山本(2001)は、遠州・掛川の農家である『宮
川氏家訓』を研究し、1747(延享4)年に記された最初の
22箇条及び年代不詳ではあるが、その後、後代によっ
て書き加えられたと考えられる奥書きの6箇条の訓戒から
成立している。この家訓の注目すべき点は、最初に記され
た22箇条と後代に記された6箇条の内容が全く異なること
である。22箇条の内容は、朝起き、掃除、食事、衣類、
子供の教育や看病、親孝行のことなどのように、日常生活
において心がけるべきことについて論じ、また、村役人
としてのわきまえておくべき心得について論じている。しか
しながら、後半の奥書きの6箇条は、これと大きく異なり、
農民らによる一揆に関わらず、精勤を主張することで、家
の永続を強くはかろうとする発想を前面に出し、指示して
いる。この家訓からも時代背景に即して、その時代の当主
の関心事が変化していることがここからも読み取ることが
出来よう。

こうした変化の理由として、佐々木(1992)は、天明
期に「農民層分解」や村方騒動に表象されるような「村社
会の変動」が進行した時期であったと指摘する。まさしく、
後半の6箇条はこの天明期に記されたものであった。

また、各地域の特色が色濃く表れるのも農家の家訓の魅
力である。たとえば、下野の特徴でもある帰農土着した農
家の20にも及ぶ様々な形式の家訓(入江, 1977)や備
中南部の豪農、平松家の家訓で享保年間に記された「農
家常不退抄」(柴田, 1998)に着目した研究などがある。
いずれにしても農家においては、土地が重要な家産のため、
土地の分配や個人による処分なども厳しく制限してきたの
である。

6. 諸外国の家訓に着目した研究

そのほかにもわが国の研究者らによって諸外国の老舗商
家の家訓に着目したものがある。明治期より着目されてき
たのが、ロスチャイルド家の家訓である¹⁵。このロスチャ
イルド家は、元々は、ドイツのフランクフルトで、マイ

¹⁵たとえば初期の研究として大月(1895)があげられる。

ヤー・アンセルム・ロスチャイルド(1743~1812)によって、金融業が興された。さらに、本家を継いだ長男アマシェルはフランクフルト、次男のサロモンはウィーン、三男のネイサンはロンドン、四男のカールはナポリ、五男のジェームズはパリに棲み分けを行うことで、欧州中にネットワークを張り巡らした。1800年前後には、多角化を積極的に進め、鉄道事業をはじめ、各産業にも進出し、絶大な力を持つこととなった。日本にもその影響があったことで知られ、明治期の日本でも着目された存在であったのである。以下に明治期に紹介されたロスチャイルドの家訓を示す¹⁶。

- 一、万時成功の秘訣は、自家の業務に怠らざると企業に成功を見る迄は決して妄りに他言せざるとにあり
- 一、正しき原則を守りとし、取引は之を厳格にし不注意の為に狼狽する勿れ
- 一、自家の逸楽を求めん為め、他人を使用する勿れ
- 一、自ら為し得べき事業は之を自らすべし
- 一、商業の要は、必ず神秘なるにあり。故にわが商客の秘密は深く蔵めて他人に漏らす勿れ
- 一、家客の心情を知るを第一とし、資力不相当に業を始むべからず
- 一、危険の少き少利に甘ぜんよりは危険多き大利を採れ
- 一、取引上のことは必ず記憶の部内に残し置くべからず
- 一、商業上には法底の争いと保証人になるは成るべくだけ避くべき事

その他にもロスチャイルド家には、Concordia, Integritas, Industria(調和、誠実、勤勉)といった家訓が示されている。また、家訓を体現するかのように、秘密保持や原則、直系男子に限った経営への参加、女性には家業を継がせない、結婚は一族の中で行う、一族以外を事業に加えないなど、徹底した同族内の繁栄をもととした暗黙の規則が作られている。

また、近年日本国外の家業に着目した研究に、Sone・Lam(2014)がある。イタリア最古の鋳造業であるマリネッリ社(創業西暦1000年ともいわれる)を取り上げ、家の調査などを行った。技能系マリネッリ家には、家訓といったものは存在しなかったが、口伝として「わがマリネッリ族には青銅が流れている」と述べ、誇りを持って家業を数百年に渡って伝えてきた。こうした事例は、わが国と同様に、技能系の老舗企業(家)には、家訓があまり遺されていないという点で一致する部分でもある。

7. 家訓を通じた商家研究、老舗企業研究への影響

長寿企業を対象に、その存続メカニズムの解明を目指す研究が、盛んに行われるようになったのは、1970年以降のことである。これらの研究は、商家研究などの歴史研究

を基盤として展開されてきた。この歴史研究アプローチに共通するのは、老舗企業、とりわけ京都の呉服太物商や両替商に存在する家訓や家憲¹⁷から存続要因を見出そうとした点である。

しかしながら、長期存続企業の存続、繁栄と家憲や家訓の関係について着目した研究は、1970年以前にも散見され、明治期の墨堤(1902)¹⁸、明治期から大正期の岩崎(1902; 1911; 1914)らの研究がある。例えば、墨堤(1902)では、鴻池家や三井家、大丸、松屋呉服店など呉服太物商16家を中心にその家訓について論じた。岩崎(1911)では、先の墨堤(1902)で取り上げた16家に、さらに19家を加えて全35家を取り上げた。その後、改訂を重ねられ、岩崎(1914)では、50家以上の家訓について論じられた。

その後、老舗企業研究の鎬矢的な研究として知られる、北原(1917)の研究へと繋がっていく。北原(1917)もまた、三井家、住友家などの江戸期から存続する呉服太物商を中心に90家以上の家訓や家憲を紹介し、これを守ることにより家名や家業が長久すると説いた¹⁹。そして、「家門を維持し家名の栄誉を保ち、家庭の円満と幸福とを完うする主旨にて、家憲を定め家法を設け以て、後昆を規し子孫を律すべきである」(20頁)と述べている。墨堤や北原などがこのような議論を展開したのは、この当時(明治期)の人々には、「先祖墨守」の考えが根本にあり、先人が残した家訓や家憲を遵守することによって家が存続するという考え方があった。さらに時代背景として明治末期から大正期における日本資本主義の確立期に、伝統的な経営理念の家訓や家憲などの重要性が再認識され、経営者などが社訓や社是を制定するに際して、江戸時代における呉服太物商の家訓が注目されたためである(竹中・宮本編, 1979)²⁰。また、明治中期、急激な西洋化や文明開化に対する反動として、昔を懐かしむ「江戸ブーム」が起きた。こうした時代背景の中、江戸時代の有名人の逸話や噂が語られ、江戸時代の武家や商家の家訓が着目されたのである。その後、宮本(1941)などにより、学術的な視点から家訓及び家憲の研究や分析がなされていくこととなる。

第二次世界大戦後には、各長期存続企業の具体的な事例を通じて論じられるようになる。例えば、横山(1955; 1956)は、京都室町問屋業界の老舗で、1555年に創業し、同地区では最古の歴史をもつ法衣装束及び呉服問屋である千切屋の暖簾内を中心に、分家と別家の創出過程及びそれらが結ぶ暖簾内の変質過程を捉える詳細な事例研究を提示した。

また、立命館大学人文科学研究所の企画、「京都室町織物問屋の研究」においても、足立(1957)が千切屋一門のうち、千吉商店の家業経営の実態に着目している。ここでは、同家に残る史料を中心に実証的な分析を行い、存続発展の所以やさらに同家を中心とした千切屋一門の経営意

¹⁶ しかしながら、その後の海外企業の家訓の調査、研究は、わが国の家訓研究に比べると、研究発展がしていないことも指摘できよう。

¹⁷ 歴史的研究や老舗企業の経営上の行動規範を指す概念として、家憲、家訓、家法、店則を用いている。本稿では、一般的に流通している家訓を用いる。ただし、店則は、家訓と若干意味が異なると思われる。

¹⁸ 墨堤(1902)は、富豪企業の家憲、家法、店則を一括して着目している。墨堤(1902)によると、家憲は、「一家継承にかんする根本法で、重に家長の権制や任務を規定している」(76頁)、家法は、「一家経営にかんする運用法で、主として営業上の職制法を規定したものである」(76頁)と説明している。

¹⁹ 3人の書き方・論述方法が酷似している。江戸期の名門商家に注目し、家訓の重要性を論じている。

²⁰ 実際に北原は、「家憲制定会」なるものを創設し、家憲の普及に努めている。

識について論じた。この千吉商店が存続及び発展出来た最大の物的条件を足立（1957）は、店舗の位置と屋敷の大きさをあげている。そして、経営方針の特徴を、合議による民主的経営、家業第一主義の経営、本家第一主義の独占的経営、新規出入禁止という消極的保守主義経営をあげ、さらには、三代以上継続し明治中期以前に創業した、家業的な商社の43社も「基本調査の対象」としてとりあげた。立命館大学人文科学研究所による老舗企業の企画は、老舗に改めて着目した研究であったが、併せて京都地域、呉服太物商にも着目することを目的とした研究であった。このように京都地域の老舗企業を中心に調査された理由には、実際に京都に老舗企業が集中し、家訓なども多く残存しているという条件がそろっていたためである。こうした傾向は、後の老舗企業研究にも引き継がれていくことになる。

同様に竹中（1977）や竹中・宮本編（1979）による商家の家訓の研究では、誠実さをもととした商業道徳を実践することによってのみ、商家の維持や繁栄がもたらされるとし、明治維新以後の資本主義の形成及び発展も、こうした経営理念が基礎となって実現したと主張する。竹中は著書において、「江戸時代中期以降は、停滞の時期を迎えるが、そのような過程のなかで、着実に堅実な経営理念をもったものだけが、企業を堅実に維持することが出来た。そのような商家では、享保時代以降、それぞれ、家訓や店則が制定せられ、家業の維持・発展がみられた。維新以後の日本経済のすばらしい展開、発展の基礎には、このような基盤があったことを忘れてはならない」（竹中・宮本編、1979、79頁）と述べ、企業のもつ江戸期からの家訓の重要性を説き、家訓に発展の要因を見出そうとした²¹。

主に戦後展開されたこれらの議論は、近代の日本経済の発展要因を江戸期の商家のもつ家訓の中に捉えようとする（作道・宮本・畠山・瀬岡・水原、1978）²²。こうした商家研究を基礎にして、1970年代になると、かつての商家を「老舗」として捉える研究が現れる（京都府編、1970；足立、1974a；1974b；宮本、1980など）。

1970（昭和45）年に京都府が府政百年を記念して出版した京都府編『老舗と家訓』は、京都府下の創業から100年以上存続した企業に伝わる史料や当主のインタビューをまとめた。この第一編を担当した、足立（1970）は、「規範はいずれも、家名、家業を無事長久に相続せしめるに重要、かつ、じゅうぶんな規範であると思われるものである」（4頁）とし、理念的規程の多い家訓の重要性を説いている。ただ、この『老舗と家訓』で取り上げた企業の多くは、それまでの先行研究と同様に、呉服太物商が中心となっている。

その後、足立（1974a）は、京都の老舗59社の家訓の分析と家業経営を経営史の観点から論じた。具体的には、まず京都の商人形成の史的展開を家訓、店則にくわえて、

相続制度、別家制度、奉公人制度、株仲間制度などを細密に分析した。さらに、3社を抽出して、家業経営の具体的な分析を行い、1970年代以降における老舗企業研究の先駆けとなった。足立のこれらの研究は、研究者の手による本格的な老舗企業研究の先駆けとして高く評価出来る。しかし、この59社の業種の内訳は、呉服太物商関連が21社であり、この業種だけで、全体の3割以上を占め、技能や技術を必要とする老舗企業についてはほとんど論じられてこなかったのである。その理由の背後には、技能を口伝で継承してきた業種には、ほとんど史料が残されてこなかった経緯があるためと考えられる。さらには、「かかる家訓の規定が実践されて、相続者の在り方や、暮らし方を拘束していたからこそ、家業の永久相続が可能になって今日に至っているものと考えても過言ではない」（足立、竹中・宮本編、1979、93頁）と主張する。

この定義も老舗企業にかんする古典的な理解を基礎にしたものであり、こうした歴史研究アプローチによって老舗企業の存続の要因が家訓や店則であることが通説になっていったのである。

また、商家研究を主とした研究者は、家業が長期存続する要因を伝統的家制度にあると論じた（中野、1964；三戸、1991）。その理由を家業が、古来からの家の観念によって裏づけられているためとした。中野（1964）は、京都の業種卸商に限定して研究を行い、その同族団（暖簾内）を老舗として捉え、その原型や展開、崩壊の過程を現代の状況に置き換えて詳細に研究し、その特徴を探った。また、間（1963）は、家は1つの制度体で、系譜的連続性を中心にした存続と発展がその基本原理であると指摘し、その受け継がれていく家業の象徴として「のれん」があると指摘する。そして、こうした家業経営の中にある伝統主義は、明治以降の近代企業の中で有力な支柱の役割を果たし、企業が家的性格を帯び、家共同体の経営原理である家の論理を企業が資本の論理とともに継承してきた（間、1963；三戸、1991）。さらに三戸（1991）は、日本的経営を資本の論理と家の論理の合体・合成物として形成され、機能していると指摘した。そして、家の論理が企業内に再生されてくると、伝統的な家訓や家憲を近代的に洗練し直した家イデオロギーで、企業はさらに家的性格を帯びてくると主張する。松本（1977）、松本・山本（1978）、松本（1979）の研究も同様に、「家」を老舗企業として捉え、創業者一族の血縁関係（直系家族・傍系家族・夫婦家族形態など）と家の存続を分析した。

こうした歴史的連続性から、老舗企業研究というのは、企業の存続要因を北原同様、老舗企業の文化（暖簾）の継承に求め、地域や業界も限定された中で、存続要因を探ってきた研究でもある²³。

²¹ 同様に作道（1978）も、「江戸時代の享保期において一般化した商家の家訓が、現代に何を語りかけているのか、またわたたくしちは、いったい何を家訓のなかから学びとり、そして何を語継がなければならないのか」（123頁）という観点で住友家が近代的企業へと転換し得た要因を近世の家訓に求めている。

²² 暖簾や家訓の研究は、商家研究（宮本、1941；中野、1964など）や会計研究（高瀬、1930など）を通じて追究されていったが、会計研究も江戸期以来の暖簾や複式簿記の研究を現代に結びつけようとした。

²³ 海外においても長期存続する企業に着目する研究が現れる。その代表的なものとして、経営戦略論の観点から長期存続企業に着目した研究である「コア・コンピタス論」（Prahalad and Hamel, 1990；Hamel and Prahalad, 1994）や「ビジョナリー・カンパニー」（Collins and Porras, 1994）、「リビング・カンパニー」（de Gues, 1997）は、わが国の老舗企業研究の研究者らにも影響を与えた。

おわりに

これまでの議論から、本論文の貢献は、大別して3点あると考える。

第1に、家訓の起源や特徴について、歴史的な変遷を交えながら論じたことである。これまで、家訓の研究は、武家や商家などに限定され、各々の研究分野で行われてきたが、皇族や貴族の家訓を源流に、武家が家訓を作成し、さらに町人が武家に倣って家訓を作成していたという連続性の特徴も含め、明らかにした。

第2に、近年着目される老舗企業研究との関係も交えながら、家訓研究の課題について明らかにした。とくに、呉服太物商中心といった業種の偏り、京都、大阪、東京を中心とした地域の偏りを指摘した。老舗企業の経営実態については、従来、老舗の多い京都など一部の地域と呉服太物商・両替商といった商人系老舗企業が中心に論じられ、それ以外の業種についてはほとんど明らかにされてこなかったのが実状である。つまり、地域、業種ともに限定された研究が行われてきたのである。このため、技能や技術を必要とする企業にも焦点をあてて、考察しなければ老舗企業研究はより成熟したものにならないと考え、これを論じた。

第3に、実際にこれらの課題に対して、老舗企業の家訓を掘り起し、翻刻及び解釈を行ったことである。先行研究を見渡すと、二次資料を解釈するのみ、あるいは、老舗企業の直近数代の当主にしか触れていない研究も多く、老舗企業研究の発展に寄与するためにもこのような研究が必要であると考えられる。

今後こうした取り組みが増えることによって新たな家訓研究や老舗企業研究、ひいては国際的にも着目されるファミリービジネス研究の発展の一助になると考える。これらの研究が今後さらに発展することを期待したい。

参考文献

- 足立政男 (1957) 「近世京都室町における商業経営—法衣装束商千切屋吉右衛門商店における場合—」『立命館大学人文科学研究紀要』第5号, 立命館大学人文科学研究所。
- 足立政男 (1974a) 『老舗の家訓と家業経営』広池学園出版部。
- 足立政男 (1974b) 『老舗と家訓—現代商法を問う—』東洋文化社。
- 墨堤隠士 (1902) 『日本富豪の家憲』大学館。
- Collins, J. C. and J. I. Porras (1994), *Built to Last: Successful Habits of Visionary Companies*, Curtis Brown.
- de Geus, Arie (1997) *The Living Company*, Harvard Business School Press, Boston (堀出一郎訳『企業生命力』日経BP出版センター, 2002年)。
- Hamel, G. and C. K. Prahalad (1994) *Competing for the Future*, Harvard Business School Press.
- 間宏 (1963) 『日本の経営の系譜』マネジメント新書。
- 市川包雄 (1997) 「近世後期信州における農家家訓」『季刊日本思想史』第51号, 107-122頁。
- 岩崎但堂 (1902) 『富豪家成功憲法』大学館。
- 岩崎但堂 (1911) 『日本富豪名家の教訓』博学館。
- 岩崎但堂 (1914) 『極秘日本富豪の家憲』大成館。
- 入江宏 (1971) 「近世農家家法・家訓および家伝的農書の教育的考察」『宇都宮大学教育学部紀要』第1部 (21), 87-102頁。
- 入江宏 (1977) 「近世下野における農家家訓の成立と展開」『宇都宮大学教育学部紀要』第1部 (27), 89-106頁。

- 入江宏 (1996) 『近世庶民家訓の研究』多賀出版。
- 窪田和美 (2003) 「家訓と宗教倫理—須坂の豪農・豪商田中本家の場合—」『龍谷大学社会学論集』第23巻, 1-32頁。
- 北原種忠 (1917) 『家憲正鑑』皇道會出版部。
- 桑田忠親 (2003) 『武士の家訓』講談社学術文庫。
- 京都府編 (1970) 『老舗と家訓』京都府。
- 松本通晴 (1977) 「京都『老舗』研究」『社会科学』(同志社大学人文科学研究所), 第23号, 77-107頁。
- 松本通晴 (1979) 「地方『老舗』研究」『評論・社会科学』(同志社大学文学部), 第16号, 108-124頁。
- 松本通晴・山本正和 (1978) 「都市『老舗』資料」『社会科学』(同志社大学人文科学研究所), 第24号, 125-149頁。
- 三戸公 (1991) 『家の論理(第二巻)—日本の経営の成立—』文眞堂。
- 宮本又次 (1941) 『近世商人意識の研究—家訓及店則と日本商人道—』有斐閣。
- 宮本又次 (1942) 「石門心学と商人意識」『心学』第2巻, 1-64頁。
- 宮本又次 (1980) 『大阪経済文化史談義』文献出版。
- 本村希代 (2003) 「近江商人の創業期の軌跡—初代正野広三の場合—」『経済学論叢』第54巻第4号, 38-45頁。
- 中野卓 (1964) 『商家同族団の研究』未來社。
- 大月隆 (1895) 『吾家之憲法』開新堂。
- Prahalad, C. K. and G. Hamel (1990) "The Core Competence of The Corporation," *Harvard Business Review*, May-Jun, pp. 79-91.
- 作道洋太郎 (1978) 『江戸期商人の革新的行動—日本の経営のルーツ—』有斐閣新書。
- 作道洋太郎・宮本又次・畠山秀樹・瀬岡誠・水原正亨 (1978) 『江戸期商人の革新的行動』有斐閣。
- 柴田一 (1998) 「享保期備中南部の地主家訓について—平松万右衛門と「農家常不逞抄」—」『吉備地方文化研究』(9), 1-65。
- 曾根秀一 (2015) 「世界最古の企業 金剛組の叢書に学ぶ—伝統産業のビジネスシステムから見た長期存続の条件—」『一橋ビジネスレビュー』63巻2号, 70-88頁。
- 曾根秀一・吉村典久 (2004) 「(調査報告) 金剛組—家訓『遺言書』を中心に—」『Working Paper Series—Faculty of Economics Wakayama University』(和歌山大学経済学部) No. 04-19。
- 曾根秀一・吉村典久 (2009) 「『長寿企業』の家訓と経営慣行」『商工金融』(財団法人商工総合研究所) 9月号, 4-17頁。
- Sone Hidekazu・Lam Jose (2013) "Business Systems of Long-Established Family Firm: A Study of Marinelli, Italy's Oldest Firm" 『ファミリービジネス学会誌』Vol.3, 33-45頁。
- 高瀬荘太郎 (1930) 『暖簾の研究』森山書店。
- 竹中靖一 (1977) 『日本の経営の源流』ミネルヴァ書房。
- 竹中靖一・宮本又次 (1979) 『経営理念の系譜—その国際比較—』東洋文化社。
- 上村雅洋 (2000) 『近江商人の経営史』清文堂出版。
- 上村雅洋 (2014) 『近江日野商人の経営史—近江から関東へ』清文堂出版。
- 上村雅洋・曾根秀一 (2009a) 「四天王寺宮大工文書(一)」『Working Paper Series—Faculty of Economics Wakayama University』(和歌山大学経済学部) No. 09-04。
- 宇野精一 (1982) 『顔氏家訓』明德出版社。
- 山本眞功 (2001) 『家訓集』平凡社。
- 山本眞功 (2013) 『「家訓」から見えるこの国の姿』平凡社新書。
- 安岡重明編 (2005) 『近代日本の企業者と経営組織』同文館出版。
- 横山定雄 (1955) 「『暖簾内』習俗にみられる人間関係(その1)—京都・千切屋一統の研究—」『Human Relations』第3集(立教大学文学部社会学科研究室), 15-44頁。
- 横山定雄 (1956) 「『暖簾内』習俗にみられる人間関係(その2)—その結合様式の変貌過程について—」『Human Relations』第4集(立教大学文学部社会学科研究室), 33-48頁。
- 横澤利昌編著 (2000) 『老舗企業の研究』生産性出版社。
- 米村千代 (1999) 『「家」の存続戦略—歴史社会学的考察—』勁草書房。
- 吉田豊編訳 (1973) 『商家の家訓』徳間書店。
- 吉村典久・曾根秀一 (2005) 「長期存続企業の家訓にかんする準備的な研究」『研究年報』(和歌山大学経済学会) 第9号, 73-91頁。

ドイツの新たな送電線整備法制と計画手法 —連邦個別計画を素材として—

Germany's New Planning Process for Grid Expansion

山本 紗知

文化政策学部 文化政策学科

Sachi YAMAMOTO

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

ドイツでは、加速するエネルギー転換を背景として、2011年7月の一連の立法措置により、高圧送電線整備事業を実施するための新たな計画・決定プロセスが制度化された。それにより、複数の国や州を横断する特定の事業に際して、その迅速な実現を確保するため、事業決定が下されるまでに大きく3段階から成る手続過程が求められることとなった。本論文は、その2段階目に当たる連邦個別計画の策定手続や法的性質などを手掛かりとし、手続過程全体で予定されている、環境保護を含む諸利害の調整メカニズムについて検討する。

The Energiewende requires large-scale expansion of energy grid in Germany. In July 2011 the German Parliament passed an Energy Legislative Package which contains the Grid Expansion Acceleration Act. It aims to accelerate planning and approval procedures. If the planned high voltage grid crosses national or federal borders, these decisions are taken in three steps: Federal Requirements Plan, Federal Sectoral Planning and Planning Approval. This Article mainly describes the second step, namely Federal Sectoral Planning, as a new planning method, and discusses a speedup potential throughout the whole process, while considering environmental factors and the social acceptance.

I. はじめに

(1) 太陽光発電による動力のみを利用して、プロペラ機で世界一周飛行を成し遂げたという前代未聞の快挙が、多くの人々を沸かせたのは記憶に新しい。わが国でも、太陽光のほか、水力、風力、バイオマスなどを含む再生可能エネルギーに対する期待が一層高まっている。とりわけエネルギー政策の分野では、気候変動という人類史上極めて深刻な問題を前に、再生可能エネルギーの利用促進が喫緊の課題である。

2015年12月に合意されたパリ協定 (Paris Agreement) では、世界の平均気温の上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低い水準に抑え、1.5℃以内に抑えるよう努力することが、国際社会共通の長期目標として設定された¹。これを見据えるわが国の目標は、2030年までに2013年比で26.0%の温室効果ガスを削減することである²。これを実現するに当たり、今般のエネルギー基本計画に基づく長期エネルギー需給見通しとの調整を図りつつ、非常に大きな挑戦を迫られていることは明らかである。

わが国では環境先進国とのイメージが定着して久しいドイツにおいても、再生可能エネルギーの利用促進を大きな柱のひとつとする、エネルギー政策の舵取りは決して容易ではない。報道にもあるとおり、ドイツ政府は2011年6月、従来の予定を繰り上げ、2022年末まで

に国内のすべての原子力発電所を停止するという脱原発 (Atomausstieg) を決定し、それから極めて短期間のうちに原子力法 (Atomgesetz) の改正を含む種々の関連法案を可決した³。それにともない、再生可能エネルギーへの一刻も早い移行に向けて、電力総消費に占める再生可能エネルギーの割合を、2050年までに少なくとも80%に引き上げることが目指されている。この目標値は、再生可能エネルギー法 (Erneuerbare-Energien-Gesetz)⁴ 1条2項にも規定されているとおりである。

(2) さて、それでは再生可能エネルギーの利用をいかに促進していくかについてであるが、この分野の研究開発に対して財政支援を行う、あるいは再生可能エネルギーを利用した発電施設の設置手続を簡易化するなど、様々な方面からのアプローチが考えられよう。ドイツの制度をモデルに2012年よりわが国でも実施されている、再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度もそうした普及策のひとつである。

更にいえば、ドイツでは、計画による立地規制を通じて周辺の土地利用との対立を早期に回避することで、風力発電施設の設置を促進するための法的仕組みがある。いうまでもなくその背景にあるのは、発電施設に起因する周辺環境への負荷である。そこで建築法典 (Baugesetzbuch) に基づき、州や自治体 (ゲマインデ) があらかじめ土地利

¹ パリ協定について例えば、高村ゆかり「気候変動政策の国際枠組み：パリ協定の合意とパリ後の世界」環境研究181号 (2016年) 11頁。

² 閣議決定「地球温暖化対策計画」(2016年5月13日)。

³ 2011年7月の一連の立法措置について概観するのが、Sellner/Fellenberg, Atomausstieg und Energiewende 2011 - das Gesetzespaket im Überblick, NVwZ 2011, 1025; 渡辺富久子「ドイツにおける脱原発のための立法措置」外国の立法250号 (2011年) 145頁。

⁴ 再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度について規定するのが、同法である。同制度の見直しにもかかわるところで、同法の経緯や2014年改正について、さしあたり以下を参照、渡辺富久子「ドイツにおける2014年再生可能エネルギー法の制定」外国の立法262号 (2014年) 72頁。

用計画を策定し、その上で風力発電施設の立地を指定しておく、それ以外の場所での風力発電施設の設置を妨げることが可能となる(35条3項3文)⁵。従ってそこで問題となるのは、計画裁量に対する実体的統制の仕方についてであり、これをとりまく近年の判例の蓄積には目を見張るものがある⁶。

しかしながら、風力発電施設や太陽光発電施設の数を増やしていくことのみには注力していても、国全体において望ましいエネルギー需給状況が達成されるとは思われない。各種エネルギー利用に対する地域的適性にも配慮しつつ、電力系統の全容を念頭に、工業地帯や人口密集地域へ重点的に電力を分配するなど、電力を必要な地域へ十分に行き渡らせることが、持続可能なエネルギー政策という観点から肝要であろう。ドイツではまさにそのことと関連して、大規模な送電網の整備が急務となっている。北海やバルト海での洋上風力発電を推進するとともに、そこで発電された電力を北部から南(西)部の工業地域・人口密集地域へと輸送することが必須となるからである。加えてドイツが欧州エネルギー市場の重要な電力通過国となることもあって、今後の整備需要は、新設の必要な送電線路だけでも約2,550kmに及ぶとの試算がある⁷。

(3) そうした背景から2011年7月、先述した脱原発のための一連の立法措置により、特定の(超)高圧送電線整備事業については是非とも迅速な実現を確保すべく、次の3段階から成る計画・決定過程が制度化された。すなわち、改正エネルギー経済法(Energiewirtschaftsgesetz)⁸に基づく法律形式の需要計画(Bedarfsplan)に始まり、送電網整備迅速化法(Netzausbaubeschleunigungsgesetz)(以下では、「迅速化法」という。)⁹に基づく連邦個別計画(Bundesfachplanung)、そして計画確定(Planfeststellung)へと続く一連の手続きが予定されている¹⁰。本論文では、連邦個別計画を中心的な素材として、ドイツにおける新たな送電線整備法制について、次のような観点から検討を加えるものである。

送電線整備を加速させるための新制度は完成したものの、現実の整備進捗に不安がないわけではない。多くの国民の賛同を得て勢いよく踏み出したエネルギー転換(Energiewende)の道であったが、送電線をこれだけ大規模に設置・改良するとなれば、何より立地となる地元で上がる反発は避け難だろう¹¹。電磁波による人体への影響は未だ解明し尽くされてはいないとしても¹²、高さ

100mにもなる巨大な鉄塔群は、周辺の景観や自然環境と決して調和しないし、それとの距離によっては建築などの土地利用に制限も生ずる。しかもそこを電力が通過するだけで、周辺地域に何か目に見える恩恵をもたらすわけではないのである。そのため、2015年末の送電線整備に関する一連の法改正の主要な目的でもあったように、地下ケーブル化が一層推進されているのであるが¹³、それでも環境負荷は無くなるわけではないし、架空送電に比べて今度は設置費用が大幅に増加する。更に、ひとつの事業が複数の州を横断するとなれば、立地をめぐる州相互の利害対立も絡んでくる。限られた期間内に、再生可能エネルギーによる小規模な発電施設が散在する形態に合わせて、既に過密した国土の上に新たに電力系統を築き上げるという国家の一大プロジェクトを前に、極めて高度な利害調整の仕組みが必要であるといえよう。

そこで本論文では、環境影響を含めた諸利害を適切に配慮しながら、送電線整備事業を促進していくためにどのような試みがなされており、またどのような法的な困難があるのかという観点から、ドイツの新しい送電網整備法制について検討する。以下ではまず、主要な検討対象である連邦個別計画の特色を明らかにするための前段階として、迅速化法が制定されるまでの経緯について、簡潔に紹介することからはじめたい。なお、本論文では、陸上で実施される送電線整備事業についてのみ扱うこととし、北海やバルト海沿岸での事業については触れることができない。

II. 連邦個別計画導入の経緯

(1) 2011年7月、需要計画から連邦個別計画を経て、計画確定へと続く一連の計画・決定過程が制度化されたことは既に述べた。これにより、ドイツのインフラ事業を取り巻く法領域に全く新しい概念がもたらされたと評されることがあるが、それは他でもない、後にみる連邦個別計画の性質に由来するのであって、計画確定や需要計画は、いずれも送電線整備事業の分野においても前例のない法的手法というわけではない。

わが国でもよく知られ、いうまでもなくかの地においても学術的・実務的に極めて重要な法的手法のひとつに、計画確定がある。ドイツでは、連邦の幹線道路や鉄道、空港など、個別法で規定された特定のインフラ事業を実施するに当たっては、特別な行政手続で

⁵ 詳細は以下を参照、高橋寿一『再生可能エネルギーと国土利用一事業者・自治体・土地所有者間の法制度と運用』(勁草書房、2016年)150頁。

⁶ この分野における最近の連邦行政裁判所判決を概観するのが、*Rubel*, Aktuelle Rechtsprechung aus dem 4. (Baurechts-) Senat, DVBl. 2016, 459 (461 ff.).

⁷ 後で紹介する2015年12月の連邦需要計画法に基づく数値である。それによれば、これに加えて最適化ないし強化整備の必要な送電線路は約3,100kmであるという。連邦ネットワーク庁のウェブサイトを参照：<http://www.netzausbau.de/bedarfsermittlung/2024/bundesbedarfsplan/de.html> (abgerufen: 27.09.2016)。

⁸ Gesetz v. 26. 07. 2011 (BGBl. I S. 1554).

⁹ Gesetz v. 28. 07. 2011 (BGBl. I S. 1690).

¹⁰ このような段階的な制度設計の原型は、政府の環境問題審議会(Sachverständigenrat für Umweltfragen: SRU)の提案に遡る。SRU, Sondergutachten 2011: Wege zur 100 % erneuerbaren Stromversorgung, 2011, Tz. 577 ff.

¹¹ 巨大な鉄塔群は、モンスターマスト(Monstermasten)などと呼ばれて反発を呼んでいる。例えば、*Frühlingsdorf*, Festival der Bürokratie, Spiegel Heft 16/2011, S. 28.

¹² 電磁波リスクに対する日独の法的規制について、戸部真澄『不確実性の法的制御』(信山社、2009年)73頁。

¹³ Gesetz v. 21. 12. 2015 (BGBl. I S. 2490)；法改正による地下ケーブル化の推進について、*Schirmer*, Neustart des Netzausbaus? Nachjustierung durch das Gesetz zur Änderung von Bestimmungen des Rechts des Energieleitungsbaus, DVBl. 2016, 285 (287 ff.).

ある計画確定手続 (Planfeststellungsverfahren) を経て、事業許可としての効果を有する計画確定決定 (Planfeststellungsbeschluss) が下されることが必要である。各個別法に独自に置かれている手続規定もあるが、基本的には、行政手続法 (Verwaltungsverfahrensgesetz) 72条以下に規定されているように、事業者の申請に始まり、関係官庁の意見表明、関係書類の縦覧、利害関係者の異議申立て、口頭審理と続く聴聞手続の最後に、聴聞庁による意見表明がなされ、それを受けて計画確定庁が計画確定決定を下すという比較的厳格な手続が予定されている。このような手続を経ながら、事業に関連する諸利害が決定で包括的に配慮されるよう求められる¹⁴。

上で例に挙げた交通分野と比較するとだいぶ遅れていることではあるものの、2001年以降は、エネルギー分野でも、電圧110kV以上の高圧送電線の設置には、エネルギー経済法に基づく計画確定手続の実施が求められている (エネルギー経済法 (旧法) 11a条以下、2005年の同法改正を経て現行法では43条以下)。逆にいえば、それまで長い間、この種の事業には、環境影響を含む諸利害を調整するための、連邦レベルで統一された計画・決定手続が欠落していたということで、その必要性を指摘する学説は少なくなかった¹⁵。それがようやく実現したのは、EU指令の国内法化を契機として、環境影響評価 (Umweltverträglichkeitsprüfung) を組み込むための土台となる手続が必要となったからである¹⁶。因みにドイツでは、環境影響評価手続は許認可手続の一部に組み込まれており、事業者が提出した資料や参加手続の結果を踏まえて、行政機関が事業に直接・間接的に起因する環境影響を調査・評価することとされている。それらの環境影響は、計画裁量の本質というべき諸利害の較量 (Abwägung) を通じて許認可判断に組み込まれる。

(2) 続いて、需要計画といえ、わが国でもドイツの幹線道路や鉄道の整備についてよく知られている制度である。連邦個別計画の仕組みについて後に述べることとの関係で、特に幹線道路についていえば、事業許可が下される計画確定の段階に先立って、道路の全国的な整備需要を定めた需要計画が法律として可決され (長距離道路整備法 (Fernstraßenausbaugesetz))、続いて整備すべき道路の始点・終点や大まかな経路、既存の道路網との接続の仕方などが、路線決定 (Linienbestimmung) によって定められる (連邦長距離道路法 (Bundesfernstraßengesetz) 16条1項)¹⁷。

需要計画から路線決定を経て、計画確定 (同法17条以下) へと続くこのような多段階の手続構造は、インフラ事業をめぐる極めて複合的な問題を段階的に処理し、決定を具体化・精緻化させていくことが、後続の手続段階での負担軽減につながり有益であるという、問題の階層化 (Abschichtung) という考え方を示す好例としてよく挙げられるところである¹⁸。

さて、法律形式の需要計画についても、近年の送電線整備の需要増大を受けて、一部の優先すべき事業に限ってはあがあるが、既に実用化の経験がある。2009年8月に公布・施行された送電系統整備法 (Energieleitungsausbaugesetz)¹⁹には、380kV以上の (超) 高圧送電線にかかる22の事業 (当初は24事業) を列挙した需要計画が、付則として添えられている (1条1項)。この需要計画に採用された事業には、エネルギー経済上の必要性が認められることになり、その認定は、エネルギー経済法43条に基づく後続の計画確定の内容を拘束する (1条2項)。従って計画確定手続では、当該事業の具体的な必要性、すなわち判例・学説のいう計画正当化 (Planrechtfertigung)²⁰の要請の充足を審査せずに済むこと²¹、(手続段階が新たにひとつ増えることになるとしても、) 結果的に計画・決定手続を全体として短縮できることが期待されたわけである。ただ、肝心のその効果のほどは明らかではなく²²、また後に触れるように、別のところでも限界が指摘されていた。

(3) このような需要計画の仕組みは、2011年7月に行われたエネルギー経済法改正によって、同法の適用対象となるすべての高圧送電線整備事業へと拡大された。それにより、規制行政庁である連邦ネットワーク庁 (Bundesnetzagentur) と送電事業者との連携に基づいて、連邦需要計画 (Bundesbedarfsplan) が定められることとなった。

計画策定の流れをエネルギー経済法に沿ってごく簡潔に述べると、まず全ての送電線事業者は、2年ごとに、今後10年から20年を見越した複数の大まかな市場動向予測 (Szenariorahmen)²³を共同で作成し、それに対して連邦ネットワーク庁の許可 (Genehmigung) を受ける (12a条)。続いて事業者は、この市場動向予測を踏まえて送電網発展計画 (Netzentwicklungsplan) を作成し、これを連邦ネットワーク庁へ提出する (12b条)。そこでの審査を経て承認 (Bestätigung) がなされると (12c条)、送電網発展計画は連邦需要計画の草案として、少なくとも4年ごとに連邦政府へ送られ、更に同

¹⁴ さしあたり以下を参照、Steinberg/Wickel/Müller, Fachplanung, 4. Aufl. 2012, § 2, Rn. 1 ff.

¹⁵ 当時の学説の状況について例えば、Steinberg/Wickel/Müller (Fn. 14), § 1, Rn. 154 f.

¹⁶ 詳細は以下を参照、山田洋『道路環境の計画法理論』(信山社、2004年) 203頁以下。

¹⁷ さしあたり以下を参照、Steinberg/Wickel/Müller, Fachplanung (Fn. 14), § 7, Rn. 85 ff.

¹⁸ Steinberg, Die Bewältigung von Infrastrukturvorhaben durch Verwaltungsverfahren – eine Bilanz, ZUR 2011, 340 (341 f.).

¹⁹ Gesetz v. 21. 08. 2009 (BGBl. I S. 2870); 同法について以下を参照、Schirmer, Das Gesetz zur Beschleunigung des Ausbaus der Höchstspannungsnetze, DVBl. 2010, 1349.

²⁰ 例えば、BVerwG, Urteil vom 07.07.1978 – 4 C 79.76 –, BVerwGE 56, 110 (119) [Flughafen Frankfurt a. M.]

²¹ 立法者の認定は、計画が「合理的にみて必要 (vernünftigerweise geboten)」かどうかを審査する裁判所をも拘束する。Steinberg/Wickel/Müller (Fn. 14), § 3, Rn. 104 ff.

²² Lecheler, in: Steinbach (Hrsg.), NABEG/EnLAG/EnWG, 2013, Teil 2 EnLAG, Rn. 197 ff.

²³ 以下の訳を参考にした。但し、その後の同法改正 (Gesetz v. 10. 12. 2015, BGBl. I S. 2194) により手続の細部に変更がある。渡辺・前掲注3、151頁。

じく少なくとも4年ごとに立法機関へ提出される(12e条)。そしてそこでの立法手続を経ると、連邦需要計画法(Bundesbedarfsplangesetz)²⁴が公布されるという流れである²⁵。従来と比較すると、エネルギー経済法の改正によって、需要計画の策定手続は厳格化され、整備の進捗に対する行政の規制権限が強化された。

2015年12月末より施行されている最新の連邦需要計画法²⁶には、43の事業が掲げられている。同計画は、2013年7月以来、新たな需要調査を経て更新された3番目の連邦需要計画となる。なお、ここでは、先述した送電系統整備法の需要計画に記載されている22の事業は含まれていない。これら43事業のうち、複数の州又は国を横断する事業として、連邦需要計画上で「A1」もしくは「A2」と表示されたものに限って迅速化法が適用され、従って、それらについてのみにみる連邦個別計画が策定されることとなる(迅速化法2条1項)。現在、43のうち16事業がそれに当たる。

Ⅲ. 連邦個別計画の仕組み

1. 連邦個別計画の策定手続

(1) 上述のように、連邦需要計画の段階では、最新の需要調査に基づき整備が必要な事業が明らかにされる。この段階では各事業について、既存の電力網やほかの事業との結節点が明らかにされ、点的に表示されているにすぎないところ、次の段階に委ねられるのは、それら各地点をどのような経路でつないで事業を実現するかという決定である。そこで次の連邦個別計画の段階では、迅速化法の適用対象となる各事業について、詳細な立地の決定に先立ち、適度な区間ごとに約500mから1.000mの幅をもった帯状の地域が、大まかな予定路線(Trassenkorridor)として決定されることとなる²⁷。迅速化法には、この予定路線の決定に至るまでの連邦個別計画の策定手続が、おおよそ次のように規定されている。

まず手続は、個々の事業について、事業者の申請により開始される(6条)。但し、申請をするかどうかは事業者の自由な判断に委ねられるというわけではなく、ここでも整備の進捗は行政による規制のもとに置かれ、事業者は決められた期間内に申請を行う行政上の義務を負う。事業者は、申請に際してひとつの路線を提案するとともに、考えられる代替案も提示しなければならない。申請がなされると、連邦ネットワーク庁により直ちに申請会議(Antragskonferenz)が開かれ、そこで路線の選定

に向けた調査の枠組みが決定される(7条)。この調査の枠組みに従って必要な資料が事業者から提出されると(8条)、関係官庁や市民の参加手続が実施され(9条、10条)、事業者の資料提出から6ヶ月以内に連邦ネットワーク庁が最終決定(12条)を下すという流れが予定されている²⁸。連邦ネットワーク庁のウェブサイトを確認する限りでは、現時点で16事業のうち3事業について事業者から申請が出され、連邦個別計画の策定手続が進行しているようである²⁹。

(2) 連邦個別計画の策定手続の中でも、予定路線の選定材料となる諸利害を幅広く把握するために重要となるのが参加手続であり、環境影響評価(Umweltverträglichkeitsprüfung)や戦略的環境審査(Strategische Umweltprüfung)といった環境審査が、そのための手続枠組みを提供する。わが国では、2011年4月の環境影響評価法改正により、事業実施段階に先立つ個別事業の位置・規模などの検討段階における配慮書手続が、日本版のいわゆる戦略的環境アセスとして導入されたところである。一方のドイツでは、2004年から2005年にかけて、EU指令の国内法化要請の後押しを受け、計画・プログラムの策定ないし変更段階での戦略的環境審査が導入された³⁰。連邦個別計画も、連邦需要計画とともに、スクリーニング手続によらず戦略的環境審査の実施が義務付けられている(環境影響評価法(Umweltverträglichkeitsprüfungsgesetz)14b条1項1号、同法付則III 1.10、1.11)。なお、後続する計画確定手続においても環境影響評価が実施されるため(同法3b条以下、同法付則19.1)、各段階の審査手続が非効率に重複しないよう、計画の具体化の程度に応じて審査内容を限定するなどの相互調整が求められている(同法14f条3項、迅速化法23条)。

環境影響評価と同じく戦略的環境審査も、本体手続である計画策定手続に統合されており、例えば上述の申請会議はスクリーニング手続に対応するなど、環境審査手続との対応を図るための諸規定がみられる(迅速化法7条1項3・4文、8条2文など)。このように、参加手続の基本的な流れは環境影響評価法の規定に沿うものであるが、迅速化法独自の特徴として、口頭審理(Erörterungstermin)が原則として実施されるという点が挙げられる(10条)。ここでは、連邦ネットワーク庁や事業者とともに、資料の縦覧・公開後1ヶ月以内に異議を提出していた一般市民も参加して、提出された異議について口頭で議論が交わされる。それに対して、環境影響評価法に基づく戦略的環境審査に予定されているのは、口頭審理のない簡易的な参加手続の実施のみである(14i条3項)³¹。しかし、許認可段階でよ

²⁴ Gesetz v. 23. 07. 2013 (BGBl. I S. 2543).

²⁵ 概観するものとして、さしあたり以下を参照、Dürner, in: Ziekow (Hrsg.), Handbuch des Fachplanungsrechts, 2. Aufl. 2014, § 22, Rn. 4f.

²⁶ Gesetz v. 21. 12. 2015 (BGBl. I S. 2490).

²⁷ Gesetzentwurf der Fraktionen der CDU/CSU und FDP vom 06.03.2011, BT-Drs. 17/6073, S. 19, 23.

²⁸ 概観するものとして、さしあたり以下を参照、Kment, Bundesfachplanung von Trassenkorridoren für Höchstspannungsleitungen, NVwZ 2015, 616 (623).

²⁹ 連邦ネットワーク庁のウェブサイトを参照: http://www.netzausbau.de/leitungsvorhaben/de.html?cms_map=1 (abgerufen: 27.09.2016).

³⁰ その経緯など詳細は以下を参照、勢一智子「行政計画のグリーン化の法構造—ドイツ戦略的環境アセスメント導入法を素材として」西南学院大学法学論集 38巻2号(2005年)60頁(110頁)。

³¹ 路線決定などの段階における環境審査でも同様に、簡易的な参加手続が予定されている(9条3項)。Steinberg/Wickel/Müller (Fn. 14), § 7, Rn. 38.

うやく口頭審理が実施されても、この時点で提出された代替案を考慮して計画内容の抜本的な見直しを求めるのは現実的に不可能であって、形骸化した口頭審理が却って市民の反発を強めることは、早くから指摘されてきたとおりである³²。連邦個別計画においてこの点が改善されたことは、学説で肯定的に評価されている³³。

(3) 市民が送電線整備に関する手続に参加できる機会とは、それだけにとどまらない。連邦個別計画策定手続の冒頭に開催される公開の申請会議（迅速化法7条2項）においても、より早期に市民が代替案の検討に関与できる機会が想定されているし、それよりも更に前、すなわち需要計画の策定による需要決定の段階で、市民が意見を表明できる仕組みが新制度のもとで実現されている（エネルギー経済法12a条2・3項、12b条3項、12c条3項）。

このように、早期の市民参加によって目指されているのは、もちろん環境影響をできるだけ早く把握し、それらをほかの諸利害とともに予定路線の検討に取り入れることであるが、それと同時に、多様な立場の主体を交えた透明性の高い議論を通じて、計画に対する市民の信頼と理解（Akzeptanz）を得るという営みにも、極めて重要な位置付けが与えられている³⁴。迅速化法案にも述べられているとおり、従来の制度において送電線整備が遅延してきた原因が、計画に対する市民の理解の欠如や、長引く煩雑な手続過程で更に激しさを増す市民らの反発にあったことを教訓に、新制度では早期の手厚い参加手続が特色のひとつとなっている³⁵。迅速化法案によれば、それによりこれまで平均して約10年かかっていた手続の継続期間が、4年から5年に短縮されると見込まれている³⁶。

2. 連邦個別計画の決定が有する効力

(1) 連邦個別計画の段階を中心とする早期の利害調整によって手続の迅速化を図るという考え方は、上記手続を経て最終決定（迅速化法12条）された連邦個別計画の効力、具体的には、後続の計画確定の段階に向けられた拘束力についてみると、より顕著である。高圧送電線事業を実施するためには、エネルギー経済法43条以下に従って計画確定手続を経る必要があるというのは既に述べたが、複数の州又は国を横断する事業については、エネルギー経済

法とは別に、計画確定手続について定める迅速化法18条以下が適用される。なお、迅速化法に基づく計画確定手続を実施する権限も、同法2条2項に基づく政令により連邦ネットワーク庁に与えられることとなった³⁷。計画確定の段階では、連邦個別計画による500mから1.000mの幅をもつ大まかな予定路線の決定に基づいて、送電線を設置する位置が具体的に指定される。これについて迅速化法には、連邦個別計画の最終決定が後続の計画確定を拘束する（verbindlich）との規定が置かれている（15条1項1文）。

この規定により、前段階で最終決定された予定路線の外側に送電線を設置するという内容の決定を下すことは、計画確定の段階ではもはや許されない。このように解される連邦個別計画の拘束力がいかに厳格かということは、幹線道路の分野で、同じく事業決定に先立って下される路線決定のそれと比較しても明らかである。路線決定も、確かに計画確定に対する行政内部の拘束力を有するとされるものの、行政外部に向けられた路線決定の適法性に関しては、計画確定庁が自ら責任を負い、それに重大な較量瑕疵があることが疑われれば、自身の較量の結果として、異なる決定を下す余地があると解されているからである³⁸。それに対して、連邦個別計画の決定が較量を通じて問い直される余地はなく、逆に行政庁にはそうした再検討義務がないことによって、計画確定手続における審査の負担軽減と手続の迅速化が目指されていると説明されるのである³⁹。事業をめぐる諸問題をこのように段階を経ることに処理していくことが、まさに先に触れた問題の階層化の趣旨である。

(2) ただ、これと関連して、次のような懸念が指摘されている。まず、先述のとおり連邦個別計画の段階における口頭審理に期待が高まるのと引き換えに、後続の計画確定手続で行われる口頭審理の機能不全に対する懸念がある。というのは、連邦個別計画の策定手続での異議申立てが、後続の計画確定手続で参加権を行使するための前提要件とされていないためである。従って、計画確定手続の段階ではじめて、既に最終決定された予定路線について、これまで触れられていなかった異議が申立てられるという事態が、手続上起こり得ることとなる⁴⁰。しかし、それによって連邦個別計画の何らかの瑕疵が明らかになったとしても、上に述べた厳格な拘束力ゆえに、その内容をこの段階で改めて問い直すことはもはや不可能である。そのような前提で

³² Steinberg (Fn. 18), ZUR 2011, 340 (343 f.).

³³ Steinberg/Wickel/Müller (Fn. 14), § 7, Rn. 133.

³⁴ Schneider, Akzeptanz für Energieleitungen durch Planungsverfahren, in: Festschrift für Würtensberger, 2013, S. 411 (420 ff.); Heimann, Die aktuelle Netzplanung nach EnWGNovelle und Einführung des NABEG, in: Rodi (Hrsg.), Anspruchsvoller Umweltschutz in der Fach- und Raumplanung, 2012, S. 85 (88 ff., 100 ff.).

³⁵ BT-Drs. 17/6073, S. 18 f.

³⁶ BT-Drs. 17/6073, S. 22.

³⁷ Planfeststellungszuweisungverordnung v. 23. 07. 2013 (BGBl. I S. 2582); これについては基本法に基づく連邦の行政権限に照らして、違憲の疑いが指摘されている。例えば、Durner, Vollzugs- und Verfassungsfragen des NABEG, NuR 2012, 369 (374 ff.).

³⁸ Durner, Die »Bundesfachplanung« im NABEG – Dogmatischer Standort, Bindungswirkung, Prüfprogramm und infrastrukturpolitische Modellfunktion, DVBl. 2013, 1564 (1569); 例えば、BVerwG, Urteil vom 09. 06. 2004 – 9 A 11/03 –, BVerwGE 121, 72, Rn. 64 (=juris).

³⁹ Kment (Fn. 28), NVwZ 2015, 616 (624 f.).

⁴⁰ 参加権をあらかじめ行使しなかった者が、その後の手続から排除（Präklusion）されるという制度はドイツでよくみられるが、シュトゥットガルト中央駅と周辺の整備事業（Stuttgart21）の事案を背景として、送電整備法制では意図的に回避されたという。Durner (Fn. 38), DVBl. 2013, 1564 (1571).

進められる計画確定手続上の口頭審理が、市民の反発を招き、計画を立ち行かなくすることさえないとはいえない⁴¹。多段階計画過程の手続形成に関するこの種の問題は、戦略的環境審査や、公共事業のいわゆる構想段階についての検討が進むわが国にとっても大きな関心事ではなからうか。

そしてもうひとつが、行政外部の私人に対する連邦個別計画の効力とかかわる問題である。迅速化法には、路線決定などと同じく（参照、環境影響評価法15条5項）、同計画の最終決定が私人に対する外部的効力を有さず、計画確定決定に対する法的救済の枠組みでのみ、付随的にその適法性が審査され得ると規定されている（15条3項1・2文）。しかし、路線決定などと異なって、連邦個別計画が行政内部で極めて厳格な拘束力を有するにもかかわらず、連邦個別計画の適法性を直接に争う訴訟が認められないとすれば、連邦個別計画に生じた瑕疵が訂正される機会は、手続過程の最後まで存在しないことになる。このことが学説では大いに波紋を呼んでおり、連邦個別計画に瑕疵がある場合に、迅速化法の文言とは異なる解釈をしてでも、独自の決定を下す権限を計画確定庁に認めるべきか⁴²、それとも、やはり計画確定庁は、そのような場合には申請を拒否する、もしくは連邦個別計画の変更手続を待つしかないのではないかといった議論がある⁴³。手続の迅速化要請に直接影響することだけに、難しい検討を迫られているといえよう。

IV. 連邦個別計画における国土適合性審査

1. 国土整備手続と国土適合性審査

(1) もっとも、連邦個別計画の瑕疵に対する上述のような懸念があるとしても、その瑕疵自体がほとんど生じ得ない制度となっているのであれば、それほど深刻に捉えることはないとの印象を与えるかもしれない。しかしその点も、実は楽観視できる状況にあるとはいえない。規制行政庁である連邦ネットワーク庁にノウハウの蓄積がないばかりか、予定路線を決定するまでに極めて難易度の高い実体判断が求められるからである⁴⁴。そもそも実体判断のあり方については、未だに議論が絶えず、特に問題となるのが、戦略的環境審査とならんで行政庁の判断の核心部分に位置付けられる国土適合性審査（Raumverträglichkeitsprüfung）の内容についてである。これについて述べる前に、従来から国土適合性を審査するための手続として存在する国土整備手続（Raumordnungsverfahren）について、初めに確認しておく必要がある。

繰り返し述べているとおり、新制度のもとで連邦個別計画に最終判断を下すのは、連邦ネットワーク庁という連邦の行政機関である（迅速化法31条）。なぜ連邦レベルの行政機関であるかということ、迅速化法案によれば、事業者に対する窓口をひとつにするという、いわばワンストップ・サービス（„one-stop-shop“）によって、単に事務の効率性・経済性の観点からのみならず、法の適用基準が全国的に統一され、事業者に対する法的安定性が高まることは望ましいと考えられたからである⁴⁵。その背景には、110kV以上の送電線を対象に、連邦個別計画が導入されるかなり前から、計画確定手続に先立ち国土整備の権限を有する各州の行政機関によって、国土整備手続が実施されていたという事情があった（国土整備法（Raumordnungsgesetz）⁴⁶15条、国土整備施行令（Raumordnungsverordnung）1条3文14号）。

(2) 国土整備手続とは、計画確定手続のような許認可手続に先行して、具体的な事業の「国土適合性」を審査するための特別な手続である（国土整備法15条1項1文）⁴⁷。そこでは、国土整備計画に規定される「国土整備の諸要請（Erfordernisse der Raumordnung）」（同法3条1項1号）と一致するかどうか、事業の立地の代替案なども含めて特に審査される。以前、空港整備事業を題材に紹介したことがあるが、ドイツでは各州が、目標（Ziel）や原則（Grundsatz）といった国土整備の諸要請を内容とする国土整備計画（Raumordnungspläne）（同法7条）を策定して、インフラ施設の立地から緑地まで、様々な土地利用を広域的・総合的観点から相互に調和させるための仕組みがある⁴⁸。このような上位の国土整備計画（全体計画）と、長距離道路法やエネルギー経済法などの個別法に基づく事業計画（個別計画）との間にあり、両者を接合する、いわば関節のような動きを担うのが、この国土整備手続である⁴⁹。

同手続の最後に下される審査結果は、行政内部のいわゆる鑑定的所見（Gutachtliche Äußerung）⁵⁰として、後続の計画確定手続において配慮されなければならないとされていることから（同法4条1項1文3号、3条1項4号）、国土整備手続は送電線事業の国土適合性を確保するための手段として、実務で重宝されてきた。とはいえその審査結果が、あくまで配慮（berücksichtigen）されればよく、後述する国土整備の目標のように尊重（beachten）（参照、同法4条1項1文）されなければならないというような厳格な拘束力を欠いている点には批判があった。なぜなら、後から調査検討の瑕疵とみなされないよう、国土整備手続で行われたのと同様の審査が、計画確定手続でも重複

⁴¹ 以下も参照、Gaentzsch, Der Erörterungstermin im Planfeststellungsverfahren - Instrument zur Sachverhaltsaufklärung oder Einladung zur Verfahrensverzögerung?, in: Dolde/Hansmann/Paetow/Schmidt-Abmann (Hrsg.), Festschrift für Sellner, 2010, S. 219 (223 ff.).

⁴² Wagner, Bundesfachplanung für Höchstspannungsleitungen - rechtliche und praktische Belange, DVBl. 2011, 1453 (1458).

⁴³ Durner (Fn. 37), NuR 2012, 369 (373); ders (Fn. 38), DVBl. 2013, 1564 (1571).

⁴⁴ 瑕疵が生じるリスクについて、Nebel/Riese, in: Steinbach (Fn. 22), NABEG § 5, Rn 64 ff.; Durner (Fn. 37), NuR 2012, 369 (373).

⁴⁵ BT-Drs. 17/6073, S. 5, 21.

⁴⁶ Gesetz v. 22. 12. 2008 (BGBl. I S. 2986).

⁴⁷ さしあたり以下を参照、Steinberg/Wickel/Müller (Fn. 14), § 7, Rn. 64 ff.; 山田洋『大規模施設設置手続の法構造』（信山社、1995年）240頁。

⁴⁸ 山本紗知「ドイツ国土整備法に基づく空港立地計画と環境保護—その可能性と限界—」橋法学12巻3号（2013年）1181頁（1199頁）。

⁴⁹ Steinberg/Wickel/Müller (Fn. 14), § 7, Rn. 64.

⁵⁰ 例えば、BverwG, Urteil v. 20. 01. 1984 - 4 C 43.81 -, BVerwGE 68, 311 (318).

して行われるという事態が生じていたからである⁵¹。先に触れた2009年の送電系統整備法により、送電線整備の迅速化に思ったほどの効果がみられなかった理由のひとつはここにある。

2. 連邦個別計画における較量決定

(1) 従って、このような性質をもつ国土整備手続と、計画確定手続を厳格に拘束する(迅速化法15条1項1文)連邦個別計画とは、一見すると対照的な手法であるようにも思われる。しかし、予定路線の決定で求められる審査のあり方に着目すると、国土整備手続で行われる国土適合性審査との共通性が次第に明らかとなるのは興味深い。というのは迅速化法には、特に予定路線が目標や原則などの国土整備の諸要請に一致し、国土にとって重要な計画や措置と調和するかどうかを審査するよう求める規定があり(5条1項4文)、この規定の文言は、国土整備手続の審査について定める国土整備法15条2文後半部分とほぼ等しい。更に、規定の文言からのみならず、迅速化法の適用事業に対しては、国土整備手続が実施されないという迅速化法の制度設計からも(28条1文)、両者の機能的な代替関係が意図されていることが明白となる⁵²。

とはいえ、そのことをもって、連邦個別計画の本質が国土整備手続(のみ)にあると捉えることに対しては、ドイツの多くの論者は慎重である⁵³。よく引き合いに出されるのは、連邦個別計画を決定するに当たって、「予定路線での事業の実現に、主たる(überwiegend)公的・私的利益が対立(entgegenstehen)しないかどうか」が審査されなければならないとする迅速化法上の規定である(迅速化法5条1項3文)。何が主たる利害を明らかにするためには、あらゆる公的・私的利益の包括的な較量を行うことが必要となるのであるから、国土適合性審査を審査の基礎とするにしても、国土整備手続と異なりそれに尽きるものではないというのである⁵⁴。加えて、連邦個別計画では、事業者から提示される代替案にとどまらず(参照、国土整備法15条1項3文)、可能性のある代替案がより広く評価の対象とされなければならないことも(迅速化法5条1項5文)、同じく国土整備手続と一線を画する見解に与するものであろう。迅速化法の立法者も、連邦個別計画を国土整備手続の手法の延長線上にみるのではなく、逆に「高圧

送電線に限定した独自の(sui generis)個別計画」であると表現していた⁵⁵。

(2) 連邦個別計画の法的性質をめぐって、国土整備手続との関係でこのような議論が生じる所以は、もっぱら迅速化法4条以下の規定に関する立法権限の分類にある。よく知られているとおり、ドイツでは、基本法が連邦に立法権限を付与していない限り、原則として州が立法権限を有する(70条1項)。そして基本法が連邦に立法権限を付与している場合のひとつとして、連邦が立法権限を行使していない限り、その範囲内でのみ州が立法権限を有するという競合的立法(Konkurrierende Gesetzgebung)権限があり(72条1項)、国土整備(74条1項31号)も、エネルギー経済を含む経済法(74条1項11号)も、ともにこの競合的立法権限の範疇に属する事項である⁵⁶。

そうであれば、両者の分類が大きな差異を生むことはないようにも思われようが、国土整備の領域については基本法で、いわゆる州の離反立法(Abweichende Gesetzgebung)が認められている点に大きな違いがある(72条3項1文4号)。従って、連邦個別計画の分類如何によっては、連邦の法政策に対抗する州に、例えば国土整備手続を再導入するような、迅速化法に離反する州法を後から制定する可能性が認められかねないこととなり、これが大きな争点となっているのである⁵⁷。もっとも法理論上は、国土整備の領域に属する事項であっても、州の離反立法は認められないと主張することは不可能ではないといわれている。連邦には、事物の本質から(kraft Natur der Sache)、国家全体にかかわる国土整備についての不文の立法権限が与えられているというのが⁵⁸、極めて争いはあるものの、支配的学説だからである⁵⁹。

(3) このような連邦・州の立法権限をめぐるドイツの連邦制特有の論点に、これ以上踏み込むことはしない。連邦個別計画の分類そのものについての議論よりも、むしろそこから、いかなる実体的審査基準が導かれるかということの方が、これまで計画裁量の統制手法に関するドイツの議論を参照し続けてきたわが国にとって、より興味深い問いであろう。上述のように、連邦個別計画の決定が較量決定であるという一般的な理解を出発点にしても、現時点では未だ審査についての綿密な体系が確立しているとはいえない。

国土整備手続と一定の代替関係にある連邦個別計画

⁵¹ BT-Drs. 17/6073, S. 5; *Schmidtchen*, Klimagerechte Energieversorgung im Raumordnungsrecht, 2014, S. 160 f.

⁵² 従って、連邦個別計画について例えば、「個別計画の衣をまとった」国土整備の実施であるとして、*Erbguth*, Energiewende: großräumige Steuerung der Elektrizitätsversorgung zwischen Bund und Ländern, NVwZ 2012, 326 (328);あるいは国土整備の特別な手続であるとして、*Schmidtchen* (Fn. 51), S. 167.

⁵³ もっとも法学の立場ではそうであっても、政治の場では「連邦が実施する国土整備手続」といった表現もみられるという。*Durner* (Fn. 38), DVBl. 2013, 1564 (1567).

⁵⁴ *Kment* (Fn. 28), NVwZ 2015, 616 (618); *Schlacke*, Bundesfachplanung für Höchstspannungsleitungen, NVwZ 2015, 626 (627 f.); 国土適合性を審査して確認する(feststellen)だけではなく、必要であれば更に、較量決定を通じて適切な調和を生み出す(herstellen)ことも求められるとして、予定路線の決定が2段階から成ると説明されることがある。*Nebel/Riese*, in: Steinbach (Fn. 22), NABEG § 5, Rn 68.

⁵⁵ BT-Drs. 17/6073, S. 19.

⁵⁶ 立法権限について大きな変更があった2006年の第一次連邦制改革について、さしあたり以下を参照、服部高宏「ドイツ連邦制改革」ドイツ研究42号(2008年)107頁。

⁵⁷ *Durner* (Fn. 37), NuR 2012, 369 (372 f.); *Schmidtchen* (Fn. 51), S. 179 ff.

⁵⁸ BVerfG, Gutachten v. 16. 06. 1954 - 1 PBvV 2/52 -, BVerfGE 3, 407, Rn. 87 (= juris) [Baurechtsgutachten].

⁵⁹ 基本法改正の当初からある学説の対立状況について、詳細はさしあたり以下を参照、*Hoppe*, Kompetenz-Debakel für die „Raumordnung“ durch die Föderalismusreform infolge der uneingeschränkten Abweichungszuständigkeit der Länder?, DVBl 2007, 144.

を、やはり国土整備の手法であるとみれば、そこでの較量は国土整備計画を策定する際のそれに近い、分野横断的かつ中立的観点からの利害調整であるということになる⁶⁰。ただ、迅速化法では、送電線事業の実現に「際立った (überragend) 公益」(1条3文) を認める旨の規定がおかれているため、連邦個別計画を決定する際の較量には、送電線事業の実施という公益に特別な取り扱いが求められているとの理解も成り立ち得る。当該事業の実施と対立する諸利害がそのような際立った公益を凌駕しない限り、予定路線の決定は断行されることになるわけで、そうであれば中立的というよりは、エネルギー経済という特定の観点に軸足を置いた較量であるとも考えられることになる⁶¹。

3. 連邦個別計画と州の国土整備計画との関係

(1) このような較量の仕方、ないしは較量に取り込まれる諸利害の評価や重み付け以前の問題として、予定路線を決定する際に、国土整備の諸要請をどのように較量に取り込むべきか、あるいはそもそも較量に取り込まれるべき国土整備の諸要請とは何を指すのかという点についても、実は学説は錯綜している。それについて具体的に述べる前に、国土整備計画の仕組みについて、この論点と関係する限りで若干の説明を加えておきたい。

先にも触れたとおり、「国土整備の諸要請」(国土整備法3条1項1号)とは、州の国土整備計画上で「目標」や「原則」などとして記載された規定のことである(同法3条1項2・3号)。国土整備の原則が、後続の計画・決定段階における較量の過程で一考慮要素とされるにすぎず、より重要な利益を前にすれば覆されることもあり得るのに対して、国土整備の目標は、そこで更に具体化されることはあっても覆されてはならない、条文の言葉でいえば、尊重 (beachten) されなければならない規定である(同法4条1項1文)⁶²。後者は、較量に組み込まれるというより、較量をいわば外側から厳格に拘束する規定であり、その意味で連邦個別計画の拘束力との類似性も指摘される⁶³。多段階計画過程で頻りに争点となるのは、そのためもっぱらこちらである。例えば空港整備事業に際して、州の国土整備計画で目標の形式によって空港の立地があらかじめ指定されている場合、計画確定手続の段階で、改めて代替案評価を実施するなどしてほかの立地を選定し直すことは、基

本的に許されない旨の判断を示した近年の連邦行政裁判所判決がある⁶⁴。

従って、国土整備法に基づくこのような仕組みとの関係で、既に別の土地利用を指定しているなど、ある予定路線と相容れない内容を含む目標規定の扱い方が次のように問題となるのである。すなわち、そのような目標規定が、連邦個別計画を策定する連邦ネットワーク庁の較量で厳格に尊重されなければならないのか、それともそれは一考慮要素であるにすぎず、際立った公益を前にすれば覆されることもあり得るのかどうかをめぐって、ドイツの学説を二分する大論争が生じている。

(2) 改めて、目標規定の拘束力について定める国土整備法の条文を確認すると、「国土にとって重要な公的主体の計画」(国土整備法4条1項1文1号)では、国土整備の目標は尊重されなければならないとあり、連邦個別計画がそのような計画に含まれることについては多くの学説が認めるところである⁶⁵。論争を生じさせているのはむしろ、迅速化法上に規定された、「連邦個別計画は州の計画 (Landesplanungen) に対して原則として優位する」(迅速化法15条1項2文)との一文である。政府による当初の迅速化法案では、連邦個別計画は「州の個別計画 (Landesfachplanungen)」に対して優位すると規定されていたが、同規定は連邦議会に設置された経済委員会の提案に基づき、国土整備計画のような州の全体計画にも及ぶよう⁶⁶、現行規定のように修正されたという経緯がある⁶⁷。先例とされたのは、同じく連邦の行政機関によって下される路線決定について、「狭域計画 (Ortsplanungen) や州の計画に対して原則として優位する」(連邦長距離道路法16条3項3文)との規定であった。

迅速化法15条1項2文に対するひとつの解釈として示されるのが、国土整備の目標規定から連邦ネットワーク庁の較量に対して及ぶ厳格な拘束力は、これによって否定されるとするものである⁶⁸。確かに、先例とされた連邦長距離道路法16条3項3文の規定が、連邦の行政機関に対する目標規定の厳格な拘束力を否定するとの解釈は従来から示されていたところで⁶⁹、それを迅速化法にも応用したものである。

(3) しかしながら、連邦個別計画の策定過程に向けられたこのような解釈に対しては、迅速化法全体における当該規定の位置付けに着目して、強い異論が有り得よう。な

⁶⁰ Koch, Energie-Infrastrukturrecht zwischen Raumordnung und Fachplanung – das Beispiel der Bundesfachplanung „Trassenkorridore“, in: Schlacke/Schubert (Hrsg.), Energie-Infrastrukturrecht, 2015, S. 65 (66 f.).

⁶¹ Kment (Fn. 28), NVwZ 2016, 616 (622); Schlacke (Fn. 54), NVwZ 2015, 626 (627 f.); 通常の較量とは異なり、連邦個別計画に独自の「重み付けが盛り込まれた較量 (Gewichtete Abwägung)」であるという、Nebel/Riese, in: Steinbach (Fn. 22), NABEG § 5, Rn 68.

⁶² さしあたり以下を参照、山本・前掲注48, 1200頁。

⁶³ Durner (Fn. 38), DVBl. 2013, 1564 (1568).

⁶⁴ 国際空港の立地選定は、(計画確定ではなく)「優先的に国土整備による決定」であるとして、BVerwG, Urteil vom 16.03.2006 – 4 A 1075/04 –, BVerwGE 125, 116, Rn. 72 [Flughafen Berlin-Schönefeld]; 同判決について、詳細は以下を参照、山本・前掲注48, 1208頁。

⁶⁵ ただ、争いが無いわけではない。Appel, Bundesfachplanung versus landesplanerische Ziele der Raumordnung, NVwZ 2013, 457 (458 f.); Koch (Fn. 60), S. 65 (70 ff.).

⁶⁶ 明文に規定はないが、同じく全体計画に属するゲマインデの計画との関係について、Kümper, Das Verhältnis der Bundesfachplanung nach § § 4 ff. NABEG zur kommunalen Bauleitplanung, DÖV 2015, 278.

⁶⁷ BT-Drs. 17/6073, S. 10; BT-Drs. 17/6366, S. 19.

⁶⁸ Appel (Fn. 65), NVwZ 2013, 457 (460); Durner (Fn. 37), NuR 2012, 369 (373 ff.).

⁶⁹ 但し、強い批判がある。Kümper, Das Verhältnis der Bundesfachplanung nach § § 4 ff. NABEG zur Raumordnung der Länder, NVwZ 2014, 1409 (1412); Koch (Fn. 6058), S. 65 (80 f.).

せならこの迅速化法15条は、「連邦個別計画の拘束力」との表題が付されているとおり、連邦個別計画から発生する法効果の側についての規定であり、どのように連邦個別計画を定めるかという法律要件の側については、むしろこれまでで言及してきた迅速化法5条に規定されているはずだからである⁷⁰。そうであるとすれば、同法15条1項2文は、将来策定される州の国土整備計画が連邦個別計画の内容に拘束されることというにとどまり、既に存在する州の計画は、ここでは念頭に置かれていないということになる。迅速化法案における同規定の趣旨説明でも、述べられているのは州に向けられた要請であった⁷¹。

このような仕組み解釈に従えば、検討している予定路線が国土整備の目標規定と相容れない場合には、それに対する異議 (Widerspruch) を申し立て、所定の要件が満たされてはじめて拘束力が解除されるという、国土整備法上の特別な制度を利用すべきであるということになる (国土整備法5条)⁷²。この制度では、国土整備計画の策定中でも、もしくはエネルギー転換前の価値判断により策定された目標規定との対立がある場合などには、事後的にでも、連邦は異議を申し立てることが可能である。

もっとも、迅速化法15条の射程を、このように将来策定される国土整備計画に限定することに対しては、連邦の行政機関が利害調整を一手に引き受けることで、複数の州や国を横断する送電線整備事業の迅速化を図るという法の目的 (1条) に照らした批判は、十分考えられよう⁷³。その場合、目標規定の厳格な拘束力を否定することによって、確かにその目的の達成が期待される一方で、やはり連邦個別計画の審査対象の基礎的な要素が、目標を含む国土整備の諸要請との整合性確保にあるという点を念頭に置きつつ、慎重な考察が必要となると思われる。いずれの説をとるにせよ、連邦個別計画は州の計画に対して「原則として (grundsätzlich) 優先する」という法効果が何を意味するのかについても、更なる検討が必要となることにも鑑みれば⁷⁴、ドイツにおける今後の議論の行く末には、暫く見通しが立ちそうにないといわざるを得ない。

V. むすびにかえて

(1) これまでみてきたように、迅速化法に基づく新たな法制度では、予定路線の決定という最も難しい局面を担う連邦個別計画の段階で集中的に利害調整が行われ、そこで解決済みとされた問題が、後続の計画確定手続の段階で

再び蒸し返されないことによる問題の階層化の仕組みによって、送電線整備手続の大幅な迅速化が目指されている。しかしながら、そのような制度設計は、既存の複数の計画手法を織り交ぜたような連邦個別計画の難解な性質を生み出し⁷⁵、それにより手続法・実体法の両面において、手続迅速化の効果左右する不明点を多くはらんでいる。とりわけ急がれるのは、連邦個別計画を策定する際の審査ないし較量の内容について、理論的体系化がなされることであろう。

(2) とはいえ見方を変えて、そのような連邦個別計画の内容解明に、現代国家が持続可能な発展を続けるためのひとつの手掛かりを見出そうとするのは少々大げさであろうか。自然環境・景観の保全や居住地域、交通施設などによる様々な土地利用との起こり得る衝突をできるだけ早く回避すべく、較量を通じて広域のかつ分野横断的観点から諸利害を同時進行的に調整するための検討プロセスの体系化は、未曾有の自然災害や自然生態系の変化、インフラ事業によるイムミッションへの対応など、不確実さを抱える多くの現代的政策課題に共通して求められることであろう⁷⁶。そのことは、冒頭に触れた立地規制による風力発電施設の普及促進にも当てはまる⁷⁷。そうであれば、連邦個別計画に求められる「あらゆる公的・私的利害の包括的な較量」の内容を明らかにすることで、現代版土地利用計画のあり方を探る手掛かりとなるように思われるのである。すなわち、従来のように単に土地利用を確保しておくという意味にとどまらない⁷⁸、国土の将来像をいかに持続可能な方法で形成していくか、いってみれば未来創造的な土地利用計画とはいかなるものかについても、何らかの理論的示唆が得られるのではなかろうか。

そのような問題意識をもって改めてドイツに目を向けると、国土整備計画や計画確定、連邦個別計画など、土地利用に関する各種計画手法に応じた様々な較量の特色があることを踏まえ、「適応 (順応) 的な (adaptive)」較量とは何かを明らかにしようとする試みがあることは興味深い⁷⁹。「適応 (Adaption)」という、「緩和 (Mitigation)」と並ぶ気候変動への対応の仕方として馴染みがあるが、ここではそれは気候変動にとどまらない、経験による予測や評価が通用しない現代的な政策課題全般を対象とした、極めて広い意味で使われている。こうした考察を更に進める一助となるであろう、連邦個別計画をめぐる今後の議論の展開を引き続き注視していく必要があるであろう。

⁷⁰ Kment (Fn. 28), NVwZ 2016, 616 (620); Kümpfer (Fn. 69), NVwZ 2014, 1409 (1413); Koch (Fn. 6058), S. 65 (78).

⁷¹ BT-Drs. 17/6073, S. 27.

⁷² Koch (Fn. 60), S. 65 (74 ff.).

⁷³ Appel (Fn. 65), NVwZ 2013, 457 (457 f.).

⁷⁴ Weghake, Bundesfachplanungen versus Landesplanungen – Inhalt und Umfang der Vorrangwirkung bei Planungen nach dem Netzausbaubeschleunigungsgesetz, DVBl. 2016, 271 (271 f.).

⁷⁵ Dürner (Fn. 38), DVBl. 2013, 1564 (1567 ff.).

⁷⁶ 気候変動にともなう洪水発生への能動的な対応 (適応) を可能にするドイツの土地利用計画の仕組みについて、山田洋「洪水防衛と土地利用計画—ドイツの「浸水地域」制度をめぐる一—」一橋法学14巻2号 (2015年) 345頁。

⁷⁷ それに対して立地規制の分権化の動きについて、批判的見解も含めて、高橋・173頁以下。

⁷⁸ Kment, Raumordnung unter Ungewissheit, ZUR 2011, 127 (128).

⁷⁹ Kment, Die Bewältigung von Nichtwissen durch adaptive Abwägung – zugleich ein Beitrag zur Dogmatik der Abwägung, ZUR 2016, 331.

戦前の日本における大正琴の輸出とそのインドネシアへの伝播

The Export of *Taisho-goto* from pre-World War 2 Japan and its Spread to Indonesia

梅田 英春

文化政策学部 芸術文化学科

Hideharu UMEDA

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management

大正琴は、1912年（大正元年）に、名古屋在住の森田吾郎（1874-1952）により創案、製作された鍵盤付弦楽器である。この楽器は、1915年頃から1940年頃まで、東アジア、南アジア、東南アジアへと広く輸出された。アジアに伝播した大正琴は、その後、それぞれの地域で変容をとげ、各地の音楽の中に取り込まれ、現在まで用いられている。本論文では、戦前の日本から大正琴が輸出された状況、その社会的要因、またその楽器の特徴を明らかにし、その楽器のインドネシアへ伝播について概観する。

A *Taisho-goto* is a stringed zither, that is plucked using keys, and was invented in Nagoya in 1912 by Morita Goro (1874–1952). The musical instrument quickly gained popularity in Japan and, from approximately 1915 until 1940, it was exported to East Asia, South Asia and Southeast Asia. Some of the *Taisho-goto* that arrived in Asia, were remodeled according to local preferences and accepted as local instruments. The purpose of this article is to describe the situation that facilitated the export of *Taisho-goto* and the social factors this export created, features of the musical instrument that made it suitable for the export and its spread to Indonesia.

I はじめに

大正琴は、その名の通り、1912年（大正元年）に名古屋在住の森田吾郎¹によって創案、製作された鍵盤付弦楽器である。「琴」という表現が用いられているが、実際には二弦琴とマンダリンの要素を持つ「和洋折衷の楽器」ともいえる。1916年（大正5年）に出版された大正琴の教則本『大正琴之譜』の諸言において大正琴は、「西洋楽器の『マンダリン』と日本楽器の『八雲琴』とを併合して、所謂西洋楽器と日本楽器の長所の折衷楽器」であるとうたわれており、また「日本音楽も西洋音楽でも両方弾奏仕易くなっている」、「上形状の優雅高尚な事、又楽器として軽便安価なることは何れも考案者の苦心努力の賜」と記されている（渡邊 1916:1）。

この大正琴は、その後、名古屋を中心に複数の楽器製造者により製作されて、大正期には日本各地に広まりその生産数も急激に伸びていく。また大正琴は国内向けに生産されるだけでなく、早くから海外へ輸出された。こうして輸出された楽器はその後、東南アジア、南アジアに伝播し、その地域の伝統音楽を演奏するための楽器へと改良が加えられ、各地の「民族楽器」として受容されていった。本研究では、大正期から昭和初期の大正琴の東南アジア方面に向けた大正琴の輸出の状況、輸出された楽器の外観、さらに輸出された大正琴が海外で受容された事例として、インドネシアへの輸出による楽器伝播について明らかにするものである。

II 大正琴の概観

森田吾郎が発明した大正琴の原型は、通称須磨琴とよばれる一弦琴、また八雲琴とよばれる二弦琴にあるといわれている（金子 1995: 18-25）。特に森田自身も名古屋における一弦琴の普及に関係している（金子 1995: 18-19）。その後、森田は明治後期にヨーロッパを訪れてタイ

プライターに出会い、その後、森田によって邦楽器にその原理を取り入れて創作された楽器が大正琴である。この楽器は名古屋で製造され、1912年（大正元年）9月9日に全国一斉に発売された。

最初期の大正琴は二本のスチール弦を用い、西洋音階に基づいた円盤型の音階ボタンが取り付けられている。小型のものは、幹音（ピアノの白鍵にあたる）のみ12個の音階ボタンが付いたもの、派生音（ピアノの黒鍵にあたる）も含めた19個の音階ボタンが付いたもの、また大型のものは派生音も含めて23個のボタンが付されたものがある。開放弦はどちらもト音に調律される。

演奏方法は、当時は右手にセルロイド製のピックを持って単音を弾くほか、トレモロ奏法を用いた。その音色や演奏方法は、大正初期から日本で流行を始めたマンダリンと類似している²。戦後、大正琴は一時衰退したが、1959年（昭和34年）に作曲家古賀政男が、村田英雄の歌う《人生劇場》のイントロ部分に大正琴を使用したことから、この楽器が再び注目されるようになった。また1955年（昭和30年）、大正琴の流派である琴城流を皮きりに、現在では10団体以上の流派が全国に誕生し、またそれぞれの流派は楽器製造者と結びつき、複数の楽器製造者が各流派のための楽器を制作している³。

III 大正琴の輸出の概観

大正琴が中国やインド、南洋方面に輸出されていたという事実は、さまざまや文献に記されている。しかし、当時の大正琴の輸出の時期や取引数、取引額についての詳細な記録が全く残されていない。その大きな理由は、大正琴が楽器ではなく玩具として扱われていたことに起因する。1941年（昭和16年）に刊行された『愛知県特殊産業の由来（上）』では、愛知県で誕生し、生産された大正琴にも言及しているが、大正琴は楽器ではなく、木製玩具

に項目に分類されているのである（愛知県実業教育振興会編 1981[1941]: 191）。実際のところ、発明者の森田自身も大正琴を楽器とは思っていたかどうか疑わしい点があるという（金子 1995: 80）。こうしたことから、輸出品目の中で楽器の品目にあがるのは、当時、名古屋で生産されていたヴァイオリン、また近隣で製作されたオルガンやピアノといった楽器に限られ、大正琴は玩具の中に含まれてしまっている可能性が高い。

それでは、この大正琴が海外に輸出されるようになった時期はいつ頃であろうか？ 正確な時期を特定することは難しいが、昭和初期までの複数の資料などから、大体の時期を推定することは可能である。

1912年（大正元年）に誕生した大正琴は、その3年後の1914年（大正3年）には、「天覧品」となるに至ったが、その一方で、類似品が出回るようになり、1916年（大正5年）の名古屋新聞（9月25日）には、「偽物御注意」の広告が掲載された（金子 1995: 68）。この中の文章には「海外にまで輸出しつつある国家的の楽器であります」と記されており、発売後5年後には、輸出先は不明でありながらもすでに輸出されていることがわかる。また大正期の記録として、「中国その他海外へも盛んに輸出されるようになった。その単調な金属音響は熱帯地方土人の趣味に合し、南洋・印度から盛んに需要せられた。かくて大正八、九年には、産額は早くも十万円を突破」（名古屋市編 1954:416）とあるように、大正期にはすでに東南アジア、南アジアに輸出されていることがわかる。

ここで、楽器ではなく玩具として誕生した大正琴が、誕生後まもなく輸出されるようになった要因について考えてみたい。大正琴が誕生した3年後の1914年（大正3年）、欧州で第一次世界大戦が勃発した。この戦争により、当時すぐれた玩具を製作し「玩具王国」であったドイツ、オーストリアは、海外に玩具や楽器を輸出することができなくなってしまったのである。ここで漁夫の利を得たのがオランダと日本だった（日本金属玩具史編纂委員会 1997 [1960]: 211）。日本の玩具の輸出額は、戦争が勃発した1914年（大正3年）には4,533,486円だったものが、大戦終了の翌年1919年（大正8年）には21,189,077円と約4.7倍に増加している（日本金属玩具史編纂委員会 1997 [1960]: 214）。この要因により、大正琴も他の玩具とともに輸出されることになったと考えられる。

昭和に入っても大正琴の輸出は続いている。1934年（昭和9年）の『愛知県商工要覧』の「玩具」の項目の中では、大正琴をはじめとした楽器玩具は内外の需要が著しく増加していると記している（愛知県史編さん委員会編 2003: 71）。さらに1936年（昭和11年）頃から、中国からインド向けに輸出されるようになり、セイロン島に特約店が開設され直接取引が行われていたという（名古屋市編 1954: 417）。また1937年（昭和12年）には、大正琴の生産高が約70万円のうちの27.8万円が輸出され、その輸出先は、「支那方面から英領印度、海峡植民地、蘭領印度、アフリカ方面で、英領印度が最も其の数多く十五万円である。」（愛知県実業教育振興会 1981 [1941]: 198）とある。この記録を見ると、大正琴はアジアだけでなくアフリカ方面まで輸出されていたことがわかる⁴。また昭和16年頃にはすでに国内向けの生産は行われなくなったにも関

わらず、海外向けには生産が続けられ、特に英領印度からの引き合いが多いことに触れている（愛知県実業教育振興会 1981 [1941]: 198）。

大正琴の輸出に関してもう一つ重要なことは、1907年（明治40年）に名古屋港が開港し、1910年（明治43年）の第二次拡張工事が終了した後、大阪郵船、日本郵政など海外航路を持つ運送会社が名古屋港に寄港、あるいは起点にするようになったことである。（日本経済新聞社編 1981: 78-79）。

こうして大正琴の輸出を概観していくと、大正琴の輸出は、第一次世界大戦による玩具の輸出に便乗し、当初はその製品の性能や特徴が海外で評価された結果により始まったものではなかったと考えられるのである。また名古屋港の開港も無縁ではないだろう。

IV 名古屋輸出楽器玩具工業組合の設立とその役割

第一次世界大戦期は玩具に限らず輸出貿易は一時増加するが、その後の恐慌やヨーロッパの復興などにより、輸出総額は前後しながらも少しずつ減少していく（山本 1987: 49）。こうした社会的な背景の中で、政府は中小企業対策として1925年（大正14年）に、輸出組合法と重要輸出品工業組合法を制定した。これに基づき、大正琴の輸出と関わる工業組合である名古屋輸出楽器玩具工業組合が商工省指令第7998号により1927年（昭和2年）11月に設立された。この組合名称は、「輸出楽器玩具」となっており大正琴と明記されているわけではない。ただしその定款を見る限り、本組合が大正琴の輸出に限定されて設立された組合であることは一目瞭然である⁵（名古屋輸出楽器玩具工業組合 1934: 8）。この理由は、商工省が規定に定めた重要輸出品目には「楽器」がなかったことから、指定品目の「玩具」を用いた上で、大正琴という商標名を出さずに「楽器」を加えたと考えられる⁶。

この組合の目的は、材料および製品の品質管理とその検査、共同販売、価格協定、生産数量の調整、原料・材料の共同購入と共同加工、能率増進および技術向上のための諸施設の設置を目的としている。しかし本組合にとって最も大きな設立の要因は、1916年（大正5年）以降、10年以上にわたる大正琴の偽物や粗悪品の海外流出問題だった。以下はこの組合の設立の目的について述べた新聞記事の引用である。

本組合の設立の目的は次の如きものである、すなわち、近来名古屋市における楽器玩具工業の発達は頗る顕著なものがあり、その年産額は数十万円に達し、しかもその八割はこれを輸出しており、需要も益々増加しようとしてつつあるにも拘らず、これ等業者が薄資微力なる小工業者であることと、且業者間に何等の連繫を有しないため激烈な価格競争が行われ、従って価格の低下を来し生産を持続することが出来ないようにまでなっている、しかのみならず[ママ]その品質は粗悪となり今後の新販路開拓によってその発達を期待さるべきはすであるにもかかわらず、憂慮すべき状態に陥らんとしつつあり…（後略）。（『中外商業新報』1930年5月29日）

ここから読み取れることは、大正琴を製作する業者間の連携がないことから、価格競争が起こり、粗悪な製品がみられ、そのことが今後の輸出に影響を与えることを憂慮していることがわかる。またこの楽器の海外での可能性を次のように記述している。

この楽器玩具は文化の程度が低いものの中に多く需要せられるの傾向を有するもので、且その単調なる金属性の音調は既に南洋向で、この種楽器を特に愛好する同地方の需要は内地におけるが如く一時的流行物であったものとは異なるものがあるし今後需要地に対する宣伝、使用方法の普及、楽譜の完備を期すると共に更に研究改良をすればその発達は相当期待し得べきものがあると思われる…（後略）（『中外商業新報』1930年5月29日）。

「文化の程度が低いものの中に多く需要」、「単調なる金属性の音調は南洋向」という表現は南洋文化に対する差別的表現といえるが、これらは当時の日本における南洋文化に対する文化観の反映ともいえよう。すでに大正琴の流行が廃れかけた日本とは異なり、研究、改良を重ねることにより海外での需要が見込まれる可能性について上記の引用は言及している。この目的は、組合の設立7ヶ月後に目に見える形で実行されている。なぜならば、名古屋輸出楽器玩具工業組合の地区内において、組合に加入せずに同組合の販路である中国と南洋方面において粗悪品を低価格で販売した商会に対し、商工省は重要輸出品工業組合法第八条に基づいて、組合の検査取締に従うべき旨の命令を発している（『大阪朝日新聞』1928年6月9日）。

こうした海外への輸出品の品質管理の一方で、この組合は1925年（大正14年）に施行されたカルテル協定ともいえる重要輸出品工業組合法にもとづいて設立された組合であり、各楽器製造者の経済的な利権等が深く関わっていることも否定できない。すでに述べたこの組合の研究の目的は、品質管理や海外への普及、楽器改良の研究のほか、定款に記されたその目的は、楽器製作者間の競争原理を排除した「大正琴カルテル」といっても過言ではない。しかしその目的の如何にかかわらず、結果的には良質な大正琴が輸出されたことは否定できない。

こうして工業組合化した大正琴の生産だが、1937年（昭和12年）に日中戦争が勃発すると、1938年（昭和13年）には国家による物資動員計画が始まり、輸出品については、さまざまな金属製造の制限に関する規則が公示、施行されている（小林 1984:50-51）。その結果、金属部品を使用する大正琴の生産も制限を受け、徐々に大正琴の製造者は軍需産業に転業していった（工業組合中央会編 1939: 1-2）。結果的にこれを機に、海外への輸出も減少していったと思われる⁷。

V 名古屋輸出楽器玩具工業組合による検査済みの輸出楽器

本節では名古屋輸出楽器玩具工業組合によって検査済みの楽器を調査対象とし、海外に輸出された楽器の特徴などを明らかにする。なお、本稿では1935年（昭和10年）に名古屋輸出楽器玩具工業組合によって検査済みの実際の楽器⁸を1934年（昭和9年）に改訂された定款⁹と比較

しながら考察する。

写真1、2はその楽器を表面と裏面から撮影したものである。当時の大正琴の品質検査は全部で台、譜版¹⁰、ボタン、弦の四つの部で全25項目にわたって行われ、組合検査所において組合の検査員により実施され、合格しなかったものは組合により処分、あるいは不適合の箇所を修正し再検査となる（名古屋輸出楽器玩具工業組合 1934: 7）。検査合格済の大正琴には決められた印や証紙が、楽器本体の他、外函にも貼られることになっている¹¹（名古屋輸出楽器玩具工業組合 1934: 11）。



写真1 名古屋輸出楽器玩具工業組合検査済みの3弦の大正琴（著者所蔵）



写真2 大正琴裏面に添付された検査合格証と三か国語（日本語、中国語、英語）で書かれた注意書き

この写真1の楽器の弦は全部で三弦である。弦については大正時代に最初に作られた楽器では2弦だったものが、1921年（大正10年）には、3弦の大正琴が誕生し、その後、昭和10年代には4弦ないし5弦へと弦数は増加している（金子 1995: 70）。実際は定款において弦の数を限定しているわけではない。ただ定款には、検査対象の弦の糸道について、水牛あるいはセルロイドを使用しなくてはならないことが記されているが、例外として4弦以上のものについては着色した真鍮糸道を使用していることが付記されている（名古屋輸出楽器玩具工業組合 1934: 9）。つまりこの文章から、海外に輸出された標準的な大正琴は三弦の大正琴であったことがうかがえる。

ボタンの数についても定款の中ではその数が仕様として

規定されているわけではない。しかし特別仕様でない限り、23個であったことが外箱に貼る証紙（写真3）に描かれた挿絵からもうかがえよう。この数は、当時日本で用いられていた大正琴と同様の数である。先に述べた弦の数もまたこの挿絵の中では3弦で描かれている。



写真3 外箱に張られた証紙（著者所蔵）

楽器そのものではないが、この組合が検査をした楽器の中に解説書と付録を兼ねた『大正琴読本』（写真4）と題された全16頁小冊子が同梱されている。本調査対象の楽器はすでに述べたように1935年（昭和10年）の検査を通った楽器であるため、これがいつから同梱されたのかは不明であるが、その内容は、この組合の目的にあるように、需要地に対する宣伝、使用方法の普及と楽譜の完備という三点について不完全ながら実行されていることがわかる。

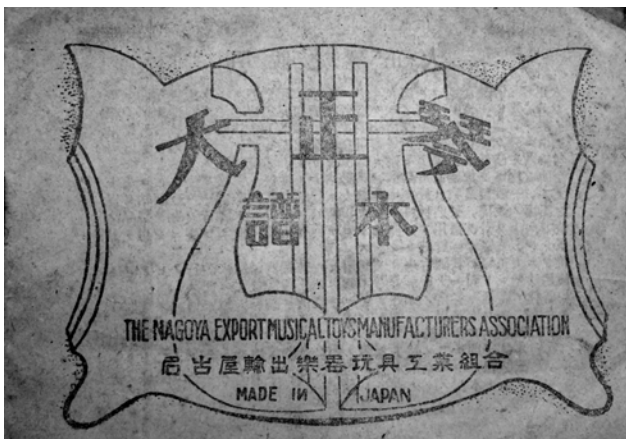


写真4 名古屋輸出楽器玩具工業組合検査済みの楽器に同梱された冊子（著者所蔵）

まず興味深いことは、この冊子が日本語、中国語、英語の三か国語で記されていること、また楽譜は数字譜で記されていることから、輸出先の人々の多くが理解できるようになっていることである。

楽器の宣伝にあたる説明部分だが、大正琴の歴史、名古屋楽器玩具工業組合の説明、楽器の特徴がわかりやすく書かれている。また楽器の説明の中には「今や内地各家庭ハ勿論欧米諸外国市場迄モ盛ニ輸出セラル、ノ現状ニアリ」と書かれており、この時期、アジアだけでなく、欧米に大正琴が輸出されていたことがうかがえる。

演奏方法に関しては、爪の持ち方、ボタンの押さえ方、弾奏法が簡潔に説明してあり、楽譜には、日本、中華民国、アメリカ、イギリス国家の4曲、中国民謡2曲、日本の唱歌2曲が掲載されている¹²。日本以外の3か国の国家が所収されていることも輸出先を意識した選曲といえる。

VI インドネシアへの輸出とその伝播

大正琴の輸出先の一つにインドネシア（蘭領印度）が含まれていたことは、戦前の文献から明らかである（愛知県実業教育振興会 1981[1941]: 198）。しかし、ほとんどの文献には、輸出先国が明記されておらず、南方、南洋と記されているだけで、具体的にそこがどの場所なのか明らかではない。戦後の文献の中に、「タイ、マレー、ジャワ、スマトラ大正琴がどんどん出ていったのである。」（小橋 1978: 401）とあり、具体的にジャワ島、スマトラ島をあげている。

大正琴が名古屋港だけから輸出されたとは断定できないが、1928年（昭和3年）には、名古屋港から月2回、大阪商船による南洋線（南洋諸島を寄港し、終着港はスラバヤ）、月4回、ジャバ・チャイナ・ジャパン汽船によるジャワ線（スマラン、ジャカルタを経由し終着港はスラバヤ）が運航している（愛知県名古屋港務所 1929: 4）。また1932年（昭和7年）には、これまでの二航路に加えて、石原産業海運や南洋郵船が南洋線、ジャワ線を運航させているために、インドネシアには毎月かなりの本数の船が運航していたことになる（愛知県名古屋港務所 1933: 4）。

インドネシアに直接輸出する場合はこの航路を使ったことは間違いないが、実際のところ、いつ、どのように大正琴がインドネシアに輸出され、受容されていたのかを日本側の資料から明らかにすることは現段階では難しい。そこで本調査ではインドネシア側の資料や関係者へのインタビューからインドネシアへの伝播について明らかにすることとした。

現在、大正琴を起源とする楽器が盛んに演奏されている場所は、インドネシアの中でも特にバリ島東部カラングスム県の県庁所在地アムラブラとその東隣に位置するロンボック島である。またバリ島西部のタバナン県ブジュンガン村でも演奏されている¹³。これら複数地域において、大正琴を起源とする楽器はマンドリン mandolin、マノリン manolin、ノリン nolinあるいはプンティン penting、ブンドゥリ bunduli¹⁴ とよばれる。なお本調査では、カラングスム県アムラブラとロンボック島各地の調査を2012年から2016年にかけて集中的に実施したことから、この地域の大正琴に焦点を当てる。

1. 楽器の名称

日本から伝播した大正琴は、既述したように各地で異なる名称でよばれている。マンドリン、マノリン、ノリンは、どれも「マンドリン」を語源にしていると考えられる。大正琴とマンドリンが音色、演奏法に類似点があることは既述したとおりである。楽器の形態は異なるもののこうした点から、インドネシアに伝播した大正琴が、マンドリンあるいは、その名称から派生した楽器名になっていったと考えられる。

このマンドリン、マノリンという名称を用いるのは、主

にバリ島東部アムラブラのモスリム集落、ロンボック島である。またノリンという名称は、バリ島西部プジュンガン村の大正琴の名称である。一方プンティンという名称は、バリ島東部アムラブラのバリ人の集落で用いられている。インタビュー調査によると、当初はマンドリンと呼ばれていたが、いつの間にかこの楽器の金属音が「ティン、ティン」と聞こえることからプンティンという名称に変わったという（ジェランティックへのインタビュー 2016年7月28日）。一方、演奏者の間では、バリ語で「紐や弦を引っ張る」という意味をもつ「プンタン pentang」、また同様にバリ語で「手首を動かす」を意味する「ムンティン menting」が語源ではないかと考えられている（クリシュナ・ドゥイパヤナへのインタビュー 2010年12月15日）。

2. 楽器の由来

楽器の由来についての記述はインドネシア語の文献の中に散見できる。バリ島の大正琴起源の楽器について言及しているアンタラは、この楽器がジャワ島から伝わり、それがバリ島、ロンボック島へと東に伝播した説、さらには中国から伝播したという両説を記している（Antara 1987, Antara 2010b: 25）。一方、筆者による現地の複数の演奏者に対するインタビューからは、ジャワ説、中国説以外に、トルコ説までさまざまである。一方、ロンボックでの調査においてもその由来についてはバリでの聞き取り調査と同様、ジャワ島、バリ島、アラビアに加え、日本の大正琴に言及した話を聞くこともできた¹⁵。以上のように、インドネシアにおける大正琴を起源とする楽器の由来に関する認識は多様ではあるが、本調査からわかることは、大正琴を起源とした楽器は共通して「外来の楽器」であると認識していること、また、この楽器の由来を日本の大正琴に限定して考えてはいないということである。

3. 伝播した時期

アンタラは、バリ島東部カランガッサムの王族の1人で演奏者で、楽器製作者でもあるクリシュナ・ドゥイパヤナへのインタビューをもとに、バリでの最初の演奏の記録を1930年と記している（Antara 2010b: 5）。本調査では、直接クリシュナ・ドゥイパヤナにインタビューを行い、最初の演奏の記録について次のような情報を得た。

1930年、すでにオランダに支配されてきたカランガッサム王朝は、オランダ植民地政府の命令で、王主催の芸能フェスティバル Ngeraja Kuningを開催することにあった。このときに王の前で初めてマンドリンを演奏したのは、アムラブラ周辺のモスリムであり、ルバナrubanaやルダットredatと共に演奏した¹⁶。その後、アムラブラから、ロンボック島に伝播した（2016年8月19日 インタビュー）。

この証言のもとになる1930年に開催されたフェスティバルの記録は、貝葉文書に残されているという¹⁷。これが事実であれば、プンティンは早くからモスリム集落の人々に受容され、イスラム教の儀礼と関わる音楽を演奏していたことになる。

現在、モスリム集落で使用されている大正琴を起源とする楽器（マンドリン mandolin）が写真5である。この楽器はこの集落で20～30年前に製作されたものであり、ボタンの数は18個で5弦である。ただしこの楽器の所有者によると、弦の数はかつて3弦であったが、その後5弦になっていったという。



写真5 アムラブラのモスリム集落で使用される5弦マンドリン（2009年8月 著者撮影）

一方、現在、ロンボックのモスリム集落で使用されている楽器は、ほとんど3弦である（写真6）。つまり戦前の標準的な輸出品だった3弦の大正琴が、モスリム集落に伝播し、それが現在までロンボックで使用されていると考えることもできる。ただし、この楽器がバリ島とロンボック島のどちらのモスリム集落へ先に伝播したのかは不明である。



写真6 東ロンボックで用いられている3弦マンドリン（著者所蔵）

一方、ヒンドゥー教を信仰するバリの人々が実際にこの楽器を手にするようになった時期についての記録はないが、バリ島東部カランガッサム県の県庁所在地であるアムラブラの演奏グループのリーダーであるジェランティックは楽器について次のように述べている。

プンティンは、その楽器の愛好者が個人で所有するものだった。お酒の席で演奏されることもあれば、1人で部屋で演奏することもあった。私の父イダ・バグス・ニョマン・グデ Ida Bagus Nyoman Gedeもその一人だった。モスリム集落ではマノリン、あるいはマンドリンと呼ばれていたが、バリ集落ではいつの間にか、その名称はプンティンとよばれるようになった。それが1960年頃、父の発案で、この楽器の演奏グループを設立した。アムラブラ各地から演奏者が集まり、私の家で練習が始まり、1963年にはバリ中南部の都市に出張演奏に出かけた。その演奏には私も同行した。当時は舞踊を伴わなかったが、1967、8年頃から舞踊曲を演奏するようになり、アムラブラ各地にグループが結成され、その後、こうした編成がガムラン・プンティンと呼ばれるようになった。舞踊

曲を演奏するようになった頃、父は弦を5弦から、音量を上げるために9弦に増やしたことから、現在、アマブラで使われている標準的なプンティンは9弦である。1970年代にはエレキギターの影響から、エレクトリック・プンティングを制作した。今、演奏グループで使われている楽器はすべて電気楽器である。

このインタビューからわかるようにバリの集落で演奏グループが設立されたのは、モスリム集落で行われる儀礼音楽で用いられるようになってから約30年後ということになる。その際に、楽器は少しずつ改良され、弦も増えていったと考えられる。写真7は弦が9本になった大正琴である。



写真7 現在アマブラで使用される9弦のプンティン (著者所蔵)

1970年代にはアマブラ周辺で複数のグループがあり盛んに演奏されたという。また1993年には、新たな観光地として開発され、アマブラにも近いチャンディダサCandidasaで観光用に上演された芸能チャカプン cakapungにプンティングが導入され、その後、90年代中頃にはゲンジェ genjekとよばれるバリ東部で誕生した新しい芸能の旋律楽器としてプンティンが加えられていく (梅田 2011: 59-60)。

現在、アマブラではガムラン・プンティンの二つのグループが活動を続けている¹⁸。写真8は2003年に設立したグループ「ムルドゥ・コマラ」の演奏である。またモスリム集落では、ルバナの合奏楽器として現在もマンドリンが使われている (写真9)。ロンボック島でもさまざまな芸能の中にこの楽器が導入されている。このように、1930年代に伝播した大正琴は、今なおバリ島東部カラングス県のアムブラ、ロンボック島を中心としてさまざまな芸能の楽器として用いられて現在に至っている。

Ⅷ おわりに

1912年 (大正元年) に森田吾郎によりで発案、製作された大正琴は、第一次世界大戦を機に玩具としてアジア諸国に輸出されるようになり、昭和に入ると、その数も増加していった。一方、粗悪品などの輸出を防止し、優良な楽器の製作を目的として設立された名古屋輸出楽器玩具工業組合の管理のもと、大正琴はアジアだけでなく、欧米やアフリカまで輸出されていった。そしてそれが現在のインドネシアにも輸出され、1930年代にはバリ島東部のカラングス県アムブラの王宮でモスリムの人々によりマンドリンという名称の楽器となって演奏されたのだった。

詳細な日本からの輸出経路、バリ島やロンボック島への

伝播はわからないものの、日本の大正琴の輸出が結果的にインドネシアに大正琴をもたらしたことは疑いないだろう。その構造の簡易さもあいまって、その後、バリ島やロンボック島の「民族楽器」へと変容していき、現在はさまざまな名称となり、楽器が改良されて今に至っている。

なお本論文では、日本からの輸出とインドネシアの伝播について言及したが、バリ島やロンボック等の伝統音楽を演奏するために生じた大正琴の形態、演奏法などの変容の諸側面については触れなかった。この点は稿を改めて論じるつもりである。



写真8 バリ島芸術祭におけるガムラン・プンティンの演奏 (2016年7月2日 アートセンターにて著者撮影)



写真9 ルバナの中で演奏されるマンドリン (2011年9月5日 アムブラのプリ・グデにおいて著者撮影)

付記

本稿は科学研究費「楽器におけるわざの伝承とグローバリゼーション」(研究代表者: 田中多佳子 (京都教育大学) 基盤研究 (C) 2008年~2010年)、「インドネシアにおける大正琴の伝播と受容に関する民族音楽学的研究」(研究代表: 梅田英春, 挑戦的萌芽研究, 2015年~2016年 (予定)) による調査、研究の一部である。

参考文献

愛知県史編さん委員会編 2003『愛知県史 資料編29 工業1』愛知県。
愛知県実業教育振興会 1981 [1941]『愛知県特殊産業の由来 上巻』

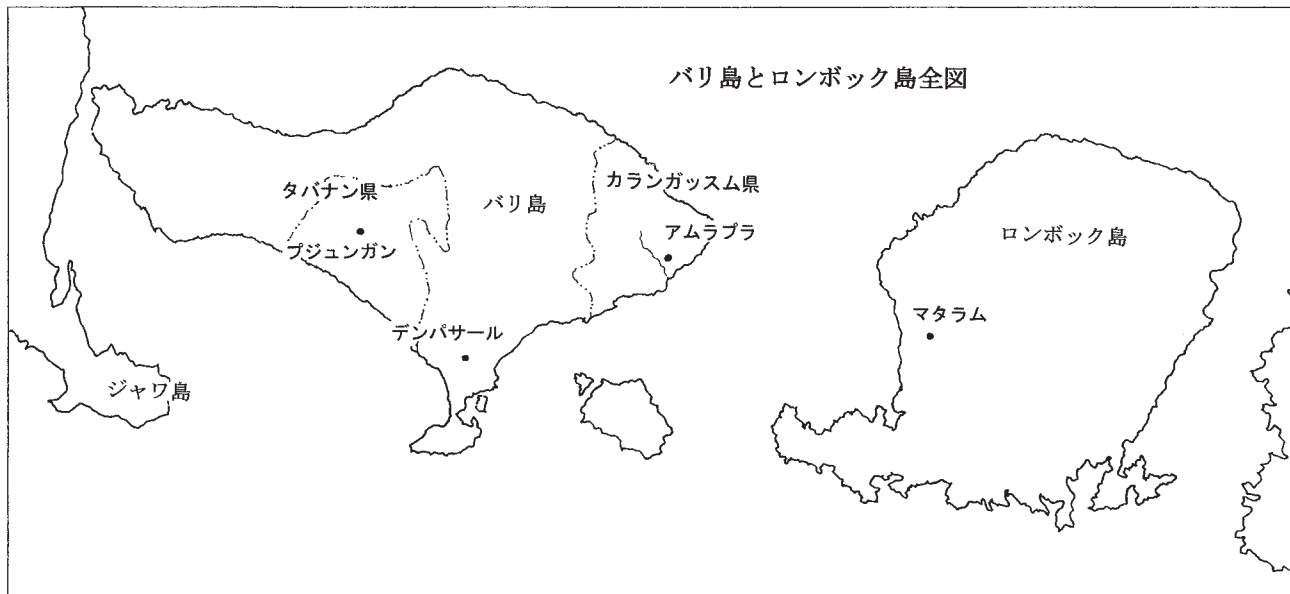


図 バリ島とロンボック島全図

東海地方史学協会。
 愛知県名古屋港務所 1929 『名古屋港入港船舶並貿易統計（昭和三年分）』愛知県名古屋港務所。
 愛知県名古屋港務所 1933 『名古屋港入港船舶並貿易統計（昭和七年分）』愛知県名古屋港務所。
 Antara, Km. Pasek. 1987. Kesenian "Penting" yang Langka di Karangasem, *Bali Post*, (16, August) .
 Antara, Komang Pasek. 1994. "Penting" Seni Musik Langka di Bali, *Cakrawala*, Tahun 5, Edisi 29.
 Antara, Komang Pasek. 2010a. Seni Gamelan "Penting" Khas Karangasem: Nyaris Punuh Kini Bangkit Kembali, *Bali Aga*, Edisi 05 (Agustus s/d 11 Agustus) . p. 5.
 Antara, Komang Pasek 2010b. Historis Penting di Karangasem, *Bali Aga*, Edisi 05 (Agustus s/d 11 Agustus) , p. 5.
 梅田英春 2010 「バリ島に伝承した大正琴——タバナン県ブジュンガン村のノリン」『ムーサ』11: 71-83。
 梅田英春 2011 「バリ島にもたらされた大正琴——カラングアスム県アムラブラ周辺のプンティン」『ムーサ』12: 53-64。
 金子敦子 1995 『大正琴の世界』音楽之友社。
 金子敦子編 2003 『大正琴図鑑』全音楽譜出版社。
 工業組合中央会編 1939 『工業組合に於ける転業事例（第三号）』工業組合中央会。
 小橋博史 1978 『花の大正琴』東京新聞出版社。
 小林英夫 1984 「15年戦争下の日本経済——物資動員計画と生活力拡充計画を中心に」『駒澤大学経済学論集』16（1）: 33-67。
 斎藤良輔編 1968 『日本人形玩具辞典』東京堂出版。
 田中多佳子・尾高暁子・梅田英春 2012 「大正琴の伝播と変容——台湾、インドネシアおよびインドに事例——」『京都教育大学紀要』120: 121-137。
 名古屋市編 1954 『大正昭和名古屋市 工業篇』名古屋市。
 名古屋輸出楽器玩具工業組合 1934 『定款並諸規定』名古屋輸出楽器玩具工業組合。
 名古屋輸出楽器玩具工業組合 発行年不詳 『大正琴譜本』（輸出大正琴同梱冊子）
 西岡信雄 2003 「ロンボック島の大正琴」金子敦子監修『大正琴図鑑』全音楽譜出版社, pp. 112-119。
 日本金属玩具史編纂委員会 1997 [1960] 『日本金属玩具史』久山社。
 日本経済新聞社編 1981 『中部産業百年史——独立自尊の経営風土』日本経済新聞社。
 増野亜子 2014 「バリ東部ササク系ムスリム集落のルバナ」『桐朋学園大学研究紀要』40: 39-58。
 山本義彦 1987 「両大戦間期日本の貿易構造（上）——統計指標による分析」『静岡大学法経済研究』36（1）: 45-70。

渡邊迷波 1916 『大正琴之譜』榎本書房。

新聞記事

「徹底的に取り締め」『大阪朝日新聞』1928年、6月9日
 「愛知県下の輸出品工業組合——様々な設立動機と組合の内容」『中外商業新報』1930年5月29日

インタビュー

クリシュナ・ドゥイパヤナ, アナッ・アグン・グデ Anak Ageng Gede Krisna Dwipayana (1968-) 2016年8月19日、クリシュナ・ドゥイパヤナ宅。
 ジェランティック, イダ・バグス Ida Bagus Jerantik (1942-) 2016年6月29日、ジェランティック宅。

1 森田吾郎（1874-1952）、本名は川口仁三郎、月琴や大正琴の演奏者として川口音海とも名乗る。
 2 大正琴はマンドリンにいくつかの点で類似点がある。金子は、撥弦楽器である点、金属弦である点、セルロイド製のピックを用いる点、演奏法としてトレモロ双方を用いる四点を共通点としてあげている。（金子1995: 31）
 3 琴城流の初代家元は鈴木琴城（1913-1987）。1971年に浜松の鈴木楽器製作所現会長の鈴木萬司の協力を得て、鈴木楽器製作所が琴城流の大正琴の生産を開始。その後、製作所内には、鈴木大正琴愛好会が設立され、現在は琴城流大正琴振興会と名称を変更して活動を継続している。
 4 1931年3月8日付の『時事新報』に、エジプトのカイロで行われた商品見本市の日本商品館に大正琴が陳列された記録がある。ただし、この記事は大正琴が良質でありながら高価であるため、好評ではなかった品目として挙げられている。
 5 定款ではあくまでも輸出楽器玩具と記載され、第37条までは大正琴の名称は出てこない。しかし第38条では、大正琴について言及し、第39条には、大正琴の検査項目が細かに記載されている。定款の中には、他の楽器についての言及は一切出てこない。
 6 重要輸出品工業組合法第一条第二項に、重要輸出品が規定されている。法律施行時から少しずつ品目は増えているが、最初に作られた規定の中で、すでに玩具は含まれている。なお1925年8月28日付の官報に組合法の詳細が記載されている。
 7 大正琴は木製玩具であると同時に、金属弦を使用していることから

1938年以降の金属玩具の製造制限の対象にもなる。当初は輸出品は除外されていたが、太平洋戦争中、その数は大幅に減少した（日本金属玩具史編纂委員会 1997 [1960]: 392-396）。

⁸ 著者所蔵

⁹ 本定款は旧産業調査室所蔵資料で、現在は名古屋大学大学院経済学研究科附属国際経済政策研究センター情報資料室に移管され、閲覧が可能である。

¹⁰ 大正琴の上部に取り付けられた板。輸出用のものには蒔絵などが施されたものが多い。

¹¹ 合格証紙や印は全部で8種類あり、外箱、譜板、箱板、その他に表示、添付される決まりになっている。なお定款には、その証紙、印がすべて表示されている。

¹² 各国の国歌は、《大日本国々歌》〔《君が代》〕、《中華民国々歌（郷雲歌）》〔《中華民国北洋政府国家》〕、《米国家々歌》〔《Hail Columbia》〕、《英国々歌》〔《God Save the Queen》〕、中国民謡は、《蘇武》、《大湖船（支那楽）》、日本の唱歌は、《桃太郎》、《兎と亀》。

¹³ 本論ではタバナン県プジュンガン村の大正琴を起源とする楽器について扱わない。この楽器については梅田 2010を参照のこと。

¹⁴ フンドゥリという名称については、西岡の報告の中で紹介されているが（西岡 2003: 112）、筆者のロンボックの調査ではこの名称は見聞できなかった。

¹⁵ ロンボックでは戦後、日本の緑色の箱で梱包された大正琴がマタラムの雑貨屋に売られていたと話をした楽器製作者がいた。戦後、名古屋の大正琴メーカー「ナルダン」が、緑色の箱に入れて輸出した記録があるため、確証はないがナルダンの大正琴の可能性もある。ただし話し手は、日本の大正琴を自分たちの楽器の起源であるとは全く認識していなかった。

¹⁶ ルバナ、ルダットともにモスリム集落で行われる宗教儀礼で用いられる芸能である。

¹⁷ ブダクリン村に所蔵されている歴史を刻んだ貝葉文書の記録であるようだが、所在が不明であるため未調査である。

¹⁸ チプタ・スタヤ Cipta Sudayaとムルドゥ・コマラ Merdu Komalaの二つのグループが現在、活動を継続している。

長野県における消防ラッパの普及と変容

奥中 康人

文化政策学部 芸術文化学科

ラッパは、幕末に日本に入ってきた最初の西洋楽器のひとつであるにもかかわらず、これまでほとんど研究されていない。本稿は、長野県内の消防組（消防団）に関する文献からラッパについての諸記録を整理、提示することによって、その普及と変容を明らかにすることを目的としている。軍隊の道具として幕末期に導入されたラッパは、明治後期になって各地の消防組でも用いられるようになった。長野県でも、おおよそ一九〇〇年以降に広く普及し、演習や儀式等で用いられた。第二次世界大戦後には音楽を演奏するラッパ隊として再編成され、教本の刊行やラッパ吹奏大会の開催によって演奏技術が向上し、標準化が促されたことを、文献調査から明らかにした。

1. はじめに

ヨーロッパ起源の金管楽器で、音程を変えるためのピストンやバルブを持たない自然管のラッパ（cornet）は、スネアドラムとともに、幕末明治期の日本に最も早く流入した西洋楽器の一つだが、山口常光の著書など、いくつもの例外を除き^①、先行研究はほとんどなく、多くの「日本音楽史」も、幕末にラッパがやってきたという事実を述べるにとどまり、明治以降の普及や変容については言及することはない。もちろん、「芸術」音楽を奏でるピアノやヴァイオリンとは異なり、単純な信号音を鳴らすだけの道具に対して、音楽研究者という名前の芸術愛好家たちが関心を向けないのは当然かもしれない。その気持ちもよくわかるが、ラッパも西洋起源の楽器であることにはかわりない。愛好家の欲望をみたすための音楽史としてはなく、歴史研究としてみるなら、演奏される音楽が「芸術」であるかどうかなど、どうでもよい。

ラッパは、軍隊や消防制度を通して日本全国に広まったが、筆者がとくに興味を持っているのは、後者の消防組（消防団）である。なぜなら、現在、浜松や熊本などでみられる、祭礼（イベント）でラッパを吹き鳴らす習慣には、町や村の消防組の存在が——軍隊よりも——深くかかわっていたのではないかと、私は見ているからである。しかし、消防組のラッパについての研究が皆無である以上、まずは基礎的なデータを収集して、整理するところから始めなければならない。

本稿は、長野県の消防組におけるラッパの普及過程を、主に長野県内の市町村史誌（以下「史誌」と略）や消防団史等に記されたラッパ関連のデータを時系列に整理し、考察することを目的としている^②。本来であれば、市町村程度のエリア内の少数の消防組について、深く調査できれば理想的なのだが、十分なデータを得ることは期待できない。そこで、長野県に範囲を広げ（必要に応じて他府県も参照しつつ）、広く浅くピックアップすることによって、おおよそその普及プロセスを提示したい。

調査対象とした長野県は、浜松や熊本と同じようにラッパがよく使われていて、諏訪の御柱祭におけるラッパの吹奏などは、あたかもこの地域の

民俗楽器であるかのようになり、しっかりと定着している。ここに提示するラッパ普及と変容のプロセスは、長野県に特徴的な部分もあるが、おおよそその傾向としては、多くの都道府県にも適用しうると筆者は考えている^③。

2. 消防とラッパ

信号合図を発するための道具として導入された軍隊のラッパが^④、消防で用いられるようになったのは明治以降のことである。近代消防は軍隊的な集団行動を前提としているため、ラッパを必要とする。だが、明治七年に警視庁が制定した「消防章程」は、近世的な火消しの名残をどどめているので、その第四章「消防用具」に「喇叭」の文字はまだ存在しない。「消防百年史」は、東京で明治一三年に募集された「消火卒」三〇〇人によって編成された「消防隊」が、ラッパを用いて軍隊式に訓練をしたことを記している^⑤。これを消防におけるラッパ使用の嚆矢としているが^⑥、この近代的な消防制度は、近世的な消防組との間に紛争が絶えなかったため、明治一四年五月末には廃止された。

当時から日本各地には消防組が組織されていたが、いずれも独自の規制によって、独自の行動をとるため、横の連絡が極めて悪く、防火の点でも効率が高いものであったという。そつした弊害を除くために公布された勅令第一五号「消防組規則」（明治一七年）が、全国に公設消防組設立と、消防の全国統一、近代化を促進した。もっとも、「消防組規則」自体にはラッパの記載はなく、「消防組規則」によってただちにラッパが全国的に普及したわけではなく、また、後述するように実はそれ以前にも存在したのだが、とりあえずは明治一七年の「消防組規則」をひとつのメルクマイルとして記憶しておきたい。

簡単に軍隊ラッパについても触れておくと、慶応年間にラッパを導入した幕府・諸藩は、明治初年においても仏式あるいは英式のラッパ（例外的に和歌山がプロイセン式）を用いた。陸海軍が創設されて以降も、陸軍では仏式、海軍では英式のラッパがしばらく使われた。

楽器は、明治一七年に国産されるまでは、もっぱら輸入品だったというのが通説になっているが⁷⁷、私が調べたところでは（調査中なのでまだはっきりとしたことは言えないが）、少なくとも西南戦争以前には、すでに国産ラッパの製造されていたことが史料からうかがえる⁷⁸。軍隊で用いられたラッパ譜は、これも当初はフランスやイギリスの譜を借用していたようだが、明治一八年に『陸海軍喇叭譜』が制定された。

3. 「消防組規則」以前の消防ラッパ

——明治前期——

明治七年四月の松本大火に促され、筑摩県は「火災之節消防規則」を布告して、消防組の組織改革を指導した。いくつかの「史誌」は、これを明治期の最初の消防に関するトピックとしてとりあげる。だが、この「火災之節消防規則」はあまり実効力をもたず、多くの公設・私設消防組は——とりわけ僻村部では——集落ごとに若集・若連によって構成された組織を旧態依然として維持していた。それどころか、火災の際にかけつけるだけで、組織的な制度すら存在しなかった地域もあり、財政難のために設置できないうちもあつた（消防活動に携わつた若集・若連たち（『豊岡村誌』「松川町史」『上郷史』）——あるいは「仕事師、鷹職等」（『松本市史』）——が、村の祭礼や地芝居の開催などを担う存在でもあつたことは、のちの消防ラッパの変容を考える上で重要である）。

消防組が組織されていたとしても、明治前期にラッパの存在を明確に示す記事はほとんどみられない。一例をあげると、明治一年に設置された南向村（上伊那郡）の火防組が備えていた器具には、

毎組標旗一流、高張舌基、竜骨車二挺、竹梯子二挺毎二人、水籠一筒、鳶口一挺毎三人、提灯一張ヲ備フベシ

とあるように、ここに並んでいるのは近世とほとんどかわらない道具ばかりで、ラッパの文字は見当たらない（『中川村誌』）。

管見の限りで、長野県下の消防組でラッパの存在を示す最も早い記録は、日名沢（埴科郡坂城町）である。幕末から坂城村にあつた八つの消防組のうちの一つである日名沢の瓢組が、明治一年に新調した「日名沢新調消防器具」のリストのなかに、「喇叭」とある（『坂城町史』『無私坂城戸倉山山田消防組合30周年記念誌』）。このリストには、二五〇円という高価な「テレキ水」（腕用ポンプ）も含まれているが、「喇叭」に関しては、それ以上のことはわからない。周囲の消防組にはまだ存在しなかつたはずのラッパをわざわざ購入した動機として、後述する他県の間接的な影

響が考えられるが、最新の消防用具を一式購入した際に、付属してきたとも考えられる。

また、明治二年五月八日、上伊那郡役所と伊那警察署開庁式典のために、平出村の三つの消防組（上町「い組」、下町「言番組」、横町「二番組」）が招集された。その際、行列を編成しているのだが、「い組」の順序は、

大旗 一人 足鰻 一人 組惣代 一人 世話掛 二名 纏 一人 組旗 一人
高張 二名 電吐水 五名 玄蕃桶 四名 指叉 四名 階梯 四名
一 櫓子乗 三人 鳶掛 十七名

となっており、ここに二名のラッパ手が存在したことが判る（中村寅一『消防組資料』）。もっとも、この二名の「喇叭」は警察に属していた可能性もあるが、ラッパの音楽によって消防組のメンバーが歩いてきたことは間違いなさだろう。

データが少なすぎるので、県外にも目を向けてみると、同時代の福岡、岐阜、東京などには消防にラッパを用いた事例がある⁷⁹。とはいえ、この時期において、そうした消防ラッパについての数少ない事例を根拠として、あらゆる地域で消防ラッパが使われていたかのように考えるのは、おそらく正しくない。少なくとも長野県の様々な「史誌」を見る限りでは、ラッパを所有、あるいは使用していたのはごく少数の例外であり、全体としては、まだ普及していなかつたとみなすのが適当であるように思える。

4. 「消防組規則」以降の消防ラッパ

——明治後期～昭和二〇年——

明治三年、長野県訓令第四六号によって、消防組は警察の監督指揮下に置かれたのち、明治二七年二月に前述の勅令第一五号「消防組規則」が公布された。多くの私設消防組は公設消防組として知事に認可され、またこれを機に各地に新たな消防組も創設されることになる。

政府が公設消防組の設置を奨励した背景には、消防組の本務は防火活動にあるとしながらも、「一旦事あるときは治安維持にあたらせよ」とし、また、団体として治安を妨害する活動を禁じ、民衆の社会的運動を側面から抑制しようとする目的があつた（『松本消防のあゆみ』、あるいは、「日清間が険悪な状況にあつたので、国内治安の維持からも地方消防を強化し全国的な組織にしておくことが、政府の緊急課題だつた」（『防人 長野市消防50年のあゆみ』）といわれている。ところが、設立の機運は各地で盛り上がったものの、費用は一切市町村で負担すべきものと規定されていたため、実際には遅々として進まず（『松川町史』）、たとえば下伊那郡の

場合、設立されたのは飯田町、上飯田村、松尾村、会地村、波合村、根羽村、喬木村のわずか七団体だけだった^⑩（『天竜村史』）。

この「消防組規則」や、それを受けて直後にだされた内務省令「消防組規則概則」にも、ラッパについての規定はない。上伊那郡宮田村では、明治二十七年年度の村の予算案の「警防予算書」に、「喇叭」（五〇銭）が一つ計上されている（『宮田村誌』）。この予算案は、二月に公布された「消防組規則」の直後に組まれたかもしれないが、ラッパの規定が無い「消防組規則」によって促されたものとは考えにくい。

消防についての実際的で細かな規定は各府県に任されたため、長野県では同年五月七日に長野県令第一八号として「消防組規則施行細則」を制定した。この第九章「徽章号音」第二八条に、

消防組八号令伝達ノ為呼子・喇叭・鼓鉦ノ類ヲ用ユルコトヲ得

とあり、初めて「喇叭」の文字が記載された。根羽村（下伊那郡）の消防組は、先に述べたように、この時期に下伊那郡下で消防組を設置した七団体の一つだが、そのときに購入した器具のリストの中に、「喇叭 三個 呼子笛 六個」とある。ここに「呼子笛」が入っていることから、「消防組規則施行細則」を参照して揃えたことがうかがえる（『根羽村誌』）。ただし、引用した「細則」の末尾、「用ユルコトヲ得」という、やや消極的な表現から推察すると、必須の道具ではなかったようだ。その証左として、同年五月九日の消防組「設備器具標準」（長野県告示第五三三号）では、「喇叭」（ボンフ）の他、「指叉」「梯子」「鷹口」などは挙がっていても、そうした音具は含まれていない（『長野県史近代資料編』第八巻）。

しかし、明治三十一年七月三日に「消防組規則施行細則」が改正されると、第三章「器具建物」第一条に、「喇叭呼子笛ノ類 若干」が新たに加えられた^⑪（松本八重咲『現行長野県消防規則並参考書類彙』）。このあたりからラッパに関する記述は、徐々に増えてゆく。なかには、単に備品としての「喇叭」を示すだけの、ドライな記述ではなく、どのような機会にどのような曲が吹き鳴らされていたかを、具体的に描写する記事をもつけることができる。たとえば、明治三十一年一月二十七日、長野市でおこなわれた消防組の訓練と式について以下のような記録が残っている（松本八重咲『現行長野県消防規則並参考書類彙』）。

まず、午前七時に「演習信号ヲ打鐘シ各員八出張ノ用意」をして、七時半に「演習信号ノ打鐘」によって警察署前に参集し、七部の消防組がそこに整列する。この「演習信号」は「打鐘」と書いてあるので、半鐘（警鐘）による合図である。ここから「運動」が始められる。

運動

集マレー (一、喇叭) (二、号令)

各其位置ニ集マルコト

気ヲ付ケ (一、喇叭) (二、号令)

各隊番号 (号令)

各部毎ニ番号ヲ唱ヘ部長八其人員ヲ号令官ニ報告スルコト

右ヘ一準ヘ (号令)

各部ノ先頭者ヲ標準トシ各部毎ニ整頓シ部下ノ間隔八凡ソ一問トス

直レー (号令)

用意 (号令)

梯子掛脚筒掛八各列ヲ離レテ前面ニ在ル器械ノ位置ニ到リ之ヲ据ルコト

右向ケー右 (号令)

前ヘ一進メ (一、号令) (二、前進喇叭)

先頭ヨリ歩ヲ起シ列ヲ離レタル梯子、及ヒ脚筒ヲ携ヒ順次列中ニ加ハルコト

駈足一進メ (一、号令) (駈足喇叭)

早足一進メ (号令) 常歩ニ復スベシ

最初の「集マレー」と次の「気ヲ付ケ」のラッパの音（メロディ）は、単に「喇叭」としか書いていないので、同じ音型（旋律）なのか、異なるのかはわからないが、「前進喇叭」「駈足喇叭」は、個別のタイトル（曲名）と思われるので、それぞれの動作を指示する異なる音型であろう。ラッパの音と（おそらく声による）「号令」が併用されているが、「集マレー」と「気ヲ付ケ」は、ラッパが号令よりも先で、「前ヘ一進メ」と「駈足一進メ」では、ラッパの音が号令の後になっているので、ひょっとしたら「駈足喇叭」「前進喇叭」は短い号音ではなく、声の号令に続けて演奏される行進曲だったことを示しているのかもしれない。

「運動」の後には、署長の式辞や組頭の答辞、組頭による金馬簾の披露があり、最後に「一同祝ノ木遣一声」で締めくくられ、「解散喇叭」で一息になる。休憩後は「訓練」の披露がはじまる。

一、梯子曲乗 (一回)

梯子用意ノ号令ニテ各部トモ梯子ヲ樹ツルコト

乗レーノ号令ニテ一時ニ曲乗り為ヌ

之ヲ止ムルトキハ(一)停止喇叭(二)号令ニテ元ノ如ク梯子ヲ組立テ列中ニ加ハル

「梯子曲乗」の次に、「唧筒備方ノ競争」「唧筒納メ方競争」「前面遠距離噴水競争」「水防実地競争」「連結運動」が順次おこなわれて、「訓練」は終了するが、そのすべてにラッパが用いられている。このように、この記録からは、ラッパの具体的な用いられ方だけでなく、「前進喇叭」「駈足喇叭」「休止喇叭」「解散喇叭」「集合喇叭」「停止喇叭」(先の「休止喇叭」と同じか?)と明記されているところから、それぞれのタイトルに対応する旋律が存在したことも判明する¹²⁾。

また、明治三十年一月四日の出初式(長野市)の記録もある。

第一警鐘 午前七時打信

各部共其器械置場ニ集リ出場ノ準備ヲナス

第二警鐘 午前九時打信

各部共其警察署前ニ急キ出場ス

同署ニ於テ梯子乗リノ技ヲ演ス〔初メラッパ、止メラッパ〕

朝七時の警鐘による合図で人々が集まり、九時の警鐘で出場し、ラッパの「初メラッパ」の号音で梯子乗りの演技がはじまり、「止メラッパ」で終了するところなど、基本的には、先の長野市消防組の訓練式とかわらない。

すでに長野県内の他のエリアで、ラッパを用いた出初式や演習を実施していた地区があったかも知れないが、おそらく県庁所在地である長野市のこうした事例が先駆的な模範となつて、その郊外や村落へも波及したとみられる。『梓川村史』は、梓村(南安曇郡・現松本市)花見区の私設消防組花見正誠会消防組が、明治三年に公設消防組になり、その時の器具の中に「喇叭二箇」「呼子笛一箇」が含まれていることを紹介し、それとは別に儀式訓練として出初式や巡検がおこなわれたと述べているのだが、そうした儀式訓練では——長野市の消防団のように——ラッパが用いられたらう。

より重要なのは、明治三六年に「消防組規則施行細則」が改正されたときに、出初式(第二〇条)と年一回以上の器具使用の訓練(第二一条)が義務付けられたことである(『坂城町誌』『長野県史』)。したがって、これ以降に記録されているラッパや呼子笛の購入記録は、出初式や巡検に必要な道具としての購入と説明することができる¹³⁾。

たとえば、宮田村(上伊那郡)の場合、明治三九年の時点で、村の七つの分団(当時は部)「町(八〇)・北割(六五)・南割(五〇)・新田(四〇)・大田切(四五)・大久保(三〇)・中越(四五)」(カッコ内は定員数)のな

かで、ラッパを所有していたのは「町」のみで(二台)、他の分団は所有していない。「町」を除いてラッパが配備されていないのは、消防組全体で儀式等をおこなうときにラッパが必要とされていたこと、つまり、そうした特別な機会を除けば、普段は必要でなかったことになる。

明治三六年に創設された大日本消防協会が発刊した雑誌『大日本消防協会雑誌』の「寄書通信」欄には、各地の消防組の巡検や演習の様子がレポートされている。細部は各地で異なっているようだが、だいたいは類似していて、「喇叭」の文字は頻繁にみられる¹⁴⁾。出初式や演習は、華やかなペーゼントとして、当時の人々の注目を集めた¹⁵⁾。

ただし、数は決して多くないものの、実際の火災現場でラッパが用いられたことを示す資料がないわけではない。昭和三〇年代に書かれた高田久四郎(飯田市)の明治期の飯田の消防についての回想によると、

小頭の指図により梯子を屋根に掛け、高張提灯と馬簾持は真先に登つて消口をとる、唧筒掛りはホースを運び、筒先掛りは足場を定める、部長は皆々の様子を見てラッパ手に指令する、ラッパ掛は直ちに行動始めを吹く、一回活動を開始する。唧筒をかわるがわるである、刺股掛りは柱を押し倒し、鳶口は壁を毀して隣接家屋に燃え移らぬ様破壊に当る、ラッパ手は氣勢を揚る為各部所に居て吹き続ける。暫くして鎮火と見るや、彼方此方で止めめのラッパが鳴る、続いて引上のラッパが聞える、受持区域の部を残して整列する、道具を調べ人員の点呼を了え、ラッパを先頭に引上げる

と、火災現場でのラッパの具体的な使用法を述べている(高田久四郎「明治の飯田消防」)。

ところで、ラッパはどこから調達したのだろうか。明治四五年、長野警察署の所善四郎と近藤種次郎によって編纂された『消防教範』の巻末には、「鍋久銅鉄店」(長野市西後町)、「銅鉄商合資会社 増太商店」(長野市大門町)の広告が掲載されていて、「警鐘」「唧筒」「鍋久」や「警鐘各種」「長鷹手鳶(増太)とならんで「ラッパ」あるいは「信号喇叭」の文字が並んでいる(77ページ、1)。(もろろん、楽器小売店で手に入れることもできたはずだが、消防に関する諸器具を扱う商店で一緒に購入するほうが一般的であつたらう¹⁶⁾。

大正期に入ると、飛躍的に消防組の数が増大したが、それと同時に、県が一村に一組の消防組を奨励したこと、各地域内の小さな消防組が統合されてゆく。それにもなつて、消防組が所有するラッパ(ラッパ手)の数も増えた。大正六年に上市田、下市田、吉田(いずれも下伊那郡)等の複数の消防組が統合したことによって誕生した市田消防組(定員四五七

人)には、ラッパが三〇台(『高森町史』)、大正九年ころの飯田消防組も定員六四〇人に対してラッパは三六台、大正一五年に御影、平原、和田、一ツ谷の四地区(北佐久郡・現小諸市)の消防組が合併した南大井消防組(定員一九〇)も、それぞれからラッパがあつまり一九台になった(『小諸市誌』)。

文献上に職名として「喇叭手」が現れるのもこの時期で¹⁷⁾、さらに、須坂消防組では、大正五年六月二日「須坂消防組規約」に、

本部二機関長二名、衛生係長、喇叭長、書記各一名ヲ置く、組頭之ヲ任免ス

とあり、ラッパ手たちをとりまとめる「喇叭長」という職名が確認できる(『須坂消防のあゆみ』)。

大正七年四月に発定二十五年を迎えた村井町消防組(芳川村・現松本市)の記念写真の前列左端には、二名のラッパ手が写っている(78ページ¹⁸⁾)。

次第に存在感を増し、活躍をする消防組のラッパは、火災から人命や財産を守るだけでなく、住民にとつての迷惑になることすらあった。山形消防組(東筑摩郡山形村)の詰所には昭和五年三月一日に次のような苦情の投書があったという(『防友下竹田消防84年のあゆみ』)。

投書の件

去る三月一日夜詰所へ左の通りの投書を発見、百瀬指揮官より通知す。「九時すぎにラッパをふくは、ごえんりよください。こどもが目があいて泣いてごまります。
消防団御方様 村方一同」

災害発生時には即時の対応が必要となる消防組は、人々の生活圏内に存在しなければ意味がない。つまり、住民にはラッパの練習音も聴こえてしまつ。消防ラッパは、文字通り人々の日常生活と隣り合わせのところにあり、身近な西洋楽器の音なのである。

次のような、ラッパの活躍を伝える記述も興味深い。昭和七年三月二十九日の午後八時、鹿塩尋常小学校(下伊那郡大鹿村)の体操場(体育館か)で火防宣伝の活動写真が上映されていたときのことである。

全く突如として「火事だ、火事だ」の叫び声で窓の外を見ると紅に明るい。(…)火元の見える校庭まで出ると、手押ポンプを必死に押しつけて消防活動をしている消防の姿、火焰にあおられて一段高い隣家の宮

崎屋の屋根に、喇叭手が並んで突撃喇叭を吹き、その前で纏が振られている。火災の唸り弾ける音、ポンプを押す掛け声、叫び声、喇叭の響、それが耳と目に焼き付け恐ろしさの余り立ちすくんでしまった(…)

と、その当時、子供だった人物が回想している(『大鹿村誌』)。ただし、すでに述べたように、実際の火災現場でラッパが鳴り響いていたことを示す記録はそれほど多く残っていない。

昭和初期に演奏されていた消防のラッパ譜については、やはりよく分からないのだが、「昭和九年消防組使用喇叭譜軍隊式採用につき 上小分会長通知」という資料が『長野県史』に掲載されており、その当時の実情の一端を垣間見ることが出来る(『長野県史 近代史料編』第八巻)。

昭和九年 消防組使用喇叭譜軍隊式採用につき

各組 組頭 上小分会長通知

消防組ニ於テ用フル喇叭譜ニ関スル件

十一月二十一日開催代議員会ニ於テ御一任相成候標記ノ件、十二月十三日喇叭担当数名ノ来集ヲ求メ、種々協議ノ結果左記ノ通り相定メラレ候旨、長野支部長ヨリ指示有之候條、此段及御通知候也

記

一、敬礼ノ部

- 1、国旗掲揚二用フル譜、 陸軍喇叭譜 君が代
- 2、巡検官二対シ用フル譜、 陸軍戸山学校 作曲
長上二対スル敬礼曲

但シ警察署長ノ行フ巡検ノ場合ハ 一回、

警察部長ノ行フ巡検ノ場合ハ 二回、
(本譜八帝國在郷軍人会松本支部昭和八年八月号ニ記載)

- 3、纏二対スル敬礼譜、 陸軍戸山学校 作曲
- 4、組相互間ノ敬礼譜、 陸軍喇叭譜、 皇御国、
- 5、一般葬礼二用フル譜、 陸軍喇叭譜、 吹ナス笛、
- 6、鎮火祭及拜神二用フル譜、 陸軍喇叭譜 国ノ鎮メ、

二、命下ノ部

- 1、気ヲ著ケ二用フル譜、 陸軍喇叭譜、 気ヲ著ケ、
- 2、休メ二用フル譜、 同 休メ、

- 3、火災二用フル譜、 同 火災、
- 4、放水始メ二用フル譜、 同 気ヲ著
- 5、放水休止又ハ停止二用フル譜、 同 ヶ前へ、
気ヲ著
- 6、集合二用フル譜、 同 ヶ止し、
集合、
- 7、解散二用フル譜、 同 解散、
- 8、士氣ヲ鼓舞スルトキニ用フル譜、 同 突撃、

三、招呼ノ部

- 1、組頭招集二用フル譜、 陸軍喇叭譜 団隊長、
- 2、部長招集二用フル譜、 同 将校ニ夕
音一声¹⁹⁾
- 3、小頭招集二用フル譜、 同 将校、
- 4、喇叭手招集二用フル譜、 同 喇叭手

四、行進ノ部

- 1、分列式二用フル譜、 陸軍喇叭譜 速歩ノ行
進其ノ一

其ノ他ノ行進ニ於テハ随意

〔雑書綴 室賀村消防組〕
以上

この資料からわかるのは、陸軍戸山学校作曲のラッパ譜二曲以外は、すべて既存の『陸軍喇叭譜』の曲を用いていること、「放水」のように消防に固有の合図は、「気ヲ著ヶ前へ」「気ヲ著ヶ止し」などで代用していることなどで、この上小エリアの事例を長野県全体に一般化することはできないが、少なくとも、消防のためのラッパ譜はまだ存在せず(だから「協議」しなければならなかった)、どのような種類の合図があったのかについて、参考にはなる。

昭和七年、諏訪の御柱祭(上社山出し)の様子を実況する『信濃毎日新聞』(四月三日)の記事には、次のような一文が掲載されている。

(…) 愈々郡下代表木遣の名人十余名の声遣りと手古持の一寸遣のコーラスが続き一寸づつ進み出し午後四時十五分十五名の勇士を乗せた巨大なる雄姿木落の先端に現るるや全観衆は思はず手に汗を握り木落しを報ずるラッパが囀鳴として響き渡ると八百余名の曳子は喚声と

共に一斉に曳き出し十五勇士は巨木と共に空中に舞ひ上り観衆がアレヨアレヨといふ間に百六十余尺の急坂を見事に午後四時半下る期せずして神川畔からは万雷の歓声が上る完全に木落としのトップは切られ大がかりな木落としが無事終了(…)

現在も、御柱祭では木遣唄とラッパが併用されているが、この記事は、創刊以降の『信濃毎日新聞』の御柱祭関連記事のなかで、ラッパが吹き鳴らされたことを示す最初の記事と思われる。また、上社里曳きの記事(五月六日)でも、

諏訪の御柱里曳大祭五日は本一の御柱が約十町進行したのみで高部小池次男方前まで曳きつけ以下順次到着したが夕刻となつたので午後六時三十分解散ラッパと共に曳行を中止し曳子は各宿舍休憩所に入り飲めや唄へやの狂蕩乱舞の限りを尽し宮川村一帯は不夜城と化し第一日を終了した(…)

と、「解散ラッパ」が終了の合図になっている。前述したように、近世の若衆に由来する消防組は、祭礼を担ったばかりでなく、実際に、御柱祭の警備を担当したため(富士見町『消防団のあゆみ』)、このラッパは消防組に由来すると考えたほうが自然である²⁰⁾。もっとも、ラッパを吹いていたのが、警備を担当していた消防組のラッパ手なのか、消防組のラッパ手だった人物が(警備としてではなく)御柱祭の参加者として吹いていたのかまでは、わからない。

昭和一四年、警防団令によって、各消防組は警防団へと再編される。警防団においても制度としてのラッパは継承され――むしろ強化されたかもしれないが、各「史誌」とも警防団についての記述自体が少なく、ラッパに関する記述もあまりみあたらない――、昭和一六年以降になると、ラッパの講習会が開催されていたことを示す記載が残っている。

たとえば、倭村警防団(南安曇郡・現松本市)では、昭和一六年四月二九日に「ラッパ手講習」(梓川村誌)、芳川村警防団(東筑摩郡・現松本市)では昭和一八年二月二五日に「ラッパ講習会」(村井町消防組九十年の歩み)、松本市の警防団も昭和一八年三月二三日に「喇叭隊隊総合演習」(『松本消防のあゆみ』)を実施している。「講習」ということは、そこにはラッパの「講師」が招かれていたことも推測できる。もちろん「講師」は音楽の専門家と考えてよいだろう。また、「喇叭隊」という名称もこの頃から用いられたようだ。いうまでもなく、「隊」というコトバは、一つの消防組に、ある程度の人数のラッパ手が所属していることを前提としている。

5. 消防団の時代

——昭和二〇～四〇年代——

敗戦によって消防団が廃止され、昭和二二年に勅令第一八五号「消防団令」が公布されて、消防団に改組された²²⁾。上田市消防団では「軍隊でのラッパ卒として軍役を勤めた経験者の入団によって細々と続けられていた」という程度で、とくに目新しい出来事はない(「上田消防のあゆみ」)。しかし、昭和二九年九月一日に国家消防本部長から各都道府県知事あてに「消防ラッパ譜の制定について」(国消発第三七六号)が各都道府県知事あてに送られ、国家消防本部が監修する『消防ラッパ教本』が日本消防行政研究会から刊行されたのに伴い、全国の市町村の消防団が使用するラッパ譜の統一を図るよう要請した²³⁾。

『豊科町消防団誌』(南安曇郡・現安曇野市)に掲載された「歴代ラッパ班長」には、昭和三〇年から「ラッパ班長」が記載されているので、この通達にもとない、「ラッパ班」を新たに制度化しようとした²⁴⁾。

昭和三〇年九月、上田市の消防団では、「ラッパ班」一〇人に対する講習会が開催され、講師として「北佐久郡伍賀村役場(現御代田町)消防主任柳沢清人」が招かれている。さらに、ラッパ班を含む二名の団員が、長野県警察学校に入校して、消防ラッパ譜を学んだという(「上田消防のあゆみ」)。すでに国家消防本部から「消防ラッパ譜」が提示されているにもかかわらず、わざわざ警察学校に入校し「消防ラッパ譜を学んだ」のは一見すると不可解に思える。だが、楽譜が手元にあつたとしても、五線譜を読むことができれば、実際に音を出して演奏することはできないので、「消防ラッパ譜を学んだ」というのは、口伝で習得をしたということであろう(現在でも、ラッパを吹く消防団員に五線譜のリテラシーがあるとはかぎらない)。

同じ昭和三〇年には、松本市でもラッパ講習会が開かれている。昭和二九年に松本市に編入した一三の村々のひとつである芳川村は、消防団も松本市消防団に属することになり芳川分団となった。芳川分団のラッパ手たちもラッパ講習会に参加したようなのだが、翌年になって「消防団用のラッパ」を松本市消防署へ持参、「3重巻型より2重巻型へ変更」したという記録がある(「村井町消防組九十年の歩み」)。これは、それまで使っていたラッパ(三重巻)では、松本市消防団(二重巻)の音と合わせるこゝとができないので、一緒に演奏することができなかったことを示している。逆にいうと、近隣の消防団であるにもかかわらず、ラッパの種類(キー)が統一されていなかったことになる。

「消防ラッパ譜」が契機となり、昭和三〇年以降に各地の消防団ラッパ隊が華々しく活躍する時代が到来したと、続けたいところだが、ここから約一〇年の間、ほとんどの「史誌」・消防団史は、ラッパに関して沈黙す

る。その理由はよくわからない。「上田市消防のあゆみ」は、「低迷していたラッパ吹奏の危機」と言う。松本市消防団でも、各分団にラッパ団員を配置したものの「系統だったラッパ団員の訓練を行っていなかったところから、ラッパ団員の減少をきたしその存在がやぶまれるようになっていた(「松本消防のあゆみ」)。五線譜リテラシーの問題、芳川分団のようなラッパの問題、上田市や松本市の「危機」など、わずかな手がかりから推測するならば、国家消防本部が消防ラッパの全国統一を図ったものの。現実にはその思惑通りには展開しなかったようだ。

長野県内においてラッパの記述が増えるのは、昭和四〇年代になってからである。「上田市消防のあゆみ」は、「低迷していたラッパ吹奏の危機」を救った出来事として、昭和四二年三月に上田市民会館で開催された、長野県消防学校主催の講習会(ラッパ課程)を特記している。同校講師、田中春洋は、ラッパに打楽器を加えることも提案した(「上田市消防のあゆみ」)²⁵⁾。

同じ昭和四二年には、長野市消防団ラッパ隊(隊員一六〇名)が発足し(「防人長野市消防五十年のあゆみ」)、これに触発されるように、翌年には松本市消防団のラッパ隊が新たに再編成されて発足している。発足直後の九月八日には、松本市第一回市民文化祭にも出演した(「松本消防のあゆみ」)。

ところで、上田市で講習会を開催した長野県消防学校は²⁶⁾、昭和四一年からラッパ科を開設しており、消防団ラッパ隊員への教習もはじめていた²⁷⁾。飯田市消防団のラッパ分団長の丸山春雄は、昭和四六年一月に二泊三日で入校し、そこではじめて行進曲「パラダイスマーチ」(田中春洋作曲)の存在や、打楽器を加えた編成を知って感動し、飯田市消防団にも打楽器を導入するよう熱弁を奮った(「飯田消防のあゆみ」)。その後、丸山は飯伊消防協会のラッパ囃子になった。

県の消防学校でのラッパ教習は、のちに県下の消防ラッパの教育を一手に引き受けることになる。消防学校ラッパ科は、各地の差異を標準化する役割を果たしたと考えるとよい。昭和四七年以降は、中野市の中学校の教員、市川五郎が講師として指導にあたった。

6. ラッパ吹奏大会の開催

——昭和五〇～六〇年代、平成——

昭和四九年四月七日の『信濃毎日新聞』は、「心こめてお願いだア 盛り上がる御柱祭 進軍ラッパ高らかに」という見出しで、

木やり一声、御柱が動き出すと、消防隊のラッパ隊が勇ましい進軍

ラッパである

と、御柱祭でラッパが鳴り響いたことを伝えているが、その約六カ月半後、同じ諏訪で、諏訪消防協会主催のラッパ吹奏大会（第一回）が開催された。誰が発案して、どのような経緯で開催されるようになったのか等の経緯についてはわからない。しかし、諏訪市、茅野市の消防団史には、これに参加した人々の回想が掲載されていて、それらを総合すると以下のようなことが判明する⁽²⁶⁾。

御柱祭が終わって夏が過ぎたころに、「郡の大会」が開催されることが知らされ、諏訪市消防団では城南小学校の音楽室で週に一度の訓練がはじまった（指導は「名取部長」）。諏訪市消防団の当時のラッパ長は、御柱祭の際に見た茅野市や岡谷市のラッパ隊を思い起こし、「特に茅野は強い」と意識していた。その茅野市消防団では、「宮川分団長さんを総指揮官として」「工場をかり」厳しい練習がおこなわれ、宮川小学校の先生からの指導も受けた。

大会は一月二〇日の午後から、宮川小学校（茅野市）の体育館で行われ、音楽の先生と、自衛隊の先生が審査にあたった。最初に登場した茅野市消防団は、課題曲「消灯行進曲」、自由曲「暁の行進」（別名「消防よさげ」）を吹奏。「暁の行進」は宮川分団長が「テレビを見ていて流れた曲」で、「曲名も自分たちでつけた」という。結果は、課題曲「速定行進曲」、自由曲「消灯行進曲」を吹奏した諏訪市消防団が優勝⁽²⁷⁾。茅野市消防団は三位という結果におわった⁽²⁸⁾。茅野市消防団は第四回大会で初優勝し、その後第一〇回大会まで七連勝することになる。

実は上伊那郡では、諏訪のラッパ吹奏大会の前月の昭和四九年九月七日に、第一回上伊那郡消防ラッパ吹奏大会が開催されており（「辰野消防のあゆみ」⁽²⁹⁾）、これが、少なくとも私が確認した限りでは長野県下におけるラッパ吹奏大会のなかでもっとも古い記録である⁽³⁰⁾。同じようなラッパ吹奏大会は、昭和五〇年代に県内各地で開催される。

小県郡丸子町（現上田市）では昭和五一年に最初の丸子町消防団（ラッパ）吹奏大会が開催された。昭和五三年七月の第三回には、団体二一チーム、個人一名が参加し、その一か月後には、上小エリアを対象とした第一回上小消防ラッパ吹奏大会（八月）にも出場し、個人の部と団体の部でそれぞれ三位になっている（「広報まる」）。上田市消防団は、この第一回上小消防ラッパ吹奏大会にあわせるように、同年七月に第一回上田市消防団のラッパ吹奏大会を上田市立北小学校の校庭で実施し、上小大会では、混成チーム（分団から優れたラッパ手を選抜して編成したラッパ隊を指すのだから）が五位になった（「上田消防のあゆみ」）。

昭和五二年頃には飯田市消防団でも分団対抗のラッパ班の大会、昭和

五三年には北佐久消防協会の第一回ラッパ吹奏大会⁽³¹⁾、昭和五七年には松筑消防協会の第一回ラッパ吹奏大会が開催されている⁽³²⁾。

ひとつの消防団レベルの——分団のラッパ班対抗の——大会が開催されてから、より広域の——複数の消防団対抗の——大会が実施される場合もあれば、広域の大会が開催されたことを契機に、消防団内の大会が開催される事例もある。いずれにせよ、消防団内の大会の上位に、消防団対抗の大会が位置付けられている。ただし、たとえば、北佐久郡のラッパ吹奏大会の課題曲は——諏訪消防協会の大会課題曲とは異なり——「団旗に対する敬礼」「放水始め」「放水やめ」「部隊集合」「速定行進1、2、3、4番」であったことや、上小消防ラッパ吹奏大会や松筑消防協会ラッパ吹奏大会には「個人の部」「団体の部」が設けられていたこと——諏訪は団体のみ——などから、具体的なルールは、各地でかなり異なっていた。

昭和五六年九月六日、中野市民会館ホールで、中野市消防団の第三回ラッパ吹奏大会が開催され、各分団から九チームが参加した。課題曲は四曲、自由曲は一曲。「信州消防」によると、優勝した第一分団は「吹奏に合せてステイジドリルを取り入れる等、終始新技法」とあり、ステイジ上の吹奏スタイルも、必ずしも厳格に規定されていたわけではなかったことがうかがえるが、注目すべきは、この大会の審査にあたった市川五郎が⁽³⁴⁾、「将来はこの大会を全県的なものにした」という抱負を語っている点である（「信州消防」一九八一年一〇月）。

「全県的なもの」という市川の意向に呼応する様に、翌年、諏訪市で開催された長野県消防協会の南信ブロック消防会議において、現在県下には三種類のラッパ教本が存在しているが、内容が異なっているので統一すべきであることと、県大会の実施も必要であることが提言され、その後に「おこなわれた理事会において「ラッパ教本の早期作製について県協会長から消防学校長に対し八月四日付文書で要望した旨」が報告された（「信州消防」一九八二年七月）。

教本の編集は実質的に市川五郎が担当し、当初は昭和五八年一月刊行を予定していたが、「打楽器の知識と奏法」のページを追加したため、三月になってようやく刊行された⁽³⁵⁾。「長野県消防ラッパ教本」という六二ページからなるこの教本には、田中春洋が作曲した「パラダイスマーチ」、丸山春雄が作曲した「ラッパ隊マーチ」、小倉純⁽³⁶⁾が作曲した「ファンファーレ」が含まれている。ようやく教本が刊行されたことを報じる「信州消防」（一九八三年四月）は、

いずれにしても関係者の努力により統一教本が完成したので、今度これが県下前消防団に普及のうえ有効に活用され、ラッパ吹奏技術の向上と消防署活動の的確な取り組みに一層役立てられることが期待される。

と結んでいる。これと並行するように、三月一八日に開催された長野県消防協会の第五回理事会において、昭和五八年度の事業計画としてラッパ吹奏大会の開催が承認され、その「大会実施要領」も作成され、県大会への準備が整えられた（『信州消防』昭和五八年四月）。

昭和五八年五月三十一日、第二八回長野県消防大会（自治体消防発足三五周年記念）が松本市社会文化会館で開催された後、一四時より、同じステージ上で第一回長野県消防ラッパ吹奏大会が実施された。

第一回長野県消防ラッパ吹奏大会

- 一、目的 自治体消防制度発足三十五周年にあたり、これを記念して長野県消防ラッパ吹奏大会を開催し、消防ラッパ吹奏技術の向上発展と士気の高揚に資することを目的とする。
- 二、日時 昭和五十八年五月三十一日（火）、（自治体消防発足三十五周年記念第二十八回長野県消防大会に引き続き実施）、十四時から十六時三十分。
- 三、会場、松本市浅間温泉、松本社会文化会館
- 四、主催、財長野県消防協会
- 五、大会次第
 - (1) 開会のことば
 - (2) 大会長あいさつ
 - (3) 審査員紹介
 - (4) 審査長あいさつ
 - (5) ラッパ吹奏
 - (6) 総括審査
 - (7) 審査結果発表
 - (8) 表彰
 - (9) 講評
 - (10) 閉会のことば
 - (11) 解散
- 六、大会役員
 - 大会長 長野県消防協会会長
 - 審査長 長野県消防学校長
 - 審査員 長野県消防学校教頭
 - 市川五郎（中野市中野平中学校教諭） 田中春洋（青木村青木中学校教諭） 柿木邦夫（高遠町河南小学校教諭） 平賀正己（明科町明南小学校教諭）
 - 委員 長野県消防協会教養委員
- 七、出場消防団 この大会の参加者は、地区消防協会から選抜された

代表一チームとし、各チームの人員は次のとおりとする。

指揮者1 吹奏者8 補欠1 計10

八、吹奏及び審査の要領 長野県消防ラッパ吹奏大会実施要領及び長野県消防ラッパ教本による。

(1) 曲目 課題曲「速歩行進曲」一曲、自由曲「長野県消防ラッパ教本」から一曲

(2) 審査
基準点 規律20点 吹奏80点

採点方法 減点方式による

(3) 所要時間 入場・退場を含め六分以内とする。

九、審査員 審査員は大会長が委嘱する。

十、審査会 吹奏終了後、大会長立合いのうえ、審査会を開催して、順位を決定し、大会当日発表する。

十一、表彰

(1) 実施期日及び場所

大会当日、大会会場において実施する。

(2) 入賞

優勝・準優勝・優良賞三までを入賞とする。

(3) 大会長表彰

入賞チームには、賞状及び楯を授与する。

(4) 記念章

出場チーム全員に授与する。

（『信州消防』第三七八号、一九八三年五月）

出場したのは県下各地区の消防協会の代表一五チーム。結果は、中野市消防団が優勝、須坂市消防団が準優勝、優良賞を辰野町消防団、青木村消防団、茅野市消防団が獲得したが、県大会は単に競技（コンクール）としての側面ばかりでなく、すべての消防団が同じ『長野県消防ラッパ教本』を用いること、同じルールのもとで演奏をすることによって、県内各地の消防ラッパの標準化を促進する役割も併せ持っていることがわかる（もともと、現在においても各地域の差異は完全に解消されたわけではない）。

県大会は第二回（昭和六〇年）、第三回（平成元年）のあとは、第八回（平成十一年）までは隔年で、第九回（二〇〇〇年）以降は毎年開催されている。

7. おわりに

以上、長野県下の「史誌」や消防団史類に登場する消防ラッパに関する諸記録を紹介してきた。もちろん、これによって消防ラッパに関するすべ

てが明らかになった訳ではなく、逆に、明らかになっていないことの大きさを、暗に示す結果に終わっているかも知れない。また、紹介した記録に、地域的・時代的な偏りがある事も間違いない(用いた多くの文献資料が昭和後期に編纂されているため、明治期の記録がとくに少ない)。しかしながら、そうした限界はあっても、以下のような、おおよその傾向を認めることは可能だと思える。

まず、明治二〇年代前半までに、ラッパを用いる消防組織は僅かに存在したものの、本格的に普及するのは、明治二十七年の「消防組規則施行細則」に「喇叭」が記載されて以降、実質的には明治三〇年代になってからであり、とりわけ、演習や巡検といったセレモニーとの結びつきが顕著である。手元の資料に目を通した印象では、一九〇〇～一九三〇年にかけてラッパは広く普及し、大正以降の市町村合併も手伝って、一つの消防組に所属するラッパ手が増加することにより、「ラッパ班」や「ラッパ隊」という合奏形態が可能となり、制度として「ラッパ班長」「ラッパ隊長」というような役職もあらわれた。諏訪のように、民間の祭祀にもラッパが用いられる一方で、戦後には消防学校での音楽専門家による講習、各エリアにおけるラッパ吹奏大会の開催を契機として、県内での消防ラッパの統一の機運が高まる。そして、県消防学校のラッパ科講師の市川五郎による『長野県消防ラッパ教本』の編纂、および長野県ラッパ吹奏大会の開催によって、各地でバラバラであったラッパ吹奏が、徐々に標準化してゆく過程を見て取ることができる。もちろん、実際には昭和期になってようやくラッパを調達できた消防組もあり、地域・団体によって時間差はある。だが、たとえば明治期にラッパ隊が演奏し、競技会のようなものが開催されていたとは到底考えられない。

本稿は、対象を長野県に限定したが、他府県についても、おおよその傾向は類似していると考えられる。ただし、明治後期から昭和前期に関して言えば、群馬県のように消防組にオリジナルのラッパ譜が作成されていた地域があるので、おそらく長野県はそれほど先進的ではない。東京や大阪のような都会も長野県と同視できないだろう。しかし、昭和五〇年代以降に各地のラッパ吹奏大会から県大会へと至る展開は——ラッパ吹奏大会が開催されているのは長野県のみではないものの、その規模とレベルにおいて長野県は群を抜いているため——長野県に特徴的な現象として指摘することができるだろう。

もちろん、筆者は長野県内のすべての文献に目を通したわけではなく、近年の県内各地の消防団に関する知識も乏しい(消防団員の経験もない)ため、不足や誤認があることは否めない。識者からの批判や情報の提供を待ちたい。

ラッパといえば、ただちにイメージするのは軍隊かもしれない。しかし、

ラッパを備品として所有していた消防組は日本全国のあらゆる市町村に存在し、そこに属した青年は少なくない。学校を通して普及したオルガンやピアノとともに、ラッパが私たちの地域社会の中にあつた西洋楽器であったことは、少し強調してもよいだろう³⁷⁾。

参考文献

長野県内の「史誌」

- 梓川村誌編さん委員会『梓川村誌』(一九九四)
- 売木村誌編纂委員会『売木村誌』(二〇〇六)
- 大鹿村誌刊行委員会『天鹿村誌』中巻(一九八四)
- 大町市史編纂委員会『天町市史』第四巻(一九八五)
- 上郷史編纂委員会『上郷史』(一九七八)
- 上村史編纂委員会『上村史』歴史編(二〇〇八)
- 上山田町史編纂委員会『上山田町史』(一九六三)
- 小諸市誌編纂委員会『小諸市誌』近現代編(二〇〇三)
- 坂城町誌刊行会・近藤甲善編『坂城町誌』下巻(一九八二)
- 信濃町誌編纂委員会『信濃町誌』(一九六八)
- 下條村誌編纂委員会『下條村誌』下巻(一九七七)
- 下諏訪町『下諏訪町史』下巻(一九八九)
- 喬木村誌編纂委員会『喬木村誌』下巻(一九七九)
- 高遠町誌編纂委員会『高遠町誌』下巻(一九七九)
- 高森町史編纂委員会『高森町史』下巻(一九七五)
- 龍江村誌編纂委員会『龍江村誌』(一九九七)
- 辰野町誌編纂専門委員会『辰野町誌』近現代編(一九八八)
- 千代村誌編纂委員会『千代村誌』(一九六五)
- 天龍村史編纂委員会『天龍村史』下巻(二〇〇〇)
- 豊丘村誌編纂委員会『豊丘村誌』下巻(一九七五)
- 豊科町誌編纂委員会『豊科町誌』近現代編(一九九七)
- 中川村誌編纂刊行委員会『中川村誌』下巻(二〇〇五)
- 長野県『長野県史』近代史料編・第八巻(二)(一九八七)
- 根羽村誌編纂委員会『根羽村誌』下巻(一九九三)
- 原村役場『原村誌』下巻(一九九三)
- 平谷村誌編纂委員会『平谷村誌』下巻(一九九六)
- 富士見町『富士見町史』下巻(二〇〇五)
- 松本市役所『松本市史』第一巻(二〇〇八)
- 美麻村誌編纂委員会『美麻村誌』歴史編(二〇〇〇)
- 宮木区誌編纂委員会『宮木区誌』(一九八七)
- 宮田村誌編纂委員会『宮田村誌』下巻(一九八三)

長野県内の消防団史

上松町消防団『消防の80年』(一九七七)
 飯田消防史編集委員会『飯田消防の歩み 自治体消防30年史』(一九八二)
 上田消防のあゆみ編集委員会『上田消防のあゆみ』(一九九四)
 岡谷市消防団統合50周年記念誌編集委員会『郷土のまもり』(二〇一〇)
 坂城戸倉上山田消防組合30周年記念事業実行委員会記念誌部会『無私坂城戸倉上山田消防組 合30周年記念誌』(二〇〇〇)
 佐久市消防団『佐久市消防の歩み』(一九七八)
 下竹田消防誌編集委員会『防友下竹田消防84年のあゆみ』(一九九三)
 諏訪市消防の歩み編集委員会『諏訪市消防の歩み』(一九九二)
 茅野市消防30周年記念事業実行委員会『茅野市消防の歩み』(一九八八)
 豊科町自治体消防50周年記念事業実行委員会『豊科町消防団誌』(一九九八)
 長野市消防発足五十年史刊行委員会『防人長野市消防五十年のあゆみ』二〇〇〇
 野溝消防組創立七十周年記念事業実行委員会編『野溝消防七十年史』(一九八七)
 富士見町消防団のあゆみ編集委員会『消防団のあゆみ』(一九九二)
 防友編集委員会『防友下竹田区安心安全ハンドブック』(二〇一〇)
 松本消防のあゆみ編集委員会『松本消防のあゆみ』(一九九三)
 村井町消防組九十周年記念事業委員会『村井町消防組九十年の歩み』(一九八三)

その他(長野県)

飯田消防組『飯田消防組規約』(一九二〇)
 岡田長左衛門『消防大意』上伊那消防同盟会伊那支部(一九二二)
 能合元一写真画館『写しつけて69年 會地村一阿智村 昭和平成』(二〇〇三)
 村制百周年記念誌刊行部会『写真集 下條村の百年』(一九九〇)
 高田久四郎『明治の飯田消防』伊那(一九六三)一月号、三三〜三七ページ。
 所善四郎・近藤種次郎(長野警察署)『消防教範』(一九二二)
 富岡靖門『須坂消防のあゆみ』(二〇〇七)
 長野県消防協会『信州消防』(一九七三)〇一五
 長野県庁保安課『消防関係法令』(一九九三)
 中村寅一『消防組資料』『伊那路』(一九六五)三月号、八九〜九二ページ。
 南信消防社(伊那町)『南信消防』創刊号(一九三四)
 松本豊兵衛『長野県消防規則』(二八八四)
 松本八重咲『現行長野県消防規則並参考書類』(松本八重咲一九〇〇)
 丸子町役場『広報まるこ』縮刷版(一九八〇)
 坂井寅十(上諏訪町)『消防教範』(一九〇五)
 『長野県消防規則』(二八九四)
 『埴科郡南條村中之條村坂城村連合消防組合規約』(二八九二)

その他

大木和平『櫛田消防五十年史』(一九六五)
 太田菊一『消防喇叭譜に就て』『帝都消防』(一九四四)一〇月号一五〜二四ページ、二月号、三〇〜三一ページ。
 岐阜消防組『岐阜消防沿革史』(一九三九)
 群馬県警察部保安課『消防提要』(一九二九)

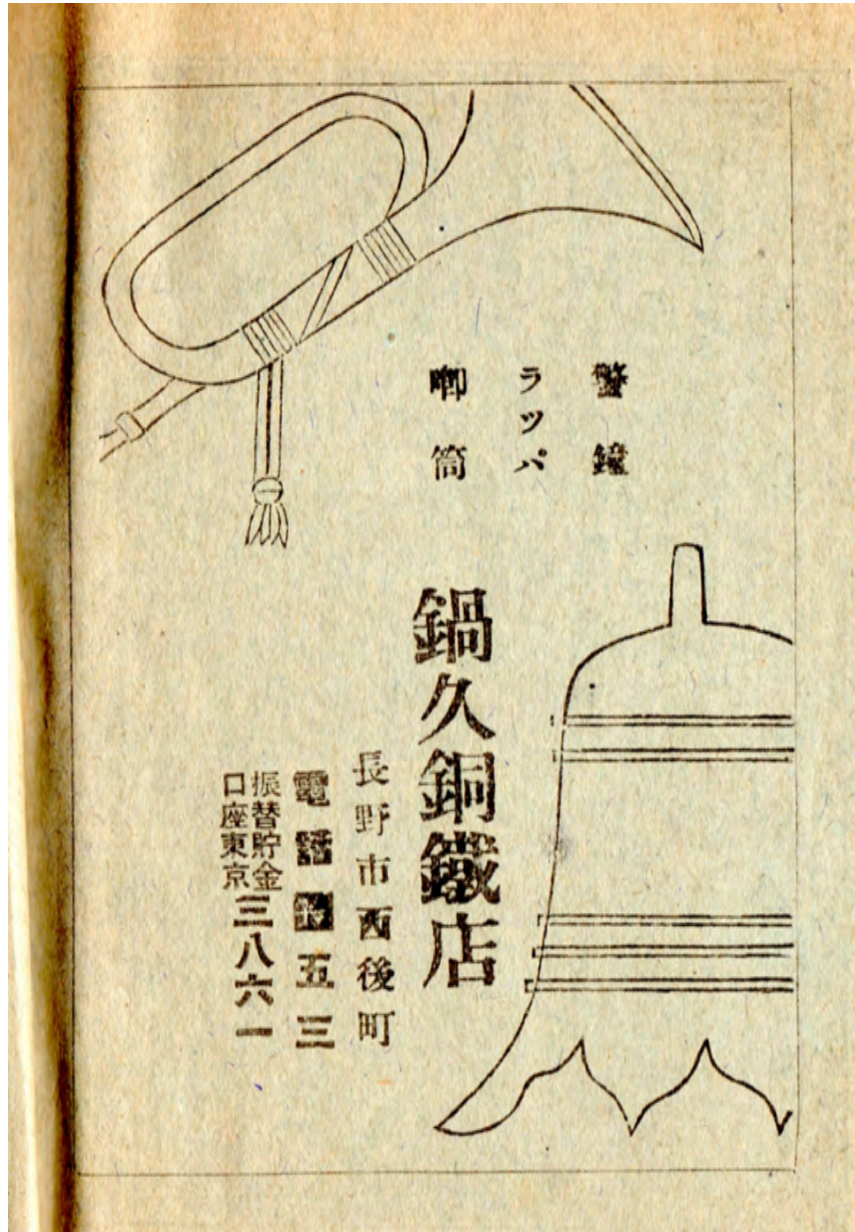
国家消防庁教養課『消防操法 附説実地演習』(一九四九)
 国家消防本部教養課『消防訓練儀式の準則とその解説』(一九五九)
 坂木肇『消防組号令運動実施中尉』(一九九五)(山形県)
 静岡県警察史編さん委員会『静岡県警察史』上巻(一九七八)
 鈴木淳『町火消たちの近代』(吉川弘文館一九九九)
 高橋弥之助『消防組操練法 雲龍水取扱法』(一九九五)(前橋市)
 中澤重雄『消防喇叭に就て』『大日本消防』(一九三〇)二月、二九〜三二ページ。
 日本消防協会百周年記念事業常任委員会『日本消防百年史』第四巻(一九八四)
 日本消防行政研究会『消防訓練儀式の準則』(一九五三)
 檜山陸郎『楽器産業』(音楽之友社一九九〇)
 福岡県警察史編さん委員会『福岡県警察史』明治大正編(一九七八)
 横山新作『消防提要』(一九一九)(山梨県)
 『東京警視本署布達全書』(二八八〇)
 『風俗画報』明治聖世消防図会(二八九九)四月五日

- (1) 山口常光『日本ラッパ史』(一九七二)、江崎公子『明治初期の信号喇叭について 赤松小三郎訳』『英国歩兵練法をめぐって』『音楽研究 大学院研究年報』一五号(二〇〇三)八三〜〇九ページ、江崎公子『明治初期の信号喇叭について 号令詞(一)』『音楽研究 大学院研究年報』(二〇〇六)一八号、一九〜二七ページ、山中和佳子『昭和前期の国民学校におけるフランスバンド及びラッパ部隊の活動 長野県飯田市及び上田市を中心に』『音楽教育研究ジャーナル』(二〇一〇)三八号、一〜二二ページ。
- (2) もちろん、『史誌』や消防団史の類は、県内のあらゆるエリア、あらゆる団体で等しく刊行されているわけではない。また、刊行されたとしても、編集方針は統一されておらず、残された史料の種類や多寡にも左右されるので、記述内容は不均質である。何よりも「存在しなかった」とこの証明は困難である。こうした方法論上の限界を排除することは不可能だが、数多くのデータを収集することによって、粗雑ではあっても、考察にあたりのおおよそのプロセスを提示することは可能と考えている。
- (3) 本研究は、文部科学省科学研究費、基盤研究(C)『長野県諏訪地方におけるラッパ文化の形成に関する研究』(一三五二〇一六八)、および基盤研究(C)『近代日本におけるラッパ受容に関する基礎的研究』(一六K〇三三四三)の助成を受けたものである。軍隊におけるラッパは、慶応年間以降、幕府や諸藩の訓練や実戦で、もちろん明治政府の陸海軍でも用いられた。信州では、松代藩が刊行した『法国歩兵演習』(一八六九)の「散兵教法」に「散兵螺笛譜」として二〇曲のラッパ譜が掲載されている。また、『読売新聞』(明治五年五月二六日)には、松本の士族、河瀬清功が、若いころに陣貝(法螺貝)を吹いていたが、幕末になりラッパを吹くことになり、名人と呼ばれていた(さらに、維新後は)、ロングプレスの能力を活かして、篆刻師として大成したという逸話が紹介されている。
- (4) 『東京警視本署布達全書』(一八八〇)には、「自今消防隊進退動止等ノ相図都テ喇叭ヲ用ヒ候條為心得此旨布達候事」とある。
- (5) ただし、静岡県では明治一〇年に制定された消防章程並規則の「消防組器械諸員定額」に、「喇叭一ツ」とある(『静岡県警察史』)。
- (6) 檜山陸郎『楽器産業』八七ページ。
- (7) 横濱で刊行された英字新聞『The Far East』(一八七〇年七月一六日)は、薩摩藩の軍楽隊(笛、ラッパ鼓隊)の「最も特徴的な事象」として、かれらが使っていた楽器が「旋盤工や銅職人が、与えられたモデルを模倣して」大半の楽器が日本で作られた」と述べている。

- (9) 福岡では『記載ページの前から推測すると、おそらく明治一四一七年頃の出来事として』「消防夫などの迎え召集などにラッパを使おうとした」が、当時「軍器は一切民間では使用を禁じて」いたため、県知事が軍隊に問い合わせると、大山巖陸海軍卿が「首律方軍用品ト異ルモノ候ヘバ使用差支無之儀ト可相心得事」と指示し、以後消防組はラッパを使うようになったといふ(福岡県警察史 明治大正編)。岐阜では明治十八年3組の消防手が喇叭の吹奏を修得し、消防独特の楽譜にて吹奏を始めてから(…)喇叭を使用する様になった(岐阜消防沿革史)とある。東京では、二十年四月一日、喇叭を使用し、機関士附属出火地進退の號と爲す(…)機関士附属中喇叭手八名を設く。是に至り機関士附属職員全く具るを以て、更に之を使用することとせり」とある(『風俗画報』)。
- (10) 大鹿村の大河原地区に明治三〇年に結成された大鹿尚武会という青年組は、消防部を置いたが、昭和三年に大鹿村消防組に改組されるまで、あえて警察の管下の消防組を作ろうとしなかった。
- (11) 明治三六年には、警鐘と鈴が加えられ、「警鐘・喇叭・鈴・呼子笛ノ類 若干」と改正される(『長野県史近代史料編 第八巻』)。
- (12) 群馬県では、明治一八年に刊行された『消防組操練法 雲龍水取扱法』の巻末に「喇叭ノ符」として、「知事出場」「警部長出場」「警察署長出場」「伝令使呼び」「組頭呼び」「各部頭呼び」「一部頭呼び」「二部頭呼び」「三部頭呼び」「四部頭呼び」「五部頭呼び」「六部頭呼び」「七部頭呼び」「八部頭呼び」「九部頭呼び」「喇叭呼び」「初メ」「集メ」「急キ掛シ」「止メ」「部外引掛シ」「他村引揚」「食事」の三曲が掲載されている。ただし、長野県にはこのような消防用ラッパ譜の存在を示す史料は見当たらず、後述するように『陸海軍喇叭譜』を流用している可能性もある。
- (13) 大町消防組 丸田消防組など。
- (14) 明治三六年一〇月号と一二月号の「青森県通信」では、八戸町消防組による「検閲式」と「競技演習」で、「支度ラッパ」「構隊集合ラッパ」「人員検査のラッパ」「縦隊集合のラッパ」「前進のラッパ」「登坂ラッパ」「止れのラッパ」「演習初め(始め)のラッパ」「武器点検のラッパ」「休憩食事のラッパ」「気を付けのラッパ」「休息ラッパ」「火事ラッパ」「将校呼びのラッパ」「打方止めのラッパ」「引揚げラッパ」「解散のラッパ」が鳴り響いたことが読み取れる。
- (15) すこし時代は下るが、『野溝消防七十年史』には、子供のころ(大正時代末期)に、出初式や大巡検を「最高の楽しみ」「カッコイイ」ものとして、よく見て歩いたことや、「組長、村長、区長さんのお宅は、放水の儀礼」があり、その際、「ラッパに合せて、「フミソのポンプはイクイククソ、ノミソのポンプはイクイククソ」を々大声で歌った」といふ回想録が掲載されている(『野溝消防七十年史』)。
- (16) おそらく商店とも「銅鉄」を商う小売業で、これらの店舗がラッパを製造していたとは考えにくい。東京や大阪ではすでに国産のラッパが製造されている。
- (17) 『野溝消防七十年史』(芳川村・現松本市)には、歴代の消防組員の名簿が掲載されているが、大正一〇年には、はじめて「喇叭手」が記載される。
- (18) 他にラッパが写っている消防組の写真として、大正期の山形消防組、昭和初期の芳川消防組、親田消防組、阿智村消防組がある(79〜83ページ、(3)〜(7))。
- (19) 「将校」タイプ「対」スル号音「声」か?
- (20) 昭和四〇年代の記録だが、御柱祭の際に、消防団がラッパを用いたことを示す資料として元消防団員の高橋徳太郎が著した「わが回顧録」(一九八)がある。高橋は「状況開始(曳行開始)」「行進ラッパ」「駆け足」「状況終了(曳行中止)」「四つ子のラッパ信号を用いて、喧嘩や紛争がおこらないように」「コントロールした」といふエピソードを述べている。消防団と御柱祭については、『茅野市消防のあゆみ』「諏訪市消防のあゆみ」「郷土のまもり」も参照。また、筆者は未見だが、折口信夫が「発見」したことで知られている新野の雪祭(阿南町)でも、消防団のラッパが演奏されているらしい(細川周平氏からの御教示)。
- (21) 昭和三年三月二四日政令五九号「新消防令」によって、警察から完全に分離独立し、自治体消防としての消防団が誕生する。
- (22) 昭和三〇年三月一日には、国家消防本部教養課長から各都道府県消防主任部長にあって、「消防隊の使用するラッパの制式について」(国消防発第八号)も送られた。
- (23) ラッパに打楽器(小太鼓・大太鼓・シンバル等)を加えた編成は、現在のラッパ吹奏大会の標準編成である。
- (24) 昭和三年、長野県消防訓練所として開校後、昭和三四年一〇月に長野県消防学校に改称。
- (25) 市川五郎氏へのインタビュー(二〇〇九)による。
- (26) 以下、「諏訪市消防のあゆみ」「茅野市消防のあゆみ」を参照。
- (27) 茅野市消防団は「消灯行進曲」を課題曲として演奏しているが、諏訪市消防団は同曲を自由曲としている。茅野の「暁の行進」が(自作曲なので)自由曲であることは明らかなので、諏訪の記憶違いか、あるいは複数の課題曲の中に含まれていた「消灯行進曲」を自由曲として演奏したかのどちらかであろう。
- (28) ただし、岡谷市消防団の記述には「結果は優勝諏訪、準優勝原村、第3位岡谷であった」とある(郷土のまもり)。
- (29) 上伊那消防ラッパ吹奏大会で、ほとんど毎年優勝をしていた辰野町消防ラッパ隊は、昭和五五年後楽園スタジアムで開催された消防百周年記念消防団全国大会でファンファーレを吹奏した(辰野消防のあゆみ)。
- (30) ただし、諏訪市消防団のラッパ長は回想録のなかで、ラッパ吹奏大会の開催を知らされた時点で、「念願のラッパ吹奏大会があるのだ、忙しくなる」と記している。この「念願の」といふ書き方からすると、すでに県内外で同種の大会が存在していた可能性はある。
- (31) 会場は御代田小学校校庭(北佐久郡御代田町)。八チームによって競われ、課題曲は「国旗に対する敬礼」「放水始め」「放水やめ」「部隊集合」「速歩行進」1. 2. 3. 4番。優勝は佐久市消防団。(『佐久市消防団の歩み』)。
- (32) 『信州消防』によると、少なくとも昭和五六年には大北消防協会、立科町消防団、武石村消防団がラッパ吹奏大会を実施しており、昭和五七年には第三回木曾消防協会ラッパ吹奏大会がおこなわれている。
- (33) 第一回松筑消防協会ラッパ吹奏大会(昭和五七年)は麻績村体育館(東筑摩郡)で開催された。演奏曲目は、団体の部「国旗に対する敬礼」「観閲者に対する敬礼」「速歩行進曲」、個人の部「速歩行進曲」。審査員は、中島嘉雄(長野市消防団ラッパ隊長、務台義秀(上小広域消防本部音楽隊長)、宮坂武司(長野総合高等職業訓練校指導員、更埴市消防団ラッパ指導)、丑山賢一(松本深志高校教諭)。優勝は塩尻A(団体の部)、平林巨(坂田町)。(二十年のあゆみ「松筑消防協会10年誌」)
- (34) 当時、長野県吹奏楽連盟常任理事、長野県中野市立中野中学校教諭、長野県消防学校ラッパ科講師。
- (35) 長野県消防学校・財団法人長野県消防協会編集『長野県消防ラッパ教本』(一九八三)。
- (36) 「小倉純」は市川五郎氏のペンネーム。
- (37) もちろん、ラッパは、軍隊や消防だけでなく、学校や工場など、あらゆる近代的な空間において用いられた。

附録資料

(1) 鍋久銅鉄店の広告(明治四五年)『消防教範』





(2) 村井町消防組 (大正七年) 『村井町消防組九十年の歩み』





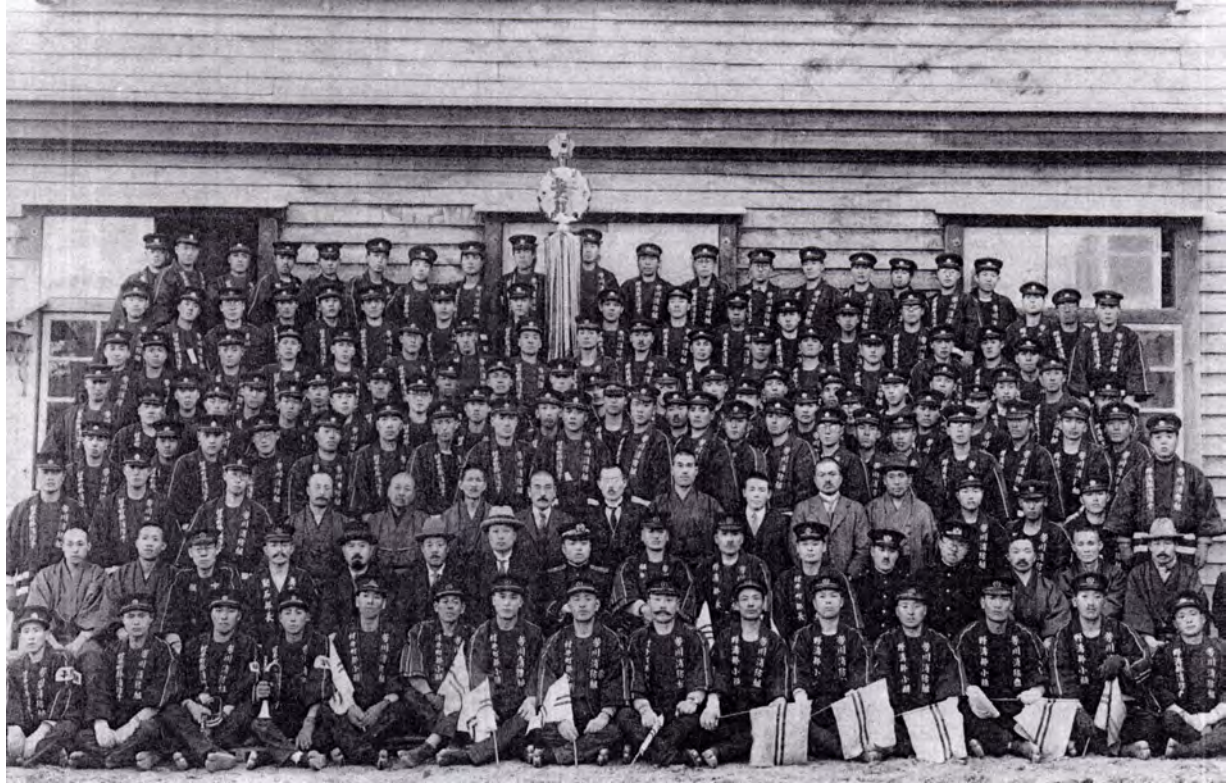
(3) 山形消防組出初式記念(大正九年四月一日)『防友 下竹田消防84年のあゆみ』





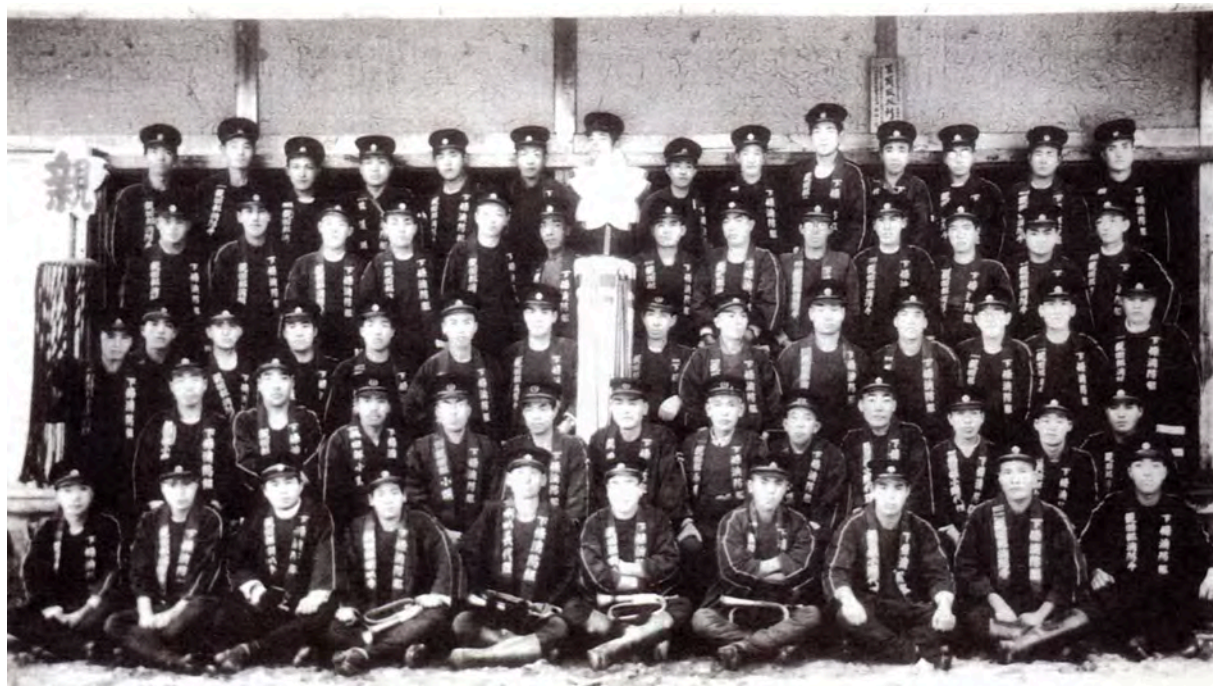
(4) 松筑消防大巡検の山形消防組 (大正二年五月一日、松本城にて) 『防友 下竹田消防84年のあゆみ』





(5) 芳川消防組(昭和七年一月二八日)『村井町消防組九十年の歩み』





(6) 昭和一〇年頃の親田消防組「写真集 下條村の百年」





(7) 阿智村消防団のラッパ隊(昭和初期)『写しつづけて69年 會地村—阿智村 昭和平成』



(8) 第一回長野県消防ラッパ吹奏大会 (中野市消防団) 『信州消防』(一九八三)

Study of Bugle Culture in Nagano Prefecture

Yasuto OKUNAKA

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management

Running Title: Study of Bugle Culture in Nagano Prefecture

Abstract: Although the Bugle was one of the first musical instruments from the West that came to Japan in the Edo era, little is known about its dissemination or acculturation process. In this paper, I provide many historical records about the Bugle which was used in Nagano Prefecture. Bugle, which was adopted as a tool for transmitting the signal in the army, was spread widely and played in volunteer fire companies in around 1900, especially on field exercise or ceremony. But their performance has not been never unified. After the World War II, Bugle Corps was reorganized as a band to play music. Moreover, by publication of Bugle Manual, and having the bugle competition, their performing technique was improved.

リストのマスタークラスにおける編曲の役割

The Role of Transcriptions in Liszt's Masterclasses

上山 典子

文化政策学部 芸術文化学科

Noriko KAMIYAMA

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management

本稿はアウグスト・ゲレリヒの日記に由来する『フランツ・リストのピアノ・レッスン 1884-1886年』を資料に、1880年代のマスタークラスで取り上げられていた曲目を整理、分析することで、リスト・スクールにおける編曲のあり方や教育目的を考察する。レッスンでの演奏曲は原則的に生徒自身による選択だったが、そこには極めて興味深い作品の数々が並んでいた。もっとも多く登場していたリスト作品のほか、ベートーヴェン、ショパン、そして19世紀半ば以降のピアノ現代曲と並び、交響曲、オペラ、声楽曲などの「編曲」が多数登場していたのである。それはゲレリヒが記録したのべ700曲近いレッスン曲目の1/4を占める量だった。また総譜に基づく視奏や初見演奏など、オーケストラ作品をピアノで演奏する独自の実践も行われていた。ピアノ教授の場でも、演奏会の場でも、オリジナル曲と比べて編曲の出番は圧倒的に減少傾向にあった19世紀後半のこの時期に、リストのレッスンではなぜ編曲が重視されていたのだろうか。マスタークラスでは編曲を積極的に取り上げることで、従来のピアノ・レッスンの枠組みを大幅に超えた多様で独創的な音楽活動が展開されていた。編曲はオペラを含むフル・オーケストラ作品とピアノ演奏の架け橋となり、両者を結びつける極めて重要な役割を果たしていたのである。

This article, based on *The Piano Master Classes of Franz Liszt, 1884-1886: Diary Notes of August Göllerich*, analyzes the works played in Liszt's piano lessons during his last two years, and discusses about the role of transcriptions and their educational purposes. Students were free to choose which works to play, and their choices were indeed interesting. The most frequently performed were Liszt's piano original works, along with J.S. Bach's, Beethoven's and Chopin's. Contemporary works of the second half of the 19th-century also appeared very often. But the most noteworthy is that transcriptions of symphonies, symphonic poems, operas, oratorios, songs and others were so frequently performed that it constitutes a little more than 25% of the whole works played in Liszt's lessons. This is pretty much a significant amount, given the music-historical background of the late 19th-century when transcriptions were no longer prevalent compare to the former part of the century. By putting special emphasis on transcriptions in Liszt-school, students had opportunities to get to know a wide variety of works not only piano pieces, but also full-orchestral works including operas. By playing various transcriptions for piano, rich musical activities were developed in Liszt's classes beyond the regular piano lessons.

はじめに

かつて史上最高のヴィルトゥオーソ・ピアニストとして名を馳せたフランツ・リスト（1811-86）が、演奏家を引退した1847年以降1886年の最晩年に至るまで、作曲家や指揮者としてだけでなく、ピアノ教師としても活動していたことはよく知られている。1867年に当時居住していたローマで始まったピアノ・レッスン「マスタークラス」は、1869年には以前宮廷楽長を務めていたワイマール（1848-59年在職、1848-61年居住）、さらにその2年後にはペストにおいても開講されることになった。ワイマール＝ローマ＝ブダペストの各都市に一定期間滞在してレッスンを行ういわゆる「vie trifurquée 三分割時代」の始まりである。

この時期のレッスンに関する情報や記録は比較的豊富に残されており¹⁾、特定の曲の特定の部分に対してリストが与えた演奏指示やコメントは、ピアノ教授法や演奏法の領域から多くの注目を集めてきた。確かに我々は、リストが自身の作品や他の作曲家の作品をどのように演奏していたのか、そしてどのように演奏するよう指示していたのか、大いに関心がある。

しかしレッスンの様子を伝える文献はいずれも、リストの演奏を完全に再構築できるほど十分詳細な記録ではない。例えば、演奏におけるもっとも根本的な要素の一つであるテンポについて言えば、「余り速くなく」とか、「程よいテンポで」といったコメントが残されているものの、基準や

比較が不明瞭なこれらの記述だけで、実際のレッスン現場に居合わせなかった我々がリストの指示したテンポを正確に把握することは難しい。

そこで本稿は、演奏法の観点からリストの発言に注目することを第一の目的とするのではなく、マスタークラスでどのような曲が取り上げられていたのかを整理することを出発点に、リストのピアノ指導法や教育観を探ることにする。主要資料に用いるのは、リスト最晩年期のレッスンに参加していたアウグスト・ゲレリヒ（1859-1923）の日記に基づく『フランツ・リストのピアノ・レッスン 1884-1886年』*Franz Liszt's Klavierunterricht von 1884-1886*（1975年、英訳版1996年）²⁾である。

リンツ出身のゲレリヒは1884年5月末からリストが亡くなる約1か月前の1886年6月26日までの2年余り、ピアノの生徒として、また同時に秘書としてワイマール＝ローマ＝ブダペストの各都市に同行し、最晩年のリストと日々を共にした数少ない人物のひとりである³⁾。ゲレリヒは存命中に14冊の日記を残していて、そのうちの6冊にリストのマスタークラスに関する言及があった⁴⁾。そこにはレッスンおよび演奏会⁵⁾が行われた日付（年月日）、レッスン開始と終了の時刻、生徒たちの名前と彼らが演奏した曲名、リストのコメント（引用符付き）が書き記されている。

ゲレリヒの日記は客観的な記述として出版するために記録されたものではないことから、リストのコメントについては一部不明瞭なものや、正確な再構築が難しいものも含

まれている。しかしこの点についてゲレリヒが責められるべきではなく、彼の「日記」はすでに十分貴重な情報を提供してくれている。本稿はゲレリヒが記入したマスタークラスでの「曲目」を考察の出発点とするが、こうした曲名にゲレリヒの主観が極度に挿入される可能性は少なく、ほぼ客観的な事実と捉えて良いだろう（もちろん、一部に記入間違いがあったり記入漏れがあったりした可能性は否定されない）。

ゲレリヒが記録したレッスンでの演奏曲目を見てみると、そこには極めて興味深い作品の数々が並んでいる。もっとも多く登場していたのはリストの曲だが、ほかにもJ. S. バッハ（1685-1750）、ベートーヴェン（1770-1827）、ショパン（1810-49）の非常に多くの作品が、そして19世紀半ば以降の「現代曲」が多々並んでいた⁶⁾。また鍵盤音楽史の幅広い時代を網羅する作品群と並び、交響曲、オペラ、そして声楽曲などの「編曲」が多数登場していたのである。

さらに編曲として作成されたもの以外にも、オーケストラのスコアに基づくピアノ演奏など、リスト・スクールならではの実践も展開されていた。ピアノ教授の場合でも、演奏会の場合でも、オリジナル曲と比べて編曲の出番は減少する傾向にあった19世紀後半のこの時期に、リストのレッスンではなぜ編曲が積極的に取り上げられていたのだろうか。以下、原曲者、編曲者、演奏回数などの視点からレッスンでの編曲のあり方を分析すると共に、これらの編曲に対するリストのコメントに注目することで、マスタークラスにおける編曲の位置づけ、そして編曲を取り上げることの教育的意図を考察する。

1. マスタークラスの概要⁷⁾

ワイマール=ローマ=ブダペストの各都市で展開されたマスタークラスだが、リストの下に集まった生徒たちの出身地はその三都市にとどまらなかった。ヨーロッパ大陸はもちろんのこと、イギリス、ロシア、そして北米からも多くの精鋭たちが集い、19世紀半ば頃各地に設立された音楽院での教育とは一線を画すリスト・スクール独自の指導が展開されていた。

例えば、ロシア出身のアルトゥール・フリードハイム（1859-1932）やアレクサンドル・ジローティ（1863-1945）、ウクライナ出身のモーリツ・ローゼンタール（1862-1946）、ハンブルク出身のエミール・フォン・ザウアー（1862-1942）、そしてスコットランド出身のオイゲン・ダルベール（1864-1932）など、その後ピアニストとして各自の祖国だけでなく、ヨーロッパ大陸から北米まで国際的に活躍することになる精鋭たちが集まった。マスタークラスの「国際性」については、アメリカ、ミズーリ州出身のカール・ラハムント（1857-1928）が、次のように記述している――

生徒たちの国籍は実に多様で、国際的な会合でレッスンを受けているような感じです。（中略）12の国の代表がいるのです――ドイツ、オランダ、イングランド、ノルウェー、スウェーデン、ポーランド、ロシア、ハンガリー、ポルトガル、トルコ、ス

イス、アメリカ――まさに各国語のざわめきです。（Walker 1995: 97）

また、彼らのなかにはすでに各地の音楽院で研鑽を積んできた者も多く、例えばダルベールはロンドンの王立音楽院で学んだ後、指揮者ハンス・リヒター（1843:1916）の紹介でリスト・スクールに入門した。フレデリック・ラモンド（1868-1948）はフランクフルトの音楽院においてリストのワイマール時代の高弟ハンス・フォン・ビューロー（1830-94）に師事したのち、彼の紹介状を携えて晩年のリストを訪ねた。ローゼンタールは1875年にウィーン・デビューも果たしていた。こうした生徒たちはその後第一級のピアニストとして巣立っていくとともに、ヨーロッパ、アメリカ各地の音楽院で後進の指導に従事し、教育者、指導者としても貢献することになる。

各都市に同行したゲレリヒの記録によると、レッスンは通常午後4時から2時間あるいは2時間半ほど行われていた。一回のレッスンで実際に指導を受けるのは4~10人ほどで、多くの場合、それぞれが一曲ずつを演奏してリストからコメントを得ていた。またその場には常にかかなりの数の生徒が聴講していたという。なお、これらのレッスンはすべて無償で行われていた⁸⁾。

2. レッスンにおける曲目

意外なことに、こうしたマスタークラスでのレッスン曲目は、生徒自身による選択だったと思われる。生徒のひとり、ポルトガル出身のジョセ・ヴィアンナ・ダ・モッタ（1868-1948）は次のように回想している――

わたしは[リスト]の[《二つの演奏会用練習曲》第2番]〈小人の踊り〉をひいた。というのも、彼が大いに寛大な精神の持ち主であることを知らなかったわたしは、彼の作品の一つを演奏しなくてはならないと信じていたからだ。それは彼のところにやって来る多くの者が共有している誤った考えである。[リスト]の曲だけを演奏することで、彼を喜ばせることができると思っていたのだ。⁹⁾

多くの生徒が入門当初はリスト作品を準備してやってきたようだが、マスタークラスでは実に幅広い時代の、多様な地域の、そして様々な作曲家の作品が取り上げられていた。

リストが演奏曲を指定していたわけではなかったということ踏まえると、どのような曲がとりあげられてようとリストの意思とは関係がない、という捉え方もできるかもしれない。しかしここで問題なのは、リストが何を演奏するよう求めていたかではなく、リスト・スクールで何が演奏されていたかである。レッスンでは毎回複数の生徒が指導を受け、またそれ以上の数の生徒が聴講しており、マスタークラスは「リスト・スクール」としての一体感の下に展開されていた。そうしたなかでどのような曲が演奏されていたのかは、リストの指示の有無にかかわらず、当時のリスト・スクールの実態を知るうえで非常に重要な情報と言えるだろう。

ところが、これまでリストのピアノ教授の現場でどのよ

うな曲が取り上げられていたのかということに関しては、ほとんど注目されてこなかった。ゲレリヒが残した作品名の数々を、単なる作品群として片づけてしまうのは余りにももったいないだろう。実際、生徒たちがレッスンで演奏した曲の種目を分類していくと、極めて興味深い事実が浮かび上がってきた。そこではピアノのオリジナル作品と並び、編曲が相当数鳴り響いていたのである。

ここでいう「編曲」とは、原曲がピアノの楽器以外のために創作された作品のことで、ほとんどの場合、原曲者に対して編曲者が存在する。ただし一部の編曲については作曲者あるいは／および編曲者が不明だが、「交響曲」や「序曲」といった明らかにオーケストラのための曲と推測されるものについては、それらをピアノ用に編曲して演奏していたと判断し、編曲の分類に含める。また、編曲者がリストのものについては、2004年に出版されたMGG (*Die Musik in Geschichte und Gegenwart*) の“Liszt”の項目に掲載された作品表の「編曲」の分類に従う¹⁰⁾。したがって、ゲレリヒの記録には「パガニーニ=リスト」と編曲作品の認識で記載されている《パガニーニ大練習曲集》などはMGGの分類により、ピアノのためのオリジナル作品として扱う。また同様に、『ニューグローヴ音楽事典』（1980、日本語版1995年）の作品表ではテノール歌曲に基づく編曲に分類されていた《愛の夢》第1-3番についてもMGGに基づき、オリジナル作品としている（マスタークラスで《愛の夢》はのべ8回取り上げられている）。

【表1】はゲレリヒが記録した各都市における全112回のマスタークラス（内レッスンは105回、演奏会が6回、区別不明が1回）で取り上げられた曲のべ数、そのなかの編曲のべ数、および全体の曲数に占める編曲の割合を示している。2年余りのレッスンおよび演奏会で取り上げられたのべ692曲のうち182曲、割合にすると26.3%が編曲で占められていたのである。ローマでのマスタークラスにいたっては、編曲の割合がおよそ38%にものぼっていた。

【付録1】は各レッスン・演奏会における演奏曲数とその内編曲作品の数、および協奏曲の数、ピアノと弦楽器の曲数¹¹⁾、および弦楽器のみの曲数を記している。のべ41曲の協奏曲の内訳はピアノ協奏曲がのべ38曲¹²⁾、ヴァイ

オリン協奏曲が2曲、そしてヴァイオリンとオーケストラのための作品が1曲である。ピアノ協奏曲の演奏に関してゲレリヒは必ず2名の生徒名を記録していることから、ソロ部分だけでなく、オーケストラ・パートもピアノで演奏していたことは確実である。（ただし2台ピアノ用の楽譜があったのか、それともオーケストラ・スコアから直接演奏されていたのかは判断できない¹³⁾。）

【付録2】はのべ182曲の編曲を原曲者＝編曲者別に分類したものである。もっとも頻りに登場していた編曲の原曲者はリスト自身だったが、その次に次ぐのがシューベルト（1797-1828）で、のべ18曲も登場していた。そのほとんどはリストが1840年代に精力的に完成させた歌曲編曲である。ほかにもルネサンス末期のアレグリ（1582-1652）から、バロック期のスカルラッチィ（1685-1757）、J.S. バッハ、そして古典派を経てもっとも多い19世紀に至るまでの多様な名前が並んでおり、マスタークラスで取り上げられていたピアノのためのオリジナル曲と合わせて、生徒は幅広い時代の編曲に触れていたことが分かる。

これらを曲別に見てみると、もっとも多く取り上げられていたのはマイヤーベーア（1791-1864）＝リストの《悪魔のロベール追想》で計6回、それにオーベール（1782-1871）＝リストの《ポルティチの唾娘のタランテラ》とJ. S. バッハ＝リスト《バッハの動機による変奏曲》がそれぞれ計4回で続く。前2作品はいずれも1840年代のヴィルトゥオーソ・ピアニスト時代に完成した超絶技巧のオペラ編曲だが、ほかにもほぼ同時期に編曲されたドニゼッティ（1797-1848）、ベッリーニ（1801-35）、そして19世紀後半のヴァーグナー（1813-83）やヴェルディー（1813-1901）のオペラ編曲が頻りに演奏されていた。

また【付録2】に並んだ編曲には未出版に終わったものを含め、実に興味深い曲目が含まれている。サン＝サーンス（1835-1921）によるリストの交響詩《オルフェウス》の三重奏版や、チェリストのデ・スワート（1843-91）が手がけたリストの《チェロとピアノのためのコンソレーション》など、今日ではほとんど知られていない、あるいは楽譜として残っていない「秘境的」編曲も確認される。そしてベートーヴェン＝リストの《エグモント序曲》は、

【表1】 マスタークラスにおける「編曲」の割合

	都市	期間	レッスン・演奏会回数	合計曲数	内 編曲の数	編曲の割合
1	ワイマール	1884年5月31日 ～1884年7月6日	17	153	35	22.9%
2	ワイマール	1885年6月16日 ～1885年9月9日	48	290	57	19.7%
3	ローマ	1885年11月11日 ～1886年1月12日	28	145	55	37.9%
4	ペスト	1886年2月18日 ～1886年3月6日	10	59	20	33.9%
5	ワイマール	1886年5月17日 ～1886年6月26日	9	45	15	33.3%
			112回	692曲	182曲	26.3%

【付録1】マスタークラス（レッスンおよび演奏会）における曲目の内訳

場所	年	日付	曲数	内訳曲数	内訳楽曲数	内訳楽曲数	内訳楽曲数	備考
ライプツェル	1884	5月31日	8	0	1	0	0	
		6月1日	8	5	0	0	0	演奏会
		6月3日	8	0	0	0	0	
		6月5日	8	1	2	0	0	
		6月8日	4	1	1	0	0	演奏会
		6月9日	7	0	0	0	0	
		6月11日	8	2	1	0	0	
		6月13日	8	2	1	0	0	
		6月16日	9	2	0	0	0	
		6月18日	9	3	0	0	0	
		6月20日	12	3	2	0	0	
		6月22日	9	3	0	0	0	
		6月27日	8	3	0	0	0	
		6月30日	11	2	0	1	0	
		7月2日	10	2	0	0	0	
		7月4日	14	1	1	0	0	
		7月6日	12	5	0	0	0	
ライプツェル	1885	6月16日	5	0	0	0	0	
		6月18日	3	1	0	0	3	演奏会
		6月19日	6	2	0	0	0	
		6月20日	8	2	2	0	0	
		6月22日	7	1	1	0	0	
		6月27日	10	3	1	0	0	
		6月28日	9	3	1	2	0	演奏会
		6月29日	4	1	0	0	0	
		6月29日	4	1	0	3	0	演奏会
		7月1日	5	1	1	0	0	
		7月3日	3	0	1	0	0	
		7月4日	5	1	0	0	0	
		7月6日	4	1	1	0	0	
		7月8日	9	3	1	0	0	
		7月10日	6	1	0	0	0	
		7月12日	7	2	0	0	0	
		7月13日	7	1	1	0	0	
		7月15日	5	0	0	0	0	
		7月17日	5	1	1	0	0	
		7月20日	6	2	1	1	0	
		7月22日	6	1	0	0	0	
		7月24日	8	1	0	2	0	
		7月27日	6	2	0	0	0	
		7月29日	5	0	2	0	0	
		7月31日	5	0	0	0	0	
		8月1日	7	1	0	0	0	
		8月5日	7	2	0	1	0	
		8月7日	4	1	1	0	0	
		8月10日	5	1	1	0	0	
		8月12日	7	2	2	0	0	
		8月14日	10	1	0	0	0	
		8月16日	8	2	0	1	0	
		8月17日	8	2	1	0	0	
		8月19日	9	2	1	0	0	
		8月21日	9	0	3	0	0	
		8月22日	4	1	0	2	0	
		8月23日	7	3	0	0	0	
		8月24日	8	4	0	0	0	
		合計	692	182	41	15	3	

場所	年	日付	曲数	内訳曲数	内訳楽曲数	内訳楽曲数	内訳楽曲数	備考
ライプツェル	1885	8月27日	6	0	0	0	0	
		8月28日	8	1	0	0	0	演奏会
		8月29日	3	1	0	0	0	
		8月30日	5	0	2	0	0	
		8月31日	3	0	0	0	0	
		9月3日	6	1	0	0	0	
		9月4日	7	0	0	0	0	
		9月6日	2	1	0	0	0	
		9月7日	4	0	0	0	0	
		9月9日	5	0	0	0	0	
		9月11日	5	0	0	0	0	
		11月11日	5	0	0	0	0	
		11月13日	4	1	0	0	0	
		11月16日	4	3	0	0	0	
		11月18日	6	2	0	0	0	
		11月20日	6	1	0	0	0	
		11月22日	6	3	0	0	0	
		11月24日	2	1	0	0	0	
		11月25日	5	2	0	0	0	
		11月26日	7	3	0	0	0	
		11月27日	3	3	0	0	0	
		11月28日	4	3	0	0	0	
		12月1日	9	3	0	0	0	
		12月3日	10	3	0	0	0	
		12月5日	5	2	1	0	0	
		12月8日	5	1	0	0	0	
		12月10日	6	2	0	0	0	
		12月12日	9	3	0	0	0	
		12月15日	5	3	0	0	0	
		12月17日	4	2	0	0	0	
		12月19日	3	1	0	0	0	
		12月22日	4	1	0	0	0	
		12月29日	3	0	0	0	0	
		12月31日	4	2	0	0	0	
		1月2日	5	2	0	0	0	
		1月5日	5	2	0	0	0	
		1月7日	3	2	0	0	0	
		1月9日	9	2	0	0	0	
		1月12日	4	2	0	0	0	
		2月18日	4	2	0	0	0	
		2月19日	3	0	0	0	0	
		2月20日	4	1	0	0	0	
		2月23日	6	3	1	0	0	
		2月24日	3	3	0	0	0	
		2月25日	6	3	0	0	0	
		2月未定	7	1	0	0	0	
		3月2日	7	4	1	0	0	
		3月4日	7	0	0	0	0	
		3月6日	12	3	0	0	0	
ライプツェル	1886	5月21日	5	0	0	0	0	
		5月24日	3	0	1	0	0	
		5月26日	7	3	0	0	0	
		5月28日	7	0	0	0	0	
		5月29日	2	1	0	0	0	
		6月15日	4	2	0	0	0	
		6月18日	4	3	1	0	0	
		6月21日	6	3	2	0	0	
		6月26日	7	3	0	0	0	

【付録2】マスタークラスで取り上げられた編曲一覧

*リストによる編曲年および作品番号はMGG(2004)の作品表に基づく
 ** 作曲者名のみ記載の作品については、スコアから直接演奏?
 ※ 作曲者名のみ記載の作品については、スコアから直接演奏?

作曲者	編曲者	曲名(編曲年、リスト作品番号) × 取り上げられた回数	のべ数
アレグリー/モーツァルト	リスト	《システイナナ礼拝堂にて ミゼレレとアヴェ・ヴェルム・コルプス》(1862、M217) × 3	3
アルゲルトル	リスト	《アレクシとアヴェ・マリア》(1862、A216) × 2	2
オーペール	リスト	《ホルテオの啞娘のタンデラ》(1846、A125) × 4	4
J.S.バッハ	シューマン	《シヤコンス》左手用	1
J.S.バッハ	リスト	《幻想曲とフーガ》短調(1869、A244) 《バハの動機による変奏曲》(1862、75、A214) × 4 《オルガンのための6つの前奏曲とフーガ》(1842、50、A92)より 《前奏曲》× 2、《前奏曲》短調、《フーガ》短調 × 2、《フーガ》 《オルガン・トッカータ》?	12
J.S.バッハ	ブラフ	《シヤコンス》	1
J.S.バッハ	シューマン	《序曲とガヴォット》	1
J.S.バッハ	タウジヒ	《トッカータ》短調 × 2	2
J.S.バッハ	シューマン	《シヤコンス》	1
ベートーヴェン	ヴェンナ	交響曲第7番より第2楽章(1863、63、A37b) 交響曲第9番より第1楽章(1863、63、A37b)	4
ベルリオーズ	リスト	《アテラテラ》(1874、A58)、《エグモント序曲》(1857、38、A41、消失)	1
ベルリオーズ	リスト	《キリスト幼時》より第2部(《エジプトへの逃避》)	1
ベルリオーズ	リスト	《夢遊病の女の動機による幻想曲》(1839、42、A56)	4
ベルリオーズ	リスト	《イリアのハロルドより 巡礼の行列》(1836、37、62、A29) × 2 《ワグネルの規則より 妖精の踊り》(1860、A205) 《幻想交響曲》第2楽章(1833、A166)、第5楽章(1833、A166) 《イデュー・フイウス》より(1833、A166) 《ベンヴェネート・チエッリ》の2つの動機(1852、53、A178) × 2	8
ビュロー	リスト	《ワルツ》Op.42	2
ショパン	ビュロー	《六つのポーランドの曲》(1857、60、A193)より	1
ショパン	リスト	No.3(指輪)、No.4(浮かれた女)、No.5(女のいとしき女)	3
バルムイシス	リスト	《タンデラ》(1885、A327) × 2	2
ドレーブ	ジョセフィー	《シルヴィアより ヒツシカイート・ポルカ》	1
ドレーブ	ジョセフィー	《ルチアとシリジナの2つの動機によるカプリッチョ風ワルツ》(1842、A88a)	2
フェルデツァン	公	《ワグネルのルチア追想》(1835、36、A22)	1
フランツ	リスト	《プロイセンのルイフェルデツァン公の動機によるエレジー》(1843、A94)	1
フランツ	リスト	《12の歌曲》より	2
グラスフ	リスト	《いたずら者》[Op.31]、(1848、A157)、《使者》[Op.81]、(1848、A157)	1
ゴルトシュタム	リスト	《七つの大罪より 愛の情景とフォルツァの球》(1880、A298)	1
グノー	リスト	《シバの女王より 子守歌》(1865、A231)	2
ヘンデル	リスト	《ロミオとジュリエットより 別れ》(1867、A237)	2
ヘルベック	リスト	《ヘンデルのアルミラントより サラマンドンヤコンス》(1879、A290) × 2	2
ヘルベック	リスト	《睡りの時》(1869、A245) × 2	2
ケムイ	リスト	《七重奏曲》(1848、A155) × 2	2
フランケン	リスト	《タンデラ》(1885、A327)	1
リスト	?	《カルデロの戯曲の交響的間奏曲》(1883、A323)	5
リスト	リスト	《天よ、私の魂を解き放して下さい》(1861、A211/1) × 2 《私は深い孤独のなかで》(1872、A211/2) × 2	2
リスト	リスト	《巡礼の年》第3年より(《ヴェニス》(弦楽四重奏版))	1
リスト	リスト	《チェロのための三つの愛の夢》	1
リスト	リスト	《ハンガリー狂詩曲》第12番	1
リスト	リスト	《12の聖歌より アヴェ・マリア》(1869、72、A247)	21
リスト	リスト	《ピアノ独奏のためのリート集》より 《ローレライ》(1843、A97)、《御身、天より来たりて》(1843、A97) 《これゆえに》4手用(1870、B34) 《聖エリサベートの伝説》より 間奏曲(1857、62、A192) 《オラトリオ キリストより パストラル》(1862、66、A222) 《タツンの葬送的動機》(1866、69、A202/3) × 2	21

《レーナウのフアヴァより 夜の行列》4手用(1856、61、B15) 《オラトリオ 聖ニコニコラウスより 栄上、ポーランド》4手用(1884、B28) 《シラー祭への芸術家たちの祝祭行進》(1859、60、A201) × 2 《シラー祭への芸術家たちの祝祭行進》4手用(1859、B22) 《ベートーヴェン記念像除幕式のための祝祭カンタータ》4手用(1859、60、B6) 交響曲(《ハムレット》) 2台用(1858、60、C22) × 2 交響曲(《ワグネルの戦い》) 2台用(1857、60、C21) 交響曲《山の上で聞くこと》 2台用(1854、56、C9) 交響曲《祝祭の音》 2台用(1853、C7) 交響曲《英雄の葬送》 2台用(1854、56、C15) × 2 交響曲《オラフェウス》 三重奏版、《ベートーヴェン・カンタータ即興曲》	2	リスト＝シューマン	《レーナウのフアヴァより 夜の行列》(1856、61、B15) 《オラトリオ 聖ニコニコラウスより 栄上、ポーランド》4手用(1884、B28) 《シラー祭への芸術家たちの祝祭行進》(1859、60、A201) × 2 《シラー祭への芸術家たちの祝祭行進》4手用(1859、B22) 《ベートーヴェン記念像除幕式のための祝祭カンタータ》4手用(1859、60、B6) 交響曲(《ハムレット》) 2台用(1858、60、C22) × 2 交響曲(《ワグネルの戦い》) 2台用(1857、60、C21) 交響曲《山の上で聞くこと》 2台用(1854、56、C9) 交響曲《祝祭の音》 2台用(1853、C7) 交響曲《英雄の葬送》 2台用(1854、56、C15) × 2 交響曲《オラフェウス》 三重奏版、《ベートーヴェン・カンタータ即興曲》
《チェロピエアのためのコンラート》	1	リスト＝デ・スワート	《チェロピエアのためのコンラート》
《夏の夜の夢より 結婚行進曲》(1849、50、A166)	1	メンデルスゾーン＝リスト	《夏の夜の夢より 結婚行進曲》(1849、50、A166)
《カプリッチョ・アラ・バガ》	11	マイヤーベーアー＝ピュロー	《カプリッチョ・アラ・バガ》
《悪魔のロベール 追想》(1841、A78) × 6 《アフリカの女の挿絵》(1865、A230) × 2 《悪魔のロベール 修道士》(1846、A120) 《預言者の挿絵より》(1849、50、A165) 《ユグノー 教徒のオバロナカによる幻想曲》(1836、42、A35) 《オペラ きれいなロシカによる幻想曲》(1865、67、A232) 《エジプトの女王モリスより モテット ぞなたら鷹茶の子ら上》 《レイエム》より	2	モショニ＝リスト	《カプリッチョ・アラ・バガ》(1841、A78) × 6 《アフリカの女の挿絵》(1865、A230) × 2 《悪魔のロベール 修道士》(1846、A120) 《預言者の挿絵より》(1849、50、A165) 《ユグノー 教徒のオバロナカによる幻想曲》(1836、42、A35) 《オペラ きれいなロシカによる幻想曲》(1865、67、A232) 《エジプトの女王モリスより モテット ぞなたら鷹茶の子ら上》 《レイエム》より
《セリアの理髪師より 今の歌書》	1	ロジューニ	《セリアの理髪師より 今の歌書》
《エジプトのモーゼによる大幻想曲》	1	ロジューニ	《エジプトのモーゼによる大幻想曲》
《オペラ 悪魔からのバシエ音楽》	1	ルビンゲイ	《オペラ 悪魔からのバシエ音楽》
《死の舞踏》(1876、A273)	1	サメザン＝リスト	《死の舞踏》(1876、A273)
《死の舞踏》4手用	1	サメザン＝リスト	《死の舞踏》4手用
D.スカルツァイ＝ピュロー	1	D.スカルツァイ＝ピュロー	D.スカルツァイ＝ピュロー
D.スカルツァイ＝タウジヒ	2	D.スカルツァイ＝タウジヒ	D.スカルツァイ＝タウジヒ
シューマン＝リスト	18	シューマン＝リスト	《白鳥の歌》(1838、39、A49)より(我が宿)、《セレーナ》、《遠い国で》 《宗教歌集》より(星)(1840、A73) × 2、《ゴンドラの舟人》(1838、A46) 《ウーエンの夜会》No.3(1846、52、A141)、No.9(1846、52、A141) 《12の歌曲》(1837、38、A42)より 《糸を紡ぐグレートヘン》、《セレーナ》、《君は我が戀い》 × 2 《六つの歌曲》より(しほめる花)(1844、A109) × 2 《全能の神》(1871、L13) × 2、《ピアノ独奏のための行進曲》(1846、A123) 《さすらいの幻想曲》 2台用(1851以降、C5)
《蠶皇》(1846、48、A133) × 2、《プロヴェンスの歌》(1881、A306)	3	シューマン＝リスト	《蠶皇》(1846、48、A133) × 2、《プロヴェンスの歌》(1881、A306)
《薔薇 オペラ(ゼミールとアノール)からのロマンス》(1876、A275)	1	シュボア＝リスト	《薔薇 オペラ(ゼミールとアノール)からのロマンス》(1876、A275)
《ワルツ 戦い》 × 2	2	シュボア＝リスト	《ワルツ 戦い》 × 2
《エフガニー・オネーギンよりポロネーズ》(1879、A293) × 3	3	シュボア＝リスト	《エフガニー・オネーギンよりポロネーズ》(1879、A293) × 3
《エフガニー・オネーギンの動機に基づくコンサート・ファンタジー》	1	シュボア＝リスト	《エフガニー・オネーギンの動機に基づくコンサート・ファンタジー》
《トロヴァトルのミゼレレ》(1859、A199)	5	ヴェルディ＝リスト	《トロヴァトルのミゼレレ》(1859、A199)
《ドン・カルロ幻想曲》(1867、68、A240)	2	ヴェルディ＝リスト	《ドン・カルロ幻想曲》(1867、68、A240)
《エルナーニ 演奏会用パヴァーゼ》(1859、A203)	2	ヴェルディ＝リスト	《エルナーニ 演奏会用パヴァーゼ》(1859、A203)
《ロレット 演奏会用パヴァーゼ》(1855、60、A187) × 2	2	ヴェルディ＝リスト	《ロレット 演奏会用パヴァーゼ》(1855、60、A187) × 2
《ヴァルキューレ第1幕より愛の歌》	2	ヴェルディ＝リスト	《ヴァルキューレ第1幕より愛の歌》
《ヴァルキューレより 鷹の疾の音楽》 × 2	2	ヴェルディ＝リスト	《ヴァルキューレより 鷹の疾の音楽》 × 2
《ヴァルキューレより 狂詩曲》	1	ヴェルディ＝リスト	《ヴァルキューレより 狂詩曲》
《イリアの愛の死》(1867、A239) × 2、《タンボライザ序曲》(1847、49、A146)	7	ヴェルディ＝リスト	《イリアの愛の死》(1867、A239) × 2、《タンボライザ序曲》(1847、49、A146)
《バルジファルより 聖杯への献がけ行進曲》(1882、A315)	1	ヴェルディ＝リスト	《バルジファルより 聖杯への献がけ行進曲》(1882、A315)
《さすらいのファンタジー》	3	ヴェルディ＝リスト	《さすらいのファンタジー》
《エルンベルクのマイスター・ジグナーより 静かな夜で》(1871、A254) × 2	1	ヴェルディ＝リスト	《エルンベルクのマイスター・ジグナーより 静かな夜で》(1871、A254) × 2
《ピアノ独奏のための愛の歌》	1	ヴェルディ＝リスト	《ピアノ独奏のための愛の歌》
《ピアノと声》(1848、A151) × 2、《華麗なるポロネーズ》(1851、A175)	3	ヴェルディ＝リスト	《ピアノと声》(1848、A151) × 2、《華麗なるポロネーズ》(1851、A175)
《魔術の射手上のワルツ》	1	ヴェルディ＝リスト	《魔術の射手上のワルツ》
《ヴァーグナー 2手用》(1877、A281)	1	ヴェルディ＝リスト	《ヴァーグナー 2手用》(1877、A281)
交響曲第1楽章、交響曲第2楽章、序曲	4	不明	交響曲第1楽章、交響曲第2楽章、序曲
合計	182		

現在「消失」したとされている編曲である。1837/38年に完成したと思われるこの編曲だが、現在は手稿譜も出版譜も確認できないなかで、1885年12月5日のレッスンでイタリア人のルイーザ・コグネッティ(1857-1952)が演奏した、というゲレリヒの記録は、リスト編曲の《エグモント序曲》がその時点では存在していたことの証拠となっている。

のちのヨーロッパを代表するピアニストが集結したリストのマスタークラスにおいて、編曲はかなりの頻度で取り上げられ、重要な位置を占めていたことが分かる。リストのレッスンにおける編曲の割合は今日のレッスン現場では想像のつかない高さだが、1880年代当時においても特徴的だったと推測される。1850年代のリストの弟子で、当時厳しいピアノ教師として知られたビューローがほぼ同時期に開催していたマスタークラスでは、編曲がレッスン曲に登場していた様子はない¹⁴⁾。というもビューロー自身、リストの死からおよそ10か月後の1887年5月には、レッスン曲に「リストのトランスクリプションはいらない」と発言し、オリジナル曲のみをもって来るよう要求していたからである(Zimdars 1993: 93)。

リスト・スクールではそもそもピアノのためのオリジナル曲と編曲の区別がなかったのだろうか？しかしレッスンのコメントからはむしろ、リストが両者の間の区別を明確につけていたと判断される。では編曲が多く演奏されていた理由は何か、その目的はどこにあったのだろうか？

3. マスタークラスにおける編曲の役割

リストのレッスン現場における編曲活用の意図はどこにあったのだろうか。ゲレリヒが残したレッスンや演奏会におけるリストのコメントを頼りに、リスト・スクールで編曲が果たしていた役割について考える¹⁵⁾。

1) 演奏レパートリーの拡大

生徒の多くはすでにあるいは将来、コンサート・ピアニストとして活躍できるような高い能力を有していたことから、リスト自身のヴィルトゥオーソ・ピアニスト時代のように、編曲は演奏会でのレパートリーを意図したものだった、という見方もできるかもしれない。しかし19世紀半ば頃までとは異なり、リストの晩年、オペラ・ファンタジーなどをエンターテインメントとして演奏会で披露する時代はもはや去り、よりシリアスなレパートリーが主体になっていた。マスタークラスで取り上げられていたオーベール＝リストの《ポルティチの啞娘のタランテラ》、あるいはマイヤーベーア＝リストの《悪魔のロベール》や《ユグノー教徒のオペラ主題に基づく大幻想曲》は、グランド・オペラ最盛期、1830-40年代の聴衆が求めた曲種ではあっても、1880年代半ばの主要レパートリーではなかっただろう。

こうした時代背景を考えると、リスト・スクールで彼らが学んだ編曲は必ずしも演奏会曲目としての活用を念頭にして取り入れられていたわけではなく、むしろ音楽的視野拡大が第一の目的だったと考えるべきではないだろうか。マスタークラスではオリジナル曲に限っても、すでに幅広い時代の多種多様な作曲家の作品が取り上げられていたが、

そこにさらに編曲を加えることで、ピアノだけでなく他ジャンルまで包含する音楽演奏が可能になるからである。

実際、【付録2】の編曲一覧では、原曲者の多様性や原曲の時代・地域的な幅広さに加えて、原曲のジャンルそれ自体の多様さが際立っている。リスト・スクールでは、オリジナル曲に限定することなく編曲を積極的に取り入れたことで、交響曲、交響詩、オペラ、オラトリオ、宗教合唱曲、歌曲、オルガン曲などがピアノの楽器を通して日常的に鳴り響いていたのである。

1885年の6月18日、マスタークラスにアウグスト・ケンペル(1831-91)率いる弦楽四重奏楽団がやってきた際の演奏会では、スメタナ(1824-84)とベートーヴェンの弦楽四重奏曲と並び、リストの《巡礼の年》第3年の第1曲〈アンジェラス〉の弦楽四重奏版が取り上げられた。ピアノ独奏曲から弦楽四重奏曲への編曲はリスト自身によるものではなく編曲者は不明だが、様々な楽器媒体による演奏を可能にするこうした編曲が、マスタークラスにおける音楽生活をより豊かなものにしていただろう。

2) 作品に精通するための手段

また、上記のレパートリー拡大とも関連して、編曲はオーケストラ曲やオペラ作品、そして傑作や難曲に精通するための手段としての役割も果たしていたようだ。リストがとりわけ重要視していたのは、ベートーヴェンの交響曲である。

ベートーヴェンの交響曲のピアノ・スコアをだれか注文しましたか？(中略)そのポリフォニーゆえに、これらを演奏することは非常に重要です。ベートーヴェンの交響曲を熟知することは、本当に必要なことです。(1885年7月9日、Ibid. 85)

リストが1830年代後半から四半世紀余りの年月をかけて断続的に取り組んだベートーヴェンの交響曲全9曲の編曲譜「partition de piano ピアノ・スコア」¹⁶⁾は、当時から今日に至るまでなお、編曲史における記念碑的位置付けを占めている。オーケストラが存在しないピアノ・レッスンの場では、こうした編曲を通して原曲の真髄に触れ、より深い理解へと至ることが可能になるのである。

生徒たちにとって編曲は、すでにカノン化された作品だけでなく、リストのオーケストラ作品を学び、それらに精通するための重要な手段でもあった。例えば、ライブツィヒ音楽院で学んだ後、リストに入門したコンラート・アンゾルゲ(1862-1930)がリストのピアノ協奏曲第2番、A Durのソロ・パートをレッスンで演奏した際、オーケストラ・パートを担当した生徒のフリードハイムがすべてを暗譜で演奏し、リストに驚かれた一件が伝えられている¹⁷⁾。フリードハイムは後にピアニストのみならず、指揮者や作曲家としても活動の場を広げていくが、マスタークラスでのそうした訓練が役に立ったに違いない。

またワイマール時代、1850年代の後半に相次いで完成したリストの交響詩などは1880年代当時、依然として難曲として知られていたが、マスタークラスではこれらのピアノ用編曲がのべ7回も取り上げられていたことは注目に

値する。それらのすべてで2手用ではなく2台ピアノ用の編曲譜が用いられており、原曲オーケストレーションの緻密さと分厚さにより近い形態で、演奏が行われていたことになる。レッスンにおけるこれらの取り組みは、ピアノ演奏法の学びだけでなく、オーケストレーションや作曲技法、和声法などの観点からも原曲に対する理解を深めることを目的としていたのだろう。

3) オーケストラ的音色創出の訓練

19世紀初頭から発展を続けてきた楽器としてのピアノは、1880年代のこの時期、音量、音質ともに、依然とは比べものにならないほどの進化を遂げていた。このような中、リストが以前にも増して一層強く求めたのは、ピアノによるオーケストラ的音色の創出だった。そうした訓練がとりわけ効果的なのが、編曲の演奏においてである。原曲の多様な音色を意識しながら、ピアノ一台の演奏で色彩的で豊かな音色を創り出す訓練である。

ゲレリヒ自身が生徒としてベートーヴェン＝リストの交響曲第7番、第2楽章を演奏した1885年7月8日のレッスン記録には、リストのコメントや指示が詳細に記録されている。そこに次のような記述がある――

楽譜に記された楽器群に注意を向けなさい。そのために記されているのですから。このことは不適切になされてはなりません。ホルンのスタッカートは当然、ほかの楽器と比べて常に長く響くものです。あなたもそのようにひかねばなりません。(1885年7月8日、Zimdars 1996: 84)

マスタークラスでオーケストラ曲やオペラなどの編曲を取り上げる際、リストはそれらをピアノ用編曲としてひくのではなく、ピアノであっても常にオーケストラ的語法を展開するよう求めていたことが分かる。

また、シューベルト＝リストの《ピアノ独奏のための行進曲》(いわゆるハンガリー行進曲)の演奏では、「主題は鋭く響かせなければなりません、トランペットの音色のように」、と指摘していた(1885年6月27日、Ibid. 72)。そしてマイヤーベーア＝リストのオペラ編曲《悪魔の口ベル追想》では「冒頭の『悪魔的な』動き」について、「ピッコロを真に引き立たせて」(1884年6月18日、Ibid. 45)と指示し、原曲の楽器それぞれの音色を意識し

た演奏を求めている。

もちろん、リストのピアノによるオーケストラ的音色の創出は、編曲に限ったものではなく、ピアノのオリジナル曲においても同様に指導されていた。フランツ・シャルペンカ(1850-1924)の《ポロネーズ》を絶賛したリストはが残したコメントについて、ゲレリヒは次のように記録した――

[リストは]第一主題を非常に際立たせて、力強く演奏されねばならない、と言った。そして、「もしこの曲をオーケストラ化するのであれば、私はそれをトランペットで演奏させます」、と語った。(1884年6月13日、Ibid. 38)

リストのこの発言は極めて興味深い。リストにとってピアノはピアノ曲をピアノ曲として演奏するだけではなく、ピアノの限界を超えるより豊かで多様な音色を思い浮かべながら演奏するための楽器であった。リストのピアノ演奏の目的の一つは、ピアノでオーケストラの響きを生み出すこと、そしてピアノのための編曲の意図はピアニスティックな語法でオーケストラの効果を達成することにあったのだろう。

実はこのピアノのオーケストラ化という点は、晩年のピアノ・レッスンでの指導にはじまったことではない。例えば、ベルリオーズ(1803-67)の作品を世の中に知らしめるため、リストが1833年に取り組み、翌年費用を自ら負担して出版させた編曲《幻想交響曲》、そしてベートーヴェンの交響曲全9曲の編曲譜には、いずれも詳細な楽器名が記載されている(こうした表記は同時代の他の編曲者による譜には見られない、リスト独自の取り組みである)。

またこの影響はリストの弟子たちにもはっきりと見られる。ビューローが校訂したベートーヴェンの『ピアノ・ソナタ集』より《熱情》Op.57の終楽章、Prestoの最終部分では、mm.342-343の左手アルト声部でのc-fの4度上行音型(スタッカートおよびアクセント付)に、「トランペットのような音色で」と注記している(【譜例1】、a)○で囲んだ部分)。そしてmm.351-352で同じ音型の転回による5度下行音型c-f-c-f-cが今度はバス声部に現れる箇所では、「ドラムのような音色で」と指示を与えている(【譜例2】、b)○で囲んだ部分)。

【譜例1】ビューロー編『ベートーヴェン ピアノ・ソナタ集』より

《熱情》第3楽章、mm.340-343



【譜例2】《熱情》第3楽章、mm.348-355

譜例出典：Hans von Bülow, ed, 1876. *Beethoven's Sonatas*, trans. by J. C. D. Parker.

(Boston: Oliver Ditson, Plate No. 29923.)

ビューローが1850年代にワイマールのリストに入門した際、ひょっとしてこの作品の演奏指導を上記のように受けたのかもしれない。あるいは日頃からオーケストラ的音色の創出を念頭に演奏するよう指導されていたのかもしれない。いずれにしてもビューロー校訂の楽譜に見られる「トランペット」や「ドラム」の音色という特徴的な指示は、オーケストラやオペラに基づく編曲はもちろんのこと、ピアノのオリジナル曲の演奏に際しても意識されていたオーケストラ的語法による演奏法であり、それはリスト・スクールの伝統と受け取れるだろう。

4) 即興力向上のための教材

マスタークラスでの編曲はときに、即興的な演奏力向上のための教材としても用いられていた。なかでもオペラ・ファンタジーなどのヴィルトゥオーソ作品については、より自由に演奏することで技巧だけでなく、音楽表現力や即興力向上の訓練を兼ねていた様子が伺える。そしてそのことは誰よりも先ず、リスト本人によって実践されていた。リストはオペラ編曲の多くで即興的な演奏を取り入れていたと語っており、才能ある生徒に対しても楽譜にとらわれない自由な演奏を推奨することがあった。マイヤーベーア＝リストの《悪魔のロベール》をひいたモーリツ・ローゼンタール（1862-1946）に対しては、楽譜には記されていない「いくつかのヴァリエーションを提示した」（1884年6月18日、Ibid. 45）ことが記録されている。

また同じくオペラ・ファンタジーに分類されるドニゼッティ＝リストの《ラマムアのルチア追想》に関しては、ゲレリヒによってリストのコメントが記録されている――

[リスト]はヘンゼルトのエディションを次のような言葉で薦めた――「私はこれらの曲を完全に自由

に演奏していました。楽譜に書いてある通りではなく」。ヘンゼルトは一度私の演奏を聴いて、彼のエディションにそこで学んだことを取り入れたのです。この曲ではクラマー〔（1771-1858）〕のエチュードをひくようにやってはいけません。（1886年2月23日、Ibid. 140）

リストの指示は勝手気ままに演奏せよというものではなく、練習曲のように技巧重視の画一的な演奏ではなく、より自由な精神で音楽性豊かな演奏を求めるもので、楽譜通りの演奏よりもいっそう高度である。アドルフ・ヘンゼルト（1814-89）はリストの直接の弟子ではないが、19世紀を代表するヴィルトゥオーソ・ピアニストとして知られていた。ヘンゼルトはリストの自筆譜に基づいて校訂したのではなく、リストが演奏したように編集して楽譜を出版したのである。

シューベルト＝リストの《さすらい人幻想曲》（2台ピアノ用）の第4楽章冒頭のフーガ部分で、リストはバスのオクターヴ増強を許している。それにより「3オクターヴの音域に広がった旋律線を一層力強く響かせることが可能になる」からである（1884年6月27日、Ibid. 52）。同じくリスト編曲のサン＝サーンス《死の舞踏》では、生徒のラハムントが次のように記録している――「[リスト]は[11回続く]アルペッジョ付の和音を、一つ目は上行で、二つ目は下行で・・・と、上下交替で演奏するよう提案した」。しかし編曲譜にはそのような指示は記されていない――「わたしはそのようには書きませんでした。（中略）時間がかかりすぎるでしょう」（Walker 1995: 194）。

リスト自身のオリジナル曲についても楽譜とは異なる演奏が行われており、例えば《それゆえ喜べ》（2手用）のカンティレーナの部分に、「装飾音を挿入する演奏を好ん

だ」(1884年6月18日、Zimdars 1996: 45)という。また、もともとはテノール歌曲のために創られ、その後ピアノ曲として成立した《愛の夢》第1番では、67-75小節の右手Fis音上のトリル部分で「多くの音でとりなさい」——すなわち、できるだけ多くの音を挿入するように、という指示を与えている(1884年6月20日、Ibid. 48)。

1830-40年代のヴィルトゥオーソ・ピアニスト時代、自由な演奏解釈で聴衆を魅了したリストは、のちに原曲改ざんの「罪」で非難されることもあった。そしてマスタークラスにおいても楽譜に記された音符通りの演奏が必ずしもすべてではなかった。しかしそれは楽譜からの逸脱や原曲の恣意的な変更ではなく、演奏者の表現力や演奏力を拡大させることで、より豊かな音楽を創り上げることを目的とした実践だったと捉えるべきだろう。才能豊かな生徒たちはピアニストとしての学びにとどまらず、演奏にも即興にも、そして作曲にも精通した真の「音楽家」としての訓練を受けていたからである。

ただし、すべての作曲家のすべての作品に対して自由な態度が推奨されていたわけではない。リストがとりわけ厳格な姿勢を求めたのはJ.S. バッハ、ベートーヴェン¹⁸⁾、そして「無比の存在」(Ibid. 62)と語ったショパンに関する作品だった。バッハ=リストの《プレリュードとフーガ》よりフーガイ短調をひいたデンマーク人の生徒ソフィー・オルセン(1850-1925)に対し、リストは次のように述べている——

わたしは[楽譜に] *f* も *p* も何ら記していません。なぜなら偉大なバッハが何も書いていないからです。彼には何も加えてはいけません。[何かを加えることは]罪になります。フーガは *piano* で開始しなさい。(1886年6月26日、Ibid. 161)

いわゆるシリアスな作曲家の楽譜を一種の「聖典」とみなすこうした態度は、19世紀末のこの時期には徐々に高まりつつあったものの、やがてやって来る20世紀前半の原典主義を先取りしているようにさえ思われる。

5) スコア・リーディングの訓練

マスタークラスにおける編曲は、オーケストラなど原曲のスコアから直接ピアノで演奏する訓練——すなわち初見力を向上させると共にスコアを読みこなす、という教育目的も有していた。例えば1885年7月8日のレッスンで取り上げられた作者不明の《序曲》¹⁹⁾ は、「スコアに基づいて演奏された」、と記録されている(Ibid. 82)。ベルリオーズのオラトリオ《キリストの幼時》も同様に、スコアを見ながらピアノ一台で演奏されていた(1886年1月7日、Ibid. 136)。また、いずれも作者不明の《ロシア幻想曲》(1885年7月27日)と《前奏曲》(同年12月3日)は、スコアに基づき「初見で」(Ibid. 91, 114)演奏された。

とりわけ初見演奏の際は一人ではなく複数の生徒が順々に演奏するなど、教育的指導が行われていた様子が見てとれる。交響曲などのオーケストラ作品をピアノで演奏する総譜視奏の実践——それはリスト・スクールがピアニストとしての技巧や表現的な学びにとどまらず、作曲家や指揮者も視野にいれた万能音楽家の育成を目指していたことの

表れと言えるだろう。

さいごに

ピアノ教師としての「三分割時代」が始まった数年後の1875年3月、リストはハンガリー王立音楽院(後のリスト音楽院)の初代院長に就任した。無報酬で引き受けたリストだったが、単なる名誉職にとどまることなく率先してカリキュラムの立案にも関与し、すべての作曲専攻の学生がピアノを学ぶこと、そしてすべてのピアノ専攻者が作曲を学ぶことを求めた。また入学の許可レベルは極めて高度に設定され、受験者にはフル・オーケストラのスコア・リーディングや即興演奏、総譜視奏、移調の能力に関する試験が課せられることになった(Walker 2001: 781; Altenburg 2004: col.223参照)。これはピアニストとしても作曲家としても頂点を極めたリストならではの発案であり、リスト自身が実践してきたことであった。

そして、リストが求めたこの音楽院の入学試験および入学後のカリキュラムは、彼のマスタークラスで取り入れられていた実践そのものでもあった。ピアノのためのオリジナル曲以外に編曲が積極的に演奏されていたこと、出版された編曲譜がなくともスコア・リーディングの訓練を兼ねたピアノ演奏が取り入れていたこと、総譜視奏や初見の訓練が行われていたこと、2台のピアノを活用して協奏曲が演奏されていたこと、弦楽器を含む編成が登場していたこと、ルネサンス末期から1880年代の最新作までの幅広い時代の曲目がレパートリーになっていたこと等々、リスト・スクール独自の取り組みは枚挙にいとまがない。

なかでも編曲は、ピアニスト、作曲家、指揮者、教育者、そして編曲家として常に第一線で活動しつづけてきたリストのレッスンにおいて、もっとも独自で、もっとも不可欠で、もっとも有益にしてもっとも自然な学びであった。それはオペラを含むフル・オーケストラによる作品とピアノ演奏の架け橋となり、両者を結びつける極めて重要な役割を果たしていた。マスタークラスでは編曲を積極的に取り上げることで、従来のピアノ・レッスンの枠組みを大幅に超えた多様で独創的な音楽活動が展開されていた。事実、リストの下を巣立った生徒たちのなかには、その後ピアニストとしてだけでなく、指揮者や作曲家、そして教育者、楽譜校訂者としても活動の場を広げていった者が多くいた。彼らのその後の活躍は、編曲がピアニストにとどまらず、真に豊かな音楽家を育むリスト・スクールの最高の学習法、教材だったことを証明している。

*本稿の一部は日本音楽学会第67回全国大会(於中京大学)での口頭発表に基づく

【注】

- 1) 同地の宮廷楽長を務めていたワイマール時代(1848-61、楽長職は1859年に辞任)のレッスンについては、アメリカ出身の弟子、ウィリアム・メーソン(1829-1908)による『音楽生活の思い出』*Memories of a Musical Life*(1901、1970rep.、日本語訳

- 2007) からわずかに知ることができる。ワイマール=ローマ=ペストの「三分割時代」のレッスンについては、リナ・ラーマン (1833-1912) 編の『リスト教授法』*Liszt-Pädagogium* (1902, 1986 rep.) が挙げられる。リストの伝記作家そして『著作全集』編集者としても知られるラーマンだが、『教授法』の問題点はそこに収録された曲が (恐らく) ラーマンの任意の選択であり、彼女が依拠した出典も時折不明なため、資料としての精確性に欠く可能性という点である。そのほかアメリカ人の弟子、カール・ラハムンド (1853-1928) の日記、C.v. ラハムンド編、『フランツ・リストとの生活』*Mein Leben mit Franz Liszt. Aus dem Tagebuch eines Liszt-Schülers* (1970, 英語版: *Living with Liszt*, 1995) もある。(リストのピアノ・レッスンに関する資料については拙稿2011: 67-68を参照。)
- 2) 英訳版は独語原本の単なる訳本ではない。多くの訳注が追加されたほか、原本に見られる不明瞭な点の多くが解明されたことで、文献としての資料価値が高められている。このような理由から、本稿では英訳版を引用源として用いる。
 - 3) 後にリストのピアノの弟子と結婚したゲレリヒは、リスト作品目録を最初に完成させるなど、師匠の作品整理に尽力した。その目録は1888年、フィリップ・レクラム社から出版されたルートヴィヒ・ノエル (1831-85) によるリストの伝記の第2部に掲載されている。1896年からは故郷リンツの音楽学校に勤務し、同年に亡くなったブルックナー (1824-96) に関する研究で多くの業績を残した。またその間リストの交響詩、2つのオラトリオ、《ファウスト交響曲》、《ダンテ交響曲》などの大作を指揮し、恩師の作品普及にも努めた。
 - 4) この日記に記されていたレッスンの内容が公開されるに至ったのは、ゲレリヒの孫が『ピアノ・レッスン』の編者となったイェルガーに原稿を差し出したことにはじまる。
 - 5) 日常のマスタークラスと同じくリストの家で行われていたこの演奏会は、門下学習会のような位置付けだったと推測される。
 - 6) 生徒が持ってきた演奏曲は相当多岐にわたっていたが、リストはあらゆる曲に精通していたようだった。そのなかで唯一、フランソワ・トーマ (1850-1909) のヴァイオリン曲《アンダンテ・レリギオーソ》がピアノ伴奏付で演奏された際、次のように述べている—「わたしはこの作曲家トーマをまったく知りません」(1885年6月28日, *ibid.* 74)。トーマはモーリシャス出身で幼少期にパリへ移住、その後パリ音楽院を卒業し、サロン・ピースの作曲家として知られるとともに、ピアニストや教師としても活動していた。
 - 7) マスタークラスの概要については、拙稿2011を参照。
 - 8) イギリス出身の生徒ラモンドは、「リストはいずれの生徒からもレッスン料を受け取ることはなかった」と証言している。*The Memoirs of Frederic Lamond* (Glasgow, 1949). Zimdars 1996: 165より。またこのことは晩年のマスタークラスに限らず、リス

トが教師としての活動を始めた1850年代から常に同様であった。

- 9) *Der Merker* (Vienna, Oct. 1911). "Liszt as Teacher: a Sketch by José Vianna da Motta". Zimdars 1996: 166より。
- 10) 作品表の作成はAxel Schröter, MGG 2004: cols.224-281掲載。このMGG作品表は、現在依然として出版準備中のR. C. ミュラーとM. エックハルト編の『リスト作品目録』(R. Charnin Muller and M. Eckharde, *Thematisches Verzeichnis der Werke Franz Liszts* (München)) を基盤にしている。なおこの『作品目録』は、2001年に出版された*New Grove Dictionary of Music and Musicians*, 2nd.ed.の"Liszt"の項目ですでに「出版準備中 in preparation」と記載されている (Walker 2001: 785)。
- 11) 弦楽器とピアノ伴奏の演奏はいずれも1884-85年のワイマールでのレッスンおよび演奏会でのことで、合計12曲あった。ベートーヴェン、ラフ (1822-82)、ブラームス (1833-97)、グリーグ (1843-1907)、フォーレ (1845-1924) など主に同時代人のヴァイオリン・ソナタ、そのほかブロンザルトの三重奏曲などの室内楽曲が含まれている。
- 12) ピアノ協奏曲はリストの第1、2番、ベートーヴェンの第3、4、5番、ショパンの第1番、リトルフ (1818-91) の第3番、ブラームスの第2番、チャイコフスキー (1840-93) の第1番、A. ルビンシテイン (1829-94)、グリーグ、ズガンバーティ (1841-1914)、シューマン (1810-56)、タウジヒ (1841-71) など、またヴァイオリン協奏曲はヴィエニャフスキ (1835-80) が1曲、もう1曲は作者不明。
- 13) オーケストラ・パートもピアノで演奏されていたこれら38のピアノ協奏曲を「編曲」に分類するならば、全曲に占める編曲の割合は31.8%まで高まる。
- 14) しかもビューローのレッスンで取り上げられていた曲はJ.S.バッハ、ベートーヴェン、ショパン、リスト (オリジナル曲のみ)、そしてブラームスなど、かなり限定的な作曲家で占められていたようだ (Zimdars 1993が収録するレッスン曲を参照)。
- 15) リストのピアノ・レッスンにおける編曲活用の目的については、拙稿2016でもレパートリーの拡大、オーケストラ的音色の創出、という点を指摘した (上山2016: 216-217参照)。
- 16) 「partition de piano」はリストがこだわりを持って付与した独自の名称である。それは原曲に限りなく忠実であることを出発点とする点において、当時社会に出回っていたアマチュア演奏者向けの無数の編曲とは、その手法、そしてその用途が根本的に異なることを意味している。
- 17) 1885年8月7日のレッスンに関する生徒ラモンドの回想より。Lamond, "The Memoirs of Frederic Lamond," (Glasgow, 1949). Zimdars 1996: 164より。
- 18) 例えば、ベートーヴェンのピアノ協奏曲第5番《皇帝》

の第1楽章が取り上げられた際、リストは自身でひいてみせながら、「三連符はまさに楽譜に書かれている通りに演奏されねばならない」、「ヒラー〔(1811-85)〕やタウベルト〔(1811-91)〕が演奏していたように、軽率で表面的にではなく」と指摘している(1885年6月20日、Ibid. 68)。

- 19) この作者不明の序曲に関してリストは、次のようにコメントしている——「この英雄的な序曲は『勇者の悲哀 Heldenklang』あるいは、そんな風に呼ばれるべきです」(Ibid. 82)。

【主要参考文献】

Altenburg, Detlef. 2004. "Liszt, Franz." In *Die Musik in Geschichte und Gegenwart*, 2nd. ed., Personenteil Vol.11, cols.203-311.

Hamilton, Kenneth. 2005. "Performing Liszt's Piano Music," in *The Cambridge Companion to Liszt*, ed. by K. Hamilton. Cambridge: Cambridge University Press, pp.171-191.

Jerger, Wilhelm, ed. 1975. *Franz Liszts Klavierunterricht von 1884-1886: dargestellt an den Tagebuchaufzeichnungen von August Göllerich*. Regensburg: Bosse.

Mason, William. 1970. *Memories of a Musical Life*. New York: AMS Press. (Org. pub. 1901.)

Ramann, Lina. 1986. *Liszt-Pädagogium*. Wiesbaden: Breitkopf & Härtel. (Org. pub. 1902.)

Walker, Alan, ed., annot., and introd. 1995. *Living with Liszt: from the Diary of Carl Lachmund, an American Pupil of Liszt, 1882-1884*. Stuyvesant, New York: Pendragon Press.

Walker, Alan. 1997. *Franz Liszt: The Final Years 1861-1886*. Ithaca: Cornell University Press.

-----, 2001. "Liszt, Franz." In *New Grove Dictionary of Music and Musicians*. 2nd. ed. Vol.14, 755-877.

-----, 2010. *Hans von Bülow: A Life and Times*. New York: Oxford University Press.

Zimdars, Richard L., trans. and ed. 1993. *The Piano Master Classes of Hans von Bülow. Two Participants' Accounts*. Bloomington: Indiana University Press

-----, trans., ed. and enl. 1996. *The Piano Master Classes of Franz Liszt, 1884-1886: Diary Notes of August Göllerich*. Bloomington: Indiana University Press.

上山典子 2011 「アウグスト・ゲレリヒの日記にみるリストのピアノ教授法」『音楽表現学』No.9、pp.67-75.

-----, 2016 「音楽文化史におけるリストのオペラ編曲」『音楽表現学のフィールド2』日本音楽表現学会編、東京堂出版、pp.206-221.

サール、ハンフリー 1995 「リスト、フランツ」野本由紀夫訳『ニューグローヴ世界音楽事典』第19巻、pp.380-416.

福田弥 2005 『リスト』(作曲家 人と作品シリーズ) 音楽之友社

メーソン、ウィリアム 2007 『音楽人生回顧録』平井英夫訳、[出版社表記なし]

(本稿は2014-16年度科学研究費補助金・課題番号26370100の成果の一部である)

Gruchy for Jean-François MILLET

立入 正之

文化政策学部 芸術文化学科

Masayuki TACHIIRI

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management

1870年、普仏戦争を避けて、J.F.ミレーは家族とともにバルビゾンから生まれ故郷のグリュシーに一時疎開した。グリュシーは北フランス、ノルマンディ地方のシェルブールに程近いイギリス海峡に面した海沿いの土地である。海岸線が延々と続き、冬は気候の厳しい場所である。戦時下、ミレーは戸外に出て事由にスケッチをすることができなかった。外を歩いてスケッチなどを行っているプロシアのスパイだと疑いをかけられるからである。この時期に制作した数点の絵画にミレーのサインがないのは、誰が描いたかがわかると、家族や友人にまで迷惑がかかると考えたためだろう。これらは小品であるため、それほど険しい場所には見えない。しかし実際には、描かれた断崖の高さは最大100m近くもあり、ダイナミックな光景なのである。アルフレッド・サンズィエに宛てた手紙から、これらの作品は1870年9月から10月にかけて描かれたことがわかる。

In 1870, when the fires of Franco-Prussian War reached Paris, Jean-François Millet and his family fled Barbizon for his birthplace of Gruchy, a Normandy seaside village on the English Channel, near the city of Cherbourg. It is noted for its winding coastline of sheer rock cliffs, and its bitterly cold winters. During the war, Millet was unable to work outside because anyone found sketching outdoors could be mistaken for a Prussian spy; indeed, Millet was arrested and interrogated several times while walking and drawing outdoors. Experts believe that several paintings created around that time remain unsigned to keep his family and friends out of trouble. At first glance, these small pictures seem to be depicting waves striking a mass of rocks and cliffs in quietude. On closer examination, however, we see that the distance between the top of the cliff and the waves below must be at least a hundred meters, a span that adds dynamism to the image. We know from a letter Millet sent to his friend Alfred Sensier that the artist painted these works between September and October of 1870.

はじめに

シェルブールは、フランスの北西部、イギリス海峡に突き出したコタンタン半島の突端部にある港湾都市で、この港に寄港する船の投錨地は、フェルマンヴィルに尖端を東限とし、半島の北端、アーク岬を西限とした。

アーク地方は海側から見ると、荒涼としてすさまじい。花崗岩質の高い断崖絶壁が、その地方をベルトのようにぐるりと取り巻いている。太古の昔に奈落の底から隆起した真っ黒な岩が、奇妙な形で並び、海面から飛び出ている。まるで鋼鉄でできたかのような山頂と、尖った岩でおおわれた海岸、大きく口を開けた渦巻き状の流れ、等々の外観からはこの土地がとても人間など住むことのできない、呪われた地のような印象を受ける。



fig.1 「ミレーの生家」(ポストカード)

しかし海岸の上の高台までたどり着くと、すべて相貌を変え、すべてが活気づく。良く耕された畑、家畜が草をはむ牧場、森林、人々の住む家々、それらはこの地方が豊かな恵み深い土地であることを物語る。

海岸に降りて行くと、小さな谷間に行政区、教区ともグレヴィルに属するグリュシーという小さな集落がある。(fig.1)

19世紀フランスの農民画家ジャン＝フランソワ・ミレー(1814～1875)は、1814年、グリュシーに生まれた。

グリュシーの住民にとって海は財産だった。グリュシーは漁師町ではなかったが、肥料や飼料を海岸で拾い集めていたのである。人々は口バの背中に海岸からの収穫物を載せて、耕作中の畑までほとんど垂直の細い道を通って、登らなければならなかった。水路に海の漂着物を引き寄せ、集めて採っていたので、激しい暴風雨の後などには漂着した海藻の群れがそっくりまるごと、波間に浮かぶことがあった。そうした日は村中総出で長い木の熊手を手にし、海に飛び込んだ。もちろん収穫は多いが、極めて危険な作業でもあった。

……中略……

生活必需品のすべてが、この小集落で作られた。家々では、衣類、リンネル製品、様々な道具を自分たちでまかなおうとした。冬の夕べ、女たちは毛や麻を紡ぎ、縫い物をし、男たちは籠や箆を町の職人に負けないほど巧みに編んだ。人々は親しくおしゃべりをし、昔の寓話を繰り返す語

り、また古の祖先の栄光を称えるクリスマス・キャロルを歌ったりした。ミレーはいつもこの旧約聖書時代の名残をとどめる清廉な生活の思い出を大切にした。¹

本稿はアルフレッド・サンスイエの残したミレーの伝記に所収されている、ミレーの手紙から、ミレーの故郷に対する思いと、その作品についての考察を試みるものである。ⁱⁱ

「グレヴィル3部作」

1870年10月4日、シェルブールに滞在していたミレーは、当時ロンドンにいた友人に宛てて次のような手紙を書いている。

「ああ、なんということだろう。今、私たちはエルヴュー通りの君の家に仮住まいさせてもらっている。このやっかいな戦争がなかったら、こんな不幸はなかっただろう

が、今は何を言っても始まらない。……中略……以前は知らなかった田園や海を見ると、絵を描きたくなる。もしスケッチブックと鉛筆だけでもあったら、感慨は増すだろうし、それを形にとどめることもできるのだが。スケッチブックがないのでこの目に焼き付けておこうと思って出かけて行って、もう6回も尋問を受け、次は勘弁しないと云った様子で怒られた。とはいえ仕事は続けるつもりで、今は見晴らしのいい4階の、一方の窓から3枚の小さな海景画を描いている。自然は美しく、今とは違う状況の中で見たらどんなに素晴らしいかと思うと、怒りで我を忘れたり、逆に喜んだり、全く自分勝手なものだ。……後略」ⁱⁱⁱ

この中で「……3枚の小さな海景画を描いている」と書いているが、この小さな3点の海の絵が、ミレーが普仏戦争を避けて故郷に疎開した際に描いた作品であり、《グレヴィルの断崖》(1870年 油彩/カンヴァス 24.0×33.0cm 山梨県立美術館、甲府) (fig.2)、《釣り船》(1871年 油彩/カンヴァス 24.7×33.0cm ボストン美術館) (fig.3)、《グリュシーの断崖》(1870~71年 油彩/カンヴァス 60.0×73.9cm ボストン美術館) (fig.4) で、「グレヴィル3部作」と呼ばれるものである。

ジャン=フランソワ・ミレーを語る際に、バルビゾン村やフォンテーヌブローの森はしばしば登場するが、故郷のグリュシーが紹介されることはほとんどない。実際には故郷での思い出や帰郷した際の印象がミレーに大きな影響を与えており、ミレー作品を理解する上でも重要な場所である。

またミレーの生まれ故郷を描いた作品は、ミレーの作品としては決して華やかなものではなく、またこれまで画業の中で注目されることはほとんどなかったが、ミレーが戦時下にスパイと間違われながらもやっとならぬ作品である。そのためミレーの故郷の紹介とあわせて、グレヴィル3部作の紹介と解説をしたい。



fig.2 ジャン=フランソワ・ミレー 《グレヴィルの断崖》
1870年 油彩/カンヴァス 24.0×33.0cm
山梨県立美術館、甲府



fig.3 ジャン=フランソワ・ミレー 《釣り船》
1871年 油彩/カンヴァス 24.7×33.0cm
ボストン美術館



fig.4 ジャン=フランソワ・ミレー 《グリュシーの断崖》
1870~71年 油彩/カンヴァス 60.0×73.9
cm ボストン美術館

ミレーの故郷

英仏海峡をのぞむフランス北部、ノルマンディ地方のコタンタン半島の北端、シェルブールから海岸沿いに16kmほど西に進んだ場所にグレヴィルがある。

グレヴィルは、古い教会を囲んだ小さな村落が肩を寄せ合うかのように集まっている半径1kmほどの村(教区)で、その中のひとつ、海沿いの村落がミレーの生まれ故郷グリュシーである。

グリュシー帯は傾斜地で、ミレーの生家(《グリュシーのミレーの生家》1854年 油彩/カンヴァス 59.7×73.7cm ポストン美術館)(fig.5)の前を通過して、海に向かう緩やかな坂道を下ると村はずれの断崖絶壁に出る。ごつごつした岩肌をむき出した海辺の断崖には荒波がいつも打ちつけている。強い海風で木々は灌木のようであり、土は乾いている。この辺りの海岸線の地形はとても険しく、漁業は出来なかったため、農民たちが畑の肥やしにするための海草を採集した。このようすをミレーは版画などの作

品に残している。

グレヴィルは現在では麦の穂が金色に輝き、牧草が青々と茂る豊かな農村だが、ミレーが過ごした19世紀の前半は決して豊かな土地ではなかった。《夏、蕎麦の収穫》(1868~74年 油彩/カンヴァス 85.5×111.1cm ポストン美術館)(fig.6)にも見られるように、荒れた耕地を、土地の人々がみんなで耕し、ソバを収穫するといった光景が展開されていたのである。冬は北からの海風で凍てつくように寒く、波も荒く、陸の孤島のような場所でもあった。

ミレー家は代々の自作農であったが、父親はグレヴィルの教会の合唱指揮者もしており教養豊かだった。父親がかつて働き、ミレー最晩年の油彩画に描かれたその教会は16世紀に造られた。《グレヴィルの教会》1871~74年 油彩/カンヴァス60.0×73.0cm オルセー美術館、



fig.5 ジャン=フランソワ・ミレー 《グリュシーのミレーの生家》
1854年 油彩/カンヴァス 59.7×73.7cm
ポストン美術館



fig.7 ジャン=フランソワ・ミレー 《グレヴィルの教会》
1871~74年 油彩/カンヴァス 60.0×73.0
cm オルセー美術館、パリ



fig.6 ジャン=フランソワ・ミレー 《夏、蕎麦の収穫》
1868~74年 油彩/カンヴァス 85.5×111.1
cm ポストン美術館



fig.8 「グレヴィルの教会とミレーの胸像」

パリ) (fig.7) 外壁は大ききの不揃いな灰色の石を積み上げたもので、内部は狭く、祭壇や鐘楼もきわめて質素である。

この教会は第二次世界大戦中の1844年の戦火で一部が破壊されたが、現在は復元されている。また1898年にマルセル＝ジャックが作った教会前のミレー像も、一部が破壊されたものの、現在も残されている。(fig.8)

生涯に300点余の油彩画を残したミレーだが、そのうちの半分以上は初期の肖像画である。残りがマニエル・フルーリ(華やかな手法)時代の物語画や神話画、そしてバルビゾン時代の農民画や風景画であるが、風景画はそれほど多くを残していない。さらに風景画でも点景として人物や家畜を加えたものは多いが、本稿で取りあげる《グレヴィルの断崖》《グリュシーの断崖》などのように、実際の風景を切り取ってそのまま画面に描いた作品は極めて少ない。まして海の景色となればなおさらである。しかし以下で見ると、一連の海景画はミレーにとって特別な意義があるのだ。

ミレーは普仏戦争の戦火を避けるため、晩年の1870年8月から翌71年11月までの1年余りの期間、シェルブールと故郷グレヴィルに滞在している。^{iv} 1836年に故郷を離れて以来、里帰りはそれほど多くなかったミレーだが、この滞在を最後にそれ以降故郷の地を踏んでいない。この時に、もしかしたらもう二度と故郷の地を踏むことはないかも知れないという思いもあったろう。そういう思いがあって、故郷の風景を描こうとしたことも考えられるだろう。これらの「グレヴィル3部作」には、ミレー最後の『四季』連作^vに含まれるオルセー美術館所蔵の《春》(1868~73年 油彩/カンヴァス 86.0×111.0cm オルセー美術館、パリ) (fig.9)に見られるような、人生を全うしたかのようなミレーの穏やかな心境が見て取れる。以下で3部作のそれぞれの作品について見てみたい。

いずれの作品でも、描かれている場所はシェルブールと



fig.9 ジャン＝フランソワ・ミレー 《春》
1868~73年 油彩/カンヴァス 86.0×
111.0cm オルセー美術館、パリ

グレヴィルの間の海沿いであり、ミレーの生まれ故郷グリュシーに程近いところである。なぜなら当時ミレーはグレヴィルに近いエルヴュー通りと呼ばれる地区にある、友人の別荘に避難していたが、普仏戦争の最中、プロシア軍のスパイ活動が盛んだったノルマンディ海岸はフランス軍の警戒が厳しかったため、そこから遠いところまで足をのばすことは不可能だったからである。手紙にもあるとおり、事実ミレーはスパイに間違えられて6回も逮捕され、尋問を受けている。

《グレヴィルの断崖》(fig.2)

秋も深まった薄曇りのある日の、北フランス、ノルマンディ地方の英仏海峡に面した断崖の風景である。画面手前には左右に大きくゴツゴツした岩がいくつも描かれ、そこに英仏海峡の波が打ちつけている。作品の中では天候が穏やかなために波はそれほど大きなものではない。しかし特に冬は気候の厳しい地方であるため、ひとたび天候が荒ればその波は岩々に激しく打ちつけるであろうことは想像に難くはない。

逆三角形に配置された断崖の構図は画面安定感をもたらす。画面左右の大きな岩への光の当たり方から考えると、画面に向かって右後方、つまり実地ではやや東の方から光が当たっている。時間は午前から正午頃にかけてであろう。

作品が比較的小さいからかも知れないが、細部の描き込みはそれほど緻密ではなく、また筆触も滑らかとはいえない。しかし特に紫がかった海の描写は、時折見せるに北の海の穏やかさを表現しているかのようでもある。

《グレヴィルの断崖》は長年パリの画商ブラーム・アンド・ロランソーが所有していた。それ以前はベルモン家が所有している。同家は、ミレーの長女マリーが1871年9月に嫁いだシェルブールのフールダン家の親族、つまりミレーの子孫となる家系である。

またこの作品にはミレー自筆のサインも、後に押されたアトリエ・スタンプもない。ミレー没後のアトリエ・セールで売却された際に、アトリエに残された作品は、赤絵具の「J.F.Millet」スタンプ、もしくは黒インクの「J.F.M.」スタンプが押されているが、いずれもこの作品にはない。

ミレーがサインを入れなかった理由は、もしも戦況がこれ以上悪化してフランス軍の取り締まりが強化されると、シェルブールの軍港近くで守りの要地であったノルマンディの風景を描いた絵は、敵であるプロシア軍にスパイ行為として内部の地理状況を伝えるようなものとして受け取られ、誰が描いたかを当局に知られてしまうと、家族や知人にまで迷惑が及ぶことをミレーが恐れたからだろう。

アトリエ・スタンプがない理由は、普仏戦争終結後ミレーがバルビゾンに帰るときにこの作品を持ち帰らなかったために、没後のアトリエ・セールの際にバルビゾン村にはなかったためである。持ち帰らなかった理由は、ミレー一家がシェルブールを離れるときにフールダン家の家族に、贈り物あるいは思い出の品として残したためであるが、そこにはミレーが再びシェルブールとグレヴィルにやってくることを期待して置いていったということも考えられる。

《釣り船》(fig.3)

1871年1月完成と考えられる《釣り船》は、《グレヴィルの断崖》とほぼ同じ大きさのキャンバスに描かれ、色彩、構図とも非常に共通点が多い。またこれらの2作品は下地にオークル・ブラウンと呼ばれる同じ色彩を用いて描かれている。つまり疎開先でミレーは十分な画材を持っていなかったことが推測されるため、これらの作品の海と空をほぼ同時期に、同一のパレット上の絵具を用いて描いたのである。

果てしなき水平線に向かって黙々と突き進んでいくこの小舟は、この時期のミレーの心境を物語っているようである。親しかった人々はすでになく、故郷に帰ってきたミレーを待っていたのは、懐かしい思い出と悲しみに包まれた孤独感だけだった。

また小舟にはミレーの少年時代の思い出が少なからず影響を与えているかも知れない。

グレヴィルの断崖絶壁の下に広がる海は、岩礁が続く海上交通の難所となっていた。たびたび船が難破し、近くの人々は子供の頃から死の恐怖や自然の残酷さを身近に感じて成長した。

12歳の時、ミレーは生涯忘れることの出来ない事件を目撃した。ある祭り（万聖節）の日、海が荒れ、人々は不吉な予感を抱きながら教会に避難した。ミサの最中に年老いた船乗りが駆け込んできて、何隻もの船が難破したと言った。急いで救助に駆けつける50人ほどの男たちについていったミレーは恐ろしい光景を目の前にした。難破船が次々と、凄まじい速度で岩礁に向かって突進してくるのだ。岩の手前で転覆するものもあれば、岩にぶつかって砕け散るものもあった。村の男たちが海に3隻の小舟を出したがいずれもが無力だった。ミレーは子供心に、「死に神が人間を驚掴みにし、弄んでいる」ように感じた。海は一面に、板きれや帆柱、溺れた人たちなど、あらゆる種類の残骸で覆われた。その時助かったのはわずか数人で、何百という船乗りたちが海におぼれたり、岩にぶつかって死んでしまった。さらに運良く助け出された人々も、後日シェルブールに行く途中の船が再び嵐に遭遇して沈没してしまい、全員死んでしまった。後年ミレーは、この時ほど人間の無力さと自然の威力を感じたことはなかったと述べている。^{vi}

ミレーの人生も嵐の中を進む小舟のようなものだった。しかし絶望、孤独、貧困、病気など、さまざまな困難を乗り越えた末に到達したミレーの平穏な心境が3点の作品には表れている。

《グリユシーの断崖》(fig.4)

この作品は前の2点に比べて画面が大きいものの、やはり3部作を構成する1作品である。

《グレヴィルの断崖》と比較すると、水の描写に用いられている色彩が極めて近いだけでなく、《グレヴィルの断崖》の岩の描写に用いられている色彩の配色は、ボストンの《グリユシーの断崖》の苔の生えた地面に使われている絵具の塗り方と同一である。そのほかでも使用されている絵具と色調に同じものが多く認められるため、やはりほぼ同時期に同一のパレットを用いて描かれたものである。

この作品はシェルブールとグリユシーの間に位置するカステル・ヴァンドン岬近辺の風景を描いたものである。カステル・ヴァンドンは、グレヴィルの海岸にある巨岩の岬である。

3部作の中で、この作品のみが比較的大きいキャンバスに描かれていることは、ミレーがグレヴィルでの思い出として人生で最後の故郷滞在になるかも知れないと覚悟して、スパイ容疑や画材不足などといった滞在中の逆境の中でも精一杯の力を尽くして仕上げた作品だからとも考えられる。

また1871年2月27日付のサンスイエ宛の手紙で、ミレーはロンドンに滞在していた画商デュラン＝リュエルに2点の作品を送ったことを書いているが、そのうちの1点がこの《グリユシーの断崖》である。^{vii}

この絵を描いた当初、ミレーがこれをロンドンに送ることを意図していたかどうかは疑問が残るが、戦時下で制作にそれほど余裕がなかったために、ミレーが急遽予定を変更して準備したことも考えられる。そのため画面全体にわたって丁寧に描かれており、荒々しい中央の巨岩とは対照的に、崖の下には小舟、上には羊、そして空にはカモメがのどかな雰囲気演出するために描かれている。画面右下には署名も入れられている。この絵の持つ穏やかな雰囲気は、戦時下においてひたすら平穏を願うミレーの心境かも知れない。

作家で評論家のテオフィル・シルヴェストルは、本作品を「感情の吐露」と評している。さらに制作時のミレーを、画業の絶頂期で、無から無限大を生み出す境地にいる、などと絶賛している。^{viii}

ミレーはこれら3部作の他にも、《グレヴィユの断崖》(1871年頃 パステル／紙 43.5×54.0cm 大原美術館、倉敷) (fig.10)^{ix}、《グレヴィルの海岸》(1871～72年 油彩／キャンバス 94.0×117.0cm オルブライト＝ノックス美術館、バッファロー) (fig.11)などのグリユシーの海景を描いた作品を残しているが、それらは普仏戦争終結後にバルビゾンに戻った後に、ミレーがアトリエで制作したものである。

おわりに

ミレーは海を愛していた。その、人を魅了する音を彼は子供の頃から知っていて、グレヴィルの断崖を歩くときには、まるで子供の時代に戻ったように神秘的で魅力的な海を観察して過ごすのが好きだった。しかし、それを表現するためには十分な時間を必要とした。ミレーはすでに地平線と波がぶつかり合うこの壮大な光景と、そうした海の無限性を理解できる画家に到達していたのではあるが。^x

ミレーの死後の売り立てで公開された数点の海景画には、専門の海景画家の描く絵と比べても、よりすぐれた静寂さ、澄明な空、光に反射した水面のきらめきなどを見出すことができる。

現在のグリユシーは、ミレーの時代と比べて地形の変化や樹木の生長などがあり、描かれた場所を特定することは非常に難しいが、ここで見た作品はミレーの生まれ故郷のいずれかの場所を忠実に写生したものである。^{xi}



fig.10 ジャン=フランソワ・ミレー《グレヴィユの断崖》
1871年頃 パステル／紙 43.5×54.0cm
大原美術館、倉敷



fig.11 ジャン=フランソワ・ミレー《グレヴィルの断崖》
1871~72年 油彩／カンヴァス 94.0×
117.0cm
オルブライト=ノックス美術館、バッファロー

グリュシーのミレー家がシェルブールに引っ越した後、ミレーの生家は人手に渡ってしまった。ミレーが1870年に帰郷した際に、サンスイエと生家や昔の畑を眺めていると、ミレーのことを知らない新しい持ち主に追い払われてしまったという気の毒なエピソードも残っている。

この家は、その後も何度か所有者が変わり、次第に画家ミレーの生家であることは忘れられてしまった。さらに第二次世界大戦中に、ノルマンディ作戦の際に、砲火を浴びて破壊されてしまい、その後長い間野晒しとなっていた。最近になりミレーゆかりの家を保存しようとのことで修復され、現在この建物は「ジャン=フランソワ・ミレーの生家（記念館）」として保存そして一般公開されている。

また海の景色だけではなく、ミレーが描いたグレヴィル近郊のさまざまな場所も当時ののどかな雰囲気をとどめており、《グリュシーの村はずれⅡ》（1866年 油彩／カンヴァス 81.5×100.5cm ポストン美術館）（fig.12）で描いた家もほぼ当時のままである。

さらにグレヴィル教会の前にある学校の壁には、グリュシーの断崖でスケッチするミレーの様子を描写した壁画が設置され、この地がミレーの生まれ故郷であることを強く認識させる。

訪れるには少し遠いが、故郷の地でミレーの親しんだ景色に触れれば、ミレー絵画に対する理解がより深まるだろう。



fig.12 ジャン=フランソワ・ミレー《グリュシーの村はずれⅡ》
1866年 油彩／カンヴァス 81.5×100.5cm
ポストン美術館

会うのはこの少し前、1847年の初めであり、パリ、モンマルトルのミレーの下宿を画家トロワイヨンに連れられて訪問し、以後生涯の友情と代理人としての協力関係を築くこととなる。内務省に異動になってからは、自由な時間が増え、文筆活動とバルビゾンの画家たちの支援に生活を費やした。

iii 前掲サンスイエ pp.465-466。

iv 前掲サンスイエ p.478。

v 画家テオドール・ルソー（1812~67）のパトロン1人、フレデリック・アルトマンが1868年3月に注文した、ミレー最後の『四季』連作。制作は途中普仏戦争によるミレー一家の疎開で中断した上、バルビゾンに戻ってからも画家の衰弱のため難航し、『春』と『秋、積み藁』（メトロポリタン美術館、ニューヨーク）は完成したが、『夏、蕎麦の収穫』（fig.6）と『冬、薪を運ぶ女』（ウェールズ国立美術館、カーディフ）は未完に終わった。

vi 前掲サンスイエ pp.42-45。

vii 前掲サンスイエ pp.469-470。

viii 前掲サンスイエ pp.471-472。

ix 本作品の題名は、所蔵美術館における表記「グレヴィユ」を用いた。また、地名Grévilleはパリの発音では「グレヴィユ」と読まれることが多い。

i アルフレッド・サンスイエ著、井出洋一郎監訳『ミレーの生涯』pp.22-23 2014年、角川ソフィア文庫。原書Alfred SENSIER "La Vie et l'œuvre de Jean-François Millet" 1881, Paris。

ii アルフレッド・サンスイエ（1815~1877）は、ジャン=フランソワ・ミレー（1814~1875）の良き理解者で親友であり、ミレーの伝記を残した。パリに高級官僚を父として生まれる。法学を学んながら歴史、とりわけ古文書学に関心をもち、現代絵画の評論にも手を染めるといった、幅広い教養の持ち主で、まず1848年にルーヴル美術館の事務局長として、第2共和制下の美術館行政を担当した。ミレーと初めて出

なお、筆者の本文では、現地での慣用名「グレヴィル」と使用していることを断りたい。

x 前掲サンスイエ p.466。

xi 本稿で取りあげた絵画作品の作者はすべてジャン＝フランソワ・ミレー。

以下に図版リストを掲げる。

fig.1 「ミレーの生家」ポストカード

fig.2 ジャン＝フランソワ・ミレー《グレヴィルの断崖》1870年 油彩／カンヴァス 24.0×33.0cm 山梨県立美術館、甲府

fig.3 ジャン＝フランソワ・ミレー《釣り船》1871年 油彩／カンヴァス 24.7×33.0cm ポストン美術館

fig.4 ジャン＝フランソワ・ミレー《グリユシーの断崖》1870～71年 油彩／カンヴァス 60.0×73.9cm ポストン美術館

fig.5 ジャン＝フランソワ・ミレー《グリユシーのミレーの生家》1854年 油彩／カンヴァス 59.7×73.7cm ポストン美術館

fig.6 ジャン＝フランソワ・ミレー《夏、蕎麦の収穫》1868～74年 油彩／カンヴァス 85.5×111.1cm ポストン美術館

fig.7 ジャン＝フランソワ・ミレー《グレヴィルの教会》1871～74年 油彩／カンヴァス60.0×73.0cm オルセー美術館、パリ

fig.8 「グレヴィルの教会とミレーの胸像」

fig.9 ジャン＝フランソワ・ミレー《春》1868～73年 油彩／カンヴァス 86.0×111.0cm オルセー美術館、パリ

fig.10 ジャン＝フランソワ・ミレー《グレヴィユの断崖》1871年頃 パステル／紙 43.5×54.0cm 大原美術館、倉敷

fig.11 ジャン＝フランソワ・ミレー《グレヴィルの断崖》1871～72年 油彩／カンヴァス 94.0×117.0cm オルブライト＝ノックス美術館、バッファロー

fig.12 ジャン＝フランソワ・ミレー《グリユシーの村はずれⅡ》1866年 油彩／カンヴァス 81.5×100.5cm ポストン美術館

劇場における象徴領域と演劇研究の理論と実践の方法論 —「芸術作品」をリードする劇場とは何か？

Study for the symbolic field and the performance in the theatre and research for the science on the drama —What is the theater leading the production to an Art?

永井 聡子

文化政策学部 芸術文化学科

Satoko NAGAI

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management

舞台作品とそれを観る者一見せる者と見る者の場が有機的に結びつけられ上演されるということは、そこに劇場が舞台作品との間の関係性だけでなく、地域の文化において劇場がどのようにあるべきなのかということと関係している。劇場の近代化の過程における舞台と客席は、帝国劇場（1911）や築地小劇場（1923）で劇的变化を遂げるとともに演劇史、劇場史上においても画期的な視点を獲得していた。本論では舞台論と観客論に言及するため、劇場における芸術の捉え方を、舞台と観客との境界領域に焦点を絞り考察する。取り上げる資料は、アドルフ・アッピア、小山内薫など実践的な場に関わった演劇人の言説と、帝国劇場建設から築地小劇場建設を経て間もない昭和7年刊行『演劇学研究』所収の外山卯三郎論文「演劇学の対象と方法論的限界」を手掛かりに、劇場における「象徴領域」を内包する演劇の特質と劇場を拠点とする文化形成について考察することを目的としている。

This paper aim at the stage and the audience as the study for the symbolic field in the theatre and the science on the drama. I consider for the placement of the theatrical space and the culture as the case study for the drama of the modernization from Teikokugekijyou (1911) to Thukijisyogekiyou (1922). ToyamaUzaburo's paper“ in the sciencific field on the drama and the limitation, and the theory by Adolphe Appia, Osanai Kaoru etc.

1. 研究の背景・目的

地域の公立文化施設建設を検討する際には、基本設計から実施設計への過程において、行政が設置した文化施設運営委員会、文化施設建設検討委員会等による議論の場が用意される。行政、市民代表としてのメンバーが名を連ね運営されて、その地域にふさわしい文化施設づくりに向けて議論が重ねられる。

議論の中には、地方の劇場文化に芸術は不要であるという考え方が出てくることがある。「芸術」や「舞台芸術」そのものに向けられた視線がかみ合わず、地方の文化施設建設に際し問題となることがある。

筆者が1999年より公立の文化施設を準備、勤務などして運営、企画に携わってきた17年の間においてもさほど変わりが無い¹⁾。ただし、いわゆる海外の劇場を理想とした、また市民が参加し芸術創造を目指すことによって地域の文化を活性化するという指向性で舞台作品の企画発信を実現している公立の文化施設が増えたことからはある程度の進歩が見てとれる。「芸」を磨いた表現者が劇場だけでなく、病院や図書館、歴史建造物、レストランでの上演など、住民との交流を通して積極的に文化を積み上げている現在もはや地方の劇場が「芸術の創造」を生きていく上でそれほど必要でもないといって、病院、スポーツセンター建設と比べる時代ではないことは明らかである。では、なぜ都心に芸術劇場、地方に市民センターという二極論が根強いのだろうか。本来、文化施設づくりに参加する者たちはそれが委員であれ、市民のアンケートによる参加あれ、地方の公立文化施設における事業企画は「東京で製作されたものを買うもの」という認識や、そもそも地方に「芸術は不要ゆえに、東京の一部の劇場で行えばよい」という考え方、「地方ではけっして芸術は生まれない」という市民のあきらめにも似た不要論などがあり、建設に向けての発展的な

議論の前提にもなっていないことがしばしばある。

劇場は、人間の社会的側面や内面を表出するため、「演劇的濾過」（吉田謙吉『舞台装置者の手帖』、四六書院、1930年、p.118）を経て上演されるという内的・外的空間を包括する概念である。もともと神に奉納することであつたものというのは、見せる者と見る者の場が有機的に結びついていたことを指していた。舞台と客席の有機性を分断することが簡単に実現されてしまうのは、文化施設の多目的ホールの歩みと重なる。〈神〉の存在を現代の劇場において再構築するための方法は、観客の存在をどのように考えるのかということが殊更重要になってくる。上演をいかに視野に収めて演劇を考察するのか、その創造プロセスの論理的側面と実践的側面との関係性は特に本論においては考察の対象とし、現場と研究を結ぶ一つの可能性を探ることを目的としている。

※本論文の研究は「平成27年度学長特別研究」の研究費によって関係者への取材および基礎考察を行ったものである。

2. 研究対象の資料及び考察の前提

本論では舞台論と観客論に言及するため、劇場における芸術の捉え方を、舞台と観客との境界領域に焦点を絞り考察する。アドルフ・アッピア論文「記念碑性」を手掛かりに、舞台が必要とする劇場の在り方を考察する。外山卯三郎論文「演劇学の対象と方法論的限界」（『演劇学研究』第三書院、昭和7年、p.229-265）と「アドルフ・アッピアの舞台美術論」（『舞台芸術論』、建設社、昭和5年）を参考とした。外山卯三郎が昭和7年に刊行した『演劇学研究』には興味深い論文が収められている。演劇界において、昭和初頭は帝国劇場がちょうど関東大震災を経験

し改修しており、舞台横の貴賓席の撤去に見られるように、舞台前空間は現在の劇場と変わらない形に改修されている。築地小劇場においては帝国劇場も上演の場にながら、演出手法の多様性を模索し、その成果を世に問うていた時代である。昭和8年には築地小劇場も改修され、虚構性の獲得よりは、よく見える客席づくりへの加速を早めていった。(『A History of Japanese Theater』Cambridge Press 2016) 演劇学会が発足したのも昭和5年と、演劇が実践と学問の両方においてどうあるべきか模索されたタイミングである。演劇が今後いかなる道を歩んで「学」となるかを考察している外山論文が「演劇学の対象と方法論的限界」である。「演劇学」が「学的対象」となるためには、演劇的な現象を客観的な実在として取り扱うものと考えた。つまり、客観的な実在として取扱うということが「経験的な認識」を指し、「演劇的な現象」は必ず「事実的なもの」であるか「歴史的なもの」なものでなければならないと述べている。(p.242) すなわち、「近代の演劇が非常に発達して一つの芸術形式として重要視されるようになったのは、特筆すべき現象である。」とした上で、特筆すべきは「これ等の自覚が俳優からではなく、舞台装置と言う一つの造形美術の見地から始められ」たこと、そして「次第に舞台照明とか音楽と言ふやうな方面に展開して行った。」ことを前提に、「演劇学の対象と方法論的限界」(p.246)を論じているのである。

舞台作品の核をなすのは「戯曲」であるが、その前提として「劇場」が先立つこと、それを「予想条件」としたことで、さらに「戯曲」は「劇場」といふ制約から生まれて来たことと述べ、それは「戯曲」が「劇場」のために書かれるということではなく、「劇場が考へられるが故に戯曲が書きうる」ということを押さえている点にある。外山によれば、「詩歌」には「最初に言葉あり」ということが真実であるように(中略)、「戯曲」に最初に「劇場(テアトル)」があり、「劇場とは演劇といふ直観形式の具体化であるといはねばならない。この劇場に於いて俳優は初めて自分の技能を表現することが出来るのである。戯曲はその真実が決定されるといはずばならない。而して人々はここに於いて始めて「観客」としての使命をはたすことが出来ると思へられる。(p.253)」外山の以下の言説は演劇研究における根本的問題点についており、演劇史における照明と舞台美術の新しい象徴性を獲得し、観客の位置づけにも言及して劇場史においても画期的な視点を残したアドルフ・アッピアに関する論説を収めているもの納得できる。また外山は以下のようにも述べている。

「演劇学は一般芸術学の特殊な領域を占めるものであるが故に、どこまでも経験的な芸術認識を司るものであると言はねばならない。こうした点に私達は演劇学の方法論的な限界を見ることが出来る。従ってその学的対象となるものは常に演劇的な現象と言ふ対象規定を受けねばならない。言ひ換へれば、演劇学はかうした対象規定をもち又かうした方法論的限界内に於いて成立するものと考へられる。」(p.256) (下線は筆者による)

実践から得た直観的知的視点が体系づけられるべき領域であることを指摘している。当然ながら演劇を芸術学的領域

研究に限定するならば限界があるが、経験的実践的な場を資料とし、新たに発見した風景すなわち「風景の発見」(柄谷行人『日本近代文学の起源』講談社、1987年、p.27)というべき次元で論理的思考を行うということにおいて、橋本政尾の言う「演劇学は経験的なものが存在する」という「経験学」(Science of Empirience) (『演劇学の自立学的基礎づけ以前の研究』『演劇学研究』、第三書院、p.183)を前提としつつ演劇研究の可能性を広げるものと思う。

3. 用語の定義

「劇場」とは、空間を指し示す言葉ではなく、舞台と客席の空間とそのあり方、作品とその上演を示すものとしての包括的な概念として捉えることとする。「劇場空間」とは、舞台空間と客席空間を含むものとし、「前舞台領域」とはその舞台と客席を繋ぐ空間を指すこととする。それに関連して、「象徴」を戯曲から発生するしぐさ、振付、演技に見られるような表現を表象するものではなく、「象徴領域」として劇的構造と劇場空間との関係性に言及するものとする。例えば、「上手」は、舞台から見て左側、客席から見て右側を指し、「下手」は、舞台から見て右側、客席から見て左側を指す。欧米では、舞台側からみて「左」をleft hand、「右」をright handと言い、「上手」「下手」という日本の芝居小屋における舞台と観客の背後にある精神性を裏付ける言葉が存在することを前提とするところに違いがあり、これは最も象徴領域的なもので、舞台運営上の基本をなしている。²⁾「象徴領域」の定義およびその関係性において、観客をいかに劇的構造および劇場空間に位置づけるかという観客論的視点から考察するため、現代の劇場における市民の位置づけと多目的ホール、専用ホールの議論が見えるところに着目するため、以下に現代における公立文化施設建設の流れを整理しておきたい。

1980年代に多目的ホールの建設ラッシュの反省から、ソフトの充実を目指し、1990年代には「市民参加」の文字が躍ったその10年の間に、地域を劇場文化で活性化させようと約1,000館が開場、各地に演劇専用ホールや音楽専用ホールが建設されて、現在は演劇でも音楽でも高質な作品を創造できる「多機能型ホール」として舞台機構を備えた劇場が模索され建設されている。平成13年(2001年)「文化芸術振興基本法」の制定後、平成15年(2003年)には、地方自治法の一部が改正され、「指定管理者制度」が導入されて、専門家の配置や民間事業者の参入が進んだ。運営の方法論に関しては、舞台芸術作品の製作環境において、「公共性」と「創造性」が共存することが前提となっているのだが、「創造性」を前提とする劇場において、「宇宙」と表現する視点や「感性の産物」という言葉からは、地域における劇場の存在が抱える大きな課題が見えてくる。それは、地域に一流の舞台を鑑賞する機会を必要とする考え方がある一方で、地域に「芸術」は不要だと考える人もいて、それが市町の劇場建設の最先端で話し合われ、それが日本の劇場建設検討の際にもっとも骨の折れる重要事項ともなっている。

そもそも劇場は誰のためのものか、都心での「世界の」「一流の」「東京では」「第一線の舞台では」といった論理をもって、地域の劇場から文化を創造する素地などで

きるわけがないが、専門家を置くといっただけの次元ではなく、何を生み育てたいかという観点からは舞台創造だけではない視点が必要である。つまり、劇場には「舞台創造」、「市民による文化創造」、また両者の融合といった3つの観点がそれぞれにプロフェッショナルな価値が認められ、評価対象となり、支援されるという仕組みが必要なのであり、舞台と観客がどのように劇場において存在するのかという視点なくして劇場建設は無意味である。アートマネジメントの別の極みにあるショウ・ビジネスにおいて、レ・ミゼラブルのプロデューサー、キャメンロン・マッキントッシュの言説がわかりやすい。ミュージカル制作に重要なのは、「当たるという直感」、「(演劇の生命は)ただひとつあたるかあたらないか」「観客の心をいかに集中させて創造に参加させるか」「観客の反応が波動となり、舞台上に跳ね返り、劇の成果を左右する」といった言説から、観客は単なる受け身の傍観者的な鑑賞者ではなく、積極的に演劇創造に参加する位置にいるということが理解できる。西洋演劇において、観客の受動性を能動的にしようという言説を残し、演劇界の実践と学としての研究領域を劇的に変え、劇場における「象徴領域」の近代的素地をつくったのは、照明と装置、俳優の身体表現、音楽の融合を説いたスイスの舞台照明家であり舞台美術家のアドルフ・アップア(1862-1928)である。アップアが活躍した20世紀初頭、帝国劇場が開場したちょうど1911年、アップアは舞台と客席を繋ぐ方法を舞台照明を使って実験を行っていた。そのベースとなるホリゾンとおよびホリゾンライトは、日本の公立文化施設においてはなくてはならない舞台機構の一つとなっている。

4. 観客の客観性を担保する「異化」という概念

観客に見せる劇的表現としての照明の多様性がなかった江戸時代、その象徴表現や見えること以上の表現力を創ってきたのが、芝居小屋における舞台構造と幕の存在にある。現在の公立文化施設建設の議論の場において、もはや「多目的ホール」は負の言葉となり、専門ホールを超えた多機能型ホールが必要であると言われているが、それは、上演に適した劇場空間が必要であることを意味している。演劇作品における劇的空間を創造するには、舞台上における虚構をいかに創るのかという問いかけが必要となる。そこに専門性と市民感覚との議論のずれが生じてくる。日本人がもっとも影響を受け、演劇界において最も知られた演劇人のひとりにピーター・ブルックがいる。演劇界に衝撃を与えた著書『なにもない空間』の冒頭では次のように述べている。

どこでもいい、なにもない空間—それを指して、わたしは裸の舞台と呼ぼう。ひとりの人間がこのなにもない空間を歩いて横切る、もうひとりの人間がそれを見つめる—演劇行為が成り立つためには、これだけで足りるはずだ。

この文は、現代において多くの公開議論に引用されてきた。しかし、重要なのは、演劇上演における虚構の創り方、演劇の本質を<神聖演劇><野性演劇><直接演劇><退廃演劇>に論じ分け、その全ての章において観客論に言及していることにある。論理的かつ実践的な劇場の側面を的確に

捉えた一冊となっている。観客が時間的、空間的に同時に存在する舞台芸術において、虚構を創るということと現実との狭間をどのように有機的に結びつけるのか、以下の言説から時間と空間に規定される観客の存在を理解することができる。

「目に見えぬものを捉えようとするのはいい、だが常識的なものとの接触を失ってはならない。演劇の言語があまりに特殊になると、観客の信用を失い、気持ちのつながりが切れてしまう危険がある。わたしたちの鑑とすべきは、またしてもシェイクスピアだ。彼の狙いはつねに聖なるもの、形而上的なものにある。だが彼は、最高の緊張度をあまりに長く保ちすぎるといふ過ちを決して犯さない。絶対的なものに接しつづけるということが人間にとってどんなにむずかしいか、彼は熟知していた。」(下線は筆者による)(ピーター・ブルック『なにもない空間』、晶文社、1990年、p.88)

ベルトルト・ブレヒト(1898-1956)はドイツ現代演劇の出発点として位置づけられているが、自然主義演劇に反発した。つまり、観客が舞台上で行われていることを現実の再現と思いついて感情同化するという、いわゆるイリュージョンを破壊しようとしたのであるが、観客に違和感を抱かせて感情移入を阻止するために導入されたのが、演劇の虚構性をあらわにする「異化効果」であった。観客自身に批判的態度を求め非アリストテレス的叙事演劇を提唱した。⁴⁾

「異化」がもたらす観客への最大の効果について、ピーター・ブルックは「異化のもたらすショックは、観客が理性性を最大限に働かせて戯曲を判断するためのものである。」と述べ、観客が客観性を担保するための重要な要素とした。(ピーター・ブルック、前掲、p.104) 舞台上「同化」するとともに「異化」効果を受けとる観客が客観性を担保するためには、さらに裏支えする重要な点がある。

「忘れてはならないのは、演劇には二つの絶頂点がありうるということである。一方の極では、わたしたちは演劇に参加して、その極まったところで、足を踏みならし、喚声をあげ、手を打ちならして祝福する。他方、その対極には沈黙のクライマックスがある—これもまたひとつの経験を分かちあったことを、深い思いをこめて認めあう仕方にほかならない。」

小山内薫の以下の言説はこの時代の流れをまとめている。(小山内薫『舞台芸術論』歌舞伎出版部、昭和3年 pp.185)

「アリストテレスは悲劇を論ずるに二つの道があるといつた—一は悲劇それ自身を論ずるのだ、一は劇場に関してそれを論ずるのだ。この場合「劇場に関して」という詞は、舞台をも看客をも含むのである。一般に今日の劇評には、舞台及び看客の実際条件に関して脚本を論じているものが誠に少い。」

「吾人は一般に芸術といふものを劇場といふものを、一が他を含むもののやうに言ふ。そして劇場といふものが、他

の芸術のどれでもが決してぶつからない問題にぶつかつてゐるのを忘れてゐる。」

(前掲『舞台芸術論』、p.275)

劇場が常に舞台と客席が一体となる空間をもつと考えると、観客が現実の時間軸とドラマの中の時間軸とを交差させながら、共通の劇的空間が創造される場であるならば、この二重の時間軸をもつことが演劇の特質であり、他の芸術領域と決定的な違いでもある。

5. 劇的構造と観客の象徴的位置づけ

劇場で使われる緞帳、カーテンなどの「幕」は、客席から舞台の中を覗き見るために準備されているものでもなく、見物をさげざるための備品でもない。芝居小屋においてかつてあったように、「幕を後にして演ずる芸」であり、「登場してくるものが、それを力として出現する」のであることは、舞台にいる人間と客席にいる人間とを心理的に結びという芸能の根源性に関わってきたものである(服部幸雄『大なる小屋』平凡社、1994年、pp.247-255)。それは「劇を外から眺める」という命題に答えるものであって、物理的に見えるものをどのように見せるのかということではない。「劇を外から眺める」という命題に込められているのは、象徴的な領域の次元はどこにあるのか、それを享受し合う観客とはいかなるものか、ということへの視点を与えるものであると考える。それは、観客が舞台に対し異化された芸能要素を自らの意識の中で再編成することを自然と取り入れ、学んできた日本の劇場史において、いまだに上演作品の要求から花道の存在を残す劇場、公立文化施設が存在することで裏付けられる。また古くは「注連縄」を境に「聖」と「俗」を区別したことが、「神」の存在を想起させ、観る側は「約束事」として舞台の構成を認識し想像力の中で舞台と客席の関係性をまとめ上げたことは、演劇と劇場空間の本質を見ることができよう。「劇を外から眺める」という命題に答える例に、第三者による「語り」の用法がある。人形浄瑠璃は、上演に際して消えるはずのト書が消えないで残っているものとして現存し、「虚構」を創り出している。(前掲 p.65) 江戸時代、歌舞伎上演を主とする空間には、物理的劇場構造と芝居の上演という関係性の核として、宗教的性格である「聖」と「俗」、階級性を反映させた侮蔑の称とが混ざりながら、そこには舞台と客席が一体となる仕掛けが用意されていた。」というのは、舞台と客席が一体となる状況ということだけではなく、舞台上の客席である「羅漢台」や「吉野」をその象徴とし、劇場全体としての一体感を実現させていた。この物理的解決が意味するところは、観客が舞台を裏から見ることに以上、「役者の背中とその向こうに同じ観客を視界に入れる」という二重の視線が存在すること、その一方で、例えば観客が舞台上がり、上演を妨げるといったことはなく、心理的な不可侵を保持しつつ、舞台と客席が一体となる宇宙を実現していたという「虚構性」の担保である。芝居小屋とは、興奮した観客も舞台の世界と融合し、日常と非日常表裏一体となった場であったと考える。しかしながら、明治の欧風化政策の流れの中で開場した帝国劇場は、それまで芝居小屋がもっていた風紀の乱れや経営システムの近代化など脱芝居小屋を謳った劇場建設であったが、現

代においても使われ続ける歌舞伎劇場の下手側にある花道や文楽劇場の上手側にある義太夫舞台はその典型として残っている。両劇場にある引幕の開閉は、舞台と客席を繋げる前舞台領域に存在し、舞台と客席の関係性を物語る。その劇場空間は近代化の過程において、欧風化の変革を目の前にし日本独自の舞台を創り上げてきた。日本の劇場の近代化の過程において、舞台と客席を区切る構造として額縁(プロセニウムアーチ)が導入されたことによって、枱席から椅子席の変化とともに欧風化に伴う前舞台領域の変化が、観客の鑑賞態度を変化させてきたと同時に、舞台上のイリュージョンのあり方を大きく変えていったのである。時代を写した劇場は、帝国劇場をはじめとして、関東大震災直後に建設された築地小劇場(1923年)や東京宝塚劇場(1933年)が近代化の過程で特徴を示したが、こうした経緯を踏まえた現代の劇場空間の中にも日本独自の精神性が残っている。舞台の専門用語である「上手(かみて)」「下手(しもて)」は舞台運営の基本となっている一方で、欧米では、役者側からみて「左」をleft hand、「右」をright handと言うが、日本の「上手」「下手」は、舞台から見ても、客席から見ても、「上手」「下手」の位置は変わらない。どこにいても動かない確実な軸となしている。こうした、我が国との相違を顕著に表わす「左」「右」の認識に対して、欧米の近代が追いかけて建設してきた、一方向から額縁の中を眺め、どこからでも同じように見える視覚の公平性は、空間の対称性を基本とする。一方、我が国の歌舞伎劇場では、服部幸雄が指摘するように、「花道を通った客席における役者とともに劇場空間を共有した「左」であり「右」であった」ということが前提となった劇場空間であった。特に次の指摘は重要で「この命名は決して恣意的なものではなく、舞台上で展開される劇的宇宙の構成にとっての必要上から行われたもの」(服部幸雄「幕の内」『大なる小屋』、平凡社ライブラリー、1994、p.182)であると述べているように、「恣意的なものではなく」「劇的宇宙」であることに加えて日本の舞台空間を特徴づけるのは、橋本典子が「動的であると言われる所以は価値理念を内蔵しているからであり、これによって、計測的物理的空間とは異なる、神秘的空間が現実化する。」と指摘しているように、「価値理念を内蔵」した空間であるからこそ、「神秘的空間」が生み出されるという認識が観客の中に蓄積されることへの考察はまさに劇場の「象徴領域」の真骨頂である。そもそも、なにもない空間に一人と一つの椅子、横切る人間がいれば演劇的空間は創造できるのであるが、日本の劇的空間について、「相対的な位置関係が場」をつくり、神秘的空間の現実化が達成されるのは、「幕」に意味を与えてきた我が国の演劇人と観客が創り出した共通の空間認識によるものと思われる。その例として道行的に場から場へ、「意味をもちながらつながっていく」、つまり動的にして、その沈黙に象徴性を込めていることに着目してみると、「悲劇が起こる」ことが悲劇なのではなく、道行の間に「悲劇の主人公の丈になる」という時間軸を備えかつ物理的構造をも備えるのが日本の劇場空間の特異性がある。しかしながら、この認識が揺らぐばかりか、消滅させてしまったのが多目的劇場が無目的にならざるを得なかったという、日本的な劇場づくりの欠点も見いだせる。

一般に「上手」「下手」の概念は、役者の必要によって

生まれた「上手」「下手」の方位を「共有し合った」のが観客の存在こそが、役者の「居どころ」を決定していったと考えると舞台と客席との間に絶対的な区画の壁はない我が国の劇場空間には、左右非対象の劇構造を導いたとも考えられる。舞台を運営する者は決して右手・左手という言葉を使わない。「幕内」と言うときの幕とは、本来舞台の後方に張られていて、舞台・見物席をも含んだ表と楽屋（裏）とを区分していた幕の謂だったのではあるまいか。」の一文の中に、「楽屋」＝「裏」であるという指摘があるように東西の座敷や土間もこの幕よりはずっと舞台奥に入り込んでいた。この位置に座る観客にとっては、引幕は内部を隠すものでもなければ、舞台と客席を隔てるための道具でもない。「いまは引幕が引かれているのだ」という記号でしかなかった。それこそが引幕本来の用途だったのだと思われる。服部幸雄は「現在では観客席と遮断されているため、おのずから引幕をもって表と裏とを区分する感覚が生まれているが、江戸時代の引幕はそういう性格を担っていなかった」と指摘している。江戸三座時代、猿若町では東が「上手」、西が「下手」であったが、それは劇場そのものの配置が、上手側が東に、下手側が西にあたったその約束事をいまでも引き継いでいるのである。「上手（かみて）」「下手（しもて）」の言葉が、日本の劇場空間の左右非対称性を裏付け、そこに象徴領域を生み出すことができるのは、以下の2点に要約されると思われる。

- ①劇場専門用語が内包する価値判断基準
- ②劇場空間と演劇の意味に尊卑の価値判断を内容していることによる非対称性

そして、芸能の根源性にかかわる精神史を役者と観客が共有し、観客の客観性を担保していた。西洋近代の演劇が獲得した「異化効果」は、その意味性において鑑賞における「異化」の概念を体現していたことは、以下、3点に要約できる。

- ①舞台と観客の境界領域の曖昧性
引幕の上部から奥や正面からは中が見えても観客には容認されていたこと
- ②「幕」を代表とする舞台道具の精神性
花道を使って幕切れに演じる「幕外」と呼ぶ演出
- ③劇場空間と時間軸の跳躍
芝居が終わっていったん引幕を引いたのち、芝居を別の時空に飛躍したことを意味する

「別の時空」への飛躍や、「演劇において音とは音の不在、沈黙のことである。これは逆説ではない。」（前掲 p.225）における観客の頭の中での容認は、演劇の特筆である舞台と観客の同時性にも繋がる。

「幕」とは、「長いこと遠近法によって構築されてきた虚構空間を隠しておいて、おもむろに覆いを取るためのものである。」とは逆の指向性であることを理解しておきたい。

（Christian Biet Christophe Triau, 'Qu'est-ce que le theatre?', folio essais p.193）

重要なのは、舞台の虚構と現実との二重の時間軸を共有する空間の中で演劇を構築することである。つまり、俳優

と役との融合を信じさせることでも、観客に虚構を直接に受容させることでも、イリュージョンを舞台の額縁（プロセニウムアーチ）の中に閉じ込めてしまうことでもない。アルト一の言説によれば、ギリシャ悲劇に見られるような「クロス性という原則」は「舞台の基盤」である。上演のあいだに「回折されていく統一性の絆」となり、作業の原則であるとともに、「意味構築の関与する形式」である。したがって、「再び問い直されたクロス性」は「脱中心化」された上演の原動力になり、「隠された統一性の要因」となるのである。（アントナン・アルト一、安堂信也訳『演劇とその分身』、白水社、2015年、p.152）舞台と客席が獲得すべき交流については、舞台と客席を廃止して単一の場所とすることで観客と俳優との間に直接的な交流が回復されることで、それは「行動」が観客を包むという視点こそが劇場そのものである。（前掲、p.157）20世紀末、舞台と客席をつなぐ前舞台領域への挑戦や日本の舞台照明界に影響を与えたアドルフ・アッピアの舞台装置、舞台照明の在り方にも示されているように、劇場の概念に影響を与えてきたことは、表現領域の近代化の現象にとどまらず、演劇そのものの考察において画期的な位置にあると言わねばならない。演劇学、舞台芸術論が考察された昭和初期の段階においてすでに、アドルフ・アッピアは、ゴードン・クレイグとともに演劇史、舞台美術史上において重要な位置づけにあるだけでなく、それらを包む劇場の歴史においても重要な位置づけにある。ホリゾン効果を始めとする舞台機構を駆使した劇的表現も、舞台と客席とを繋げるために試行錯誤した照明の動的表現であり、構造に象徴的意味を内包させたものであった。R.ワーグナーのバイロイト祝祭劇場における沈んだオーケストラピットも「神秘の淵」（ADOLFHE APPIA OEUVRES COMPLETES II, L'AGE, D'HOMME, 1986, p.318）と表現し、舞台と客席を繋ぐ物理的構造以上の価値を認めていた。

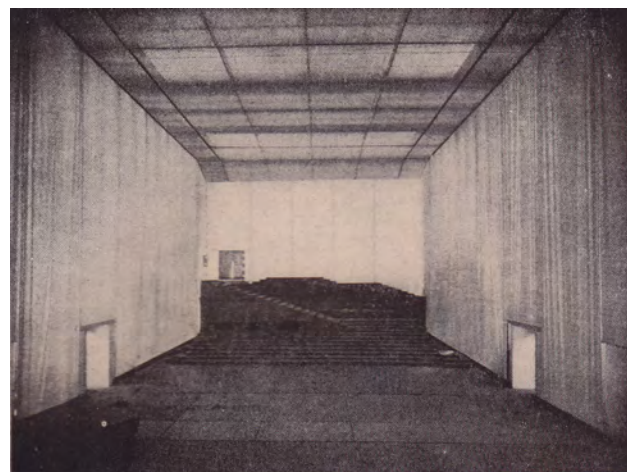


写真1. アッピアによる舞台と客席の融合
（客席側から舞台を見る）

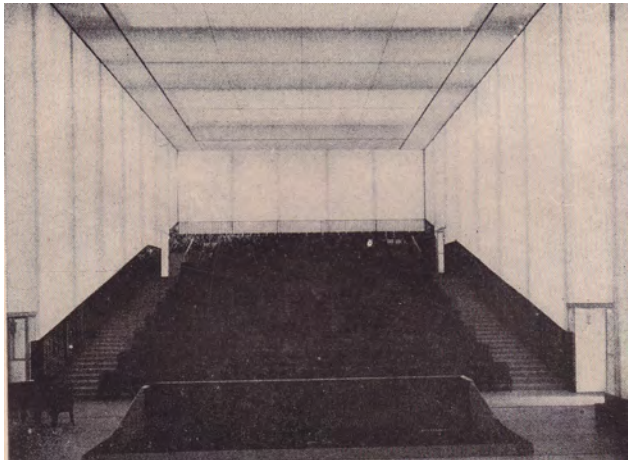


写真2. 同上 (舞台側から客席を見る)

舞台と客席の有機的要素以上の価値を認める言説として、築地小劇場の創設者のひとりであり、翻訳劇を上演しながら日本の新しい演劇を創造しようとした小山内薫は、花道が「役者と見物とのこのIntimacy (親密な関係) —それは、今日のラインハルトの求めて止まない所である」とも述べているが、さらに日本の劇場空間の花道の独自性について小山内は以下のように述べている。

「日本の役者一殊に団十郎は一は、一体に出が巧い。殊に引込みは一層巧い。さうして、あらゆる顔面の表情を集まつてゐる総ての人に見て貰う為に真ん中に黙って芝居をするのが好きだ・・・その花道の出と引込み、時間のかけ方に加えて、「観客の真ん中にある役者に触れるくらい」(下線は筆者による)

この言説から舞台と観客の空間的親密性と劇的、精神的親密性の融合関係、すなわちそれを象徴する領域が、戯曲、俳優、観客と劇場構造および劇的構造の有機的関係性を表現している。総合芸術である演劇における重要な思考は、「それらの要素的芸術の加算的な総和ではなくて、それぞれに「有機的な要素」として含みながらも、まったく「新しい演劇という単一芸術」が創造されなくてはならないことである。これを内的、外的側面に結び付けると以下のようになると思われる。劇的側面において、20世紀は演出の時代と言われる。現代においてなお演劇人が創作のモデルにしているギリシャ悲劇やW. シェイクスピア演劇は、「人間」の扱いをその中心に置いているが、ギリシャ悲劇を代表するソフォクレスのドラマにおいて重要なのは「対立」「葛藤」あり、神託に挑む人間の姿を劇的に描いた。それは神や運命に立ち向かう主人公としてえがかれ、近代以降の社会と個人の対立という形で表現されてきたとは違い、圧倒的に劇的テーマを実現している。しかし重要なのは「葛藤」を経たその先の人間の選択であり、イギリスの演出家、ピーター・ブルックは『なにもない空間』の中で次のように述べている。

現代においてもなおすなわち、「葛藤」の先、「運命」を人間としてどのように受け止めたのか、という部分である。

たとえば、ソフォクレス作「オイディプス王」では、オイディプス王が、「自分に下された理不尽な運命をただ黙って受け入れること」を拒んだ。自分が納得できる生き方、死に方をしようとする。

他方で、アルトーによれば、観客が見るべきは「(演劇の夢を) 現実の引き写しではなく、本当に夢として受け取れば、つまり、それらの夢によって観客が夢想の持つ魔術的な自由を自分のなかに解き放つことができるなら、演劇の夢を信じるだろう。そして、この自由は恐怖と残酷に刻印されて初めて観客に認められるのである。(中略) 肉体と精神、感覚と知性を分けるなどできない」(下線は筆者による) (『演劇とその分身』 pp.140-141)

したがって、演劇にとって問題なのは「言葉と動作と表現の形而上学を創造」することであり、それによって現在の「心理的人間的次元での足踏み状態から脱却する」ことである。「これらの観念は、限定されたり形式的に描いたりできないところがまさにその宿命なのである。」「〈創造〉や〈生成〉や〈混沌〉に触れるこれらの観念」はすべて「宇宙的秩序」に属し、演劇が今や完全に習慣を失ったある分野についての最初の観念を与えてくれる。それらは、〈人間〉と〈社会〉と〈自然〉と、そして〈事物〉の間に、一種の感動的な方程式を創り出してくれる。もちろんそれは、「舞台上に直接的に形而上学的諸概念を導き入れることではなく、これらの観念をめぐって種々の誘惑と呼びかけの空気を醸し出すこと」である。そしてこれらの「観念の誘惑を方向づける方法」について最初の観念を与えてくれるのは、「ユーモアが持つ無軌道と詩が持つ象徴性とイメージ」である。(前掲『演劇とその分身』 pp.146-147)

またアルトーは、演劇において重要な点、客観性の担保と人間の想像力がもたらす別次元への飛躍について以下のようにも述べている。

「演劇はあらゆる手段によって、客観的な描写的外界だけでなく、内的世界、つまり、形而上学的に考えられた人間の再検討を迫及しなければならない。それで初めて、演劇における想像力の権利を口にすることができるのである。〈ユーモア〉も〈詩情〉も〈想像〉も、もしそれらが、ある無軌道な破壊力によって全上演を構成する諸形態の奇跡的な飛躍を生み出し、人間と人間が持つ現実についての諸観念と、さらには現実のなかでの人間の詩的位置とを有機的に再検討させることができなかつたら、何の意味もない。」(前掲『演劇とその分身』 p.150)

6. 劇場の近代化と文化としての象徴性

我が国の劇場の近代化は、舞台照明という新しい表現方法の導入に伴い、舞台と客席の前舞台領域にみる独自の変化をしていった。一方、近代の表現の開発に直面し、日本が手本とした西洋のオペラ劇場の中でもガルニエによるパリ・オペラ座は、劇場空間の装飾に意味を見出した西洋のオペラ劇場ではなく、アッピアを始めとするリアリズムから脱する美術活動を先取りしていた。遠近法的な視覚条件を超えた、ガルニエの建築における表現の力で一体化に向

かったのである。現代の劇場において、一般に舞台と客席の間に置かれている幕とは、緞帳やオペラカーテンを思い浮かべ、それは舞台と客席を区分するという印であり、作品によっては舞台と客席を遮断する存在である。しかし、我が国の劇場文化の中にあっては「幕」をも内包した「芸」であり「力」としてきたのである。歌舞伎や文楽の劇場構造が残る我が国の劇場文化の中では、観客は深層心理において、長い年月をかけて物理的なものが有する精神的な意味合いを享受し、舞台を鑑賞してきたように思われる。観客は舞台に対し、芸能要素を自らの意識の中で再構成することを要求され取り入れてきた。能、文楽、歌舞伎が現代もなお現代性を持ちながら継続した芸能文化となっていることを考えると、客席の位置による視覚の多様性を容認してこなかった現代は、結果的に「無目的」な多目的劇場を生んだのである。

特に明治以降、劇場に西洋仕込みの「文化」や「芸術」に対する考え方が浸透してから、日本の劇場文化の立ち位置が揺らぎはじめた。「公平性」が第一義となり、「創造性」は専門性という名の元に東京一極集中に進んだ。そうした過程で登場した文化施設の劇場機能を現代においてどのように考えるのか。「劇場法」が制定されたいま、劇場の中で何を上演し、地域の文化を創造し活性化していくのかという目的設定とその中身の議論が重要であることはいまでもない。劇場空間が先走ってつくられるように見えてしまうことに、市民が拒否反応を示しても、それでも先に設計計画案が市町の文化構想に必要なのだという議論ができなければ、地域の劇場を通じた活性化は実現しない。

「地域に芸術は不要」という考え方がある。一方で、地域には「文化創造」「文化振興」という言葉を与え、「芸術」とは縁の遠いものだという地域の劇場文化を低次元に捉えたかのような都心の劇場論は不要である。しかしながら、地域の市民も行政も自分たちの小さな町には「芸術」は不要である、という認識をもちながら文化活動を進め、地域の活性化につなげようとしているのも現実である。「芸」とは、その個人の内から発信され、地域に常に存在してきたものである。地域の伝承芸能、説話など、市民に馴染みの話も各地に息づいている。それが「芸術」と呼ばれる瞬間に、次元の違うものとなり、ある選ばれた人々による基準がつけられ、選別が行われ、その結果、「芸術」と呼ばれるものは都会人の目にしか触れない。「芸術性」は「大衆性」と対置され、ともすれば「芸術性」よりも人間による創造物としてはひとつ次元低いものと捉えられるのが現実である。劇場文化を支えるのは芸術へのまなざしを持った文化施設の姿勢そのものなのである。

時間、空間を規定された舞台と客席を一体とする劇場において、現実と虚構をどこまで表現できるのか。建築家・清水弘之は、「視軸の三角形」、演劇学者・河竹登志夫は「心理的遠さ」、舞台美術家・吉田謙吉は「演劇的濾過」、演出家・ピーター・ブルックは「神聖演劇」、演出家・哲学者・アントナン・アルトーは「演劇と分身」と、それぞれの立場から表現した。劇場の芸術性と大衆性のバランスを考えていた蜷川幸雄は「ゴブラン織りにする」のだと語った（2009年シアターコクーンにて筆者による取材）重要なのは、観客が現実にもどりつつ、虚構に入る込むことを空間と劇的構造の双方において実践と理論の両輪が必要な

であり、外山や橋本の言う「経験的」「歴史的」演劇科学なのだろう。目に見えることを前提とした舞台と客席との一体感を追求してきたオペラ劇場と、目に見えないものを前提とした舞台と客席の一体感を追求してきた劇場は、建築家と演劇人、して研究者によってクロスさせてきた歴史を見ることができる。

7. 結論

我が国の新しい劇場設計計画の近代化の過程において、劇場関係者、文学者、演劇人によるオペラ劇場と歌舞伎劇場の狭間で花道撤廃に熱い議論が起こったのも、日本人が劇場を生きた文化として捉えていたからである。20世紀に革新的演劇論を提示した詩人・小説家のアントナン・アルトーは、文化と日常とのかわりについて次のように述べている。「文明とは、応用された文化であり、我々の最も微妙な行動まで左右するものであり、諸事物のなかに現存する精神」なのであり、さらに強調し「一方に文化があり他方に生があるかのような考え方」すなわち、「まるで真の文化が生を理解し、営むための洗練された一方法ではないかのような考え方」を「文化について人が持つ分離した観念」とした。（前掲『演劇とその分身』pp.9—12）

大衆的側面を無視して、劇場作品を芸術の枠の中に閉じ込めたのは、研究、評価した者とそれを受け入れた観客なのであり、祭り、オペラ劇場、能舞台、歌舞伎劇場、文楽劇場、あるいは野外公演など、今も残る現場の歴史が物語る。（『日本建築学会三次研究会論文集』）伝統芸能の世界から現代芸術の世界で活躍する表現者たちと一緒に現場で、ひとつの間違い、思い違いが失敗につながりかねないことを知る厳しい創造環境は、公立文化施設における職員と市民との関わりが結ぶ文化創造に非常に重要である。当然ながら買い公演ではわからない側面である。「芸」を築きあげる出演者、スタッフの強いメンタルをも前にして、子どもや若者が育つだけでなく、見ている人にも感動を与えるのであって、それを地域だから、都会のものだからと自ら捨ててしまっていはいはすがない。「劇場法」は地域の劇場を育てるように機能してほしい。地域的文化創造の視点を除外せず、「劇場法」に関わる説明を、行政も含めた市民の視線を考慮した議論を経て実現するには、貸館利用の多様性も視野にいれつつ、劇場の文化形成を見据えた舞台芸術への舞台人のみならず観客の「目利き」すなわち「鑑賞眼」という教育的側面が配慮されれば劇場の運営として十分に存在しうる。

明治の欧化政策中で、多目的ホールの原点ともいえる「帝国劇場」が誕生したときから、「多目的」「貸館利用」と同時に「創造機能の内部化」の調整をし続けなければならないという運命を辿っている。だが、「東京一極集中」を是正しなければと言っても、東京で創った作品が地域に出回るという巡回方式を地域が受け入れていては何一つ進展しない。「劇場法」にある「大学との連携」も、例えば東京の作品を学生が参画する仕組みも作らずに、パッケージ買いで上演するというような事態にもなりかねない。大学は劇場の受け皿ではない。国や各地の県立劇場等が国際的に評価される一方で、地域の劇場に関わる行政、市民にとってはまったく関係がないと思わせる、両者が持つ劇場の拠点性についての認識が乖離しないような政策と同時進

行の現場力の形成が最も重要である。著名な演出家等が落下傘のように芸術監督に就任するかどうかを議論したところで、市民にとってはどちらでもよく、地域の住民たちと劇場を拠点にいかにか文化を創造するか、膝を突き合わせた議論をしてくれるような人物でなければ全く意味がない。東京で世界で活躍する芸術家が地域にやってきて文化創造という大義名分のものにとり作品を創造することだけを求めることがあってはならない。一方で、地域住民も高次元で文化を育てる気概と技術を持たなければ、我が国における地域劇場の成長はない。

註

- 1) 公立文化施設のプロデューサーとして、1999年からおよそ10年間勤務した経験がある。2000年のオープン当時、職員の専門性や市民参加としてボランティアの役割を考える文化施設は皆無に等しく、職員のみならず市民にとっても文化施設を「劇場＝舞台作品を創造し、発信するところ」と捉えることがなぜ地域に必要なのか、そのためには専門の人材がなぜ必要なのか、劇場のボランティアは何をすべきなのか、といったことなど根本的な問題を考える環境すらなかった。重要なのは、専門家と行政が連携して種をまき、種がまかれたら後はその町が持つ力で継続させて育てていくことであり、本当にまかれた種ならば地域の劇場は歩みを続けていけるということである。それは常に日本一、世界一のものを目指す意気込みがなければならぬというものではない。文化がその町に合うような歩み方をすることが大切なのである。新しい試みや改革は、隣町が担っていくということでもかまわない。目指すところは、日本のどこへ行っても、文化が成長しているような実感を住民が持つこと、持てる環境を創造することである。担当の職員にとって、舞台をプロデュースするという専門領域とともに、市民が劇場に関わる仕組みを日常的に構築していく過程は、互いの目標や責任が大きく、相当のエネルギーを要する。
- 2) ボランティア市民が「いいと思うこと」と地域の劇場としてあるべき姿を追求する上での選択に大きな隔たりや乗り越えなければならない壁がいくつもあつた。そのため、全体像を把握してリーダーシップを取る「プロデューサー」の存在が必要となってくる。この意味での「プロデューサー」とは、市民を取りまとめる「市民代表」の立場ではなく、10年以上先の長期的な視点を持ち、専門領域として舞台作品を創造し、舞台芸術の世界を通して地域の文化環境を作り上げる義務と責任を負う人材を意味する。市民には「この劇場はわたしたちの活動拠点だ」という認識を持ってもらうこと、そして目指すところ、行政、専門スタッフのみならず市民自身も、専門家との違いを認識した上で「市民の財産」を創造していくという、強い意志を持つ人々を生み出すことである。さらに重要なのは、劇場に馴染みのない市民の存在である。「あの劇場の公演を観に行ったことはないが、何かおもしろそうなおことをやっているようだ」という認識をもったもらうことであり、やがては、その市民はボランティア市民とともに劇場の応援者となっていく。つまり、ボランティアとして関わる市民がその外側にいる市民との橋渡し役になっていくのである。この二重の市民バランスが大切である。問題は、すでに貸館中心に運営を行っている多くの文化施設が運営を考えるにあたり、最も近くにいるはずの市民と「いかに連携するか」という課題に取り組みきれずにいるという現実である。地域の行政、関わる市民自身も劇場文化を考えて実現していく責任がある。
- 3) 「上手」「下手」；「右」「左」の概念に通じるものとして存在していた「上手（かみて）」や「下手（しもて）」は、現在でも舞台上における専門用語として使われ続け、舞台を運営する上での基本の専門用語となっている。単に舞台の効率を上げるための舞台用語に止まらず、日本人の精神性に根差すものとして残り続けている。大野晋氏は「ひだり」の語源は「日の出(ひだ)の方(り)」にあり、これは南を前面とした場合、東が左にあることに由来するのではないかと説いている（p.181）という言説からは、なぜ舞台上に張り出した客席が存在し、遠近法を無視した劇場空間が残ったのかという、日本独自の空間構造を説明することができる。（吉田禎吾『魔性の文化誌』、研究者叢書、1976年、p.41, p.248）イギリスでは上手をプロンプター側、下手をプロンプターの反対側と呼ぶ。
- 4) プレヒトは（マルクス主義に傾倒しつつも）「教条主義的芸術とは一

線を画し）しいることを前提に、「異化効果は、日常的なものに違和感を抱かせ非日常への回路とするという点で不条理演劇に道を拓いたといえる。」（『知の劇場、演劇の知』ペリカン社、2005年、p.258）

5) 教育的視点から2010年12月静岡文化芸術大学創立10周年記念公演を企画制作した。ミュージカル公演（「ミュージカルドラマ『いとしのクレメンタイン』2回公演、プロの出演、スタッフ、50名の学生が制作に参加）初演である。本公演は、本学が舞台芸術作品を自主企画制作して学生への教育とするとともに、一般公開することによって、地域における文化環境創造へのトライアルを目指すものであった。文化政策を学ぶ大学だからこそ、現場に接する環境を創造することが重要であるというスタンスから、学生の活動には1年弱、準備には3年を費やした。教員は舞台芸術と教育との接点を見出す環境を創造した。学生には、地域に根差した創造的な劇場運営の柱ともなるこれからの担い手として、また地域そのものの文化力向上を支える人材として育てていくことを期待した。舞台芸術に対する理解を持ち、社会人の基礎力も備えて、また地域の文化力を支える市民ともなることができればいい。劇場文化の基礎を創るもので「市民参加」の行くべき方向性共通していると思う。現在は、筆者の授業「劇場プロデュース論」の一部を公開授業として実施した。2016年12月には「芸術作品」をリードする劇場とは何か？と題し、演劇とダンスと音楽がクロストークとダンスコンサートによって舞台メイキング公開授業を行った。本公演のプレ講座の位置づけにある。本公演は筆者が企画プロデューサーとなって参画する三島由紀夫『豊饒の海』第四巻「天人五衰」演劇公演初演（出演は語り・白石加代子、二十五絃箏・中井智弥、ダンス・大前光市）によるもの。2017年2月17日・18日（静岡市清水文化会館主催）。

参考文献：

- 服部幸雄『大いなる小屋』、平凡社ライブラリー、1994年
橋本典子『空間としての間』『日本の美学【特集】空間…日本人の空間意識』p.185
鈴木博之『日本文化の空間』前掲p.88
上田敏『国立劇場の話』『新小説』1906年二月号、p.380
永井荷風『人と藝術』大正十年十月『荷風全集』第二六巻、岩波書店、1965年、pp.92-94
小山内薫『芝居入門』、プラトン社、大正13年『帝国劇場創立の計画』『建築雑誌』第20輯237号、1906年『帝国劇場』『建築世界』第五巻第四号、1911年
後藤慶二『日本劇場史』岩波書店、1924年
水品春樹『舞台監督の仕事』、未來社、1954年
鈴木満男『マレピトの構造』三一書房、1974年国立劇場・芸能調査室編、『芝居年中行事集（歌舞伎の文献・7）』、1976年
大野晋『日本語をさかのぼる』岩波新書、1974年
山口昌男『文化の向義性』岩波書店、1975年
寺石正路『右得手と左得』『東京人類学雑誌』第204号、
S. ティドワース／白川宣力・石川敏男訳『劇場・建築・文化史』、早稲田大学出版部、1997年
坪井秀人『感覚の近代』、名古屋大学出版会、2008年 205号、東京人類学会、1903年所収
村野藤吾著作集（全一巻）『建築的遺産の継承』第3章 作品を語る、鹿島出版会、2008年
岡野弘彦編『日本の心と源氏物語』、思文閣出版、2009年
アントナン・アルトー、安堂信也訳『演劇とその分身』白水社、2015年（書物復権10出版社共同復刊）（岩波書店、紀伊國屋書店、勁草書房、青土社、東京大学出版会、白水社、法政大学出版局、みすず書房、未來社、吉川弘文館）、pp.9-12日本では60年代に『演劇とその分身』が訳された。
福田晴彦『建築と劇場—十八世紀イタリア劇場論』、中央公論美術出版、p.94
ドナルド・キーン／吉田健一・松宮史朗訳（第三部 第三章「近松と私」）早稲田大学講演、1998年11月6日）『能・文楽・歌舞伎』講談社、2009年、p.387
永井聡子『劇場の近代化』思文閣出版、2014年3月
Jean-Pierre Delagarde and Jacques Moatti, Charles Garnier's Opera, ARCHITECTURE AND INTERIOR DÉCOR, 2007, p.73
Marie L. Bablet-Hahn edited, ADOLFHE APPIA OEUVRES COMPLÉTES III, p.152

Jean-Michel, Leniaud, Centredes Monum, Charles Garnier, Editions du patrimoine, Paris, 2003
Jean-Pierre Delagarde and Jacque Moatti, Charles Garnier's Opera, ARCHITECTURE AND INTERIOR DÉCOR, 2007,
Christian Biet Christophe, 『Qu'est-ce que le théâtre』 folio essais, 2010
クリスティアン・ピエ、クリストフ・トリオー、佐伯隆幸 日本語版監修『演劇学の教科書』、国書刊行会、2009年
Co-wrighter Satoko Nagai 「Modernization of theatrical space 1868-1940」、Edited by Jonah Salz 『A History of the theater』 Cambridge University Press, 2016

写真1.2出典：

Keneth Macgowan, THE THEATRE OF TOMORROW, Boni and Liveright, New York, 1921
Adolphe Appia Theatre artist ;
Richard C Beacham, Cambridge University Press, 1987
Appia thus undertook at Hellerau to use light to achieve two of his major objectives; first, to emphasise the living and expressive quality of the human body
In rhythmic movement in space; and, second, to break down the barriers which, traditionally, had governed and restricted the spectators' perception of the work of art in performance. (p.67) (下線は筆者による)

The Possibilities of A Monument in 21st century Tokyo: Towers and the City

天内 大樹

デザイン学部 デザイン学科

Daiki AMANAI

Department of Design, Faculty of Design

「空虚な中心」と呼ばれてきた都市東京で、あたかも1980年代以降の経済的不況の代償として、今世紀に入って以降、記念碑的性格を持つ建造物の建設が続いている。それまでは都市の無意識、あるいは自然発生的なものを探究する試みが目立っており、これは江戸東京博物館の設立・建設にまで至った。本論ではまず21世紀東京での記念碑的建築にまつわる現象を数例検討し、その意味を読み解く。第一に東京駅の建設当初の姿への復元、第二に三菱一号館のレプリカ再現とその美術館への転用、第三に政治と予算とは別の建築的側面から新国立競技場に向けての二つのコンペ案を取りあげた。最後に、中川大地の議論にそって東京スカイツリーの建設に関する意味をふりかえり、記念建造物に求められがちな国家像とは切り離された新たな意義を見出す。

Abstracts:

Tokyo, the city with an “empty center” (Roland Barthes), is restoring some monuments and monumental buildings in this century as if they were in compensation for its economical decline since 1980s, after pursuing and preserving the vernacular, and building a huge museum that houses it. This paper introduces some phenomenon in this city that reflects a desire for monuments and their meanings: a recovery of the original state of Tokyo Station building, a replication of Mitsubishi Ichigokan office building and its immediate conversion to a museum, and a turmoil around two competitions of the new National Olympic Stadium, apart from the political and financial problems. Finally Tokyo Skytree, in particular, suggest another possibility of monuments, according to Nakagawa Daichi. We will take a look into his book and analyse the two-fold “publicness” that he associated with the tower so as to seek for another possibility of a monument in this city.

I. Is Tokyo a City of Emptiness?

Roland Barthes makes a famous comment in his *L'Empire des Signes* in 1970 that the existence of Tokyo's centre “is not meant to radiate any kind of power, but to offer its own empty centre to all urban movement as a form of support, by forcing perpetual traffic detours”¹.

We can point two aspects out from this passage, despite his other comments on Japanese culture. First, this was a typical opinion that describes the built environment in Japan as using less materials of wood and paper, by contrast with Western massive stone-built ones. For example, in 1944 a Japanese architectural critic Hamaguchi Ryuichi identified the character of architecture in Japan as spatial, lightweight, and action-based, while Western as massive and material-based. Obviously, his argument contains a Japanese specific interest in wartime: the defense of Modernist architecture by Tange Kenzo and Maekawa Kunio against the contemporary pseudo-national style, called as “Teikan-shiki”

[the style to crown the empire] or of “Japanese taste”; and the theoretical current of overcoming the Modernisation, largely from the Western

countries, among Japanese critical circle. In spite of these circumstances, the basis of Japanese self-awareness on their architecture went on to the Postwar era. Architectural historians and critics in Japan relatively avoided discussing and embodying the massive monumentality between the 1950s and the 1970s. Jordan Sand argues in his book in 2013, *Tokyo Vernacular*, that Tokyoites have tended to notice the vernacular rather than the abstract symbolic forms. For examples, walking around the street to find funny objects like “the stairs for stairs’ sake” and “the doors for nothing”; preservation movements of everyday scenery in brownish working-class neighbourhoods that avoided being redeveloped in the economic bubble; and the opening of the gigantic Edo-Tokyo Museum in 1993 that focuses urban people’s life and its environments consisting of objects and buildings — all of these occurred since the middle of the 1980s. Sand found two factors of these postwar phenomenon. The first is the dominance of the postwar generations that tend to ignore national symbols, and the second is the sporadic total destructions caused by the 1923 Earthquake, the

¹ Barthes, Roland, éd. Eric Marty. *Œuvres complètes*, tome III 1968-1971, Paris: Éd. du Seuil, 2002, p.374.

1945 bombing, and the frequent “scrap-and-build” during and after the postwar economic miracle, a tendency to replace old buildings by new ones, instead of reforming or renovating them: Tokyo people could not find an old symbol of the city other than nationalistic ones which have reminded them of the wartime.

The second and more important aspect picked up from Barthes is that the source of Tokyo's urban movement were the empty center of the city that creates a perpetual movement of detour around the centre. If the flows of its circulations weaken, another source of powers might be required instead. Deyan Sudjic mentioned, in his book *The Edifice Complex*, the similarity among Tokyo, Beijing, and Moscow that centre voids as an anchor of an authoritarian power of their national politics and administrations. In terms of Barthes' theory, however, we would rather distinguish Tokyo's emptiness from those of the others. Reconstructed in the 1950s and especially after the death of Mao Zedong, Tiananmen Square has been the centre of human and material collisions among an increasing number of monuments and monumental buildings. Military marching held in the Red Square in Moscow was the focus of the Western journalism in the time of the Cold War, and this square, too, are filled with historical and political monuments. Compared with these two capitals, Tokyo has lacked a symbolic square filled with massive monuments or movements. Tokyo's physical centre of city planning was the tenant of the previous Shogunate and is that of the current Emperors for this one-and-a-half century. The Imperial Household situates their palaces in the woods of the former Edo Castle where none of the public can enter in. Imperial Palace Plaza is located in the southeast front of the palace. A researcher of politics Hara Takeshi illustrates that the Japanese Imperial Army, the occupation forces of the Allies, and surprisingly the Japanese Communist Party had several parades or assemblies in this plaza before, during, and after the World War II. But their monuments were built temporarily and tore down after each and every ceremony: they all have kept the square a whole void. Back to the viewpoint that Barthes offered, why Tokyo was able to maintain the Palace and its Plaza without constructing massive permanent monuments seems that Tokyo had an abundant rotating movement around there. People in Tokyo can rotate around the void of the Palace, and can go through the void of the Plaza, but they cannot see a built structure that points a centre.

We attempt here to attribute the reason for the recent successive constructions of monumental architecture in Tokyo to the lack of this movement after its economic decline. It has experienced an economical stagnation and sparse movements of human, material and informational beings for over two decades unlike Beijing or Moscow. It seems requiring another monumental object that should have a nationwide influence since the beginning of the 21st century.

II. Revival of Monumental Buildings

Tokyo Station was originally completed in 1914 as the final and paramount station in this capital that had already held several terminals of national railways, especially for the use of the Imperial Family. The first user of this station was the triumphant general of the Japanese Army in order to report himself to the Emperor at the Palace: he had acquired the German Navy's settlement in China taking advantage of World War I. After the half destruction by the air raids in 1945, this building has remained as a temporary restoration for over 60 years. This period of time was twice longer than the time the perfectly original building had survived. But a railway company JR East completed its restoration to the brick-built original in 2012 before its centennial, and they planned to complete the construction of a football-field-sized square and two traffic circles in the Palace Front by 2017. Japan started to manufacture red bricks after the Meiji Restoration differently from China and Korea which had produced bricks for a long time. Red bricks had been the expression of advanced techniques that the government and the Western countries held, though 1891 Mino-Owari earthquake and decisively 1923 Great Kanto earthquake spread a speculation that brick mass-wall structure was not effective. National authorities for disaster prevention turned to promote reinforced concrete and red bricks was left behind as a sign of a special period of westernisation in Japan.

Between the station and the Palace is Marunouchi business district: its landowner Mitsubishi Corporation completed a reproduction of brick-built Mitsubichi Ichigokan Building as a new museum in 2009. The original was Japan's first office building designed by Josiah Conder completed in 1894, and demolished without warning in the land price's soaring in 1968. After 40 years had passed since a typical Modernist office building was built, they decided to replace it with a monument of the Modernisation or Westernisation in Meiji era. This reproduction

was thoroughgoing from the moulding of the bricks, the walls to the office rooms. In short, they reproduced an old-fashioned office building perfectly and converted it immediately to a museum, opened to the public. Marunouchi has been exclusively a business district for a long time, but they added an orthodoxy to canonise this area through the foundation of a cultural facility dressed with the Victorian style.

In 2012, a government-affiliated sports organisation in charge of National Olympic Stadium in Tokyo determined to held an international competition to construct a new and larger stadium. The site was assigned to a stadium in 1924 and the existing building was completed for the 1964 Olympic Games in Tokyo. The process of the decision not to extend the old one but to replace it with a new one has not been clear yet. But even if Tokyo had lost the 2020 Olympic Games, they could retain the 2019 Rugby World Cup in Japan, and insist on the need of a larger stadium. According to the competition that restricted its participation to those who had experienced such a big stadium or had won a worldwide architectural prize, Zaha Hadid was chosen to the winner against Japanese SANAA, Toyo Ito, and Australian Philip Cox. Although there seems no explicit complains directly after the competition, a renowned Japanese architect Maki Fumihiko began to criticise the bigness to its surroundings and the significance to the society and history of Tokyo and Japan, compared to the amount of construction cost and in terms of shrinking population. Maki had designed the Tokyo Gymnasium which is next to the site of the National Stadium and sunk half into the ground. The height of the stadium building in Hadid's proposal compared to the surrounding woods in the outer garden of Meiji Shrine, where deifies Emperor Meiji, was also a problem that the adversary against Hadid and the patronage politics pointed out. Some concerned about the big construction scheme itself, that the organisation had presented in advance of the competition, in the midst of Tokyo's wealthy western half. Once Maki took a clear stand against her stadium, lots of architects, journalists, and the citizens began to raise the protest. The organisation opened the minimised design of the stadium, a milder brew of Hadid, to the public,

but increasing labour costs after the 2011 Tohoku earthquake and tsunami delayed both of the demolition of the old one and the decision to start construction of Hadid's proposal. The old stadium was totally torn down in May 2015 and, when the organisation would have to place an order for the members of the new stadium in July, the Abe Administration decided to scrap Hadid's proposal. They held a competition again and Kuma Kengo won by his proposal in which stadium will be clad in wooden louver, which allegedly represent a Japaneseness. Certainly, Japanese national and regional governments began in this century to promote the technology for the large-scale wooden structures and to encourage the participants of their architectural competitions to use local timber in order to maintain the forest industry. The expression of the tradition could take the other materials: the surface of reinforced concrete exposed to the wooden moulds was a typical expression of the tradition at Tange Kenzo's Hiroshima Peace Memorial Museum; and the deep trenches of rammed earth below the white cubes of Aomori Museum of Art realised by Aoki Jun reflect the nearby ruins of 4000-6000 years ago. However wooden louvers have extended around Tokyo by Kuma, for example the exterior design of a complex of the LVMH group One Omotesando and the Nezu Museum, and the interior design of the Suntory Museum which resides in a low level of a high-rise business tower which itself clad glass curtain-walls. Wooden louvers became fashionable in the capital in search of its origin.

A guidebook for Tokyo architecture introduces that "attitudes toward time in contemporary Tokyo" has been shifted to "mythologized past rather than projections of a glorified future"². The former two examples discussed above reflect a nostalgia for the good old days of imperial modern, winning concessions and taking part in the Great Powers in the world through the World War I, or the times western technology was admired for modernising this country. The station building preceded "departure from the postwar regime" of temporary restoration for over 60 years. The newly-built museum building pursued the originality of brick mass-wall structure, with a seismic base isolation, which communicates a professed historical resource without an accumulation of the

² Worrall, Julian, Erez G. Solomon, and Joshua Lieberman. *21st Century Tokyo : a Guide to Contemporary Architecture*. Tokyo and New York: Kodansha International, 2010.

times. The latter example reflects a nostalgia for the good old days of rapid economical growth and rejoining international community through playing host to worldwide events after the World War II. The stadium should be a manifestation of Tokyo as a global city with a global architect first, and was changed to be a representation of Japanese culture after an uncertain decision-making process and an irresponsible organisation.

III. Rise and Fall and Rerise of Towers

Finally we investigate a 634-meter-high television tower Tokyo Skytree, opened in 2012. The motivation of raising a higher tower than the existing 333-meter-high Tokyo Tower was simply technical and political. When the government prepared to change terrestrial broadcasting to be digitalised from 1997, Tokyo Tower turned out to be insufficient in its coverage. The government intended to convert the vacant frequency band so as to promote mobile communications, though abandoning the satellite broadcasting was criticised as patronage politics of licensed industry. The government sought for the site of a new tower in Tokyo and several sites were proposed. Finally Tobu Railway Company succeeded in inviting it in March 2006 in order to turn the tourists' attraction to the eastern half of Tokyo, the blue-collar and vernacular side of the city fitted for an ordinary life. They have to pursue another means of survival except railway services in Japan's underpopulation.

The national journalism praised the tower as a fruit of Japanese technological capability, but this comment was also found in the judgement to adopt Zaha Hadid's design as the new National Stadium. Ando Tadao was one of two supervisors of the design of this tower and was the chief judge in the competition of the National Stadium in this connection. The tower's design is said to be modelled on the carving of the Japanese sword and to be shaped mainly by a sculptor and the former president of Tokyo University of the Arts Sumikawa Kiichi, but the limitation of the site, originally a freight station, seems the focal determinant of this shape. The long and narrow form of the site conformed the basis of the tower to the maximum triangle. The function of observation decks and the resistance to wind required its horizontal sections above the middle of the tower to be the shape of circle. This gradual

change of the shape of the sections make the curves on the sides of the tower like warping of Japanese swords. Its structure consists of the 375-meter-high main post made with reinforced concrete and a 165-meter-long steel-pipe crowning on the top. It has been compared to the stupa of Horyuji temple built in the 7-8 century, but according to the construction company's announce, this analogy, too, is an accidental result when they considered its resistance against earthquakes³. The mechanism that has realised the durability of the stupa in Horyuji is not clarified yet. In spite of the various explanations or analogy, the shape of the tower was simply technical and economical. Moreover, the names of the designer are hiding behind the anonymity of the company, Nikken Sekkei, Japan's biggest architecture firm, or behind the name of an architect and an artist who only had supervised the design. There is no room for a Romanticism of the artistic creativity.

A writer Nakagawa Daichi, living near the site of the tower, asserts that it has a two-fold "publicness": one is that of the tower itself, and another is that of a shopping mall. Obviously, the tower seems a genuine product of capitalism also for him. He simply points out a slight possibility of the tower as a public monument.

The former is derived from the curved form of the tower and its involving narratives that are irrelevant to the practical functions. He asserts that the towers consisting of straight beams or tension wires from the Eiffel Tower to the Tokyo Tower indicate the modern functional and rational society and this indication itself is an aspect of "publicness". And the curving shape of Tokyo Sky Tree and the Canton Tower in China, the rugged shapes of Burj Khalifa in Dubai, Taipei 101 in Taiwan, and The Petronas Towers in Kuala Lumpur reflect the regionalism after the modernism matured, declined and was diversified into different modern societies. After the emergence of Burj Khalifa in particular, the towers cannot enhance the national prestige in terms of the height. This would be partly a reason why Japanese journalism praised the technological achievement of the Skytree, but Nakagawa does not take this way. According to him, if Japanese towers from the Ryoukaku in Asakusa, Tokyo which stood in 1890 until its collapse in Great Kanto earthquake, to the Tokyo

³ Hiratsuka Kei and Takagi Mie, *Tokyo Skytree no Kagaku [The Science of Tokyo Skytree]*, Tokyo: SoftBank Creative, 2012, p.26.

Tower have succeeded to Japanese “publicness”, it is because they assumed vernacular aspects contrary to the external conditions that gave birth to the towers. Ryoukaku was built from red bricks over a wooden frame to be an icon of Japanese westernisation and its popularity was gained through holding several shows, for example beauty contests of geisha girls. The Tokyo Tower was said to be built from the steel partly melted from the tanks of the US Army used in the Korean War, that represented an americanised unfamiliar Japan. According to Nakagawa, its popularity was recovered when a rumour was brought about. The rumour said that when a couple could see the illumination of the tower put off, their relationship would last forever. Nakagawa knows well that Tokyo Skytree has also an external *raison-d'être* through a political and administrative confusion, but if people in Tokyo add a vernacular meaning to this tower, it regains the decreased number of visitors after its opening and possesses a kind of “publicness”. He also suggested that the anonymity of the designer means the new society without unnecessary authorities.

The latter of the tower’s “publicness” derives from an involved shopping mall under the tower that will support in turn the financial management of this tower and Tobu Railway. Although the consumption society is thought to prevail all over the world with its homogeneous spaces of the shopping malls destructing regional traditions, landscapes, and communities, Nakagawa argues that the refinement of shopping mall might take over the existing communities. It has a weak boundary that enables the pedestrian traffic to go through the site of the tower. So the prosperity of its shopping mall may extend to the surrounding district and around eastern Tokyo, although he admits that the rents of this mall are too expensive for a local retailer to be a tenant. His “publicness” in this point is a possibility of meeting each other by chance. He believes in the strength of the communities Eastern Tokyo involves, and shows an optimistic view that a shopping mall in the eastern half of Tokyo, a place of genuine indigenous continuity through the eras of Edo and Tokyo, does not tend to be a fictional one, which means, for example, the shopping malls in airport buildings or theme parks prepared for those who want the simplified Japanese or Western features. Tokyo Sky Tree can reside a new type of shopping malls that will show a realistic feature of Tokyo someday, he says. Nakagawa has also joined a local circle that admitted the tower into their neighbourhood and made some requests

to the authorities and the railway company. The story of their circle is beautiful and indicates some possibility of the vernacular tissue of neighbourhood and communities that tended to be weakened in the modernised Tokyo.

Thus Nakagawa finds the possibility of ordinary people’s monuments through regarding the existing tower as anti-modern, and through extending the presence of a shopping mall into the reliable communities. It may be a reaction against the miserable Tohoku earthquake and tsunami and its lumbering recovery. Although this two-fold “publicness” that he attributes to Tokyo Skytree remains a possibility, it suggests another dimension of monuments and monumental buildings in this city which lacks a massive monument and has been requested a national one by the government or some people. Monuments in Tokyo reflect the two-fold character of the city: a national, once an imperial capital of Japan and a global city which resides local people existing everywhere. Even though Japanese capitalism will promote the former mask of the city and the tower follow it, we can detect a tiny theoretical possibility to make another frontier inside the city.

[This paper was originally read in English and Japanese, respectively at the 2nd International Conference of The International Society for the Philosophy of Architecture, Delft University of Technology, The Netherlands in 11 July 2014 and at the Workshop of Arts and Cultural Studies in Okinawa (Rokou-ken) 2014, Okinawa Prefectural University of Arts, Japan in 6 September 2014.]

IV. References

- Forty, Adrian. "Introduction". in: Forty, Adrian, and Susanne Küchler. *The art of forgetting*. Oxford and New York: Berg, 2001.
- Hara, Takeshi. *Kokyomae Hiroba [Imperial Palace Plaza]*. Tokyo: Chikuma Shobo, 2007 [in Japanese].
- Hiratsuka, Kei and Mie Takagi, *Tokyo Skytree no Kagaku [The Science of Tokyo Skytree]*, Tokyo: SoftBank Creative, 2012.
- Nakagawa, Daichi. *Tokyo Skytree Ron [Essay on Tokyo Skytree]*. Tokyo: Kobunsha, 2012 [in Japanese].
- Sand, Jordan. *Tokyo Vernacular: Common Spaces, Local Histories, Found Objects*. Berkeley: University of California Press, 2013.
- Sudjic, Deyan. *The Edifice Complex: How the Rich and Powerful Shape the World*. London: Penguin, 2006.
- Worrall, Julian, Erez G. Solomon, and Joshua

Lieberman. *21st Century Tokyo : a Guide to Contemporary Architecture*. Tokyo and New

York: Kodansha International, 2010.

構造デザインを学ぶ学生に対して普遍的な工学原理を教える方法に関する考察

A consideration of the teaching of general engineering principles to structural design students

岩崎 敏之

デザイン学部 デザイン学科

Toshiyuki IWASAKI

Department of Design, Faculty of Design

本稿では、建築構造学の体系の全体像を捉え直して、建築構造学をどのような形で教育していくべきかという点について考え、その教育方法を見出ししていくための視点を提示した。建築を実体あるものとするための「構造デザインを考える上で必要なことから」に向き合うためには、力学的なことから実際の構造物の両者をつなぐための知見が必要であることを確認した。

それを踏まえて、新たに建築構造学の全体像を示す図を作成した。その図において、「荷重と力学」「材料と構法」「建築として成立させるための要件」この3つを異なる平面に配置して表現し、それらを合わせて考えることにするための「つなぎ」が構造であることを示した。さらに、建築構造学の教育において、提示した全体像を意識して教えていくための項目案を示した。

In this paper, I re-examine the overall academic system of teaching construction science, and consider methods for teaching the subject. I further present a point of view for a new teaching method. I then affirm, when considering the “essence of structural design,” the necessity of knowledge that combines mechanics and construction.

Based on the above, I have created a diagram that shows a new image of construction science. In this figure, I show that three categories, “load and mechanics”, “materials and construction” and “requirements for establishment as architecture” are set on different planes. This report suggests that the structure is connected by these three categories. Finally, I present keywords for teaching this new academic system of construction science.

1. はじめに

建築構造学を学問体系として成り立たせるためには、建築を実体あるものとするための「構造デザインを考える上で必要なことから」が体系化されている必要がある。「構造デザインを考える上で必要なことから」は、構造デザインに関わる実務において必要とされていることから導き出せる。それらを一般化することは難しいが、ある構造家の次のような言葉がその大枠を言い表していると筆者は推察する。『構造には二つの側面があると思っています。それは一つは構造力学ですね、力の流れがどうこう、そしてそれに対する安全性がどうこうと。しかし、同じ構造でも、実はもう一つ、工法（システム）を考えることも構造なんです。』^[1] 筆者もかねてより建築構造の教育に関わってきた中で、この言葉と同様に、「構造」という概念の中には二つのことがらが含まれているとの捉え方をすべきであると考えている。

建築系の教育機関では、教育課程の中に建築構造学に関する科目が複数設けられている。その中には、構造力学を始めとして建築一般構造に関する科目や構造計画や耐震工学に関わる科目がある。それらの教育機関では建築士の受験資格を得られることになっていることが多く、資格取得の観点からも構造力学と建築一般構造の科目を教育課程の中に設けることが必要条件となっている。そもそも建築構造学は、建築士の受験資格の有無に関わらず建築学の体系の中で不可欠な学問である。しかしながら、「構造デザインを考える上で必要なことから何か？」ということの捉え方があいまいなまま、同時に学んでいくことがふさわしいことがらが科目ごとに分断されて教えられているのが現状である。そのため、多くの建築系の教育機関において、

学ぶべき内容を適切かつ効果的に学生に対して教育できていないのではないかという問題意識を筆者は持っている。そして、この状況が改まらない原因は、教える立場にある者が自ら教えられたストーリーの呪縛から逃れることができず、そのストーリーに従って教える努力をしてしまうというサイクルが久しく続いているためではないかと推察している。

本稿では、建築構造学の体系の全体像を捉え直して、建築構造学をどのような形で教育していくべきかという点について考え、その教育方法を見出ししていくための視点を提示する。

2. 建築構造学の捉え方に関わる言説

本節では、建築学会で提供されている情報や構造研究者や構造設計者の著述から、「構造デザインを考える上で必要なことから」として何が求められているのかを再点検して、構造デザインの教育方法について、目指すべき方向性や現状における問題点を確認する。

2.1 建築の構造設計 そのあるべき姿^[2]

この出版物では、構造設計者の職能の本質に向き合い、構造設計者のあるべき姿の実現に向けての提言がなされている。その中に『構造設計にかかわる研究と教育』という項目があり、構造設計者を育てるための教育方法についての提言も盛り込まれている。学校教育に対して求めていることがらがその骨子の中で次のように示されている。『建築構造にとって必要な原理・普遍的な工学教育を重視すべきである。』^[2-1] その解説内容には、『構造設計者が基・規準書の内容を背景を含めて適確に理解し、またコンピュー

タによる計算結果の妥当性を判断するなど、構造物の挙動を理解するため、さらには新たな構造を創出するためには、工学原理に精通することが極めて重要である。』^[2-1]と書かれている。また、基礎的な専門知識の習得の必要性が述べられた箇所では、『実務教育としては、建物のつくられ方を認識しながら学習や研究を行えるようにするために必要な情報を与えればよく、資格取得、就職を重視しすぎた内容であってはならない。』^[2-2]と戒めている。さらに体験的な実務教育やコンピュータを利用する教育の必要性についても触れられている。^[2-3]

2.2 建築形態と力学的感性^[3]

この出版物の企画の意図が冒頭のまえがきに次のように書かれている。『多種多様な形状を有する建築物が建てられるようになってきた。一方で大学などの教育機関で行われている教育は骨組みの力学が中心であり、一般の設計者には、骨組構造以外の建築物には馴染みがあまりない。』『構造設計を目指す大学院生や若手の構造設計者には勿論のこと、デザイナーにとっても有益な書籍を目指して本書の企画がなされた。』日本建築学会内のシェル・空間構造運営委員会のワーキンググループの活動が出発点となっているということもあるが、教育機関で骨組の力学を主に教えていることへの問題意識が表出されている。この出版物は、委員会として執筆者を分担して編集されている出版物であるため、節ごとの記述内容についてはそれぞれの執筆者に任された感があり、統一した体系が示されたものというよりも「力学的感性」というキーワードに対して各執筆者が向き合っただけの研究内容や実施設計の事例報告を集めたものとなっている。その中の第4章において、さまざまな構造設計者の構造設計に取り組む姿勢を知ることができる。

構造設計の実例紹介の中で、榎田洋子が次のように記述している。『美しく完成した建築の舞台裏、中でも構造の形態を創造するプロセスは、力学の基礎知識をベースに、材料、施工、建築全般の知識を収集して編集する地道な作業の積み重ねである。直感には裏づけがあるし、感性は特別な才能ではない。』^[3-1]『問題解決の突破口が見つかるときは、構造技術者と建築家が、あきらめずに同じ集中力で考え続けている時である。両者にデザインと構造に対する基礎的な理解力と知識が必要であることはいままでのない。』^[3-1]と書かれ、「考え抜く努力」の重要性を訴えている。構造デザインを行っていく上で、『力学の基礎知識をベースに、材料、施工、建築全般の知識を収集して編集する地道な作業』をするための能力が必要であるとする構造設計者の認識が伝わってくる。

2.3 空間 構造 物語 ストラクチャル・デザインのゆくえ^[4]

大学に在籍しながら空間構造を中心に数多くの構造設計の業務に携わった斎藤公男が、『大学・大学院において講義してきた「構造の計画と技術」「空間構造」「構造デザイン」などを基本として』^[4-1]書かれた著作物である。『これらの講義では、1・2年生を対象とした「構造力学」、3・4年生を対象とした「構造設計」という通常の授業では含まれない「力学と構造・原理と応用」「空間と構造の相関

性」や「アーキテクトとエンジニアの協働の重要性」といった話題を中心としている。』^[4-1]とあり、この本の内容からも興味を喚起される授業が行われていたであろうことが想像できる。また、このような興味深い授業内容が『通常の授業では含まれない』という一文から、通常の授業が十分なものではないと斎藤が認識していたと推察できる。さらに『「構造力学」はとかく学生諸君には人気がない。私も大学でいろいろ努力はしているが、「教えること」は難しい。「構造ごらいの学生」が長じてエンジニアや構造に対する妙な偏見をもつようになるのは、何も今日にはじまったわけではない。』^[4-1]と書かれており、十分な経験と知識を持った斎藤においても構造力学を教えることの難しさに直面してきたであろうことをうかがい知ることができる。その悩みは次の一文からも感じ取ることができる。『力学をまず体感として理解させたいとの思いで行っている1年次生のペーパー・ストラクチャーは、それなりの効果が見られる。しかしその先が、なかなかうまくいかない。いつの間にか構造嫌いの学生が増え、そのうちの何人かは、4年生の卒業研究や修士論文でまた息を吹き返す。その繰り返しなのである。』^[4-2]

この本の全体のテーマを斎藤は次のように説明している。『本書における大きなテーマは、「構造デザインとは何か」である。広い諸相の底に流れるものは「人間と自然」。構造デザインはその二つを結ぶものとして位置づけられよう。』^[4-1]この一文は、構造設計（構造デザイン）の本質について言及されており、この中で『二つを結ぶ』とされていることに着目したい。

2.4 力学・素材・構造デザイン^[5]

この出版物は、複数の構造設計者が執筆分担をする形で書かれたものであるが、意図することが、まえがきにおいて次のように説明されている。『いきなり立体モデルによる数値解析を始める構造設計⇔構造計算がはびこる今、いざとなれば基本原理に立ち返り、創造的な構造計画を行い得る力が今後ますます重要となります。』^[5-1]『そのような構造設計者および建築家の知っておくべき建築構造形態に関する幾つかの“かんどころ”について、力学的な視点からの分析を行い、簡単な例題とそれを応用した歴史的建物から現代の建築例を紹介しながらレビューしようとするものです。』^[5-1]『基本原理』の重要性と、その重要なことが単なる構造計算の方法ではなく『建築構造形態に関する幾つかの“かんどころ”』であると認識していることがうかがわれる。

坪井善昭は、構造設計者のトロハ（Eduardo Torroja）および坪井善勝の設計姿勢について、2人の著述からの引用を示している。トロハの『Philosophy of Structure』（構造の哲学、1951年）の訳本の紀行文「日本語版によせて」を読んで『「計算より重要なのは着想である。着想とは材料を抵抗力のある一つの形にかたどり、機能を満たすことにある」とする、トロハの姿勢に「工学」の域を超えた「哲学」を』^[5-2]思っただけで感銘を受けたとの記述がある。また坪井善勝の『連続体力学序説』について次のように記している。『「応用数学、応用弾性学が現実の中で生きるという具体的な感覚が必要である」と説いた。同書は、「実際問題へ寄与する」という強い信念のものと著された書で

あった。』^[5-3] この一文においても、力学を実際の問題につなげるための『具体的な感覚』の必要性が強調されている。

2.5 建築構造学の全体像を捉えるために欠かせない視点

本節で参考にした文献の記述から、建築構造学の全体像を捉えるために欠かせない次のような視点を見出すことができる。それは、普遍性のある力学的な原理の知識と、材料や施工など工学的に考慮すべきものに関わる知識の両者を結ぶ形で建築構造学は捉えられなければならないという視点である。この視点を持つことの重要性については、著名な構造家たちが60年以上も前からすでに断言している。たとえば、トロハの『着想とは材料を抵抗力のある一つの形にかたどり、機能を満たすことにある』^[5-2] や坪井善勝の『現実の中で生きるという具体的な感覚が必要』^[5-3] という言葉に凝縮されている。

3. 構造力学の体系と教育方法についての模索

建築構造学の中から分断される形で構造力学の体系が捉えられてきており、それゆえに建築構造学の全体像を適切に教育されてきていないと筆者は考えている。そのことを確認するため、本節では、一般に用いられている構造力学の教科書の目次や構造力学の授業の教育効果についてのアンケート調査の既報の内容から、構造力学の教育において伝えられていることがらを確認する。

3.1 構造力学の体系

構造力学を解説した本は多数あり、それぞれの教育機関でそのいずれかがテキストとして用いられている。解説の文章や補足のための図などの表現の差、建築士の資格試験対策を重視するかしないかという差などはあるものの、骨子となる流れは、構造力学の体系をなぞる形でほぼ同じである。その一例として、ほぼすべての内容を網羅していると思われる『建築構造力学 図説・演習Ⅰ』^[6] ならびに『建築構造力学 図説・演習Ⅱ』^[7] の目次の項目を列挙する。

建築構造力学 図説・演習Ⅰ

1. 建築構造力学の役割
2. 静力学の基礎
3. 材料の力学的性質
4. 構造解析と近似
5. 静定梁
6. 断面に作用する応力
7. 部材の弾性変形
8. 簡単な不静定梁の解法
9. 静定ラーメン
10. 静定トラス
11. 梁の塑性曲げ
12. 柱の座屈

建築構造力学 図説・演習Ⅱ

1. 骨組理論の特徴
2. たわみ角法
3. モーメント分配法（固定モーメント法）
4. 建築骨組の近似解析
5. 変位法（剛性法）

6. 仮想仕事の原理
7. エネルギー法
8. 応力法（柔性法）
9. 極限解析と弾塑性解析
10. 構造設計の応用

これらの出版物においては、言葉の定義や計算式の誘導方法など基本の説明が多くなされている。構造力学の類書は、計算式の使い方、計算方法、演習問題に多くのページを割いて計算テクニックを身につけることを目指したものなども数多くある。建築における構造力学の教科書的な本の共通点として、梁の曲げ理論、骨組構造、不静定骨組を対象としたたわみ角法や固定モーメント法の解法を示している。この一連の流れは骨組構造の建築物を対象とした構造力学の体系を伝えることを主眼として編集されているものと思われる。

これらの出版物はⅠが基本編、Ⅱが応用編となっており、例えば1年次にⅠ、2年次にⅡが教科書として用いられることもあろうかと推測できる。

複数の執筆者により分担して書かれているこの出版物の中で、応用編の位置付けのⅡの最後の10.において、構造設計に応用できることがらの説明が記述されている。その内容には基本編のⅠを飛ばして読んででも理解できるものも含まれており、実際の設計時にも生かせる知見が複数紹介されている。その章の中で、担当執筆者の須賀好富は次のように述べている。『構造計算以前に、まず骨組の形状と寸法を選定する作業の過程がある。この過程では構造力学の知識や過去の設計資料などに基づいて、多くの試行錯誤を繰り返して、目的に最適の構造形式と寸法が選定される。これを構造計画という。特に構造設計者の創意工夫が生かされるのはこの部分である。』^[7-1] 構造計算の手法の基本が分からないと理解できない部分もあるものの、計算手法の習得以上に、この章で紹介されているような力学の原理と実際の建築物をつなげる知見を理解しておくことの重要性を意識させられる。学ぶ順序においては、基本的な計算手法を学ぶ段階で、この章に示されているような形状と寸法を選定するために考えなければならないことを早い段階で同時に学んでいく方が、計算手法の習得にも全体像をつかむためにも有用であると思える。なお、須賀には、主にこの部分を取り出した形の著作物がある。力学と実際の建築物をつなぐ知見を得られるという点において、構造設計の勘所が的確に解説されている良書である。^[8]

3.2 構造力学の教育方法についての模索

本節では、構造力学の教育方法についてのアンケート調査報告や取り組みの実践例紹介、さらには米国での教育課程についての報告などの確認を通じて、建築学という枠組みの中での建築構造学の位置付けについて考察する。

3.2.1 構造力学の項目

久木章江は、建築士の受験資格の認定を受けるために認定校において構造力学4単位以上の履修が義務付けられたことに伴い、「構造力学授業の理解状況等についての調査結果について」^[9] 報告している。ここでは、構造力学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの内、Ⅰについての調査がなされている。学習内容

の項目として掲げられている概要は、梁などの反力 曲げ応力（度）M図、N図、Q図、（単純な梁 複雑な形状）である。構造力学の授業の理解度についての同様の調査は、他の大学等でもe-learningの効果の検証なども含めて複数行われているが、いずれの調査項目もこの報告と同様に力学の体系をなぞっている。

報告結果からは、構造力学の初歩的な内容を対象とした科目であるものの、ここで文系学生と呼ばれている学生の理解度を上げることへの日頃の苦勞がうかがえる。久木は『学習到達度を高めていくことや、個人差に台頭するためにはe-Learning型の教材作成が必要だと考える。』^[9]と結んでいる。

3.2.2 構造力学 実践的な演習

単に計算方法を教授するのではなく、体験や実験を通じて教える方法を実践している大学等も複数あるものと思われる。その中の一つとして、精力的な取り組みが石川孝重、平田京子により報告されている。^[10]そこには、初年次の構造力学の授業における実践例が示されている。掲げられている工夫のポイントは、次の3点である。

- 「①毎回、何か手を動かして学ぶ」
- 「②力学の原理を可視化する」
- 「③考察力を育てる」

準備作業等にかかる労力は大きいものの、理解度を向上させる効果を実感されていることが伝わってくる。この報告の中にも他大学においても様々な実践的な取り組みがあることにも触れられている。

3.2.3 米国大学における構造教育

米国大学における構造教育の概要が西谷章により報告されている。^[11]この報告によると、米国では土木も建築も関係なく、『建築のための構造教育も、civil engineering系の学科で行われる。』^[11]と書かれている。すなわち米国では、構造力学の体系は建築学の体系の中にあるものではないものと理解できる。日本において建築学の体系の中に建築構造学が含まれている形は、米国とは異なるものである。西谷は米国と日本とどちらの枠組みの方が良いかというとは一概に言えないと記しているのみで、建築構造学ならびに構造力学の位置付けをどうすれば良いかということへの答えは示してはいない。

3.2.4 建築学の中の建築構造学

建築学の中に建築構造学が含まれている日本のような体系においては、米国のように建築学とは別な工学の体系に位置付けられている構造力学をも含むことになっている。建築デザインを学ぶ指向を持つ学生が構造力学を学ぶことへの動機付けが希薄であったり、構造力学を学ぶことへの苦手意識があったりすることから、さまざまな建築系の教育機関において構造力学を教えることに対する苦勞があり、いろいろな工夫がなされていることがうかがわれる。そのような中でも、実験を通じて手を動かしながら力学的な原理を可視化して考察するという一連の流れを組み込んだ授業なども展開され相応の効果を上げていることも確認できる。しかしながらこのような意欲的に工夫をして取り組まれている授業でさえ、建築構造学の全体像を捉えることよ

りも構造力学そのものの理解と計算方法の習得に重点がおかれているように思える。

構造力学の体系は工学の体系として明確であり、学習時の習熟度の評価も計算問題を解くことができるかどうかという客観的な観点で行いやすい。そのため、本来は建築構造学全体をどのように教えなければならないかという視点を持たなければならないはずであるが、往々にして、その一部の構造力学をどう教えるかという問題に着目しすぎている傾向が見受けらる。

4 建築士の受験資格に関わる科目構成

国家資格である建築士については、国土交通省および公益財団法人建築技術教育普及センターのサイトにおいて、その内容等が公開されている。日本国内で一級建築士の有資格者となるためには、「計画」「環境・設備」「法規」「構造」「施工」の5科目の筆記試験において必要とされる点数を取る必要があり、それらの科目の設問内容が、この資格を持つ人材に求められる事柄であると言える。受験資格を得る教育機関には、構造力学、建築一般構造、建築材料の科目を教育課程に設けなければならないこととなっている。試験科目の「構造」中にこれら3つの科目内容が盛り込まれている。設問は30問、そのうち力学の計算問題が5問、残りの25問が一般構造と材料に関する設問である。

構造力学に関する設問は、試験問題として成立させるために、①時間内に手計算で解くことができる、②事前学習の成果が問えるという条件を満たした簡単すぎず難しすぎない問題となっているものと推察できる。また、当然のことながら正解のある計算問題が提示されている。一般構造に関する問題も、理解しておくべき事柄について問われるが、事前学習により正解を選ぶことができる問題が設けられている。

建築系の教育機関が建築士の資格試験の構成に沿った形で教育過程を構築した場合、異なる科目間でのつながりを確認して運営していくことを怠った場合、分断して提供されて得た知見が、実際の構造デザインに行う際に効果的に活かせない可能性をはらんでいる。構造力学において単なる計算手法の習得を目指すだけであれば、その習得した計算手法は、実際の構造デザインに役立つものとならない。

そうならないために、模型を使った実験を行うなどして、力学的な原理と構造物をつなぐ知見を得ることができるよう工夫された授業も展開されている。しかしその場合ですら、構造計算手法を理解することへ目標が向けられる傾向にあるように思われる。構造デザインを実際に行うときには、計算して答えが見出せることはなく、存在する正解を得るためではなく、ある形を見出して実現に向けての決断をしていくことが求められる。ゆえに唯一の成果を持つ力学の計算手法を身につけることを目的の主眼とすると、本来学ぶべきことがらから逸れることにつながる可能性がある。建築系の教育機関においては、建築士の資格取得を意識しすぎて本質を見失っていないかどうかという点に関して、教育課程の内容および科目運営の実情について常に懐疑的な視点を持って点検し続ける必要がある。

5 建築構造学の全体像を見据えた教育

ここまでの節で、「構造デザインを考える上で必要なこ

とがら」を体系化した建築構造学の全体像を捉えるためには、普遍性のある力学的な原理の知識と材料や施工など工学的に考慮すべきものに関わる知識の両者を結ぶ視点を持つことが重要であるにも関わらず、構造力学だけが分断されていることを観てきた。本節では、重要な視点を見失うことのない建築構造学の全体像を示し、分断させない構造力学の中身として何を教えれば良いのかという項目案を提示する。さらに全体像を捉えるためのどのような姿勢で望めば良いのかという点について、既存の考え方を紹介する。

5.1 建築構造学の全体像

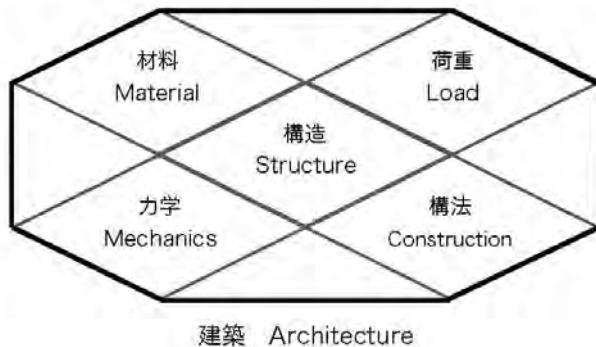


図1 構造を取り巻く4つの要素

建築構造学の全体像を示すものとして図1の形を提示する。図1には、「荷重」、「材料」、「力学」、「構法」という4つのキーワードを「構造」を囲む形で配置している。この図では、「荷重と力学」、「材料と構法」という2つの組み合わせを意識し、荷重に対してどのように対応するかを力学的に考えること、材料を組み合わせる構法を考えること、この両者について考えることが構造について考えることだと捉えて表現している。現状の多くの建築系の教育機関では、この2つの軸を別々に認識する形で、構造力学という科目において、荷重に対して応力や変形量を求める方法が教えられており、一般構造の科目において、さまざまな材料において構法上の知識も深めることを中心にして関連する力学的な仕組みについても教えられている。

一般に実際の構造物と計算的なモデルが一致するわけではないため、力学的なモデルを考えることと、実際の構法的なことを考えることを、別々に教えることは全く不合理であるとはいえない。この図においても、2つの軸は、同一平面上にはない形で表現すべきである。しかし、それら2つは全く別のものではなく、数多くの構造家が経験的につかんでいることの言説から推察すると、構造デザインについて考える際には、その一致しない点についての考察を深めることこそが重要であるということが分かる。そのことを再確認するため、これまでに観てきたことに加え、新たに2人の構造家の著述を次に掲げておく。

佐々木睦朗は、その著書の中で、『構造設計とは、(自分のこだわりの中から) 発想した構造コンセプトを自然法則や経済条件の中で具体的な構造として実現していくことである。』^[12] と述べており、そこからは『具体的な構造』という語への意識が強いことが読み取れる。佐藤淳は、構造計算のプログラムを掲載して関わったプロジェクトを紹介

している著書のはじめに、『もうひとつ載せたいと思ったのが素材リストです。私の事務所で書き溜めたものですが、こういうリストは、ありそうでなかなか見つかりません。』^[13] と記載しており、構造設計をする際に、素材を考えることの重要性を意識していることがうかがわれる。これらの文面からも、具体的に用いる材料、材料を用いて具体的な構造にするための構法に思いを致さなければ構造物を設計できないということが追認できる。

構造デザインを考えて具体化する構造物を建築物として成り立たせるためには、さらに美的な側面、文化的な側面や機能や用途に見合うかどうかという観点についても合わせて考えなければ設計はできない。そこに構造設計者と意匠設計者の協働が必要であるとの指摘は以前からなされている。山本学治はさらに踏み込んで、単に互いの理解が必要だということではなはいとして、次のように指摘している。『もし、ある材料を適切に用いて、ある目的のために適切に機能づけられた建物を形作ることを建築の設計、すなわちデザインと呼ぶならば、デザインと構造などという言葉の使い方自体がへんである。現代建築の不幸は、デザインが構造と分離していることにあるのではなく、構造計画を含められない設計行為をデザインとしているところに始まっている。』^[14-1] それを解消するための一つの条件として、『構造技術者は構造工学という、建築の設計とは別個に存在し得る一つの工学体系と建物を構築する方法である構造計画を分けて考えなければならない。』^[14-2] と山本は述べている。この山本の『構造計画』を含む『建築の設計』に思いをいたそうとすれば、図1には、さらに建築そのものを踏まえたもう一つの平面、すなわち「建築として成立させるための要件」を加えなければならない。

「荷重と力学」「材料と構法」「建築として成立させるための要件」この3つが異なる平面に位置するものであり、これらについて合わせて考えるための「つなぎ」が構造であると捉えて表現するにあたり、本論では坂本賢三の提言に習うことにする。坂本は、『「分ける」こと「わかる」こと』^[15] の中で、対象を分類して捉えることについての考察を試みている。その中で坂本は、『対象を体・用・相の三つの面からとらえる仕方は、古くから仏教の中にあっただが、これらの語を用いて表現したのは、『大乘起信論』が最初であったように思われる。』^[15-1] として、「体」「相」「用」の3つに分ける分類方法の有用性と妥当性について考察している。この3つについて坂本は、『「体」はまさに「そのもの」であり、「相」は漢和辞典を見ればわかるように、「木へん」ではなく「目」の部に出てくる「見える姿」であり、「用」は垣根の形に材木を組んだ象形で、「はたらき」(作用・効用)である。』^[15-2] と説明している。『人を見るときにも、道具や技術を見るときにも、社会や芸術や学問をあつかうときにも、いつでも体と相と用の三つの面から見ていたのではないだろうか。この三つは同じものでありながら、局面が違う。上下関係や同一平面には並べられない関係である。』^[15-3] と坂本は述べているが、この3つの平面の関係性に注目すると、建築構造学の全体像を捉える表現として図2のような立体的な関係を意識した図を示すことができる。

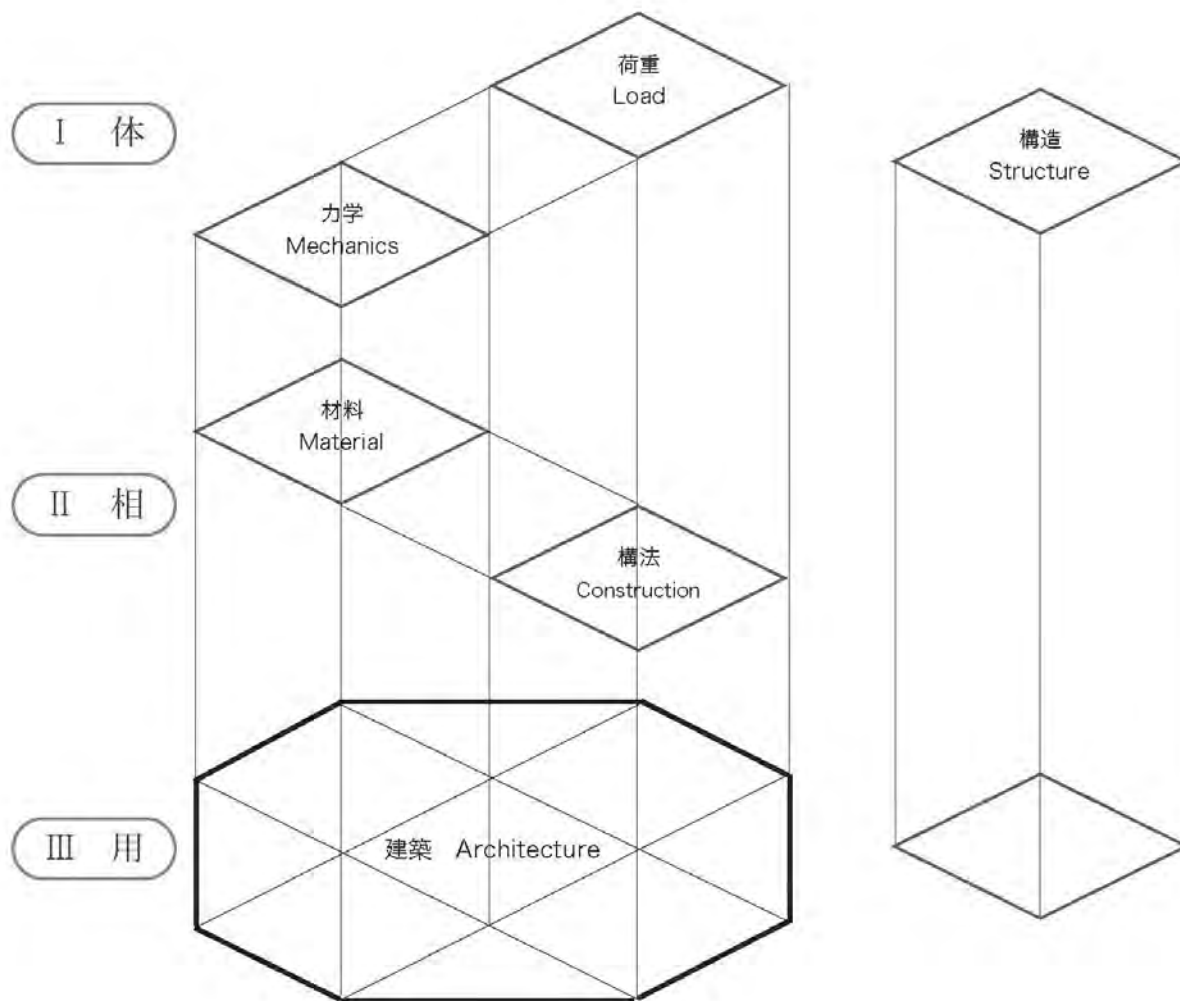


図2 構造を取り巻く要素 体・相・用の三つの面

図2の三つの面について、下から順に説明する。

III 用

建築については、用、強、美の3つの要素を考えるとということが常識として語り継がれているが、この面には、機能的なことから指し示す用、外観や美観、様式美なども含む美、この両者を合わせて最終的に表現されるものすべてを含むものとして考える。よって、図2に示す「用」は、「用、強、美」の中の用と美の両者を含むこととなり、半ば常識的に言われている「用、強、美」の中の用とは一致するものではない。

この用を具現化して成立させるために構造を考えなければならない、この一番下の底面から縦に柱のように貫くものとして「構造」があるものとする。

II 相

建築物を成り立たせるためには、さまざまな材料を組み合わせて作り上げなければならない。そのような材料をどのような構法によって作り上げるかということを考えることを「相」として捉える。

I 体

存在するものには、さまざまな力が作用する。これを構造学では荷重（固定荷重、積載荷重、積雪荷重、地震荷重、風荷重など）と呼ぶが、それら荷重に対して、どのような力の負担が加わるか、どのような変形をするかを把握するために力学的な検証を行う。このことを示す面が「体」である。

「用」が求められ、それを実現化させるためには「相」について考えなければならない、その「相」を成り立たせるために「体」について考える。そのプロセスの中で、これら貫く形で考えるべきことを「構造」と捉える。この3つの面について、それぞれについて考えるべきことながらも、最終的に一つの建築物を成り立たせるためには、それぞれの面での検討を行き来するか、同時に行うかは別としても、それら貫くような考察を行う必要がある。その考察こそが構造について考えるということであり、建築構造学の体系を形で示す際には、この貫くという位置付けが表現されている必要がある。図2は、構造という概念が3つの面を貫くものであるということを視覚的にイメージできるものとなっている。

5.2 建築構造学において全体像を伝えるための項目案

建築構造学の教育方法についての問題の本質は、単なる構造力学の教え方にあるのではなく、建築構造学の体系の捉え方とその全体像を伝えることを目的に据えるという点にある。構造デザインを学ぶ学生に対して建築構造学を教える場合、前節で示した建築構造学の全体像を伝えて、縦に貫く位置付けがなされる構造について考えることができる知見を授けることができれば、その知見を、学生はその後のデザイン活動に生かすことができる。構造力学における個々の数式の扱い方だけを学んだとしても、実際の構造物との関わりを見出せないままであると、実際の構造デザインには活かすことはできない。分断化された知見を提供することを避けるためには、科目ごとに分担しているということそのものも疑ったほうが良いと思われる。これまでに確認してきたように建築構造の工学的原理は、単に力学の計算方法を意味するものではない。その教育方法について一番重要なことは、常に実際の構造物について考えることである。その過程において、力学的なことからを検討して定量的に評価せざるを得ない際に、計算式を用いた考察を必要に迫られる形で行うようにするような状況をつくることが望まれる。

具体的な内容を考えていく上で、「I 体」において、特に力学的なことから伝える際のキーワードとなるのは動詞ではないかという仮説を筆者持っている。すでにあるも

のをどう解析するかというよりも、これからどう作り上げていくかという観点を持つためには、常に能動的なキーワードを念頭におくことが構造デザインの実際の行為につながっていくのではないかと考えている。たとえば、次のようなキーワードをもとに、その意味を考える機会を提供していくことが一案として想定できる。①基本的発想、②力と変形、③応用的方策の3つに分けて掲げておく。

①基本的発想

「在る」「支える」「架ける」「覆う」

②力と変形

「耐える」「粘る」「壊れる」

「圧す」「引く」「曲げる」「ねじる」

「縮む」「伸びる」「曲がる」「ねじれる」

③応用的方策

「積む」「吊る」「張る」「並べる」「せり出す」「交差する」

「固める」「折り曲げる」

また、力学と構法をつなぐ観点から、構造形態を分類して伝える必要がある。その際には、増田一眞の著作物にある『架構形態の分類表』^[16]が参考になるものと思われる。

「II 相」の内容についても「I 体」で考えなければならぬ力学的なことを常に関連付ける形で思考できるように伝えていく必要がある。「I 体」と「II 相」で伝えるべき項目を一覧にして図3に示す。

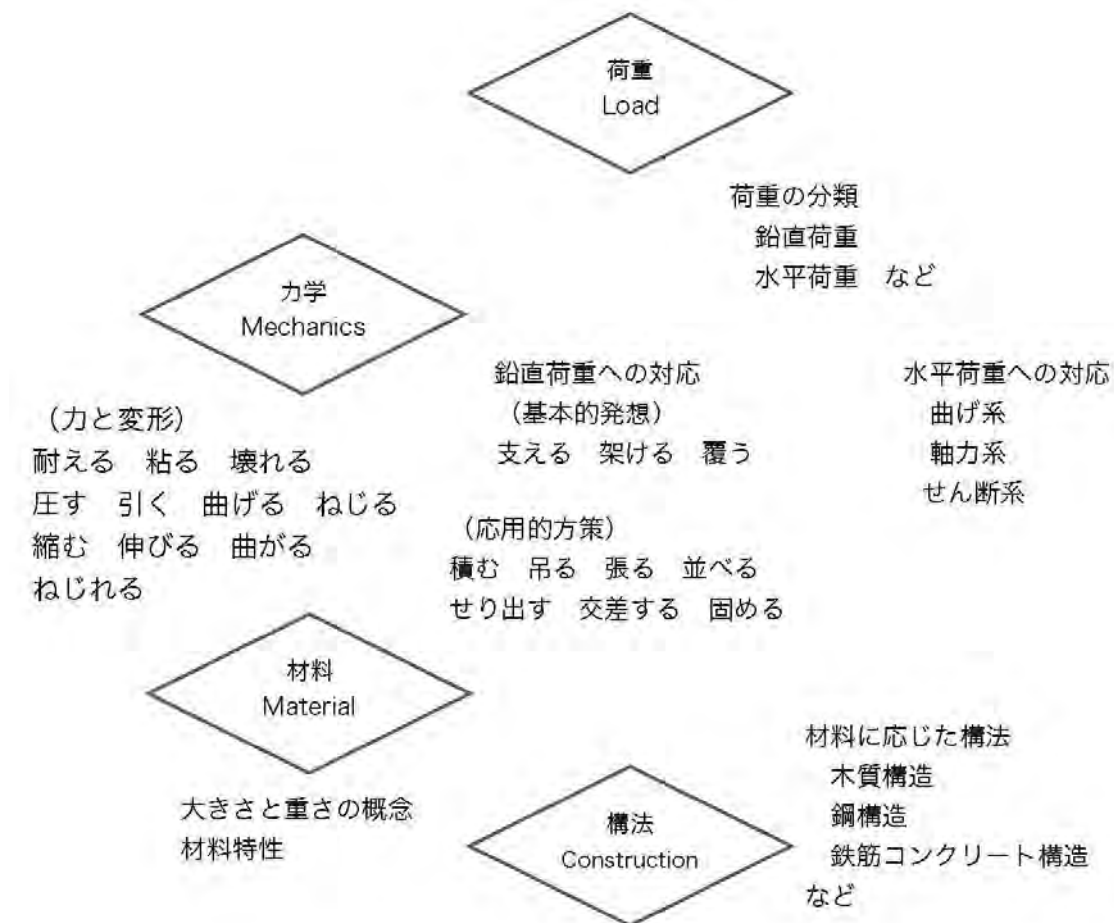


図3 建築構造学の全体像を伝えるための項目案

「Ⅲ用」との関連は個別の構造の科目で行うのではなく、設計の演習系の科目に構造関係の教員が関わる形で、体、相と同時に考えていくという機会を提供していくことが望ましいと考える。

5.3 全体像を伝えるための姿勢

建築構造学の全体像を伝え、図2における上下を貫くものを構造に対する考え方を示していくためには、力学的な知見と現実にある具体的なものをつなげる思考体験が必要である。そのためには実際につくって壊すというような実験をすることが有効である。また、実際に実験をしなくても思考実験として具体的なことに想像を巡らして理解することもできる。梁の曲げと梁の内部の応力との関係を理解する際には、トランプの束について洞察することが有効であると思われ、そのような説明を行っている著作物は複数存在する。^[17]

田中基八郎は、著書『植物のデザイン 形と力学』^[18]において、さまざまな植物の形に着目して、その形が力学的に合理的であることの説明を試みている。中には、リングとミカンの異なる特徴とその特徴が力学的な仕組みとどう関係しているかを述べている箇所がある。^[18-11] 実際の形を力学的な捉え方で見る方法が示されている点において興味深い見方が学べる著作物であり、そこに示されているようなことを考える機会を提供することも有効であると考えられる。

エンジニアリングの世界を一般人に伝えることを企図してつくられた著作物『エンジニアに学ぶ 101のアイデア』(訳書)^[19]は、工学的なものを見方をイラストと短文で示したユニークな本である。そこには、体系的に捉えることの重要性を強調する箇所が複数あり、全体を観ることの重要性が繰り返し説かれている。そのまえがきにおいて、『この本は木のことと同じくらい、森について明快な理解をもたらすものになっていると確信しています。』と記載されている他、『数量化はそれ自体において厳密なものですが、現実に対しては厳密なものではありません。』『コンセプトから細部まで可能な限りすべての尺度で、あなたの考えを問題の他のすべての側面に首尾一貫して、徹底的に照らし合わせましょう。』『すべてのエンジニアは計算をする。良いエンジニアはコミュニケーションをとる』というように計算結果のみに注視することなく、木を見て森を見ずというようなことにならないよう示唆に富む言葉が書かれている。そのようなものを見方を根底に据えていれば、全体像を見失うことなく「構造デザインを考える上で必要なことから」を伝えていくことができる。

6. 静岡文化芸術大学の教育課程におけるこれまでの建築構造学

海野敏夫の論文「見える力学：変形・応力の可視化」^[20]において、静岡文化芸術大学における建築構造学の教え方について目指す方向性が示されている。抄録には次のように記載されている。少し長い引用となるが、現状に対応するための著者の工夫と尽力されていた様子が実感できるため、その全文を引用する。『デザイン学部の学生に構造力学や構造計画を教えることはかなり困難なことであることを、筆者は日々実感している。力学や建築の構造の説明を

するとき、どうしても数式を伴う。高校で物理を学習していない学生や数学が苦手な学生にとって、これはかなりの苦痛である。そこで、力学の世界が目に見えればだれでも直観的に理解ができ、少しでも学習に役立つのではないかと考えるのは自然である。有限要素法を用いて簡単な力学モデルを解析し、これをスクリーンに投影することは容易であるが、学生は力学そのものに興味をあまり示さない。解析モデルが自分の作品であったり、歴史的に有名な建築であったら、学生の関心を惹くだろうと考えた。本稿は、学生制作の椅子と有名建築2点の解析を行い、椅子の部材や建物全体の変形と応力の強弱をカラーリングで表示し考察を加えている。』

海野は構造力学の計算方法を教えることの困難さを実感する中で、応力解析を行うソフトを用いた計算結果が応力の状況を色で示されていることを利用して、学生の作品の解析結果を視覚的に示すなどの工夫を行っていた。また、構造力学の授業でパスタで橋をつくる演習を行い、力と形の関係を学ぶ機会を提供したことを伝え聞いている。しかしながらそれらの試みは一部であり、力学の計算方法を教えるということと、実際の構造デザインで求められる知見を結びつける形で教える方法を確立させていたとまではいえないと思われる。

7. まとめ

建築構造学の学問体系について考え、建築を実体あるものとするための「構造デザインを考える上で必要なことから」が何かということについて構造家の言説などから、力学的なことから実際の構造物の両者をつなぐための知見が必要であることを確認した。それを踏まえて、新たに建築構造学の全体像を示す図を作成した。その図において、「荷重と力学」「材料と構造」「建築として成立させるための要件」この3つを異なる平面に配置して表現し、それらを合わせて考えることにするための「つなぎ」が構造であることを示した。建築構造学が対象とする工学原理は、単に計算方法の習得にあるのではないことを確認し、教育の場において、構造力学のみを単独で教えることそのものに懐疑的になるべきであるという視点を見出した。建築構造学の教育において、提示した全体像を意識して教えていくための項目案を示した。

8. おわりに

本稿で見出した視点に基づいて、静岡文化芸術大学デザイン学部デザイン学科でどのような建築構造の授業を行っていくかという展望について書き留めておく。平成27年度入学生より、建築に興味を持つ学生は、これまでの空間造形学科ではなく、デザイン学科で学ぶこととなった。その教育課程において、建築士の受験資格が得られることに変わりはないものの、構造力学Ⅰ・Ⅱ、構造計画Ⅰ・Ⅱの科目が1、2年次ではなく、すべて3年次に開講される科目となった。平成29年度以降、4科目とも筆者が担当する予定となっている。すべての科目が3年次に行う形が理想的であるかどうかは分からないが、構造力学と構造計画の科目を同一の学年次に同一の担当者が運営することで、相互の科目を関連づけて教えることができるため、本稿で示した建築構造学の全体像を伝えていく実践が図れるもの

と考えている。1年次、2年次に構造関連の科目がないことについては、科目で教えることが良いのかどうかという点の検討は先に送るものとして、構造関連科目の担当者が設計演習の授業時に何らかの形で関わることで、構造的な知見を提供していきたいと考えている。

デザイン学科において建築構造学の科目を教えることは、建築学科などの建築を主軸におく学科に比べて、「構造デザインの普遍的な工学原理を教える」ことがより行いやすいのではないかという印象を筆者は抱いている。それは「デザイン」という概念の捉え方に関係している。横山禎徳は編者である出版物^[21]のはじめにの文中においてデザインの技能について次のように述べている。『デザインとは帰納的でも演繹的でもないし、まして学問でもない。通常、大学院で博士号をとれるような分野ではない。しかし、長い訓練が必要な高度なプロフェッショナル技能である。その仮説・検証型推論を、座学とは違う「身体知」的訓練で得た技能を使いながら繰り返すのである。統合というのは方法論のない作業であるが、そのための唯一のアプローチは繰り返し作業なのである。』ここに描かれている繰り返し作業のアプローチこそが、「構造デザインの普遍的な工学原理」を身につけるために必要であるように思える。この出版物の中で、横山は対談者との『デザイナーが簡単に育たない』やり取りの中で次のように発言している。『私は大学の建築学科を出て設計事務所に就職したんですが、そこでボスは「エンジニアは小さな間違いはしないが、大きな間違いをするのだ」と言っていた。つまり、「エンジニアは常に誰かから与えられた境界条件の中で作業をしている。」それに対して、「境界条件を決めるのが建築家なのだ」ということでした。』^[21-1] この発言は、あくまで横山の個人的な経験談ではあるものの、その真意を汲み取ると、工学系ではなくデザイン系の学部・学科であるからこそ、全体像を見失わない教育がより行いやすいように思われるのである。

参考文献

- [1] 小野晁彦 他 編著, 『ヴィヴィッド・テクノロジー 建築を触発する構造デザイン』, 学芸出版社, 2007, pp.40

- [2] 日本建築学会 編, 『建築構造設計 そのあるべき姿』, 日本建築学会, 2010
 [2-1] 前掲書 pp.41 [2-2] 前掲書 pp.65 [2-3] 前掲書 pp.66
 [3] 日本建築学会 編, 『建築形態と力学的感性』, 日本建築学会, 2014
 [3-1] 前掲書 pp.228
 [4] 斎藤公男, 『空間 構造 物語 ストラクチャル・デザインのゆくえ』, 彰国社, 2014
 [4-1] 前掲書 pp.7 [4-2] 前掲書 pp.249
 [5] 坪井善昭 他, 『力学・素材・構造デザイン』, 建築技術, 2012
 [5-1] 前掲書 pp.4 [5-2] 前掲書 pp.192 [5-3] 前掲書 pp.199
 [6] 中村恒善 他, 『建築構造力学 図説・演習Ⅰ』, 丸善, 1982
 [7] 中村恒善 他, 『建築構造力学 図説・演習Ⅱ』, 丸善, 1982
 [7-1] 前掲書 pp.233
 [8] 須賀好富, 『構造計画とやさしい力学Ⅰ、Ⅱ』, 学芸出版社, 1979
 [9] 久木章江, 「構造力学の教育手法に関する研究 -その1 文系学生の多い建築系大学における授業理解度の調査-」, 『2008年度日本建築学会 関東支部研究報告集』, 日本建築学会, 2008, pp.473-476
 [9-1] 前掲書 pp.476
 [10] 石川孝重 平田京子, 「体験・実験・考察を通じて育む「初年次構造力学教育」」, 『建築雑誌 vol.128 No.1640』, 日本建築学会, 2013.1, pp.62
 [11] 西谷章, 「米国大学における構造教育 建築全般にわたる素養か、幅広い力学的素養か?」, 『建築雑誌 vol.120 No.1537』, 日本建築学会, 2005.9, pp.11
 [12] 佐々木睦朗, 『構造設計の詩法』, 住まいの図書館出版局, 1997, pp.6
 [13] 佐藤淳, 『佐藤淳構造設計事務所のアイテム』, INAX出版, 2010, pp.4
 [14-1] 山本学治, 『造形と構造と』, 鹿島出版会, 1980, pp.99
 [14-2] 前掲書 pp.100
 [15] 坂本賢三, 「分ける」こと「わかる」こと, 講談社学術文庫, 2006 (原本1982), [15-1] 前掲書 pp.180 [15-2] 前掲書 pp.184 [15-3] 前掲書 pp.186
 [16] 増田一眞, 建築構法の変革, 建築資料研究社, 1998, pp.62
 [17] Christopher Williams, 小竹由加里 訳, 『かたちの理由 自然のもの、人口のもの。何がかたちを決め、変えるのか』, ビー・エヌ・エヌ新社, 2014, pp.39
 [18] 田中基八郎, 『植物のデザイン 形と力学』, 共立出版株式会社, 1983
 [18-1] 前掲書 pp.32-36
 [19] John Kuprenas with Matthew Frederick, 美谷広海 訳, 『エンジニアに学ぶ 101のアイデア』, フィルムアート社, 2013
 [20] 海野敏夫, 「見える力学: 変形・応力の可視化」, 『静岡文化芸術大学研究紀要巻13』, 静岡文化芸術大学, 2013, pp.91-96
 [21] 東大EMP・横山禎徳, 東大エグゼクティブ・マネジメント デザインする思考力, 東京大学出版会, 2014, [20-1] 前掲書 pp.234

自治体文化財団に関する研究 ～日本におけるアーツカウンシル的組織の現状と課題～

Cultural Foundations of Local Governments: Current Status and Issues of Organizations Like Arts Councils in Japan

太下 義之

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
芸術・文化政策センター

Yoshiyuki OSHITA

Mitsubishi UFJ Research and Consulting Co.,Ltd.
Center for Arts Policy and Management

本論文は、最初にSUAC 芸術経営統計を元に、自治体文化財団の概要について整理した。その結果、自治体文化財団の主要な業務は指定管理であり、文化芸術団体の支援は些末な位置づけしかないという実態を明らかにした。

次に自治体文化財団の歴史を、国全体のマスタープランとも言える全国総合開発計画との関連も踏まえて考察した。その結果、全国で公立文化施設が多数整備された90年代において、文化振興ではなく、日米構造協議を契機とする内需拡大のために、国からの強い働きかけもあって地方債が多額に発行され、それを活用して箱物が多数整備されたことを明らかにした。

最後に自治体文化財団の意義と課題を、「公立文化施設の柔軟な運営／二層の職員構成」「文化振興の専門職のブリアリアート化」「地域の文化政策自体の弱体化」「助成財団としての文化振興／助成金額の減少」「文化政策における自治体文化財団の位置づけの無さ」の5項目に整理した。

Based on the Shizuoka University of Art and Culture Arts Organization Census of Japan, this paper first gives an overview of the cultural foundations of local governments, making clear that the main functions of these cultural foundations are designation and management, and that little attention is paid to providing support for arts and cultural organizations. This paper then examines the history of the cultural foundations of local governments, taking into account their relationship with the Comprehensive National Development Plan—Japan's development master plan. This examination reveals that local governments issued a large amount of bonds in the 1990s not to promote cultural activities, but in part to respond to the national government's strong push to increase domestic demand in response to the Japan-U.S. Structural Impediments Initiative. It was found that numerous public cultural facilities were built with funds from such bond issuances. Lastly, this paper considers the significance and issues of the cultural foundations of local governments from five standpoints: (1) the flexible operation of public cultural facilities and their double-layer personnel structure, (2) the growing number of experts in cultural promotion entering the "precarious" class, (3) the weakening of local governments' cultural policies, (4) the decreasing in cultural foundations' funds for promoting and supporting cultural activities, and (5) the unspecified role of local government cultural foundations in cultural policies.

I. 日本における「自治体文化財団」の現状

本論文においては、日本における地域版アーツカウンシルに関する研究の基礎資料として、現在の日本でアーツカウンシル的組織と見なすことができる「自治体文化財団」を対象にした現状と課題の整理を行う。なお、ここで言う「自治体文化財団」とは、地方公共団体が設置（出資、出捐）した全国の財団法人のうち、文化関連事業を行うものである。

日本においては、「地方公共団体が文化施設の運営を円滑に行うために設立した文化振興財団が、アーツカウンシルの組織に近い存在である」（吉本2008：90）とされる。ただし、これらの自治体文化財団は、「アーツカウンシル的な組織として機能しているところは、ほとんど存在していない」（ibid.）のが現状となっている。

本論文では最初に「自治体文化財団」の設立年、職員数、収入・支出、助成事業等の概要について整理する。現状分析にあたっては、「SUAC 芸術経営統計」（調査対象：計442団体）等を元に、主として平成24年度（2012年度）のデータを整理する。

なお、自治体の公益法人全体の中で、文化関連の団体はどのくらいの割合を占めているのかについては、財団法人自治総合研究所（2009）の調査によると、「文化・芸術・芸能・文化財保護」を事業分野とする団体は296件で、農林水産業関連に次いで多い分野となっている。

また、総務省（2016）「第三セクター等の状況に関する調査」によると、地方公共団体が出資（「出えん」を含む）を行っている公益財団法人（1,912団体）のうち、「文化・教育」を業務分野とする団体は724団体で、最多となっている。

1. 自治体文化財団の設立年

自治体文化財団の設立年を見ると、1990年代（1990～1999年）が最も多く、全体の半数近く（45.0%）がこの年代に設立されていることがわかる。90年代に自治体文化財団の設立が集中した理由については後段で分析を行う。次いで設立が多いのは1980年代となっており、この連続した20年間で全体の8割強（83.0%）の自治体文化財団が設立されている。

2. 自治体文化財団の職員数

自治体文化財団の職員数は全体で8,155人となっている。このうち7割弱（68.2%）が指定管理施設に勤務している職員であり、（指定管理業務以外で）文化支援を担っていると推測される財団本部の事業系職員は967人（全体の11.9%）にとどまっている。

3. 自治体文化財団の収入と支出

自治体文化財団の収入を見ると、収入の過半（56.3%）

図1 自治体文化財団 設立年

	設立年		法人格を最初に得た年		現在の法人格を得た年	
	件数	%※1	件数	%※1	件数	%※1
1949年以前	2	1.2	1	0.7	0	0.0
1950～1959年	1	0.6	1	0.7	0	0.0
1960～1969年	3	1.8	2	1.4	0	0.0
1970～1979年	11	6.4	9	6.1	0	0.0
1980～1989年	65	38.0	57	38.8	2	1.4
1990～1999年	77	45.0	66	44.9	4	2.8
2000年以上	12	7.0	11	7.5	137	95.8
合計	171	100.0	147	100.0	143	100.0

※1 小数点第2位を四捨五入。

(資料) SUAC 芸術経営統計

図2 自治体文化財団 職員数(総数) 職種別 雇用形態別

単位: 件数、人
Numbers, persons

	回答数 Number of samples	総職員数 Total number of employees	常勤			非常勤 Part-time employees	パート・アルバイト Part-time employees (hourly wage)	協力会社からの派遣職員等 Employees from other organizations
			うち他機関からの出向者 Loaned employees	うち任期付 Fixed term employees				
				Full-time employees	Fixed term employees			
総数 Total number of employees	167	8,155	5,685	325	2,216	448	1,926	96
財団本部に勤務している職員 Employees working at a headquarter	167	1,818	1,456	149	459	110	238	14
うち管理系 Administration	166	754	640	82	152	31	76	7
うち事業系 Production	166	967	733	59	272	80	147	7
指定管理施設に勤務している職員 Employees of designated administrative facilities	167	5,560	3,690	144	1,526	304	1,484	82
指定管理以外の管理施設等に勤務している職員 Employees of Management facilities except designated administrative facilities	167	777	539	32	231	34	204	0

(資料) SUAC 芸術経営統計

を指定管理料に頼っている一方で、地方公共団体からの収入は1割未満(9.6%)にとどまっていること、また、財団の基本財産の運用益ならびに特定資産(財産)運用益は、それぞれわずか0.6%、0.2%にとどまっていることが理解できる。そもそも自治体文化財団とは、ある特定の地方自治体から拠出された財産(基本財産)で設立され、その運用益である金利を主要な事業原資として運営される法人のことであるので、近年の低金利政策の中で、「財団法人」という仕組み自体が成立困難となっている実態が浮かび上がっている。

また、自治体文化財団の支出を見ると、事業部門の経費(物件費、35.4%)、管理部門の経費(30.4%)、人件費(31.3%)が概ね3分の1ずつを占めているという支出構成となっている。ただし、自治体文化財団から芸術文化団体に支出している補助金は支出全体のうちわずか0.2%、全国合計でも2億円ほどにとどまっている。上述した収入の大半が指定管理料である実態と重ね合わせると、自治体文化財団の主要な業務は指定管理業務であり、文化芸術団体の支援(補助金)は些末な位置づけしかないという実態が理解できる。

4. 自治体文化財団の助成事業

自治体文化財団のうち助成事業を実施しているのは50

団体であり、全体(171団体)のうち3割弱(29.2%)にとどまっている。

自治体文化財団で実施されている助成事業の対象となっている事業を見ると、公演(84.0%)が最も多く、次いで展覧会(54.0%)となっている。

また、助成事業の活動分野を見ると、音楽(83.3%)が最も多く、次いで演劇(70.8%)、美術(58.3%)、伝統芸能(56.3%)となっている。

そして、それらの助成事業の応募方法については、公募を行っている団体が8割強(82.6%)となっている。その選考方法については、選考委員会によって選考している団体が6割強(60.9%)、財団内部で先行している団体が4割弱(39.1%)となっている。

II. 自治体文化財団の歴史

次に自治体文化財団の歴史(1960年代以降)を振り返ってみたい。自治体文化財団の歴史を振り返ることで、日本の文化政策における自治体文化財団の位置づけが明確になると考えるためである。

なお、自治体文化財団の歴史を振り返るにあたっては、文化庁に代表される国の文化政策との関連は当然のこととして、国全体のマスタープランとも言える「全国総合開発計画」(後述)との関連も踏まえて考察する。

図3 自治体文化財団 収入額（総額）部門別

単位：千円
One thousand yen

		A.総計	B.%
回答団体数	Number of samples	165	-
総収入額	Total revenue	88,959,160	100.0%
基本財産運用益	Basic Asset Investment Profit	553,061	0.6%
特定資産(財産)運用益	Designated Asset Investment Profit	160,834	0.2%
事業収入	Sales	23,923,356	26.9%
指定管理料	Designated administration fee	50,080,539	56.3%
補助金・助成金(公的支援・民間支援)※2	Public and private subsidy	11,014,276	12.4%
公的支援	Public subsidy	9,309,336	10.5%
国 文化庁・基金	National government Grant from Agency for Cultural Affairs	741,808	0.8%
その他の国からの支援	Others grant from national government	54,609	0.1%
地方公共団体	Local government	8,512,919	9.6%
うち公募	Public offering	25,658	0.0%
民間支援	Private subsidy	320,970	0.4%
助成財団	Foundation	285,892	0.3%
うち公募	Public offering	184,450	0.2%
一般企業	Profit corporation	35,078	0.0%
うち公募	Public offering	2,975	0.0%
寄附金	Donation	464,690	0.5%
個人	Individual	57,996	0.1%
法人	Corporation	406,694	0.5%
会費	Membership fee	214,902	0.2%
個人	Individual	148,616	0.2%
法人	Corporation	66,286	0.1%
その他	Others	2,547,502	2.9%

※2 補助金の合計は、未回答施設があるため公的支援と民間支援を足しても合計と合わない。

※2 Sum of subsidy is not equal to the total of public and private subsidy because of unanswered organizations.

(資料) SUAC 芸術経営統計を元に筆者加筆

図4 自治体文化財団 支出額（総額）部門別

単位：千円
One thousand yen

		A.総計	B.%
回答団体数	Number of samples	163	-
総支出額	Total expenditure	87,736,725	100.0%
人件費※2	Personnel expenditure	27,419,785	31.3%
うち 役員報償費	Executive Remuneration	543,458	0.6%
うち 給与・賞与	Wage and Allowance	18,359,416	20.9%
うち 非常勤職員報酬	Part-time Remuneration	1,877,102	2.1%
うち 臨時雇賃金費	Temporary wage	2,591,105	3.0%
物件費	Expenditure other than personnel expenditure	59,299,392	67.6%
管理部門	Administration expenditure	26,679,791	30.4%
事業部門	Production expenditure	31,081,475	35.4%
うち財団から芸術文化団体に支出している補助金	Grant for arts organizations	204,893	0.2%
その他	Others	1,538,126	1.8%
その他(債務返済等)	Others (ex: debt repayment)	1,017,548	1.2%

※2 人件費のうち数については未回答施設があるため合計と合わない。

※2 The number of personnel expenses is not equal to the total because of unanswered organizations.

(資料) SUAC 芸術経営統計を元に筆者加筆

図5 自治体文化財団 助成事業の対象事業

	件数	%※2
実施団体数※1	50	100.0
公演	42	84.0
展覧会	27	54.0
国際交流	8	16.0
収集、修復、保存	9	18.0
出版	13	26.0
調査研究	4	8.0
人材育成、研修、留学	10	20.0
その他	10	20.0

※1 実施団体数とは、助成事業のうちひとつでも実施した団体数を示す。

(資料) SUAC 芸術経営統計

図6 自治体文化財団 助成事業の活動分野

	件数	%※2
実施団体数※1	48	100.0
美術	28	58.3
メディア芸術	24	50.0
音楽	40	83.3
演劇	34	70.8
舞踊	25	52.1
伝統芸能	27	56.3
大衆芸能	23	47.9
生活文化	23	47.9
文化遺産	7	14.6
その他	12	25.0
無回答	125	—

※1 実施団体数とは、助成事業のうちひとつでも実施した団体数を示す。

※2 小数点第2位を四捨五入。

(資料) SUAC 芸術経営統計

図7 自治体文化財団 助成事業の実施状況

	実施団体数※1	件数	応募方法※2(%※4)			選考方法※3(%※4)		
			公募	推薦	その他	選考委員会	財団内部	その他
助成	46	490	82.6	8.7	17.4	60.9	39.1	8.7
奨学金	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
顕彰	10	44	80.0	30.0	10.0	60.0	40.0	0.0

※1 実施団体数とは、助成事業のうちひとつでも実施した団体数を示す。

※2 応募方法の比率は、実施団体数に対する比率である。

※3 選考方法の比率は、実施団体数に対する比率である。

※4 小数点第2位を四捨五入。

(資料) SUAC 芸術経営統計

1. 1960年代:全国の均衡ある発展のための「公の施設」の時代

1962(昭和37年)10月5日、国土総合開発法(昭和25年法律第205号)第7条第1項の規定に基づいて、「全国総合開発計画」が閣議決定された。同計画は、地域間の

均衡ある発展を図るために、長期的かつ国民経済的視点にたった国土総合開発の方向を明らかにしたものであり、工業の分散の必要性を指摘し、拠点開発方式を打ち出した。

そして、「開発地域」において「行政、経済、文化等都市的機能を総合的かつ高度に具備することにより、これら

の機能の過大都市への依存状態の緩和をはかり、当該地方発展の中核主導的役割を果たす大規模地方開発都市を配置すること」(経済企画庁1962:19)とした。ここで言う「開発地域」とは、「東京、大阪、名古屋から遠距離にあって、それらの外部経済の集積の利益の享受が薄い地域であり、積極的に開発を促進するための基盤整備を行なう地域」(経済企画庁1962:8)のことである。すなわち、国土計画において、都市的機能としての“文化”に関して、全国(特に三大都市圏以外)で均衡ある発展が目標とされたのである。

一方で、1963年の地方自治法改正によって、「公の施設」という概念が初めて創設された。地方自治法第二百四十四条によると、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。」となっている。

この改正の趣旨については、「それまでの「営造物」という財産管理の観点からではなく、「公の施設」という市民になじみやすい名称とともに、行政的管理の見地から新たに1章を設けたとされている」(自治労2008:2)のことである。

それに加えて、上述した「全国総合開発計画」の存在を勘案すると、国土の均衡ある発展を目標とする中で、地方自治体における文化面での都市機能を担う受け皿として、「公の施設」という制度が創出されたと見ることもできる。

そして、この改正の際、第二百四十四条の2として「公の施設」の管理についても定められた(その後、2003年の地方自治法の一部改正により、「指定管理者制度」が導入された)。この「管理委託」については「通常の業務委託と異なる点は、施設の維持管理とその施設で実施する事業を、通常の場合1つの団体に委託することによって、このことから「丸ごと委託」ともいわれてきた」(ibid.)のことである。

次いで1967年に、文化会館等の建設費の一部を定額補助する制度「公立文化施設整備費補助金」が創設された。この補助金は原則として、「都道府県、人口10万人以上の都市等が設置する文化施設で、ホール、展示場等の床面積が1500㎡以上かつ固定席が500席以上、練習場3室程度を有することを条件に、建設費の3分の1以下の定額を補助する制度」(根木ほか1997:17)であった。

当時の劇場・ホールの整備状況に関しては、佐藤(1966)の調査によると、1960年以前に800席を越す大規模な公立ホールは全国に65館となっている(佐藤

1966:12-17)。

また、一般財団法人地域創造の調査によると、1960年以前に整備された公立文化施設はわずか43館となっている(地域創造2015:13)。一方で、1960年代に開館した公立文化施設は全国で165館となっており(ibid.)、公立文化施設の数は急増したと言える。1960年代に開館した文化ホールの事例としては、青森市民会館(1960年開館、2007年閉館)長野市民会館(1961年開館)、高松市民会館(1961年開館、2004年閉館)、福岡市民会館(1963年開館)岡山市市民会館(1963年開館)、弘前市民会館(1964年開館)などがあり、三大都市圏以外の主に県庁所在地等に市民会館という名称でホールが整備されていった。

そして、これらの市民会館については、「地方都市や、あるいは大都市での小地域社会を対象とするところでは、あらゆる種目の行事、公演等を使用対象とする、いわゆる多目的ホールとしての多目的な性格付けがむしろ強く要請」(佐藤1966:43)されたとのことである。

このようにして整備された「公の施設」のうち、公立文化施設の管理委託先として、自治体文化財団が成立されていったものと推測される。もっとも、前述した「SUAC芸術経営統計」によると、1960年代に設立された(と回答した)自治体文化財団は、わずか3団体にとどまっている。

なお、上述した「公立文化施設整備費補助金」の創設前年の1966年に、文部省社会教育局芸術課が文化局に昇格している。また、1968年には文化庁が設立されている。

以上のように、1960年代は、全国の均衡ある発展が目指され、そのための施設としての市民会館の整備が牽引するかたちで、文化政策の前身に相当するものが胎動し始めた時代であると言える。

2. 1970年代：列島改造のための文化施設整備の時代

前述した通り、70年代に先立つ1968年に文化庁が設立される。さらに同年に、文化庁による都道府県への文化活動助成が開始された(根木2001:16-17)。

そして1969年に第2次の全国総合開発計画として「新全国総合開発計画」が策定された(1972年に増補)。同計画の「地方都市の環境保全のための主要計画課題」においては、「住宅建設およびこれに関連する各種の日常生活圏施設が整備され、基礎的な生活環境が確保される。さらに、生活環境を充実するため、より高度の都市的サービス機能を楽しむよう、地方中核都市における広域共同利

図8 地方都市の環境保全のための主要計画課題

区分	日常生活圏施設	広域生活圏施設 (広域共同利用施設)	高次圏域施設
文化	図書館、児童文化会館	映画館、総合図書館、劇場、展示場、催場、美術館、音楽堂	国立劇場、博物館、資料館、科学館
集会	集会所、公民館	文化センター、市民会館、勤労青少年センター、結婚式場、葬祭場	国際会議場、国際文化センター

(出所) 経済企画庁「新全国総合開発計画(増補)」(1972年)を元に筆者作成

用施設を整備するほか、高次圏域施設を選択的に設置する」(経済企画庁1972:36-37)としている。ここで言う「広域共同利用施設」等の具体的なイメージは図8の通りである。同計画によると、地方中核都市において、劇場・音楽等、文化センター、美術館等の文化施設の整備が目標とされていたことが理解できる。

ちなみに、「新全国総合開発計画」が増補された1972年には、田中角栄が内閣総理大臣に就任している。そして同年、田中は「日本列島改造論」と名付けた政策綱領、およびそれを現した同名の著書を発表している。すなわち、上述した地方中核都市における、劇場・音楽等、文化センター、美術館等の文化施設の整備は、列島改造という構想の中にあらためて位置づけられたことになるのである。

なお、1974年には、自然環境の保全と健康で文化的な生活環境の確保とともに、地価の安定をめざした「国土利用計画法」が制定された。さらに、国土行政を担う中央官庁として「国土庁」が新設された。

前述した通り、1960年代に地方自治体による文化施設等のハード面の支援は既に開始されていた。このようなハード面の支援と比較して、文化政策や文化事業を担う人材育成などのソフト面の支援は遅れて導入されており、最初に1973年度から「公立文化施設技術職員研修会」が、その後1977年度から「芸術文化行政基礎講座」が開始されている(根木ほか1997:18)。

一方、地方自治体による文化政策も1970年代から実質的にスタートした。中川(2001:2)によると、「自治体首長部局主導型の『文化行政』は、大阪府文化振興研究会(梅棹忠夫、司馬遼太郎、宮本又次等)の提言が出された1970年代から実質的にスタートしたといわれている」とのことである。

1973年には、大阪府の黒田知事が「大阪文化振興研究会」を設置し、3カ年の研究成果を2冊の本にまとめている(森1993:335)。

また、「地方自治体において『行政の文化的展開』という言葉が公式文書に使われたのは、1975年4月に兵庫県文化局が発行した『新しい生活文化の創造』といういわゆ

る『兵庫パンフ』とよばれるものが、最初である」とのことである(河野1992:69)。

そして、「1977年9月に第1回全国府県文化行政連絡会が、79年11月には第1回全国文化行政シンポジウムがそれぞれ開催」(吉本2008:45)された。以上のように、1970年代には、地方自治体において文化政策に関する取り組みがさまざまに開始されたのである。

この1970年代には、地域創造(2015)によると427館の公立文化施設が整備されている。また、「SUAC芸術経営統計」によると自治体文化財団は11団体が設立されている。

そして70年代に自治体文化財団に対して文化施設を含む社会教育施設の管理委託が進展した。施設の「委託先は行政が全額出費して創設した財団法人であるケースがほとんどであり、その意味からすれば、これまでの社会教育行政部門における委託は、あくまで行政の内部的制約からのがれるための手続的工夫であり、行政外部へは閉ざされた運営形態であったといえる」(石井山2004:190)と指摘されている。このような展開は、「1970年代、財政削減、職員数削減(退職者の再雇用先確保)といった、いわば『行政スリム化』の手法として登場したという歴史的経緯がある」(ibid.)と指摘されている。

3. 1980年代：地方定住のための文化の時代

1980年代は、「文化の時代」「地方の時代」の標語の下に、「自治体文化行政」が推進された(根木2001:29)時代であった。

80年代の幕開けに先立つ1977年、「定住圏構想」を掲げた「第三次全国総合開発計画」(通称:三全総)が策定される。この「定住圏構想」とは、「第1に、歴史的、伝統的文化に根ざし、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた人間居住の総合的環境の形成を図り、第2に、大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方、地方を振興し、過密過疎に対処しながら新しい生活圏を確立すること」(国土庁1977:27)と定義された。そして、そのための新しい生活圏は「定住圏」と名付けられた。これは、「自然環境をはじめとした国土の保全と利用及び管理、生活環

図9 「第三次全国総合開発計画」における文化施設の配置

(i)	全国的な文化施設として、歴史・民俗資料の収集展示のための施設及び大衆芸能のための施設の設置を進める。また、その他の現代舞台芸術や古典芸能のための施設等の整備についても配慮する。 これらの施設の配置については、国際美術館等を大阪に設置するほか、地域(ブロック)施設とあわせて全国的に適正な配置を図る。 また、以上の文化施設の整備に当たっては、環境、利便等の面で都市計画等と整合したものとなるよう十分配慮する必要がある。
(ii)	これらの高度な文化施設を中心として、定住圏においては、地域の状況に応じ地域の文化活動の振興を図るため、文化会館、博物館、美術館、図書館、文化財の保存・活用のための施設等について、総合的に整備を進めるとともに、定住区においては、住民が身近なところで自ら文化活動を行うことができるよう公民館等各種施設の整備を行い、史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保存整備を図る。また、これらのほか、広く民間の手による多種多様な文化施設の設置とその活用を促進する。
(iii)	これらの施設の体系の整備とあわせて、博物館、美術館等の内容の充実、機能の高度化を図るため、研究者の交流、収蔵品の交換等を行う。また、地域において文化活動及び文化団体等を支援することに努める。

(資料) 国土庁「第三次全国総合開発計画」(1977)

境施設の整備と管理並びに生産施設の設置と管理等が一体として行われ、住民の意向が十分反映され得る計画上の圏域」(ibid.) のことである。

そのうえで、「地方における高次の教育、文化、医療機能の不足、不備が各種の社会的、文化的活動を不活発なものとする等地域の魅力を相対的に減殺しており、これが若年層をはじめとする人口の流出又は定住条件の低下の原因となっている」(国土庁1977:85)との認識のもと、「地域の特性を生かしつつ、地域社会にとけ込んだ教育・研究施設や図書館、博物館等の教育・文化施設を整備し、地域の教育文化水準の向上を図るとともに、高学歴者の雇用の場を確保する」(国土庁1977:78)と構想した。具体的には、文化施設の配置に関して、図9のような方向性を提示している。

そして1978年7月には、「長洲神奈川県知事の提唱で、首都圏地方自治研究会によるシンポジウム「地方の時代」が開催された。この背景に上述した三全総が存在していたことは間違いないであろう。このシンポジウムを契機として「地方の時代」が叫ばれるように(中略)保革を問わず大きな流行語とさえなったとのことである(神奈川県

1979:6)。

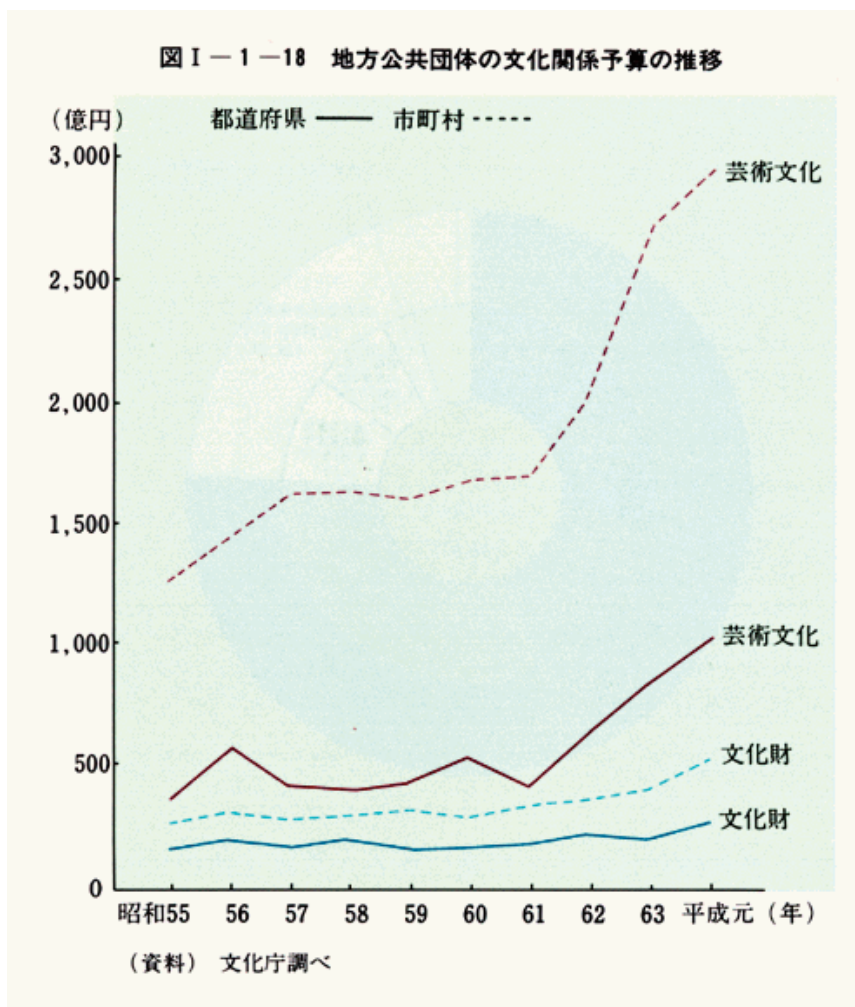
そして、こうした流行を背景として、「四十三年の文化庁発足当時七都道府県にしかなかった独立の文化行政担当課は、五十四年にはすべての都道府県に設置されるに至り、文化行政の体制が整備されると同時に、芸術文化関係予算も大幅に伸びた」(文部省1992)とのことである。

実際に地方公共団体の文化予算が急増するのは、都道府県・市町村ともに1980年代後半からである。ただし、この芸術文化関係の内訳をみると、「文化施設建設費が全体の55.4%を占めているのに対し、芸術文化事業費は全体の17.1%となっている」(文部科学省1993)とのことであり、文化施設の建設が急増したことが文化予算増額という見え方となっているのだと理解できる。

実際、1980年代に開館した公立文化施設は地域創造(2015)によると810館にもものぼっている。また、「SUAC 芸術経営統計」によると、1980年代に新設された自治体文化財団は65団体に達しており、この時代以前に設立された自治体文化財団の約4倍もの団体がこの10年間に設立されたこととなる。

なお、当時の文化財団の主たる目的に関しては、「市民

図10 地方公共団体の文化関係予算の推移



(出所) 文部科学省(1993)「我が国の文教施策(平成5年度)」

文化の担い手を市民主導という考え方に基づき、これを支援することに置いている」(瀬沼1991:228)と説明されているし、また、「住民パワーを誘導する文化財団」(瀬沼1991:225-238)という章の題名が象徴している通り、1990年までの文化財団に関しては、文化芸術に関する専門性が期待されていたと言うよりは、文化振興の主役である住民の主体性を尊重し、これを支援するための窓口や裏方としての役割が期待されていたのだと理解できる。

一方で、文化庁による地域文化の振興に関しては、1984年度から「中学校芸術鑑賞教室」が開始された。この事業によって、全国の児童、青少年の間に優れた舞台芸術に直接触れる機会の充実が図られた(文部省1992)。

そして1986年度には「国民文化祭」が開始された。「国民文化祭」とは、「全国各地で国民一般の行っている各種の文化活動を全国的規模で発表し、競演し、交流する場を提供することにより、国民の文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを狙いとした祭典」(文化庁Webサイト)である。この国民文化祭は、「各地方に対し、広く文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促す上で大きな役割を果たすことになった」(文部省1992)との自己評価がなされている。

以上の通り、1980年代においては、「定住圏構想」を掲げた三全総を背景として、自治体と文化庁の双方の取り組みを通じて、「地方の時代」「文化の時代」が進展したと言える。

4. 1990年代：日米構造協議を背景とする内需拡大のための文化施設整備の時代

「『文化行政』という用語が登場して、かなりの予算を獲得するようになるのは、欧米では第二次世界大戦後であり、日本では1990年代からであるとみてよい」(池上1993:6)とされる。この背景として、1990年に芸術

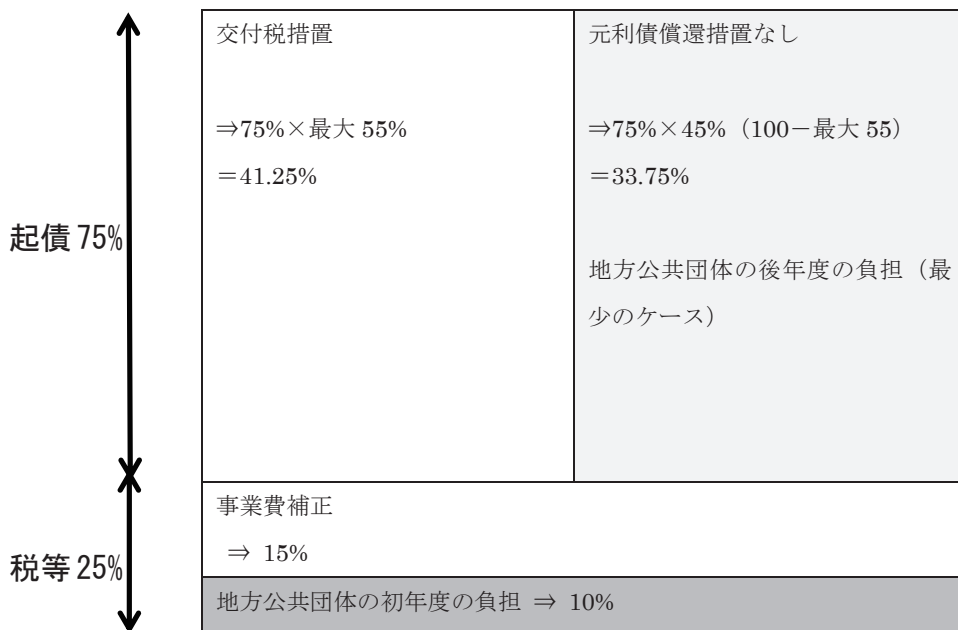
文化振興基金および企業メセナ協議会が設立され、官民の双方で文化芸術支援の基盤が整ったことがあげられる。また、1990年3月の国立劇場法の一部改正により、文化芸術活動に対する助成業務が追加されて、芸術文化振興基金が設けられた。これに伴い、法人の名称は特殊法人日本芸術文化振興会に改称された。ただし、後述する通り、1990年代における化政策の動向の背景には、これだけでは語るこののできない大きなうねりがあったのである。

1990年代に先立つ1987年、交流の拡大による地域相互の分担と連携関係の深化を図ることを基本とする「交流ネットワーク構想」を掲げた「第四次全国総合開発計画」(通称：四全総)が策定された。そして、この「交流ネットワーク構想」において、「交流の活性化による地域づくりを進めていくためには、交流を促進する役割を果たすソフト面の施策が重要であり、文化、スポーツ、産業、経済等各般にわたる多様な交流の機会を国、地方、民間諸団体の連携により形成する」(国土庁1987:8)と構想されている。また、地域文化の活性化のため、「全国的な文化施設について、地方都市の活性化にも十分配慮した整備を進めるとともに、地域において固有の文化をはぐくみ、広域的な交流の契機となり得る特色ある文化施設等を整備する。その場合、人材、情報の交流などを通じて文化施設等のネットワーク化を図るとともに、文化活動のリーダーの養成、芸術文化団体の育成など地域の文化活動の充実のための人づくり、組織づくりの施策を講ずる」(国土庁1987:78)としている。

前述した通り、1990年代から「文化行政」が予算を獲得し始めたのであるが、その背景として、1990年代以降における、地方債を活用した地方自治体による文化施設の整備を指摘することができる。

日本会計検査院(2003)が「平成14年度決算検査報告」において、地方公共団体に対する財政資金の流れに関

図11 地方単独事業における地方の実質負担



(出所) 持田(2007)を元に筆者作成

して、公共投資により整備された施設のうち箱物施設を取り上げ、その整備状況と財源を調査している。同報告によると、1994（平成6）年度から2001（平成13）年度の期間における「文化施設」¹は合計384箇所、事業費は1兆6,906億円となっている。このような文化施設の整備状況は、文化以外の学校や体育施設等、その他の区分の箱物と比較して最も多く、全数の約18%を「文化施設」が占めている。また、同調査で把握された15道府県および781市町村等による箱物全体の事業費の合計は9兆4,445億円となっており、事業費ベースでもこの時期における公共投資全体のうちの2割弱を「文化施設」が占めていたことになる。

ちなみに、地方の公共事業の財源には、①地方自治体が国庫補助金等を受けて行う「補助事業」と、②地方が国庫補助金等を受けないで行う「単独事業」の2種類がある。上述した「文化施設」に関して、財源内訳を見ると、箇所数では325箇所（84.6%）、事業費では1兆4,560円（86.1%）を「単独事業」が占めている。そして、この「単独事業」で整備された「文化施設」のさらに財源内訳をみると、地方債の割合が76.9%と高くなっている。同報告において、文化施設に関して地方債の割合が高い理由としては、「事業費の75%以上を充当できる地域総合整備事業債等を積極的に活用したためであると思料される」と分析している。ちなみに、この「地域総合整備事業債」の制度は2002年度に廃止されている。

上述のように、文化施設の整備において地域総合整備事業債が積極的に活用された理由を詳細に見ると、「起債充当率は75%であるが、財政力の弱い団体は最大で元利償還金の55%が交付税に算入される。とくに積極的に推進する事業は、さらに一般財源分25%のうち15%が『現年事業費補正』となる」（持田2007：12）だけでなく、さらに「初年度は、地方債75%と交付税15%で90%が賄え、残りの10%の金額で、その10倍の事業を開始できる」（ibid.）という財政面での事情があった。

換言すると、地方公共団体からみると、初年度は事業費総額のわずか10%の負担で事業を開始することができる。後年度においては地方総合整備事業債の元利償還金のうち最少で45%分を負担すればよいことになるので、実質負担は図のとおり、33.75%で済ませることができるのである。

そして、上述の通り、強いインセンティブを有する制度が構築されただけでなく、さらに「交付税措置のある地方債を活用して地方単独事業を伸ばすよう国からも強い働きかけがあった」（牧2002：10）とのことである。

以上の通り、地域総合整備事業債における交付税措置が大きなインセンティブとなり、また、国からも強い働きかけがあって、1990年代における地方自治体による文化施設の整備が進展したものと推測される。

ではなぜ国は、地方自治体に強い働きかけをして、文化施設を含む社会資本の整備を推進したのであろうか。実はその背景には「日米構造協議」という大きな国際問題が横たわっていたのである。

日米構造協議（Structural Impediments Initiative；SII）とは、アメリカと日本の間で、日米貿易不均衡の是

正を目的として1989年から1990年までの間、計5次開催された2国間協議のことである。

そして1990年に「日米構造問題協議最終報告」が発表されるが、その中に、貿易摩擦解消のための対応策のうち「今後の積極的な取り組み」として、「21世紀に向けて、着実に社会資本整備の充実を図っていくための指針として、新たに『公共投資基本計画』を策定したところである」と明記されている。

実際に、日米構造協議を契機として90年に、貿易摩擦解消のための内需拡大を目的とする「公共投資基本計画」が策定された。当初の計画投資規模は、1991年度から10年間でおおむね430兆円とされ、その後の計画改定により最終的には1995年から2007年度までおおむね630兆円の投資規模を確保するとされた（田中2010：133）。

すなわち、1990年代においては、文化振興が真の理由ではなく、もともとは日米構造協議を契機とする内需拡大のために地方債に大きなインセンティブが付与された。国からの強い働きかけもあって地方債が多額に発行され、その地方債を活用して地方自治体によって箱物が多数整備されたが、その中でも文化施設が最も多い分野であったというわけである。

そして、このような文化施設の建設ラッシュという現象とその運営をどうするのかという現実的な課題を前にして、市民が文化の担い手であり、その市民の文化活動を自治体文化財団が支援するという都合のよいロジックが編み出されたのである。

また1990年代に文化施設の整備を中心とする文化予算が増額できた背景として、地方財政計画における芸術文化支援経費の存在を指摘することができる。この「地方財政計画」とは、「全国の地方公共団体が予算を組む際の指針となる計画」であり、「国として全国の地方団体にどのような事業を期待しているのかを示す」（岡本2003：12）ものである。そして総務省は、この地方財政計画に見合った財源を確保することとなる。この地方財政計画に芸術文化支援経費が明示的に計上されたのは、1993年度からであり、それまでは一般行政経費に含まれていた（岡本2003：12）。翌94年には、自治省（現・総務省）の外郭団体として、財団法人地域創造が設立される。そして、地方財政計画の芸術文化支援経費はその後毎年増額されていったが、2004年度に1,630億円が計上されたのを最後に、明示的な項目としては登場しなくなってしまう。

なお、芸術文化支援経費の計上がどの内閣で行われたのかをみると、明示的に計上されたのは宮澤内閣（1991年11月5日～1993年8月9日）の時であり、計上されなくなったのは第二次小泉内閣（2003年11月19日～2005年9月21日）の時のことである。そして、芸術文化支援経費という費目が消えた背景として、小泉内閣による「聖域なき構造改革（小泉構造改革）」の存在を指摘することができる。この構造改革の一環として、2003年に閣議決定された「骨太の方針2003」にて、2006年度までに地方財政計画の歳出を見直すことにより、地方交付税総額を抑制することが決定されたのである。

実際に前述した地域創造（2015）によると、1990年代に開館した公立文化施設は1,224館にもものぼって

る。この水準は他の年代と比較して圧倒的に多く、現存する公立文化施設全体の4割弱（36.7%）にも達している。

そして、この地域創造という組織が、文化・芸術の振興による創造性豊かな地域づくりを目的として、全国の地方団体等の出捐により、自治省（現・総務省）の外郭団体として設立されたのは1994年のことである。同法人がこの時期に設立された背景は、上述の歴史を勘案するとよく理解することができる。すなわち、自治省の主導で全国に短期間で整備された文化施設の運営に関して、文化庁ではなく（もちろん大蔵省／財務省でもなく）自治省（現在の総務省）が、地方自治体を指導していく責務を深く感じたということであろう。

この時期は、「文化国家ではなく文化土建国家」と批判されることがあるが、上述した経緯に鑑みると、そもそもそうした批判は的外れである。国が強く働きかけてあえて土建国家になろうとした時期に、土建の主要なアイテムとして文化施設が整備されたのがこの時代であったのである。

そして1990年代当初において、「文化基金、財団の組織化は、まだ、今後の課題と言ってもよいのではないか」（瀬沼1991：209）と指摘されていたが、その後、文化施設が多量に整備された時代を経て、30年近くにわたってこの課題は放置されていくこととなる。

また、「SUAC 芸術経営統計」によると、1990年代に新設された自治体文化財団は77団体となっており、他の年代に比べて最も多く、全体の約半数（45.0%）を占めている。そして、これらの自治体文化財団は、上述した通り、圧倒的な量で整備された公立文化施設の管理運営を担うために成立されたものと推測される。

なお、1991年の地方自治法の一部改正によって、「利用料金制度」が新たに導入された。この「利用料金制度」とは、「利用料金（あるいは使用料）を公の施設の管理受託者の収入にできる道を開いた」（自治労2008：3）ものとされる。

なお、一般に舞台設備（機構、照明等）の更新周期は、15～20年とされている（草加2010）。すなわち、1990年代に開館した公立文化施設では、この2010年代に入ってから、続々と舞台設備の更新時期を迎えていることになる。自治体の財政が極めて厳しい状況において、これらの施設の整備更新が適切に実施されるかという点に関して、今後は関係者による注視が必要であろう。

5. 2000年代：三題話（指定管理者制度、公益法人改革、平成の大合併）の時代

21世紀の幕開け直前の1998年、「21世紀の国土のグランドデザイン」（通称：五全総）が策定された。同計画においては、これからの国土構造を規定していく要素として、「20世紀の国土構造の形成を主導してきた人口と工業の集積の比重が下がり、文化と生活様式創造の基礎的条件である気候や風土等、そして、生態系のネットワーク、海域や水系を通じた自然環境の一体性、さらには、交流の歴史的蓄積と文化遺産、アジア・太平洋地域に占める地理的特性等」（国土庁1998：7）をあげたうえで、「これらの要素における共通性に根ざしたそれぞれに特色のある地域の連なりが、国土を構成する大括りな圏域としての輪郭を次第に明瞭にしていくとともに、相互補完によりそれぞれ

の特色を生かした連携を通じて国土空間を多様性のあるものにしていく」（ibid.）という多軸型国土構造形成の概念が提示された。

そして同計画においては、「文化の創造に関する施策」が一つの章として設けられており、この中で「文化会館や美術館等の文化施設について、地域住民の自主的な文化活動の場等に積極的に活用するなど、地域固有の魅力の形成と発信の場として、地域特性を生かした環境整備を進める。その際、我が国の文化に関する情報のデータベース化、内外からのアクセス機会の確保等を進めるとともに、ジャンル別専用ホール等の特色ある文化施設を効率的に活用するため、地域連携による広域的観点からの整備及び運営を進める。また、施設等の整備の進展に比して、指導的スタッフや企画制作のノウハウの不足等により、自主公演や企画展が十分でないなどソフト面での基盤が脆弱であることを踏まえ、今後、文化施設の運営や芸術家・芸術団体の活動を支えるアート・マネジメントに係る人材育成の強化等ソフト面の施策に重点を置きつつ、その整備を推進する。さらに、健康的で活力に満ちた地域づくりが行われるよう、指導者や団体の育成や施設整備、地域レベルの大会や講習会の支援、コンクールの開催等を通じて、地域住民が継続的に文化・スポーツ活動に参加できる環境を整備する」（国土庁1998：51）とされた。特筆すべき点として、全総の歴史において初めて、地域の文化振興を担う人材の育成という視点が提示されたことが挙げられる。

そして2001年（平成13年）、文化芸術振興基本法（平成13年12月7日法律第148号）が制定された。同法は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とした法律である。そして同法の第四条においては、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と、文化芸術振興に関する地方公共団体の責務が明記された。

以上のように、五全総において「アート・マネジメントに係る人材育成の強化等ソフト面の施策に重点」を置くことが謳われ、文化芸術振興基本法が制定されて、21世紀は幕を開けたのであるが、一方でこの時期に、自治体文化財団の解散や統合が相次いだ。

全国の劇場・ホールの運営に関わる自治体出資法人のうち、2009年4月から2010年3月のわずか一年間という短い期間だけでも、解散した法人は10団体、統合対象となった法人は20法人となっている（これらが統合して9つの法人となった）（徳永2012：144-145）。

こうした現象が生じた理由として、「指定管理者制度導入（2003年に地方自治法の一部改正）」「公益法人改革（2008年に公益法人制度改革関連3法）の施行」、そして「平成の大合併（1999～2010年）」という3つの理

由が指摘されている（徳永2012：145-146）。

「指定管理者制度」とは、自治体文化財団以外の組織にも公共施設の管理運営を開放する制度である。そして、「公益法人改革」によって、NPOや公益法人など、公を担う主体の多様化が進展した。さらに、「平成の大合併」によって、自治体の外郭団体の解散・統合が進展するとともに、中長期的には公共施設の廃止・集約も視野に入ってきている。すなわち、これらの改革の背景には、主として公共施設の維持管理に関する地方自治体の財政負担を軽減させようという一貫した意図が透けて見える。ただし、こうした改革を通じて、地域の文化を振興するという、自治体文化財団が本来持っていた機能は弱体化していくこととなったのである。

内閣府の「公益法人に関する年次報告」（2008）によると、都道府県から委託等を受けて行う「行政委託型法人」の事務・事業の内容に関して、国からの委託等と比較して、「施設・設備等の管理・運営が最も多くなっている」と分析されている。これは上述したような背景のもと、地方自治体による社会資本整備が進む一環として、公共施設も建設ラッシュとなり、その管理・運営のために財団などの行政出資法人が活用されたためと推測される。

6. 2010年代以降：日本版および地域版アーツカウンシルの幕開け

2005年、従来の全総的法的根拠であった国土総合開発法が国土形成計画法へと抜本改正された。この改正は、人口減少・高齢化、環境問題、厳しい財政制約などといった時代の転換期を迎える中、国土計画制度が抜本的に見直されたものであり、「『開発基調』・『量的拡大』を目指していた全国総合開発計画に代えて、国土形成計画による、新しい国土計画づくり」（千葉県Webサイト）の時代に転換したとされる。そして、これまでの全国総合開発計画に代わり、新たに国土形成計画を策定することになった。

そして2008年、「国土形成計画（全国計画）」が策定される。同計画においては「文化芸術と国民とを結び付ける業務等を行うアートマネジメント担当者を育成することも必要であり、大学等の高等教育機関が文化芸術活動の調整役を担うことも考えられる」および「文化芸術活動の拠点である文化施設（文化会館、美術館・博物館、図書館等）については、その整備が相当程度進んできているものの、十分に活用されていないとの指摘もある。このため、複数の施設が相互に連携し、美的・知的関心を抱く地域住民のニーズも踏まえながらネットワーク化を図る」（国土交通省2008：66）と記述されている。

また2015年には、新しい「国土形成計画（全国計画）」が策定された。同計画においては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、我が国の文化の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果によって諸課題を解決するまたとない機会である。この機会を捉まえて、さらなる文化芸術の振興、地域資源を活用した観光振興等により国内外各層の対流を促進し、地域の活性化につなげることが重要である」（国土交通省2015：97）と記述されている。

そして、「文化芸術活動の拠点である文化施設（文化会館、美術館・博物館、図書館等）について、複数の施設が相互

に連携したネットワーク化を推進する。また、余裕教室や廃校施設、廃工場等の遊休施設も含めた様々な空間を、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の公演、展示や練習の場として有効活用を図る。これらの文化施設において、民間の資金、能力やノウハウを活かした、より柔軟な運営によって優れた文化芸術活動が行われるように必要な支援を行う」（国土交通省2015：101）としている。前回の国土形成計画と比較すると、民間活力の導入により重点が置かれるようになっていることが理解できる。

なお、「このような取組を通じ、文化芸術に対する鑑賞活動を行う国民の割合を2009年の62.8%から、2020年までに約8割とすることを目指すほか、文化芸術活動を自ら行う国民の割合を、2009年の23.7%から2020年までに約4割とすることを目指す」（国土交通省2015：100）という目標が掲げられている。

一方、文化政策の分野では、2011年2月、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」が閣議決定された。同方針において、「文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施し、文化芸術活動の計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルを確立する」とされた。そして、芸術文化振興会は文化庁からの予算措置を受けて、2012年度から2015年度までの5年間、文化芸術活動への助成に関する新しい審査・評価等の試行的な取組を開始した。これが、いわゆる「日本版アーツカウンシル」の取り組みである。

この「日本版アーツカウンシル」の中核は、PDPOを活用した審査体制であり、PDPOは、調査研究にもとづき運営委員会などに対して情報提供を行うとともに、審査・評価の結果を文化芸術団体にフィードバックする体制となっている。また、その取組内容は図12および図13の通りとなっている。

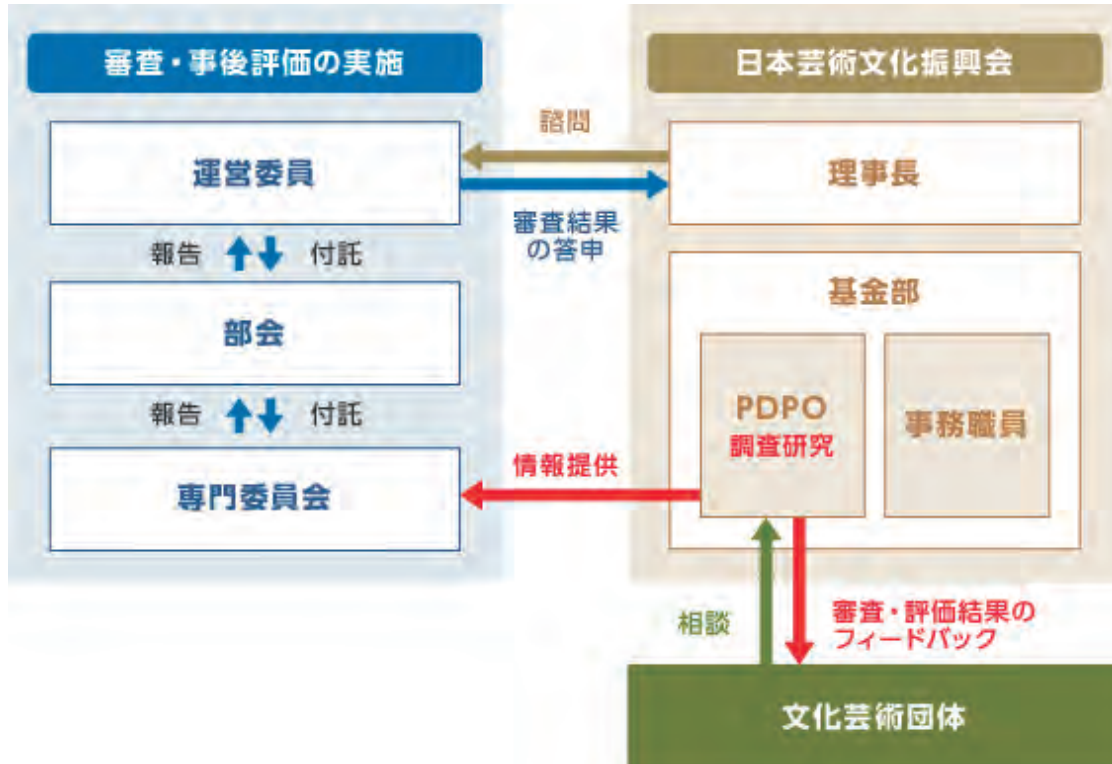
また、2015年5月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－（第4次基本方針）」においては、「文化芸術への支援策をより有効に機能させるための日本版アーツカウンシル（専門家による助言、審査、事後評価、調査研究等の機能）の本格導入について、現在、独立行政法人日本芸術文化振興会において実施されている試行的な取組の結果を踏まえ必要な措置を講ずる」と記述されている。

そして、こうした国による日本版アーツカウンシルと並行して、地方自治体によるアーツカウンシル「地域版アーツカウンシル」の設置も進んでいる。

具体的には、2012年4月に東京都が「アーツカウンシル東京」を（公財）東京都歴史文化財団内に設置したほか、同年8月に沖縄県が「沖縄版アーツカウンシル」を（公財）沖縄県文化振興会への委託事業として開始した。さらに、2013年7月には、大阪府と大阪市が共同設置した大阪府市文化振興会議の専門部会として「大阪アーツカウンシル」が活動を開始している。

また、2015年7月に文化庁が発表した「文化プログラ

図12 日本版アーツカウンシルの体制



(資料) 独立行政法人日本芸術文化振興会Webサイトより

図13 日本版アーツカウンシルの取組内容

1. 専門的な審査	PDPOが、収集した情報や調査分析を行ったデータに基づき、専門的な助言を行う
2. 助成対象活動の事後評価	(1) 助成対象活動の実施状況の調査 (2) 助成対象活動の事後評価
3. 助成事業に関する調査研究	助成制度の改善につなげるため、文化芸術活動への助成に関する各種調査研究を実施
4. 助成事業の改善等	助成の状況や事後評価結果を踏まえ、毎年度、募集案内や審査基準、審査の方法等について見直し
5. 審査の透明性の確保	(1) 審査基準の公表 (2) 相談窓口の開設 (3) 助成対象活動の審査結果の伝達、団体への助言

(資料) 独立行政法人日本芸術文化振興会Webサイトを元に筆者作成

ムの実施に向けた文化庁の基本構想について」において、「文化カプロジェクト（仮称）」の認定を行う都道府県、市町村等において、「文化カプロジェクト（仮称）」を統括するコミッショナーの配置を促し、将来的な地域版アーツカウンシルの創設を推進する（文化庁2015：3）と明記された。

そして、地域版アーツカウンシルにつながる「平成28年度 文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業（地域における文化施策推進体制の構築促進事業）」の助成が2016年度から開始された。この助成の申請者は、都道府県か、政令指定都市（自治体）と限定されており、補助期間（3年）終了後、及び2020年オリンピック終了後の事業の継続を見据えた計画を提案することが求められている。

そして、専門人材が適切に配置されていることを条件として、専門人材の人件費を含む対象経費の1/2以内（ただし、原則として2,000万を上限、自己負担額の5倍以内の額を上限）が補助されるという事業である。初年度には13自治体からの応募があり、結果として採択されたのは、大阪府、静岡県、大分県、横浜市、新潟市の5自治体である。これらの自治体による地域版アーツカウンシルへの取組に関しては、図14のとおりである。

Ⅲ. 自治体文化財団の意義と課題

日本における自治体文化財団の歴史に関しては前項に整理したとおりであり、そもそも自治体文化財団が設置された背景は主として内需拡大のために建設された文化施設の

図14 地域版アーツカウンシルの概要

地域版アーツカウンシルの概要	新潟市 (新潟市文化センター、新潟市文化センター)	横浜市 (横浜市文化センター、横浜市文化センター)	大阪市 (大阪市文化センター、大阪市文化センター)	静岡県 (静岡県文化センター、静岡県文化センター)	大阪府 (大阪府文化センター、大阪府文化センター)
1. 助成予算額 (平成28年度)	4,000千円	13,000千円(助成業務費を含む)	3,825千円	7,439千円	7,439千円
2. 取組内容	【アーツカウンシル新潟の事業内容】 ① 文化芸術活動の支援、文化芸術活動に対する助成及び、助成事業に対するアドバイスや相談、マッチング等の活動支援 ② 調査・研究：本市の文化政策に関するシナリオ戦略 ③ 情報提供：情報、調査、支援事業等の一体的な情報提供 ④ 企画、立案：活動支援や調査、研究に基づき、政策提言等 【設立スナジェニー】 7月～9月 専門人材(プログラムディレクター)の公募・選考 9月下旬 アーツカウンシル新潟の設立(市芸術文化振興局管内)	これまでのA・C・V等に比べて大きくアーティスト、クリエイター等の集約の役割として、様々なプレーヤー同士が出会い、新たな事業やビジネスチャンスの創出、文化芸術の創造性を生かした協働がもたらされることにより、成果(シナリオ)を生み出していくプラットフォームを構築します。	【調査・研究】 ・芸術文化振興策の評価手法 ・民間資金導入方法等の調査研究 ・ラビエールワークショッププログラムの状況 【評価】 ・取組実績、支援する取組の調査・分析、評価手法 【人材育成】 ・大阪府立芸術文化短期大学のアートマネジメント講座との連携	アーツカウンシルは「大阪府文化振興局」の委託事業として、行政と一貫した連携をとり、その役割を担う。また、市民や市民団体等による企画、調査、立案等を行う。アーツカウンシルは「大阪府文化振興局」の委託事業として、行政と一貫した連携をとり、その役割を担う。また、市民や市民団体等による企画、調査、立案等を行う。	
3. 事業形態 (POCA)の仕組み	アーツカウンシルが主催する事業群の具体的な仕組みについては、今年度、市制にアーツカウンシルの体制を移行し、アーツカウンシルを委託する組織として「文化芸術振興委員会」を設置。	助成事業の企画に際し、連携する取組の企画、評価を行うことにより、その効果や成果の向上を図る。また、連携する取組の企画に際しては、その効果や成果の向上を図る。	【調査・研究】 ・芸術文化振興策の評価手法 ・民間資金導入方法等の調査研究 ・ラビエールワークショッププログラムの状況 【評価】 ・取組実績、支援する取組の調査・分析、評価手法 【人材育成】 ・大阪府立芸術文化短期大学のアートマネジメント講座との連携	アーツカウンシルは「大阪府文化振興局」の委託事業として、行政と一貫した連携をとり、その役割を担う。また、市民や市民団体等による企画、調査、立案等を行う。アーツカウンシルは「大阪府文化振興局」の委託事業として、行政と一貫した連携をとり、その役割を担う。また、市民や市民団体等による企画、調査、立案等を行う。	
4. 2020年以降のビジョン	他団体により取り組まれている取組を調査し、自らの取組の強化を図る。また、文化振興局としての取組を推進する組織としての機能と連携を強化していく必要がある。	今年度の取組に際し、連携する取組の企画、評価を行うことにより、その効果や成果の向上を図る。また、連携する取組の企画に際しては、その効果や成果の向上を図る。	【調査・研究】 ・芸術文化振興策の評価手法 ・民間資金導入方法等の調査研究 ・ラビエールワークショッププログラムの状況 【評価】 ・取組実績、支援する取組の調査・分析、評価手法 【人材育成】 ・大阪府立芸術文化短期大学のアートマネジメント講座との連携	アーツカウンシルは「大阪府文化振興局」の委託事業として、行政と一貫した連携をとり、その役割を担う。また、市民や市民団体等による企画、調査、立案等を行う。アーツカウンシルは「大阪府文化振興局」の委託事業として、行政と一貫した連携をとり、その役割を担う。また、市民や市民団体等による企画、調査、立案等を行う。	
5. 専門人材の配置 形態(助成業務別、雇用形態)	プログラムディレクター 1人 アートアドバイザー 2人 広報スタッフ 1人	プロジェクト・アドバイザー 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人	プロジェクト・アドバイザー 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人	プロジェクト・アドバイザー 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人	
6. 専門人材の配置 平均年収	上880,000千円 上850,000千円 上700千円(自給0.050円)	全体経理責任者 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人	プロジェクト・アドバイザー 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人	プロジェクト・アドバイザー 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人 常務理事 1人	
8. 人員費総額	平成28年度(4人、6.5ヶ月分) 13,000千円	今年度は調査、研究が主体のため、事業費の相当部分が人件費	今年度は調査、研究が主体のため、事業費の相当部分が人件費	今年度は調査、研究が主体のため、事業費の相当部分が人件費	今年度は調査、研究が主体のため、事業費の相当部分が人件費

(資料) 特定非営利活動法人Expiat

管理・運営にあったことを確認した。

もっとも、実際に設立された自治体文化財団は、地域の文化振興に関して一定の役割を果たしているため、その意義・効果を以下に5項目で整理したい。ただし、これらの役割に関しては、いずれも大きな課題を抱えているため、併せて課題についても整理する。

1. 公立文化施設の柔軟な運営／二層の職員構成

指定管理者制度の導入以前において、自治体が自治体文化財団を設置するそもそもの理由については、「行政の出資により文化財団が作られるのは、何らかの公立文化施設や文化事業を、文化財団のような外郭団体に委託することによって、行政特有の規則に縛られず柔軟に運営実施するためである」（吉澤2012:153）と説明されている。なお、この論考においても、自治体文化財団の設立の目的が主に「文化施設の運営」であると指摘されている。

この「行政特有の規則に縛られず柔軟に運営実施」に関しては、具体的には、①自治体においては職員の定数制約があるなかで独自に人材の雇用ができること、②自治体においては専門職の雇用と育成が困難であるなかで、専門的知見のある人材を雇用・育成できること、③自治体の財政は単年度主義であり、複数年度にわたる事業予算の管理・処理が困難であるなかで、複数年度にわたる事業も実施可能であること、等の点を挙げる事ができる。

そして、こうした専門人材を活用して、「市からの委託事業だけではなく、事業団独自の事業展開にも着手することができた」（益川2009:79）のである。換言すると、文化振興の主体としての独自の事業展開に関して、一定の独立性が確保されていたと見ることが出来る。

一方で、指定管理者制度の導入以前の自治体文化財団の組織・人事に関しては、石井山（1998）は、自治体の教育文化施設管理財団の組織体制を対象として、①自治体からの派遣（出向）職員、②財団雇用職員、の二層で構成されていると分析したうえで、その双方について課題を指摘している。

なお、こうした自治体文化財団の組織の二層構造に関しては、「一方に年輩のOB、他方に新採用のプロパーの若手という人事体制になりがちである」（瀬沼1991:237）とも指摘されてきた。

上記の二層構造のうち、特に自治体からの出向者に関しては、従来から様々な課題が指摘されてきた。たとえば、「理事長・理事・館長などの要職には行政側の派遣や兼務、天下りが多くみられる」（笠井2007:56）という指摘に代表される「天下り」の問題が挙げられる。また、「文化領域に対する理解度の低い職員や天下りで人事が行われると、問題は深刻となる（中略）役所よりも役所的と揶揄されることもたびたびである」（小林2001:188-189）と指摘されている。そして、「①頻繁な人事ローテーションによって長期的視点に立った事業運営が行われにくい。②財団出向を、あくまでも研修期間として一過的に過ごすとする傾向が生まれがちである」（石井山1998:74）といった点も指摘されている。その他として、「市職員の人事異動によって、それまで蓄積されてきた成果や課題が振出しに戻ることは往々にして起こって」（益川2009:79）いたという、専門的組織としての継続性に関する課

題も指摘されてきた。

一方で、財団雇用職員に関しては、「人材確保、養成に関する関心が比較的薄い」（石井山1998:74）および「財団の役員層、管理職層を本庁人事のはげ口として利用されるケースが多い」（ibid.）と指摘している。そのうえで、「このような労務・給与面の二重・三重構造があるため、職場集団がチームとして機能しにくい」（ibid.）と分析している。

こうしたことから、「多くの外郭団体は経営的に自立した環境におかれていない。団体の組織においては、その中枢を自治体出向職員が担い、意思決定の仕組みや業務運営の方式に自治体の事務形態をそのまま移行したため、ほとんど自治体の出先機関化した団体が多いのが実情である」（松浦2001:68-69）と喝破している論者もいる。

2. 文化振興の専門職のプリカリアート化

そして、指定管理者制度の導入以降は、新たな課題が生じており、「地方公共団体の中には、文化施設の運営管理を目的に設立した文化振興財団に、文化振興の中核的な役割を期待するところもあるが、指定管理者制度の導入によって、文化振興財団のそうした役割はあいまいなものとなりつつある」（地域創造2008:15）と指摘されている。

2002年、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年四月二十六日法律第五十号）が施行されたことにより、公益法人等への派遣制度が新たに設定された。これによると、公益法人等（民法法人、特別の法律により設立された一定の法人及び地方六団体）のうち、その業務が地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものとして、条例で定める団体への自治体職員の派遣は、3年以内（5年まで延長可）となった。そして、この対象に自治体文化財団も含まれることとなる。すなわち、指定管理者制度の導入に先立って、自治体文化財団への自治体職員の出向に一定の制限が課せられるようになったのである。

上述した通り、自治体文化財団への自治体職員の出向は従前から問題視されてきたので、自治体職員の出向に制限を課すことによってある程度の課題が解決されると想定されたのかもしれないが、実際には新たな別の課題を生み出したのである。

さて、指定管理者制度の導入による大きな成果としては、「経費の多くを占める人件費を削減できたこと」（益川2009:79）が挙げられることが多い。しかし、その一方で指定管理者制度の導入によって、「人件費の安い、不安定な雇用形態のスタッフが増加する懸念もある」（古賀2005:58）と指摘されていた。

全国の公立文化施設1,384施設の全職員を対象とした調査によると、非正規（正規職員以外）の職員の割合は41.0%となっている。このうち、自治体直営の施設では30.5%、指定管理者の施設では44.0%となっている（五島2013:15）。

なお、雇用者全体における非正規雇用（正規の職員・従業員以外の雇用）の割合は38.2%（総務省統計局2013）となっているので、公立文化施設における職員の非正規雇用の割合は一般の職場と比較して高く、特に指定管理者においては職員の半数近くが非正規雇用であること

が確認できる。なお、調査対象となった公立文化施設の指定管理者の大半は自治体文化財団であるため、自治体文化財団において非正規雇用が多いとも言える。

自治体文化財団の職員の大半が非正規雇用となってしまうことによって、経費を削減したい自治体にとって都合のいい「非正規雇用の専門職」が増加したが、その一方で、地域の文化振興を担う専門職が不安定化してしまうという大きな課題が生じた。また、非正規という形態で雇用される個人から見ると、正職員と比較した所得格差の拡大、中長期的な「専門職」としてのキャリア形成が困難となる、といった課題が指摘できる。すなわち、地域の文化振興を担う専門職が「プレカリアート (precarariat)」²化しているとも言えるのである。

3. 地域の文化政策自体の弱体化

また、指定管理者制度の導入以降は、指定管理者としての指定期間が期限付きとなったことから、自治体文化財団による長期的なビジョンに基づいて継続的な文化振興を図るという取り組みが、必ずしも担保されるとは限らない状況となってしまった（地域創造2008：17-18）と指摘されている。

この点に関して付言すると、自治体文化財団自身による長期的ビジョンの有無よりもむしろ、自治体文化財団が、通常は公募のプロポーザルを通じて選定されるという指定管理者となったことによって、自治体の一体性、すなわち文化政策との連携・連動が弱くなってしまったことが、より重要な課題として指摘できる。

日本の自治体文化財団と出資者である行政とのアームズレングスに関する論考は現時点では存在しない。ただし、瀧端（2010）が公立博物館をケーススタディとして、両者の法的関係について整理されているので、本論においても紹介しておきたい。

同論文によると、自治体は「あくまで設立時に定める寄付行為で目的や理事選任方法を明確にするところまでが自治体の意思の及ぶ範囲で（中略）直接、命令、決定、手続きを行うことはできない」（瀧端2010：133）とされている。

一方で、以下のように「人事による直接的関与」および

「監査等による間接的関与」が可能となっている（瀧端2010：133-134）。

自治体文化財団と自治体との関係は、もともとは“短く太い”アームズレングスであったが、指定管理者制度の導入によって、両者の関係は引き裂かれたのである。換言すると、指定管理者制度の導入によって、自治体文化財団と自治体文化政策とのアームはより“細く”なってしまったのである。そして、自治体文化財団による中長期的な文化政策への関与が低下・減少したことで、地域の文化政策自体も弱体化している懸念がある。

4. 助成財団としての文化振興／助成金額の減少

自治体文化財団が抱える基金に関して、その本来の目的については、「果実を文化事業の助成に当てる（ママ、正しくは「充てる）」という趣旨」（瀧沼1991：208-209）と記述されている。ここで言う「果実」とは、基金を原資として、その運用を通じて得られる利息等のことである。

文化芸術に対する地方自治体関連の公的な助成において、交付金額ベースで見ると、自治体出資の文化財団は過半以上のシェアを占めており（吉本2015：9）、地域の文化支援において一定の役割を果たしていることが理解できる。

ただし、こうした助成の現状に関して、マクロ的には「専属の組織を設けるだけの規模の助成事業を行う都道府県や政令市は一握りに過ぎない」（吉本2015：9）と分析しており、また、ミクロ的には「個々の助成プログラムを見ると、必ずしも審査や評価を行う専門的な組織が必要と思われるもの（採択率が100%のもの、1件当たりの助成額が10万円未満のものなど）も少なくない」（ibid.）としている。

近年の大きな課題としては、低金利政策の影響で、基金が果実（利息）を産まなくなってしまう、その結果として助成金額が減少している、という点が挙げられる。

自治体文化財団だけを対象とした調査は残念ながら存在しないが、助成財団全般を対象とした公益財団法人助成財団センター（2016）による2015年度調査（調査対象は938財団）の結果によると、近年の助成事業費は減少

図15 自治体文化財団に対する地方自治体の2つの関与方法

関与方法	概要	根拠法
直接的関与	役員に自治体の長、副知事・助役が就任できる	地方自治法第142条 同、第166条第2項 地方自治法施行令第122条
	条例化により、自治体職員を派遣することができる	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律
間接的関与	報告徴収、書類・帳簿提出命令、実地視察権	地方自治法第157条第2項
	監査委員による監査権	地方自治法第199条第7項
	収支実績・見込みの報告徴収権、これに基づく必要な措置の要求権、その他の調査・報告徴収権	地方自治法第221条第3項

（資料）瀧端（2010）を元に筆者作成

図16 都道府県、政令市および芸術文化財団による助成

	配布数	回答数	助成あり	助成実施率	プログラム数	交付金額
都道府県	46	26	14	53.8%	26	20,699
政令市	19	12	6	50.0%	9	6,762
芸術文化財団	30	16	14	87.5%	16	32,083
合計	95	54	34	63.0%	51	59,543

(資料) (吉本2015: 9). 元資料は大阪府・大阪市(2013). 大阪府・大阪市が実施した調査のため、大阪府と大阪府は調査対象に含まれていない。

傾向にあり、その理由として、「助成事業費の減少は、ここ数年の日本の超低金利政策の影響によるものであり、現在でも助成財団の資金事情は極めて厳しい状況にあることに変わりはない」と分析されている。

さらに指定管理者制度の導入によって、自治体文化財団の財政基盤が揺らぎ始めているという課題も指摘されている。たとえば、横浜市文化芸術振興財団の事例について、「経理的基礎が『公益認定』に不可欠であるにもかかわらず、その財政的健全さは、指定管理料の抑制によって脅かされている」(瀧端2010: 123)と財団運営の課題が指摘されている。

5. 文化政策における自治体文化財団の位置づけの無さ

実は、自治体文化財団についての記述がある論文は数多く存在するが、それらは、①指定管理者制度に関する論文、②文化施設の運営主体として補足的に触れられた論文、がほとんどである。

一方で、池上&山田(1993)、根木ほか(1996)、根木ほか(1997)、井口(1998)、池上ほか(1998)、池上ほか(2001)、後藤(2001)、中川(2001)、根木(2001)、伊藤ほか(2002)、上野(2002)、根木(2003)、小林(2004)、松本(2011)、そして、文化経済学会「日本」(2016)といった日本の文化政策に関する主要文献の索引において、「自治体文化財団」または「文化財団」というキーワードは全く採録されていない。

上記のように索引の用語として「文化財団」は登場しないことから、日本の文化政策において、実は「文化財団」は正面から議論されてこなかったことは明らかである。

すなわち、自治体文化財団という組織は、「文化政策」の主体ではなく、主に文化施設の運営主体として捉えられてきたのである。このことが、自治体文化財団に関して、文化政策面からのある意味で最大の課題といえよう。

IV. 小活

本論においては、日本における地域版アーツカウンシルとしての可能性を有する自治体文化財団を対象として、現状と歴史、そして課題を概観した。

実際、自治体文化財団の今後の方向性の一つとして、地域創造による調査では「地域アーツカウンシル型財団」が提案されている。この「地域アーツカウンシル型財団」は、「文化政策や文化振興に関する専門機関として、調査研究機能、中間支援機能を備え、地方公共団体の文化政策に関

する評価や提案なども行う」とし、また、「文化行政に関する専門家を起用し、文化施設の運営管理以外の面で、地方公共団体の文化政策の中核を担う」(地域創造2008: 27)とイメージされている。

ただし、自治体文化財団が「地域版アーツカウンシル」として再編される以前の問題として、本論で概観した通り、自治体文化財団が現在抱えている問題が山積しているのが実態である。

一方で、日本における「文化政策」という用語の使用に関しては、「戦後50年間、『文化政策』という用語が用いられるとき、多くの知識人の中には、ある種の痛みと抵抗があったことは否めない事実として残っていた」(上野2002: 4)と指摘されている。すなわち、国家や地方自治体が主導する「文化政策」に対して、未だ警戒心が解かれていなかった戦後50年間という歳月が存在したのである。

この延長線上で考えると、中央官庁の中で文化を所管する「文化庁」が現在に至るまで“省”ではなく、“庁”にとどまっておき、また、その予算も微増程度にしか増えていないという現実、そして自治体文化財団が文化政策において正面から論じられてこなかったことは、いずれも表裏一体の現象であり、それらは実は日本の知識人の思い込みと呪縛が招いた結末であるとも言えるのである。

自治体文化財団を「地域版アーツカウンシル」として再編していくためには、まずはこうした「思い込みと呪縛」から、「文化政策」を解放していく必要があると言えよう。
以上

■参考文献

- 池上惇(1993)「なぜ、いま、文化経済学か」。池上惇 & 山田浩之『文化経済学を学ぶ人のために』世界思想社、pp2-32。
池上惇 & 山田浩之(1993)『文化経済学を学ぶ人のために』世界思想社。
池上惇、植木浩 & 福原義春(1998)『文化経済学』有斐閣。
池上惇、端信行、福原義春、& 堀田力(2001)『文化政策入門 文化の風が社会を変える』丸善ライブラリー。
井口真(1998)『文化経済学の視座と地域再創造の諸相』学文社。
石井山竜平(1998)「教育文化施設管理財団の組織・運営と法制度に関する研究: 法令・規則と公共的役割の分析をとおして」『九州大学大学院教育学研究紀要』九州大学、pp65-78。
石井山竜平(2004)「地方分権下の社会教育施設・職員制度」。日本社会教育学会編『講座現代社会教育の理論第1巻。現代教育改革と社会教育』東洋館出版、pp180-198。
伊藤裕夫、小林真理、& 中川幾郎(2002)『新訂アーツ・マネジメント概論』

- 水曜社。
- 上野征洋・編 (2002)『文化政策を学ぶ人のために』世界思想社。
- 上野征洋 (2002)『「文化政策」への道のり』。上野征洋・編『文化政策を学ぶ人のために』世界思想社。pp2-24。
- 大阪府・大阪市 (2013)『大阪アーツカウンシル設立に向けた事例調査・フォーラムの開催等 事業報告書』大阪府・大阪市。
- 岡本全勝 (2003)『地方財政による文化芸術支援』。"Arts Policy & Management" No.19, 2003. UFJ総合研究所芸術文化政策センター。
- 笠井敏光 (2007)『行政・指定管理者側からみた制度導入のポイント』。中川幾郎 & 松本茂章編『指定管理者は今どうなっているのか』水曜社。pp51-65。
- 神奈川県 (1979)『地方自治の理論と実態に関する調査研究』。
(<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/776436.pdf>)
- 河原泰 (2002)『わが国における公共ホールの変遷 (前編)』。"Arts Policy & Management" No15, 2002三和総合研究所。
- 経済企画庁 (1962)『全国総合開発計画』
(<http://www.mlit.go.jp/common/001135930.pdf>)
- 経済企画庁 (1969, 1972増補)『新全国総合開発計画 (増補)』
(<http://www.mlit.go.jp/common/001135929.pdf>)
- 草加叔也 (2010)『制作基礎知識シリーズVol.31 ホール・劇場のリニューアル③ 改修・更新の周期・地域創造』
(<http://www.jafra.or.jp/j/library/letter/175/series.php>)
- 河野真一 (1992)『地方自治体における文化行政の課題』。『調査季報』113.横浜市 pp69-78。
- 古賀弥生 (2005)『公立文化施設の運営主体に関する考察』。『文化経済学』4.3 (2005) :文化経済学会 (日本) 。pp57-64。
- 国土交通省 (2008)『国土形成計画 (全国計画)』
(<http://www.mlit.go.jp/common/001135925.pdf>)
- 国土交通省 (2015)『国土形成計画 (全国計画)』
(<http://www.mlit.go.jp/common/001100233.pdf>)
- 国土庁 (1977)『第三次全国総合開発計画』
(<http://www.mlit.go.jp/common/001135928.pdf>)
- 国土庁 (1987)『第四次全国総合開発計画』
(<http://www.mlit.go.jp/common/001135927.pdf>)
- 国土庁 (1998)『21世紀の国土のランドデザイン』
(<http://www.mlit.go.jp/common/001135926.pdf>)
- 後藤和子編 (2001)『文化政策学・法・経済・マネジメント』有斐閣。
- 五島朋子 (2013)『2011年度全国公立文化施設職員キャリアパス実態調査集計結果』
(<http://www.tottori-artcenter.com/img/top/2011careerpass.pdf>)
- 小林真理 (2001)『地方自治体による文化政策』。後藤和子編『文化政策学』有斐閣。pp175-201。
- 小林真理 (2004)『文化権の確立に向けて: 文化振興法の国際比較と日本の現実』勁草書房。
- 佐藤武夫 (1966)『公会堂建築』相模書房。
- 自治労 (2008)『公益法人改革の対応マニュアル』
(www.jichiro.gr.jp/jichiken_kako/sagyouiinkai/32-koekimanual/word/01.doc)
- 公益財団法人助成財団センター (2016)『日本の助成財団の現状 - 資産・事業規模』
(<http://www.jfc.or.jp/bunseki/b4/>)
- 瀬沼克彰 (1991)『新しい地域文化の創造を求めて』第一法規。
- 総務省統計局 (2013)『平成24年 就業構造基本調査』
(<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/index.htm>)
- 総務省 (2016)『第三セクター等の状況に関する調査』
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000394172.pdf)
- 瀧端真理子 (2010)『公益法人制度改革が公立博物館にもたらす影響』『追手門学院大学心理学部紀要』No4, pp123-149。
- 田中利幸 (2010)『公共事業をめぐる最近の動向と今後の課題～社会資本整備はどうあるべきか～』国立国会図書館。
(http://www.sangin.go.jp/japanese/annal/chousa/rippou_chousa/backnumber/2010pdf/20100115131.pdf)
- 一般財団法人地域創造 (2008)『指定管理者制度における公立文化施設の運営と財団のあり方に関する調査研究 - 地方公共団体における文化政策のあるべき姿を考える-』。
(http://www.jafra.or.jp/j/library/investigation/019/data/19_5.pdf)
- 一般財団法人地域創造 (2015)『平成26年度 地域の公立文化施設実態調査報告書』。
(<http://www.jafra.or.jp/j/library/investigation/026/>)
- 財団法人地方自治総合研究所 (2009)『自治体公益法人の実態に関する調査報告』。
(http://www.jichisoken.jp/archive/koeki_kyodo.pdf)
- 財団法人通商産業調査会 (1990)『日米構造問題協議最終報告』。
(<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPU/19900628.01J.html>)
- 徳永高志 (2012)『公共文化施設を「管理」するということ』。『ドキュメントブック浪切ホール いま、ここから考える文化のこと、地域のこと』水曜社。pp132-152。
- 内閣府 (2008)『平成19年度公益法人に関する年次報告 (公益法人白書)』。
- 中川幾郎 (2001)『分権時代の自治体文化政策』勁草書房。
- 日本会計検査院 (2003)『平成14年度決算検査報告』。
(<http://report.jbaudit.go.jp/org/h14/2002-h14-1077-0.htm>)
- 根本昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, & 大和滋 (1996)『文化政策概論』晃洋書房。
- 根本昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, & 菅井宏益 (1997)『文化会館通論』晃洋書房。
- 根本昭 (2001)『日本の文化政策: 「文化政策学」の構築に向けて』勁草書房。
- 根本昭 (2003)『文化政策の法的基盤: 文化芸術振興基本法と文化振興条例』水曜社。
- 文化経済学会「日本」編 (2016)『文化経済学-軌跡と展望』ミネルヴァ書房。
- 文化庁 (2015)『文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想について』。
(http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2015071701_besshi1.pdf)
- 牧懐太郎 (2002)『ハコモノ冬の時代を迎えて』。『公共建築 (特集 施設整備の仕組み)』。公共建築協会2002-04。pp10-13。
- 益川浩一 (2009)『指定管理者制度導入に伴う自治体出資財団改革の現状と問題点-岐阜県多治見市財団法人多治見市文化振興事業団を事例として』。日本社会教育学会年報編集委員会・編『日本の社会教育』東洋館出版社。p73-85。
- 松浦茂之 (2007)『三重県文化振興事業団』。中川幾郎 & 松本茂章『指定管理者は今どうなっているのか』水曜社pp66-84。
- 松本茂章 (2011)『官民協働の文化政策: 人材・資金・場』水曜社。
- 持田信樹 (2007)『地方債制度改革の基本的争点』。
(<http://www.cirje.e.u-tokyo.ac.jp/research/dp/2007/2007cj183.pdf>)
- 森啓 (1993)『全国自治体における文化行政の動向』。松下圭一, and 森啓『文化行政』学陽書房。pp333-367。
- 文部省 (1992)『学制百二十年史』株式会社ぎょうせい。
(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318221.htm)
- 文部科学省 (1993)『我が国の文教施策 (平成5年度)』。
(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199301/hpad199301_2_016.html)
- 吉澤弥生 (2012)『地域の文化財団と自治体の文化政策』。『ドキュメントブック浪切ホール いま、ここから考える文化のこと、地域のこと』水曜社。pp153-165。
- 吉本光宏 (2008)『再考, 文化政策一拡大する役割と求められるパラダイムシフト』。『ニッセイ基礎研究所報』。
(http://www.nli-research.co.jp/files/topics/37889_ext_18_0.pdf?site=nli)
- 吉本光宏 (2015)『地域アーツカウンシル-現状と展望』。『基礎研REPORT』2015年8月号。ニッセイ基礎研究所。

¹ 同報告における「文化施設」とは、県民会館、市民会館・公会堂、公民館、図書館、博物館、美術館、音楽・劇場、青年の家・自然の家、その他文化施設 (文化センター、コミュニティセンター、文化財センター、情報センター等)。また、対象となったのは、実地検査を実施した15道府県及び管内市町村等の普通会計において平成6年度から13年度までに完成した1施設当たり事業費が10億円以上の箱物施設。

² 「プレカリアート (precariat)」とは、「不安定な」(precarious)と「労働者階級」(Proletariat)を組み合わせた語で、1990年代以後に急増した不安定な雇用・労働状況における非正規雇用者のこと。

「実践演習」の効果の検討（1） 実践演習履修と学生の機会活用スキルの変化

Measuring the effectiveness of "Service Learning": Developing career skills by registering for "Service learning in the community" and "Theme-based research project" courses.

高木 邦子

文化政策学部 国際文化学科

Kuniko TAKAGI

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

本論は、平成27年度から本学に新設された「実践演習」の教育効果検証を目的とした縦断調査の報告である。キャリア構築の機会活用スキル（6 Skills for Careers：6SC）の得点変化量について、地域連携実践演習の受講有無（2）×テーマリサーチプロジェクトの受講有無（2）の2要因分散分析を実施した結果、地域連携実践演習を受講した学生の「人間関係スキル」が低下することが示された。地域連携実践演習は、社会と触れることで学生が自身の不足を実感する機会を提供しており、結果として学生の機会活用スキルに対する自信が低下したと考えられる。そのほか、チャレンジしてみようという意欲をもって地域連携実践演習を受講した学生はスキル得点が高まり、友人に誘われて受講した学生は低くなった。単位の為にエントリーした学生のスキルは増加することも示され、ジェネリックスキルの育成に繋げるきっかけを提供するという「実践演習」科目の目的が果たされているとの結果が示された。なお、テーマリサーチプロジェクトの履修は学生のスキル変化には有意な影響は示されなかった。

This paper reports on a longitudinal study that confirms the educational effects of a class grouping called "Service Learning," which includes subjects entitled "Service learning in the community" and "Theme-based research project."

A two-way ANOVA was conducted on whether registering for "Service Learning in the Community" (2) and for "Theme-based research project" (2) would affect student scores on the 6 Skills for Careers (6SC) measure. The results showed that in general, those who registered for the "Service learning in the community" course significantly decreased in "personal relationship skills," indicating that they had lost confidence after facing difficult issues through the experience of public participation.

However, the motivation for registering for these courses exerted an influence on 6SC scores. Students who registered for "Service Learning" as a personal challenge showed an increase on some measures of the 6SC, while those who registered because their friends invited them showed a decrease in some skills. It was also noteworthy that students who registered in order to earn course credit showed an increase in some skills. Overall, the goal of developing generic career skills by having students face difficult issues through their participation in "Service Learning" was achieved through "Service learning in the community." However, participation in the "Theme-based research project" had no significant effect on an increase or decrease of skills.

1. はじめに

1.1. 本学「実践演習」の位置づけ

近年の大学教育には、学生に“社会で必要な力”を育成することが求められている。それらの能力の総称“ジェネリックスキル”の育成に向けた大学教育の動きには、教育目標を達成するツールとしてジェネリックスキルを活用した（アクティブ・ラーニングなどの）授業運営、ジェネリックスキルの向上それ自体を教育目標とした授業実践、課程外の活動やボランティア活動など、ジェネリックスキルの獲得が期待される機会の提供、などが挙げられよう。本学で平成27年度から新設された科目群「実践演習」は、学生に対して学外の世界に目を向けたり活動にかかわったりする機会を提供することで、ジェネリックスキルの獲得・向上を期待したものである。すなわちこの科目群は、ジェネリックスキルの向上を意図した側面と、大学外・授業外での活動機会の提供という側面をもつ科目と位置付けられる。

学生は卒業要件として、この科目群から1単位以上の履修が必要である。実践演習に含まれる科目には、(1) 地域の課題、社会的な課題、日常的な課題、先端的な課題等に対して実践的な企画・立案・プレゼンテーションを集中講義の演習で学ぶ「テーマリサーチプロジェクト」、(2)

行政、企業、学校、NPO等の現場での体験を通して、現実社会と関わりながら地域課題への理解を深める「地域連携実践演習」、(3) そして2年次以降に履修可能であり、地域連携促進、多文化共生、文化・芸術振興支援及びユニバーサルデザイン等の広範な領域においてリサーチを踏まえて現場で主体的に実践し提案する「テーマ実践演習」、という各1単位の3科目がある。「地域連携実践演習」と「テーマ実践演習」は学外での実践的活動が中心であり、既存のプログラムに参加する「地域連携実践演習」に対して、学生が自発的にテーマを定めて地域貢献の企画を運営する「テーマ実践演習」はより主体的な活動が期待される点が異なる。「テーマリサーチプロジェクト」は集中講義形式であり、大学での演習が活動の中心である。各科目は「A」「B」として2度ずつ履修が可能であり、テーマの一貫性は必ずしも問わないため、同じ活動に継続して関わることも、異なる活動に参画することもできる。このうち本研究は、1年次に開講される「地域連携実践演習」と「テーマリサーチプロジェクト」に焦点を当てたものである。

1.2. キャリア獲得の機会活用スキルへの注目

高木（2016）は、学生のジェネリックスキル獲得に必要な資質としてキャリア構築のためのスキルに注目

している。Mitchell, Levin, & Krumboltz, (1999) は、キャリア発達が目標を定めて直線的に進むものではなく、様々な変化が生じる人生において、その時その時の状況に応じてキャリアを構築していくというPlanned Happenstance 理論を提唱した。そして、キャリア構築に有効なスキルとして(1) Curiosity (好奇心)、(2) Persistence (持続性)、(3) Flexibility (柔軟性)、(4) Optimism (楽観性)、(5) Risk Taking (冒険心)を挙げている。これらのスキルは人生の変化の中で遭遇する様々な出来事の中で、キャリア構築につながりそうなチャンスを確認する、またはそうしたチャンスを作り出し、活かす、といった形でキャリア構築に貢献するものとされる。

このMitchellらの概念を参考に、高綱・浦上・杉本・矢崎(2014)は、日本の青年を対象としてキャリア獲得の機会活用スキル(以下『機会活用スキル』)を測定する尺度、6SC(6 Skills scale for Career)を作成した。6SCは「キャリア形成につながるかもしれない機会を認識したり、そのような機会を積極的に作りだしたりするためのスキル」(高綱ら, 2014)を6つの側面から測定するものである。すなわち、興味の幅を広げたり、興味のあることを探索、探求するスキルである「興味探索スキル」、苦勞することや手間のかかることでも、それを持続するための「継続スキル」、自分の考え方や態度、自分の置かれている環境を、より適応的なもの、より望ましいものへ変化させるための「変化スキル」、結果やプロセスに対してポジティブな見通しを持つ「楽観的認識スキル」、結果や成果が不確かな場合でも、回避せずそれを始める「始動(開始)スキル」、"弱い紐帯"をできるだけ多様な他者とつなげる「人間関係スキル」という6つのスキルである。6SCで想定されている6つのスキルのうち5つはおおむねPlanned Happenstance 理論の示したスキルの概念に相当するが、「人間関係スキル」は日本独自の側面である。高木(2016)はこの機会活用スキルを、ジェネリックスキルの獲得に先行して高まるものとして学生の成長の指標とした。なお、6SCの項目評定はスキルそのものの評価というよりは「うまくやれないと思う(1点)」から「うまくやれると思う(7点)」というように、スキルに対する自信の程度を問うものである。

平成27年度春のガイダンスで入学生から得た6SCの得点を、地域連携実践演習とテーマリサーチプロジェクトの受講の有無により比較した結果からは、地域連携実践演習を受講した学生は、受講しなかった学生よりも「興味探索スキル」、「継続スキル」、「人間関係スキル」が有意に高く、また「開始スキル」は有意傾向に高いことが示された(高木, 2016)。一方、テーマリサーチプロジェクトの受講の有無による各スキル得点の差は有意ではなかった。学生が時間と労力を費やし、地域の活動に参画する地域連携実践演習に対して、テーマリサーチプロジェクトは学内での集中講義であるため、時間や労力の面でのコストは比較的低い。そのため地域連携実践演習の受講者のみで示された6SC得点の高さは、コストを伴っても経験してみようという積極性の高さであったといえよう。これは6SCで測定される機会活用スキルの「キャリア形成につながる可能性を高める」という役割と一致した結果といえる。

2. 本研究の目的

前述のとおり、高木(2016)では地域連携実践演習の受講者が、多少のコストを伴っても経験に対して積極的であることが示唆された。「キャリア形成に繋がるかもしれない機会を認識し、積極的に作り出す」という機会活用スキルの特性上、これらのスキルが地域連携実践演習へのエントリーという行動に影響していることは妥当な結果であろう。だが、経験は成長のチャンスに成り得る一方で、経験だけに終わり、学びや成長には至らない可能性もある。そこで本研究は、学生の成長を客観的にとらえ、実践演習科目の受講による変化を検証することを目的とした。

まず、高木(2016)の調査対象であった新入生が2年生に進級した春に追跡調査を実施し、前年度からの6SC得点の変化と学生自身の成長の自覚を従属変数として、実践演習科目の受講状況との関係を検討する。実践演習科目が学生の成長に影響しているのであれば、受講の有無により学生自身による成長の自覚や6SC得点の増減が異なることが期待される。

なお、大学生の成長や変化に対しては、特定の授業のような単一の要因が顕著な影響力をもつことは考えにくい。授業以外にも、一人暮らしやアルバイト、サークル等での仲間関係など大学生の生活には多くの経験が存在する。そこで縦断調査の第2回目では、実践演習科目の履修以外の授業や学校内外の経験などから学生が自身の変化に影響したと認知している要因が、6SCの得点変化量にどのようにかかわるかも検討する。

ところで、ある活動への参加が学生の成長に寄与するとしても、そこに影響するのは単に科目を受講するという行為でなく、何を求めてどのように取り組んだか、という受講の動機づけや経験の質であることが予想される。そこで地域連携実践演習の受講者についてはさらに、事後指導において科目エントリーの理由や経験の振り返りに関する調査を実施し、受講学生による教育効果と影響因の報告と機会活用スキルの変化との関係を検討した。

3. 方法

1) 学年対象の縦断調査

初回調査は、平成27年度4月に新入生ガイダンスで実施した高木(2016)の調査である。今後の調査結果とのデータマッチングの為の学籍番号と、キャリア獲得のための機会活用スキル尺度(6SC)とから成る質問紙調査を実施した。

第2回調査は、初回調査から1年後、対象学年が2年生になった平成28年度4月の2年生対象ガイダンスで前年同様の手続きにより実施された。質問紙の内容は、データマッチングのための学籍番号と6SCに加えて、学生自身の成長の自覚に関する以下の内容を含めた。

a. 成長の自覚:「大学に入学した一年前と比べて、現在のあなたは成長したと思いますか?」という問いに対して「成長した部分がある」「少し成長した部分がある」「全く成長していない/成長した部分が思いつかない(停滞している)」からひとつ選択するよう求め、どのような点が成長した、またはしなかったのか自由記述を得た。

b. 成長/停滞の影響要因について: a. で選択された成長や停滞の自覚に影響を及ぼした要因として、「授業」「アル

バイト」「人間関係」など10項目に「その他」を加えた11項目について、考えられるもの全てに○をつけるよう求め、それらが具体的にどのように影響を与えたか記述を得た。

2) 地域連携実践演習履修者のみの調査

地域連携実践演習の受講者については、科目へのエントリーの理由や活動による学生の変化を検討する為に、地域連携実践演習の事後指導でさらに調査を実施した。調査内容は、データマッチングの為に学籍番号と以下の項目であった。

a. 地域連携実践演習のエントリー理由 地域連携実践演習にエントリーした理由について「活動内容に興味・関心を持ったから」など8項目を提示し、「全くあてはまらない(1)」から「たいへん当てはまる(5)」の5段階で評定を得た。

b. 地域連携実践演習の活動振り返り 地域連携実践演習の活動の振り返りと自発的活動への意識について「自分の性格や能力、適性など自分自身についての気づきがあった」「今後、テーマリサーチプロジェクトを履修したい」「自分で計画を企画・運営してみたい」など12項目について「全くあてはまらない(1)」から「たいへん当てはまる(5)」の5段階で評定を得た。

平成27年度前期の地域連携実践演習の事後指導はその年の10月に行われ、35名のデータを得た。後期分の事後指導は平成28年度の4月に行われ、73名のデータを得た。うち2名は前期後期ともに参加していたが、今回は後期分のデータのみを用いて108名を分析対象とした。

4. 結果

1) 尺度得点の算出

機会活用スキル(6SC) 回収された全データについて、高綱ら(2014)を踏襲し6つのスキルの平均値、標準偏差、および α 係数を算出した(Table1)。信頼性係数である

α 係数は.80~.86の値を示し、高綱ら(2014)、高木(2016)と同様に、いずれのスキル項目も尺度の内的整合性は高いと判断した。今回回収された質問紙は237名(全2年生の66.0%)、このうち記入上の不備があったものを除き、前年と本年の縦断データが揃ったもの218名(全2年生の60.7%)を以後の分析対象とした。

次に、6SCの各得点について2年次の得点から1年次の得点を引いた得点変化量を算出した。前年からスキルが高まっていれば得点変化量は正の、低下していれば負の値を取る。全てのスキルの得点変化量が負の値を示しており、全体的に機会活用スキルについての自信が1年前よりも低下していることがうかがえる(Table2)。

成長の自覚 成長の自覚の報告は、分析対象者218名中「成長した部分がある」64名(29.4%)、「少し成長した部分がある」が118名(54.1%)、「全く成長していない/思いつかない」が27名(12.4%)、欠損値が9名(4.1%)であり、「成長した部分がある」と「少し成長した部分がある」をあわせると、全体の80%以上が入学時から一年間で自身の成長を自覚していた。

成長/停滞の影響要因 成長・停滞の影響要因について、提示した項目から「あてはまる」ものを全て選択するよう求めた。結果をFigure1に示す。最も多く選択された項目は「アルバイト」であり、大学で提供できる経験とは言い難いものであったが、それ以降は「授業(実践演習含む)」、「人間関係」、「一人暮らしや通学などの生活面」「サークル活動」と続き、大学生活と関係がみられる項目も成長の影響要因として挙げられていた。

2) 1年次の実践演習受講と6SC得点および得点変化量の関係

実践演習エントリーとの関係 縦断データが揃った218名について、地域連携実践演習およびテーマリサーチプロジェクトの履修状況の内訳をクロス集計表で示す(Table3)。Fisherの直接法により、地域連携実践演習

Table1 第2回調査の6SCの各尺度の得点分布と信頼性係数

尺度名	<i>n</i>	<i>Mean</i>	<i>SD</i>	α
興味探索スキル	237	4.60	0.97	.80
継続スキル	237	4.50	1.04	.85
変化スキル	237	4.52	0.92	.86
楽観的認識スキル	237	4.58	1.03	.86
開始スキル	237	4.74	0.97	.83
人間関係スキル	237	3.90	1.21	.83

注)項目数で除した値。

Table2 6SCの各尺度の変化量得点の平均と標準偏差

尺度名	<i>n</i>	<i>Min</i>	<i>Max</i>	<i>Mean</i>	<i>SD</i>
興味探索スキル	218	-4.00	2.60	-.16	.96
継続スキル	217	-3.00	3.00	-.11	.93
変化スキル	216	-3.40	2.00	-.05	.87
楽観的認識スキル	217	-4.20	3.60	-.08	1.09
開始スキル	214	-3.80	3.40	-.04	1.05
人間関係スキル	215	-5.40	3.60	-.24	1.16

※正=得点増加、負=得点減少

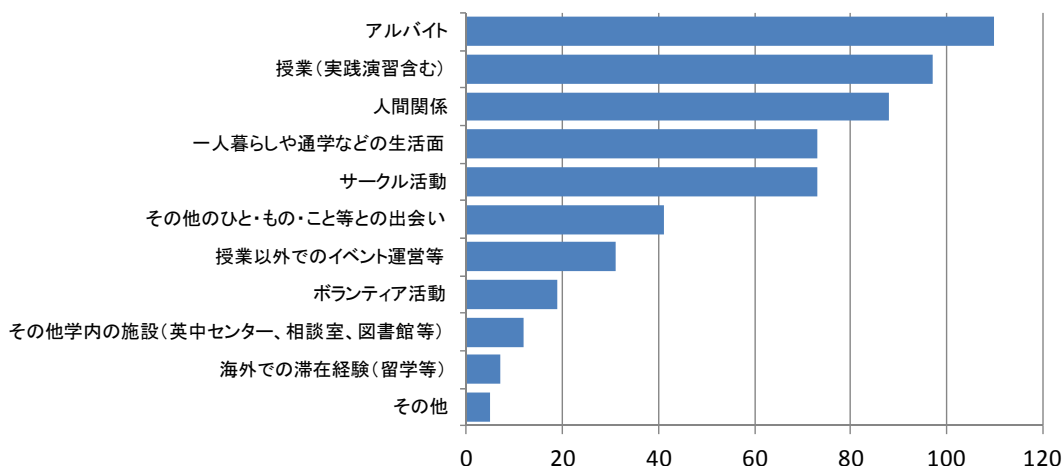


Figure1 自身の成長の影響要因 (複数選択)

Table3 地域連携実践演習のエントリーとテーマリサーチプロジェクトの履修のクロス表

		テーマリサーチ プロジェクト履修		合計
		あり	なし	
地域連携実践演 習エントリー	あり	0	77	77
	なし	139	2	141
	合計	139	79	218

Table4 地域連携実践演習のエントリー状況と6SCの2015年度、2016年度の平均得点、変化量

	エントリー	N	2015年4月		2016年4月		得点変化量	
			Mean	SD	Mean	SD	Mean	SD
F1興味探索スキル	あり	77	4.94	.889	4.75	.962	-.19	.938
	なし	141	4.65	.955	4.50	.975	-.15	.980
F2継続スキル	あり	77	4.68	.906	4.58	.973	-.10	.766
	なし	141	4.54	1.117	4.43	1.080	-.12	1.005
F3変化スキル	あり	77	4.51	.704	4.49	.827	-.02	.876
	なし	140	4.54	.941	4.49	.969	-.06	.874
F4楽観的認識スキル	あり	77	4.67	1.040	4.62	.978	-.06	1.010
	なし	141	4.62	1.084	4.53	1.081	-.09	1.128
F5開始スキル	あり	76	4.86	1.052	4.86	.972	-.04	.957
	なし	140	4.68	1.059	4.64	.991	-.04	1.106
F6人間関係スキル	あり	76	4.47	1.066	4.03	1.156	-.46	1.147
	なし	141	3.93	1.262	3.80	1.227	-.12	1.159

とテーマリサーチ・プロジェクトのどちらか一方のみを受講した学生が多いことが示された ($p = .000$)。

分析対象者のうち、1年次に地域連携実践演習にエントリーした学生77名と、しなかった学生141名の前年度および本年度の各スキル得点、1年間の得点の増減を示す得

点変化量の平均値と標準偏差をTable4およびFigure2に、テーマリサーチプロジェクト履修状況についても、1年次の履修学生139名と履修しなかった80名について同様の平均値と標準偏差をTable5およびFigure3に示す。

実践演習の受講状況による機会活用スキルの変化につい

て検討するため、1年次の地域連携実践演習のエントリー状況(2)×テーマリサーチプロジェクトの履修状況(2)で2年次春の6SCの各得点について分散分析を実施した。結果、「継続スキル」と「人間関係スキル」で有意な交互作用が示され、(順に $F(3,1) = 7.03, p < .05, F(3,1) = 6.72, p < .05$)、「開始スキル」は交互作用が有意傾向であった($F(3,1) = 3.85, p < .10$)。地域連携実践演習を受講していた学生は、2年次でこれらのスキル得点が高

いことが示唆される結果であった。

次に、6SCの各スキルの得点変化量についても、1年次の地域連携実践演習のエントリー状況(2)×テーマリサーチプロジェクトの履修状況(2)の2要因分散分析を実施した。結果、「人間関係スキル」でのみ地域連携実践演習のエントリーの主効果がみとめられ($F(3,1) = 7.46, p = .01$)、地域連携実践演習の履修者は「人間関係スキル」得点が大きく低下していることが示された。

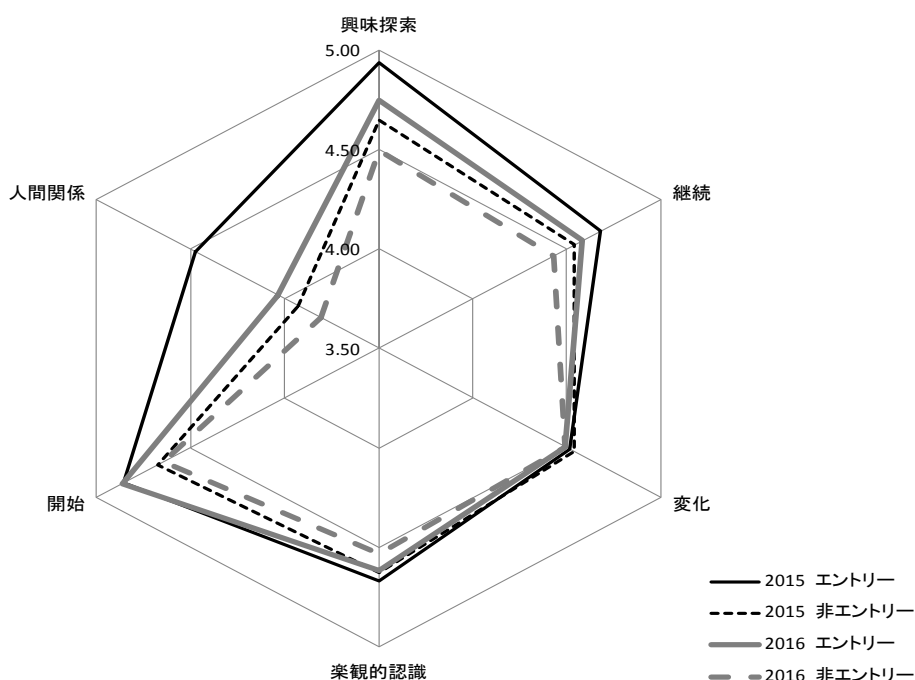


Figure2 地域連携実践演習エントリー状況と2015年度・2016年度の6SC平均得点

Table5 テーマリサーチプロジェクト履修状況と6SCの2015年度、2016年度の平均得点、変化量

	エントリー	N	2015年4月		2016年4月		得点変化量	
			Mean	SD	Mean	SD	Mean	SD
F1興味探索スキル	あり	79	4.62	.960	4.53	1.008	-.10	1.002
	なし	138	4.82	.925	4.62	.958	-.20	.942
F2継続スキル	あり	79	4.60	1.165	4.58	1.074	-.02	1.105
	なし	138	4.59	.977	4.43	1.025	-.17	.802
F3変化スキル	あり	79	4.52	.907	4.52	.955	-.02	.816
	なし	137	4.54	.839	4.47	.901	-.06	.907
F4楽観的認識スキル	あり	79	4.69	1.097	4.59	1.076	-.10	1.114
	なし	138	4.61	1.052	4.55	1.029	-.07	1.073
F5開始スキル	あり	79	4.67	1.090	4.72	.982	.05	.983
	なし	136	4.78	1.040	4.72	.995	-.09	1.094
F6人間関係スキル	あり	79	4.07	1.185	3.89	1.260	-.17	1.190
	なし	137	4.15	1.247	3.88	1.176	-.28	1.150

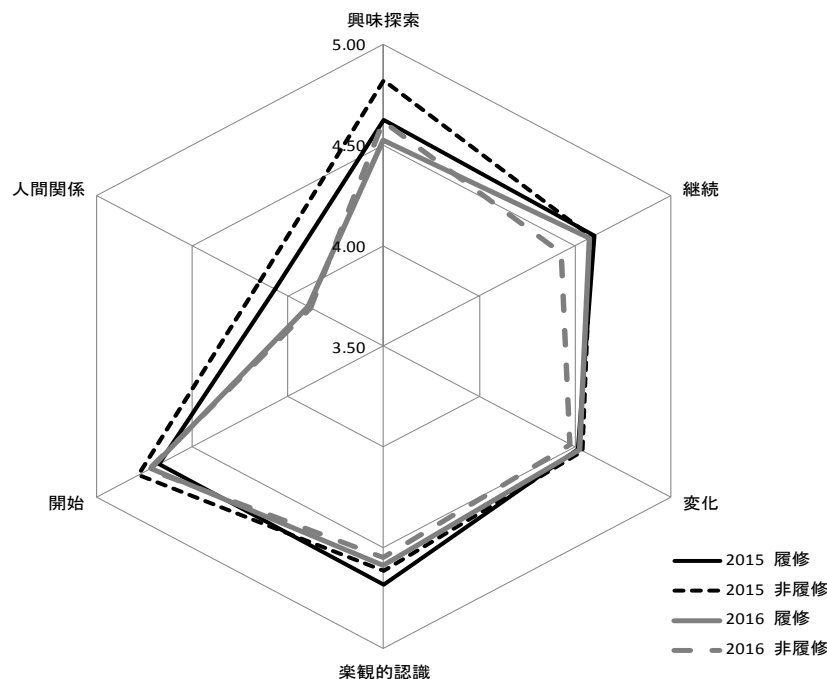


Figure3 テーマリサーチプロジェクトの履修状況と2015年度・2016年度の6SCの平均得点

以上で示されたように、1年次で地域連携実践演習を受講した学生の2年次春の「継続スキル」と「人間関係スキル」は、受講しなかった学生よりも高得点であったが、得点変化量に注目すると、スキル得点は全体的に低下しており、地域連携実践演習の受講者は人間関係スキルの自信を失ってはいるが、それでも履修しなかった学生よりは高得点であることが示された。

3) 成長の自覚と6SC得点変化量

学生に選択を求めた成長の自覚、「成長した部分がある」「少し成長した部分がある」「全く成長していない/思いつかない」の3群間で、6SCの各スキル得点の変化量を一元配置分散分析により比較した。結果は「楽観的認識スキル」、「開始スキル」、「人間関係スキル」で群間の差が有意であり（順に $F(2,205) = 5.64, p < .01$ 、 $F(2,202) = 3.14, p < .05$ 、 $F(2,203) = 3.26, p < .05$ ）、「変化スキル」は有意傾向であった（ $F(2,204) = 3.02, p < .10$ ）。Tukey法による多重比較の結果、「楽観的認識スキル」は「全く成長していない/思いつかない」群よりも「成長した部分がある」群が有意に得点が増加しており（ $p < .001$ ）、「少し成長した部分がある」よりも「成長した部分がある」群が有意傾向で得点が増加していた。また「人間関係スキル」では「全く成長していない/思いつかない」群よりも「成長した部分がある」群が有意に（ $p < .05$ ）、「開始スキル」は「少し成長した部分がある」よりも「成長した部分がある」群が有意傾向に得点が増加していた。したがって、大学生から報告された成長の自覚は、一部の機会活用スキルの自信が高まったことを反映していると考えられる。

4) 成長/停滞の影響要因と6SC得点変化量の関係

6SCの各得点変化量を目的変数に、成長の影響要因とふたつの実践演習科目の受講の有無を説明変数として、ステップワイズ法による重回帰分析を実施した結果、「楽観的認識」を除く5つのスキルについて有意な標準偏回帰係数が示された。結果をTable6に示す。複数の機会活用スキルの得点増加との関係が認められたのはサークル活動の経験であり、「興味探索」「継続」「変化」「開始」「人間関係」の各スキルの増加量に全て正の影響を示していた（順に $\beta = .18, .17, .22, .15, .16$ ）。その他は「継続」スキルの増加に学内施設の経験から正の（ $\beta = .18$ ）、人間関係から負の影響（ $\beta = -.18$ ）が示され、「変化」スキルの増加に授業以外の大学でのイベント運営等から負の（ $\beta = -.16$ ）、「人間関係」スキルに1年次の地域連携実践演習のエントリーから負（ $\beta = -.16$ ）の影響が示された。全体的には、学生の機会活用スキルの向上にはサークル活動の経験が有効に作用し、授業内外での実践的活動の経験や人間関係が一部のスキル得点の低下に作用したことがここでも示された。

5) 地域連携実践演習 自己指導での調査による検討

エントリー理由とスキル得点変化量 地域連携実践演習のエントリー理由の平均評定値（Figure4）と、縦断調査で得られた6SCの各得点変化量との相関（Table7）を示す。エントリー理由は、「活動内容への興味・関心（平均4.48点）」、「成長できると思ったから（4.05点）」、「何かにチャレンジしてみようと思ったから（4.04点）」、といった活動に対する積極性がうかがえる項目の評定が高い一方で、「単位になるから（4.29）」という消極的な理由も高い平均評定値を示した。

得点変化量との相関（Table7）からは、「何かにチャ

Table6 学生の成長要因と機会活用スキル得点変化量との関係

説明変数	目的変数(機会活用スキルの得点変化量)				
	興味探索	継続	変化	開始	人間関係
授業(実践演習含む)					
授業以外の大学でのイベント運営等			-.16 *		
その他学内の施設(英中センター、相談室、図書館等)		.18 **			
サークル活動	.18 **	.17 *	.22 **	.15 *	.16 *
ボランティア活動					
海外での滞在経験(留学等)					
アルバイト					
一人暮らしや通学などの生活面					
人間関係		-.18 **			
その他のひと・もの・こと等との出会い					
そのほか					
1年次地域連携実践演習エントリー					-.16 *
1年次テーマリサーチプロジェクト履修					
調整済R2	.03	.06	.05	.02	.04 *
F値	7.33 *	5.74 **	6.65 **	4.82 *	5.13 **

(**:p<.01, *:p<.05, †:p<.10)

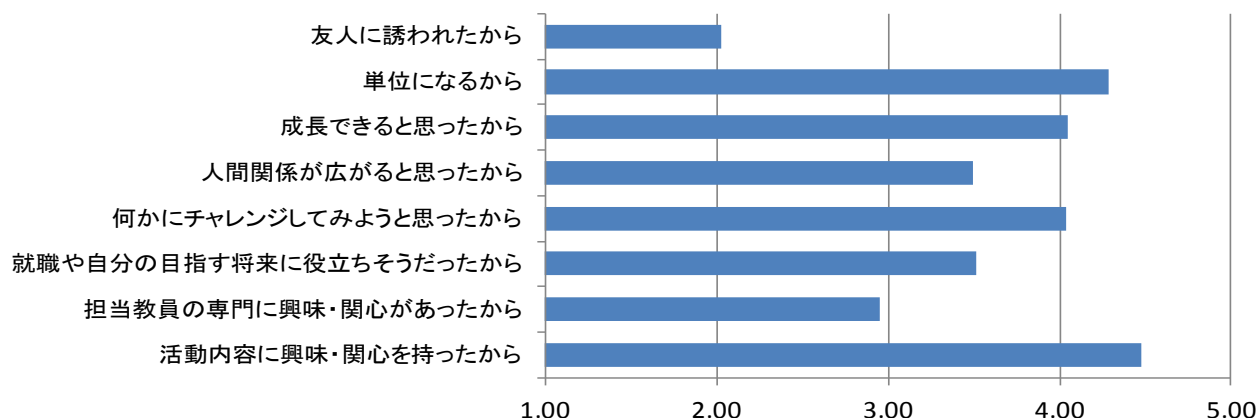


Figure4 地域連携実践演習のエントリー理由

Table7 地域連携実践演習エントリー理由と6SC得点変化量との相関

エントリー理由	n	Mean	SD	6SCの変化量得点との相関(n=75)					
				興味探索	継続	変化	楽観的認識	開始	人間関係
活動内容に興味・関心を持ったから	108	4.48	0.84	-.114	.075	.018	.149	.155	.060
担当教員の専門に興味・関心があったから	108	2.95	1.27	.085	.177	.074	.092	.148	.012
就職や自分の目指す将来に役立ちそうだったから	107	3.51	1.15	.050	.161	.056	.073	.076	.077
何かにチャレンジしてみようと思ったから	108	4.04	0.98	.203 †	.172	.395 **	.247 *	.216 †	.101
人間関係が広がると思ったから	108	3.49	1.14	.015	.045	.201 †	.016	-.032	-.119
成長できると思ったから	108	4.05	0.89	-.037	.111	.106	-.001	.014	.010
単位になるから	108	4.29	0.89	.097	.036	.130	.122	.131	-.043
友人に誘われたから	108	2.03	1.31	-.241 *	-.198 †	-.268 *	-.009	-.131	-.256 *

(**:p<.01, *:p<.05, †:p<.10)

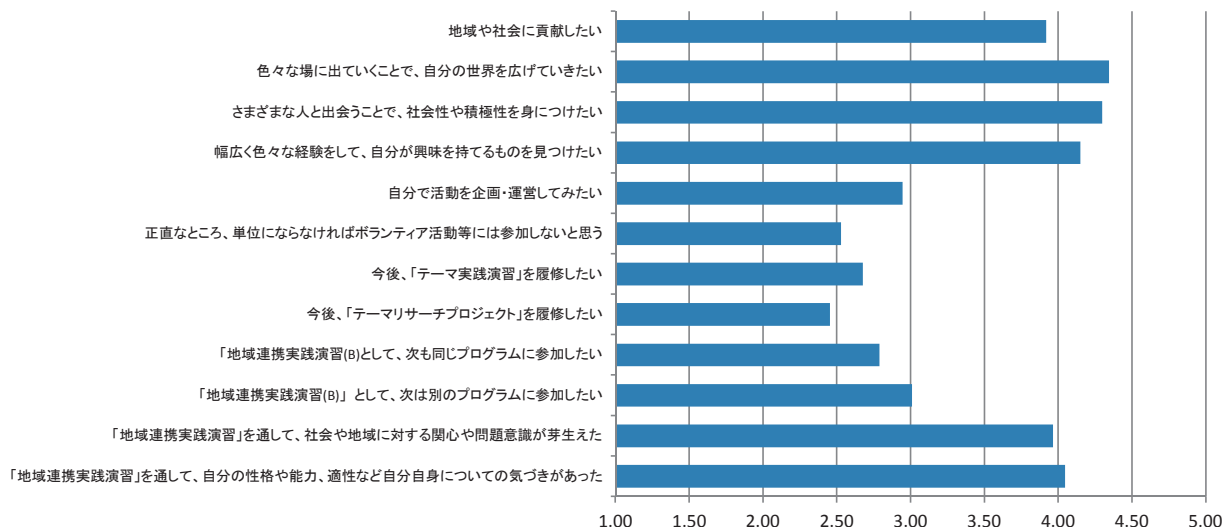


Figure5 地域連携実践演習受講後の振り返り

Table8 地域連携実践演習を終えての評価と6SC得点変化量との相関

ふりかえり	n	Mean	SD	6SCの変化量得点との相関 (n=75)					
				興味探索	継続	変化	楽観的認識	開始	人間関係
「地域連携実践演習」を通して、自分の性格や能力、適性など自分自身についての気づきがあった	108	4.05	0.73	-.259 *	<i>-.204 †</i>	-.128	-.118	-.178	-.229 *
「地域連携実践演習」を通して、社会や地域に対する関心や問題意識が芽生えた	108	3.96	0.91	.033	.042	.097	.172	.179	.056
「地域連携実践演習(B)」として、次は別のプログラムに参加したい	107	3.01	1.14	.031	.164	-.003	<i>.217 †</i>	<i>.196 †</i>	.075
「地域連携実践演習(B)」として、次も同じプログラムに参加したい	108	2.79	1.22	-.135	-.118	-.060	-.050	-.159	-.062
今後、「テーマリサーチプロジェクト」を履修したい	108	2.45	1.09	-.036	.086	.008	.097	-.090	.062
今後、「テーマ実践演習」を履修したい	108	2.68	1.12	-.168	-.112	-.068	-.127	-.235 *	-.116
正直なところ、単位にならなければボランティア活動等には参加しないと思う	108	2.53	1.09	.192	.246 *	.284 *	.294 *	.172	<i>.217 †</i>
自分で活動を企画・運営してみたい	108	2.94	1.10	-.090	-.236 *	-.098	-.162	<i>-.219 †</i>	<i>-.209 †</i>
幅広く色々な経験をして、自分が興味を持てるものを見つけたい	108	4.15	0.80	-.049	-.080	.000	-.065	-.003	-.088
さまざまな人と出会うことで、社会性や積極性を身につけたい	108	4.30	0.71	-.077	.026	-.004	.019	.010	-.115
色々な場に出ていくことで、自分の世界を広げていきたい	108	4.34	0.74	.070	.038	.078	.094	.189	-.032
地域や社会に貢献したい	108	3.92	0.90	-.072	-.074	-.090	-.132	.008	<i>-.193 †</i>

(*:p<.05,†:p<.10)

レンジしてみようと思ったから」という理由への評定とスキル得点との間に全体的に正の相関が示されており（変化スキル: $r = .395, p < .05$ 、楽観的認識スキル: $r = .247, p < .05$ など）、挑戦する気持ちで地域連携実践演習を履修した学生のスキル得点が高まること示されている。対して「友人に誘われたから」という項目の評定はスキルの変化量と全体的に負の相関を示しており（興味探索スキル: $r = -.241, p < .05$ 、変化スキル: $r = -.268, p < .05$ 、人間関係スキル: $r = -.256, p < .05$ ）、友人に誘われて地域連携実践演習にエントリーした学生のスキル得点は1年後に低下するとの結果であった。

受講後のふりかえりとスキル得点変化量 活動の振り返り項目の平均評定値 (Figure5) と、縦断調査で得られた6SCの各得点変化量との相関 (Table8) を示す。ふりかえりの中で高得点であった項目は、「色々な場に出て行くことで、自分の世界を広げて行きたい (平均4.34点)」、「さまざまな人と出会うことで、社会性や積極性を見につ

けたい (4.30点)」、「幅広く色々な経験をして、自分が興味を持てるものを見つけたい (4.15点)」といったその後の社会参加や経験への高い動機づけを示すものであったが、これらは受講前から高かったスキルが反映された可能性もある。一方、「『地域連携実践演習』を通して、自分の性格や能力、適性など自分自身についての気づきがあった (平均4.05点)」という経験の効果が高い得点を示しており、経験を通して自分について客観的に考える機会を得たことがうかがえる。

機会活用スキルの得点変化量との相関からは、「地域連携実践演習を通して、自分の性格や能力、適性など自分自身についての気づきがあった」という項目が複数のスキル得点変化量と負の相関を示していた (興味探索スキル: $r = -.256, p < .05$ 、人間関係スキル: $r = -.229, p < .05$ など)。この結果は、活動を通して気づいた自分自身の側面が、ポジティブなものよりは、弱点や課題などであったことが示唆されていると考えられる。

「正直なところ、単位にならなければボランティア活動等には参加しないと思う」という項目が全体的にスキル得点変化量と正の相関を示していた(継続スキル: $r = .246, p < .05$, 変化スキル: $r = .284, p < .05$, 楽観的認識スキル: $r = .294, p < .05$ など)。最初のきっかけは単位を揃える為であっても、活動に参画することでスキルが高まったという結果は興味深い。

5. 考察・今後の研究計画

実践演習の教育効果

本研究の第一の目的は、実践演習科目が学生の成長に及ぼす影響を検証することであった。指標としてキャリア構築の機会活用スキルの測定尺度、6SC (6 skills for career) の変化量、学生自身からの成長の自覚の報告、地域連携実践演習についてはさらに、経験の振り返りや将来の活動への意識などを指標として受講の有無による比較を行った。

縦断調査による学生の機会活用スキルの変化と実践演習の履修状況との関係からは、全体的にスキル得点が低下しているなかで、地域連携実践演習受講者の「人間関係スキル」得点の低下が特徴的であった。また、重回帰分析の結果からは、学生自身が自分の変化への影響因として挙げた人間関係の要因が「継続スキル」の得点変化量に負の影響を及ぼしていたほか、授業以外の大学でのイベント運営等から「変化スキル」に負の、地域連携実践演習のエントリーから「人間関係スキル」に負の影響を示していた。さらに、地域連携実践演習の事後授業で実施した調査の結果からは、活動を振り返り「自分の性格や能力、適性など自身についての気づきがあった」という項目が全体的に高い評定値を得ており、かつ機会活用スキルの複数の得点変化量と負の相関が示されていた。

以上の結果から、学生は実践演習やそれ以外で学外の活動やイベントなどに積極的にかかわるほど、自身の至らなさを感じ機会活用スキルの自信が低下していると考えられる。特に「人間関係スキル」は地域連携実践演習の受講学生の得点低下が顕著であり、高校時代は同世代や学校内での人間関係が多かった学生たちが、社会の多様な世代の方たちとともに活動するなかでさまざまな失敗をしていることがうかがえる。「外」の世界に出たり自発的に企画を運営したりといった積極的活動の経験により、学生は大学内だけで受け身の生活をしては気づけない、社会で必要な能力について考えるチャンスを得ているのかもしれない。そうであるならば、地域連携実践演習は学生達に社会の厳しさを教え一度自信を失わせる機会を提供しているといえよう。

学生が自身のスキルはまだ社会で通用しないと思いき知ること、この先の学びや成長に繋がることが期待される。本調査では自らのスキルに自信を失っていた学生たちが、この先どのように変化していくかさらに追跡調査を行い、大学での学びと学生の成長について長期的視点からの検討を行う余地があろう。また、本報告では学生の成長に関する自由記述の分析は扱わなかったが、学生が自覚している成長の側面や、地域連携実践演習での体験から得た自身についての気づきの内容、またそのきっかけとなった経験の性質などについては、記述の分析や聞き取り調査によ

る質的検討から事例を積み重ねてゆきたい。

履修理由・動機づけの影響

地域連携実践演習の履修者については、エントリーの動機と成長との関係も示された。具体的には、意欲的にチャレンジする気持ちを持ってエントリーした学生はスキル得点が増加し、友人に誘われて参加した学生はスキル得点が減少していた。

その一方で、「単位にならなければボランティア活動には参加しないと思う」と答えた学生で複数のスキル得点が増加していた。実践演習科目は、学生に社会と触れる機会を与え、ジェネリックスキルを育てるきっかけを提供することを目的とした科目である。したがって最初は単位の為に活動に参加した学生であっても、結果としてスキル得点が増加したのならば、実践演習科目群の目的を果たしているといえる。

活動に対する学生の動機づけをコントロールすることは困難ではあるが、友人へのつきあいのように消極的な理由で地域連携実践演習にエントリーした学生を、いかに巻き込み積極的に参加させるかは本科目の課題のひとつである。また、単位のために参加した学生がどのような経験を経て成長に至るのか、影響要因は何か、などについても掘り下げた検討が期待される。

他の実践演習科目の教育効果について

本報告では、実践演習科目群のうち地域連携実践演習の効果のみが示され、この科目が学生に社会の厳しさを教え、スキルに対する自信を失わせている一方で、積極的な動機をもち参加した学生の成長には繋がっていること、さらに、単位のために参加した学生の成長にも繋がる側面があることが示された。

テーマリサーチプロジェクトの教育効果としては特筆すべき結果は認められなかったが、これはテーマリサーチプロジェクトの履修が地域連携実践演習への参加と比して時間や労力のコストが低いため、さまざまな動機づけの学生が含まれていたことに起因するかもしれない。チャレンジ精神を持ち積極的な動機でテーマリサーチプロジェクトに参加した学生に焦点をあてると、成長への影響が示される可能性はある。グループワークにより企画の過程を体験するテーマリサーチプロジェクトについては、既存のプログラムに参加する地域連携実践演習とは異なる側面の教育効果が示されるで可能性も含め、引き続き検討する。

また、実践演習科目群の3つめとして、2年次から履修可能になる「テーマ実践演習」が2016年度から開講されている。実践演習科目のそれぞれの効果を明らかにし、学生のジェネリックスキル向上に資する効果的な授業運営のために、今後も継続して調査を進めたい。

引用文献

- Mitchell, K. E., Levin, A. S., & Krumboltz, J. D. (1999) Planned happenstance: Constructing unexpected career opportunities. *Journal of Counseling and Development*, 77, 115-124.
- 高木 邦子 (2016) 「実践演習」の効果の検討に向けて：履修学生のキャリア構築スキルの特徴 静岡文化芸術大学研究紀要, 16, 93-100.
- 高綱 睦美・浦上 昌則・杉本 英晴・矢崎 裕美子 (2014) Planned Happenstance理論を背景とした機会活用スキルの測定 —6SC尺度作成の試み— 日本キャリア教育学会第36回研究大会発表論文集, 45-46.

Evaluating the Benefits of Short-term Study Abroad Experiences: Students' Journals & Questionnaires

ジャック・ライアン
文化政策学部 国際文化学科

Jack RYAN
Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

アントニ・マーシャル
英語・中国語教育センター

Anthony MARSHALL
The English and Chinese Language Education Center

日本の大学の多くには海外大学との提携関係があり、それには交換留学プログラム、研究交流、夏季集中語学プログラムが含まれる。日本の「グローバル化」への対応のひとつとして多くの大学がこれらの推進に取り組んできた。しかしほとんどの努力は、大学間の提携関係に集中し、プログラムの生産性、学生に有益であるか否かはしばしば看過されがちである¹。実際、これら提供するプログラムの有効性を評価することで、基準を決定することは困難であろう。本論文の研究は、2015年夏に静岡文化芸術大学による提供で行われた2つの夏期集中英語プログラムの有効性を評価するため、3つの評価基準を使用した。出発前のアンケート、日々を振り返る日誌²、帰国後のアンケートである。結果として、2つのプログラムの効果の間に有意な差は見られなかった。どちらに参加した学生も自らの海外経験を有意義と考えていることが示された。

Many, if not most, universities in Japan have partner relationships such as study abroad programs, research exchanges and summer intensive language programs with universities overseas. However, oftentimes little effort is devoted to determining if these relationships and programs are productive and benefit students. The research in this paper uses three assessment measures, pre-departure questionnaires, reflective journals and post-return questionnaires, to attempt to gauge the effectiveness of two summer intensive English programs on offer by Shizuoka University of Art and Culture in the summer of 2015. Results indicated that participating students enjoyed their experience abroad and there was not a significant difference between the two programs.

1.1 Introduction

Shizuoka University of Art and Culture's (hereinafter "SUAC") relatively small size and lack of national name recognition make it something of a challenge to attract an ever-shrinking number of potential students. Like many universities in Japan, SUAC attempts to interest potential students by featuring short-term intensive and study abroad opportunities at overseas partner universities in marketing materials. This is part of an implicit strategy to promote itself as a provincial university strong in foreign languages, especially English and Chinese. However, the question arises: How effective and useful are these short-term intensive and study abroad programs? The purpose of the research outlined in this paper is to determine how beneficial to students the two intensive English language programs on offer in the summer of 2015 actually were.

1.2 Background

Anecdotal reports suggest that previous study abroad programs that SUAC students have been involved with have been largely enjoyable. However, the researchers have long wondered

if they have been valuable in terms of actual language improvements.

For various reasons, the programs at SUAC's overseas partner universities have become less popular with students. SUAC is therefore working to forge new relationships and offer summer (and spring) intensive English programs as a way to offer students a greater quality and variety of both short and long-term study abroad options.

An additional impetus for expanding official overseas options for students is that a new curriculum was established at SUAC in 2015. One aspect of this is that students are now able to earn up to two graduation credits for short-term study abroad. This has had the intended result; an increase in student interest in short-term intensive language and study abroad programs.

Nine students from the Department of International Culture chose to participate in the short-term intensive English programs on offer in the summer of 2015. Seven of the nine students agreed to assist with this research project. Six of them studied in England at the University of Gloucestershire and one in Canada at the

University of Victoria. Both programs were almost indistinguishable in terms of length, contact hours, and teaching methodology. Because of the limited number of participants, and the fact that only one of the participants in this study went to Canada, the findings in this paper should be seen as illustrative rather than definitive.

1.3 Aims & Research Questions

Among the research questions that this study will attempt to answer are the following:

To what extent do students feel that they benefit from the study abroad programs?

What areas do they perceive the largest improvements to be in?

How do students' pre-conceptions compare with their retrospective comments?

It is hoped that the methodology and results of this study will be of value to teachers and researchers who have the need or desire to assess the effectiveness of either short-term intensive language programs or study abroad programs.

1.4 Literature Review

The purpose of this Literature Review is to survey the most relevant studies on the value and benefits, or lack thereof, of studying abroad. It is also an attempt to survey any studies similar to this one and explain the methodology used. Finally, it is an attempt to establish a theoretical framework for evaluating short-term intensive language and study abroad programs.

Assessing Studying Abroad

Dwyer and Peters carried out a comprehensive survey of more than 3,400 former students who had studied abroad. Interestingly, they studied the long-term effects of studying abroad by surveying people who had studied abroad from 17 to 60 years ago.

The results were overwhelmingly positive, with 96% of all alumni surveyed saying that their study abroad experience had resulted in increased self-confidence, 86% stating that it reinforced their commitment to foreign language study, and 95% considered their experience to have had a lasting

impact on their world view.

Also, 80% said that studying abroad had enhanced their interest in academic study and 94% stated that the experience continues to influence their interactions with people from different cultures. Finally, 62% said that an interest in a career path that they followed after studying abroad had been ignited during their time aboard.

These results powerfully suggest studying abroad, in terms of personal development and positively influencing future life decisions, is a wise investment.

Perhaps more relevant for this study, Du (2013), suggested that, in terms of studying a foreign language abroad, one very important factor played a role in how much students benefited. In his study of students from the United States studying Chinese in China, he found that students who stuck to a pledge to only speak the L2 (Chinese in this case), even during social occasions, experienced significantly better improvements in their language ability and confidence. The possible reasons suggested for this are that students spent more time `on task` practicing the L2, and that when students spoke their native language, it interfered with the development of their L2 proficiency.

Student Perceptions of Studying Abroad

Douglas, S. R. (2015) conducted a study involving Japanese business students studying in Canada for less than four weeks. He collected qualitative data from students in pre, mid, and post-study abroad essays and questionnaires.

The results showed that students desired interaction with the local English-speakers above all else, but that they were disappointed with the amount of interactions that actually took place during their stay. Years of anecdotal reports from students concur that this is a frequent complaint of Japanese studying abroad.

Other interesting aspects of the data collected, were that students seemed to want to learn educational content that they could not learn in Japan. In students' comments, more emphasis was put on this than on learning language. However, the ambiguity of the term "educational content" make it unclear what exactly is meant by

this.

Finally, in their post-study abroad comments, students expressed disappointment in the lack of organized activities. This was particularly poignant because they had been studying at an out-of-town campus. Again, in the experience of the researchers, this is a common criticism upon return from studying overseas.

Journals

One important aspect of the research described in this paper is the use of reflective journals by students during their time abroad. It was hoped that the reflective journals would foster autonomy, enable students to analyze their learning and overall experience in a new language and cultural environment and allow them to notice and reflect upon their communication successes and failures. Beveridge (1997) describes the use of reflective journals as a way of “encouraging students to think more deeply and teachers to listen more effectively.” It was also hoped that the journals would give the researchers some insight into any extraneous factors, both positive and negative, of both programs. As noted by Spiker (2014) in referencing Hubbs & Brand, “When a student puts a thought or belief in writing they are encouraged to think deeply about this thought or belief and revisit it and possibly challenge it” (Hubbs & Brand, 2010).

Hubbs & Brand (2010) also note “journals for student reflection enhance critical thinking skills and encourage students to achieve a deeper level of understanding of content and context for learning.” One important goal of the reflective journals was to encourage students to reflect on all the new experiences they were having.

Fink (2003) suggests that reflective journal writing, “focuses on the writer’s learning experience itself and attempts to identify the significance and meaning of a given learning experience.” It was also expected that reflective journals would give the researchers a sense of, not only the learning experiences, but also the daily triumphs and struggles students were experiencing in a new environment.

2.1 Methodology

As noted above, three different instruments were used to analyze students perceptions of the

benefits of the two programs in terms of language skills, motivation, confidence, and enjoyment. The first was a pre-departure survey (Appendix 1), which asked students a number of questions about their preparation, goals and expectations for their classes, accommodation and cultural events. A variety of question types were used, including Likert scale-type questions. They were also asked what area of their language ability they expected to improve in the most while abroad, if they thought they may experience any culture shock or difficulties while overseas and what percent of the time they expected to use English.

After completing the pre-departure survey, students were given a notebook to use as a reflective journal while overseas. Students were asked to write in the journal everyday in English. Other than a request to write in English, no instruction or training was given to students on how to write in their journals nor was a word target set.

Finally, students completed a post-return survey (Appendix 2) upon return from their summer overseas. This survey asked students to reflect on their experience, noting if and how it differed from expectations. They were also asked if they were satisfied with the program, in which area they felt they improved the most, if they felt they achieved their goals and to estimate what percent of the time they used English. Finally, they were given an opportunity to share any particularly good or bad experiences they had.

2.2 Results

Surveys

In the pre-departure survey, three of the seven students stated that they had been overseas before. For the other four this summer program was to be their first time outside Japan. All students mentioned that an important goal was to improve their communication skills. A representative comment was a desire “*to enjoy talking in English.*” Another student commented that her goals included “*improving my English communication skill. I want to express my thinking more.*” In response to a Likert scale question about expectations, all students expected to be “somewhat satisfied” with the classroom instruction component of their experience.

Data from the pre-departure and post-return

Program Satisfaction												
	Pre-departure Expectations						Post-return Impression					
	Classroom Instruction	Accommodation	Cultural Events	Location	Amount of English Spoken	Safety	Classroom Instruction	Accommodation	Cultural Events	Location	Amount of English Spoken	Safety
Student 1 (England)	Very satisfied	Somewhat satisfied	Very satisfied	Very satisfied	Very satisfied	Very satisfied	Very satisfied	Very satisfied +	Somewhat satisfied -	Very satisfied	Very satisfied	Very satisfied
Student 2 (England)	Somewhat satisfied	Will be exactly what I expect	Very satisfied	Very satisfied	Somewhat satisfied	Somewhat satisfied	Somewhat satisfied	Somewhat satisfied +	Somewhat satisfied -	Very satisfied	Somewhat satisfied	Exactly what I expected -
Student 3 (England)	Very satisfied	Somewhat satisfied	Very satisfied	Very satisfied	Somewhat satisfied	Very satisfied	Somewhat satisfied -	Somewhat satisfied	Exactly what I expected - -	Very satisfied	Somewhat satisfied	Exactly what I expected - -
Student 4 (England)	Very satisfied	Somewhat satisfied	Very satisfied	Somewhat satisfied	Somewhat satisfied	Somewhat satisfied	Exactly what I expected - -	Somewhat satisfied	Somewhat satisfied -	Very satisfied +	Somewhat satisfied	Very satisfied +
Student 5 (England)	Very satisfied	Somewhat satisfied	Somewhat dissatisfied	Very satisfied	Will be exactly what I expect	Somewhat satisfied	Very satisfied	Somewhat satisfied	Somewhat dissatisfied	Somewhat satisfied -	Somewhat satisfied +	Somewhat satisfied
Student 6 (England)	Will be exactly what I expect	Somewhat dissatisfied	Somewhat satisfied	Somewhat satisfied	Somewhat dissatisfied	Somewhat dissatisfied	Very satisfied +	Somewhat dissatisfied	Somewhat satisfied	Very satisfied +	Somewhat satisfied ++	Somewhat satisfied ++
Student 7 (Canada)	Will be exactly what I expect	Somewhat satisfied	Will be exactly what I expect	Very satisfied	Somewhat satisfied	Very satisfied	Very satisfied +	Very satisfied +	Very satisfied ++	Very satisfied	Exactly what I expected -	Very satisfied

Table 1

surveys has been organized in a Program Satisfaction chart (Table 1). This chart visually represents student responses to both surveys. Responses on the post-return survey were coded with a + mark where the response was one category more positive than on the pre-departure survey and a - when the response was one category more negative.

Four of the seven students, including the student in Canada, were very satisfied with the classroom instruction and two found it to be much more satisfying than they expected. One student found the classroom instruction much less satisfying than she expected. Three students described their classes as "somewhat difficult," two as "very difficult" and two as "just right." The student in Canada noted that she was "surprised at the many Japanese" in her school. She also estimated that she spoke English only 40% of the time in Canada. The average response to the same question of the six students studying in England was 58%.

Four of the students in England, who expected to be very satisfied, found the cultural events on offer to be less impressive than expected. Most of the students in England expected to be very satisfied with the location and only one was mildly disappointed. Regarding the amount of English spoken, students in England found that

their expectations were generally met and two of them felt they actually spoke more English than they had expected to. As noted above, the student who went to Canada seems to have been mildly disappointed at the amount of English she actually spoke while in Victoria. Regarding personal safety, a perennial concern for Japanese studying abroad, two of the students in England felt less safe than they expected. This was balanced by two others who felt that England was safer than they thought it would be.

While none of students who went to England mentioned it on their survey, in personal communications some said they were disappointed that there were so many other Japanese at their school, echoing the comment from the student who studied in Canada. In the experience of the researchers, this is another common grievance of Japanese university students. Most Japanese students want frequent opportunities to both meet locals and interact with students of English from other parts of the world. However, the Japanese academic year being out of sync with Europe and North America often results in late summer intensives with many other Japanese university students on the same schedule.

Comparison of pre and post survey data and any differences between the two programs would

undoubtedly be more illuminating if there were more subjects participating in this research. It is hoped that, in future iterations, more students will participate in both the intensive English programs and the research.

Journals

Student reflective journals produced a number of interesting comments such as the following from student one about a stressful situation she encountered. *"I went to go bus center. The clerk spoke English too fast for me, but I could buy. It was difficult to tell her which bus do I want to ride."* The entry is a reflection on a challenging, but ultimately successful interaction. A revealing pair of entries from student two displays both self-reflection in the form of goal setting and, finally, success.

Entry one: *"Tomorrow, I want to speak more English and say my opinion in English."*

Entry two: *"Recently, I could say my opinion positively than first. So I have a little confidence and enjoy taking class more."*

Student two also makes a revealing and perceptive comment about a cultural difference in the education system between Japan and England. *"In Japan, we tend to think that mistake answer is embarrassed for us. But here, people don't care of mistake. Moreover, people ask why is this correct answer or what's mean when they don't understand or mistake."*

Finally, student two turns the fact that her class has many other Japanese students into a source of motivation. *"My class is more many Japanese students than other class so I decided to speak only English when I enter my class."*

Similarly to student one, student three comments on the difficult and stressful time she had trying to buy a bus ticket at the station. *"A woman who works at bus information speaks too fast and difficult to catch, so it was hard."* In one of the last entries in her journal she reflects on her overall experience. *"I thought that I was glad to go to England. It's good experience for me."*

Student four also makes a comment about the irony of traveling halfway around the world only to be surrounded by many Japanese speakers and her motivation to speak only, or at least mostly, in English. *"I want to talk with people who came*

here with me, but most of them tend to talk in Japanese except (student five's name) so I think we have to try to talk in English as much as we can." An interesting British English colloquialism slips into the journal of student four when she notes in one entry that, *"I wanted to sleep more so I had a lie in."* It is unlikely that this student was aware of the expression "have a lie in" before her trip to England.

One journal entry from student five evinces some frustration at the short length of her stay and recognition that one month is, realistically, not long enough to make the type of improvement she would like to. *"My English doesn't change before I came here. I want to stay here a long time."* This is an important recognition, as some seem to think that, just by virtue of going to an English speaking country for a short period of time, their English will dramatically improve.

Student five perhaps wrote the most insightful and reflective journal entries. She happened to be moved from class to class multiple times during her first week and mentioned her frustration with this in her journal. However, things soon change and just a little over a week into her stay, she writes about her satisfaction with the entire program in the following entry. *"I really love this town. And classes are also great. I like the time schedule. I'm very satisfied in this life."* As the program nears its end, she writes about the importance of taking advantage of the remaining opportunities. *"After today's class, I visited my teacher and asked some question. This was good for me. I have to talk to my teacher more before our trip finish."* Finally, her last entry again reflects her overall satisfaction. *"This four weeks were very important for me. The reasons are English, environment and friends. First, classes and teachers were really good."* Perhaps unsurprisingly, both researchers concurred that student five showed perhaps the most improvement upon her return.

Student six reflected on her goals for her trip and her frustration with an experience in one lesson. *"I came there to change my shy character. I tried saying my opinion but I mistook theme's meaning. So I can't discuss with my partner smoothly. I want to improve my English but I don't know what to do."* One of her last entries makes clear what she thinks of her English and her desires. *"My English doesn't change before I came here. I want to stay here a long time."*

Unfortunately, student seven, who studied in Canada, wrote very few entries making it very hard to rely on the reflective journal as a source of revealing data about her experience. One reflection of hers did refer to what she described as cultural differences. *"I saw homeless people collecting money and some people playing the musical instrument. I thought this is one of the Canadian culture."*

The post-return survey showed a very slight discrepancy between student estimates of the amount of time they expected to use English and the percentage of time they actually did use English overseas. The six students studying in England expected to use English 64% of the time. Upon their return, they estimated that they actually used English 58% of the time. The one student who went to Canada expected to use English 50% of the time and estimated that, as was noted above, she actually used English 40% of the time (Table 2).

Percent of Time Using English While Overseas		
	Pre-departure Estimate	Post-return Estimate
Student 1 (England)	50	80
Student 2 (England)	60	35
Student 3 (England)	80	70
Student 4 (England)	85	55
Student 5 (England)	80	55
Student 6 (England)	30	50
England Average Score	64	58
Student 7 (Canada)	50	40

Table 2

2.3 Discussion

The small number of students participating in this research and particularly the fact that only one student who went to Canada participated, limits the researchers' ability to make any definitive statements about the greater effectiveness of one summer intensive English program over another. Even so, the data collected does allow the researchers to state with confidence that all students did have a generally positive experience abroad.

By at least one measure the student in Canada seem to have had a marginally better experience overall. As can be seen on the Program Satisfaction chart (Table 1), she answered she was "very satisfied" on five of the sections on her post-return survey (Classroom Instruction, Accommodation, Cultural Events, Location and Safety) and, overall, registered a +4 on that

survey when compared to her pre-departure survey. The six students who went to England registered just an overall +1 score on the post-return survey when compared to the pre-departure survey. While satisfaction with the quality of classroom instruction did not seem to differ between the two locations, the extra-curricular cultural activities produced an indifferent response from the students at the University of Gloucestershire in England and a higher level of satisfaction from the student who was at the University of Victoria in Canada.

While the researchers did not directly attempt to measure the effect of the study abroad experience on confidence, knowing most of these students well and having many of them in classes has allowed the researchers to note changes in them post-return. Both teachers have independently observed that students three, five and seven all seem to be more confident since their return from their summer overseas. In class all students, particularly students three and five, are more likely to ask questions unprompted, take longer turns when speaking and seem less concerned with minor errors that do not interfere with communication.

Cost is one area in which some students did mention some dissatisfaction in personal communications and in post-return surveys, post-return interviews and reflective journals. As was noted above, the often high cost of university-organized programs can deter students from participating and drive them to organize their own study abroad experiences. As SUAC hopes to expand its program offerings and encourage more students to participate it would be wise to listen to the voices of students complaining of the high costs.

2.4 Conclusion

The road to acquisition of a foreign language is long indeed and the research described in this paper looks at just a small slice of that journey as a small number of students experienced it. The assessment measures used in this study allowed the researchers a glimpse at points in that journey and to see as students awareness, perception and confidence evolved over time.

The research in this paper used pre-departure questionnaires, reflective journals and postreturn questionnaires to attempt to gauge the

effectiveness of two summer intensive English programs. As noted in the Background, the limited sample size makes categorical statements impossible and the findings in this paper should be seen as illustrative rather than definitive. Even so, the researchers can say that all students seemed to enjoy their time overseas and multiple students seemed to gain noticeably in confidence, an important component in foreign language learning. Further research in this area utilizing similar, or expanded assessment measures, and with a larger cohort of students would be one way to offer more definitive answers regarding the effectiveness of overseas intensive English programs.

References

- Alhojailan, M. (2012). Thematic Analysis: A critical review of its process and evaluation. WEI International European. Academic Conference Proceedings.
- Beveridge, I. (1997). Teaching Your Students to Think Reflectively: the case for reflective journals. *Teaching in Higher Education* 2(1), 33-43.
- Douglas, S. R. (2015). Student perspectives on a short-term study abroad experience. In P. Clements, A. Krause, & H. Brown (Eds.), JALT2014 Conference Proceedings. Tokyo: JALT.
- Du, H. (2013). The Development of Chinese Fluency during Study abroad in China. *The Modern Language Journal* 97(1) 131-143.
- Dwyer, M.M. & Peters, C.K. "The benefits of study abroad." *Transitions abroad* 37.5 (2004): 56-58.
- Fink, L. D. (2003). *Creating significant learning experiences: An integrated approach to designing college courses*. San Francisco: Jossey-Bass.
- Hubbs, D. & Brand, C.F. (2010). Learning from the inside out: A method for analyzing reflective journals in the college classroom. *Journal of Experiential Education* 33(1), 56-71.
- Richards, J., Platt, J., Platt, H. (1992). *Dictionary of Language Teaching & Applied Linguistics*. Longman.
- Siegel, J. (2015). Using speech act sets to inform study abroad instruction. *The Language Teacher* 39(6), 3-9.
- Spencer, L., Ritchie, J., O'Connor, W., Morrell, G., Ormston, R. (2003). *Analysis in Practice* in Ritchie, J., & Lewis, J., Nicholls, C.N., Ormston, R. (Eds.). *Qualitative Research Practice: A guide for Social Science Students and Researchers* (pp. 210). London: Sage.
- Spiker, A. (2014). Don't Waste My Time: Exploring the Reflective Journaling Requirement in the Student. *Networks* 16(1), 1-8.

Summer 2015 Intensive English Study Pre-departure Questionnaire

Name: _____ Student Number: _____

Question 1: Have you been overseas before?

If you answered "yes", where, when and for how long?

Question 2: What are your goals for this summer intensive English experience?

Question 3: Estimate how satisfied you expect to be with the following during your summer intensive English experience. Circle one of the choices.

classroom instruction:

Very dissatisfied Somewhat dissatisfied It will be exactly what I expect Somewhat satisfied satisfied Very satisfied

accommodation:

Very dissatisfied Somewhat dissatisfied It will be exactly what I expect Somewhat satisfied satisfied Very satisfied

cultural events:

Very dissatisfied Somewhat dissatisfied It will be exactly what I expect Somewhat satisfied satisfied Very satisfied

location:

Very dissatisfied Somewhat dissatisfied It will be exactly what I expect Somewhat satisfied satisfied Very satisfied

amount of English spoken:

Very dissatisfied Somewhat dissatisfied It will be exactly what I expect Somewhat satisfied satisfied Very satisfied

safety:

Very dissatisfied Somewhat dissatisfied It will be exactly what I expect Somewhat satisfied satisfied Very satisfied

Question 4: What are your expectations about your language classes?

Question 5: What are your expectations of your teachers?

Question 6: In what area do you expect to improve the most during your time studying abroad? (Rank in order from 1 to 4)

_____ speaking _____ listening _____ reading _____ writing

Question 7: What percent of your time abroad do you expect to speak in English?

Question 8: Do you expect to have many communication opportunities with people in everyday life (outside of the classroom)?

Question 9: How difficult do you expect your courses to be?

Very easy Somewhat easy Somewhat difficult Very difficult

Question 10: How supportive is your family of your desire to study abroad for the summer in an English-speaking country?

Very unsupportive Somewhat supportive Somewhat unsupportive Very unsupportive

Question 11: What do you expect to be the best part of your summer intensive English experience?

Question 12: Do you think you may be disappointed about any part of your summer study abroad experience?

Question 13: Do you expect your perspective will change as a result of studying abroad?

Question 14: Do you expect you will experience "culture shock"? If so, please give an example.

Question 15: How are you preparing specifically for your summer study abroad experience?

Appendix 1

Summer 2015 Intensive English Study Post-return Questionnaire

Name:

Student Number:

Question 1: Do you think you achieved the goals you had for your summer intensive English experience?

Question 2: How satisfied were you with the following during your summer intensive English experience? Circle one of the choices.

classroom instruction:

Very dissatisfied	Somewhat dissatisfied	Exactly what I expected	Somewhat satisfied	Very satisfied
----------------------	--------------------------	----------------------------	-----------------------	-------------------

Very dissatisfied	Somewhat dissatisfied	Exactly what I expected	Somewhat satisfied	Very satisfied
----------------------	--------------------------	----------------------------	-----------------------	-------------------

cultural events:

Very dissatisfied	Somewhat dissatisfied	Exactly what I expected	Somewhat satisfied	Very satisfied
----------------------	--------------------------	----------------------------	-----------------------	-------------------

location:

Very dissatisfied	Somewhat dissatisfied	Exactly what I expected	Somewhat satisfied	Very satisfied
----------------------	--------------------------	----------------------------	-----------------------	-------------------

amount of English spoken:

Very dissatisfied	Somewhat dissatisfied	Exactly what I expected	Somewhat satisfied	Very satisfied
----------------------	--------------------------	----------------------------	-----------------------	-------------------

safety:

Very dissatisfied	Somewhat dissatisfied	Exactly what I expected	Somewhat satisfied	Very satisfied
----------------------	--------------------------	----------------------------	-----------------------	-------------------

Question 3: Did your language classes meet your expectations?

Question 4: Did your teachers meet your expectations?

Question 5: In what area do you think you improved the most during your time studying abroad? (Rank in order from 1 to 4)

_____ speaking _____ listening _____ reading _____ writing

Question 6: What percent of your time do you estimate you spoke in English?

Question 7: Did you have many communication opportunities with people in everyday life (outside of the classroom)?

Question 8: How difficult were your courses?

Very easy Somewhat easy Somewhat difficult Very difficult

Question 9: What was the best part of your summer intensive English experience?

Question 10: Did you have any disappointing or bad experiences while overseas?

Question 11: Did your perspective change as a result of studying abroad?

Question 12: Did you experience any examples of "culture shock"? If so, please explain.

Question 13: Do you think you prepared well-enough for your summer intensive English experience?

Question 14: Would you recommend other students participate in the summer intensive English experience where you did?

Question 15: Is there any other information that you wish to share about your summer intensive English experience? 率直に教えて下さい。
なんでもオッケーです。

Appendix 2

英語・中国語教育センター3年間の活動報告書

English Chinese Language Education Center Three Year Activity Report

高瀬 奈美

英語・中国語教育センター

Nami TAKASE

The English and Chinese Language Education Center

マーカス スプリンガー

英語・中国語教育センター

Marcus SPRINGER

The English and Chinese Language Education Center

アントニ マーシャル

英語・中国語教育センター

Anthony MARSHALL

The English and Chinese Language Education Center

羅 沢宇

英語・中国語教育センター

LUO Zeyu

The English and Chinese Language Education Center

横田 秀樹

文化政策学部 国際文化学科

Hideki YOKOTA

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

ジャック ライアン

文化政策学部 国際文化学科

Jack RYAN

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

エドワード サリッチ

文化政策学部 国際文化学科

Edward SARICH

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

本稿は静岡文化芸術大学の英語・中国語教育センター（以下、英中センター）発足から3年間における取組を報告するものである。英中センターの役割、TOEICから見る成果検証、学生へのアンケート調査結果を報告する。TOEICを利用した検証では、英中センターが主催する様々な活動によって、点数にも反映していることがわかった。また、学生による利用調査でも、英中センターが有効に使われ、言語学習において効果があることが明らかになった。

This paper reports on the 3 years of activities since the founding of English Chinese Language Education Center at Shizuoka University of Art and Culture (SUAC). A brief description of activities will be stated and how the activities affected the TOEIC scores. In order to understand how students' perceive the Center, we conducted a survey of the students. The results showed that a majority of the students felt the Center activities were beneficial in language learning.

1. はじめに

英語・中国語教育センターは、学生が卒業後に、国際社会で活躍するために必要な「実践的な語学力」と「幅広い文化的知識と教養」を身につけさせるために、英語および中国語教育の充実、強化を図ることを目的として、平成25年4月に設置された。初年度、英語特任講師2名が配置され、平成26年度からはさらに英語および中国語の特任講師各1名が採用され、英中センターは、英語と中国語教育の拠点として、授業以外にも各種イベントやプログラムを行い、英語・中国語教育の充実を図っている。

2. 英中センターの役割

英中センターは大きく分けて4つの機能を持ち、それらを統合して、英語と中国語の教育を進めている。その1つ目の機能は、充実した語学授業の実施、2つ目は英中センターによる各種イベント・活動の実施、3つ目は海外への留学の支援や国際交流の促進、4つ目は語学を生かした

キャリア支援である。

2.1 語学授業の充実

平成28年度からの新教育課程および語学教育強化策により英語コミュニケーション、中国語コミュニケーションの授業数を増やし必修8単位とし、同時に他の科目との兼ね合いから、2つのコミュニケーション科目を、1、2時間限目に集中させる時間割編成をとった。それによって、フランス語・ドイツ語・イタリア語・韓国語・ポルトガル語・インドネシア語など多様な外国語を、国際文化学科の学生だけでなく全学部生が履修可能なように配置し、さらに外国の多様な文化や芸術についての講義、日本語・日本文化に関する教育と合わせて、双方向的なグローバル教育の充実を図った。また、新カリキュラムでは、Global Studiesという科目グループを設定し、Culture and Society A、Culture and Society B、Global Issuesなどの英語で教える専門科目も配置した。さらに、授業以外の学習時間を確保するために、e-learningやIntensive Readingなどの課題も用意している。その他、それぞれ

の取り組みの成果をモニターし、検証するために外部試験を導入している。英語では、TOEICを入学時に全員に、そしてその12月に英語履修者全員に受験するようにしている。また、中国語は、12月にHSKを中国語履修者全員に受験させている。

このように、英中センターは、SUACの語学教育内容を研究し、絶えず授業の工夫を積み重ねることで、より一層充実した語学教育を目指している。

2.2 英中センターの各種イベント・活動

語学授業の充実を中心としながらも、学生たちが授業以外に、気軽に英語と中国語を使える機会を与えるために、英中センターは様々な工夫をしている。多様なイベントの取組により、毎年延べ約1300人以上の学生が英中センターを活用している。

英中センター活動には、毎週行うウィークリーイベントと月1回行うマンスリーイベント、随時行う特別イベントがある。ウィークリーイベントには、TOEIC学習のサポート、宿題やレポートのサポート、Ted Talksでのゲームやビデオ鑑賞などもあるが、学生の参加が多いものとして以下の活動を紹介する。

<ウィークリーイベント>

・英語ランチ

平成25年から毎週2回欠かさず行ってきたのが月曜日と水曜日の英語ランチという企画である。現在は、大変人気があるため毎日、実施している。昼休みの時間を利用し、ネイティブの教員や学生同士が身近な話題をもとに英会話を練習する時間である。毎回10名程度、多いときには20人以上の学生が参加し、継続的に参加する学生はスピーキング力の向上に役立っている。

・映画鑑賞

映画を通して、外国語学習を行う目的で週に1回、もしくは長期休暇中毎日、英中センターに集合し様々なジャンルの映画鑑賞とそのあとに簡単なディスカッションを行っている。10人から20人の学生が毎回参加している。

・Book Club

クラシックから近代文学まで学生の興味のある原書を選び、輪読したり、ディスカッションしたり、映像を通して作品の理解を深めていく。英中センター内での活動だけでなく、長期休みの際はオンラインでの活動も行う。

・中国語コーナー

毎週中国語や中国の文化について現地の資料、ビデオ、歌、ゲームを通して、授業とは違う側面から楽しく中国語を勉強する。中国に留学や語学研修控えている学生も多く、積極的に取り組んでいる。

<マンスリーイベント>

・インターナショナルコミュニティフォーラム

毎月浜松に在住の外国籍の方を招待し、キャンパスで自国や文化について講演を行って頂いている。主に英語で行い、中国語に関しては通訳をつけて行うこともある。今までに参加した講師は、アメリカ、イギリス、中国、バングラデシュ、フィリピン、カナダ、スロバキア、ウズベキスタン、トルコ、ルーマニア、ブラジル等である。毎回約30名から70名という多くの学生が参加し、か

つ教員、職員も参加している。講演後、積極的に質疑応答に参加する学生も増えてきた。今後は、地域の発展と活性化に貢献するために、インターナショナルコミュニティフォーラムを学外に公開することを検討している。

<特別イベント>

・英語模擬国連

学生一人が一国の大使を任され、特定の議題について担当国の政策や歴史、外交関係などに照らし合わせて、実際の国連会議と同じように議論、交渉、議決を採択する。参加学生は日本各地からだけでなく、世界中からこのイベントに参加する。英中センターでは、このイベントを通して、国際問題への理解、交渉術の深化を図る手助けをし、入念な事前準備を行っている。

・地域英語活動

学生が地域の幼児、小学生、中学生と一緒に英語や文化に親しむ活動を年に数回行っている。過去には、浜松市立横山小学校での活動、碧風祭での幼児から小学生向けの英語活動、浜松学院中学の学生のカナダでのホームステイにおける事前研修活動を行った。英語を教える活動を通して、新たな言語知識に気づき、理解を深めることができた。

・デザイン・ゲート (Design Englishの作成)

3年前よりトルコ、イズミール大学の学生と本学生同士が交流し、英中センターではSkypeを通してデザインの意見交換などを行っている。夏には、イズミール大学と本学において交互にワークショップを行っている。ワークショップでは、地元の企業と連携するなどして、英語で議論をしながらデザインを深めていく。また、早い段階から事前にワークショップのための準備を行い、デザインの内容とともに英語のスキルもブラッシュアップしている。また、英語学習の手助けとなるとともに、学内における専門科目の中での英語プログラム導入のために、教科書Design Englishを執筆した。

・英語落語、映画上映

カナダ人落語家のKatsura Sunshineと英国人落語家のDiane吉日を呼び、英語落語を開催。英語による落語は新鮮で、学生や教員からはよい異文化交流だったと好評だった。また、映画「ハーフ」を2回上映。内容は、ハーフが今まで、日本でどう生きてきたのか、そしてどう生きていくか、現実的なテーマを扱い、学生がアイデンティティや文化などについて考える良いきっかけとなった。

・TOEIC, IELTS, HSK試験対策

TOEIC受験希望者に対して個別対策講座や週1回の対策講座を開催している。12月の試験直前では、受験スキル向上のために90分の対策講座を5回、昼休みと授業終了後に行っている。また、2015年度よりIELTS対策の講座を開講し、2015年度実績として受講生5名のうち4名が6.0以上の成績を収めた。

・中国語イベント (梅花杯)

「中国語で遊ぼう！梅花杯」は中国文化交流会と共同主催。中国語によるパフォーマンスコンテストを開催していた。100名程度が参加した。

・中国語スピーチコンテスト

江蘇杯中国語スピーチコンテスト：13名の学生が事前審査を通過し出場し、そのうち文化政策学部1年生が初級部門最高賞を受賞した。

第34回全日本中国語スピーチコンテスト静岡県大会：朗読部門とスピーチ部門に分かれ、静岡文化芸術大学で開催された。

・その他（ディベート、映画鑑賞、異文化交流会）

不定期ではあるが、英語ディベート大会への参加のために指導、助言を行ったり、洋画鑑賞会を開き、ディスカッションを行ったりする。また、留学生や他学部の学生との交流を促し、多文化理解の一環としてポットラックやハロウィーンパーティー、カラオケ大会を開催している。

<センターニュースレター・カレンダーの発行>

英中センター活動の告知、報告はセンターニュースレター、フェイスブックを通して行っている。また、日常のイベントはセンターカレンダーを通して、ホームページや学内掲示にて告知している。

2.3 海外留学の支援や国際交流の促進

英中センターでは、留学前の語学支援（IELTS、TOEIC対策）、留学相談、協定校との連絡、留学後の情報収集などを行っている。留学や海外研修を終えた学生からアンケートをとり（写真1）、資料や情報をまとめ、保管している。センター内でこれから留学や海外研修を考えている学生が、自由に閲覧することができる。

また、学内に在籍している留学生が英中センターでの活動に参加しやすくするために、交流パーティーを行い、学生60名以上が参加した。イベントを通して、多くの学生の英中センター利用を図る。



写真1

2.4 キャリア支援

キャリア支援に関しては、英中センター発足より3年間は正式な役割として想定されていなかったが、特に海外企業への就職などの相談には個別に対応してきた。そして4年目にあたる2016年度より、キャリア支援室からの正式な依頼があり、海外企業等への就職を希望する学生に対する支援を、現在、進めているところである。これまで通り、海外企業の就職に関する相談を継続すること、さらに、今後、海外関連企業へ就職が決定した学生からの情報を蓄積していくなどの支援を考えている。

3. TOEICから見る英中センターの成果検証

2013年度より始まった英中センターによる3年間の成果を検証する材料の一つとして、TOEICがある。TOEICは、リーディングとリスニングの2つのセクションで構成されており、英語スキルの受動面のみを測定するテストである。本来、聞くこと話すことを中心とした英中センターの教育効果を検証するには、むしろスピーキングおよびライティングといった産出面を含めて測定すべきであるが、産出面を測定する外部試験は、高価なため、一斉受験には不向きであり、現状ではTOEICを利用している。

本学でのTOEICは、4月入学当初にTOEIC Bridgeを全員が受験する。その後、TOEIC IPを5月、7月、10月と学内で任意受験が可能となっており、12月には、1年生英語履修者全員が受験することになっている。まず、過去10年の国際文化学科における学年別TOEIC IP平均点（人数）の推移を見ていきたい。ただし、国際文化学科以外の学科は、2年生以上の任意受験人数が少なく過去のデータとの比較ができないため、ここでは触れない。

表1の過去10年間のデータから、英中センター発足の2013年度以降、特に3年生と4年生の平均が伸びている。これは下記の表2のTOEIC高得点者（850以上）の人数の増加からも分かる。

さらに、2015年度より新入生の4月入学当初のTOEICがBridgeからIPへと変更になったことで、12月の受験と比較することができるようになり、半年間の教育効果を測ることも可能になった。以下の表3がその結果である。

概ね各学科とも平均点の伸びが見られる。特に文化政策学科では、4月と12月の差が125点を示している。

以上のように、英中センターが発足して以来、その成果は外部テストによっても示されており、特に上位層の伸びは顕著である。しかしながら、学科によってその効果に差があることもデータからは読み取れる。特に芸術文化学科とデザイン学科に関しては、さらに教育効果を上げるには、今後どう対処すればよいか検討すべきである。

表1：国際文化学科TOEIC平均点（人数）の推移（2006年度～2015年度）

国際文化学科	2006 平均 (人数)	2007 平均 (人数)	2008 平均 (人数)	2009 平均 (人数)	2010 平均 (人数)	2011 平均 (人数)	2012 平均 (人数)	2013 平均 (人数)	2014 平均 (人数)	2015 平均 (人数)
1年生	453 (87)	458 (116)	421 (149)	455 (141)	465 (157)	509 (102)	493 (149)	528 (132)	477 (100)	497 (108)
2年生	509 (85)	502 (98)	520 (92)	513 (86)	534 (124)	551 (100)	522 (76)	572 (68)	558 (52)	562 (51)
3年生	527 (145)	539 (142)	518 (182)	566 (113)	535 (100)	586 (157)	596 (87)	600 (69)	682 (51)	573 (50)
4年生	591 (17)	614 (29)	621 (24)	609 (55)	653 (18)	631 (33)	604 (25)	648 (26)	744 (14)	636 (20)

表2：TOEIC受験者の高得点者（全学科）の人数推移（2006年度～2015年度）

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
TOEIC850以上人数	1	1	1	1	0	2	3	6	10	7

※ 同年度に複数回TOEICを受けている学生は、最も高い点数を1回としてカウントし、重複は避けている。

表3：2015年度1年生TOEIC IPの半年後の平均点の伸び

2015年度 1年生4月と12月TOEIC平均スコア比較		
	4月	12月
国際文化学科	455	522
文化政策学科	380	505
芸術文化学科	344	390
デザイン学科	338	361



図1：2015年度1年生TOEIC IPの半年後の平均点の伸び

4. 学生へのアンケート調査

学生の英中センター利用に関する実態とニーズを知り、英中センターに必要な改善点を見出すことを目的にアンケートを行った。

4.1 アンケート対象者

文化政策学部とデザイン学部から148名の学生を対象にセンター利用に関するアンケートを実施した。学科による人数の分布（図2）および性別（図3）の通りである。

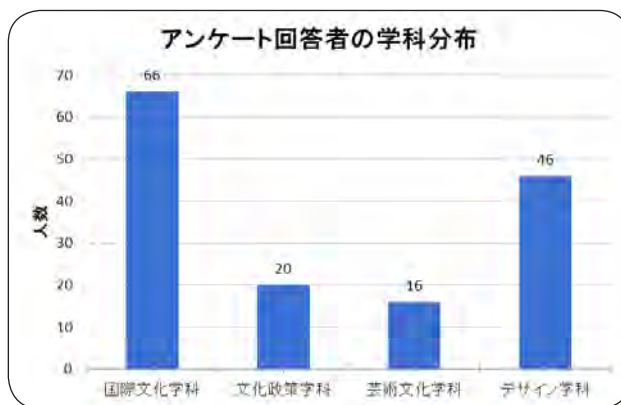


図2：アンケート回答者の人数分布

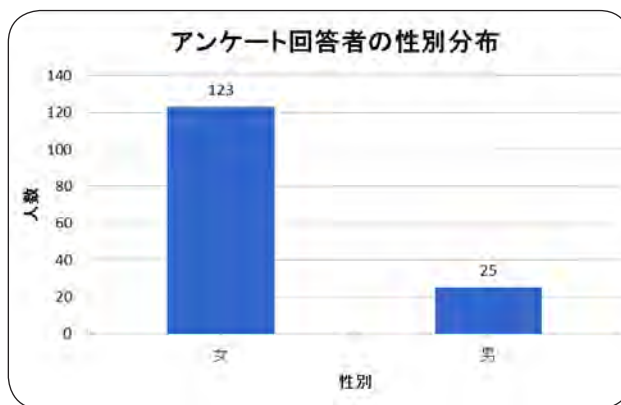


図3：アンケート回答者の性別分布

以上の学生を対象に行ったアンケートの結果を次に報告する。

4.2 英中センター利用状況

アンケートに回答した学生は、英中センターを学期中数回利用することが多く、週1回程度利用する学生も多いことが分かる。

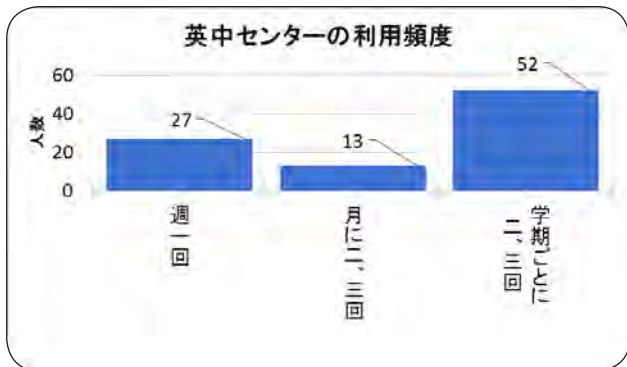


図4：英中センターの利用頻度

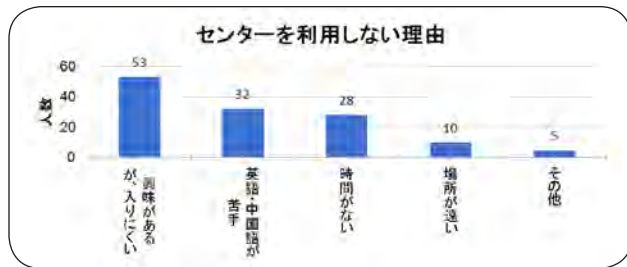


図7：英中センターを利用しない理由

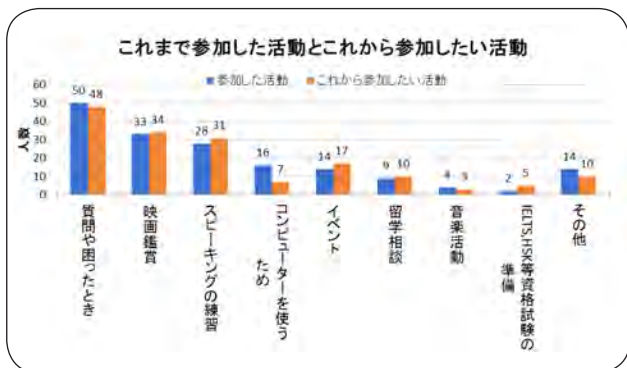


図5：これまで参加した活動とこれから参加したい活動

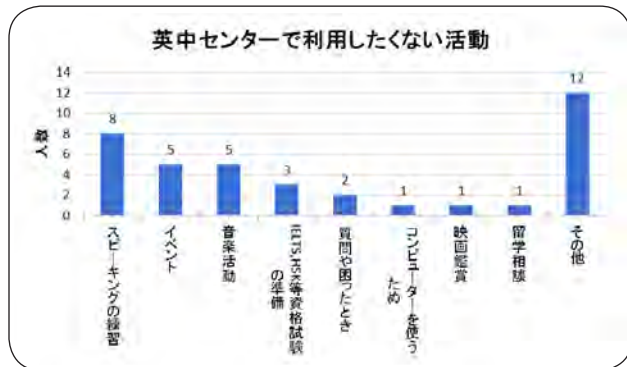


図8：英中センターで利用したくない活動

また、図5に見られるように、使用目的の主となるものは、学習上の質問や困ったことがあったときに利用していることがわかる。さらに、スピーキングの練習など継続的に利用することを目標とする学生も多くいることがわかる。様々な活動の中でも、映画鑑賞は人気があり、映画を観ながら語学学習をすることを好む傾向がある。そのような活動を通して、これまで英中センターを利用した半数以上の学生の語学力が向上したと感じており（図6）、英中センターが言語学習に貢献していることがわかる。

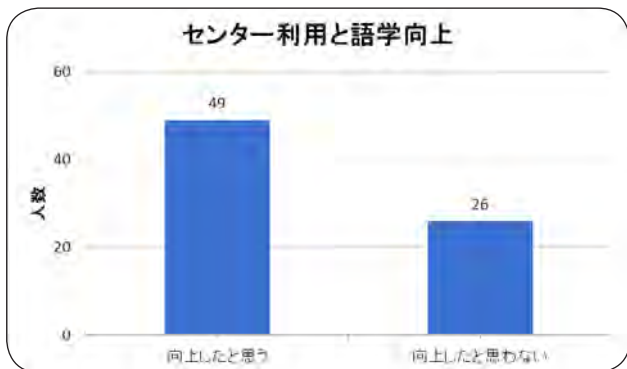


図6：英中センター利用による語学力の向上

次に、今後の改善のために、ネガティブな面に目を向けたい。「英中センターを利用していない理由」および「英中センターで利用したくない活動」は、以下の通りである。

図7と図8を見てみると、今まで英中センターを利用したことがある学生が今後利用したくない理由として、その他の具体的な指摘の中に、学生が多すぎるとの意見が多く挙げられた。今後利用したくない活動の1つに、スピーキング活動と指摘する回答が多いのと同様であると思われる。昼休みに会話練習をしようとする多くの学生が集まり、狭い場所で話をするとうるさく聞き取りにくく、話しづらいことも多い。何度か問題を解消するために部屋のレイアウトを変えるなどして対応してきたが、部屋の大きさや椅子、机の数などハード面の問題が残る。

英中センターの存在を知らず、今まで英中センターを利用できていない理由としては、興味はあるが部屋に入り辛く、語学が苦手であるためと心理的に入りにくいと指摘する回答が目立つ。すでに入りやすい雰囲気づくり、英中センター手前のスペースのCNN&BBCコーナーの設置などの対応はしているが、語学が苦手な学生も入りやすい工夫を今後もしていきたい。

4.3 環境とイベント

英中センターや語学学習に必要な設備についての項目では、多くの学生が映画やDVDを利用していることがわかった（表4、表5）。現在、学生が利用できるDVDはあるものの、英中センターには書籍が少ない。洋書や雑誌などを利用したいという声を反映し（表5）、今後は充実させていきたい。環境整備は、言語学習をする上で重要な要素ではあるものの、アンケートの結果から多くの学生は、言語は実際に運用したり、聞いたりすることで一番身につくと回答している（図9）。アンケートのイベントの質問の中で、今まで参加した活動の中で再度参加したいイベントに、国際コミュニケーションフォーラム、ハロウィンパーティー、ポットラックなどが挙げられた。言

語を運用する機会を増やすイベントや言語学習を促すきっかけとなるような行事が、今後必要であることがわかった。

表4：【環境】現在ある環境や設備で言語学習に良いと思うものは何ですか。

内容	人数
映画	31
先生	19
アルク	8
テレビ	3
本、雑誌など	4

表5：【環境】英中センターにあるとよい設備は何ですか。

設備	人数
PC	3
お菓子、ウォータークーラーなど	3
雑誌、英語漫画、デザインの本など	5
苦手な人のための日	1
音楽が流れている	2

表6：【環境】言語学習をする上で校内にあると良いものはありますか。

学習環境	人数
本	4
DVD	2
音楽	2

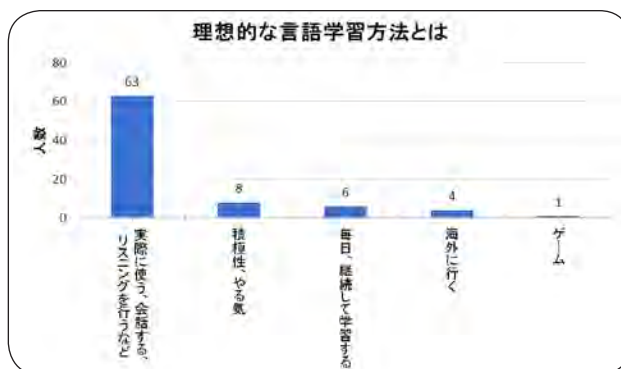


図9：理想的な学習方法とは

5. まとめと今後の展望

3年間を振り返り、英中センターの役割、TOEICから見る成果検証、学生へのアンケート調査結果を報告した。その中で明らかになったことは、TOEICの結果から、英中センターの効果が示されており、特に上位層の伸びは顕著である。しかしながら、芸術文化学科とデザイン学科に関しては、さらに教育効果を上げる必要があり、そのために今後どうすればよいか検討する必要がある。またアンケート結果からは、全般的に好意的なフィードバックを得ることができたが、その反面、英中センターを利用できない理由として「興味があるが、入りにくい」という意見が最も多いことから、入りやすい場所や部屋の雰囲気づくりを今後も検討していく必要がある。また、学生の英語学習に求める設備や備品なども充実させていく必要がある。

さらに、新たに英中センターに与えられた機能として、留学とキャリア支援があるが、今後、学生の視点に立った支援ができるよう検討していく予定である。

アイトラッキング技術を用いた地域実践的研究の報告

A short report on practical research in the region using Eye Tracking

小杉 大輔

文化政策学部 文化政策学科

Daisuke KOSUGI

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

本稿では、アイトラッキング技術を用いた2つの調査について報告する。1つ目は、金融機関の店舗における利用者の注視行動の調査であった。2つ目は、デイサービス施設におけるスタッフの注視行動の調査であった。これらの調査は、地域実践的、地域貢献的なゼミ活動の一環として実施された。また、調査結果を現場で活用することを目指し、研究計画の段階から、店舗・施設のスタッフ、筆者、学生の間で意見交換をおこないながら調査を進めてきた。この取り組みはまだ初期の段階にあり、今後もさらに発展させたい。

In this paper, I report on two pilot studies using eye tracking. The eye tracking tool shows exactly what a person is looking at in real time while the test person moves freely in any locations. In the first study, I explored what customers were looking at or not looking at in a store of banking facilities. In the second one, I explored what the staffs were looking at or not looking at in a day care facility. I conducted these studies as part of practical research in the region with students who belonged to a seminar on psychology.

1. はじめに

「目は心の鏡」とか「目は心の窓 (The eye is the window of the mind.)」といったことわざにみられるように、人は昔から目を見ればその人の心が読み取れると考えてきたようである。そして、心を専門に扱う心理学においても、目の動きを見る(分析する)ことによって、言葉や態度に表されない心の世界を明らかにしようとする研究がおこなわれてきた。

ある対象をどのように見ているのかについては、インタビューや質問紙といった意識的ないし言語的な処理を経る手法によって測定することが一般的であるといえる。しかし、この方法では、言葉に表すことができない感覚的な反応や感性、あるいは無意識的な反応を測定することができない。そこで心理学者は、目の動きを客観的に測定することによって、これらの反応をとらえようとしてきた。そして、その有効なツールとして用いられてきたのが、アイトラッキング技術である。

アイトラッキング技術とは、調査対象者の中心視野の移動や停留した点といった視線データを計測するものであり、現在は、赤外線角膜反射技術を用いたものがその主流となっている。その装置であるアイトラッカーには、スクリーンベース型(あるいはリモート型)とウェアラブル型の2種類がある。前者は、刺激を提示するスクリーン(たとえばコンピュータディスプレイ)の下部に設置し、調査対象者の視線位置を捕捉するものであり、後者は、調査対象者が直接装着するメガネ型の装置である。ウェアラブル型アイトラッカーは、調査対象がどこをどのように見ているのかを、場所を選ばずに計測することができる。

たとえば、トビー・テクノロジー株式会社が開発した「Tobii Pro グラス2」は、4つのアイカメラを使ったメガネ型の両眼アイトラッカーである。同社のWebサイトによれば、このアイトラッカーから得られる基本的なデー

タは、注視点の場所とその時間的推移、瞳孔の開きなどであるが、専用の解析ソフトウェアを使用することにより、さらにデータ処理をおこなうことが可能であり、たとえば、得られた注視点のデータをもとに画像解析を進め、注視点の累積マップ(ゲイズマップ、ヒートマップ)、注視点のパスなどを求めることができるという。

このようなアイトラッカーは、大人の視知覚の研究に使われているだけでなく、近年では、乳児や霊長類を対象にした研究にも使われるなど、心理学的研究において大いに活躍している(狩野 2012)。

さらに、アイトラッキング技術は、近年、商品開発や販売に関する実践的な調査の新たな手法として注目されている。たとえば、自動販売機に特化した戦略で成長してきた缶コーヒーの老舗企業であるダイドードリンコは、2012年からアイトラッキング技術を導入し、顧客モニターを対象にして、自動販売機を見るとき視線の動きや注視時間の分析をおこなっている(日経情報ストラテジー 2014年12月号)。その結果、それまでの定説を覆す大きな発見があったという。その定説とは、ユーザーは自動販売機の商品レイアウトの上段左を最初に見てそのまま右側に視線を移した後、斜めに下段左側に視線を移して、最後に下段の右側を見るというように、アルファベットのZのような視線の軌跡を描くというものであった(日経トレンドネット 2013年6月17日)。ところが、アイトラッキングの結果、ユーザーは自動販売機を下段から見る人が多いことが明らかになったのである。この分析結果に基づいて、自動販売機内の商品のレイアウトが変更され、主力商品のコーヒーの配置が上段左から下段に移された。そして、この変更は売り上げの増加につながったという。ダイドードリンコはこのほか、商品パッケージやテレビCMの検証や修正にもアイトラッキングのデータを活用しているという(日経情報ストラテジー 2014年12月号)。

また、2013年10月11日放送のテレビ東京ワールド

ビジネスサテライトでは、「消費行動見抜く技術！」というテーマでアイトラッキング技術の活用例が紹介された。ここでは、静岡県静岡市内のスーパーストアを実証実験の場として、買い物をしている人のアイトラッキングデータを収集、事後のインタビューで得たデータとあわせて、消費行動の心理を明らかにしようとする調査がおこなわれていた。調査後、商品棚の、あるいは手に取った商品のどこに、どのような順番で視線を動かすのかが分析され、可視化されたデータに基づいて検証がおこなわれていた。同番組ではこのほか、アイトラッキングデータを活用して商品パッケージを改善し、録画用DVDの売り上げを3倍に伸ばしたメーカーの取組みが紹介された。

これらの調査は、企業あるいはリサーチ会社が企業のニーズに応じて実施したものであり、そのデータはすぐに現場で活用されている。それに対し、大学等の研究機関でおこなわれる（心理学的な）研究の多くは、その成果が直ちに社会で活用されるものではない。しかしながら、もし、大学に所属する研究者、あるいは学生が、地域の企業と連携し、先の事例のような調査をおこなうことができたならば、それは実践的かつ地域貢献的な研究の機会となり、またマーケティング、デザイン、心理学等の領域に関連する優れた教材になると考えられる。アイトラッキングは、近年多くの大学で展開されるようになってきた地域実践型の教育・研究を実現するためのツールになりうるのである。

小杉・迫・森山（2016）は、このような視座から、アイトラッキングを活用した商品（製品）デザイン評価および、店舗における人の消費行動の分析をおこなうことを目的とする研究を開始した。この取り組みにおいては、現在までに、工具使用時における注視行動の調査、百貨店の売り場における消費行動時の注視行動の調査、車窓から店舗や看板を見るとき注視行動の調査を実施してきた。たとえば、工具使用時の調査では、電動ドライバーでビスを留める作業の注視点について計測し、結果としてドライバーの形状によって注視点が異なり、ビス留めの作業成績に影響を及ぼすことが確認された。また、百貨店における調査では、アイトラッカーを装着した調査参加者が、売り場で購買行動をする中で、「どこを（位置）」「どのような経路で（視線の流れ）」「どのくらい（確認の時間）」注視するのか、といった視覚データや、「手に取る」「説明を読む」などの店頭行動の分析を行った。さらに、これらのデータと、購買行動後のインタビューを組み合わせて、調査参加者の購買行動を検証した。このようにして得られた成果を、百貨店

スタッフに報告し、調査の妥当性や店内販促活動の方向性について検討した。

本稿では、筆者がこれらの調査に加えて、平成27～28年度のゼミ活動の中で実施してきた、金融機関店舗における利用者の注視行動の調査、デイサービス施設におけるスタッフの注視行動の調査について報告する。金融機関店舗における調査は、店舗の利用者が店舗内をどのように見ているのかを調べることを目的としていた。また、デイサービス施設における調査は、当該施設のスタッフが施設内の人やモノをどのように見ているのかを調べることを目的としていた。

2. 金融機関店舗における利用者の注視行動の調査

調査方法

①予備調査^{注1} 調査対象は学生1名であった。この学生は、当該の店舗を利用したことはなかった。調査対象はウェアラブル型アイトラッカー（Tobii Pro グラス2）を装着し、店舗内を自由に探索した（図1）。アイトラッカーのキャリブレーションや調査の教示は調査者（筆者）がおこなった。調査方法および調査内容については、事前に店舗責任者との打ち合わせをおこない、合意を得た。

調査終了後、録画されたアイトラッキングデータを店舗関係者、筆者、学生とで確認し、意見交換をおこなった。さらにその後、Tobii Pro グラス2専用の解析ソフト



図1 金融機関店舗におけるアイトラッキング調査（小杉 2016, p.8, 写真1）



図2（左）調査をおこなった金融機関窓口（右）左の写真に合成したヒートマップ：左の写真で示した空間のどこを注視していたかをサーモグラフィのように視覚化している（小杉 2016, p.9, 写真2）

ウェアTobii Pro Glasses Analyzerを用いて、窓口の前に立ったときの注視反応を分析し、ヒートマップを描いた(図2)。

②本調査 平成28年6月に実施。調査対象は学生6名であり、全員が当該の店舗を利用したことがなかった。

アイトラッカーのキャリブレーションや調査の教示は調査者(筆者)がおこなった。予備調査と同様、調査対象は、アイトラッカーを装着し、店舗内を探索した。その際、後にヒートマップを描くことを考慮し、ATMの手前、窓口の手前、ソファの前の3ヶ所では5秒程度停止することを求めた(図3、図4を参照)。ただし、店舗内には一般の利用者が多数出入りしていたため、安全を考慮し、このような停止をしなかった調査対象や停止時間を延長した調査対象もいた。調査対象の探索が終わった直後、調査者(筆者)が、印象に残ったことについてのインタビューをおこなった。調査方法および調査内容については、事前に店舗責任者との打ち合わせをおこない、合意を得た。

調査終了後、Tobii Pro Glasses Analyzerを用いて注視反応を分析し、ヒートマップを描いた(図3、図4)。このヒートマップと、録画されたアイトラッキングデータを店舗関係者、筆者、学生とで確認し、意見交換をおこなった。

結果

①予備調査

窓口の前に立った際のヒートマップでは、調査対象が女性スタッフの顔と、窓口の下部に掲示されたポスターに掲載されていた人物をよく注視していたことが示された。この傾向は、調査直後のインタビューにおいて、印象に残っていることとして報告されたことと一致していた。

②本調査

図3は調査対象がATMの手前に立ったときのヒート

マップである。6名全員がATMとその横の掲示物のエリアを注視した(6名の平均注視時間は1.38秒)。この傾向は、調査直後のインタビューにおいて、印象に残っていることとして報告されたことと一致していた。また、ヒートマップからは、調査対象がATMへの整列のためのパーティションがあるエリアもよく見ていたことが示唆されたが、インタビューの結果からは、これが意識的な注視ではなかったことが示唆された。これと同様に、6名中5名がソファを注視していたが(5名の平均注視時間は0.46秒)、これも意識的な注視ではなかったことが示唆された。

一方、ATMの反対側(図3の写真の左端)の掲示物のエリアには視線が向けられていないことが示された(このエリアを注視したのは1名のみであり、注視時間は0.08秒であった)。

図4は、調査対象が窓口の手前に立ったときのヒートマップである。6名全員が窓口のエリアを注視しており(6名の平均注視時間は1.11秒)、番号札が出る装置や窓口においてあるマスコット、窓口の下部に掲示されているポスターがとくに注視されていたことが示された。また、ヒートマップからは、窓口の奥にある手書きのボードもよく注視されていたことが示唆された。ソファは6名中5名が注視していたが、とくに注視されていたのは雑誌が置いてあるエリアであった。

窓口の反対側(図4の写真の左端)にある掲示物のエリアは4名が注視していたが、その注視時間は短く(平均注視時間は0.15秒)、事後のインタビューからは掲示物についての言及はなかった。

3. デイサービス施設におけるスタッフの注視行動の調査^{注2}

調査方法

調査は浜松市内のデイサービス施設内で実施した。当該

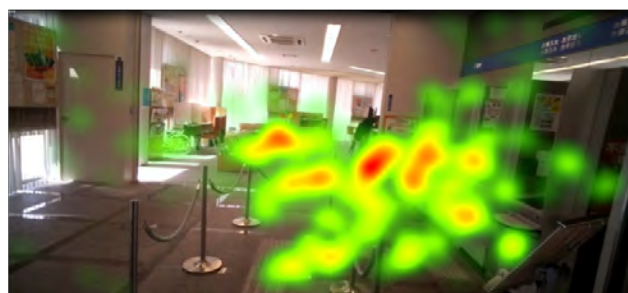
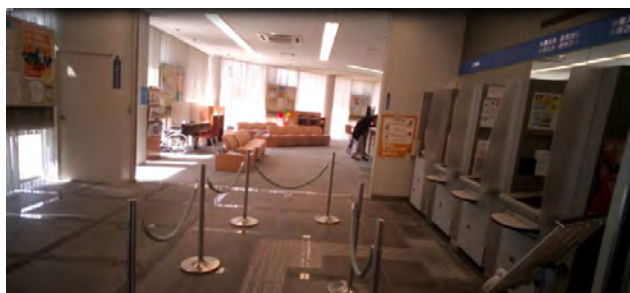


図3 (左) 調査をおこなった金融機関のATMの手前 (右) 左の写真に合成したヒートマップ

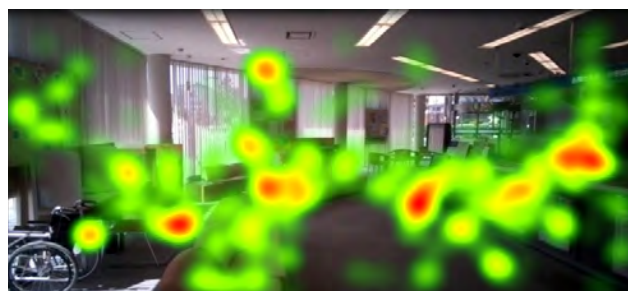
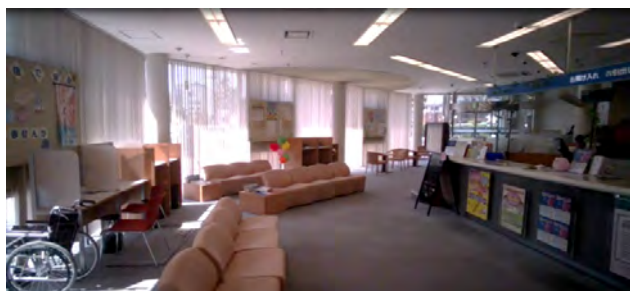


図4 (左) 調査をおこなった金融機関の窓口の手前 (右) 左の写真に合成したヒートマップ



図5 デイサービス施設におけるアイトラッキング調査

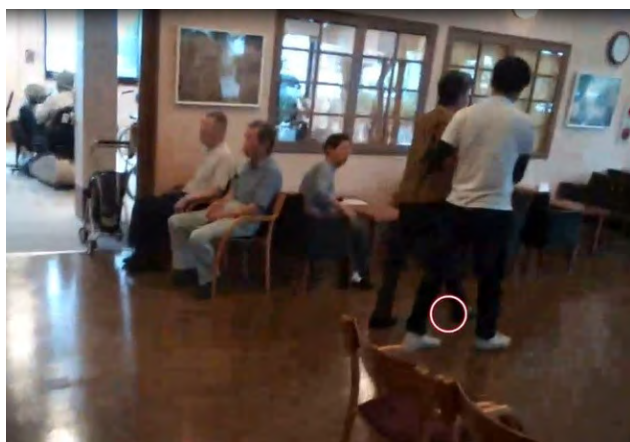


図6 デイサービス施設での調査のアイトラッキングデータ：円が調査対象の注視点である（このケースでは利用者の足元を注視している）

施設には、食事やトランプ、ぬりえなどをおこなうテーブルが配置されたダイルールのほか、運動器具が設置されたジム、プールなどがあつた。調査実施日においても、利用者やスタッフは通常通りに生活していた。

調査対象となつたのは、当該施設のスタッフ10名と静岡文化芸術大学の学生3名であつた。調査対象は、アイトラッカーを装着し、通常業務や見回りをおこない、その間の注視行動を測定した。学生3名は、スタッフの見回りを行うのと同じルートを歩いた。アイトラッカーのキャリブレーションや調査の教示は調査者の学生がおこなつた。調査方法および調査内容については、事前におこなつた店舗責任者との打ち合わせにおいて決定した。

調査終了後、録画されたアイトラッキングデータを、筆者、スタッフ、学生とで確認し、意見交換をおこなつた。さらに、Tobii Pro Glasses AnalyzerおよびAdobe Premiere Pro CS6を用いて、各調査対象のアイトラッキングデータについて、1フレームごとの注視点を記録した。注視された対象を14のカテゴリに分け（スタッフや利用者の顔や胸、机や器具など）、各カテゴリへの注視時間を算出した（表1、表2）。アイトラッキングデータの長さは調査対象ごとに異なつていたが、注視時間の計測はキャリブレーション後3分間のデータのみについておこなつた。この分析の結果は、当該施設にもフィードバックした。

結果

表1から、デイサービス施設のスタッフが、大学生（素人）に比べて、利用者と一緒に顔や胸をよく注視していたことが示された。いうまでもなく、利用者の顔への注視は、コミュニケーションを取るためには必須のことであり、その心理状態を推察するためにも重要なことである。一方、利用者の胸への注視は、服装の乱れや排泄の可能性への注意を表していることが事後のインタビューから明らかになつた。大学生は、利用者を遠くから見ることはあつても、間近で顔や胸を注視することはほとんどなかつた。

表1 デイサービス施設でのアイトラッキング調査のデータ：人への注視時間

		人								合計
		顔		胸		足元		全体		
		利用者	スタッフ	利用者	スタッフ	利用者	スタッフ	利用者	スタッフ	
スタッフ	平均	9.05	6.70	8.87	4.90	1.54	0.46	4.90	2.88	39.29
	SD	7.31	7.30	13.61	6.09	2.39	0.63	2.85	4.08	26.31
学生	平均	1.74	7.74	1.74	3.26	0.23	0.04	6.92	2.41	24.10
	SD	0.35	12.30	0.85	2.72	0.26	0.08	4.66	0.72	15.19

※全体とは、離れたところにいる人を見ていた場合など、身体部位を特定できなかった注視反応を指す

表2 デイサービス施設でのアイトラッキング調査のデータ：人以外の対象への注視時間

		人以外						合計
		絵	机・椅子	器具	書類	窓	食器	
スタッフ	平均	1.01	12.92	6.35	4.74	3.88	1.99	30.88
	SD	1.07	13.34	9.73	8.03	3.40	3.68	23.62
学生	平均	2.30	7.24	3.87	0.59	7.82	0.02	21.84
	SD	0.90	2.61	1.02	0.50	3.98	0.04	5.54

一方、人以外の対象への注視時間（表2）から、施設のスタッフが、すべてのカテゴリの対象に注意を向けていることが明らかになった。これに関連して、事後のインタビューからも、利用者の安全や作業の効率化を目指して、短い時間で、いろいろな対象に注意を払っていることが分かった。

また、スタッフ間でも注視行動には個人差があり、経験年数の長い（主要な）スタッフは、デイルームやジムなどの室内全体を素早く、そしてくまなく注視していること、その室内にいる利用者全員を見ていることがわかった。一方、中には、利用者の顔はよく注視するものの、胸はあまり注視していないスタッフもいた。

ただし、今回の調査では、注視行動の測定は一人1回ずつしかおこなっておらず、データを過大評価、あるいは過小評価している可能性がある。また、データをとる時間帯や各スタッフが担当する場所によって、作業内容や人的、物的環境が変動することにも注意が必要である。同様の調査を繰り返し実施し、データを蓄積していく必要があると思われる。

総合考察

上述の2つの調査により、金融機関の店舗の利用者やデイスサービス施設のスタッフが何を見ているのか（何が見られているのか）、あるいは何を見えていないのか（何が見られていないのか）についての基礎的なデータが得られた。人が他者の顔をよく見ている、というデータはいわば当たり前のものではあるが、普段感覚的に分かっていることが客観的に測定され、可視化され、その情報が実践の場に提供されたことの意義は大きいと思われる。また、調査対象への事後のインタビューからは、無意識的な注視が可視化されたことによって、見たつもりのないところを自分が見ていたことが分かり、驚きが大きかったという声が多く聞かれた。

たとえば、金融機関のスタッフへの事後のインタビューからは、窓口の女性スタッフの顔がよく見られていることを示すヒートマップ（図2）について、「やっぱりそうなんだと納得できた」との声があった。その一方、店内に設置した手書きのボードが他の掲示物よりもよく見られていることについては「意外だった」という声があった。また、来店者にぜひ見て欲しい、見てくれているだろうと考えていた掲示物が実際にはあまり見えていないかもしれないことや、店内に全く注意が向けられていない場所があることを示すデータに対しては、驚きの声とともに考え込むような様子が見られた。

一方、デイスサービス施設のデータについても、「思ったとおりの結果である」という感想とともに、驚きの声もあった。スタッフが（自分では気づいていなかった）注視行動のクセに気づいたり、見ることができていない点に気づいたりという新たな発見もあったようである。利用者に評判のよいスタッフが、いつ、何を、どのように見ているのかを知ることで、他のスタッフが自分の作業を改善する際の手がかりになるだろうという感想もあった。

本稿で報告した取り組みの中で、アイトラッキングによって、大学と地域の企業・組織がつながり、地域実践的、地域貢献的な研究が可能になることが確かめられた。しかしながら、すでに述べてきたように、本稿で報告した取り組みは予備的段階にあるといえ、現場と共同で修正を加えながら、さらに発展させていきたいと考えている。

注1 この予備調査については、小杉（2016：しんきんパートナー Vol.33）でも報告している。図1と図2は再掲。

注2 この調査の一部は山野歌恋さん（平成28年度4年生）の卒業研究としておこなわれた。

謝辞

本研究の実験および分析にご協力いただいたみなさまに感謝いたします。なお、本研究は静岡文化芸術大学平成27年度学長特別研究費の助成を受けたものです。

参考文献

狩野文浩（2012）「目は心の窓—アイ・トラッキングで解き明かす類人猿の見た世界」『霊長類研究』28, 95 - 108. (doi: 10.2354 / psj.28.014)

小杉大輔（2016）「アイトラッキングで消費者心理を読み取る」しんきんパートナー, Vol. 33, 8-9.

日経情報ストラテジー 2014年12月号 (No.272) 日経BP社

日経トレンドネット 2013年6月17日 人の視線はウソがつかない！ダイドードリンコ“売れる自販機”の秘密
<http://trendy.nikkeibp.co.jp/article/pickup/20130603/1049736/?rt=nocnt> (参照日平成28年10月7日)

小杉大輔・迫 秀樹・森山一郎（2016）「視線計測技術を応用した製品デザインと消費者行動の研究」『静岡文化芸術大学平成27年度学長特別研究成果報告書』

トビー・テクノロジー株式会社Webサイト <http://www.tobii.com/ja-JP/eye-tracking-research/japan/> (参照日平成28年10月7日)

デジタルファブリケーションの活用によるデザイン教育

Design Education Utilizing Digital Fabrication

伊豆 裕一

デザイン学部 デザイン学科

Yuichi IZU

Department of Design, Faculty of Design

近年、デジタルデータを基に、コンピューターに接続された工作機械を用いて素材を加工するデジタルファブリケーションが注目され、デザイン教育においてもこの新しいモノづくりへの対応が求められている。静岡文化芸術大学では、以下の4点を目的とし2015年度デジタルファブリケーション環境の整備を開始した。

- ① 学生が自由に使用できるデジタルファブリケーション環境
- ② デジタルファブリケーション環境を活用したデザイン教育
- ③ デジタルファブリケーション環境の地域への開放による、地域と協働したデザイン開発
- ④ オープンなデジタルファブリケーション環境を活用したデザイン研究

本稿では、以上の活動報告と将来に向けた展望を述べる。

In recent years, digital fabrication, which processes materials based on digital data, has garnered attention. Consequently, design education must incorporate an appropriate response to this new technology. In 2015, the Shizuoka University of Art and Culture began developing a digital fabrication environment to realize the following:

- ① Digital fabrication environments that students can use freely.
- ② Design education that takes advantage of digital fabrication environments.
- ③ Design development in cooperation with the community by allowing access to digital fabrication environments.
- ④ Design research through open digital fabrication environments.

In this report, we describe past activities as well as the prospects for the future.

1. はじめに

近年、従来のものづくりにおける一般的な加工・成形法と異なり、コンピューターに接続された工作機械を用いて素材を加工することで、個人による製造や地域のニーズに密着した小規模事業等を可能とする、デジタルファブリケーションが注目を集めている。米政府による、3Dプリンタでアメリカに製造業を呼び戻すとの発表が大きく伝えられるなど¹⁾、オープンソースを利用した研究開発拠点の構築や、地域において、市民や子供たちが製作者あるいはデザイナーとして取り組む、新しいものづくりの体験的教育による人材育成などの効果が期待されている。

一方、現在のデザイン教育は、一般にデザインを学んで行く上で基礎となる知識や造形スキルの修得過程とデザイン実務に則した演習過程に分けられる。静岡文化芸術大学では、3年次からの課題発見力や解決力の育成を目的とした総合的なデザイン演習に向け、1-2年次は色彩論やデザイン史など基礎となる知識に加え、素材加工など基礎的な造形スキルを学ぶことで、デザインに必要な知識や表現力を習得する期間としている。しかし、ここで学習する基礎的なスキルは、自らの手で立体を2次元に表現するデッサンや、素材の特性を理解し加工技術を学ぶ造形スキルの習得が中心となる。そのため、コンピューターによる3Dデータの作成やデジタルデータにより加工を行う演習は一部の選択科目に限られている。

以上の背景から、デザイン教育においても、このような新しい技術に対応した人材育成が求められると考え、その

ための環境整備と、それによる新しいデザイン教育・研究の開始に向けた準備を開始した。

2. デジタルファブリケーションの現状

2-1. メイカーズムーブメント

米国では、ロングテールという言葉の生みの親としても知られる、雑誌ワイアードの元編集長であるクリス・アンダーソンの著書「メイカーズ (Makers)」²⁾ がきっかけとなり、メイカーズムーブメントとも言われるデジタルファブリケーションへの注目が高まったと言われている。同書では、メイカーズと呼ばれる現在の起業家は、ウェブ (Web) のイノベーション・モデルをリアルなもの作りに持ち込むことで、オープンソースのデザインと3Dプリンタを使ったモノづくりをデスクトップ上で展開し製造業の復活を後押しするとされる。

2-2. ファブラボ

MIT (マサチューセッツ工科大学) のニール・ガーシェンフェルド教授が提唱するファブラボ (Fablab) の活動も注目を集めている³⁾。ファブラボは、デジタルファブリケーションを活用することで、個人による自由なものづくりの可能性を拡げ、「自分たちの使うものを、使う人自身がつくる文化」の醸成を目指す、デジタルからアナログまでの多様な工作機械を備えた実験的な市民工房のネットワークである。なお、ネットワークの参加者がファブラボの名称を利用するための条件として以下の4つが挙げられ

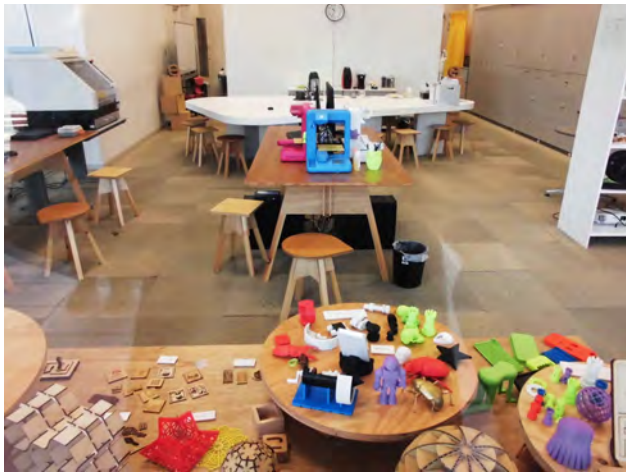


図1 I AMAS f. Labo



図2 レーザーカッターによる作品例

ている⁴⁾。

1. 一般市民に開かれていること
2. ファブラボ憲章の理念に基づき運営されていること
3. 共通の推奨機材を備えていること
4. 国際規模のネットワークに参加すること

2016年7月24日現在、日本には17箇所、世界では78カ国に1000箇所以上がファブラネットワークに登録されている⁵⁾。

2-3. 情報科学芸術大学院大学

デジタルファブリケーション環境の整備に向け、同分野への取り組みにおいて日本国内で先行する情報科学芸術大学院大学 (Institute of Advanced Media Arts and Sciences: 以下IAMASと記載) を訪問し、デジタルファブリケーションの研究者である小林茂教授に話をうかがった。

IAMASは先端的技術と芸術的創造との融合を理念に掲げ、新しい文化を発信する教育機関として、また情報社会の中での新しい表現者の養成拠点として2001年に大垣市に開学した岐阜県立の大学院大学である。IAMASでは、f.Laboと呼ぶデジタルファブリケーション環境を整備し、教員と学生、スタッフ、外部のコラボレータが、それぞれのスキルを用いて、教育、コミュニケーション、環境、経済といった、時代の最もクリティカルな課題に取り組んでいる⁶⁾ (図1、図2)。

f.Laboでは、デジタルファブリケーション設備を用いた市民講座や企業関係者を集めたワークショップを数多く行っている。しかし、小林教授によると多くが工作教室的なアウトプットに終わっており、同設備を使用することによる新たな技術的なイノベーションやデザインの創出はこれからの課題と言うことであった。その理由として、デジタルファブリケーションがまだ目新しく、市民講座やワークショップの参加者は、3Dプリンタやレーザーカッターの使用により、手加工では多くの時間と手間をついやした形状加工が簡単にできることで十分に満足していることが考えられた。しかし、そのようななか、地元企業のエンジニアや企画担当者とデザイナーがコラボレーションするワークショップにおいては、商品化に結び付く新しい提案も出始めているとの話である。

3. ラボの環境整備

3-1. 機材の導入

デジタルファブリケーションには、以下に述べるPCと繋がった複数の工作機械や排気設備など備えた一定のスペースとが必要となる。

レーザーカッター

紙や木材、アクリルなどの板材をカット、彫刻する
CNCルーター

木の板材を切削加工する

ミリングマシン

木材、樹脂、金属などを切削する高精度なフライス盤
3Dプリンタ

3Dデータをもとに、樹脂などを立体として出力する

また、それ以外に紙やビニールフィルムをカットするペーパーカッターや対象物の凹凸を感知して3Dデータとして取り込む3Dスキャナなども対象となる。さらに、制作物により旋盤やドリルなどアナログの工作機器、電子基板のカッター、およびハンダごてなどに加えて一定の広さをもつ作業スペースが必要となる。

2015年度は、想定される授業や卒業制作での使用に必要な機材としてまず以下の設備を導入した。

レーザーカッター

Epilog製、Fusion40、1台 (図3)

CNCルーター

ロ-ランド製、SRM-20、1台 (図4)

3Dプリンタ

TierTime Technology製、UP Plus2、4台 (図5)

3-2. ラボを核とした創造空間

デジタルファブリケーション設備を活用した創作活動においては、設備を使用する学生同士が自由に情報を交換しながら作業を進めることができる環境に加えて、オープンなラボとして地域に向けた公開講座や公開工房などにも適した環境であることが推奨される。以上から、市民講座などでの市民への開放を目的に、オープンなスペースとして活用されている自由創造工房の一部 (約200㎡) をラボとして使用することとした。

また、南面がガラス張りとなる、自由創造工房の解放感

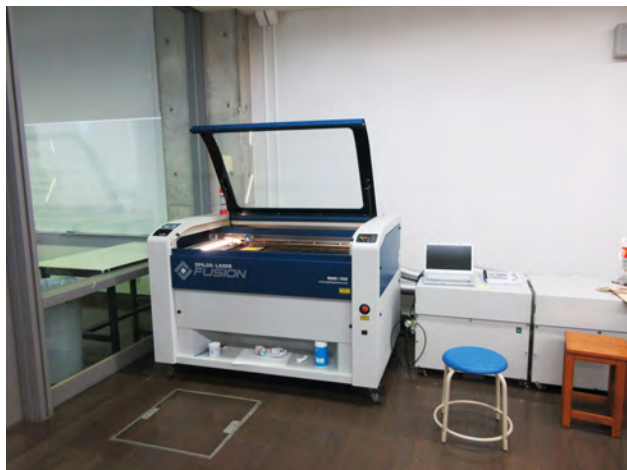


図3 レーザーカッター

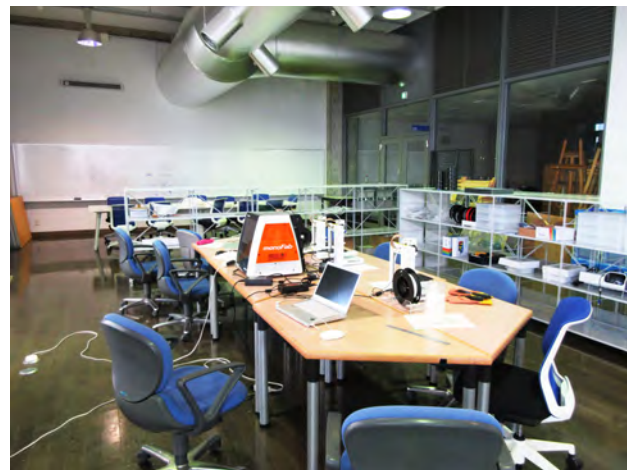


図4 CNCルーター



図5 3Dプリンタ



図6 テーブルとホワイトボード

のある空間に大型テーブル（幅4m）と大型ホワイトボード（幅7m）を設置することで、参加者が相互にキーワード、スケッチ、およびプロトタイプ等を作成しながら議論を重ねることのできる環境を整備した（図6）。最大16名がひとつのテーブルを囲み、壁全体に広がるホワイトボードを使用してディスカッションができる環境の活用により、学生によるワークショップや市民の参加する公開講座などにおいて、活発なディスカッションが促進され、多くのアイデアが創出されることが期待できる。

4. ラボの活用

4-1. 授業での活用（2015年4月～8月）

ドライヤーやハンドミキサーなど、手に持てる大きさの家電製品のデザインをテーマに市場調査、スケッチ、図面、モデル作成を行うプロダクトデザイン演習（2015年度：45名参加）において、3Dプリンタを活用したパーツ制作を推奨した。

本演習では、プロダクトデザインの基礎的な演習として手にもてる大きさの家電製品をテーマにウレタンフォームを自らの手で削り、目止め、下塗り、および仕上げ塗装を行う。それにより、スケッチや図面など2次元の表示技法と、立体として制作するモデルの関係の把握を主な目的としている。しかし、ドライヤーの空気取り入れ口のルー

バーやハンドミキサーの操作ボタンは、それまでの手法では、モデルの作成において非常に手間が掛かった。そこで、3Dプリンタを活用することにより、授業の限られた制作時間のなかで、手作りによる寸法精度や時間的な問題から制作を諦めていたヘアードライヤーの吹き出し口部のルーバーや、ハンドミキサーの操作ボタン上面のローレットなどの短時間での制作が可能となった（図7）。さらに、モデルの精度向上に加えて、細かなパーツの制作を3Dデータの活用により効率的に進めた結果、デザイン対象の本体の曲面を手で削ることにより立体の感触を手で覚えるなど、授業本来の目的である立体造形力の育成に向けた時間を増やすこともできた。

一方、一つのパーツの制作に数時間を要する現在の3Dプリンタの能力に対して、限られた時間内において4台の3Dプリンタで45名の作品への対応は難しく、授業での使用に関しては4～5名に対して1台程度の配備が必要であることが考えられた。

4-2. ワークショップの開催（2015年7月）

3Dプリンタを活用したUSBハブのデザインとラボのロゴのデザイン提案の2つのワークショップを実施した。

USBハブのデザインには1年生2名、2年生3名、3年生3名の合計7名が参加した。それぞれ3年生がリーダーとなった2つのグループに分かれ、2日間のワーク



図7 プロダクトデザイン演習作品

ショップでグループごとに決めたテーマによるデザイン制作を進めた(図8)。従来のスケッチ、レンダリング、図面、簡易モデルの作成を経て最終モデルを制作するプロセスに対し、ラフ・スケッチ、CAD(Rhinocerosを使用)入力、3Dプリンタによるモデル制作のプロセスにより大幅なスピードアップを体感することができた。

今後の課題として、モデルのディテール検討がCADスキルのレベルに左右されることが挙げられた。しかし、その一方、CADの特質を生かした単純系の組み合わせなどにより、従来の手法によるデザインとは異なるユニークなアウトプットも提案された。手作りにより造形の基礎を学ぶ前にCADによるデータ入力や3Dプリンタによるモデル制作に慣れることは、従来のデザイン教育で求められた基礎的な造形力の育成手法とは異なるアプローチであり、今後検証が必要であると考えられる。

4-3. オープンキャンパスイベント(2015年8月)

オープンキャンパスを訪れた高校生が描いたデザイン案を元に、3Dプリンタにてオリジナルのスタンプを製作するイベントを実施した。期間中、オープンキャンパスを訪れた高校生のうち18名が参加した。

高校生が描いたデザイン案を元にデザインを学ぶ大学生が3Dデータを起こし、数時間後のオープンキャンパス見学終了までに3Dプリンタにてオリジナルのスタンプを製作した。それにより本学訪問の記念とするとともに、デザイン学部で学べる技術をアピールした(図9)。

多くの高校生にとって、実際に動く3Dプリンタを見るのは初めてであり、デザイン教育のための設備の一環としてのアピールに効果があることが考えられた。一方、3Dプリンタでの出力には直径30ミリ、高さ10ミリ程度としたスタンプであっても30分以上の制作時間が必要とされ、多数の参加者への対応は難しいことが課題となった。そのため、2016年度のオープンキャンパスでは加工速度の速いレーザーカッターを使用した記念品づくりと組み合わせることで多数の参加希望者に対応できるようにするなど修正を行った。

4-4. ラボ講座開講(2015年11月~12月)

ファブラボ浜松の協力により、デジタルファブリケーションの設備を使いこなし、自由にデザイン制作に用いる



図8 ワークショップ作品

ことができるようになることを目的に全8回の講座を開講した。ファブラボ浜松は、デジタルファブリケーションを活用したイノベーション開発や普及活動を行うファブラボネットワークに加入し、ラボの立ち上げに際して、導入機材の相談に乗っていただいたなど協力関係にある。講座では、各素材の加工に加え、電子工作を含むによるプロトタイプ制作も取り上げた。

デジタルファブリケーションを活用した制作活動では、デザイン対象の外形形状以外にも、精度の高い加工能力を活用して歯車などのメカニズムや電子基板を取り付けるための構造体の形状制作も自由に行うことができる。そのため、電子工作と言われる、簡易的にプログラミングをすることのできる電子パーツと組み合わせることで、手を近づけることで発光する照明器具や、環境に応じて何らかのアクションを行うプロトタイプの制作も可能となる(図10)。

電子工作では、PC上でのプログラミングも要求されるため、初めて経験する参加者には難しく感じられる場面もあった。しかし、最終的にはネット上に開示される情報の取得方法の理解などにより参加者全員が何らかの成果を出すことができた。

4-5. 卒業制作におけるラボの活用

例年11月頃よりモデル制作が本格化する卒業制作において、レーザーカッターを使用した大型の木製モデルや3Dプリンタを利用した細密な仕上がりのスケールモデルが多く提案された(図11)。

工作機器はすべて予約制として使用を許可したところ、レーザーカッターについては12月から1月までの2か月間は、ほぼ毎日早朝から深夜までの予約が入りフル稼働の状態となった。今回導入したレーザーカッターは1000mm×700mmの加工面積を持つ大型のものであったが、学生作品の多くは300mm×300mm以内の加工面積でも制作が可能であった。そのため、今後は小型の加工機の導入を検討することで、用途に応じた使い分けを可能とすることが考えられた。

4-6. 公開工房「デジタルハンディクラフト」(2016年3月)

手芸と電子工作や3Dプリンタで作製したオリジナルのパーツを組み合わせたマスコット作りに挑戦する市民に向



図9 3Dプリンタによるスタンプづくり



図10 ラボ講座における映像作品

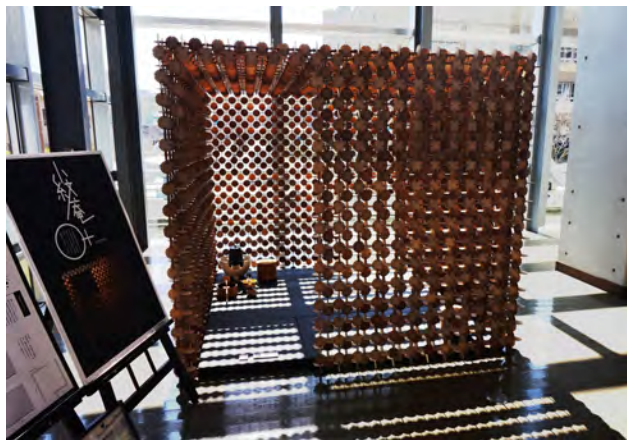


図11 卒業制作におけるレーザーカッターを活用した作品



図12 公開講座における参加者（小学生）によるスケッチと作品

けた公開工房を開講した。

自然素材を使用した手芸と、簡単なハンダ付けや3Dプリンタで作製したオリジナルのパーツを組み合わせることで、オリジナルデザインの光るアクセサリーや小物を制作する公開講座に小学生を含む14名が参加した。講座では、テクノ手芸⁷⁾と呼ばれる、羊毛フェルトを用いた手作りのぬいぐるみにLEDライトとボタン電池を用いた簡単な電子工作を組み合わせることで、オリジナルデザインの目の光るマスコット作りができることを説明した。その後、自分のイメージする作品をスケッチに描かせ、大学生のサポートのもと制作を行った（図12）。2日間のワークショップにより参加者全員がスケッチのイメージ通りの、目や頬っぺたの光るオリジナルのキャラクターを完成させることができた。

今後、子どもたちの自由な発想のデザイン案に対して、実用面などでデザインを学ぶ学生が手直しを加えることで、新しいデザインを生み出すなど、ワークショップの応用によるイノベーションの創出も期待したい。

5. おわりに

コンピューターに接続された工作機械を用いて素材を加工するデジタルファブリケーションに対応したデザイン教育・研究と地域貢献の可能性の検討を目的に設備の導入と

各種の活動を行った。その結果、将来の活動に向けた可能性とともにいくつかの課題も明らかになった。

将来の活動に向けた可能性

- ・簡易的に短時間でデザインモデルを制作し確認することによる学生作品の質の向上
- ・デジタル工作機器の特性を生かしたこれまでにない造形の提案
- ・課題発見、アイデア展開、試作制作、テストのプロセスを複数の関係者で容易に行えることによるデザイン思考型の教育の強化
- ・だれもが一定レベルのモデル作成が可能になることによる、魅力的な市民講座や市民参加型のワークショップの開催

今後の活動に向けた課題

- ・機器のメンテナンスや操作方法の教育・研究に向けた専門人材の確保
- ・設備の使用により得られたスキルやノウハウの記録、伝承
- ・設備の活用によるイノベティブなデザイン開発に向けた授業やワークショップの開催方法の検討、メンバーの育成・確保

デジタルファブリケーションの各機器のメンテナンスや操作については専門的な知識が必要とされる。また、それらの知識を習得した学生も卒業により絶えず流動する。このことから、課題に挙げた専門人材の確保については、将来的な活動の拡大を見据え、雇用も前提とした検討が必要であると考えられる。

なお、平成28年度には、授業等での本格的な活用に加え、先進的研究「デジタルファブリケーションの活用によるデザイン研究・開発」により、学外の技術的な知識やノウハウを持つ市民とのワークショップの開催などを計画している。製造業の盛んな浜松地区ならではの、市民の知識やアイデアと本学学生のデザインスキルのデジタルファブリケーションを介したコラボレーションによる、イノベティブなデザインの創出を目指している。

注および参考文献

- 1) 宮本和明のシリコンバレー最新技術報告、IT Pro by 日経コンピュータ、<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20130720/492823/> (閲覧日:2016年7月20日)
- 2) クリス・アンダーソン、MAKERS—21世紀の産業革命が始まる、NHK出版 (2012)
- 3) Neil Gershenfeld、Fab—パーソナルコンピュータからパーソナルファブリケーションへ、オライリージャパン (2012年)
- 4) ファブラボジャパン、<http://fablabjapan.org/whatsfablab/>、(閲覧日:2016年7月20日)
- 5) F A B F O U N D A T I O N、<http://fabfoundation.org/fab-labs/what-is-a-fab-lab/> (閲覧日:2016年7月20日)
- 6) I A M A S イノベーション工房、<http://f-labo.tumblr.com/about> (閲覧日:2016年7月20日)
- 7) テクノ手芸部、テクノ手芸、ワークスコーポレーション (2010年)

Research of the transfer works of the native projects by art and culture Vol.1～Vol.3

磯村 克郎

デザイン学部 デザイン学科

Katsuro ISOMURA

Department of Design, Faculty of Design

谷川 真美

文化政策学部 芸術文化学科

Mami TANIGAWA

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management

日比谷 憲彦

デザイン学部 デザイン学科

Norihiko HIBIYA

Department of Design, Faculty of Design

本研究では、浜松市内の市民による自発的な地域活動を抽出し、調査と交流を実践した上で、その実態や特性を把握した。14の市民プロジェクトとの交流と研究によって、その活動は、自発性、創造性、多様性においてこれからの地域活動の事例として注目すべきものであることが明らかになった。

私たちは、その情報を社会へ発信する方法論を検討し、市民プロジェクトの活性化への寄与を図った。

We researched the actual situation and a characteristic of the citizen activity after extracting the voluntary local projects by the citizen in Hamamatsu city. In this study, we practiced an investigation and interaction with the citizen. It became clear that the projects will be examples of notable local projects in the future in initiative, originality, variety by the study with 14 civic projects. We examined methodology to send the information to the society and planed activation of local projects.

1. 研究の背景と目的

浜松市は、多くの地方都市共通の課題（中心市街地や地場産業の衰退、高齢者や障がい者の福祉など）が重なっている状況である。課題には外的原因と内的原因があると考えられる。例えば、中心市街地（写真1）の衰退は、郊外型大型商業施設への購買客の流出もさることながら、初期投資を回収し終えた商店が積極的な商業活動やテナント活動を行わず、商業活動の活気や店舗不動産の流動性が減少していることも原因の一つであるとも考えられる。つまり、中心市街地の商店街では、商業的・店舗づくり的な活動を発生させることが、活性化へのひとつの要件となるであろう。一方で、地域では市民の自発的な活動が多様に見受けられる。また、行政も創造都市の実現に向け、2012

年度から毎年30強程度の市民活動のスタートアップを支援している（みんなのはままつ創造プロジェクト）。我々は、例に挙げた中心市街地に限らず、市民の自発的で創造的な活動を地域の活性化のための重要な内的要因であると位置づけ、ここではプロジェクトと呼ぶこととした。

市内のプロジェクトには、どんなものがあり、どのような活動を行ない、何がそうさせているのだろうか。我々は、プロジェクトを興し活動していく状態や能力のことをProjectabilityという言葉にした。Projectabilityとは、文字通りProjectとabilityを合成したものではあるが、数学用語でも投影されうる状態といった意味もある。まさに、市民の思いを社会に投影するという解釈も出来るということで、研究のキーワードとしたのである。



写真1 浜松市中心市街地



写真2 報告冊子（2013～2015年度）

このような市民による自発的なプロジェクトは、社会的な認知度は十分ではなく、自発的ゆえに相互のつながりや、関わり合う機会も少ない。我々は、地域のプロジェクトを積極的に社会に発信し、社会からの認知や相互交流のきっかけをつくるのが活動の活性化や芽生えにつながると考えた。そして、プロジェクトの内容・思い・社会的意義・今後の可能性を把握し、社会に発信する方法論を明らかにすることを研究の目的とした。

2. 研究体制

地域の自発的なプロジェクトを調査研究する場合、既存の統計的データや各活動の資料は十分でないか相当のばらつきがあることが予測される。例えば活動のキーワードを大量のデータから統計的に抽出するような操作は望めないと思われる。我々の目的は、地域の統計的なデータをつくることではない。そこで、編集的思考とデザイン的思考を活用することを考えた。

編集的思考とは、現場の情報を収集、理解して、複数員の議論を経た上で編集者による情報の選択と位置づけを行なうものとし、都市や地域に関わって来た編集家と地域で多くのプロジェクトに携わって来たコーディネーターを協力者に設定した。調査資料を研究者だけで整理分析するのではなく、専門家による編集という操作で情報整理や分析の公平性を確保しようとするものである。

デザイン的思考とは、現場の情報を観察して解釈し、複数員の議論を経た上でデザインによる図式化・視覚化を行なうものとし、概念の共有やそれによる考察の展開性を確保するものである。これは、デザイン系の研究者や地域のデザイナーが関わり、視覚化することを研究に有効な方法論として活用した。制作した報告冊子Projectability、ProjectabilityⅡ、ProjectabilityⅢ（写真2）は、その最終的な視覚化であると考えている。

考察段階では、ふたつの思考を橋渡しし、情報やデザインの適用のバランスをとり、研究の理論的な要因を担保できるように、大学の現代アート研究者が議論の要となり、適用可能な理論や事例を導入した。

3. 研究の経緯

我々は、地域のプロジェクト複数に知己を持つ地元の協力者および各専門家と協働して、2013年度から2015年度にかけてプロジェクトを調査及び交流しProjectabilityの様相を研究してきた。

2013年度の研究活動は、本研究紀要 第15号に「文化芸術による地域資源発信事業の研究」¹⁾として掲載した。基本的な調査として、14のプロジェクトを選定して、ヒアリング・活動観察・協働（共同ワークショップや試作支援等）を行ない、活動概要や主体の基本情報、プロジェクトの構成要素などを一覧性がある情報に整理した。これを基にした後述の分析を行なった上で、活動をアートやデザインによって視覚化した展覧会（写真3）や報告冊子を制作した。制作においては、都市や地域と関わりが深い編集家や地域のデザイナーや建築家、さらには多くの学生と協働した。

2014年度の研究活動（文化芸術による地域資源発信事業の研究 その2）は、14プロジェクトのうち5つのプロジェクトを選定し、さらに詳細な調査と交流を行なった。それぞれの活動の経緯や主催者の思いをヒアリングや共同イベント等（写真4）を通じて把握していった。また、個々に学生達と指導のデザイナーを配置してその結果を冊子として制作した。また、5プロジェクトの特徴や可能な将来像を共通の語り口で定義し、それを視覚化する報告冊子を制作した。

2015年度の研究活動（文化芸術による地域資源発信事業の研究 その3）は、定義された各プロジェクトの評価指標を検討した。プロジェクトを社会に発信するには、収集編集した情報だけではなく、それを評価して意味を伝えることも必要だと考えたのである。ここでは4つの評価指標を設定した。また、文化・福祉分野の行政担当者と座談会を開催して、市民のプロジェクトを評価することについての議論を行ない、指標とともにそれを視覚化する報告冊子を制作した。

各年度の報告冊子や展覧会では、プロジェクトの様相や導き出した知見の視覚化を行なったが、本稿は、3年分の研究活動を通して、Projectabilityとは何かを問い、その様相を分析して評価指標を設定するまでの流れを明確にして得られた知見を報告するものである。

4. プロジェクトの基礎調査

2013年度に14プロジェクトを選定し、市民のプロジェクトの情報収集と整理を行ない、プロジェクトの構成要素を分析してそのモデルを考案し、視覚化した。

4-1 プロジェクトの抽出

市民の自発的なプロジェクトは、一律の統計等はもちろん



写真3 展覧会（2013年度）



写真4 TAKE SPACEとの共同ワークショップ

ん存在しないし、我々も全ての活動を把握している訳ではない。したがって、完全に公平な選定は不可能なのであるが、ここでは、浜松市の市民活動の支援事業である「みんなのはままつ創造プロジェクト 2013」の39の採択事業の中から、まちづくり、ものづくり、人材育成、福祉などに関して創造性と継続性が期待できる7プロジェクトを抽出し、さらに地元の活動に精通した協力者の紹介で7プロジェクトを加えて14プロジェクトを選定した。

4-2 情報の整理

各プロジェクトに対して、ヒアリング・参与観察を行ない一覧性がある情報整理を行なった(図1)。活動主体の基本情報、活動概要を明示した上でプロジェクトの構成要素をキーワードで抽出した。キーワードは、こども・高齢者・障がい者・ものづくり・学び・医療・看護/介護・まちづくり・風土・伝統・地場産業・地域企業・商店街・コミュニティ・場所・専門家・戦略的素人の18ワードとなった。キーワード抽出に当たっては、前述の編集的思考を活用して抽出基準の妥当性を担保した。いずれも現在の地域の課題を顕著に指し示すワードである。2013年度の浜松市民インタビュー(浜松市企画調整部企画課)の結果の概要マップの重要ワードにほとんどのキーワードが含まれていることから、一定の妥当性が見込まれた。キーワードは、各プロジェクトに複数認められ、それぞれが現実的な課題に複合的に応えようとしていることがわかる。また、そのような活動の深みや幅が創造性や継続性を期待させ、選定された要因になっていると考えられる。

4-3 プロジェクトの構造モデル

以上のように、編集的思考によって抽出された情報は、図1のような一覧表に整理されたのであるが、14のプロジェクトはそのような客観的な一覧表だけで表現できるものなのだろうか。キーワードは言葉のレベルでは共通だとしても、各プロジェクトでは異なる視点や思いで活動しているはずである。これを表現するために、プロジェクトにおけるキーワードの構成を立体的につくり、プロジェクトの視点からみたその構造を視覚化することを試みた(図2)。

- ①「社会の課題」のレイヤー [こども・高齢者・障がい者]
- ②「ものことづくり」のレイヤー [ものづくり・学び・医療・

看護/介護・まちづくり]

- ③「活動の場」のレイヤー [風土・伝統・地場産業・地域企業・商店街・コミュニティ・場所]

- ④「外部人材」のレイヤー [専門家・戦略的素人]

プロジェクトに外部人材を導入しているか、活動の場はどこか、ものやことを成果としてアウトプットするのか、社会的課題を改善しようとしているのか、4層でプロジェクトの成り立ちを設定した。図1では上2層は成果と課題改革に関わるもの、下2層は活動のインフラと考えられる。

プロジェクトごとに顕著な要素をレイヤー間でつなぐと、プロジェクトの様相を視覚化できる。あたかも分子モデルのように、プロジェクトならではの形になる。この形は3Dデータでモデリングされていて、自由なアングルでみることができる。プロジェクトごとに重視している視点から見る、つまりプロジェクトの主体者の視点から活動の構図を視覚化することができるのである。

4-4 プロジェクトの様相

各プロジェクトの情報を一覧表とともに、言葉・構造モデル・ビジュアル資料を併用して表現し、活動の様相を明らかにした。図3は、そのうちのTAKE SPACEの例である。「学び」や「ものづくり」の場として「コミュニティ」をつくらうとして地域と世界につながる野性的な活動現場がTAKE SPACEなのである。

5. プロジェクトの詳細調査

これまでの情報の整理によって、プロジェクトを横つなぎに見ることが可能になった。ここで見てきた活動の様相は、主催者の思いを基盤に市民の生活や現場や協働から生み出された個性的かつ魅力的なものであるが、そのプロセスや成果はあいまいになることも多い。そこで、それらを記述し、将来像も思い描くことにした。かなり、詳細なリサーチが必要であるので、14活動を5活動に絞って研究し、相互の交流のための座談会も計画した。

5-1 詳細調査の方法

5つに絞った活動は以下の通りで、ものづくりからまちづくり、福祉、人材育成など多様である。

- ①オリジナル注染ゆかた(地場産業の少量多品種生産プロジェクト)
- ②万年橋パークビル(まちなかの活動のインフラ)
- ③FABLAB Hamamatsu(地域と世界のデジタル工房)

図1 抽出された14のプロジェクト 1)表1に加筆

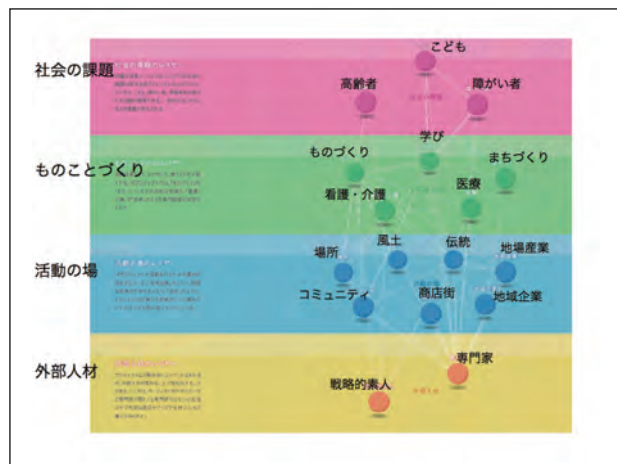


図2 プロジェクトの構成要素と構造

のスターティング)

- ④じいじばあば萌え (まちなかの高齢者施設実現のスタディ)
- ⑤根洗学園 (こどもの療育方法論の共有化)

これらの活動について、そのプロセスや方法論、成果や将来像を共通の語り口と図式(イラストレーション)で表現し、Projectabilityのポイントを言葉で記述した。活動は主催者の強い思い入れで成立しているのだが、協力者や協働機能によって補完され、外部のアーティストやデザイナーが別の視点を持ち込むことで、活動が活性化したり相互触発が発生したりしているのがわかる。将来像は、主催者からのヒアリングから周辺の地域資源やアイデアを盛り込み、地域での研究グループとして提言したものである。

5-2 Projectabilityのポイント

図1は、TAKE SPACEを例にとったものである。TAKE SPACEは、農家の蔵を改装した市内の鄙びた場所の工房であるが、様々なものづくりの会員がコミュニティをつくり、地域の学校でものづくりに関する教育やワークショップ活動を行なっている。本学とも連携してFAB LAB的ワークショップや施設整備で協働している。一方でMITに認定されたFABLAB HamamatsuとしてFAB LABネットワークによって海外交流を行っている。ものづくりのデータをやり取りする一方、「つくったほうが早い」という現場性を大切にしているので、何がおこるかわからない、誰でも試行錯誤できる拠点になっている。企業に対する試作支援や企業支援、異業種交流、大学との連携などの将来像が考えられる。

5-3 プロジェクトの相互交流

5プロジェクト主催者の座談会では、ほぼ初対面で全く異なった領域の活動をされている方々なのに、最初から和気あいあいと話が続き、お互いの状況や悩みを共有できた。彼らによって異口同音に述べられていたのは、場所——活動の拠点を社会に開いていく、ということであった。いわゆる箱もの施設批判はすでに言及され続けているが、施設づくりの専門家ではない5つのプロジェクトの主催者たちはそれを軽く飛び越え、それぞれの活動の中から施設の多様な開き方に取り組んでいる。その発想や行動様式を基にもう一度施設を考え直したら、現代社会の複雑さや変化に対応できるまちができるのではないか。

6. プロジェクトの評価指標

以上のようにプロジェクトを把握した上で、評価指標を設定することにした。評価することは、ここでは優劣を付けることではない。プロジェクトの価値を正確に把握し、社会に伝えることを目的としたツールとして捉えている。結果的には、4つの評価指標を設定したのであるが、そもそも指標を使って市民のプロジェクトを評価しようとする場合、それぞれに配点し採点するのか、言葉で表現するのか、相互作用をどう考慮するのか、バランスの取り方はあるのか、非常にあいまいなことを把握する方法論が求められている。点数化のように抽象度が最大になると、説明はしやすいのだが、ほんとうに本質をつかんだ評価なのか不安要素も最大になる。言語化した時は価値を表現しやすいが、解釈の幅が出てくるし相対的な評価は難しい。市民プロジェクトの評価をテーマに、行政担当者と座談会による議論も行なったが、行政の担当者も公的な評価の難しさ、限界という悩みを共有していることも確認できた。

4つの評価指標に関しては、今回は円を4色の色彩のバランスで表示したもので、その現れかたを表現するツールを試作した(図5)。

6-1 評価指標の抽出過程

評価の視点を設定するために、これまでのプロジェクトに関する情報を融合して検討した。各プロジェクト共通の構成要素は4つのレイヤーに分類し分子構造のようにモデル化していたが、詳細調査によるProjectabilityのポイントをこれによって再整理できる。主催者の人物を写真や人物評で思いや性質を表現したものと将来像を加え、6つの視点によるプロジェクトの評価用シートをつくった(図6)。

もともと4つのレイヤーは、「社会の課題」「ものことづくり」「活動の場」「外部人材」のように、プロジェクトの特徴を示していたが、Projectabilityのポイントを当てはめてみるとレイヤーの視点を評価に通じる言葉に置き換えられる。その言葉は、順に「問題意識-思い」「成果-プロセス」「開き性-ユルさ」「客観性-他者性」のように、結果を求められる明解な視点と、あいまいであるが評価にすくいあげたい視点が表裏一体となった概念になった。これは、4つのレイヤーのプロジェクトの特徴に対して、主催者の人柄やプロジェクトの将来像としての関わりの可能性(つまり通常は、評価の視点から除外されやすいもの)が作用



図3 TAKE SPACEのプロジェクトの様相

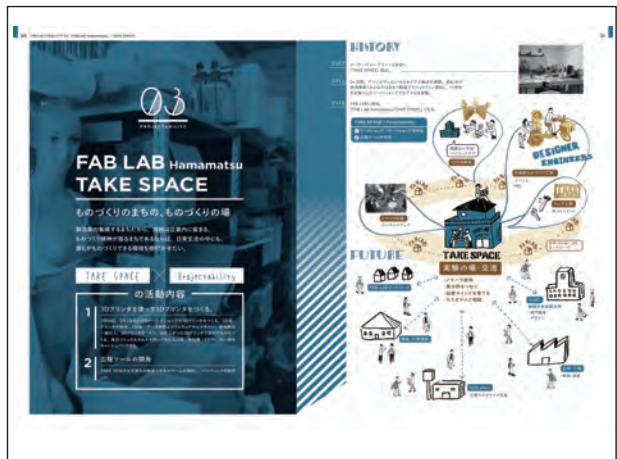


図4 TAKE SPACEのProjectability

して、あいまいなニュアンスが加味されたとも考えられる。
6-2 評価指標の設定

この4つの概念と構成要素を再構成し、シンプルな言葉で表現すると以下のような評価指標としての言葉が見出された(図7)。

- ①問う力：生活者としての立場から、生活の中で気づいた疑問に対して、問いかけたり、人々に想像させたり、気づかせたりする。
- ②工夫する力：既存のやり方でない方法でちょっと工夫したり、発想したり、つなげてみる。
- ③開く力：プロジェクトが仲間内の楽しみや趣味の範疇ではなく、多様な人々を巻き込んだり、外部の人材の力を借りて展開する。
- ④横断する力：福祉、医療、ものづくり、まちづくりなどのひとつのジャンルにとどまらず、横断的な側面を持つ。

6-3 評価指標のバックボーン

この段階で、新たに協力いただいた高島准教授から、発達心理学者のエンゲストロームの活動システムとの相同性を指摘された(図8)。Projectability指標は、活動システムにおける「越境」や「拡張的学習」を促すために必要となる能力に当てはまるというのだ。横断する力は、活動システムで言う越境の概念であり、開く力はルールや分業に働きかけ、問う力や工夫する力がそれらを見直して解決し、拡張的学習につながると解釈できる。つまり、活動システムが集団の実践を歴史的に理解するものであるなら、Projectability指標は集団の実践を発展させるために必要になる能力と位置づけられるのではないかの言及を得た。

このように、ある活動への評価指標として、活動を発展させていくには欠かせない普遍性をもつ可能性が見えて来たが、評価の方法論としては検討途上である。この4つの評価指標は、前述の試作ツールのように色彩で視覚化表現すること、コメントで表現すること、点数化すること、それぞれ可能であると考えられる。

7. まとめ

3年に渡る研究活動で、地域の様々な14の市民活動と出会った。そこでは大学内だけでは決して知り得ない活動現場のおもしろさ(自発性・創造性・社会的意義・当事者性など)を共有することができ、共通した概念-Projectability を抽出し、一覧性がある情報に整理した。



図5 Projectability指標

各プロジェクトについては、テキスト・構成要素の構造モデル・ビジュアルによってその内容を明らかにした。

プロジェクトのうち5プロジェクトについては、さらに詳細な調査と交流を行ない、主催者の人物像・活動・将来像をテキスト、ビジュアルで表現し、Projectabilityのポイントを明らかにした。

さらに、プロジェクトが社会に正確に認知されるために、その価値や意味を把握した上で、評価指標を検討し、これまでの情報を多角的に活用して4つの評価指標の設定をし、色彩による表示ツールを試作した(Projectability指標)。

以上の情報を使ってプロジェクト(地域資源)を社会へ視覚化して発信することが本研究において構築した方法論である。

8. 方法論の実践と今後の展開

方法論の実践として、研究室と地域の協働によって、プロジェクトをアートとして表現する展覧会(17日間で557名入場:詳細は¹⁾参照のこと)を開催したり、報告冊子(B5版114頁、64頁、42頁:各1000部)を制作し、社会への発信を行なった。報告冊子は、行政・各地域プロジェクト主体・アートカウンスル・研究者などに流通させた。

また、ウェブサイトも開設し(<http://projectability.info>)、研究の説明や、報告冊子のPDFファイルダウンロードを可能にした。

報告冊子は配布した活動主体からも流通しつつあり、様々なつながりから行政や他地域への会議参加や福祉領域の研究者との共同研究が発生しているところである。

本研究報告は、平成25~27年度 学長特別研究「文化芸術による地域資源発信事業の研究 その1~3」における研究活動の概要を取りまとめたものである。

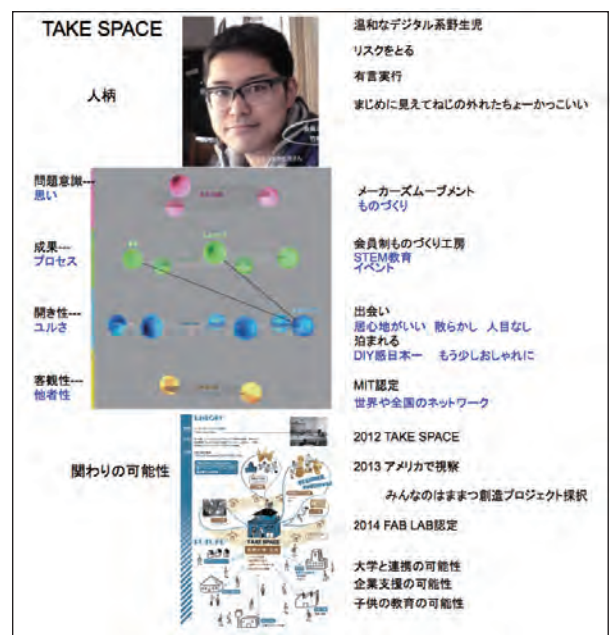


図6 プロジェクトの評価シート例

注脚

1) 磯村克郎、谷川真美、根本敏行「文化芸術による地域資源発信事業の研究」(平成 25 年度 学長特別研究)
静岡文化芸術大学研究紀要 第15号 (2014)
(https://suac.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1119&item_no=1&page_id=13&block_id=17)

●研究体制と連携者

「文化芸術による地域資源発信事業の研究」
磯村克郎、谷川真美、根本敏行
(平成25年度 学長特別研究)
研究協力：NPO 法人クリエイティブサポートレッツ
《協働プロジェクト》
【おべんとう画用紙】

浜松市根洗学園、深澤孝史、松本知子(浜松市根洗学園園長)、佐藤愛美(浜松市根洗学園)、足立志伸(空間造形学科3年)、荒川真由美(芸術文化学科3年)、大岡茜(芸術文化学科2年)、小田桐麻衣(芸術文化学科3年)、小柴希菜(芸術文化学科1年)、柴野遥(芸術文化学科2年)、清水久美(芸術文化学科1年)、鈴木真衣(芸術文化学科2年)、鈴木里圭子(芸術文化学科3年)、外山芽衣(芸術文化学科3年)、中真穂(芸術文化学科3年)、中神智美(芸術文化学科1年)、藤井由貴(芸術文化学科1年)、藤田沙織(芸術文化学科3年)、藤原亜弓(芸術文化学科1年)、松永百恵(芸術文化学科3年)、森井睦美(芸術文化学科3年)、谷川研究室
【Simple Forest】

大石のみ (folklore forest 主宰)、柏原崇之、ホシノマサル、前田剛志、山田真由美、Taishi Kamiya、TENKOMORI、磯村研究室

【注染×シルクスクリンプロジェクト】
大石麻衣子 (ファッションきものいしばし)、スサイタカコ、株式会社二橋染工場、株式会社 edition ED、関穂菜美、菅内祐末子、川村早紀、藤

澤友希、山本瑞季、稲垣葵 (全て生産造形学科3年)、磯村研究室
【創作盆踊り】

あいのてさん (野村誠、尾引浩志、片岡祐介)、粉川弘子 (日本民謡研究会浜松支部支部長)、磯村研究室

【じいじばあば萌え】
近藤洋輔 (デザイン研究科1年)、新城大地郎 (空間造形学科3年)、和田天風 (空間造形学科3年)、磯村研究室

《 展 覧 会 》
開催期間：2014年3月1日 (土) ~23日 (日)
月・木・金 / 13:00~19:00、土・日 / 11:00~20:00、火・水/休館
開催会場：文泉堂書店跡 (静岡県浜松市中区連尺町314-1)
website=<http://projectability.info>

アートディレクション：磯村克郎 (静岡文化芸術大学)、鈴木一郎太 (株式会社 大と小とレフ)
展示品デザイン：磯村克郎 (静岡文化芸術大学)、鈴木一郎太 (株式会社 大と小とレフ)、FUNCTION ()
展示品制作：FUNCTION ()
展示品制作アシスタント：河合紘太郎 (空間造形学科3年)、坂野貴洋 (空間造形学科3年)、渡邊弘平 (生産造形学科3年)、岸根紳之祐 (生産造形学科2年)、佐藤毅秀 (生産造形学科2年)、森川堅斗 (生産造形学科3年)、山田高寛 (デザイン研究科2年)、403 architecture [dajiba]
会場構成：403 architecture [dajiba]
チラシデザイン：SiphonGraphica、植田朋美 (有限会社キウエストクリエイティブ)、桑田亜由子
会場写真撮影：尾張美途、Siphon Graphica
展示品制作協力：
【オリジナル注染浴衣】大石麻衣子 (ファッションきものいしばし)、スサイタカコ、戸塚ゆう、edition ED
【Simple Forest】神谷泰史、中澤聡子、tenkomori (天竜これからの森を考える会)
【じいじばあば萌え】磯村研究室、和田研究室 建築担当：近藤洋輔 (テ

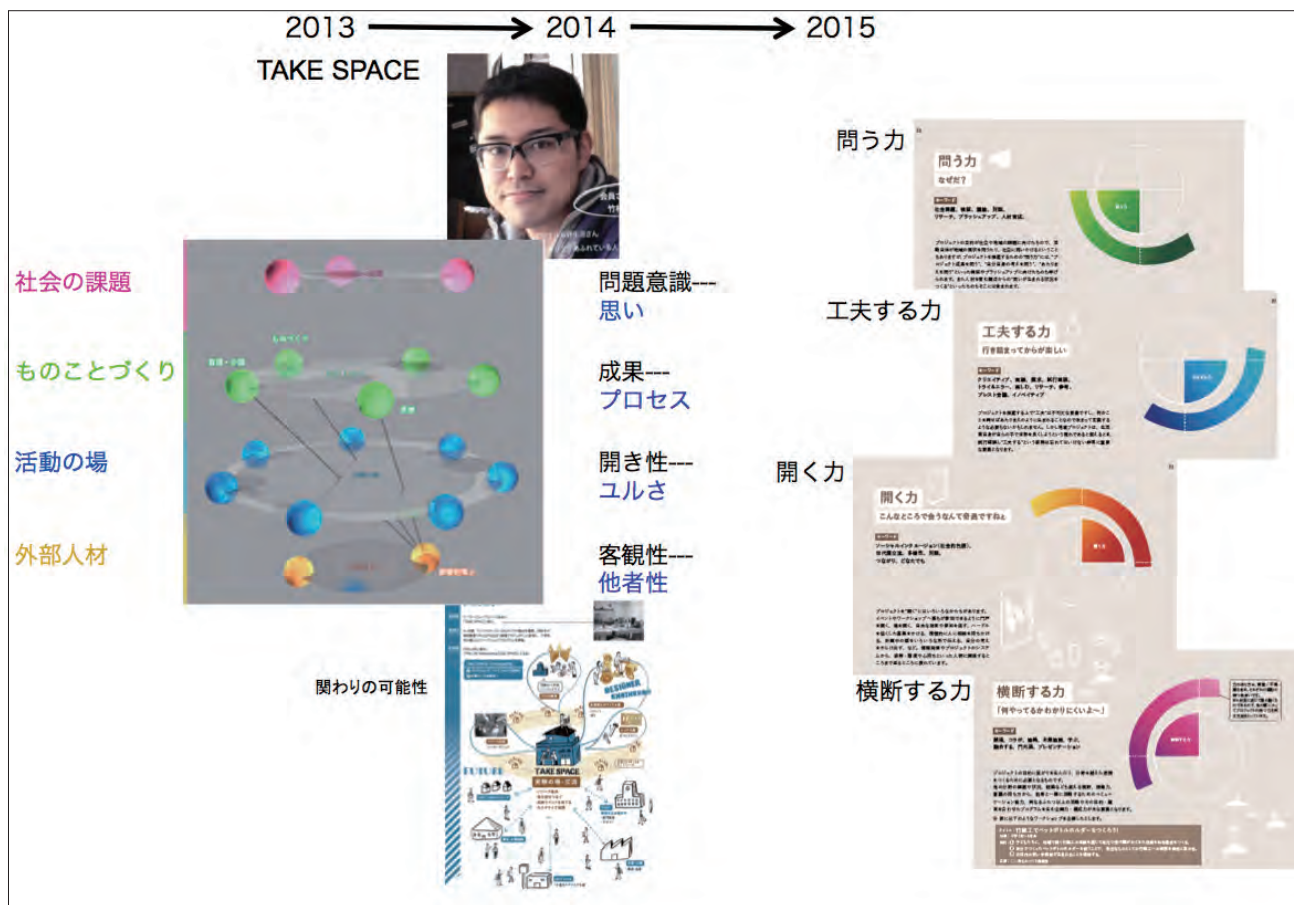


図7 評価指標の設定プロセス

デザイン研究科1年)、新城大地郎(空間造形学科3年)、和田天風(空間造形学科3年)

AR担当:笠井尋(メディア造形学科3年)

【本と遊びの家】青島右京、杉本文郷、戸塚ゆう、戸塚友紀規、畠中梓、星野紀子(絵本の店キルヤ)、ホシノマサル、南達也、山下将光、吉田朝麻

【TAKESPACE】FUNCTION()

【ZING】植野聡子、辻琢磨

【レディオ体操】片岡祐介、北村成美、佐々木友輔、障害福祉サービス事業所アルス・ノヴァ、マッスルNTT

【月いち民踊舞踊と、創作盆踊り】上野社大(静岡大学4年)、山崎源太(メディア造形学科2年)

【ぶっとびアート】沖村舞子、酒井友章、鈴木青海、宮口夏洋、TAKESPACE

【BEDproject】大東翼、河合紘太郎(空間造形学科3年)、坂野貴洋(空間造形学科3年)

【浜松市根洗学園】片岡祐介、深澤孝史

【非常用リチウムイオン電池電源装置開発と、まちづくりへの展開のためのアート作品制作】住中浩史、Public Studio、(以下すべて生産造形学科3年)関穂菜美、菅内祐未子、川村早紀、藤澤友希、渡邊弘平、山本瑞季、中島渉

【RE】友野可奈子、吉田朝麻

【万年橋パークビル】鈴木基生(田町パークビル株式会社)、友野可奈子、彌田徹(403 architecture [dajiba])、坂之上莉奈(生産造形学科2年)、東由里恵(生産造形学科2年)

【website制作】

アドレス: <http://projectability.info>

デザイン: 和田研究室、井坂匡秀(デザイン研究科1年)

【プロジェクトカタログ制作】

Projectability~この街で起きていることはどうしておもしろいのか?~ 2014年3月31日発行

発行: [静岡文化芸術大学] [NPO 法人クリエイティブサポートレッツ]

編集: 紫牟田伸子 / 紫牟田伸子事務所

本文テキスト: 磯村克郎、谷川真美、紫牟田伸子 (Sh)、鈴木一郎太 (Su)

文字おこし: 鈴木真衣 / 芸術文化学科2年、住 麻紀

マネジメント: 鈴木一郎太 / 株式会社 大と小とレフ

デザイン: Siphon Graphica、植田朋美 / 有限会社キークエストクリエイティブ、桑田亜由子

印刷所: 松本印刷

「文化芸術による地域資源発信事業の研究 その2」

磯村克郎、谷川真美、日比谷憲彦

(平成26年度 学長特別研究)

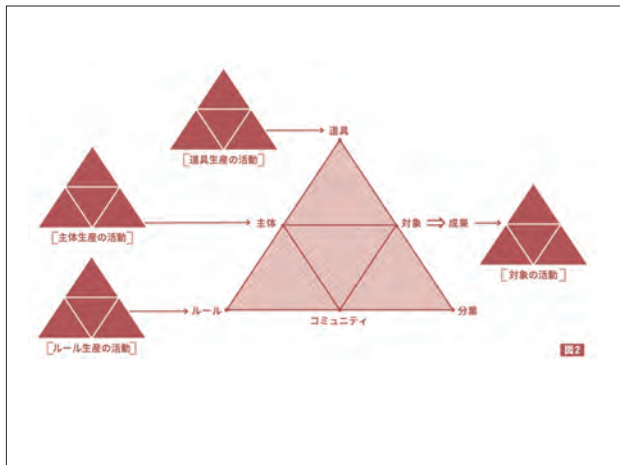


図8 出所:Engeström,1987,p.87 Figure 2.7をもとに高島作成

Projectability II

2015年3月31日 発行

発行 静岡文化芸術大学 磯村研究室 谷川研究室

静岡県浜松市中区中央2-1-1 TEL 053-457-6111 URL <http://www.suac.ac.jp>

編集 紫牟田伸子(紫牟田伸子事務所)

テキスト執筆 磯村克郎 谷川真美 鈴木一郎太 紫牟田伸子

マネジメント 鈴木一郎太(株式会社大と小とレフ)

デザイン 宮下ヨシヲ(Siphon Graphica) 植田朋美(有限会社キークエストクリエイティブ)

イラスト 植田朋美

印刷 松本印刷

【推進体制】

プロデュース 磯村克郎(静岡文化芸術大学) 谷川真美(静岡文化芸術大学)

日比谷憲彦(静岡文化芸術大学)

総合ディレクション 磯村克郎(静岡文化芸術大学)

企画・ディレクション 鈴木一郎太(株式会社大と小とレフ)

【オリジナル注染ゆかた】

ゆかたデザイン:ウエダトモミ(グラフィックデザイナー、ファブリック作家) ウェブサイトデザイン監修:鈴木力哉(PLANPOT DESIGN WORKS)

ウェブサイトデザイン:和田研究室 井坂匡秀(デザイン研究科2年)

協力:大石麻衣子(ファッションきものいしばし) 二橋梁工場

【浜松市根洗学園】

座談会参加: 浜松市根洗学園職員のみなさん 片岡祐介(音楽家)

深澤孝史(美術家)

柏木陽(演劇家) 記録写真ワークショップ講師:ヨシダタスケ(写真家)

冊子デザイン監修:宮下ヨシヲ(Siphon Graphica) 冊子デザイン:西山千加(デザイン学部メディア造形学科2年) 今泉諒(デザイン学部生産造形学科2年) 協力:松本知子(浜松市根洗学園) 真鍋智美(浜松市根洗学園)

浜松市根洗学園職員のみなさん

【じいじばあば萌え】

冊子編集:鈴木一郎太(株式会社大と小とレフ)

冊子デザイン:近藤洋輔(デザイン研究科デザイン専攻2年) ベレパー・ミカエル(デザイン学部生産造形学科2年) 佐々木美佳(文化政策学部芸術文化学科2年) 成瀬史織(デザイン学部メディア造形学科2年)

協力:じいじばあば萌え

【FAB LAB Hamamatsu/TAKE SPACE】

ワークショップ講師:ファブラボ浜松テイクスペース

見学会ガイド:松田優(YU MATSUDA DESIGN)

パンフレットデザイン:日比谷研究室 梶田夏子(デザイン学部メディア造形学科2年) 山下里奈(デザイン学部メディア造形学科2年)

協力:竹村真人(ファブラボ浜松テイクスペース 代表)

【万年橋パークビル】

冊子編集:鈴木一郎太(株式会社大と小とレフ)

冊子デザイン:坂之上莉奈(デザイン学部生産造形学科3年)

協力:鈴木基生(田町パークビル株式会社)

「文化芸術による地域資源発信事業の研究 その3」

磯村克郎、谷川真美、日比谷憲彦

協力: 高島知佐子

(平成26年度 学長特別研究)

Projectability III

2016年3月31日 発行

発行 静岡文化芸術大学 磯村研究室 谷川研究室

静岡県浜松市中区中央2-1-1 TEL 053-457-6111 URL <http://www.suac.ac.jp>

編集 紫牟田伸子(紫牟田伸子事務所)

テキスト執筆 磯村克郎 谷川真美 鈴木一郎太 紫牟田伸子

マネジメント 鈴木一郎太(株式会社大と小とレフ)

デザイン 植田朋美(有限会社キークエストクリエイティブ)

ウェブサイトデザイン有限会社キークエストクリエイティブ 鈴木力哉(PLANPOT DESIGN WORKS)

【推進体制】

プロデュース 磯村克郎(静岡文化芸術大学) 谷川真美(静岡文化芸術大学)

日比谷憲彦(静岡文化芸術大学)

協力 高島知佐子(静岡文化芸術大学)

共同研究・コーディネーション 鈴木一郎太(株式会社大と小とレフ)

プロジェクトエディット 紫牟田伸子（紫牟田伸子事務所）

h25minpro.html

参考資料

浜松市 みんなのはままつ創造プロジェクト 2013
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/intro/souzou/>

浜松市企画調整部企画課 「新・総合計画の策定に係る市民インタビュー」
2013
http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/documents/3_siryou3_d3.pdf

点眼容器の人間工学的研究 —容器の硬さとユーザの主観との関係について—

A Research on the Ergonomics of Eye Drop Containers: The Relationship Between User Opinions and the Hardness of Containers

迫 秀樹

デザイン学部 デザイン学科

Hideki SAKO

Shizuoka University of art and culture, Department of Design, Faculty of Design

宮田 昌二

わかもと製薬株式会社 相模研究所 生産技術研究室

Shoji MIYATA

Wakamoto Pharmaceutical CO., LTD., Manufacturing Technology Research

医療用医薬品としての点眼薬が入っている容器の硬さと主観との関係について調べた。35名の被験者が硬さの異なる点眼容器で5回ずつ点眼し、評定尺度法によって申告した。評定尺度法で聞いた項目は、硬さの良し悪し、滴下の速さの良し悪し、総合的な点しやすさであった。また、順位法でも点しやすさを聞いた。結果として、容器Bおよび容器Dはいずれの項目においても評価が低く、スクイズ力で17Nを超える硬さは避けるべきであるということが明らかになった。逆に評価が高かったのは容器E（スクイズ力6.2N）を中心として容器H、容器A、容器Jなどだった。これらは人間工学的観点から適正値と言える。しかしながら、容器の素材や形状が異なることによって硬さとの関係が変わる可能性があることから、さらなる検討が求められる。

We carried out an investigation on the relationship between user opinions and the hardness of containers used to contain eye drops for medical use. Thirty five subjects administered eye drops from containers with different hardness levels for 5 times each. Their opinions were reported on a rating scale. The questions asked in the rating scale included how good or bad the hardness of the container is, the speed of dripping and how easy it is to administer the eye drop from the container. We also asked the subjects to rank the containers in terms of the ease of administration. As a result, Container B and D received low ratings in all questions. It was clear from the results that containers which have a squeezing force of more than 17N should be avoided. In contrast, Container E, which has a squeezing force of 6.2N, received the highest ratings. Containers H, A and J also received high ratings. From the perspective of ergonomics, we can possibly say that these are the appropriate values for such containers. However, there is a possibility that the relationship with the hardness of containers varies according to the raw material and shape, and thus, there are needs for further studies to be conducted.

1. はじめに

1-1. 背景と目的

医薬品は医師に処方される医療用医薬品とドラッグストアなどで購入できるOTC（Over The Counter）医薬品に大別される。後者は市販薬や大衆薬とも言われ、処方箋が必要ではないために購入する薬を自分で選択できるという特徴がある。ドラッグストアで購入できる総合感冒薬や胃腸薬などはこれにあたり、効能はそれほど強くない。OTC医薬品として販売されている点眼薬は、爽快感や覚醒感を促すようなものが多く、消費者にとって選択肢が多いためか容器の形状も多様である。対して医療用医薬品としての点眼薬は、医師の処方箋を要するものであることから取扱いや用法・用量はOTC医薬品より厳密なものとなり、使用者にとって選択する余地はない。また、緑内障患者のように点眼薬を永続的に使用することもある。そのような長期間使用者や頻回使用者にとって、容器の使用性や操作性に対する印象は、治療効果を左右する要因となる可能性もある。したがって、医療用医薬品が入っている点眼容器は劣化や漏れをなくすという保管性能が重視されることも当然だが、容器を使用した際の印象を損なわないようにしておかなければならない。つまり、人間工学的観点から使用者の反応を捉えておくことは医療用医薬品の点眼薬にとって肝要なことである。

点眼容器に関するこれまでの研究は、1滴の適量と容器との関係や緑内障向けの点眼薬・容器について調べたものが多い。例えば、落合ら⁽¹⁾は市販されている緑内障の点

眼薬12製品について、1滴量とスクイズ力の関係（スクイズ力については後述する）、ノズル形状やシュリンクラベルの有無などの観点から報告した。また、兵藤ら⁽²⁾は緑内障を患っている高齢者にインタビューを行い、点眼容器の使用性について検討した。他にも容器形状の操作性⁽³⁾や点眼時の刺激と使用感⁽⁴⁾などの観点からの報告がある。いずれも市販されている点眼薬・容器を用いて評価しており、既存容器の中から良い容器を抽出するかたちになっている。しかし、根本的なところから使用者にとってより良い容器を検討するとすれば、販売されている既存容器内での比較では不明なところが生じる。特に容器硬さについては、前述の報告においても我々の過去の実験においても容器の評価に繋がる要因であるものの、その適した硬さについては基準となるものが見当たらない。そこで、本研究では点眼容器の硬さを一つの変数としてユーザの印象との関係を明確にし、容器開発の一助となる資料とすることを目的として実験を行うこととした。

なお本報告は平成27年度共同研究報告書⁽⁵⁾を改変したものであり、また結果は「人間工学的手法を用いた点眼容器の評価」⁽⁶⁾にて解説の際に一例として挙げたものを一部使用している。

1-2. 硬さの指標

本研究において点眼容器の硬さはスクイズ力で表す。点眼容器におけるスクイズ力とは、「1滴を滴下するために要する力」⁽⁷⁾とされており、SI単位はN（ニュートン）と

なる。点眼容器用のスクイズ力を測定する装置は、対象となる容器が様々な形状となることもあって市販はされていない。したがって各研究機関、企業等が独自に開発して測定している。そのため、スクイズ力を絶対的な値として他論文との比較に用いることは困難だが、同一装置による測定値を相対値として見ることは可能である。本研究では、同一装置によるスクイズ力の測定結果を容器硬さの相対的指標として用いることとした。

2. 方法

2-1. 被験者

実験に参加した被験者は18歳から22歳の大学生35名であった。内訳は女性が27名、男性が8名、1名のみが左利きで他は全員右利きだった。被験者の年齢、手幅、第3指手長、握力、ピンチ力の平均値および標準偏差を表1に示した。なお、実験前に手指の疾患等について聞いたところ、5名が疾患的な症状をもつと答えた。それらは手指の動きに影響を及ぼすものではなく、いずれも肌荒れや湿疹等であったため全員を実験に参加させた。

2-2. 使用した容器・実験条件

実験で使用した容器の形状・寸法や材質を図1に示した。また容器の条件名および諸元を表2に示した。いずれの条件でもキャップと中栓は同じものを使用し、異なる樹脂密度と肉厚で成型することによって各条件のスクイズ力を変

えた。なお、被験者に条件名から硬さの順序を類推させないようにするため、条件名はスクイズ力の順とはならないようランダムに割り振った。点眼容器には人工涙液5mLを充填した。

2-3. 評価手法

容器を主観的に評価させる手法として、評定尺度法と順位法を用いた。また、グループインタビューによって意見も聴取したが、本報告には記載しないこととした。

評定尺度法では「容器の硬さ」「滴下までの速さ」「総合的な点しやすさ」の3項目について図2に示すような7段階の尺度で被験者に評価させた。それぞれの項目で聞いた具体的内容は、容器の硬さにおける「良い」「悪い」、点眼時に指で押して液体が滴下するまでの速さに関する「良い」「悪い」、容器を総合的に見て「点しやすい」「点しにくい」についてである。いずれの項目でも、最も肯定的な評価を7、最も否定的な評価を1として数値化した。

評定尺度法の評価値について条件間に差があるかどうかを検定するため一元配置の分散分析および多重比較 (Tukey-HSD) を行った。有意水準は5%とした。

順位法は10種の容器について「点しやすい」と感じる順に順位をつけさせた。また、1位と10位を直線上の両端に配置したとき、その間となる順位の容器がどのような位置づけとなるかについても書かせ、さらに「点しにくいので使いたくない」と感じる容器がどの順位からとなるか

表1. 被験者の年齢・手部寸法・発揮力

	年齢	手幅	第三指手長	握力	ピンチ力
平均	19.89	77.66	169.11	31.21	6.68
SD	1.21	5.12	7.29	7.87	1.88
	(歳)	(mm)	(mm)	(kg)	(kg)

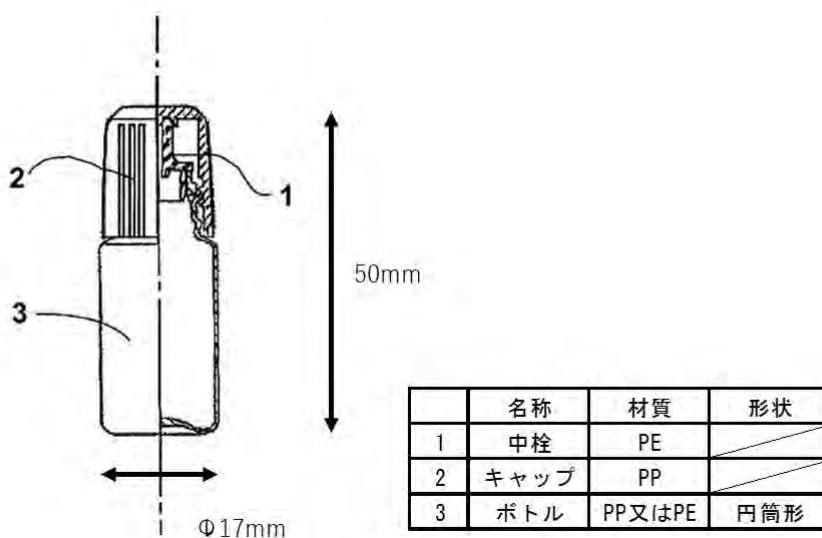


図1. 点眼容器の形状・寸法・材質等

を渡した。

3. 結果

3-1. 容器の持ち方

実験中に撮影したビデオカメラの映像から点眼時の容器の持ち方や滴下した目、姿勢などについて分類した結果を表3に示した。なお、映像が保存されていないことや、手や顔が隠れていた場合もあったため、それらは「不明」に分類した。

これらの分類は主観的な判断に基づくために一概には言えないが、容器の持ち方は30人の被験者が人差し指・中指の2本と親指を向かい合わせて持っており、この持ち方が主流であると言えよう。そのほか、容器の傾きや顔の向きは、どちらかが特に大きな割合を占めていなかった。

3-2. 評価尺度法

評価尺度法で容器硬さに関する良し悪しについて評価した値の平均値および標準偏差を図4に示した。横軸の容器名の上にある数値はスクイズ力である。硬さとの関連を見るため、アルファベット順とはせずにスクイズ力の順に並べている。また、同じ結果について横軸をスクイズ力とし

て散布図にしたものを図5に示した。図中の点線および右上の数式は、散布図が上に凸の放物線を描いていると判断して計算した2次の回帰曲線（近似曲線）である。その下に決定係数（ R^2 ）を示す。さらに、個々の条件について多重比較を行った結果を表4に示した。

硬さについて最も良いと評価されたのは容器Eであった。容器Eの他にH、A、Jが4の「どちらでもない」を大きく超えて良いと評価された。多重比較の結果においても、容器Eと有意な差が認められたのはF、C、I、G、B、Dであり、H、A、Jとの有意な差は認められていない。また、回帰曲線を見ると、決定係数は0.71と比較的高く、横軸の5.8Nの位置に頂点をもっていた。

評価尺度法で滴下速さの良し悪しについて評価した結果を図6、7に示し、その検定結果について表5に示した。

滴下速さについての主観で最高値を示したのは容器Jだが、容器Eと容器Aも値が近い。また、最も低評価であるDとの差は2.5しかなく、条件間の差異が硬さの評価に比べて小さかった。回帰曲線の決定係数は硬さの評価よりも高く0.77であり、回帰曲線の頂点は9.2Nにあった。

評価尺度法で総合的な点しやすさについて評価した結果を図8、9に示し、その検定結果について表6に示した。

表3. 容器の持ち方・姿勢

	右	左	不明
容器を持つ手	33	1	1
滴下した目	24	10	1
容器の持ち方	典型	その他	不明
	30	4	1
容器の傾き	垂直	斜め	不明
	14	18	3
顔の向き	真上	斜め	不明
	20	13	2

(人)

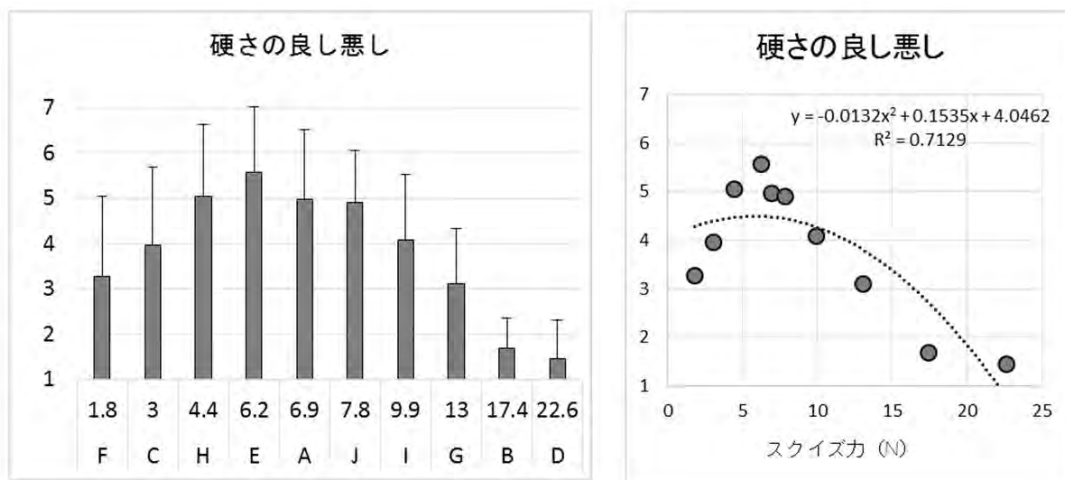


図4, 5. 容器硬さの良し悪し

表4. 容器硬さ良し悪しの検定結果 (多重比較)

スクイズ力		F	C	H	E	A	J	I	G	B	D
1.8	F			**	**	**	**			**	**
3	C			*	**					**	**
4.4	H	**	*						**	**	**
6.2	E	**	**					**	**	**	**
6.9	A	**							**	**	**
7.8	J	**							**	**	**
9.9	I				**					**	**
13	G			**	**	**	**			**	**
17.4	B	**	**	**	**	**	**	**	**		
22.6	D	**	**	**	**	**	**	**	**		

** : p<0.01 * : p<0.05

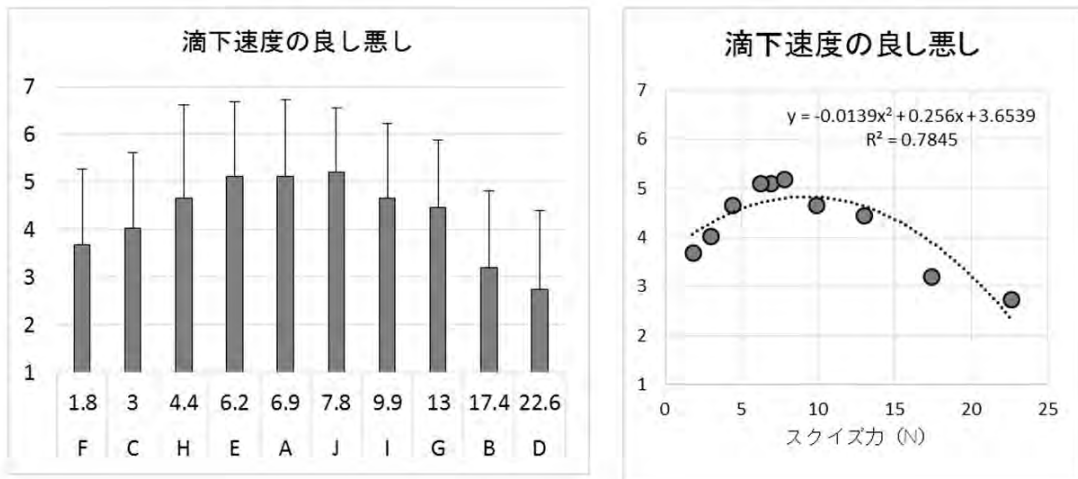


図6, 7. 滴下速度の良し悪し

表5. 滴下速度良し悪しの検定結果 (多重比較)

スクイズ力		F	C	H	E	A	J	I	G	B	D
1.8	F				**	**	**				
3	C										*
4.4	H									**	**
6.2	E	**								**	**
6.9	A	**								**	**
7.8	J	**								**	**
9.9	I									**	**
13	G									*	**
17.4	B			**	**	**	**	**	*		
22.6	D		*	**	**	**	**	**	**		

** : p<0.01 * : p<0.05

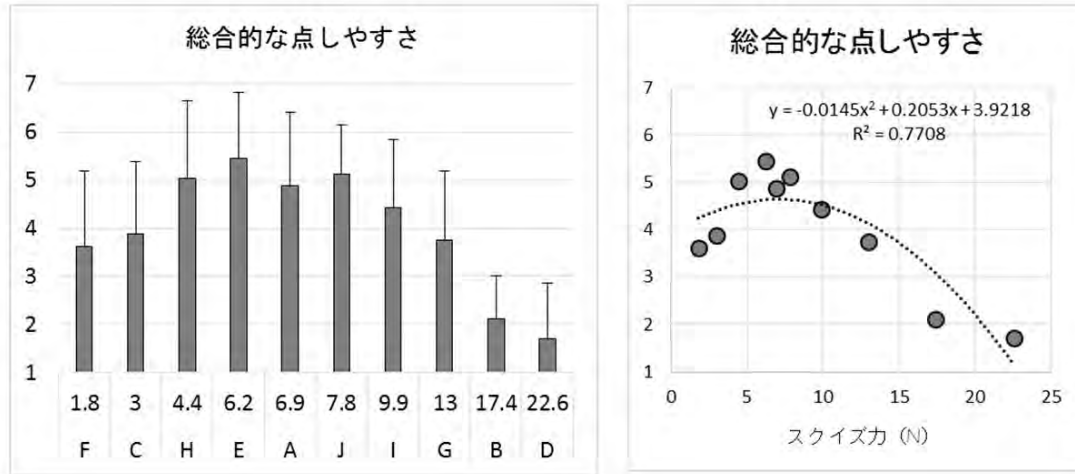


図8, 9. 総合的に見た容器の点しやすさ

表6. 総合的な点しやすさの検定結果 (多重比較)

スクイズ力	F	C	H	E	A	J	I	G	B	D
1.8 F			**	**	**	**			**	**
3 C			*	**		**			**	**
4.4 H	**	*						**	**	**
6.2 E	**	**						**	**	**
6.9 A	**							*	**	**
7.8 J	**	**						**	**	**
9.9 I									**	**
13 G			**	**	*	**			**	**
17.4 B	**	**	**	**	**	**	**	**		
22.6 D	**	**	**	**	**	**	**	**	**	

** : p < 0.01 * : p < 0.05

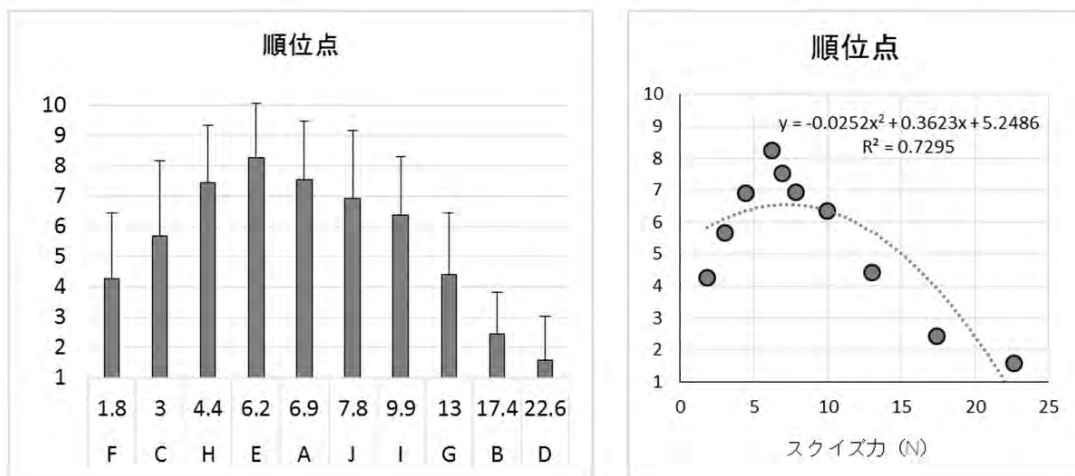


図10, 11. 順位法の得点 (点しやすさ)

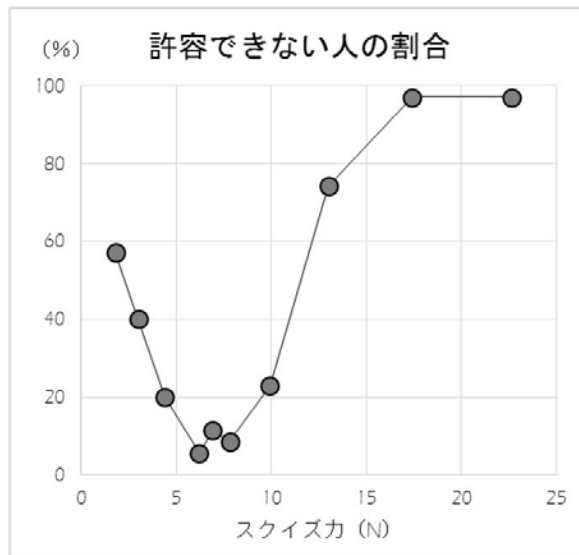


図12. スクイズ力と許容できない人の割合

点しやすさにおいて最も高評価だったのは硬さの評価と同様に容器Eである。また、他の容器も硬さの評価と同じ傾向を示していた。ただし、多重比較において容器AはCとの有意な差が認められず、容器JはCと有意な差が認められた。これは、容器Aの評価が低く容器Cの値に近づいたためである。R2は0.77と速さと同様に高い値であり、2次回帰曲線の頂点は7.1Nにあった。

3-3. 順位法

順位法による点数（1位を10点、2位を9点・・・として計算）の平均値および標準偏差を図10に示し、横軸をスクイズ力とした散布図を図11に示した。縦軸で10に近いほど1位に近い順位と評価されている。

順位法で最も評価が高かったのは容器Eである。次に容器A、容器Hと続く。散布図を見ると評定尺度法の結果よりも明瞭なピークを描いている。2次回帰曲線のR2は0.72であり、頂点は7.2Nにあった。

順位法では、1位～10位までの順位を決定させた後に、「この順位以降は許容できない」という順位も申告させた。その許容できないと評価した人数を容器ごとに求め、割合として示したものが図12である。許容できない被験者の割合は下に凸の放物線になっているものの、容器B、容器Dにおいて97.5%という飽和に近い状態となっていることから2次の回帰曲線は計算していない。この結果においても、評定尺度法の総合的な点しやすさと同様に容器Aと容器Jの値が逆転していた。

3. 考察

硬さの良し悪し、総合的な点しやすさ、順位点において明確に評価が悪かったのはスクイズ力が17Nを超える容器B、容器Dの2条件だった。また、許容できないと回答された割合においても、容器B、容器Dはほぼ100%近い値となっていた。したがって、まず硬すぎるために避けるべきと言えるのはスクイズ力で17Nを超えるものである。

逆に評価が高かったのは、硬さの良し悪し、総合的な点

しやすさ、順位点などにおいて容器E（スクイズ力6.2N）を中心として容器H（4.4N）、容器A（6.9N）、容器J（7.8N）などであったが、滴下速度の良し悪しはピークを中心とするスクイズ力があまり明瞭ではなかった。多重比較の結果、有意な差が認められたのは最も柔らかい容器F（スクイズ力1.8N）、硬い容器B、Dなどとの間であり、容器C（3N）から容器G（13N）までの条件間には差が認められなかった。滴下速度の良し悪しは、柔らかすぎれば圧をかけるとすぐに数滴分が滴下されてしまうことで評価が低くなり、硬すぎればなかなか滴下できないことから評価が低くなることは予想通りであった。しかしながら滴下速度をちょうど良いと評価するためには、滴下回数が一容器について5回と少なかったことから、評価の位置づけが似たようなものとなってしまった可能性がある。

総合的な点しやすさ及び許容できない被験者の割合においては、結果がスクイズ力の順序に沿っておらず容器Aが容器Jと逆転したような結果となった。これは、材質の違いが主たる原因と推察される。使用した容器の中で容器AのみがPP（ポリプロピレン）を使用しており、他の容器はPE（ポリエチレン）を使用していた。総合的な点しやすさは、結果の相似性などから硬さを基準として判断していると予想できるものの、容器Aには硬さ以外の判断要素が加わったことから他の容器との関係性とは異なると考えられる。また、許容できない容器として硬すぎる・柔らかすぎるという両極の容器に加えて容器Aを許容できない被験者が若干名いたということからも、PPの押し心地・触り心地における僅かな差異を感じ取った被験者がいたことを裏付けている。

最終的に、今回の実験結果を容器の設計に活用するとすれば、データのレベルを「最適値」、「適正值」、「許容値」、「限界値」と分ける考え方（岡田，2005）が参考となる。これは、人間工学的な観点から何らかの値が得られたとして、「最適値」はユーザにとって最も理想的な値、「適正值」は多くのユーザが満足できる値、「許容値」は妥協しながらも使用できる値、「限界値」はこれを超えると使用でき

ない値とするものである。その考えに当てはめると、容器B、容器Dは「許容値」の範囲内ではあるものの、「適正值」とは言えない。また、高く評価された容器Eや容器H、容器Jなどもそれらの条件間で有意な差が認められていないことから、いずれかを「最適値」とすることもできない。容器H～Jの範囲内を「適正值」と捉えるべきであろう。

本研究で用いた円筒形の容器は、点眼容器として基本的な形状である。ところが基本形状とはいえ、PPとPEの違いが結果に表れたように、素材や形状が異なることでスクイズ圧との関係性が違うものとなる可能性がある。また、評価尺度法の滴下速度の結果からみて、思い通りに一滴を出せる硬さを被験者が意識するかどうかを確認するため、さらに滴下を重ねるべきかもしれない。したがって、今回の結果は円筒形容器における容器硬さに対する主観的な傾向を捉えることはできたと言えるが、さらなる検討を積み重ねていくべきである。

参考・引用文献

- (1) 落合明子, 他: 患者の使用性を考慮した緑内障治療薬の容器設計—1滴量およびスクイズ力に影響を及ぼす要因評価—, 薬剤学, 72(5), 312-317, 2012
- (2) 兵頭涼子, 他: 高齢者が使いやすい緑内障点眼容器の検討, あたらしい眼科, 24(3), 371-376, 2007
- (3) 高橋真紀子, 他: 点眼容器の形状のハンドリングに対する影響, あたらしい眼科, 27(8), 1107-1111, 2010
- (4) 原岳, 他: 抗緑内障点眼薬の点眼時刺激と容器の使用感, 眼科臨床紀要, 1(1), 9-12, 2008
- (5) 迫秀樹, 宮田昌二: 点眼容器の人間工学的研究(その2), 共同研究報告書(未公開資料), 2016
- (6) 迫秀樹, 宮田昌二: 人間工学的手法を用いた点眼容器の評価, 日本包装学会誌, 25(3), 121-127, 2016
- (7) 日本薬学会: 薬学用語解説・スクイズ力測定装置/ピンチ力測定装置 (<http://www.pharm.or.jp/dictionary/>), 2013
- (8) 岡田明, ワークショップ人間生活工学(第2巻), 丸善, 2005

静岡文化芸術大学生協の設立、その経緯と成果の報告

A report on details and outcomes of the SUAC CO-OP establishment

佐々木 哲也
財務室

Tetsuya SASAKI
Accounting Section

下澤 嶽
文化政策学部 国際文化学科

Takashi SHIMOSAWA
Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

本学では、2015年12月3日に静岡文化芸術大学生協同組合（以下、本学生協）を設立した。生協設立の運動そのものは、学内の福利厚生を拡充を求める教職員と学生により行われたものであるが、本学も、福利厚生の充実、食堂・店舗の運営の安定化及び大学活動の活性化を目的として、生協設立に積極的に関与した。本稿では、生協設立の過程、開業初年度の状況及び生協設立により得られた成果を報告する。さらに、一連の取り組みから得られた知見として、大学が抱える諸課題の解決において生協設立が有効な手立てとなり得ること、また、生協設立においては、教職員・学生の自治意識と大学の当事者意識が重要であることを提示した。

We established the SUAC CO-OP on DEC 3, 2015. The SUAC CO-OP establishment was initiated by faculty and students who sought to expand the welfare program of SUAC. However, the SUAC corporation was also involved in the SUAC CO-OP establishment for the purpose of expanding the welfare program, stabilizing the operation of the cafeteria and shops, and encouraging of activities at SUAC. This article is a report on the SUAC CO-OP establishment. In addition, we learned two things through this project. The first is the establishment of the University CO-OP can help solve to some problems of the university. The second is the importance of raising awareness of faculty and students autonomy, and the University corporation's ownership in the establishment of the University CO-OP.

1 はじめに

(1) 大学内の食堂・店舗

国内の多くの大学では、学生や教職員の福利厚生の充実を主たる目的として、学内に食堂・店舗¹を設置している。学内の食堂・店舗は、学生に配慮して価格帯が低く抑えられていること、営業日や営業時間帯が限定されること、利用者が限定されること等、経営面で不利な条件を強いられていることが多い。加えて、近年では、インターネット注文をはじめとした購買方法の多様化、少子化に伴う学生数の減少、下宿生への仕送りの減少等、食堂・店舗の経営を取り巻く環境は厳しさを増している。

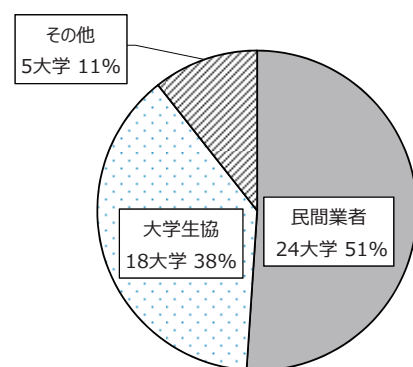
学内の食堂・店舗は、大学に即したサービスの供給を通じて、教育研究活動を支えている。とりわけ経済力が弱く、履修や就職活動に追われる学生にとって、手軽で安全なサービスが受けられる学内の食堂・店舗は、必要不可欠な生活インフラでもある。したがって、学内の食堂・店舗の維持は各大学に課された使命であり、食堂・店舗の充実、大学の競争力を左右する大学行政の重要施策の一つと言える。

(2) 食堂・店舗の運営の形態

大学の食堂・店舗の運営形態は、自営方式と委託方式の2種類に大分される。自営方式は、大学を運営している法人自らが食堂・店舗の運営を行う方式である。一方、委託方式は、大学を運営している法人とは別の法人に食堂・店舗の運営を委託する方式である。その委託先は、民間業者、大学生協、社会福祉法人等が代表的である。

全国の大学の食堂・店舗の運営方式について網羅的に調査した資料は確認できない。公立大学の食堂の運営状況に

限って見てみると、2012年4月に実施された調査²によれば、調査に回答した公立大学の全てが委託方式を採用しており、内訳は民間業者が約5割、大学生協が約4割、その他が約1割となっている（図1）。公立大学においては2000年から2015年にかけて大学生協は10法人が設立され（表1）、大学生協を有する公立大学は3割から4割へと比率を高めている状況にある³。



その他の内訳：県庁消費組合1大学、社会福祉法人2大学、一般財団法人1大学、大学が設立した有限会社1大学

図1 公立大学の食堂の運営形態

出典：福井県立大学 2012「公立大学学生食堂運営状況調査結果」公立大学協会をもとに著者が作成

表1 2000年以降に大学生協を設立した四年制大学

設立年月日	生協名	種別	
2000年 11月20日	星薬科大学生協	私立	
2001年 6月21日	松商学園短期大学生協（現：松本大学生協）	私立	
2002年 10月31日	金城学院大学生協	私立	
2003年	1月31日	滋賀医科大学生協	国立
	5月29日	三重県立看護大学生協	公立
	12月 4日	愛知県立芸術大学生協	公立
2004年	11月18日	西南女学院大学生協	私立
	11月26日	富山県立大学生協	公立
	12月 1日	日本赤十字看護大学生協	私立
	12月 6日	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学生協	私立
2005年 6月29日	清泉女学院生協	私立	
2006年 12月 6日	山梨県立大学生協	公立	
2008年 12月 5日	釧路公立大学生協	公立	
2009年	8月 7日	岩手県立大学生協	公立
	12月10日	前橋工科大学生協	公立
2010年 8月 2日	公立はこだて未来大学生協	公立	
2011年 12月20日	高知工科大学生協	公立	
2015年	1月22日	千里金蘭大学生協	私立
	12月 3日	静岡文化芸術大学生協	公立

出典：全国大学生生活協同組合連合会の資料を元に著者が作成

(3) 本稿の位置づけ

大学の食堂・店舗の運営を取り巻く環境が厳しくなる中で、その打開策として、生協設立を模索する大学は今後も現れると思われる。確かに、大学生協の場合、連合組織の支援のもと、他大学生協と経営ノウハウや仕入れの共通化が期待できること等、他の事業者ではなし得ない有利な運営を期待できる。しかし、大学生協を設立すれば全てが上手くいくわけではない。大学生協は組合員の出資を元手として運営するため、万が一、大学生協が運営に失敗した場合には、大学のみならず、大学生協の組合員である教職員や学生が損害を被る危険性を孕んでいる。大学生協を設立する大学は、その設立段階において、大学生協の経営及び組織運営を的確に設計し、生協設立後の円滑な運営をアシストする必要があるが、その参考となる知見の蓄積はまだ十分とは言えない。著者の文献調査では、生協設立に関する報告を2件⁴ 確認したが、設立において大学が担った役割や設立により得られた成果について詳細に論述されたものではない。

本学は2015年12年に大学生協を設立した。本学での生協設立の特徴としては、「大学が生協設立に積極的に関与し、約7か月という短期間で大学生協を設立したこと」、「キャンパス人口が小規模でかつ競合する商業施設が数多く立地する厳しい経営環境下において、大学生協が良好な経営と組織運営を確立しつつあること」以上の2点があげられる。

本稿では、生協設立の過程（第2章）及び開業初年度の状況（第3章）を報告し、設立により得られた成果とその要因（第4章）についての考察を述べる。第一著者の佐々木は、生協設立の一連の取り組みに主担当として従事し、生協設立以降は本学生協の理事を兼任している。一方、共

著者の下澤は、生協設立に係るワーキンググループ及び発起人会のメンバーの一人として生協設立に関わり、生協設立以降は本学生協の理事長を兼任している。

2 生協設立の過程

(1) 食堂・店舗の委託業者の撤退

本学では、開学年度の2000年度から2015年度末まで、キャンパス内の食堂・店舗の運営はプロポーザル形式で特定された民間業者（以下、委託業者）が行っていた。本学はキャンパス人口が約1,800人の比較的規模の小さい大学であること、またキャンパス周辺にはコンビニや飲食店が複数点在すること等から、食堂・店舗の運営はやさしいものではなく、営業開始以来、赤字が慢性化していた。委託業者は、食堂のメニューの見直し、コンビニエンスストア業者とのフランチャイズ契約による仕入れの効率化など、サービスや収益性の向上に努めていたものの、思うような改善の成果が得られていなかった。また、撤退前の数年間は、収益の柱であった教科書の売上の減少や水光熱費等の必要経費の増加など、赤字の要因は増加していた。そうした中、委託業者は本学法人に対し、営業時間の短縮や直接的な財政支援（水光熱費の減免など）を求めていたが、大学法人としては既に定めている契約条件を大幅に変更することは難しく、特に財政支援に関しては大学の財政事情からも応じづらい状況であった。

2015年4月、委託業者から、経営不振を理由として、本学の食堂・店舗の運営からの撤退の申し出があった。当初、委託業者は申し出から3ヵ月後の7月末での撤退を希望していた。本学としては夏季のオープンキャンパスや後期の授業への影響を避けるため、これまで委託業者が負担していた経費の一部を本学法人が負担することを条件として営業継続を依頼し、委託業者との協議の結果、撤退は2015年度末まで延期されることになった。

(2) 大学事務局内での検討の段階

委託業者の撤退の延期により、年度内において食堂・店舗が休業となる事態は避けられたものの、大学として早急に次年度以降の食堂・店舗の運営の方向性を定める必要があった。今後の食堂・店舗の運営について、当初、大学事務局内では3つの案を検討した（表2）。A案（業者案）は従来と同じ運営方法であるが、食堂の運営を行う給食業者のほか、コンビニエンスストアの事業者等、幅を広げて調査・検討を行った。B案（生協案）は、以前から学生の一部から要望があった⁵ ことから候補とした。C案（直営案）については、他の公立大学でも事例が確認できず、短期間での事業化は不確実性が高いとの判断から、候補から除外し、候補をA案とB案に絞った。

表2 食堂・店舗の運営方法の候補案（最初期）

A案 (業者案)	民間業者をプロポーザル形式等で特定し、食堂・店舗の運営を委託する方法
B案 (生協案)	大学生協を設立し、大学生協に食堂・店舗の運営を委託する方法
C案 (直営案)	大学の法人組織が食堂・店舗を直接運営する方法

当時、大学事務局では学内の食堂・店舗が抱える課題を図2の3点として捉え、この課題の解決においてA案とB案それぞれの利点・欠点を表3のとおり整理した。その結果、大学事務局としては、先の課題の解決においてはB案が優位であるとの結論に至った。

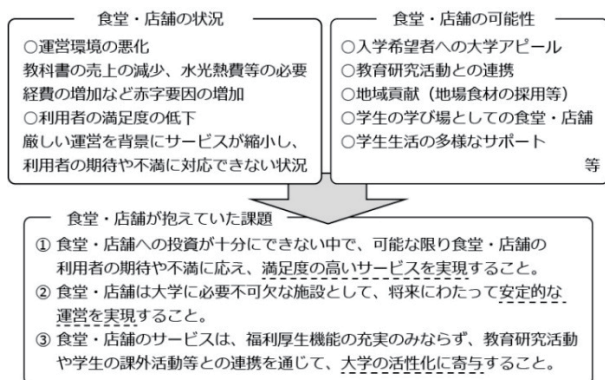


図2 以前の食堂・店舗が抱えていた課題

(3) 学内の合意形成の段階

食堂・店舗の運営方法の変更は、本学の大学活動に大きく影響する事案である。このため、大学事務局としては、通常の文書決裁ではなく、大学運営懇談会⁶（現：大学運営会議。以下、懇談会と略）を中心とした会議の場で協議

し、本学法人として意思決定する方針をとった。

1) 懇談会での初回協議

2015年5月の懇談会において、今後の食堂・店舗の運営について、前項の2つの方向性（A案：業者案、B案：生協案）を提示し、B案が優位であるとの説明を大学事務局より行った後、協議がなされた。懇談会の委員からは賛否両論の意見が述べられた（表4）。その場での議論は収束せず、より深い検討が必要とのことから、食堂・店舗の運営のあり方を包括的に検討するワーキンググループを設け、より詳細な検討を行った上で、改めて懇談会で協議することが決定した。

2) ワーキンググループでの検討

ワーキンググループ（以下、WG）は、学生2名（学友会本部の学生）、教員4名（デザイン学部2名、文化政策学部2名）、職員6名（有志4名、財務室2名）により構成した。WGの議題は、食堂・店舗の役割、必要なサービス、本学が目指すべき姿等多岐にわたり、各議題について教員・職員・学生それぞれの立場から意見交換を行った（表5）。そして、計4回のWGの結果、「本学では、大学生協を設立し、学内の福利厚生業務を一括して委託することが最良の選択である」との結論に至った。大学事務局では、この結論を提言としてとりまとめ、懇談会に答申した。

3) 懇談会での再協議

食堂・店舗の運営について、懇談会では初回を含めて3回協議された。2回目以降の協議の場では、主に大学生協の経営が焦点となった。2回目の懇談会の場において、大学事務局が提示した事業計画案を不安視する意見があった。

表3 運営方法の比較検討表

		A案（業者案）	B案（生協案）
契約方法		プロポーザルにより民間業者を選定し、委託契約を締結	大学生協を設立後、同生協との委託契約を締結
運営方法		民間業者の資本のもと、民間業者が運営	組合員の出資金のもと、大学生協が運営（生協法に基づく非営利事業）
利用者の負担		○特になし (サービスに対する代金のみ)	△出資金の負担が必要（2～3万円程度が標準、卒業・退職時に返還）
課題 に 対 す る 評 価	課題① (満足度の向上)	△運営は民間業者に委ねられ、継続的なサービス水準の担保が難しい。 △(大学生協に比べて)提供可能なサービスが限定的である。 ○全ての人が自由に利用可能である。	○事業内容は毎年決定していくため、経営環境やニーズに合わせて柔軟にサービスの見直しが可能となる。 ○各大学生協共通の低廉で多様なサービスが期待できる。 また、生協法に基づき、書籍や音楽等の著作物の割引販売が可能となる。
	課題② (運営の安定化)	○業者選定のプロセスが簡単であり、短期間での営業開始が可能である。 △大学生協のように包括的な運営が可能な民間業者が少なく、大学の公費による支援なく、経営を黒字化させることは困難が予想される。 △経営状況によっては撤退や財政支援を要求されるリスクがある。	○採算をとることが難しい事業（食堂事業等）と収益が見込まれる事業（自動車学校の仲介等）を組み合わせた包括的な運営により、経営の自立性が高い。 △万が一、大学生協の経営が悪化した場合、大学生協の解散（破産）を回避するため、財政支援が必要となる場合がある。
	課題③ (大学の活性化)	△大学との連携は民間業者の経営方針による。特に収益性の低い事業は消極的となる恐れがある。 △支出を伴う事業の場合、特定の民間業者との契約は、会計処理上難しいケースがある。	○組合員（学生・教職員）自らが経営するという大学生協の組織の性格から、大学との連携が期待できる。 ○生協は非営利法人という性格から連携をとりやすいケースも考えられる。
	その他	○運営に係る意思決定が簡単である。	△生協設立後は、総代会や生協理事会の定期的な開催が求められる。運営に時間と労力が必要となる。 ○学生・教職員が共に福利厚生について考える場が生まれることで大学全体の活性化に繋がる可能性がある。
総合評価		△ 業者選定は比較的簡単であるが、サービス水準の担保や大学との連携が難しく、課題解決には不十分である。	◎ 大学生協の設立・運営には新たな手間や負担が発生するが、それにより得られる効果（満足度の向上、運営の安定化、大学の活性化）は大きいと考えられる。

表4 懇談会での協議内容と主要な意見

初回 (5/21)	内 容	今後の食堂・店舗の運営方法についての協議。
	主な意見	・当面は大学生協の設立の可能性を検討し、大学生協の設立が困難あるいは不適との結論に至った場合には民間業者への委託を検討するとよい。 ・WGを設け、大学生協の設立の可能性や本学の福利厚生全体のあり方について、幅広く検討するとよい。 ・食堂・店舗が休業という事態にならないよう、一時的な民間業者への委託等の可能性も合わせて検討していくとよい。
	事務局の対応	WGを発足するとともに、民間業者への委託の可能性を再検討。
2回目 (6/18)	内 容	WGの発足と途中経過、民間業者への委託の利点と欠点、他の公立大学や県内大学の状況を報告。
	主な意見	大学生協の経営が本学で成り立つのか、外部の有識者に診断してもらうべきである。
	事務局の対応	経営学を専門とする専任教員と外部の有識者（中小企業診断士）に大学生協の事業計画案の診断を依頼し、その結果を3回目の懇談会で提示。
3回目 (7/15)	内 容	WGの結果・事業計画案の診断結果の報告、今後の食堂・店舗の運営方法についての再協議。
	主な意見	・生協設立の場合、しっかりと成立するビジネスモデルをつくる必要がある。 ・多くの学生が参加した形で生協設立を進めるのがよい。
	事務局の対応	有志の学生の参加のもと、生協設立の取り組みに着手。

表5 WGでの検討内容と主要な意見

初回 (6/4)	内 容	学内の食堂・店舗の役割についての意見交換。
	協議の結果	食堂・店舗は学内に必要な施設であるとの認識を確認。
2回目 (6/12)	内 容	食堂・店舗に期待する役割やサービス、大学生協を設立する場合のメリットや課題についての意見交換。
	主な意見	・生協設立の場合、現在よりも不便になると（営業時間の短縮等）、大学生協の設立の賛同を得られない恐れがある。まずは現状維持（可能ならばサービス拡大）を目指すのが望ましい。 ・生協設立の場合のデメリットについても課題として整理する必要がある。 ・事業計画案については、他大学生協の事例、加入率についての目標を明示するとよい。
	事務局の対応	主な意見を反映した形で事業計画案を修正。
3回目 (6/26)	内 容	全国大学生協連合会の職員の方を招き、大学生協に関する勉強会を開催。
4回目 (7/2)	内 容	大学生協設立の提案書についての内容を確認。
	主な意見	・教職員食堂の営業を終了したとしても、教職員が使用できる場所としては残した方がよい。 ・事業計画案は別途精査する必要がある。
	事務局の対応	経営学を専門とする専任教員と外部の有識者に診断を依頼。

これに対し、大学事務局では、経営学を専門とする専任教員と外部の有識者の診断のもと、事業計画案を精査した。また、生協設立後に本学生協の経営が悪化した場合、本学法人が負うリスクと必要な対応（施設の水光熱費の減免等）を検討し、資料としてまとめ、3回目の懇談会に提示した。3回目の懇談会において、この事業計画案の妥当性が認められるとともに、WGの提言が尊重され、大学として生協設立の取り組みを進めていくことが決定した。

（4）生協設立運動の段階

生協設立運動の段階においては、消費生活協同組合法に則し、賛同署名の収集等の所定の手続きを経て、事業認可を取得する必要がある。また、これとは別に、翌年4月の開業に向けて、必要な予算の措置、施設の改修、各種サービスの準備、関係者への説明等も並行して進めていく必要がある。本学では、必要な準備作業を担う「生協設立準備会」と、本学生協の定款案や事業計画案等を審議・決定する「生協設立発起人会」との2つの組織を発足し、生協設立の取り組みを進めた。

1) 生協設立準備会

生協設立に必要な準備作業を担う「生協設立準備会」は大学事務局内に設けた。ただし、膨大な準備作業を大学事務局の単独の部署で処理することは困難であった。よって、

準備作業を「起業」、「広報・署名」、「施設・サービス」の3班に大きく分け、専任の担当者は設けず、大学職員7名が通常の業務と掛け持ちながら分担する体制をとった（表6）。このうち、「広報・署名」の準備作業に関しては、有志の学生7名が参加した。これは、先の懇談会における熊倉功夫学長（当時）の「多くの学生が参加した形で生協設立を進めるのがよい」との発言を受けての対応である。大学事務局としても、学生の参加は、生協設立の取り組みを学生に広く浸透させるため、また生協設立後の生協学生委員会の足がかりとするため、有効な手立てと考えた。

表6 生協設立準備会の組織体制

担 当	準備作業
起 業	・認可手続きの事前調整 ・生協設立発起人会の運営 ・創立総会の準備・運営 ・認可申請書類の作成
広報・署名	・教職員・学生への広報活動 ・署名活動の準備・実施・集計 ・関係者（教職員、学生、保護者、出入業者）への説明
施設・サービス	・開業にむけた施設改修 ・店頭で扱う教材・教科書の検討 ・開業後のサービスに関する各種調整

2) 生協設立発起人会

生協設立発起人会（以下、発起人会）は、法令上20名以上の人員で構成する必要があった。本学では役教職員及び学生のバランスを考慮し、24名で構成した（表7）。10月の後期の授業開始とともに署名活動を開始するため、発起人会は9月下旬に発足し、9月下旬から10月下旬にかけて計3回開催した（図3）。

発起人会の議事運営は、大学生協東海事業連合（東海地域の各大学生協の設立と運営を支援する連合組織。以下、事業連合）の支援のもと、生協設立準備会の起業担当が行った。創立総会後の事業認可の手続きを手戻りなく早期に完了させるため、行政庁（静岡県）との調整も並行して進めた。議案に関する検討はWGや生協設立準備会で十分に尽くしてきたため、発起人会ではその内容を確認し、決定された。

表7 生協設立発起人会の組織構成

役員（教育研究担当理事）	1名
教員（副学長、学部長、学生部長、一般の教員）	8名
事務局職員	11名
学生	4名
計	24名



図3 発起人会の様子

3) 賛同署名の収集

2回目の発起人会において賛同署名の収集方法が決定されたことを受けて、その翌日から生協設立準備会が署名活動を開始した。署名活動は生協設立準備会の学生メンバーが中心となり、大学職員は裏方として賛同署名の集約や行政庁との事前調整を進めた。賛同署名の収集期間は、翌年4月開業を前提としたスケジュールの都合上、約3週間しか確保できなかった。このため、授業やガイダンスの時間に呼びかけを行ったり、学友会を通してクラブ・同好会の代表者にとりまとめを依頼する等して効率化を図った。賛同署名の収集と並行して、大学生協を正しく理解してもらうための広報活動も行った。広報活動においては、広報用のチラシやポスターの作成、プロモーションビデオの作

成、広報ブースの設置等を有志の学生が中心となってい、生協設立準備会の大学職員が活動を支援した（表8、図4～7）。署名活動の開始から間もなく、生協設立の取り組みは学内に広く知られるようになった。学部の1～3年生はもちろんのこと、開業の頃には卒業・修了する予定の学部4年生や大学院2年生からも、後輩や母校の為にと賛同署名が多数提出された。教職員と学生の連携により、賛同署名の収集開始から5日間で法定の必要数300筆を突破し、最終的には906筆の賛同署名が得られた。当初の目標であった1,000筆には至らなかったものの、本学の構成員の過半数を超える成果であった。

表8 生協設立運動への学生団体の参加

参加内容	団体名
広報・署名の呼びかけ	生協設立準備会（学生7名）
広報チラシ・ポスターのデザイン	OmnisDesignGroup
広報ブース等の装飾	BALLOON ARTS
生協PV作成	SUAC Broadcast Club
創立総会・祝賀会の運営	P@tch-code、SUAC Broadcast Club、BALLOON ARTS、生協設立準備会



図4 生協設立の中心となった教職員・学生のメンバー

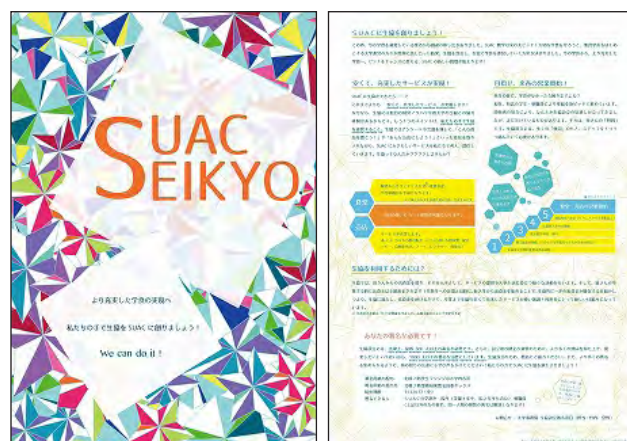


図5 学生のデザインによる署名を呼び掛けるためのチラシ



図6 賛同署名を呼びかける広報ブース



図7 SNSを用いた署名の呼びかけ

4) 創立総会の開催

賛同署名が法定の必要数300筆を越えたことから、創立総会の開催が決定した。賛同署名者に創立総会の議案書を郵送し、創立総会の書面議決書等の提出を依頼した。賛同署名の収集は無事に成功したのに対し、書面議決書等の収集は難航した。創立総会の成立には賛同署名者の半数以上の出席が必要であったが、締め切りの数日前まで書面議決書等の提出は僅かであったため、粘り強く学生に呼びかけることで提出を促し、必要数を収集した。

創立総会は夕方の授業終了後、学内の講堂にて開催し、熊倉功夫学長（当時）をはじめ、多くの教職員と学生が出席した（実出席者へのプリン配布や、創立総会后に開催した参加費無料の祝賀会が話題となった）。出席者数の合計603名（実出席215名、委任状出席7名、書面出席

381名）で、賛同署名者の半数以上の出席により創立総会は成立し、全ての議案は承認され、静岡文化芸術大学生協生活協同組合は設立された（図8・図9）。

創立総会の翌日、認可申請に必要な書類を整え、行政庁である静岡県に提出した。事前調整を行っていたことで申請内容はほぼ問題無く受理され、3週間後の12月25日に事業の認可が得られ、翌年1月8日には法務省での登記手続きが完了した。



図8 創立総会での議案採決の様子



図9 創立総会での生協設立の瞬間

(5) 開業にむけての準備の段階

創立総会以降は、本学生協と大学事務局が二人三脚の体制で開業に向けた準備を進めた。

本学生協では、理事長に互選された下澤 嶽教授のもと、生協理事会において本学生協の諸規則や第一回総代会の議案等が協議・決定された。本学生協の運営上の実務（加入案内・申込受付、スタッフの募集・教育、店舗の設営等）については、事業連合の職員の方々が本学に常駐し、全面的な支援のもと、必要な準備作業が進められた。生協設立準備会の学生グループは、そのまま生協学生委員会へと移行した。生協学生委員会は、学生の福利厚生の向上を目的として活動を行う、組合員の学生からなる組織で、全国の多くの大学に存在する。本学の生協学生委員会は、初代委員長の佐野晴香（当時：デザイン学科1年）のもと、店舗の販売棚やポップの制作、開業記念イベントの企画等、開

業準備に精力的に取り組んだ。これに対し、大学事務局では、部室や備品の貸与等を行い、生協学生委員会の活動を支援した。

一方、大学事務局では、関係者（教職員、学生、保護者、出入業者）への説明、店舗で取り扱う教科書及び教材の選定、新しいサービスに対応するための食堂・店舗の施設改修、委託業者の撤退に伴うスケジュール調整等を行った。このうち、大学事務局として力を入れて取り組んだ項目を次に特記する。

1) 協定等の締結

2016年2月に「相互協力関係に関する協定」をはじめとする4件の協定・契約・覚書を本学法人と本学生協とで締結した（表9）。これらの協定は、本学法人と本学生協とが良好な関係を保ち続けることを目的としたものである。本学の大学事務局は多くの管理職を数年単位で異動する自治体からの派遣職員が務めていることから必要と考え、大学事務局にて他大学の事例調査及び原案の作成を行った。

このうち、「相互協力関係に関する協定」においては、本学法人と本学生協はそれぞれの事業において相互に協力すること、また、本学生協は円滑で健全な事業運営に最大限努め、本学法人は、公費による物品調達や施設の貸与等により、事業運営に協力することを明示した。また、「福利厚生等業務委託契約書」においては、今後、経費を巡って不信が生まれることがないよう、それぞれが負担すべき費用の区分を明示した。また、不測の事態により本学生協の経営が悪化した場合に備え、本学生協が負担する経費の一部について、本学法人に減免の申請ができる旨の条項を盛り込んだ。

2) 公費による物品の調達の促進

公費による物品の調達は、店舗の供給（売上）全体に占める割合が大きく、経営の成否を占う重要な事業である。学内で公費での物品調達を早期に定着させるため、物品購入が多い各部署と財務室と生協職員の三者で協議し、発注や商品・伝票の受渡等を簡便かつ円滑にできるよう、部署毎に調整した。また、研究費を執行する専任教員に対しては、本学生協の利用方法を示した案内資料を開業前後に紙面及びメールにて配布した。

3) 教材の取り扱いの改善

以前に委託業者が運営していた店舗では、授業等で使用する教材について、品揃えの見直しが行われず、売れない教材の在庫が溢れる一方、必要な教材が店頭にない状況が発生していた。特にデザイン学科ではデザイン用品等の教材が必要不可欠であり、店舗での取り扱いの改善が求められていた。このため、大学事務局にて、本学と似た学部をもつ他大学の生協の店舗の見学、教授会でのアンケート、教職員や学生へのヒアリングを行い、これらをもとに作成した教材リストを本学生協に提供した。また、学生が買い求めやすいよう、本学生協や卸売業者と連携し、教材は極力低廉なメーカーの商品を採用した。

4) 食堂・店舗の施設改修

本学生協での食堂・店舗は、以前とサービスの提供方法が異なるため、施設等を改修する必要があった。このため、本学法人にて補正予算を充当し、2015年度から2016年度にかけて事業化⁸した。この施設改修では「みんなに愛される大学生協づくり」を目指し、大学と大学生協のみならず、生協学生委員会と協働にて行った。なお、施設改修の設計は、地元の設計会社に委託したが、その設計会社に就職した本学のデザイン学部の卒業生が設計担当者を務めた。また、設計から施工までの各段階においてデザイン学部の教員からデザインに関する助言を頂いた。施設改修の概要は下記のとおりである。

①食堂の施設改修

- ・オペレーションに必要な不可欠な厨房機器やレジなどを整備した。
- ・内装について、以前は非常に簡素なものだったが、食事が美味しく見える色彩として、暖色系の色（ブラウン）を基調とした内装に改修した。合わせて、スタッフのユニフォーム、サイン、備品なども同じ色調とし、空間の統一感に配慮した（図10）。
- ・座席レイアウトについては、通常時・イベント時ともに利用しやすいレイアウトとし、窓際には1人でも利用しやすいカウンター席を新設した（図11）。
- ・食事を楽しく明るいものとするため、BGMの演奏ができる音響機器を設置した。音響機器は団体のパーティー利用にも対応できるようマイクも備えた。
- ・利用者と生協とのコミュニケーションの場として、情報

表9 本学法人と本学生協とで締結した協定・契約・覚書

	名 称	主な内容
ア	相互協力関係に関する協定	・本学法人と本学生協はそれぞれの事業に対し、相互に協力 ・本学生協は円滑で健全な事業運営に最大限努め、本学法人は公費による利用や施設の貸与等により協力
イ	福利厚生等業務委託契約	・本学法人が本学生協に委託する業務を、食堂・店舗の運営、その他福利厚生及び学生支援に係る業務と規定 ・事業にかかる経費の負担区分 ・本学法人が本学生協に貸与する施設・備品の項目
ウ	個人情報の取り扱いに関する覚書	・本学生協の加入案内の送付のため、本学法人が保有する個人情報（氏名・住所等）を本学生協に提供 ⁷
エ	災害時の相互協力に関する覚書	・災害発生時、被災者支援のため、本学生協は保有する食料品等を本学法人に供給 ・本学法人は災害に関する情報を本学生協に提供

コーナー（デジタルサイネージ、掲示板）を設置した。
 ②店舗の施設改修
 ・書籍、飲料、情報機器等の売り場の拡大のため、販売棚や冷蔵機器などを追加整備した。
 ・利用者の動線を円滑化するため、販売棚や什器の配置を変更した。

・以前は簡素であった内装について、本学のコーポレートカラーであるブルーを基調とした、爽やかなイメージの内装に変更した（図12）。
 ・店舗内外の什器の一部については、生協学生委員会のメンバーが学内の工房でセルフビルドした。また、店舗内の装飾も生協学生委員会のメンバーの手で行われた。



図10 食堂の改修

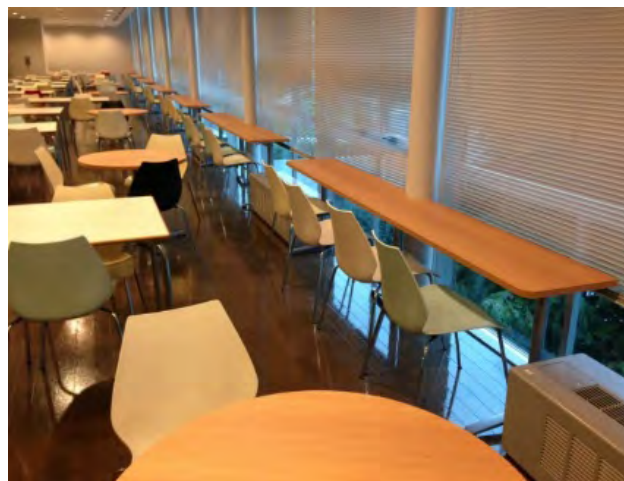


図11 食堂に整備した少人数席



図12 店舗の改修

表10 以前の委託業者と生協設立後のサービスの比較

		以前の委託業者	本学生協 (2016年度)
食堂	営業時間	原則として平日11:00~14:00	同左 (変更なし)
	提供方式	券売機で食券を購入し、提供口で食事を受け取る方式	カフェテリア形式 (提供口で主食とおかずを自由に組み合わせる選択した後、レジで会計する方式)
	メニュー構成 (平均)	日替わり定食2種、麺、カレー、デザート等	日替わり定食1種、カレー、丼・主菜2種、副菜7種類、麺、デザート等 (変動あり)
	平均単価	約420円/人 (2014年4~7月実績値)	約380円/人 (2016年4~7月の実績値)
店舗	営業時間	原則として平日9:30~18:15	同左 (変更なし)
	取扱品目	文房具、デザイン用品、日用品、食料品、菓子、校費・研究費の売掛購入、著作物	(左記の項目に加えて) 著作物 (割引販売)、パソコン等情報機器類、小物家電・小物家具、図書カード、コピー、斡旋業務 (自動車免許、卒業式袴、スーツ、レンタカー、インターネット回線等)、共済 (学生向け保障サービス)
支払方法		現金決済	現金もしくはICカードによる決済

3 開業初年度の状況

(1) 食堂・店舗の状況

大学生協の食堂・店舗は、2016年4月4日から仮営業を開始し、同4月7日 (入学式の日) に正式に開業した。

本学生協による食堂・店舗が開業して以降、それぞれのサービスは表10のとおり変化した。食堂では、提供方式が変更され、食事の選択肢が増えた。安価なメニューが拡充されたことで、平均利用単価は約380円となり、以前よりも40円程度低下した。店舗は、取り扱うサービスの種目が拡大し、コピー、各種斡旋 (レンタカー、自動車学校等) 等の取り扱いが開始された。これまで定価で販売されていた著作物は、本学生協の店舗では実質1割引⁹で販売されている。開業後の食堂・店舗では、商品の欠品や誤発注、利用者の増加による混雑などが見られたが、大きなトラブルに見舞われる事なく、概ね円滑に運営がなされている。また、スタッフのホスピタリティが向上したとの声もよく聞かれるようになった。多様なサービスを円滑に開始できた背景には、スタッフの教育やシステムの運用において、他大学での実績が豊富な事業連合や、近隣の静岡大学生協の支援を頂けたことが大きかったと思われる。

(2) 経営の状況

2016年4月から7月までの供給 (売上) は、店舗が54,433千円 (計画比119%)、食堂が8,179千円 (計画比132%) となっており、いずれも好況である (表11)。損益結果を見てみると、2016年4月から7月末までの事業剰余 (利益) は、計画が▲2,312千円に対し、実績は37千円で、初期投資で発生した赤字の回収が予定よりも早く進んでいる (表12)。ただし、構成を見てみると、店舗が4,849千円 (計画1,954千円)、食堂が-2,827千円 (計画-2,206千円) となっており、剰余 (利益) では食堂がやや苦戦している。その理由としては、利用者の増加に対応するためのスタッフの雇用や水光熱費の増加などが挙げられる。

供給 (売上) について、以前の委託業者が運営していた2015年度と比較してみると、食堂が前年同期間比140%、店舗が同比360%となった。食堂の日平均利用者数は4割近く増加した。店舗の供給 (売上) の大幅な増

加は、以前の委託業者では取り扱いがなかった情報機器や衣料 (卒業式の袴手配) が大きく貢献している (表11)。また、以前から取り扱いがあった食品や文具の購入や、食堂の利用も増加しており、総じて、食堂や店舗を利用する習慣がより定着したものと推測される。

表11 2016年4~7月の供給 (売上) (千円)

分類	実績	計画	計画比
文具	3,525	660	534%
情報機器	13,796	9,770	141%
PCソフト	681	0	-
衣料	3,353	3,600	93%
家電・家具	249	0	-
日用雑貨	252	0	-
食品・菓子	3,026	1,900	159%
パン・米飯	4,227	3,420	124%
ドリンク・デザート	4,396	3,490	126%
コピー	12	220	5%
官製品	31	0	-
プリペイドカード	381	0	-
自動車学校斡旋	14,514	14,100	103%
書籍	6,285	9,670	65%
スタディガイド	245	0	-
値引き等	-540	-950	-
店舗合計	54,433	45,880	119%
食堂	8,179	6,180	132%
総合計	62,612	52,060	120%

表12 2016年4～7月の損益 (千円)

	店舗			食堂		
	実績	計画	計画比	実績	計画	計画比
総供給高	54,433	45,880	118.6%	8,179	6,180	132.3%
事業総剰余	9,208	5,345	172.3%	3,527	2,850	123.8%
GPR	16.9%	11.6%	145.7%	43.1%	46.1%	93.7%
人件費	2,135	1,939	110.1%	3,437	2,981	115.3%
物件費	2,224	1,452	153.2%	2,917	2,075	140.6%
事業剰余	4,849	1,954	248.2%	-2,827	-2,206	128.2%

	本部			全体		
	実績	計画	計画比	実績	計画	計画比
総供給高				62,612	52,060	120.3%
事業総剰余	2,326	1,800	129.2%	15,061	9,995	150.7%
GPR				24.1%	19.2%	125.5%
人件費	148	0		5,720	4,920	116.3%
物件費	4,163	3,860	107.8%	9,304	7,387	126.0%
事業剰余	-1,985	-2,060	96.4%	37	-2,312	-1.6%

(3) 加入状況

2016年8月末時点で組合員の加入者数は1,247人となり、2016年度末時点の計画値1,090人を既に達成した(表13)。また、本学生協が扱う共済(学生向け保障サービス)は新入生の約6割が加入した。本学では、任意加入の学生向け保障サービスについて、2015年度までは共済とは別の学生向け保障サービスを紹介していたが、2016年度以降は共済も合わせて紹介している。これにより、新入生の学生向け保障サービスの加入率が、2015年度は約3割であったのが、2016年度は約7割へと増加した。

表13 組合員数の計画と実績 (人)

	学内人口 (2016.5.1現在)	2016年度末 計画値	実績値 (2016.8.31現在)
学生	1,629	955	1,097
教職員	165	135	142
その他	—	0	8
合計	1,794	1,090	1,247

(4) 本学生協の組織活動

本学生協では、2016年5月に初めての総代会を開催し、新年度の方針や予算を承認した。また、総代会にて再任された役員により生協理事会が毎月開かれ、事業に関する日常的な意思決定を担っている。生協学生委員会は、新しいメンバーを加えながら、活発に活動している。生協学生委員会の特筆すべき活動としては「フリースペース(図13)」が挙げられる。「フリースペース」は、本学生協の店舗において組合員が制作した作品や関係する商品を展示し、本学生協が販売を代行するシステムで、生協学生委員会が企画・運営を担当している。2016年7月から開始したが、同月内で2件の利用があり、演習科目の企画立案総合演習¹⁰の履修学生が企画・制作した商品と、フェアトレードサークル「りとるあーす」によるフェアトレード商品が販売され、好評を得た。また、この「フリースペース」の活動は、2016年に開催された大学生協東海ブロックフェスティバルにおいて、最優秀賞である「お店・食堂活動大賞」を受賞するなど高い外部評価も得ている。これまで本学では、学内での販売活動について公共性や安全性の観点から原則認めていなかったが、本学生協を介することで販売活動が可能となった。今後、「フリースペース」は成果発表や商品開発のモニタリングの場として活用していくことで、学生への教育的効果が期待されている。

このほか、組合員が生協の運営に参加する仕組みとして、2016年5月から要望や意見を投書できる「声カード」の運用を開始した。寄せられた要望の一部については、生協学生委員会と食堂・店舗のスタッフとが連携して回答しており、既に商品の品揃えの改善に反映したものも多い。今後も利用者の要望に細やかに対応し、満足度を向上させる仕組みとして期待される。

4 得られた成果とその要因

(1) 得られた成果

本学での生協設立の取り組みにおいて、生協設立以前の3つの課題(図2)に対し、得られた成果を以下に要約する。
・食堂・店舗のサービスについては、生協設立以前に比べて、質・量・価格それぞれで改善がみられた。また、本学生協では、総代会と生協理事会を中心とした組織運営



図13 本学生協の販売代行サービス「フリースペース」

と、組合員が自由に要望や意見を投書できる「声カード」が開始され、利用者の満足度を向上させるための仕組みが構築されつつある。

- ・開業初年度の上半期では、販売代行サービス「フリースペース」のほか、様々なイベントが企画・実行され、大学の活性化に貢献した。今後も生協理事会と生協学生委員会が中心となり、学内の教育研究活動や課外活動との多様な連携による大学の活性化が期待できる状況にある。
- ・本学固有の非営利活動法人である本学生協が食堂・店舗の運営者となったことで、外部の民間業者の場合と比べ、突然の事業の撤退や縮小のリスクが小さくなり、食堂・店舗の運営が安定化した。また、事業連合の支援のもと、収益性の高い事業(情報機器の販売、卒業式袴の手配等)の展開が可能となり、事業全体の安定化に貢献している。開業後は、大学生協の連合組織や近隣の静岡大学生協の支援のもと、順調に事業を開始できており、開業初年度の上半期は計画を上回る経営結果を得た。当面、委託者に対する本学の直接的な財政支援(水光熱費の減免等)は必要としない状況であり、本学法人の財政負担の軽減に成功した。

(2) 成果が得られた要因

前項のとおり、本学が抱えていた諸課題の解決において、生協設立の取り組みは一定の成果をあげた。しかし、この成果について、著者は大学生協を設立すれば必ず得られるものではなく、その過程における「教職員・学生の自治意識」と「大学の当事者意識」が重要な鍵であったと考えている。この2つの意識については、取り組みを進める中で、関係者がその重要性を認識し、これらの意識を向上させるべく取り組みに様々な工夫を施した。

1) 教職員・学生の自治意識

生協設立準備会の発足においては、学友会本部の学生や、オープンキャンパス等の大学行事に関わった経験のある学生に声をかけて有志を募った。比較的自治意識が高い彼らは、生協設立の必要性を理解し、自らの言葉で学内に訴えた。これに対し、多くの学生は、生協設立に強い関心を持たないまでも、以前の委託業者の撤退という危機感から、食堂・店舗を無くすまいと賛同署名に協力した。そして、「自分達の学生生活に必要な食堂・店舗は自分達でつくろう」という自治意識が、程度こそ人それぞれであるが、学内で広く共有された。その結果、生協設立はもとより、開業後の高い加入率・利用率や、活発な生協理事会・学生委員会の活動へと繋がっていったと考えられる。

2) 大学の当事者意識

先述のとおり、本学では、生協設立に関する大学としての意思決定を、大学事務局ではなく、懇談会という公の場において行った。その懇談会では委員から厳しい指摘があったものの、結果として、大学事務局内にも緊張感が生まれ、本学の福利厚生課題と正面から向き合い、協定書等の締結や公費による物品調達の促進など、本学生協を安定的に運営していくための礎が形成されるに至った。また、生協設立運動から開業までの期間は、大学事務局の財務室だけではなく、教員や他部署の職員の協働により準備を進めた。これにより、より多くの教職員が生協設立の当事者となって、生協設立に必要な準備作業を多角的に洗い出す

ことができ、円滑化を生協設立と開業が実現できたと考えられる。

5 総括

本稿では、本学での生協設立の過程、開業初年度の状況について報告した。そして、生協設立により得られた成果について、3つの観点(満足度の向上、運営の安定化、大学の活性化)から整理し、生協設立が本学の諸課題の解決において有効な手立てであったことを述べた。この3つの観点は、以前の食堂・店舗が抱えていた課題をもとに設定したものであるが、この観点からは評価できない、本学生協が成しえる可能性も徐々に明らかとなっている。例えば、生協活動を通して得られる学生への教育効果、学内のコミュニケーションの活性化、地場産業との連携による地域貢献などが挙げられる。本学生協は、設立して間もなく開拓精神に溢れていること、大学がコンパクトゆえに一体感や機動力があること、生協理事会が教員・職員・学生によりバランスよく構成され、実行力があることなど、他の大学生協にはない強みを持っている。今後は、こうした強みを活かしながら、生協理事会や生協学生委員会の舵取りのもと、本学生協の可能性を更に広げていくことが期待される。一方で、ピーク時間帯の混雑の解消や営業時間の拡大の要望への対応など、開業後に明らかになった運営上の課題も明らかになりつつある。本稿で述べた生協設立による成果はあくまで暫定的なものであるが、今後、本学と本学生協が課題の認識を共有し、努力を重ねていくことで、本学生協の可能性は更に拡大していけるものと考えている。

謝辞：本稿を取りまとめるにあたり、全国大学生協連合会の石井愛氏、静岡大学生協の杉山晃司氏には多大なるご協力を頂いた。また、本学生協の設立は、大学生協東海事業連合の石橋一郎氏、山内明氏、伊賀均氏、大学生協東海ブロックの坂田充宏氏のお力添えと全国の大学生協の応援をなくしては成し得なかった。この場を借りて厚く謝意を表す。

表14 SUAC生協開業までの道のり

時 期	事 項	内 容
2015年 4月	食堂・店舗の前委託業者が撤退の意向を申し入れ	8月以降は水道光熱費の大学負担を条件に、年度末までの営業継続が決定。
5月21日	懇談会	今後の食堂・店舗の運営方法について検討するワーキンググループ（WG）の設置を決定。
6～7月	WG（学生2名、教員4名、職員6名、計12名で構成）	計4回WGを開催。その成果として、生協の設立が最適との旨の提案書を取りまとめ。
（この間、WGの途中経過を6月の懇談会及び教授会にて報告）		
7月15日	懇談会	WGの検討結果をもとに協議。その結果、生協設立にむけた取組を進める方針を決定。
7月23日	教授会	懇談会での方針を報告。
7月下旬	生協設立準備会の発足	生協設立準備会を大学事務局内に設置。
9月 9日	経営審議会・役員会	懇談会での方針を報告（了承）。
9月30日	発起人会の発足・開催（第1回）	発起人代表の選出。定款(案)等を協議。
10月15日	発起人会（第2回）	事業計画(案)、署名活動の方法等を協議。
10月16日	署名活動開始	学内各所で署名活動を展開。
10月20日	有効署名数が300筆を突破	署名の法的要件をクリアし、創立総会の召集が正式に決定。
10月29日	発起人会（第3回）開催	生協設立時の役員体制等を協議。
12月 3日	創立総会	定款および事業計画の議決、役員（理事・監事）の選挙等を実施。
12月 3日	生協理事会（第1回）	代表役員の選出。
12月25日	事業認可	静岡県より事業認可。
2016年 1月 8日	登記完了	法務省にて登記が完了。
1月21日	生協理事会（第2回）	大学との協定書、契約書及び覚書の締結等を協議。
2月上旬	前委託業者の営業終了 食堂・店舗の改修工事着工	工事では、厨房機器や什器の整備、内装工事等を実施。
2月中旬	生協の加入案内の送付、加入申込の受付開始	教職員は2月上旬、在学生は2月下旬、新入生は合格発表日から加入申込の受付を開始。
2月16日	生協理事会（第3回）	開業準備、運営方針、大学との協定書等を協議。
3月18日	食堂・店舗の改修工事竣工 生協への食堂・店舗の引き渡し	食堂・店舗の引き渡し後、開業準備。
3月18日	生協理事会（第4回）	開業準備、第1回総代会議案等を協議。
4月上旬	食堂・店舗開業	4/4仮オープン、4/7グランドオープン。

参考文献

- 庄司興吉 2015「学生支援と大学生協 民主協同社会をめざして」丸善出版
- 全国大学生生活協同組合連合会 2013「大学生協設立ハンドブック」全国大学生生活協同組合連合会
- 全国大学生生活協同組合連合会 2016「学生生活実態調査報告書『CAMPUS LIFE DATA2015』」全国大学生生活協同組合連合会
- 山口浩平 2011「あらたな生協の創立—釧路公立大学生協を事例に—」生活協同組合研究 421巻 39-44p
- 和田寿昭 2011「大学生協の事業環境の変化と当面の課題」生活協同組合研究 421巻 20-30p
- 和田寿昭 2008「“大学激動期”における大学生協の課題」生活協同組合研究 385巻 18-25p
- 和田寿昭 2011「大学生協の発展の歴史と今後の展望」まちと暮らし研究 No.12 80-82p
- 公立大学法人静岡文化芸術大学 2016「SUAC生協誕生」広報誌碧い風 vol.2 2-3 p 公立大学法人静岡文化芸術大学
- 公立大学法人静岡文化芸術大学 2016「SUAC生協開業！」広報誌碧い風 vol.3 4-5 p 公立大学法人静岡文化芸術大学
- 佐々木哲也 2016「新しい店舗のとりくみ NEW×SHOP」univ.CO-OP vol.416 1-3p 全国大学生生活協同組合連合会

佐々木哲也 2016「私達の生協、SUAC生協ができるまで」大学生協設立ハンドブック 42-50p 全国大学生生活協同組合連合会

- ¹ 本学では、食堂・店舗について、2015年度までは学生食堂・売店と称していたが、2016年度からは学生食堂・購買に改称した。本稿では統一して食堂・店舗と称す。
- ² 福井県立大学 2012「公立大学学生食堂運営状況調査結果」
- ³ 2000年度末時点の公立大学数は72大学で、うち大学生協を有する公立大学は21大学である。2015年度末時点の公立大学数は86大学で、うち大学生協を有する公立大学は29大学である。大学数は一般社団法人公立大学協会 2015「平成27年度公立大学便覧」、大学生協数は全国大学生生活協同組合連合会の提供資料による。
- ⁴ 全国大学生生活協同組合連合会 2013「公立はこだて未来大学の生協設立と、その未来」生協設立ハンドブック41-47p、山口浩平 2011「あらたな生協の創立—釧路公立大学生協を事例に—」生活協同組合研究第421号39-44p
- ⁵ 本学が2013年度に実施した学生生活調査において、12人の学生が大学生協の設立を希望する意見を回答している。
- ⁶ 大学運営懇談会は、学長を議長とし、役員及び部長らにより、大学の運営に係る事案を協議する月例の会議。2015年10月より大学運営会

議に改称した。

- ⁷ 教職員及び学生の個人情報の提供は、本人の事前の同意を得た上で行うことと定めている。
- ⁸ 少人数席の整備は2016年9月（本学生協の開業後）に実施し、その他の施設改修は2016年2～3月（本学生協の開業前）に実施した。
- ⁹ 2016年9月現在、本学生協の店舗では、組合員証の提示で定価の5%

の割引とし、プリペイドカード決済を利用した場合、更に定価の5%分のポイントを付与している。

- ¹⁰ 企画立案総合演習は、本学の旧カリキュラムの3年次の必修科目で、地域の課題について企画・立案・提案を行い、事業構想プロセスを体験的に学習する科目である。企画立案総合演習は、カリキュラム改正に伴い、2016年度で終了している。

